資料１

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

日本放送協会に対する令和８年度国際放送等実施要請
（令和８年３月１１日　諮問第１０号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（林田課長補佐、砂川係長）
電話：０３－５２５３－５７７７

諮問第 10 号説明資料

日本放送協会に対する令和８年度国際放送等実施要請

１　諮問の概要

放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 65 条第１項の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）に対し、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間において、国際放送（ラジオ国際放送）及び協会国際衛星放送（テレビ国際放送）を行うこと並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うこと（以下「国際放送等」（※）という。）を要請するに当たり、法第 177 条第１項第２号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

（※）法第２条第１項第５号の「国際放送」及び法第２条第１項第９号の「協会国際衛星放送」並びにこれらの放送の放送番組の配信をいう。

２　国際放送等実施要請の目的

協会に国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図ることを目的とする。

３　国際放送等実施要請の概要

（１）総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこと及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。

○放送法

（国際放送の実施の要請等）

第 65 条　総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこと及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。

２　総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

３　協会は、総務大臣から第１項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

４・５　（略）

（国際放送等の費用負担）

第 67 条　第 65 条第１項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）及び前条第１項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

２　第 65 条第１項の要請及び前条第１項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（２）令和８年度要請内容

別添１－１「ラジオ国際放送等の実施要請書の比較表」及び別添１－２「テレビ国際放送等の実施要請書の比較表」のとおり。

（３）令和８年度国際放送交付金の額（予定）

法第 67 条第１項の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国の負担として予算計上している。

令和８年度当初予算が成立した場合の予算額は、約 35.9 億円（内訳　ラジオ国際放送及びその放送番組の配信：約 9.0 億円、テレビ国際放送及びその放送番組の配信：約 26.9 億円）を予定している。

（４）国際放送等の概要

別添２「ＮＨＫのラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要」のとおり。

４　要請日

令和８年４月１日（水）（予定）

※期間を分けて要請を行う場合は、指定する期間に応じてそれぞれ要請を行う。

５　これまでの取組

（１）　ラジオ国際放送は昭和 26 年度以降、また、テレビ国際放送は平成 19 年度以降、それぞれ毎年度、要請を実施。また、放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第 36 号）による法改正を踏まえ、令和７年 10 月１日以降、放送番組の配信についても要請を実施。

（２）　協会は、現在、法第 20 条第１項第７号及び第８号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

ラジオ国際放送等の実施要請書の比較表

（別添１－１）　3

令和８年度（案）	令和７年度（10月１日要請）
放送法（昭和25年法律第132号）第65条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請する。	放送法（昭和25年法律第132号）第65条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請する。
１　放送事項 （１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項 （２）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。	１　放送事項 （１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項 （２）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。
２　放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド	２　放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド
３　その他必要な事項 （１）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第１項第７号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （２）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （３）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （４）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （５）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （６）令和６年８月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。 （７）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 （８）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。 （９）放送法第20条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、国際放送の放送番組の配信を行うこと。 (10）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。 (11）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。	３　その他必要な事項 （１）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第１項第７号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （２）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （３）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （４）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （５）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （６）令和６年８月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。 （７）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 （８）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。 （９）放送法第20条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、国際放送の放送番組の配信を行うこと。 (10）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。 (11）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。
４　国の費用負担等 （１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。（※）	４　国の費用負担等 （１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和７年10月１日から令和８年３月31日までとする。

※期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

テレビ国際放送等の実施要請書の比較表

（別添１－２）　4

令和８年度（案）	令和７年度（10月１日要請）
放送法（昭和25年法律第132号）第65条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送及びその放送の放送番組の配信を行うことを要請する。	放送法（昭和25年法律第132号）第65条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送及びその放送の放送番組の配信を行うことを要請する。
１　放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 （１）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 （２）国の重要な政策に係る事項 （３）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 （４）その他国の重要事項	１　放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 （１）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 （２）国の重要な政策に係る事項 （３）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 （４）その他国の重要事項
２　放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州	２　放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州
３　その他必要な事項	３　その他必要な事項
（１）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第１項第８号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。	（１）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第１項第８号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
（２）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。	（２）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
（３）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。	（３）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
（４）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。	（４）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。
（５）放送法第20条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、協会国際衛星放送の放送番組の配信を行うこと。	（５）放送法第20条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、協会国際衛星放送の放送番組の配信を行うこと。
（６）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。	（６）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。~~特に、2025年日本国際博覧会及び第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025に際してこれらの取組の一層の推進に努めること。~~
（７）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。	（７）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。
（８）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。	（８）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。
４　国の費用負担等	４　国の費用負担等
（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。	（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。（※）	（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和７年10月１日から令和８年３月31日までとする。

※期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

ＮＨＫのラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要

（別添２）

○　ラジオ国際放送の概要

（１）放送時間　１日延べ５０．４５時間程度（令和８年度計画値）

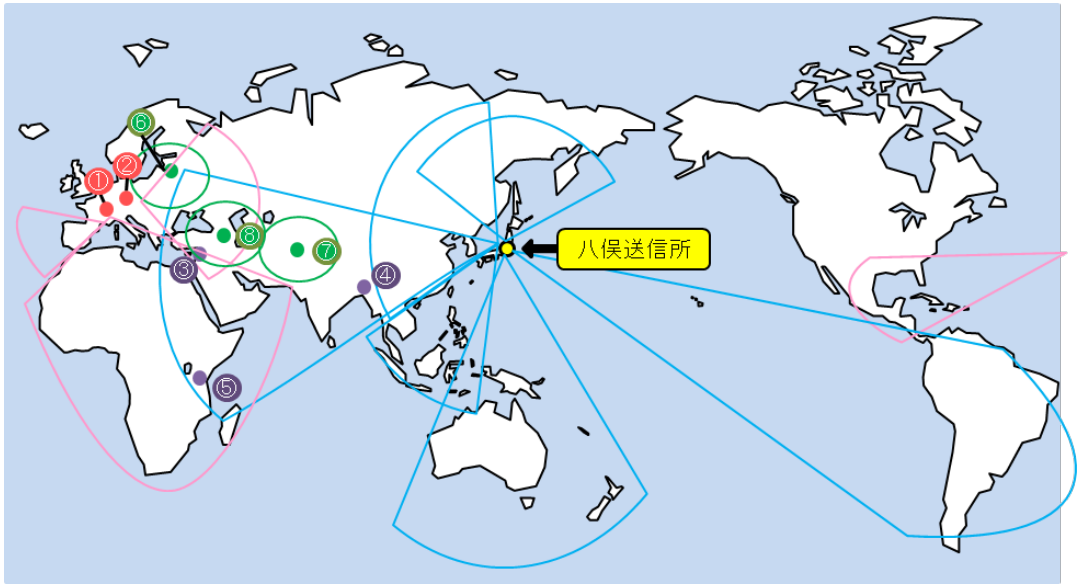
（２）放送区域　１５区域

（欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮半島、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド）

（３）使用言語　１８言語

（日本語、英語、中国語、朝鮮語、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ベンガル語、ヒンディー語、ウルドゥー語、フランス語、ペルシャ語、アラビア語、スワヒリ語、スペイン語、ポルトガル語）

（４）送信施設　国内送信所１か所（八俣送信所）、海外中継局８か所、衛星放送



（令和７年６月末時点）

短波	① フランス中継局
	② ドイツ中継局
FM	③ ヨルダン川西岸中継局（ラマラ他）
	④ バングラデシュ中継局（ダッカ他）
	⑤ タンザニア中継局（ダルエスサラーム他）
中波	⑥ リトアニア中継局
	⑦ タジキスタン中継局
	⑧ アルメニア中継局

○　テレビ国際放送の概要

（１）放送時間　外国人向け：１日２４時間（令和８年度計画値）
　　邦人向け　：１日５時間程度（令和８年度計画値）

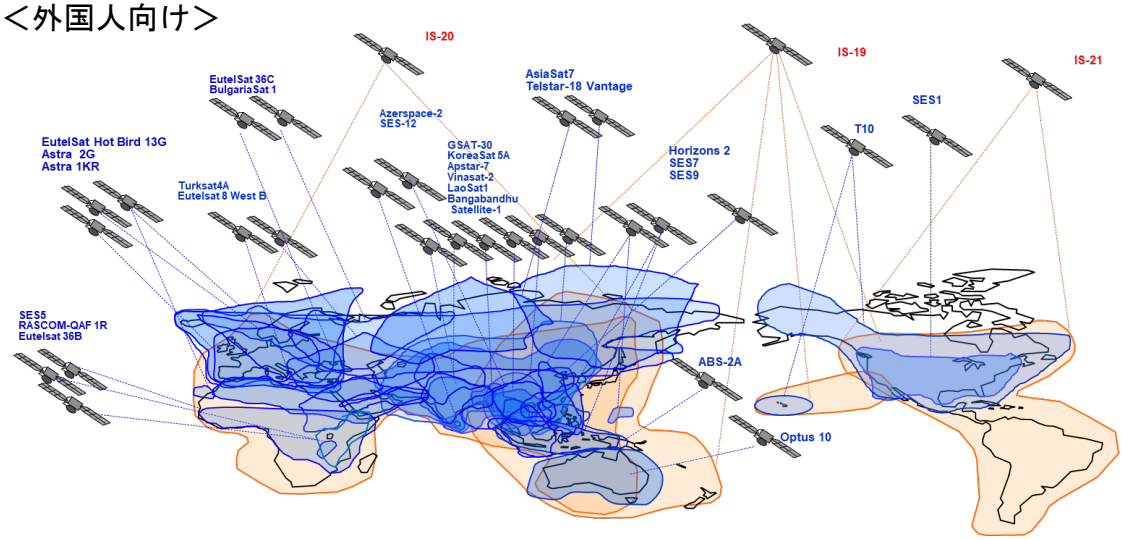
（２）放送区域　外国人向け：インテルサット１９、２０、２１衛星にて世界全域で受信可能
　　地域衛星にて、北米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能
　　邦人向け　：インテルサット１９、２０、２１衛星にて世界全域で受信可能

（３）使用言語　２言語（日本語、英語）

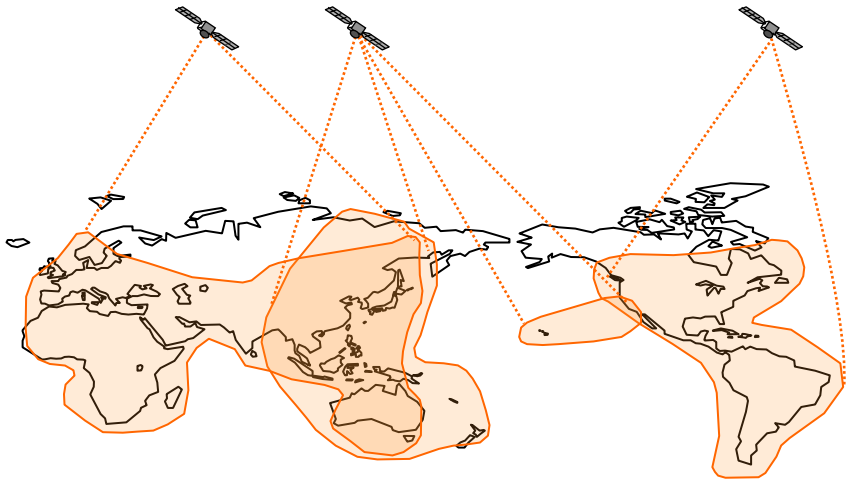
（４）送信衛星　３０基

（５）受信方法　受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、ＣＡＴＶやホテルなどでも視聴が可能

＜外国人向け＞



＜邦人向け＞



直径2．5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

（令和８年１月末時点）

参照条文

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抜粋）

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四　（略）

五　「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六　「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七　「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八　（略）

九　「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十　「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一　「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～三十　（略）

三十一　「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二～三十四　（略）

（目的）

第十五条　協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条　協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二　（略）

三　協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四　協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五・六　(略)

七　邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

八　邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

２～９　(略)

１０　協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

１１～１３　(略)

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条　総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこと及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。

２　総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

３　協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

４　協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

５　(略)

(国際放送等の費用負担)

第六十七条　第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

２　第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　(略)

二　第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（

基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五　（略）

２　（略）

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）　（抜粋）

（資料の提出）

第八条　法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）、有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　協会　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　国際放送及び協会国際衛星放送並びにこれらの放送の放送番組の配信の実施状況の概要

ヘ～チ　（略）

二～八　（略）

２　（略）

（公印・契印省略）

写

諮　問　第　１０号

令和８年３月11日

電波監理審議会

　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第65条第１項の規定に基づく日本放送協会に対する令和８年度国際放送等実施要請について、必要な予算が国会の議決を経た場合、ラジオ国際放送等の実施は別紙１、テレビ国際放送等の実施は別紙２のとおり要請することとし、別紙１　４（２）及び別紙２　４（２）について、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定して要請することとしたい。

ついては、法第177条第１項第２号の規定に基づき、別紙１及び２により諮問する。

別紙１

令和８年度におけるラジオ国際放送等の実施について（要請）

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 65 条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請する。

１　放送事項

（１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ　国の重要な政策に係る事項

ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ　その他国の重要事項

（２）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

２　放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

３　その他必要な事項

（１）放送効果の向上を図るため、放送法第 20 条第１項第７号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

（２）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

（３）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

（４）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

（５）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

（６）令和６年８月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。

（７）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。
（８）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
（９）放送法第 20 条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、国際放送の放送番組の配信を行うこと。
（10）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。
（11）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。

４　国の費用負担等
（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。（※）

以上

（※） 期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

別紙２

令和８年度におけるテレビ国際放送等の実施について（要請）

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 65 条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送及びその放送の放送番組の配信を行うことを要請する。

１　放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

（１）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
（２）国の重要な政策に係る事項
（３）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
（４）その他国の重要事項

２　放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

３　その他必要な事項

（１）放送効果の向上を図るため、放送法第 20 条第１項第８号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
（２）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
（３）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
（４）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。
（５）放送法第 20 条第１項第３号又は第４号の規定に基づき実施する業務の方法により、協会国際衛星放送の放送番組の配信を行うこと。
（６）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。

（７）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。
（８）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。

４　国の費用負担等
（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。（※）

以上

（※）　期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

資料２

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案
（令和８年３月１１日　諮問第１１号）

［「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」
を踏まえた制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送業務課
（古田課長補佐、勝畑係長、荷見主査）
電話：０３－５２５３－５７９３

諮問第１１号説明資料

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案
（「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえた制度整備）

１　諮問の概要

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（令和８年１月 21 日公表）を踏まえ、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を変更する告示案について諮問するものである。

２　変更概要

基幹放送普及計画第１の３（その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項）及び第２の１（「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること）について、地上基幹放送事業者のガバナンス体制の整備に関する規定を整備する。　【基幹放送普及計画第１の３（２）及び第２の１（８）】

３　施行期日

公布の日。ただし、第２の１の変更規定は、令和９年４月１日。

４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続については、令和８年１月 24 日（土）から令和８年２月 24 日（火）までの期間において、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等と併せて実施し、合計で 48 件の意見の提出があった。

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめ　概要

○　放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえ、2025年6月から2026年１月までに８回開催（2026年１月21日取りまとめ公表）。

○　放送事業者が「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートし続け、放送が今後とも社会的役割を果たし続けることができるよう、**ガバナンス確保に関する取組として、基本的な考え方（目的、対象、方針）**及び**具体的内容（事案の未然防止、事案の発生後の対応、フォローアップ）について、提言。**

ガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方

取組の目的・対象

- 放送は、時代の変化に応じ、**国民の知る権利に奉仕し続けることが必要。**このためには、**放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保**が必要。
- 放送事業者は、一般の株式会社に求められるガバナンスの確保は前提として、**人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取組を不断に実施。**
- このうち、芸能事務所・番組出演者に関するものは、**NHKと民間放送の二元体制の下、放送業界全体として取組。**
- さらに、**新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組**を進め、**放送の社会的価値の一層の発揮**を図ることが重要。

取組の方針

- ガバナンス確保は、番組編集の自由の維持は当然の前提とした上で、**一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進。**
- まずは**事業主体である各放送事業者が推進。**加えて、**業界団体は、**放送業界全体としての**信頼性を確保するため**に**積極的に役割を遂行。**
- **行政としても**、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、**放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当。**

ガバナンス確保に関する取組の具体的内容

放送事業者・業界団体の取組

【事案の未然防止（平時の取組）】

- **各放送事業者はガバナンス確保のための体制整備を実施。**
- **業界団体は、業界全体を底上げし信頼性を確保するため、ガバナンス確保のための指針を策定**し、**取組の具体例、留意事項や、**公表事項の**フォーマットを提示。**
- **各放送事業者は、指針の取組状況を自ら定期的に評価し、結果を公表。**
  業界団体は、各放送事業者の**取組状況や評価の取りまとめ・確認、ベストプラクティスの共有、助言等**を実施。
- **自己評価に客観性を担保する**ため、**第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みが必要。**

【事案の発生後の対応】

- 事案の発生した**放送事業者が自ら対応するとともに、業界団体も対応**※。
  ※例えば、事案の内容や対応の報告を求めることや、助言を行うこと、事案の内容・性質、対応等に応じて業界団体のルールに基づいて処分を行うこと等

行政の役割

【事案の未然防止（平時の取組）】

- **基幹放送普及計画**を通じて、**ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認**することを検討。
  自主自律の観点から、体制整備の促進が目的であり、放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。

【事案の発生後の対応】

- 事業者・業界団体の対応を見極めた上で、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が信頼性の高い情報発信などの社会的役割を果たし続けることができるよう、以下の事項について検討。その際、制裁ではなく**経営基盤の持続可能性を確保するため**であること、**番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計**することに留意。

☞ **経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けること、**

☞**特に必要な場合には、免許時に条件を付すこと**
（例：経理的基礎が脅かされている状況の解消に必要な措置の報告や実行を求める）

フォローアップ　**外部からのチェック機能**が働くよう、**官民が連携してフォローアップする仕組みを整備。実効性を確認**しつつ、必要に応じて**取組の充実**等の見直し。

ガバナンス確保に関する業界団体の取組

○ 日本民間放送連盟は、ガバナンス確保に向けた検討のため、「ガバナンス対応特別プロジェクト」（会長、キー局の副会長で構成）を新設し、さらに、その下で実務的検討を行う「ガバナンス対応特別部会」を設置。
○ ガバナンス確保のための具体的措置として、「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策」を令和７年11月6日決定。
○ 令和８年1月22日、民間放送ガバナンス指針を制定（4月1日施行）、ガバナンス検証審議会を4月1日に設置することを決定。

民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策のポイント

- 会員に対するアンケート調査を踏まえ、ガバナンス上の課題と対応策を検討し、**「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策」を決定**。

  ガバナンス対応特別プロジェクトで更に検討を進め、**令和8年1月22日、民間放送ガバナンス指針を制定（4月1日施行）。**

「民間放送ガバナンス指針」の概要

＜基本理念（要旨）＞

民間放送の使命・職責を果たすためには、放送の自主自律を堅持しつつ、人権尊重の徹底、法令や社会規範の遵守など、社会から信頼されるガバナンスを確立することが不可欠である。民放連会員社は、民間放送の持続可能性を高めるために、基本原則に則り、自ら体制等を整え、社会に対する説明責任を果たすこととする。

＜基本原則＞

1. 公共性の発揮、 2. 人権尊重の徹底、 3. 法令や社会規範の遵守、 4. 透明性の向上、 5. 適切な経営体制の確立

＜モニタリング＞

会員社は、指針の運用状況を自主点検し、毎年度1回公表。民放連は、各社の取組状況を取りまとめて公表。

- 定款を変更して**業界全体のガバナンス確保を民放連の役割と位置付け**（12月18日臨時総会で決定）。

- **外部専門家を含む「ガバナンス検証審議会」を民放連内に4月1日に新設**。

  同審議会では、民間放送全体に影響を及ぼすおそれのあるガバナンス上の重大な不祥事が会員社に発生した場合、当該社に対して事案に関する報告を求めるとともに、原因究明や再発防止に対する助言を行い、是正措置の策定を求める。また、民放連としての処分等の必要性などについて審議を行う。

- 民放連は、「ガバナンス検証審議会」の意見や助言を踏まえて、日常的なガバナンス向上活動を実施する。

  （具体的な取組例：ガバナンスに関する**ベストプラクティス例の調査・共有・公表**、**会員向けの研修**など）

制度改正等の全体像の概要

○ 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」（ガバナンス検討会）において、放送事業者におけるガバナンスの具体的内容やその確保の在り方について検討を実施。

○ 今般、ガバナンス検討会取りまとめが令和８年１月21日に公表されたため、その内容を踏まえ、必要となる省令等の改正等を行うもの。

1 事案の未然防止（平時の取組）

ガバナンス検討会取りまとめ

基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討

制度改正案

赤字部分が諮問事項

- 審査基準の一部である**基幹放送普及計画**、放送法関係審査基準**を改正**し、次の事項を免許審査で確認。
  - (1) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること
  - (2)（1）の取組の状況に関する自己評価を行っていること
  - (3)（2）の自己評価の結果を公表していること
- 令和９年４月1日施行

2 事案発生後の対応

ガバナンス検討会取りまとめ

経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けることについて検討

制度改正案

- 電波法施行規則・放送法施行規則を改正し、経理的基礎が基幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、報告（事情の内容及び原因、当該事情による影響、経理的基礎を確保するために必要な措置等）する手続を設ける
- 公布の日に施行

3 その他、所要の規定の整備

基幹放送普及計画・放送法関係審査基準の改正

諮問事項

● 基幹放送普及計画　（下線部分が改正部分）

第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

（略）

１・２　（略）

３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

（１）　基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送(全国放送であるものを除く。)については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

（２）　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、基幹放送の健全な発達を図るため、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと。

第２　放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

１　「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

（１）～（７）　（略）

（８）　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること。

第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

（略）

● 放送法関係審査基準（下線部分が改正部分）

第３条　地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の５第４項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の６第１項本文の規定の運用を受ける場合及び同条第２項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第１項本文の既定の適用を受ける場合にあっては、第４項イ及び第５号を除く。）を満たすものでなければならない。

（１）～（９）　（略）

（10）認定等をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙１の基準に合致すること

別紙１（第３条関係）

第３条(10)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

１～12　（略）

13　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時目的放送を除く。）の業務を行う申請者（協会及び学園を除く。）は、次の各条件に適合するものであること。

（1）　当該業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っているものであること。

（2）　（1）の取組の状況に関する自己評価を行っているものであること。

（3）　（2）の自己評価の結果を公表しているものであること。

14　（略）

（参考）免許の審査基準

●電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（申請の審査）

第七条　（略）

２　総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が**次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない**。

一　工事設計が次章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

二　総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三　当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四　特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

ロ　免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当すること。

ハ　**その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合すること**その他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五～七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

３～６　（略）

（参考）電波法施行規則・放送法施行規則の主な改正

● 電波法施行規則　（下線部分が改正部分）

（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式により作成し、当該様式による届出書一通及びその写し一通を放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

2　基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。第五項から第七項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3　前項の規定により報告するときは、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。

4　第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

5　基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務又は同項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

6　基幹放送局の免許人は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

7　基幹放送局の免許人は、第五項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

8　前三項の規定により報告するときは、別表第五号の八の様式によつて行うものとする。

9・10　（略）

● 放送法施行規則（下線部分が改正部分）

（事業計画書の変更等）

第八十六条　認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書及び事業収支見積書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2　認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。第四項から及び第六項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3　前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。

4　認定基幹放送事業者は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

5　認定基幹放送事業者は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、総務大臣にその状況を報告しなければならない。

6　認定基幹放送事業者は、第四項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

7　前三項の規定により報告するときは、別表第二十一号の五の様式によつて行うものとする。

8・9　（略）

意見募集の結果について（概要）

1. 実施期間

令和8年1月24日（土）から同年2月24日（火）まで

2. 意見件数（提出順）

合計48件 ※　諮問対象である基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を変更する告示の意見募集を、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等と併せて実施。

【放送事業者等：40件】（意見提出順）

- 中京テレビ放送株式会社
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 北日本放送株式会社
- 株式会社高知放送
- 読売テレビ放送株式会社
- 福井放送株式会社
- 株式会社テレビ朝日ホールディングス
- 青森放送株式会社
- 株式会社山梨放送
- 日本BS放送株式会社
- 日本テレビ放送網株式会社
- 株式会社宮城テレビ放送
- 株式会社TBSテレビ
- 株式会社テレビ岩手
- 朝日放送テレビ株式会社
- 株式会社テレビ東京ホールディングス
- 山形放送株式会社
- 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
- 株式会社フジテレビジョン
- 株式会社長崎国際テレビ
- 株式会社CBCラジオ
- 株式会社福岡放送
- 株式会社静岡第一テレビ
- 札幌テレビ放送株式会社
- 関西テレビ放送株式会社
- 株式会社テレビ新潟放送網
- 四国放送株式会社
- 株式会社テレビ金沢
- 山口放送株式会社
- 株式会社鹿児島讀賣テレビ
- 株式会社テレビ大分
- 株式会社テレビ信州
- 株式会社TBSラジオ
- 中部日本放送株式会社
- 株式会社CBCテレビ
- 株式会社テレビ宮崎
- 南海放送株式会社
- 西日本放送株式会社
- 株式会社毎日放送
- 株式会社BS-TBS

【個人：4件】

【匿名：4件】

制度改正全体について

主な意見	総務省の考え方
○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、本年1月21日公表の取りまとめで、行政の役割について「放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、自主自律のバランスの中で、放送事業者の自主自律に十分配慮して、必要な役割を果たすことが適当」としました(p7)。 総務省は検討会のこの精神を尊重し、先ずは事業者・業界による自主自律にもとづく取組を見守るべきと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】 (その他類似意見11者)	○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ案の意見募集における検討会の考え方において、「行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当」と示されております。 これを踏まえれば、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ(以下「ガバナンス検討会取りまとめ」という。)の趣旨は、総務省が事業者・業界の取組を見守るだけではなく、速やかな制度改正等の措置を講じることを求めているものであると理解しております。
○ 現在、民間放送事業者は、従来の自主自律の基本に則ったガバナンス確保の在り方に加え、業界団体である日本民間放送連盟が制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿い、民放連とも連携しながら、新たな時代の自主自律的なガバナンス体制を築いています。今般の行政としての関与を新たに規定する制度改正案は、こうした自主自律的な取組を踏まえたものと理解しますが、その制度設計に当たっては、行政の役割や関与の範囲を可能な限り具体的に明示し、番組内容への介入やその他恣意的な運用につながらぬよう限定すべきと考えます。 なお、実際の運用に当たっては、事業者側に過度な手続き上の負担が発生し、ガバナンス確保の取組に支障をきたすことがないよう要望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】	○ ガバナンスの確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであり、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきものと考えております。 他方で、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、総務省としても、民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。 ○ 制度の運用に当たっては、放送事業者に過度の負担が生じないよう、十分に配慮してまいります。

【事案の未然防止（平時の取組）】基幹放送普及計画又は放送法関係審査基準について

主な意見	総務省の考え方
○　総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案の意見募集結果では、基幹放送普及計画を通じてガバナンス確保を促すことを懸念する意見が強かったことから、“行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する”とされていました。 　免許審査の際に確認する、▽経営規模等に応じた体制整備の取組、▽自己評価の実施、▽自己評価結果の公表――の３点は、民放連が１月22日付で制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、会員各社が同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度１回公表することで充足されており、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しない仕組みだと認識しています。 　民放連会員社は民間放送の持続可能性を高めるために、同指針に定めた基本原則に則り自ら体制等を整えることを通して、自主・自律的なガバナンスの確保を目指します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	○　本改正案に基づく免許審査では、例えば、御指摘の民間放送ガバナンス指針に沿って必要な体制整備の取組を十分に行っているか、当該取組に関する自己評価を行っているか、当該自己評価の結果を公表しているかについて確認することを想定しており、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定しておりません。 ○　業界団体である一般社団法人日本民間放送連盟が放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に役割を遂行することを期待しております。
○　基幹放送普及計画や放送法関係審査基準の改訂案に盛り込まれたガバナンス確保にかかる「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」、「自己評価の実施と公表」について、義務付けや免許審査時の要件とすることは適当でないと考えます。放送事業者は4月に施行する民放連の「民間放送ガバナンス指針」に沿って自主的な点検を実施し評価を公表しますので、点検と公表の確認をもって充足されるところです。株式会社である放送事業者が自主自律で確保するべきガバナンス体制に、行政が恣意的に介入しかねないとの懸念を残さない形が望ましいと考えます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 （その他類似意見30者）	○　民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。 　この点、ガバナンス検討会取りまとめにおいては、「放送事業者の健全な事業の継続性を確保するため、基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定することを通じて、ガバナンス確保を促進し、放送事業者による自発的な体制整備を確認できるようにすることを検討すべき」とされており、また、「本取りまとめを踏まえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講じてもらいたい」とされております。 　これらを踏まえ、総務省としては、事業者・業界の取組を基本としつつ、免許審査で放送事業者のガバナンス体制の整備状況を確認することにより、ガバナンス確保を促進する必要があると考えております。 ○　なお、本改正案に基づく免許審査では、例えば、業界団体が定めた指針に沿って必要な体制整備の取組を十分に行っているか、当該取組に関する自己評価を行っているか、当該自己評価の結果を公表しているかについて確認することを想定しており、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定しておりません。

【事案の未然防止（平時の取組）】基幹放送普及計画又は放送法関係審査基準について

主な意見	総務省の考え方
○ 放送事業者と民放連は「平時の取組」として、民間放送ガバナンス指針に基づく点検と公表に真摯に取り組みます。今後、重大事案が発生すれば、当該局はもちろん、放送業界の信頼回復は困難になると考えます。特に地方局は地域社会との紐帯が強く、関係も濃密です。それ故に長年構築してきた信頼関係も一瞬にして崩壊します。弊社も社員・スタッフ・役員1人1人が地域社会の一員として襟を正し、自らを律して活動を行うとともに、指針に基づく点検と公表に強い覚悟を持って取り組んで参ります。 【青森放送株式会社】 （その他類似意見7者）	○ 一連の事案を踏まえ、放送事業者としてガバナンス確保に取り組まれる旨の表明として承ります。
○ 改正案に盛り込まれた「業務の適正を確保するための体制整備」および「自己評価・公表」の枠組みに賛同します。その上で、具体的な評価指標として以下の拡充を求めます。 報道の質を担保するチェック体制の厳格化 偏向報道の防止に加え事件、事故等の被害者等への配慮を欠いた不適切な演出（過剰な素材化など）を防ぐための厳格な社内検閲機能を含めるべきです。 放送倫理に基づくガバナンスの定義 放送事業者のガバナンスとは、単なる経理的健全性のみならず放送倫理の遵守と報道の質を組織的に担保することまで含めるべきです。 評価指標の策定 自発的な体制整備を評価する際、番組編集の適正さが組織として守られているかを測定できる具体的な指標を設けることを求めます。 【匿名】	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 自己評価に関する御意見については、ガバナンス検討会取りまとめにおいて、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、（略）一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである」とされており、また、「自己評価が「お手盛り」にならないよう客観性を担保することが必要である。このため、各放送事業者の自己評価や業界団体の確認においては、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みを設けるべきである」とされていることを踏まえ、まずは、各放送事業者及び業界団体が適切な対応を行うことを期待しております。

（参考）【事案発生後の対応】電波法施行規則又は放送法施行規則について

諮問対象外

主な意見	総務省の考え方
○　総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案に対し、民放連および多くの放送事業者は、▽重大事案が発生した際は、放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきだ、▽行政における一定の基準に基づく報告の義務付けについては、いたずらに対象が広がることがないよう、また恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠――との意見を述べました。 　これを踏まえ、同取りまとめでは、“収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設ける”との修正（下線部）が行われました。 　今回示された改正案では、“基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない”とされましたが、▽いたずらに対象が広がらない、▽行政の恣意的な運用が図られないことへの歯止めが読み取れず、民放連や放送事業者の懸念は払拭されていません。 　この報告手続きが経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限度のものであり、「特別の事情」に該当する一定の基準が、放送事業者の懸念を払拭する内容であることが明確に示されない限り、改正案には納得できません。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	○　本改正案の電波法施行規則第43条の２第５項及び放送法施行規則第86条第４項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。 　このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。
○「特別の事情」の判断基準を明確に示すよう要望します。基準は、放送事業者の経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限であるべきで、解釈の幅が広がったり、恣意的な運用に至るようなことは、決してあってはなりません。 【札幌テレビ放送株式会社】 （その他類似意見34者）	○　本改正案の電波法施行規則第43条の２第５項及び放送法施行規則第86条第４項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。 　このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととします。

（参考）【事案発生後の対応】電波法施行規則又は放送法施行規則について

諮問対象外

主な意見	総務省の考え方
○　「基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない」（第43条2第5項）と定められています。 検討会の取りまとめでは「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案」とされていますが、経済的基盤が脅かされる可能性のある段階では明確な基準がなく、行政により恣意的な運用がなされないか懸念されます。さらに、報告後に取られる措置も明らかにされていません。 一方で、一律に数値基準を設けて報告を求めることは、経営の柔軟性を損なう恐れがあります。そのため、報告対象はガバナンスの不備に起因する事象等に限定するとともに、短期的な業績変動により「遅滞なく」報告を求めるのではなく、公表した決算など確定した決算数値に基づく報告とするなど、放送事業者の実態に即した仕組みを要望します。 今回の改正案は公布と施行が同日となっていますが、制度について丁寧な説明を行い、放送事業者の準備期間が確保できるよう、公布までの期間、あるいは公布から施行までの期間を十分に設けるなどの対応を求めます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】	○　本改正案の電波法施行規則第43条の２第５項及び放送法施行規則第86条第４項に基づく報告については、その適切な履行を促すため、特別の事情に該当するケースの明確化が重要と考えております。 このため、本改正案の施行に当たっては、別途、特別の事情に該当する具体例を示すこととしますが、これをもって、経営の柔軟性を損なうことになるとは考えておりません。 ○　施行日に関する御意見については、本改正案は特別の事情が生じたときに報告を要するものであり、その準備に期間を要するものではないと考えられることから、公布日施行としております。なお、制度については丁寧な説明を行うよう努めてまいります。
○　検討会はパブコメに対する回答で、元の案が「報告を義務付ける」とした部分を「報告の手続きを設ける」に変更しました。一方で、今回の省令等改正案は、基幹放送局の免許人または認定基幹放送事業者に対し、放送業務の維持に支障を来たすおそれがある「特別な事情」が生じたときに、総務省に対し、状況・原因・影響・対策を「報告しなければならない」となっています。報告の義務付けではなく、報告手続きがある旨に書き換えるよう要望します。 【株式会社テレビ岩手】 （その他類似意見21者）	○　ガバナンス検討会取りまとめの修文は、現行法の範囲内で報告に係る手続を整備する趣旨を明確化する観点から行われたものと理解しております。

（参考）その他

諮問対象外

主な意見	総務省の考え方
○ 総務省と放送事業者は、節度を保ちつつ日頃から意見交換を大いに行い、放送業界のあるべき姿を模索すべきと考えます。 今後、開かれる予定の「円卓会議」が、放送事業者にとって過度の負担にならないこと、経営の自主自律を侵すようなことがないことを強く要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】 （その他類似意見3者）	○ 本意見募集の対象外ですが、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、官民が連携してフォローアップする仕組みとして、円卓会議を開催し情報共有・意見交換を行う予定です。その際には、放送事業者の自主自律を尊重し、過度の負担が生じないよう、十分に配慮してまいります。
○ メディアへの「経営」への口出しを 直接的に政府が行う機先となり得る法改定に、反対する。 日本の「報道の自由度」(世界報道自由指数)は、長年の自民党の独裁により 極度に低下している。 この上 メディアの企業経営という、根本に関わる問題を 国に提出させるというのは、権力の介入に 他ならない。 あってはならない事ではないか。 【個人】 （その他類似意見1者）	○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであり、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきものと考えております。 他方で、ガバナンス検討会取りまとめを踏まえ、総務省としても、民間放送事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要だと考えております。

参照条文

【必要的諮問事項】

〇放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

〇放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（基幹放送普及計画）

第九十一条　総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

２・３　（略）

４　総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

５　（略）

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １ １ 号
令和８年３月11日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

放送法（昭和25年法律第132号）第91条第４項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）の一部を変更することとしたい。

ついては、同法第177条第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省告示第　　号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

変　更　後	変　更　前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	**第１　［同左］**
［略］	**［同左］**
［１・２　略］	**［１・２　同左］**
３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	**３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項**
⑴　基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。	**基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。**
⑵　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、基幹放送の健全な発達を図るため、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと。	
第２　放送法第93条第１項第６号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、第７条第２項第４号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）	**第２　［同左］**
１　「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。	**１　［同左］**
［⑴～⑺　略］	**［⑴～⑺　同左］**
⑻　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること。	**［新設］**
２　［略］	**２　［同左］**
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第２の１の変更規定は、令和九年四月一日から施行する。

資料３

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請
（令和８年３月11日　諮問第12号）

（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（佐藤課長補佐、國井係長、野本官）
（近藤課長補佐、新井係長）
（戸部課長補佐、中村係長、寺原官、荒巻官）
電話：０３－５２５３－５７８５

日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始）

１．諮問の概要

今般、日本放送協会（以下「NHK」という。）より、基幹放送の業務に用いる電気通信設備の運用の業務委託の内容及び電気通信設備の変更をしようとすることから、電波法及び放送法の規定に基づき変更申請がなされた。また、放送サービス高度化推進協会（以下「A-PAB」という。）より、基幹放送の業務に用いる電気通信設備を変更しようとすることから、放送法の規定に基づき変更申請がなされたところ。

本件は、これらの変更申請について、総務大臣が処分をするにあたり、電波法第99条の11第１項第４号及び放送法第177条第1項第2号の規定に基づき電波監理審議会に諮問するもの。

２．変更申請等の概要

申請者、変更申請の概要は、以下のとおり。

申請者	変更申請の概要
○NHK	＜地上デジタルテレビジョン放送＞ 関東広域局の番組送出設備を渋谷放送センターから新放送センター（情報棟）へ移転すること、並びに、宇都宮、水戸及び前橋の各放送局の番組送出設備の一部を情報棟に集約することに伴い、電気通信設備（番組送出設備の一部）の障害対応について、業務委託により外部の事業者に実施させるもの。【電波法第６条第２項第６号の内容の変更】 ＜超短波放送＞ 東京の放送局の番組送出設備を渋谷放送センターから新放送センター（情報棟）へ移転すること、並びに、宇都宮、水戸、前橋、さいたま、千葉及び横浜の各放送局の番組送出設備の一部を情報棟に集約することに伴い、関係する電気通信設備の障害対応及び運用監視について、業務委託により外部の事業者に実施させるもの。【電波法第６条第２項第６号の内容の変更】 ＜衛星放送＞ 株式会社放送衛星システム（以下「B-SAT社」という。）が地球局を渋谷から唐木田へ移転することに伴い、NHKの電気通信設備に変更が生じるもの及び電気通信設備（番組送出設備の一部）の障害対応について、業務委託により外部の事業者に実施させるもの。【放送法第93条第２項第８号及び第9号の内容の変更】
○A-PAB	B-SAT社が地球局を渋谷から唐木田へ移転することに伴い、A-PABの電気通信設備に変更が生じるもの。【放送法第93条第２項第８号の内容の変更】

３．審査の結果の概要

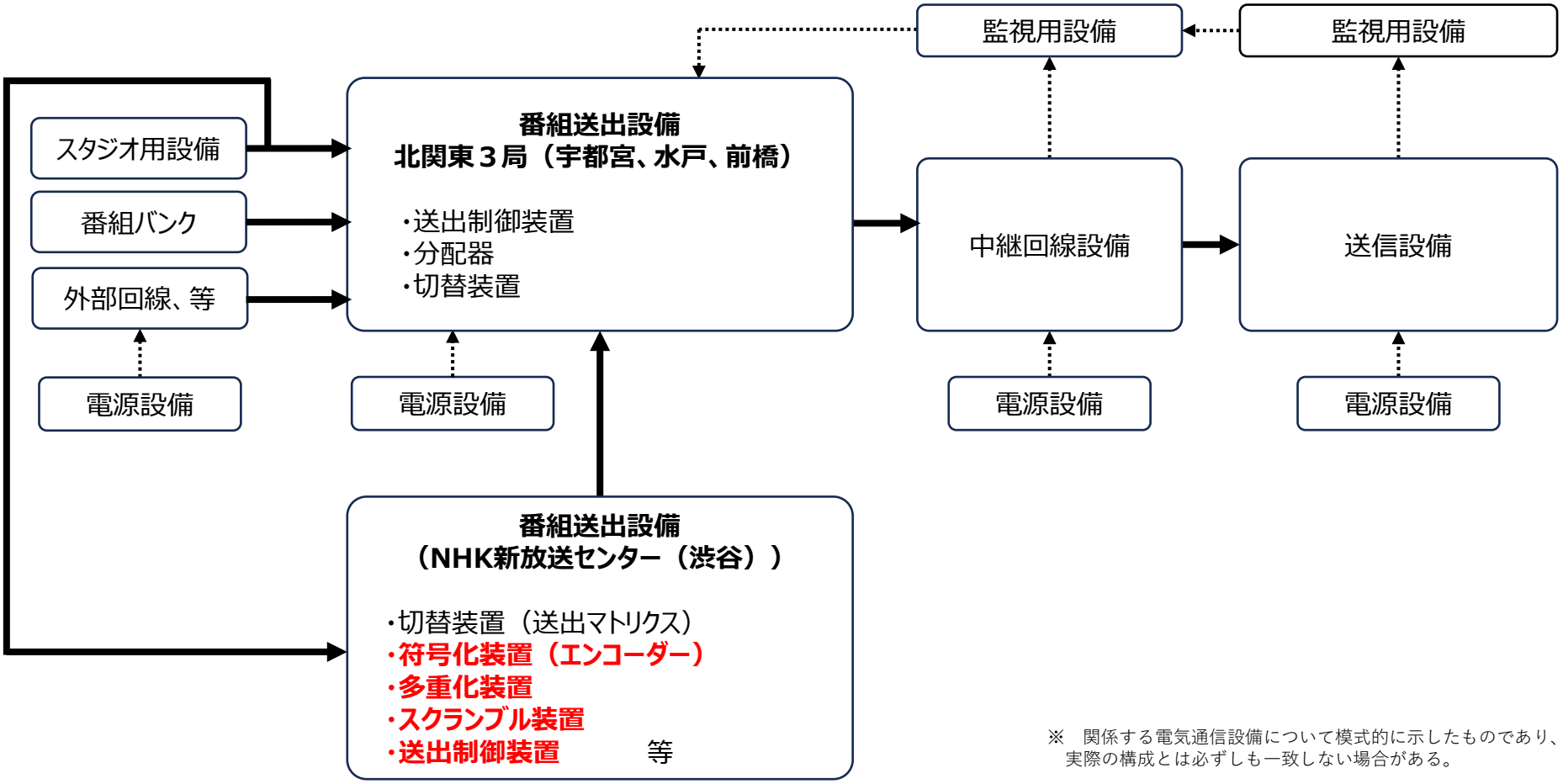
本件の変更申請について、電波法第７条第２項第４号イに基づき、放送法第111条第１項の総務省令で定める基準（設備等維持のための業務管理体制に関する基準）に適合しているか審査を行った結果、いずれの申請についても、当該基準に適合しており、許可することが適当であると判断したところ。

４．今後の予定

電波監理審議会より、本件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申を受けた場合には、NHK及びA-PABに対し、速やかに変更許可を行う予定。

1.NHK（地上デジタルテレビジョン放送）の業務委託の範囲

赤字部分が対象装置



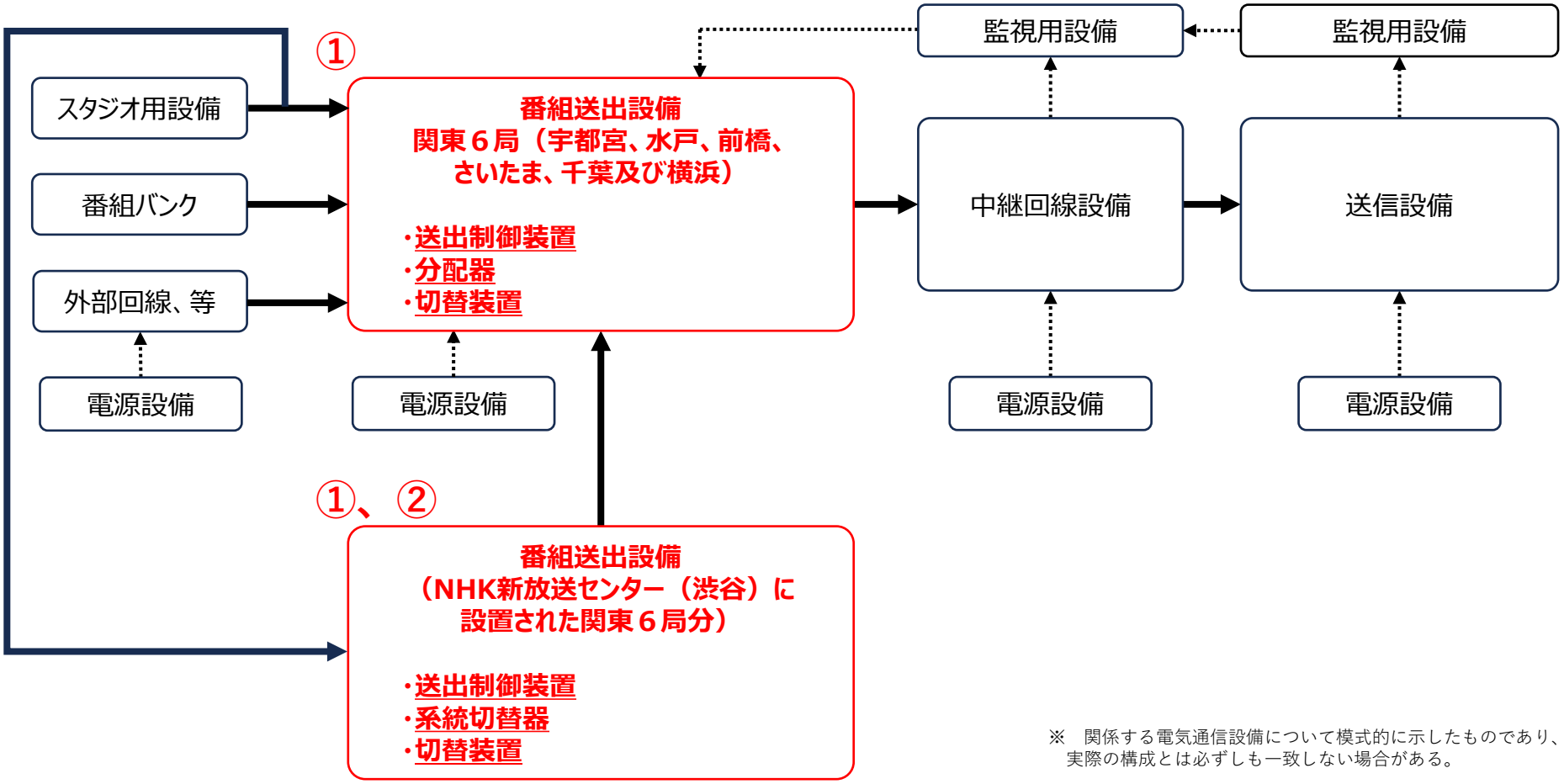
※　関係する電気通信設備について模式的に示したものであり、実際の構成とは必ずしも一致しない場合がある。

基幹放送設備	委託先	委託の作業内容
番組送出設備の一部[NHK新放送センター]	*新たな委託先* （番組送出設備中、他の装置の運用を、委託により実施している者）	番組送出設備の一部の障害対応

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

2．NHK（超短波放送）の業務委託の範囲　赤字部分が対象装置



※　関係する電気通信設備について模式的に示したものであり、実際の構成とは必ずしも一致しない場合がある。

基幹放送設備	委託先	委託の作業内容
①番組送出設備[各局・NHK新放送センター]	*新たな委託先*	番組送出設備の障害対応
②番組送出設備[NHK新放送センター]	*新たな委託先*	番組送出設備の運用監視業務

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

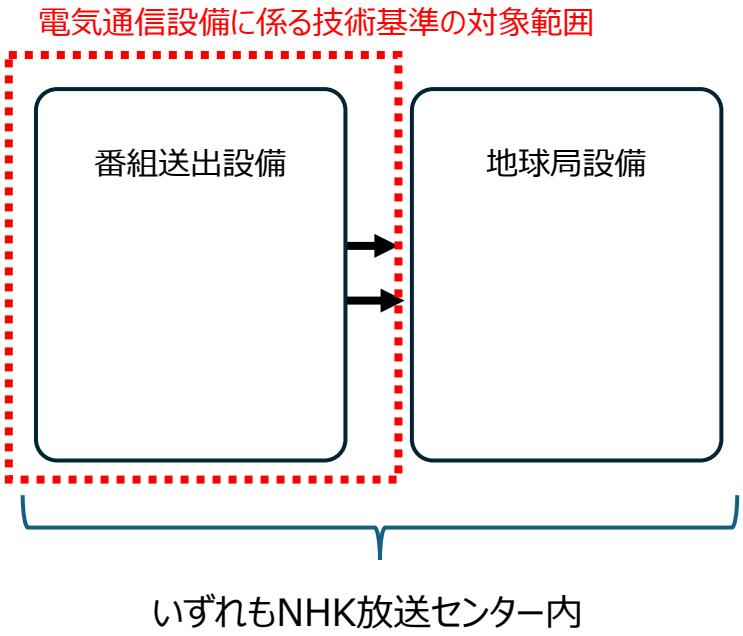
（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

3．NHK（衛星放送）の電気通信設備の変更

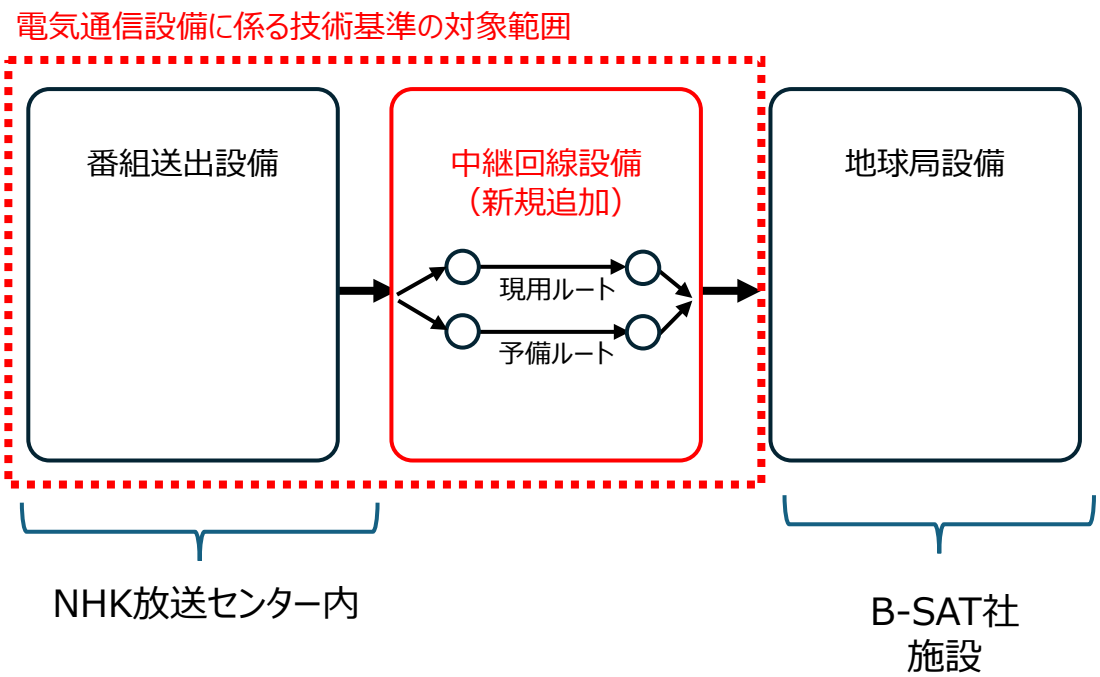
1．電気通信設備の変更の概要

- NHKの電気通信設備（衛星放送）について、新たに**中継回線設備**を追加

【概要図（変更前）】



【概要図（変更後）】



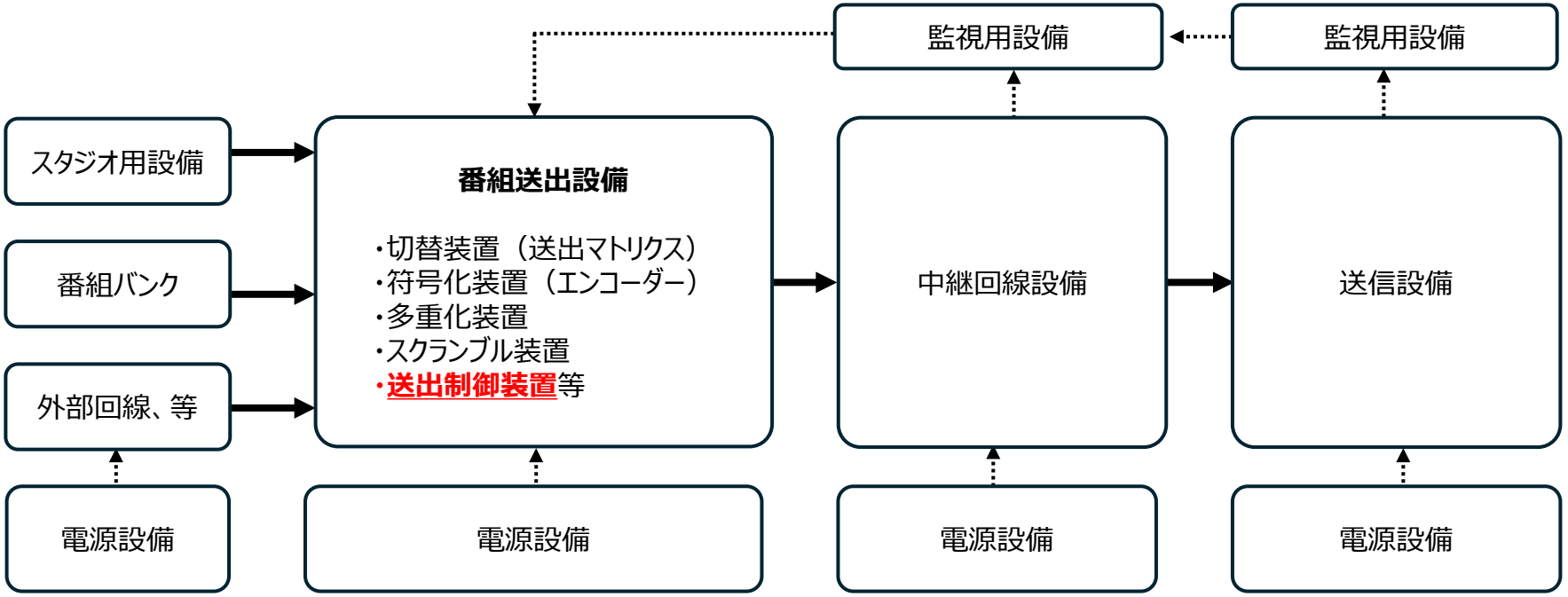
2．変更の理由

- 新放送センター（情報棟）の運用開始にあわせ、これまでNHK放送センター内に設置していた地球局設備に代わり、唐木田（多摩市）のB-SAT社施設に新設される同社の地球局設備を利用することとなった。
- このため、NHKの番組送出設備からB-SAT社の地球局設備までの間に、新たに中継回線設備を追加することとなったもの。

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

3－2．NHK（衛星放送）の業務委託の範囲　赤字部分が対象装置



※　関係する電気通信設備について模式的に示したものであり、実際の構成とは必ずしも一致しない場合がある。

基幹放送設備	委託先	委託の作業内容
番組送出設備の一部（送出制御装置）	*新たな委託先* （番組送出設備中、他の装置の運用を、委託により実施している者）	番組送出設備の一部の障害対応

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

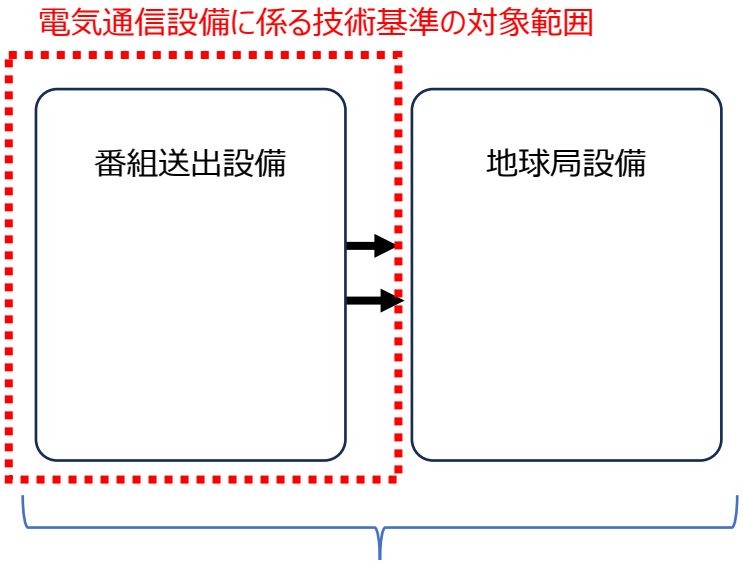
（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

4．A-PABの電気通信設備の変更

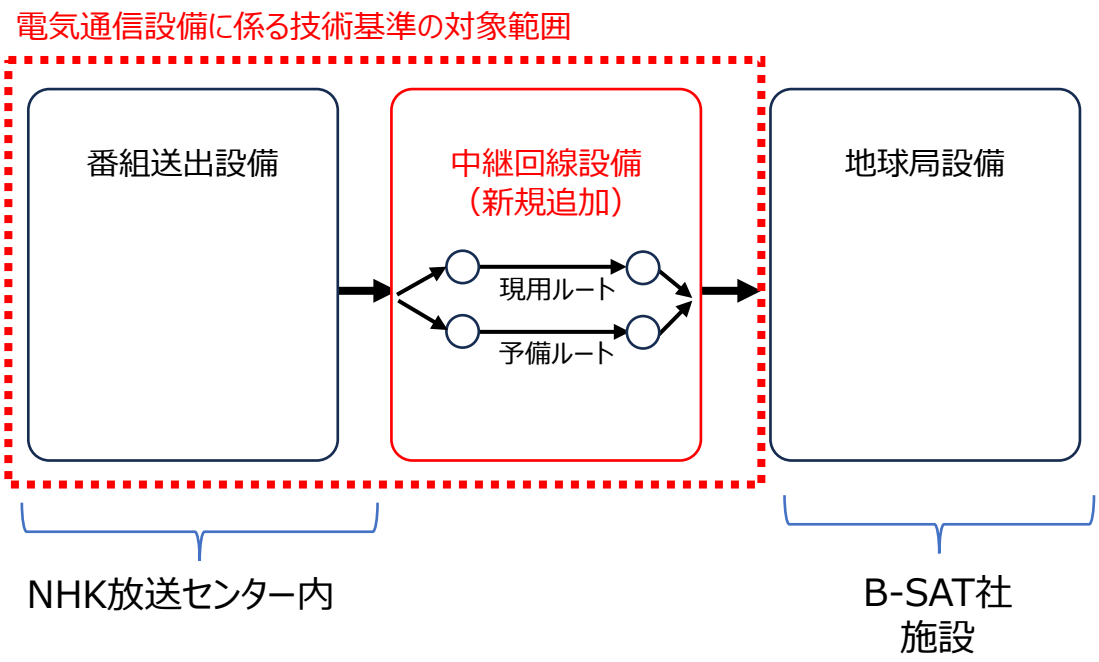
1．電気通信設備の変更の概要

- A-PABの電気通信設備（認定基幹放送事業者の業務に用いるもの）について、新たに**中継回線設備**を追加

【概要図（変更前）】



【概要図（変更後）】



2．変更の理由

- 新放送センター（情報棟）の運用開始にあわせ、これまでNHK放送センター内に設置していた地球局設備に代わり、唐木田（多摩市）のB-SAT社施設に新設される同社の地球局設備を利用することとなった。
- このため、NHKの番組送出設備からB-SAT社の地球局設備までの間に、新たに中継回線設備を追加することとなったもの。

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

業務管理体制に係る規定

免許の申請（電波法第6条第2項第6号、第7条第2項）

第6条第2項　基幹放送局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を　添えて、総務大臣に提出しなければならない。

６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに**当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称**

第7条第2項　総務大臣は、前条第2項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

四　特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第111条第1項の総務省令で定める基準に適合すること。

変更申請（電波法第17条第1項）

第17条　免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは**第6条第2項第6号に掲げる事項の変更**(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。

設備等維持のための業務管理体制に関する基準　※放送法第111条第１項関連

・ 地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備及びその運用のための業務管理体制を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

※設備等維持業務：電気通信設備の変更及び当該電気通信設備の運用

１．実施体制の整備（放送法施行規則　第123条の4）

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務※を確実に実施することができる体制を整備**しなければならない。

２．規程の整備（同第123条の5）

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、**規程を定め、当該規程で定めるところにより、　設備等維持業務を実施**しなければならない。

３．実務経験等の能力（同第123条の6）

設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有して**いなければならない。

４．他人に委託する場合の措置（同第123条の7）

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。**

一　設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置

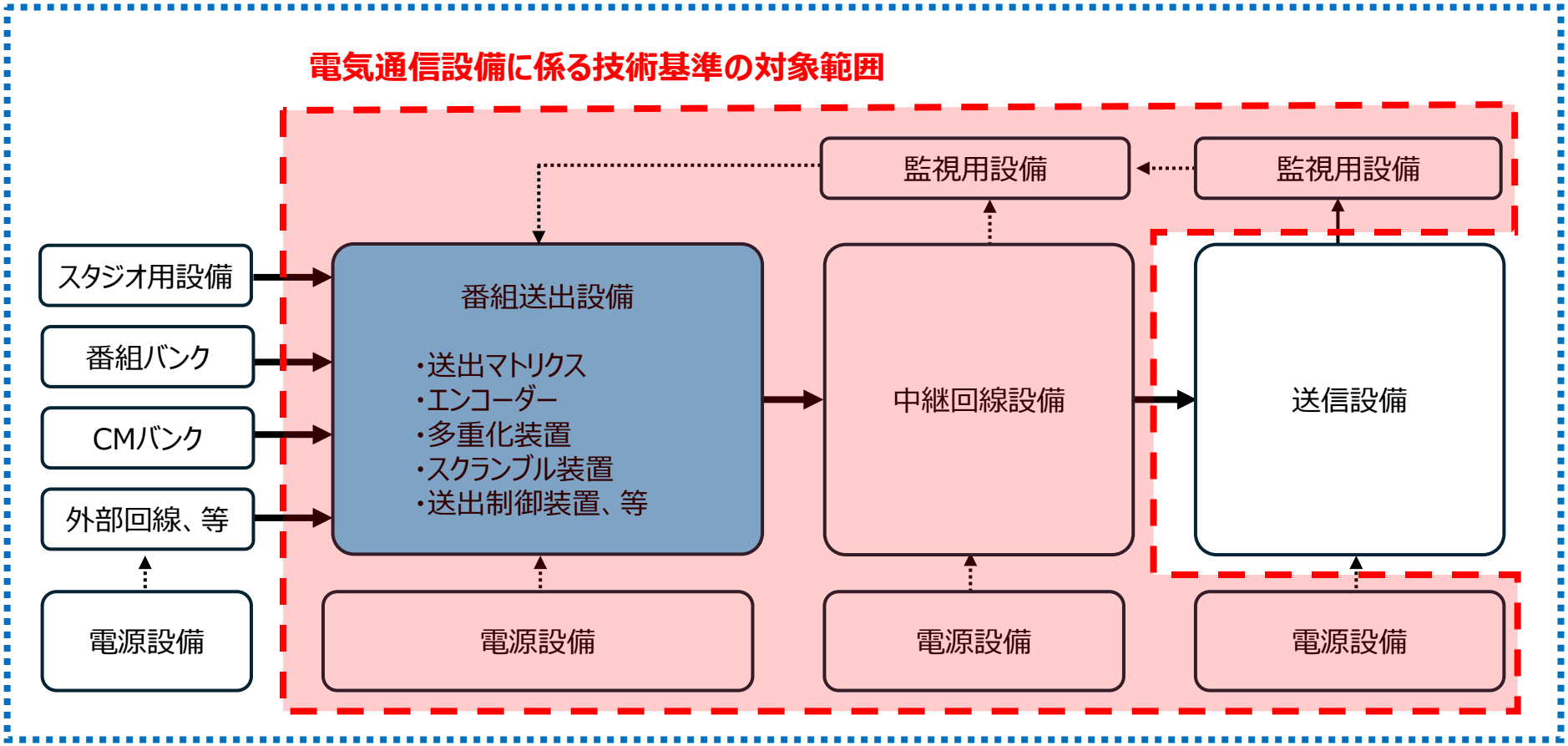
二　委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

【参考】電気通信設備に係る技術基準の対象範囲と業務委託が想定される内容

- 電気通信設備に係る技術基準の適合維持義務の対象範囲は、以下の赤点線の範囲内の設備
- それらに関して、各種設備の運用監視又は同設備の保守業務が、委託業務として想定される。

電気通信設備



（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表）

【参考】電波法関係規定

■電波法

（免許の申請）

第六条　略

２ 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一～五　略

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の**運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称**

七～九　略

(申請の審査)

第七条　略

２　総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なく**その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査**しなければならない。

一～三　略

四　特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ　基幹放送の業務に用いられる**電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合**すること。

（変更等の許可等）

第十七条　略

２　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一　略

二　**基幹放送局　第六条第二項**第三号、第四号、**第六号**、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更（特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）

３　略

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三　略

四　第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは**第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可**、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五　略

２　略

【参考】放送法関係規定

■放送法

（設備等の維持）

第百十一条 **認定基幹放送事業者は**、**基幹放送設備**及びその運用のための**業務管理体制**（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送設備等」という。）を**総務省令で定める基準 に適合するように維持しなければならない。**

２　前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 **基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること**。

二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 **特定地上基幹放送事業者は**、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（当該業務が第百五条の二第一項第二号に掲げる方法により行われる場合にあつては、当該業務に用いられる基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）及びその運用のための**業務管理体制**（当該特定地上基幹放送事業者が特定地上基幹放送局等設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「特定地上基幹放送局等設備等」という。）を**前条第一項の総務省令で定める基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。**

（設備等の維持）

第百二十一条 **基幹放送局提供事業者は**、基幹放送局設備及びその運用のための**業務管理体制**（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送局設備等」という。）を**総務省令で定める基準 に適合するように維持しなければならない。**

２　略

■放送法施行規則

第二款　設備の運用に係る業務管理体制の整備

（実施体制）

第百二十三条の四　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。**

（規程）

第百二十三条の五　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。**

（実務経験等の能力）

第百二十三条の六　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。**

（委託業務の的確な実施を確保するための措置）

第百二十三条の七　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない**。

一　設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置

二　委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（写）
（公印・契印省略）

諮　問　第　１２　号
令和８年３月11日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

日本放送協会から電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 17 条第１項の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備の運用について、同法第６条第２項第６号に掲げる事項（委託しようとする設備の概要及び委託先の名称）に関する変更の許可申請があった。また、同協会から放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 97 条第１項の規定に基づき、同法第 93 条第２項第８号及び第９号に掲げる事項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合の当該設備の概要）について、変更の許可申請があった。加えて、一般社団法人放送サービス高度化推進協会から放送法第 97 条第１項の規定に基づき、同法第 93 条第２項第８号に掲げる事項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要）について、変更の許可申請があった。それぞれの概要は別紙１－１及び別紙１－２のとおりである。

これらについて審査した結果は、別紙２－１及び別紙２－２のとおりであり、電波法第７条第２項第４号イに基づく、放送法第 111 条第１項の総務省令で定める基準に適合していると認められる。

よって、電波法第６条第２項第６号並びに放送法第 93 条第２項第８号及び第９号に掲げる事項に関する変更について、申請のとおり許可することとしたい。

上記について、電波法第 99 条の 11 第１項第４号及び放送法第 177 条第１項第２号の規定に基づき諮問する。

資料４

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
（令和８年３月11日　諮問第13号）

［高周波利用設備の技術基準等の改正］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課
（今泉監視官、郷藤係長）
電話：０３－５２５３－５９０５

諮問第 13 号説明資料

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

（高周波利用設備の技術基準等の改正）

1　諮問の概要

国際無線障害特別委員会（CISPR）では、無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止を目的として、各種の無線妨害波に関する許容値及び測定法（CISPR 規格）を定めている。CISPR 規格のうち CISPR 11 「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値及び測定方法」について、今般、一部が改正されたことを受け、情報通信審議会において審議が行われ、令和７年 12 月８日に一部答申を受けた。

これを踏まえ、高周波利用設備のうち通信設備以外の設備の許容値及び測定法について、国際規格との整合性を図ることを目的として、無線設備規則等の一部を改正するものである。

併せて、我が国独自の規定となっている通信設備以外の設備の区分を廃止や、試験場で妨害波を測定して許容値を満たす高周波利用設備の型式指定の対象追加、型式指定の表示方法の緩和等を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

2　改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- **通信設備以外の設備の区分の廃止【電波法施行規則第 45 条**、第 46 条の９第２項、**第 48 条、第 49 条、第 50 条**、第 52 条及び別表第２号の６並びに無線局免許手続規則第 26 条第１項第４～６号及び別表第９号】
- **試験所測定機器の型式指定の対象追加【電波法施行規則第 45 条**、第 46 条第１項第 10 号～第 13 号、第 46 条の２第１項第 12 号～第 15 号及び第 46 条の３第１項第９号～第 12 号】
- 超音波装置及び電子レンジの技術基準の変更【電波法施行規則第 46 条第１項、第 46 条の２第１項第６号、第 46 条の３第１項第５号及び第 46 条の７第１項第１号並びに別表第８号及び別表第９号関係】
- 型式指定の表示方法の緩和【電波法施行規則第 46 条の４第２項】
- **個別許可の技術基準の変更**【無線局免許手続規則別表第９号第２及び**無線設備規則第 65 条第１項各号】**

3　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

4　意見募集の結果

本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの期間において実施したところ、意見の提出が 18 件あった。

高周波利用設備の技術基準等の改正について

諮問の概要

- ✓ 国際無線障害特別委員会（CISPR）では、無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止を目的として、各種の無線妨害波に関する許容値及び測定法（CISPR規格）を定めている。
- ✓ CISPR規格のうちCISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値及び測定方法」について、今般、一部が改正されたことを受け、情報通信審議会において審議が行われ、令和７年12月８日に一部答申を受けた。
- ✓ これを踏まえ、高周波利用設備のうち通信設備以外の設備の許容値及び測定法について、国際規格との整合性を図ること等を目的として、無線設備規則等の一部を改正するものである。
- ✓ 併せて、我が国独自の規定となっている通信設備以外の設備の区分を廃止や、試験場で妨害波を測定して許容値を満たす高周波利用設備の型式指定の対象追加、型式指定の表示方法の緩和等を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

改正概要

※太字下線は必要的諮問事項

① **通信設備以外の設備の区分の廃止**
【**電波法施行規則第45条**、第46条の９第２項、**第48条、第49条、第50条**、第52条及び別表第２号の６並びに無線局免許手続規則第26条第１項第４～６号及び別表第９号、**無線設備規則第65条第１項第１～４号**】

② **試験所測定機器の型式指定の対象追加**
【**電波法施行規則第45条**、第46条第１項第10号～第13号、第46条の２第１項第12号～第15号及び第46条の３第１項第９号～第12号】

③ 工業用超音波装置（型式指定）及び電子レンジ（型式確認）の技術基準の変更
【電波法施行規則第46条第１項、第46条の２第１項第６号、第46条の３第１項第５号及び第46条の７第１項第１号並びに別表第８号及び別表第９号】

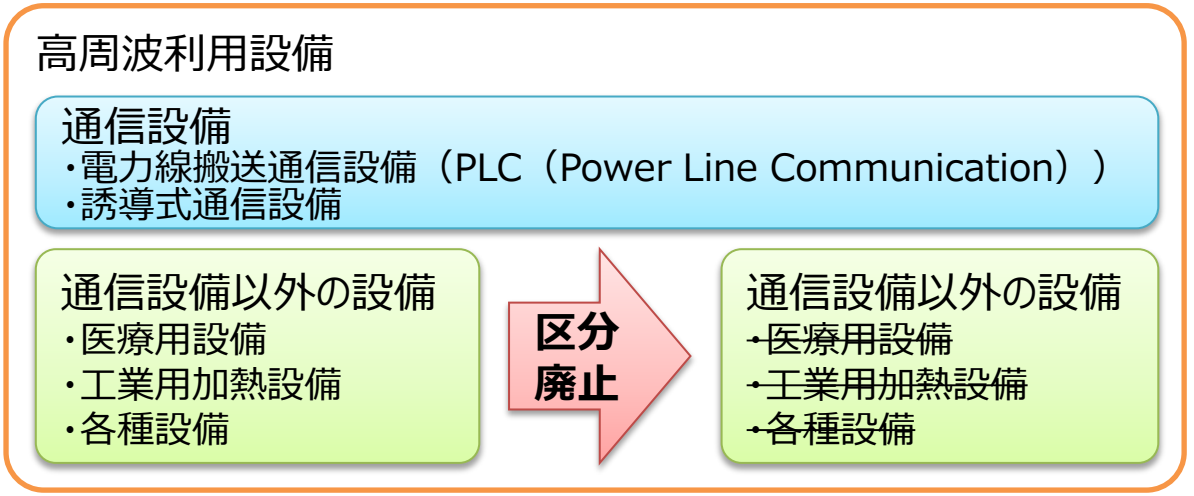
④ 型式指定の表示方法の緩和
【電波法施行規則第46条の４第２項】

⑤ **個別許可の技術基準の国際規格への整合**
【無線局免許手続規則別表第９号第２及び**無線設備規則第65条第１項各号**】

制度改正の概要（設備区分の廃止、型式指定の対象追加）

① 通信設備以外の設備の区分の廃止

- 高周波利用設備のうち通信設備以外の許可を要する設備は、用途に応じて三つの区分があったが、CISPR 11では特段そのような区分を設けていないことから、廃止する。
- 医療用設備の個別の許容値も廃止する。
- 併せて、安全施設に関する規定等について、「通信設備以外の設備」として統合する。



② 試験場測定機器の型式指定の対象追加

- 多種多様な高周波利用設備が増加していることを踏まえ、CISPR 11における装置区分（利用環境、高周波エネルギーの利用形態、測定場所）のうち試験場において測定を行った機器について、当該規格の許容値を満たしているものは無線通信への影響を与える可能性が低いことから、型式指定の対象として追加する。
- 関連して、型式指定の申請様式を定めた平成14年総務省告示第544号を改正する。

名　称	利用環境	高周波エネルギーの利用形態	対応する個別許可の技術基準 ※3
一般用放射等設備	住居用の建造物に給電する低電圧電力系統（※1）に直接接続する施設で使用	電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用 ※2	第1号
一般用非放射等設備		電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で利用	第2号
業務用放射等設備	住居用の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外で使用	電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用 ※2	第3号
業務用非放射等設備		電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で利用	第4号

※1　交流600V以下

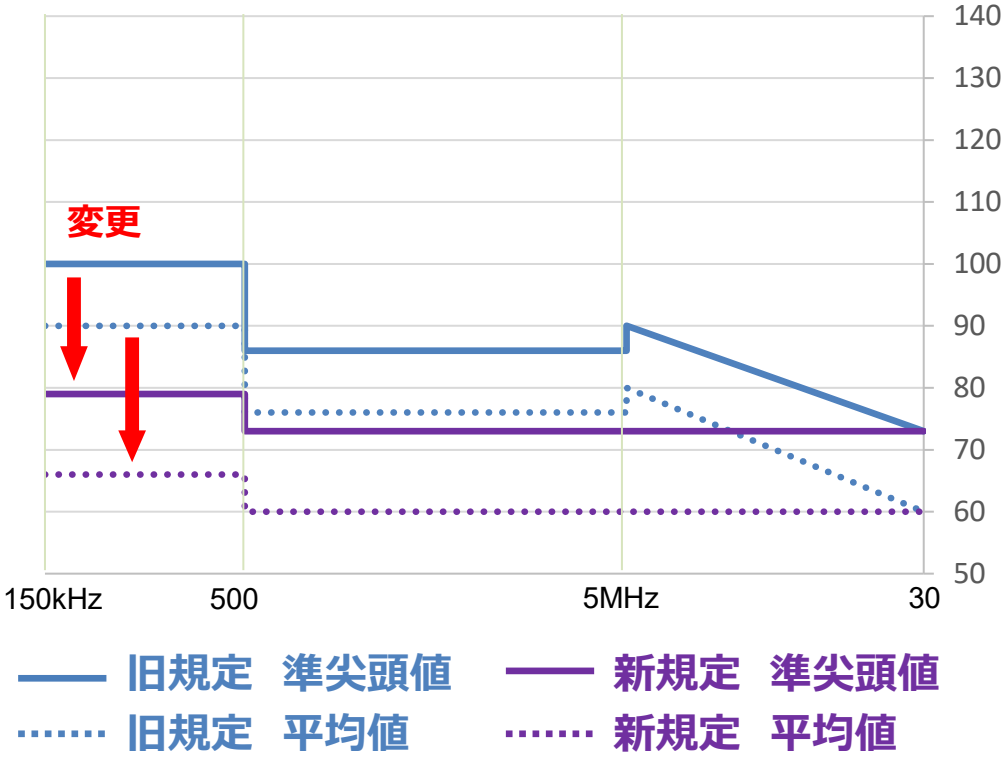
※2　非接触電力伝送装置はCISPR 11の対象外のため除く

※3　設備規則第65条第1項第１～４号

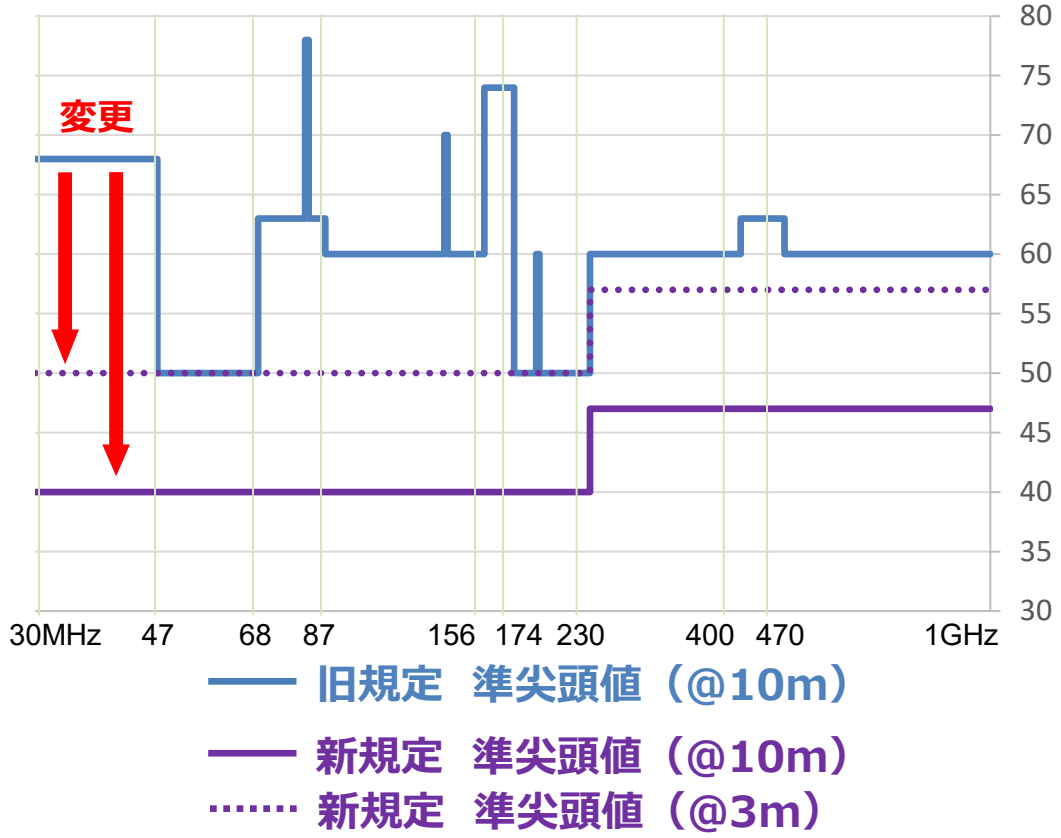
制度改正の概要（工業用超音波装置の技術基準の変更）

③-1 工業用超音波装置（型式指定）の技術基準の変更

- 工業用超音波関連装置は、高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外で利用するグループ１装置として国際的には整理されているが、前回の情報通信審議会答申において、グループ２装置として整理していた。
- 今回の情報通信審議会答申においては、国際的な整理と整合させるため、グループ１装置として再整理されたことに伴い、各種許容値を改正し、より厳しいものする。
- また、後述する有線通信端子における伝導妨害波の要求事項等の追加も行う。
- 再整理にあたって技術要件が大きく変わることから、製品の対応のため５年間は旧基準も併存させる。



交流電源端子における妨害波電圧（dBμV）

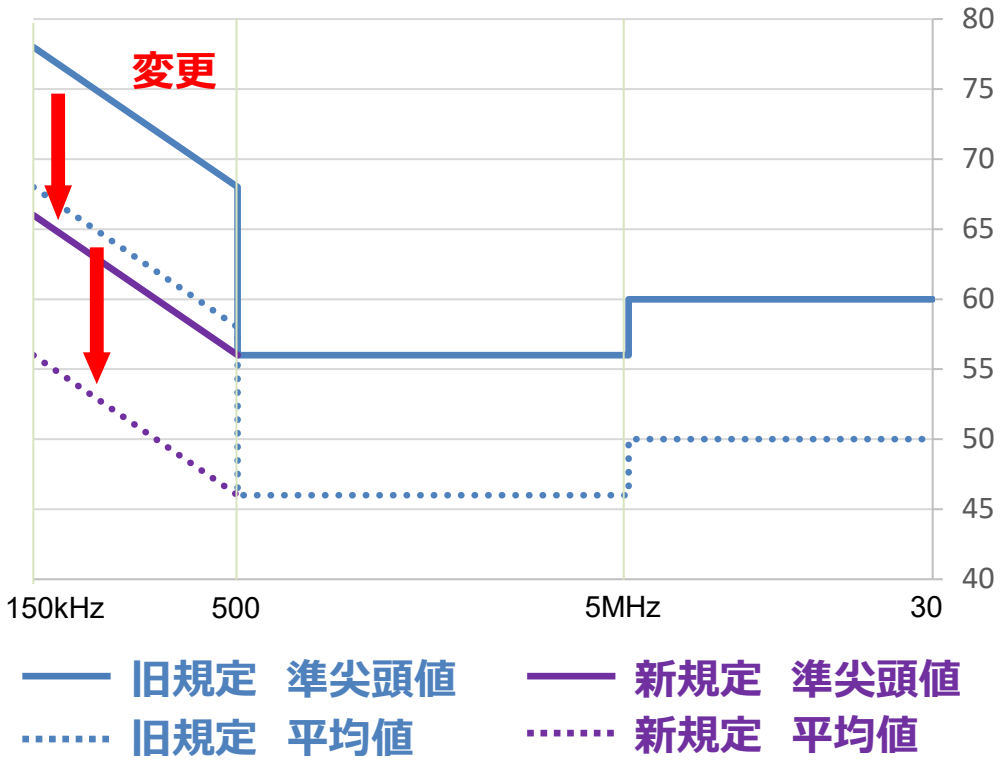


放射妨害波の電界強度（dBμV/m）

制度改正の概要（電子レンジの技術基準の変更）

③-2 電子レンジ（型式確認）の技術基準の変更

- 電子レンジに対する500kHz以下の伝導妨害波の許容値は、欧米のような屋内配線にアース線が必ず敷設されている環境を前提として設定されているが、国内の家屋のコンセントはアース線が敷設されていない場合もあることから、漏えい電流の抑制と伝導妨害波の抑制の両立が困難である。
- 前回の情報通信審議会答申において同許容値は国際規格から12dB緩和されていたが、厳しい国際規格に整合させるため、製造者からの提案によって、今回は緩和値を8dBまで小さくし、５年後には緩和値を廃止する。
- また、後述する有線通信端子における伝導妨害波の要求事項等の追加も行う。

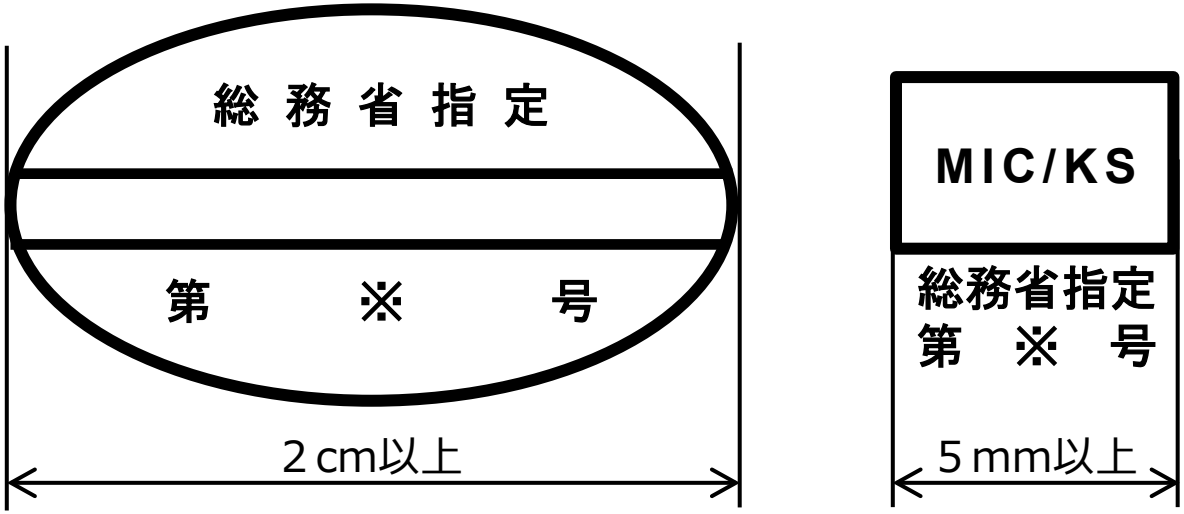


交流電源端子における妨害波電圧（dBμV）

制度改正の概要（型式指定の表示方法の緩和）

④ 型式指定の表示方法の緩和

- 電波法施行規則別表第７号で定められる型式指定を受けた装置に付す表示について、現行規定では以下の方法により表示することとなっている。
  ① 設備の表面の見やすい箇所に表示する方法
  ② 電磁的方法により記録し設備の映像面に表示する方法
- 近年、デバイスの小型化・多様化が進む中で、製品の仕様上、物理的に表示の印字面積を確保できず、映像面に表示することも困難であることから、規制を緩和する要望が寄せられている。
- このため、設備に直接表示を付すのではなく同梱される文書（取扱説明書等）に付す方法や、高周波利用設備が組み込まれる機器の映像面に表示する方法を認める。



型式指定の表示の様式

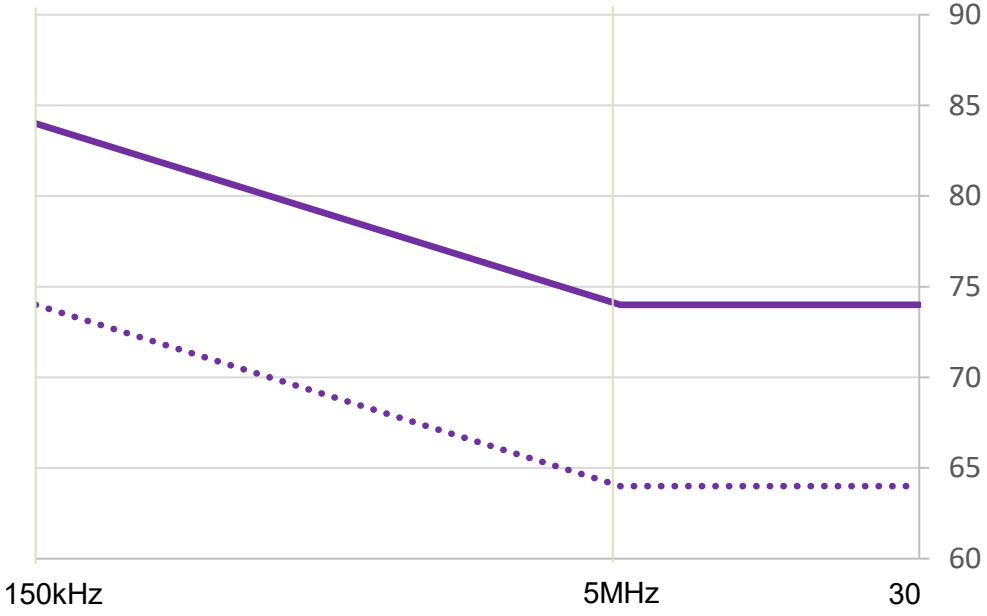
制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

⑤ 個別許可の技術基準の国際規格への整合

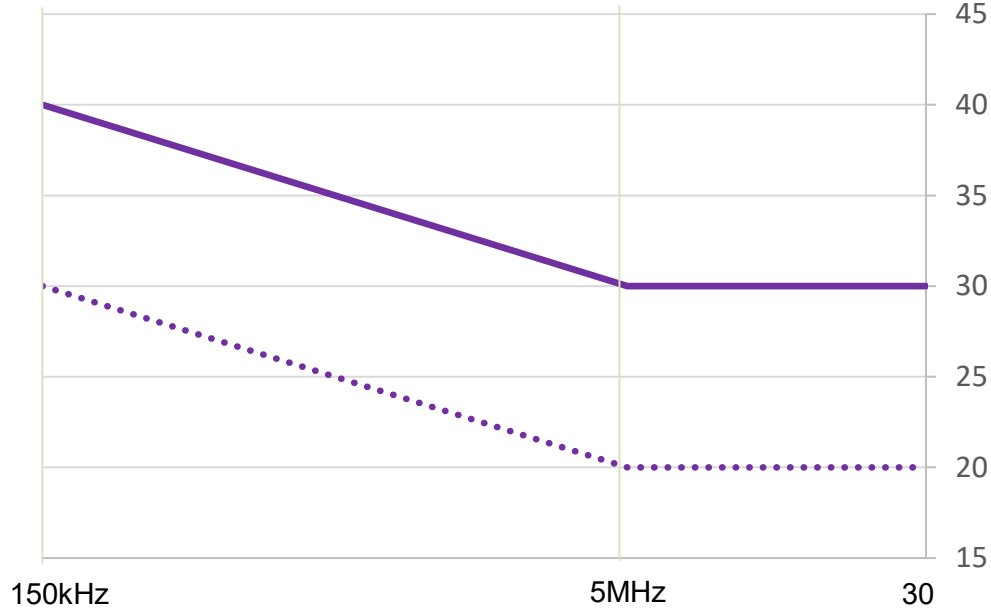
- 個別許可の技術基準について、 CISPR 11との整合性を図ることを目的として、以下の(1)～(5)の改正を行う。
- 関連して、高周波利用設備の技術基準の特例を定めた平成27年総務省告示第207号、測定法を定めた平成27年総務省告示第210号及び第211号を廃止し、新たな特例及び測定法の告示を定める。

(1) 有線通信端子に対する伝導妨害波の要求事項の追加

高周波利用設備がLANケーブル端子等の有線通信端子を持つ場合、有線通信線に流れる妨害波が無線通信に影響を与える可能性があることから、当該端子における妨害波電圧及び妨害波電流の許容値を新たに規定する。



有線通信端子における妨害波電圧（dBμV）

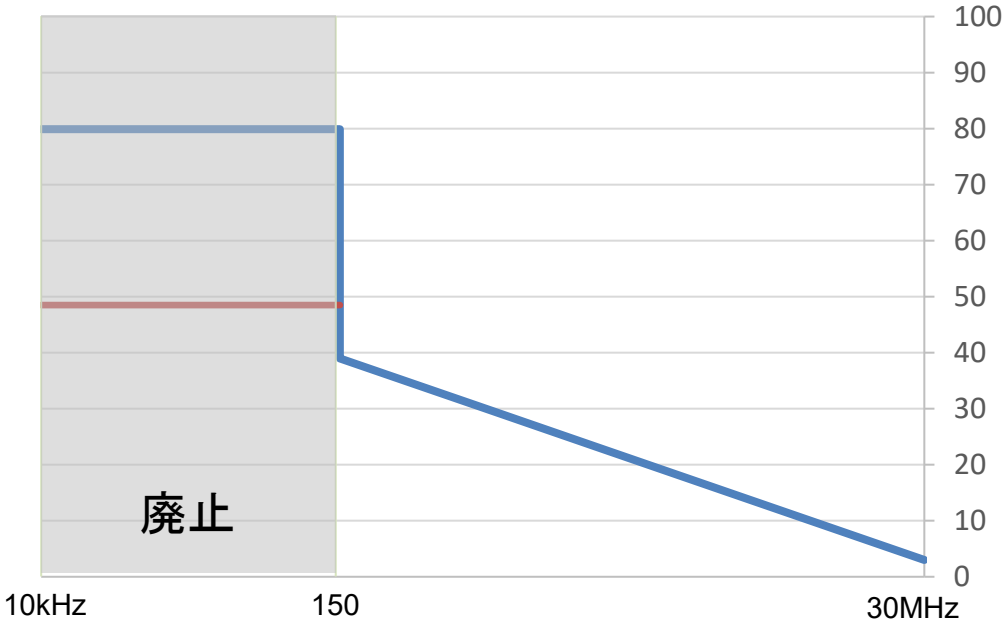


有線通信端子における妨害波電流（dBμA）

制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

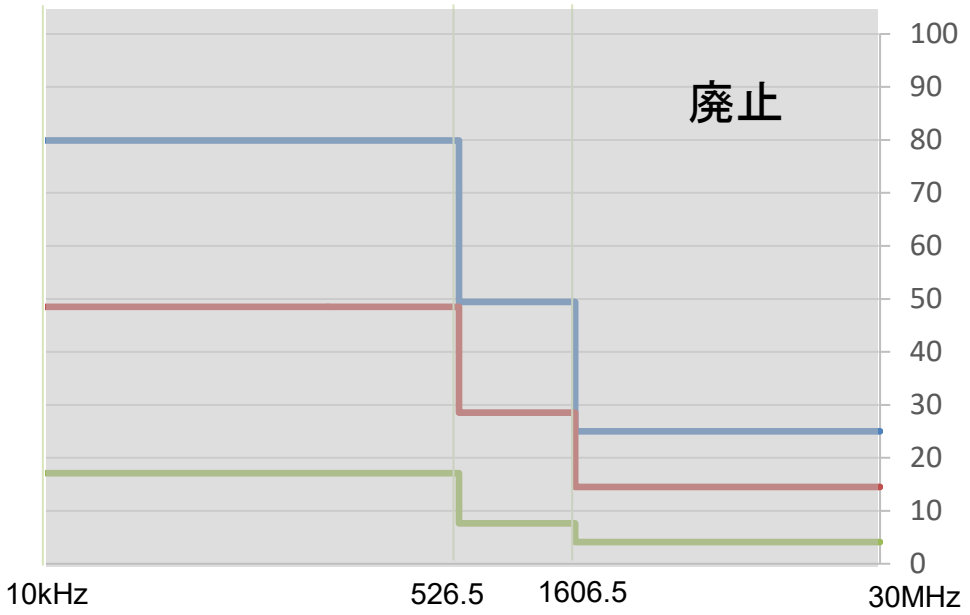
(2) 150kHz未満又は30MHz未満の放射妨害波許容値の廃止

・高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用する設備（左下図）　：10～150kHz
・高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で利用する設備（右下図）　：10～30MHz
の周波数範囲における放射妨害波許容値について、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会での検討において関係事業者と同意したことから、国際規格に整合させるため廃止する。



準尖頭値（医療用設備以外）
準尖頭値（医療用設備）

放射妨害波の磁界強度(3m)（dBμA/m）



準尖頭値（医療用設備以外 @3m）
準尖頭値（医療用設備以外 @10m）
準尖頭値（医療用設備 @3m）
準尖頭値（医療用設備 @10m）

放射妨害波の磁界強度(10m又は3m)（dBμA/m）

制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

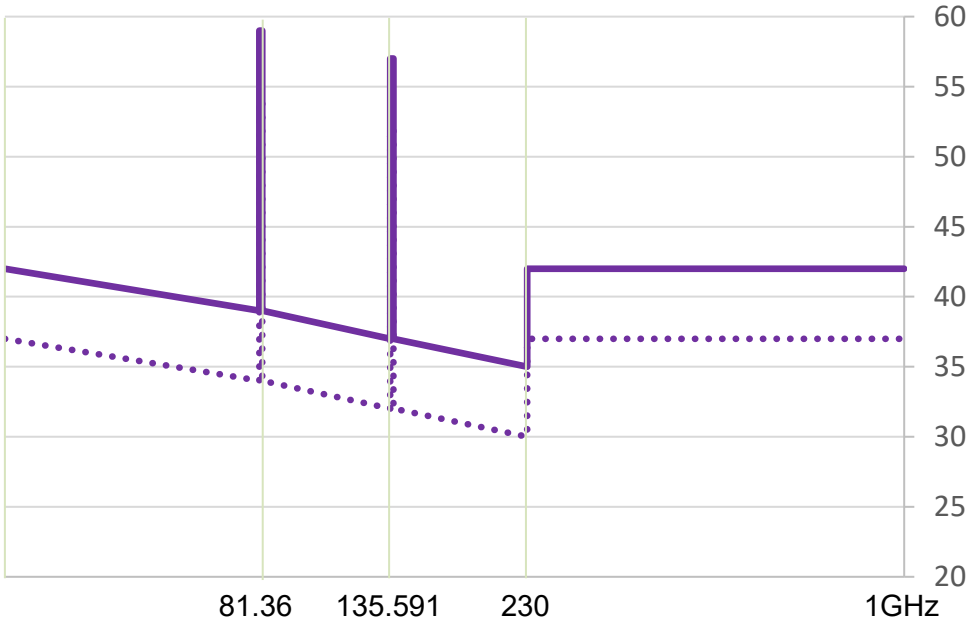
(3) 電波全無響室での放射妨害波測定の追加

従来、野外試験場又は電波半無響室（※１）で測定していた30MHz～1GHzの放射妨害波について、測定法の選択肢を増やすため、電波全無響室（※２）の要求事項を新たに規定する。

なお、測定にあたっては、野外試験場又は電波半無響室の許容値か、電波全無響室の許容値のいずれかを満たせば良い。

※１　室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室

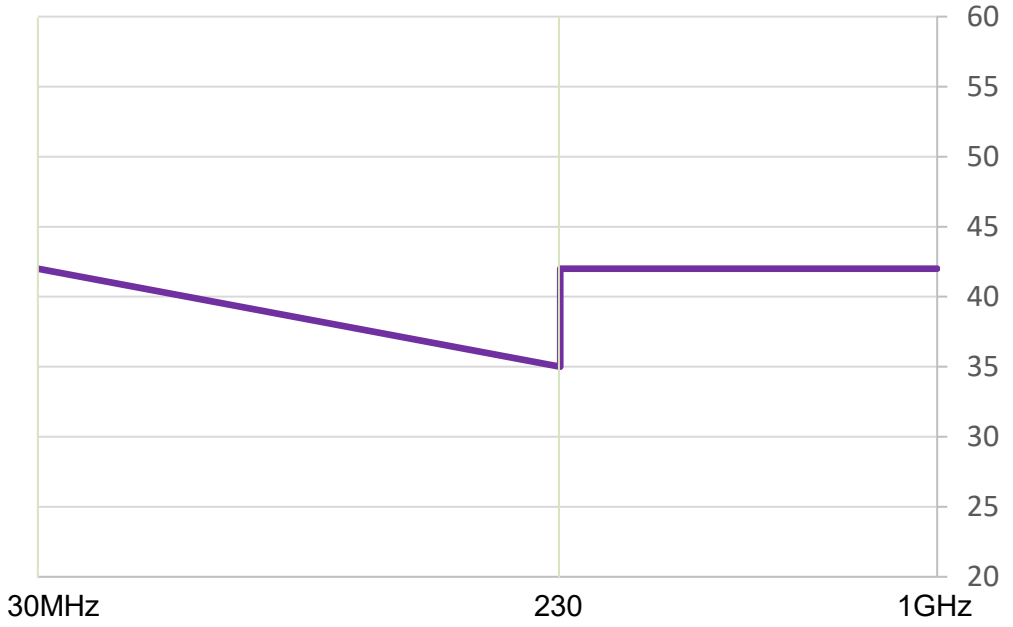
※２　室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室



準尖頭値　平均値

放射妨害波の電界強度(3m)（dBμV/m）

（高周波エネルギーを電磁放射等の形式で用いる設備で、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用される設備）



準尖頭値

放射妨害波の電界強度(3m)（dBμV/m）

（高周波エネルギーを電磁放射等の形式以外の形式で用いる設備で、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用される設備）

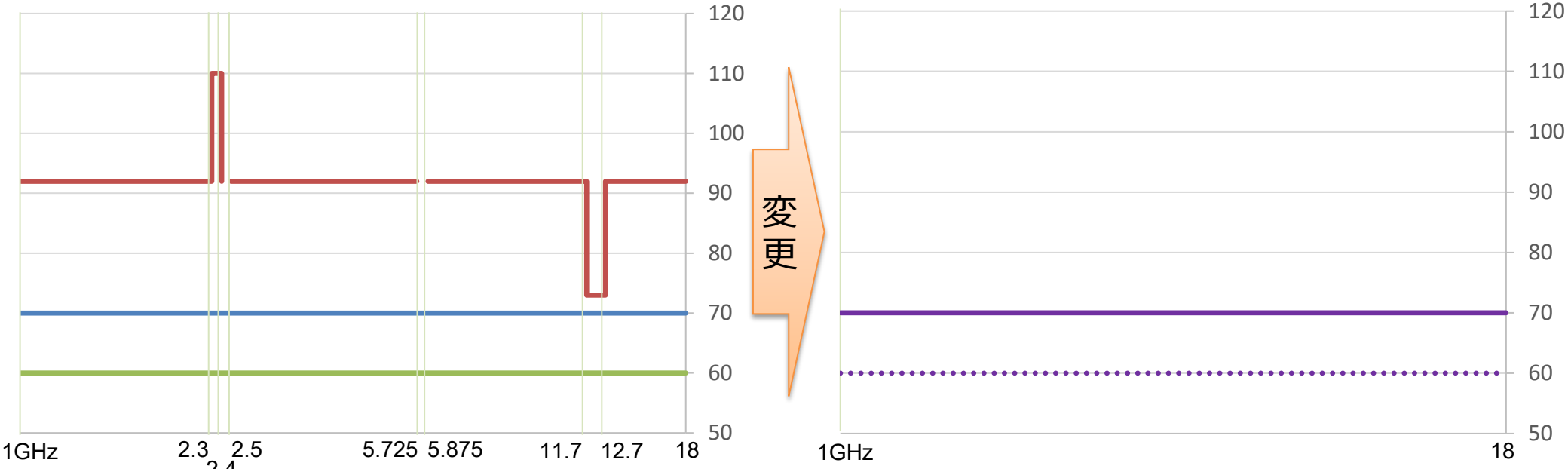
制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

(4) 高周波エネルギーを電磁放射等で利用する設備に対する1GHz以上の放射妨害波の要求事項の変更

高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用する設備であって、400MHzを超える周波数で動作する設備について、1GHz以上の放射妨害波の要求事項として、対数平均測定及びAPD（振幅確率分布）測定を追加し、許容値を緩和する。

ただし、対数平均値及びAPD特性値は尖頭値より緩和されたものであり、衛星放送への影響があることか確認されていることから、その保護のため11.7～12.7GHzにおいて尖頭値が73 dBμV/m以下であることを規定する。

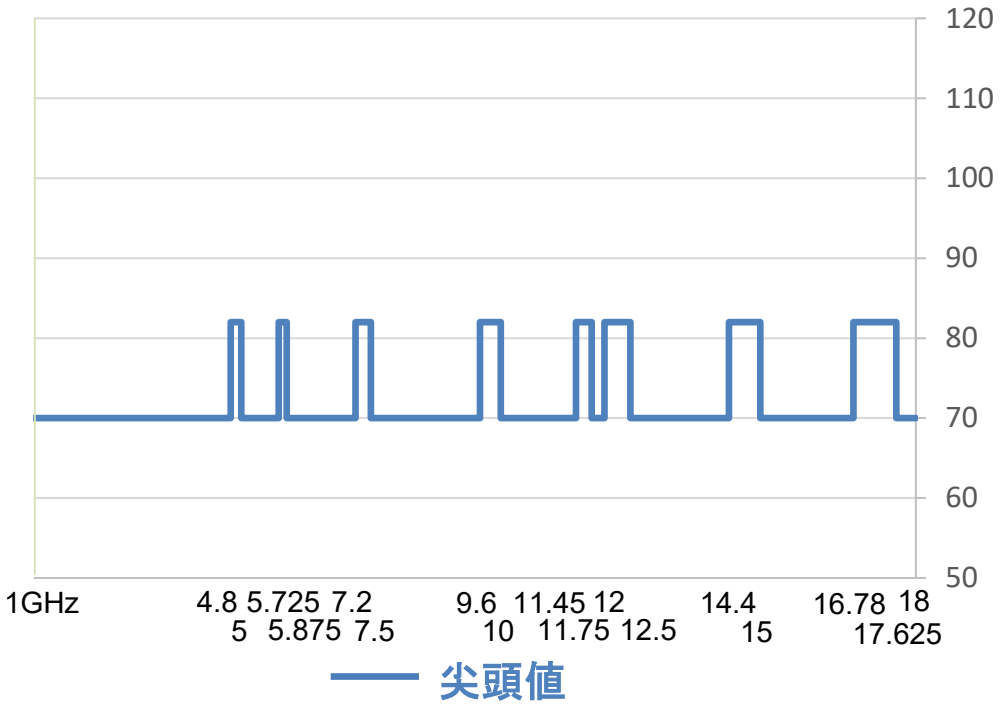
ア 住居用の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用するもの



制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

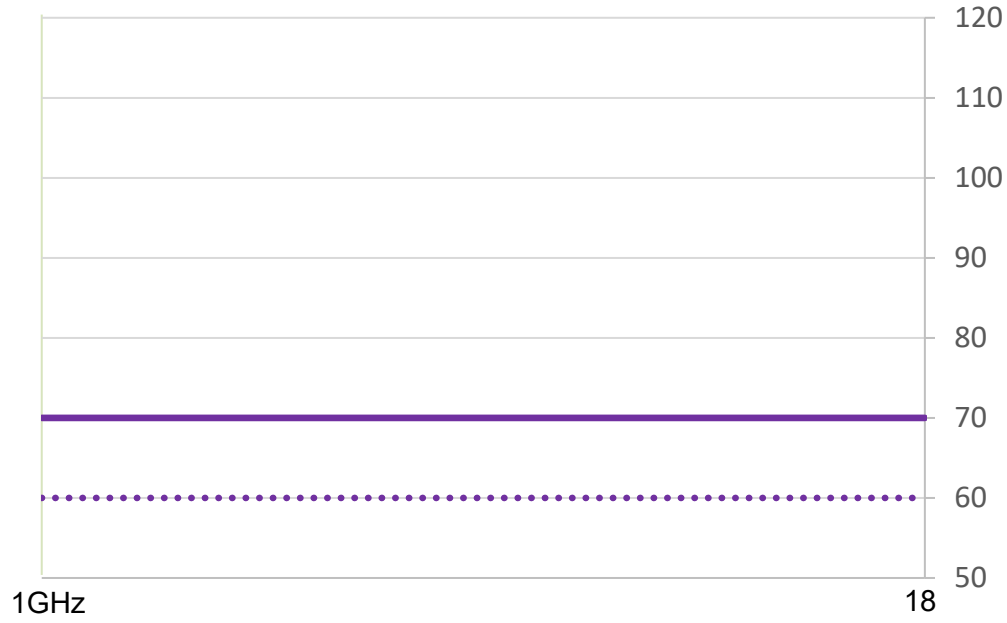
イ　住居用の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用するもの

継　続



放射妨害波の電界強度(3m)（dBμV/m）

追　加



※　振幅確率分布において、超過確率が10%となる振幅が70dBμV/m以下

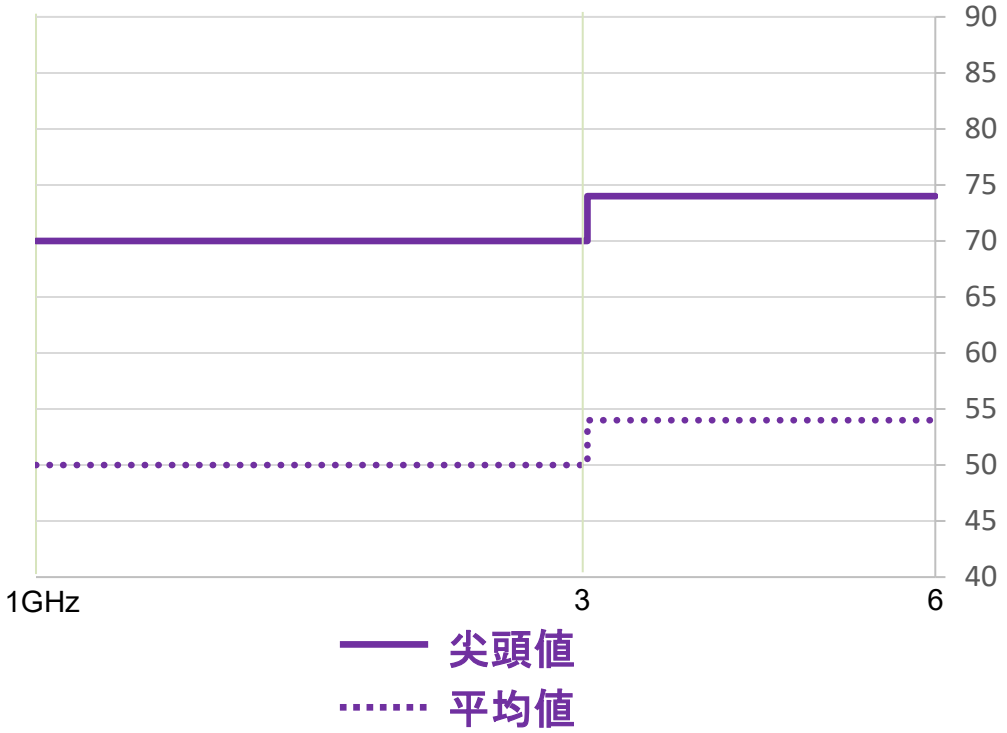
放射妨害波の電界強度(3m)（dBμV/m）

ただし、衛星放送保護のため、11.7～12.7GHzにおける尖頭値が73 dBμV/m以下であること

制度改正の概要（個別許可の技術基準の変更）

(5) 高周波エネルギーを電磁放射等以外で利用する設備に対する1GHz以上の放射妨害波の要求事項の追加

高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で利用する設備であって、108MHzを超える周波数で動作する設備について、高い周波数で不要な電波の発射が報告されていることから、1GHz超の放射妨害波の要求事項を新たに規定する。ただし、測定周波数範囲は右下表のとおりとする。



放射妨害波の電界強度(3m)（dBμV/m）

動作周波数	測定周波数範囲
～500MHz	1 ～ 2 GHz
500MHz～ 1 GHz	1 ～ 5 GHz
1 GHz～	6GHzを超えない範囲で 動作周波数の5倍まで

（参考）高周波利用設備制度の概要

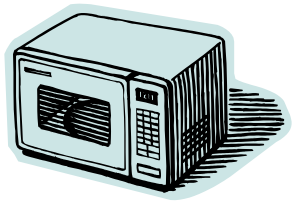
- 高周波利用設備は、**10kHz以上の高周波電流を利用**する設備。
- 電波を空間に発射することを目的とするものではないが、電波が漏洩し、**他の無線局に妨害を与えるおそれ**。
- この妨害を防ぐため、原則として、設置者の　申請に基づく**個別設置許可**が必要。
- 許可にあたっては、各周波数における妨害波の強度等に関する技術基準を満たすことが必要。
- なお、製造業者等が申請し、**型式の指定**がされ、又は届け出て型式の確認が行われた一定の設備については、個別の許可は不要。

＜電波法（昭和25年法律第131号）＞
（高周波利用設備）
第百条　左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。
一　電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）
二　無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

高周波利用設備の例

高周波利用設備には、多種多様なものが該当。

電子レンジ



ＩＨ調理器



近接結合型ワイヤレス電力伝送



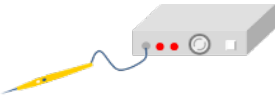
超音波洗浄機



ＭＲＩ

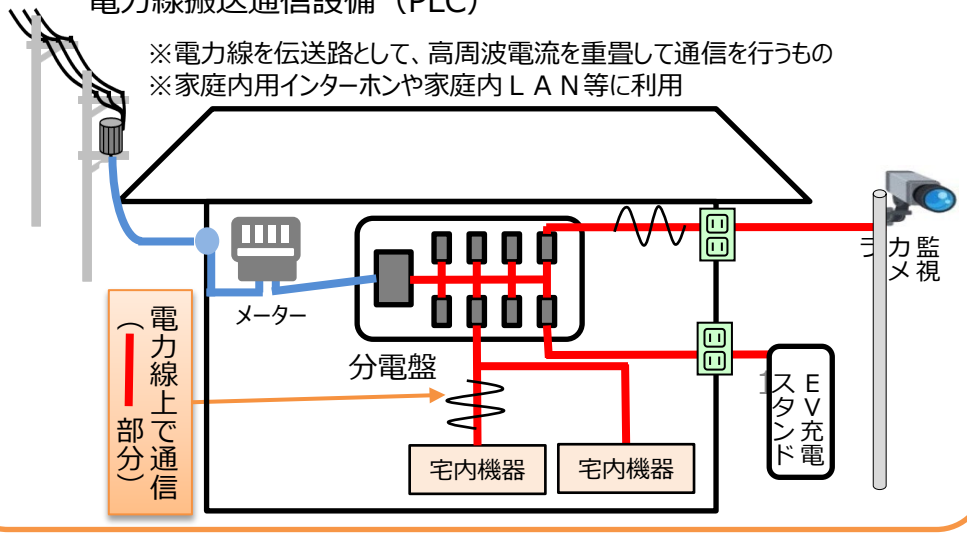


電気メス



電力線搬送通信設備（PLC）

※電力線を伝送路として、高周波電流を重畳して通信を行うもの
※家庭内用インターホンや家庭内ＬＡＮ等に利用



（参考）高周波利用設備の区分

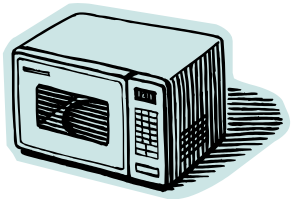
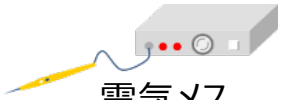
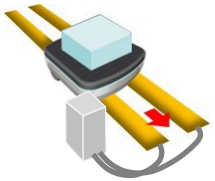
	許可が必要な設備	型式指定・型式確認された設備（許可は不要）	許可も型式も不要な設備
通信設備	【法第100条第１項第１号】 右記の設備を除く、電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備 電力線搬送通信設備 誘導式通信設備	**型式指定** **【施行規則第46条の２】** 電力線搬送通信設備のうち、 ・搬送式インターホン ・搬送式デジタル伝送装置（一般・特別） ・広帯域電力線搬送通信設備 誘導式読み書き通信設備	【法第100条第１項第１号】 【施行規則第44条】 ケーブル搬送設備 平衡二線式裸線搬送設備 電力線搬送通信設備（受信のみ） 一部の誘導式通信設備（※１）　等
通信設備以外の設備	【法第100条第１項第２号】 無線設備・上記の設備以外の設備であって、10kHz以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの 【施行規則第45条】 医療用設備、工業用加熱設備 （高周波出力50Wを超えるもの） 各種設備（※２） （高周波出力50Wを超えるもの）	超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 無電極放電ランプ 非接触電力伝送装置 （一般用・電気自動車用・搬送ロボット用） （高周波出力50Wを超えるもの） **型式確認** **【施行規則第46条の７】** 電子レンジ 電磁誘導加熱式調理器 （高周波出力50Wを超えるもの）	高周波出力50Wを超えないもの

※１　線路からλ／２πの距離における電界強度が毎ｍ１５μV以下のもの及び３メートルの距離における電界強度が毎ｍ５００μV以下の誘導式読み書き通信設備に限る。

※２　医療用設備、工業用加熱設備及び型式指定・型式確認した設備を除く。

（参考）CISPR 11における設備区分

● 高周波エネルギーの利用形態による区分

	グループ１	グループ２
定義	グループ２以外の設備 （高周波エネルギーを装置内部でのみ利用）	電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用 （高周波エネルギーを装置以外に利用）
具体例	 超音波洗浄機 （高周波電流を振動子で振動に変換して水を振動）  X線検査装置 （X線発生のために高周波電流を利用）	 電子レンジ （電波放射して材料加熱）  IH調理器 （電磁誘導原理により容器や炉を加熱）  電気メス （患者の体に貼る対極板と電気メス間に高周波エネルギーを与え、患部の切開・凝固を行う）  MRI （電波放射して検査）  電磁誘導型WPT （電磁誘導原理により電力を伝送）  電界結合型WPT （容量結合原理により電力を伝送）

● 利用環境による区分

- クラスA：クラスB以外の設備
- クラスB：住居用の建造物に給電する低電圧電力系統（交流600V以下）に直接接続する施設で使用する設備

● 測定場所による区分

- 試験場測定：電波暗室等で測定するもの。測定装置や試験場の条件があり、測定結果の再現性が高い。
- 設置場所測定：設備が電波暗室に入らない等の理由で、設置される場所で測定するもの。
  設備の周囲環境によって測定結果が大きく変わる。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
―情報通信審議会からの一部答申などを踏まえた省令案等の一部改正について―
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和８年１月24日～２月24日）

提出件数 18 件（法人・団体等 11 件、個人４件、匿名３件）

意見提出者一覧（五十音順）

EV ワイヤレス給電協会	一般社団法人グリーンモビリティ社会実装推進コンソーシアム	一般社団法人日本鉄道電気技術協会
一般社団法人電気安全環境研究所	一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA） EMC 委員会	一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）無線規制対応委員会
株式会社アイシン	株式会社ダイヘン	株式会社デンソー
株式会社安川電機	ブロードバンドワイヤレスフォーラム（BWF）	個人（４件）
匿名（３件）		

No	意見提出者（順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
150kHz以下の許容値及び測定法に関する意見				
1	一般社団法人日本鉄道電気技術協会	CISPR 11の最新版に合わせて、平成27年総務省告示第207号の廃止と新たな告示の制定が提案されておりますが、新設される告示の第7項において定められている非接触電力伝送装置について、150kHz以上450kHz以下の周波数を利用するものに対する最大許容値が示され、150kHz未満の周波数に対しては最大許容値が規定されておりません。 しかし、鉄道においては、自動列車停止装置（ATS）や自動列車制御装置	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非	有

		（ATC)、誘導式列車無線など列車の安全安定運行に関わる設備では150kHz以下の周波数を利用しており、過去の電波利用環境委員会報告において、非接触電力伝送装置から上記の装置が許容できる強度以上の電磁的な干渉を受けた場合、列車の誤検知や見逃し、速度情報の誤り、通話不能等といった列車の安全安定運行を阻害するおそれがあるなどの影響が懸念されることが報告されております。 　このため、廃止前の平成27年総務省告示第207号の第4項と同様に、150kHz以下の周波数を利用する非接触電力伝送装置に対しても最大許容値が適用されるよう、周波数範囲に関する記述を「150kHz以上450kHz以下」から「10kHz以上450kHz以下」にして頂くよう、要望します。	接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 　一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 　そのため、ご指摘いただいたとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離において-11.5デシベルとします。	
2	ブロードバンドワイヤレスフォ	別紙2－1「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」第3条について、無線設備規則第65条第1項の各号の改正において、150kHzを超えない帯域で	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別	有

	ーラム（BWF）	利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値の定めを削除することについて、CISPR 11第7版の国際基準に整合した改正内容であり、賛成いたします。 特に、WPT装置に関しては、85kHz帯で産業用ロボットや電気自動車、小型モビリティ、ドローン等に向けた技術開発、製品普及が進んでおり、高周波利用設備の個別許可の制度を活用してさらなる普及を進めたいと考えている事業者が複数あります。特に近年の電気自動車充電の潮流であるハイパワー充電をWPTで実現する後押しとなり、国内の技術開発や製品普及に加え、充電インフラの整備・拡充がさらに促進されることで、わが国のWPTの産業化に大きく寄与すると考えます。また、ワイヤレス給電システムの運用は海外でも積極的に進められており、欧州ではフランス、ドイツ、スウェーデンにおいて、停車中のみならず走行中給電の公道における実証評価が積極的に行われています。中国、韓国でも独自の方式について実証試験を行い、国際標準化における提案も行われています。今後、85kHz帯を利用したWPT装置が世界標準として普及していくことも見込まれるため、本改正により技術開発、製品普及がさらに促進されることにより、国内産業の競争力強化および国際競争力の確保につながることが期待されます。 別紙２―２「高周波利用設備の技術基準の特例を定める告示案」について、上記別紙2－1「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」の改正に整合した改正内容であり、賛成いたします。 なお、本改正では最新のCISPR 11第7版の内容が国内適用されますが、今後、CISPR 11のさらなる改定により150kHz以下の許容値が規定された場合には、その時点での国内のWPT装置等の高周波利用設備の普及状況及び他無線システムとの共用の実態等に即して、国内適用における適切な高周波利用設備の運用に向け、必要に応じて許容値の適用除外や緩和等のデビエーションを検討することが望ましいと考えます。	委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 こうした答申を踏まえ、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離において-11.5デシベルとします。	

			ご意見として、CISPR 11において非接触電力伝送装置の許容値が定められたのちに、150kHz以下の許容値を改めて設定する案もいただいております。しかし、平成27年の答申において鉄道が利用する通信設備に対して共用検討がなされており、その前提が変化していないことから、150kHz以下を利用周波数とする非接触電力伝送装置について規制を行わない場合はそうした通信設備に干渉が発生する可能性が高いことから、現状の技術基準を維持するよう改正案を修正します。	
3	EVワイヤレス給電協議会	今回の改正案について、CISPR11第7版の国際基準に整合した改正内容であり賛成いたします。 特に、ワイヤレス電力伝送（以下WPT）装置に関しては、電気自動車向けとして国際的に使用されている85kHz帯を用いて産業用ロボット、小型モビリティ、ドローン等に向けた技術開発、製品普及が進んでおり、高周波利用設備の個別許可の制度を活用してさらなる普及を進めたいと考えている事業者が複数あります。さらに、近年の電気自動車充電手段として検討や実証が進められております大電力でのWPTを実現する後押しとなり、国内の技術開発や製品普及に加え、充電インフラの整備・拡充がさらに促進されることで、わが国のWPTの産業化に大きく寄与すると考えます。 EV向けワイヤレス給電システムの社会実装検討は海外でも積極的に進められており、欧州ではフランス、ドイツ、スウェーデンにおいて、停車中のみならず走行中給電の公道における実証評価が積極的に行われています。中国、韓国では独自の方式について実証試験を行い、国際標準化の提案も行われています。今後、85kHz帯を利用したWPT装置が世界標準として普及してい	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力	有

		くことも見込まれるため、本改正により技術開発、製品普及がさらに促進され、国内産業の競争力強化および国際競争力の確保につながることが期待されます。 　なお、本改正では最新のCISPR 11第7版の内容が国内適用されますが、今後、CISPR 11のさらなる改定により150kHz以下の許容値が規定された場合には、その時点での国内のWPT装置等の高周波利用設備の普及状況及び他無線システムとの共用の実態等に即して、国内適用における適切な高周波利用設備の運用に向け、必要に応じて許容値の適用除外や緩和等のデビエーションを検討することが望ましいと考えます。	伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 　こうした答申を踏まえ、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離において-11.5デシベルとします。 　ご意見として、CISPR 11において非接触電力伝送装置の許容値が定められたのちに、150kHz以下の許容値を改めて設定する案もいただいております。しかし、平成27年の答申において鉄道が利用する通信設備に対して共用検討がなされており、その前提が変化していないことから、150kHz以下を利用周波数とする非接触電力伝送装置について規制を行わない場合はそうした通信設備に干渉が発生する可能性が高いことから、現状の技術基準を維持するよう改正案を修正します。	
4	株式会社デンソ	＜該当箇所＞	改正案における技術基準の根拠としてい	有

	ー	［1］ 別紙２ー１　電波法施行規則等の一部を改正する省令案 第3条　無線設備規則第65条第1項 ［2］ 別紙２ー２　高周波利用設備の技術基準の特例を定める告示案 ＜該当箇所に対する意見＞ 今回の改正案について、CISPR11第7版の国際基準に整合した国内の制度運用であり、賛成いたします。 ［1］において、150kHzを超えない帯域で利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値の定めを削除することについて、CISPR11第7版の国際基準に整合した国内の制度運用であり、賛成いたします。また、［2］について、別紙２ー１［電波法施行規則等の一部を改正する省令案］の改正に整合した改正内容であり、賛成いたします。 　特に、高周波利用設備のうち非接触電力伝送（WPT）装置に関しては、日本及び海外において産業用ロボットやEV等のモビリティ向けで85kHz帯を用いた磁界結合方式のWPTシステムの技術開発・実証、製品普及が進んでいます。この85 kHz帯磁界結合方式WPTシステムは国際標準化（IEC61980、ISO5474、SAE J2954 等）が進んでおり、今後、本方式が世界標準として普及していくことも見込まれます。国内においても産業競争力確保のため早急な実証・量産開発が求められており、本改正により高周波利用設備の個別許可の制度を活用してさらに技術開発、製品普及が促進されることが期待されます。	る、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 　一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 　こうした答申を踏まえ、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートル	

			の距離において-11.5デシベルとします。	
5	一般社団法人グリーンモビリティ社会実装推進コンソーシアム	＜該当箇所＞告示 （１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（別添 2-1）における電波法施行規則第 45 条、第 46 条で取り扱われます電気自動車用非接触電力伝送装置および、無線設備規則第 65 条第 1 項の各号の改正において、150kHz を超えない帯域で利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値の定めを削除することについて （２）高周波利用設備の技術基準の特例を定める告示案（別紙２－２） 平成 27 年総務省告知第 207 号を廃止案について ＜該当箇所に対する意見＞ 電波がこれまで以上に社会経済を支える基盤となり、様々な領域で電波産業の発展が益々期待されるところ、今般、国際規格 CISPR 改訂を踏まえ、高周波利用設備のうち通信設備以外の設備の許容値及び測定法について、 国際規格との整合性を図ることを目的として、関連法令の改正を行われますこと、賛同いたします。 その上で、左記の具体的な関連告示及び訓令の制定及び改正にあたり、電波利用上高い関連性がある国際規格、標準との整合性が総合的に図られる観点ならびに、安心、安全な社会実装の円滑な促進、国内産業の国際競争力の観点から以下ご考慮いただきたいお願いと提案を致します。 1. 無線設備規則第 65 条第 1 項の各号の改正における「150kHz を超えない帯域で利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値の定めを削除」への考察と、ご考慮いただきたいお願い（別添 2-1, 別紙 2-2 共通の考え方として） 最新の CISPR11 最新版に合わせ、別添 2-1 無線設備規則 第 65 条第 1 項	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち 「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 こうした答申を踏まえ、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から	有

		の各号において、現行 10ｋHz-150ｋHz 利用周波数帯は削除とし、同帯域利用時は最大許容値は撤廃される改正案と認識いたしました。 この場合、当該周波数帯(10ｋHz-150ｋHz)には、電波法施行規則第 45 条、第 46 条で取り扱われます電気自動車用非接触電力伝送装置で主利用される 85kHz 帯が含まれており、法改正案通りとなった暁には、これまでの最大許容値 68.5dB は撤廃となる取り扱いと解釈されます。 世界に先駆けて日本国において EV 用 WPT システムの制度化された 85kHz 帯が含められた 10kHz から 150kHz 以下の周波数帯全てへ制限値撤廃となった暁には、日本国内では最大許容値制限が適用されない電気自動車用非接触電力伝送装置の社会実装の野良状態を招きかねず、将来、社会的にワイヤレス電力伝送の汎用的利用に向け不要な懸念を生じかねない事態が想定されます。 その様なところ、当該利用目的に関わる電気自動車用非接触電力伝送システムを規定する以下の国際規格、標準では、最大許容値として以下の通り規定されております。 IEC 61980 最大許容値 85kHz 帯 クラス B 67.8+15dB 緩和=82.8dB クラス A 102.8 dB SAE J2945 最大許容値 85kHz 帯 クラス B 82.8dB 現在、複数の国々にて、これら国際規格ならびに標準に沿って電気自動車用非接触電力伝送装置の社会実装が進められている状況から、近い将来の CISPR 改訂の際に勘案されることと推察しております。 また、電気自動車用非接触電力伝送装置で主利用される 85kHz 帯についてグローバル基準と異なるガラパゴス化した市場対応環境が生まれることは、国内産業の国際市場での競争力の観点からも懸念が生じます。 以上、EV 用 WPT による電波利用社会、電波産業発展に向け、規律的に安心、安全で健全な社会実装を導く上で、85kHz 帯に対しは、関連国際規格、	10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離において-11.5デシベルとします。 CISPR 11において現在検討されているEV向け非接触電力伝送装置の利用周波数における許容値である、82.8dB(クラスB)及び102.8dB(クラスA)を導入するご意見もいただいておりますが、これらの許容値についてはまだCISPR規格として制定されたものではないため採用せず、現状の技術基準を維持するよう改正案を修正します。	

		標準に規定される最大許容値制限値と整合性がとられた高周波利用設備の技術基準の特例が下記項目２に沿って規定されること、今回の法改正にあたり要望します。 2. 今般の法改正案へのご提案 電気自動車用非接触電力伝送装置に関連し 85kHz 帯について国際規格 IEC61980 との整合性を鑑みることが総合的に妥当であると考えます。 ついては無線設備規則に規定される電気自動車用非接触電力伝送装置に関わる最大許容値制限値について 85kHz 帯を特例規定すること提案します。 85kHz 帯（79-90kHz） Class-B 82.8dB Class-A 102.8dB EV 用 WPT は、電波利用による脱炭素化社会の実現に向けた給電インフラとして不可欠な技術であると考えており、安心、安全な EV 用 WPT 社会実装、普及に向けて、国内法改正にあたりご検討のほどお願いいたします。 以上、上記の要望、提案を除いては、全面的に賛同いたします。 今後、電波産業の発展に向けて 85kHz 帯関連技術条件の実証検討の機会がございましたら、ご関心を共有される関連団体と相談、協力、連携して積極的に参画し、協力させていただく所存です。		
6	株式会社ダイヘン	この度の意見募集でご提示頂きました内容では、従来の無線設備規則第65条や貴省告示第207号(平成27年6月11日施行)に存在していた150kHz以下の電磁波放射の許容値が削除されており、緩和されているように見受けられます。 弊社の事業でも使用している85kHz帯のワイヤレス電力伝送に関わる制限が緩和されている面では、より大電力の製品化や自由度の高いコイル設計が可	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格 CISPR 11第７版の技術基準の対象装置には非	有

		能となるため、本改正案には賛同いたします。 しかしながら、従来通り第六十六条にて、「前条各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない」とあり、150kHz以下の周波数では限度値がなくなってもアマチュア無線や鉄道無線、電波時計等を代表とする、既にその帯域を使用している国内の通信システムとの共存検討が不要になるわけではないため、10～150kHzの磁界強度の測定情報が申請において引き続き必要となると考えます。 　その設備から発する磁界強度条件毎に、設置条件(離隔・遮蔽方法を含む)、使用条件（遮蔽や時間帯）を総合して、簡便かつ明快な干渉防止基準の確立に向けて、参考事例のノウハウの開示や蓄積、制度の追加整備、個別解釈の明示などの議論が継続されることを望みます。	接触電力伝送装置は含まれておらず、非接触電力伝送装置に対する技術基準は、CISPRにおいて現在検討の最中です。 　一方で、平成27年7月の情報通信審議会技術分科会答申「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」において、非接触電力伝送装置と鉄道の安全安定運行に関わる150kHz以下の周波数を用いる通信設備との共用検討を行い、許容値の設定を行いました。 　こうした答申を踏まえ、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は、現行制度と同様に、実験用設備にあっては供試装置から10メートルの距離において68.5デシベル、試験場で試験する実験用でない設備にあっては供試装置から10メートルの距離において48.5デシベル、設置場所で試験する設備にあっては当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離において-11.5デシベルとします。	
7	個人１	電波法施行規則および無線設備規則の改正案(以下、本改正案と示す)において 10 kHz 以上150 kHz 以下の利用周波数による発射および不要発射の許容値が一律に削除されることには反対します。	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のう	無

		当該帯域は、日本国内において ・ 長波標準電波 JJY（40/60 kHz）の運用及び受信 ・ 各種誘導式通信設備 ・ 鉄道保安設備(ATS 地上子・車上子) などで利用されており、公共安全・国民生活への影響が大きい帯域です。そのため、現行制度は電波法第百条の枠組みの下、無線設備規則第六十五条等で高周波利用設備からの不要発射を規制しています。 しかし、CISPR 11 で伝導妨害波および放射妨害波の許容値として「9kHz から 150kHz までの周波数範囲に対しては許容値を規定しない」とされていることを根拠に、本改正案の通り当該帯域の定量的な許容値を白地化すると、上記用途との共用条件検討の土台が失われるおそれがあります。 そのため、当該帯域の利用周波数による発射および不要発射の許容値の規定を維持して、各条文の見直しを要請します。 以下に改正案の該当箇所と意見を示します。 ＜該当箇所＞ 改正後 電波法施行規則から削除 改正前 電波法施行規則 第四十六条の二第六号(4)(一) ＜意見＞ 改正前は、利用周波数における磁界強度として、10kHz 以上 50kHz 以下の準尖頭値の許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数における磁界強度に関する条文が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波で利用されており、利用周波数	ち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	

		における磁界強度の許容値の規定を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数における磁界強度の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。		
8	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 電波法施行規則 第四十六条の二第六号(4)・(5) 改正前 電波法施行規則 第四十六条の二第六号(4)(二) ＜意見＞ 改正前は、不要発射による磁界強度として、50kHz を超え 150kHz 以下の準尖頭値の許容値が定められている。 一方、改正後は、有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められているものの、50kHz 以上150kHz 未満の不要発射による磁界強度に関与する有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められていない。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値の規定を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、不要発射による磁界強度のうち 50kHz 以上 150kHz 以下の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	無
9	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第一号(4) 改正前	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の	無

		無線設備規則 第六十五条第一号(2) ＜意見＞ 改正前は、当該設備から 3 メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値として、10kHz 以上 150kHz 未満の準尖頭値の最大許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度として、10kHz 以上 150kHz未満の準尖頭値の許容値が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の許容値から 10kHz 以上 150kHz 未満の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	
10	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第二号(2)・(3) 改正前 無線設備規則 第六十五条第二号(2) ＜意見＞ 改正前は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値として、10kHz を超え 526.5kHz 以下の最大許容値が定められている。 一方、改正後の条文では、有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められているものの、10kHz以上 150kHz 未満の不要発射による磁界強度に関与する有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められていない。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値の規定を削	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射	無

		除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値のうち 10kHz 以上150kHz 以下の最大許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	
11	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第三号(4) 改正前 無線設備規則 第六十五条第三号(2) ＜意見＞ 改正前は、当該設備から 10 メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値として、10kHz 以上 150kHz 未満の準尖頭値の最大許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度として、10kHz 以上 150kHz未満の準尖頭値の許容値が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値の規定を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の許容値から 10kHz 以上 150 kHz 未満の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	無
12	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第四号(2)・(3) 改正前 無線設備規則 第六十五条第四号(2)	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該	無

		＜意見＞ 改正前は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値として、10kHz を超え 526.5kHz 以下の最大許容値が定められている。 一方、改正後の条文では、有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められているものの、10kHz以上 150kHz 未満の不要発射による磁界強度に関与する有線通信端子の妨害波電圧の許容値が定められていない。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値の規定を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値のうち 10kHz 以上150kHz 以下の最大許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	
13	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第五号(1) 改正前 無線設備規則 第六十五条第五号(1) ＜意見＞ 改正前は、当該設備が設置されている建築物の外壁から 100 メートルの距離における磁界強度の最大許容値として、10kHz 以上 150 kHz 未満の準尖頭値の最大許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度として、10kHz 以上 150kHz未満の準尖頭値の許容値が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	無

		そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の許容値から 10kHz 以上 150 kHz 未満の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。		
14	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則 第六十五条第六号(1) 改正前 無線設備規則 第六十五条第六号(1) ＜意見＞ 改正前は、当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離における磁界強度の最大許容値として、10kHz 以上 150 kHz 未満の準尖頭値の最大許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度として、10kHz 以上 150kHz未満の準尖頭値の許容値が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の許容値から 10kHz 以上 150 kHz 未満の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	無
15	個人１	＜該当箇所＞ 改正後 無線設備規則から削除 改正前 無線設備規則 第六十五条第七号(1) ＜意見＞	改正案における技術基準の根拠としている、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」における検討中には当該規格を国内に導入するにあたって、150kHz以	無

		改正前は、当該設備が設置されている建築物の外壁から30メートルの距離における磁界強度の最大許容値として、10kHz 以上 30MHz 未満の準尖頭値の最大許容値が定められている。 一方、改正後は、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度に関する条文が削除されている。 日本国内では当該周波数範囲は長波標準電波、各種誘導通信設備、鉄道保安設備等で利用されているため、不要発射による磁界強度の許容値を削除するとこれらの利用に影響を及ぼすおそれがある。 　そのため、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の許容値のうち 10kHz 以上 150kHz 以下の準尖頭値の許容値を削除せずに、改正前の条文を維持することが望ましいと考える。	下の周波数における通信設備等への影響についても議論されましたが、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響については問題ない旨が確認された上で答申を受けております。 そのため、非接触電力伝送装置以外の高周波利用設備の150kHz以下の伝導妨害波及び放射妨害波の許容値は改正案どおり廃止します。	
16	個人１	1. 意見の要旨 「通信設備以外の高周波利用設備の電源端子及び有線通信端子における妨害波電圧並びに妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を定める告示案」において、測定用受信機の総合選択度及び準尖頭値測定用受信機が満たすべき条件から 9kHz～150kHz の周波数範囲(CISPR 16-1-1 におけるバンド A)の条件が除外されています。 これは、CISPR 11 で伝導妨害波および放射妨害波の許容値として「9kHz から 150kHz までの周波数範囲に対しては許容値を規定しない」とされていることを根拠に、電波法施行規則及び無線設備規則から 10 kHz 以上 150 kHz 以下の利用周波数による発射および不要発射の許容値が一律に削除されたことに関係したものと考えられます。 しかし、当該帯域は、日本国内において ・ 長波標準電波 JJY（40/60 kHz）の運用及び受信 ・ 各種誘導式通信設備	ご指摘のとおり、別紙2-3 第三ー２(2)表４にある、準尖頭値測定用受信機の150kHz以上30MHz以下のインパルスエリアの規定は、昨年12月に答申した諮問第３号 「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 測定用受信機」 5.2.1項表５にあるとおり、「0.361μV・秒」は誤りであり、正しくは「0.316μV・秒」ですので改正案を修正します。	有

		・ 鉄道保安設備(ATS 地上子・車上子) などで利用されており、公共安全・国民生活への影響が大きい帯域です。そのため、現行制度は電波法第百条の枠組みの下、無線設備規則第六十五条等で高周波利用設備からの不要発射を規制しています。当該帯域の定量的な許容値を白地化すると、上記用途との共用条件検討の土台が失われるおそれがあります。 そのため、当該帯域の不要発射の許容値の規定を維持して、各条文の見直すことを、パブリックコメントで意見として提出しております。 これに伴い、「通信設備以外の高周波利用設備の電源端子及び有線通信端子における妨害波電圧並びに妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を定める告示案」において、測定用受信機の総合選択度及び準尖頭値測定用受信機が満たすべき条件に 9kHz～150kHz の周波数範囲(CISPR 16-1-1 におけるバンド A)の条件も追加することが望ましいと考えます。 この他、準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性(表 4)のインパルスエリアの値の表記に誤りがあると考えておりますので、誤記の修正を提案します。 以下に改正案の該当箇所と意見を示します。 ＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 ２ 準尖頭値測定用受信機の条件 (2) 準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性(表 4) ＜意見＞ 150kHz 以上 30MHz 以下のインパルスエリアの値が間違っている。 誤 0.361μV・秒 　正 0.316μV・秒		

17	個人１	＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 1 測定用受信機の条件 (3) 測定用受信機の総合選択度 ＜意見＞ 測定用受信機の総合選択度として、9kHz～150kHz(バンド A)の周波数範囲(CISPR 16-1-1における図 1)の条件も追加することが望ましい。	意見１にあるとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は現行制度と同様の許容値とするよう改正案を修正します。 そのため、150kHz以下の周波数範囲の磁界強度を測定する必要があることから、ご指摘のとおり、別紙2-3 第三 一 1 (3)に9kHz～150kHzの周波数範囲を測定する測定用受信機の条件を改正案に追加します。	有
18	個人１	＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 ２ 準尖頭値測定用受信機の条件 (1) 準尖頭値測定用受信機の特性(表 3) ＜意見＞ 準尖頭値測定用受信機の特性として、9kHz～150kHz(バンド A)の周波数範囲(CISPR 16-1-1における表 H.1)の条件も追加することが望ましい。	意見１にあるとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は現行制度と同様の許容値とするよう改正案を修正します。 そのため、150kHz以下の周波数範囲の磁界強度を測定する必要があることから、ご指摘のとおり、別紙2-3 第三 一 ２ (1)表３に9kHz～150kHzの周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機の条件を改正案に追加します。	有
19	個人１	＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 ２ 準尖頭値測定用受信機の条件	意見１にあるとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は現行制度と同様の許容値と	有

		(2) 準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性(表 4) ＜意見＞ 準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性として、9kHz～150kHz(バンド A)の周波数範囲(CISPR 16-1-1 における表 5)の条件も追加することが望ましい。	するよう改正案を修正します。 そのため、150kHz以下の周波数範囲の磁界強度を測定する必要があることから、ご指摘のとおり、別紙2-3 第三 一 2 (2)表４に9kHz～150kHzの周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性の条件を改正案に追加します。	
20	個人１	＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 ２ 準尖頭値測定用受信機の条件 (3) 準尖頭値測定用受信機のパルス応答相対値(表 5) ＜意見＞ 準尖頭値測定用受信機のパルス応答相対値として、9kHz～150kHz(バンドA)の周波数範囲(CISPR 16-1-1 における表 6)の条件も追加することが望ましい。	意見１にあるとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は現行制度と同様の許容値とするよう改正案を修正します。 そのため、150kHz以下の周波数範囲の磁界強度を測定する必要があることから、ご指摘のとおり、別紙2-3 第三 一 2 (2)表５に9kHz～150kHzの周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性相対値の条件を改正案に追加します。	有
21	個人１	＜該当箇所＞ 第三 測定機器の条件 一 測定用受信機 ２ 平均値測定用受信機の条件 (1) 平均値測定用受信機のパルス応答絶対値特性(表 7) ＜意見＞ 平均値測定用受信機のパルス応答絶対値特性として、9kHz～150kHz(バンド A)の周波数範囲(CISPR 16-1-1 における表 8 のパルス周期 TP・パルス	意見１にあるとおり、非接触電力伝送装置であって、10kHz以上450kHz以下の周波数を利用する設備の利用周波数による発射による磁界強度の許容値は現行制度と同様の許容値とするよう改正案を修正します。 しかし、150kHz以下の磁界強度の平均値を測定する規定はありませんので、150kHz以下の周波数範囲を測定する平均値測定用受信機	無

		幅 WP)の条件も追加することが望ましい。	のパルス応答絶対値特性を規定する必要がないことから、改正案のとおりとします。	
型式指定の対象に関する意見				
22	ブロードバンドワイヤレスフォーラム（BWF）	今回の改正案について、CISPR11第7版の国際基準に整合した改正内容であり、賛成いたします。 別紙2－1「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」第1条について、電波法施行規則第45条の改正において、型式指定の設備の(7)～(10)が追加されることについて、(7)及び(9)において非接触電力伝送装置（以下「WPT装置」という。）が除外されています。別添1の改正概要において「多種多様な高周波利用設備が増加していることを踏まえ、CISPR11における装置区分のうち試験所測定機器について、当該規格の許容値を満たしているものは無線通信への影響を与える可能性が低いことから、型式指定の対象として追加する。」とあるとおり、WPT装置に関しても無線通信への妨害可能性の観点では同様の状況が考えられますが、改正後内容の(7)及び(9)において「(非接触電力伝送装置を除く)」と記載され、WPT装置が除外されているのはどのような理由によるものでしょうか。	昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第7版には、非接触電力伝送装置に対する技術基準は含まれておらず、現在はCISPRにおいて検討の最中です。今回の制度改正による新規の型式指定の技術基準は当該答申を根拠としていることから対象から除外しました。 令和７年９月に情報通信審議会答申された、「社会の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」に記載のとおり、今後、非接触電力伝送装置が対象として含まれる国際規格が答申された際には、当該装置について型式指定に追加することを検討いたします。	無
23	匿名１	本件に関し、 「多種多様な高周波利用設備が増加していることを踏まえ、CISPR 11における装置区分のうち試験所測定機器について、当該規格の許容値を満たしているものは無線通信への影響を与える可能性が低いことから、型式指定の対象として追加する。」 との方針について、賛同いたします。	昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」のもととなる国際規格CISPR 11第7版には、非接触電力伝送装置に対する技術基準は含まれておらず、現在はCISPR	無

		この方針に基づく電波法施行規則第45条の改正において、型式指定設備として（７）？（１０）が追加される中で、「非接触電力伝送装置を除く」とされた理由について、ご説明をお願いしたく存じます。 非接触電力伝送装置については、既に同条（４）？（６）において、限定された用途、方式に関して、緩和された許容値を基に制度化がなされている一方で、「情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（諮問第３０号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」について）」において指摘されている通り、実際の制度利用は１件にとどまっています。 国内外で開発が進む多様な用途・方式の非接触電力伝送装置は、既存の型式指定制度における用途・方式に当てはまらず、他国では国際規格を満たすことで流通可能な製品であっても、日本国内においては高周波利用設備の申請か、型式指定制度の制度化を行う必要があります。しかしながら、高周波利用設備に関しては、通信局によっては、同一設計の量産品であっても、個体ごとの試験所測定を求められるなど、流通のハードルが極めて高くなっています。 EV や AGV 向けなど、特定用途に関してCISPR 規格の許容値を超える運用を希望する装置については、普及状況等を踏まえた個別の型式制度化が必要と考えます。しかしながら、非接触電力伝送装置、あるいは装置内部で非接触電力伝送機能を利用する装置等全般が、CISPR 規格の許容値を満たしていたとしても、他の多種多様な高周波利用設備と異なる運用を行うことが必要となる背景には、どのような理由があるのか、ご教示賜りたく存じます。	において検討の最中です。今回の制度改正による新規の型式指定の技術基準は当該答申を根拠としていることから対象から除外しました。 　令和７年９月に情報通信審議会答申された、「社会の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」に記載のとおり、今後、非接触電力伝送装置が対象として含まれる国際規格が答申された際には、当該装置について型式指定に追加することを検討いたします。	
「内部最高周波数」に関する意見				
24	一般社団法人電気安全環境研究所	電波法施行規則の型式指定や無線設備規則第六十五条で、「内部最高周波数」でGHz帯の測定要否を判断している。 CISPR11ではグループ１機器に対しては「内部最高周波数」で判断している	ご指摘のとおり、令和７年12月の情報通信審議会答申を受けた、「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のう	有

		が、グループ２機器に対しては「動作周波数」が400MHzを超えるかどうかでGHz帯の測定要否を判断している。 「動作周波数」は「内部最高周波数」を含まず、高周波出力で使用される「使用周波数」を指すので、本来は全く異なる判断指標を使っているが、グループ１機器でもグループ2機器でも「内部最高周波数」と言う言葉を使い、グループ２機器の「内部最高周波数」に「EUT の内部で生成若しくは使用される最高の基本周波数又はEUT が動作する最高の周波数（CISPR11答申より)」が含まれているので、CISPR11答申と異なる要求になっている。 グループ２機器に対しては、CISPR11答申で使用している「動作周波数」か、個別設置許可の申請書で使用している「使用周波数」と言う用語を使うと誤解を招かないと思われる。	ち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」の6.3.2.4項において、グループ２装置は「1GHzから18GHz までの周波数範囲の許容値は、400MHzを超える周波数で動作するグループ２装置に対してのみ適用する。」とされており、内部最高周波数ではなく、動作周波数を基準としてすることになっております。 　そのため、別紙2-1の電波法施行規則改正案第45条の２第１項第12号(7)、同項第14号(7)、無線設備規則改正案の第65条第１項第１号(6)、及び同項第３号(6)の「内部最高周波数」の語は「利用周波数」と修正します。	
25	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) EMC委員会	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)45条第１項(7)の一般用放射等設備（クラスB)、及び同項(9)の業務用放射等設備（クラスA）はCISPR11国内答申　グループ２の設備を指し、同規則第46条の2第１項第12号及び同項第14号で定めていますが、(7)において、「内部最高周波数が四〇〇MHz以上の装置の場合」と記載があります。 CISPR11「工業・科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」【令和７年１２月答申】と異なっており、「内部最高周波数」ではなく「利用周波数」にするべきです。 無線設備規則 第65条3項 (6)も同様に修正をお願いしたいです。	ご指摘のとおり、令和７年12月の情報通信審議会答申を受けた、「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」の6.3.2.4項において、グループ２装置は「1GHzから18GHz までの周波数範囲の許容値は、400MHzを超える周波数で動作するグループ２装置に対してのみ適用する。」とされており、内部最高周波数ではなく、動作周波数を基準としてすることになっております。 　そのため、別紙2-1の電波法施行規則改正案第45条の２第１項第12号(7)、同項第14号(7)、	有

			無線設備規則改正案の第65条第１項第１号(6)、及び同項第３号(6)の「内部最高周波数」の語は「利用周波数」と修正します。	
型式指定の表示に関する意見				
26	株式会社アイシン	設備に直接型式指定を付す場合にとどまらず、同梱される文書（取扱説明書等）に付す場合や高周波利用設備が組み込まれる機器の映像面に表示する場合を認めることは、イノベーション促進の観点からも技適マークの規律との平仄の観点からも有用であり、賛同致します。 もっとも、同梱される文書に付す方法については、「前号の方法で表示することが困難又は不合理である場合」が具体的にどのような場合を指すのかは明らかでないので、円滑な事業の推進のために、HPのFAQ等で具体的な事例をお示しいただきたく存じます。 なお、より良い制度にしていくために、下記の点についても今後ご検討いただきたく存じます。 ・技適マークについては、IoTの進展や製品の小型化を踏まえ、2019年に大きさに関する具体的な指定がなくなりました（証明規則様式第７号は、「表示を容易に識別できるものであること」と規定）。しかし、高周波利用設備の型式指定のマークについては、依然として具体的な指定がなされています（電波法施行規則別表第7号は、図1の形状は長径2センチメートル以上、図2の形状は長辺5ミリメートル以上と定める）。技適マークと同じ規律にすることをご検討いただきたく存じます。 ・図2により表示する場合は、「MIC/KS」と併せて「総務省指定」及び「第　※号」といった記載をすることが求められますが、「MIC/KS」で総務省が指定していることは明らかです。上述のように、IoTの進展等に対応するため、「総務省指定」を削除することをご検討いただきたく存じます。	高周波利用設備の型式指定の表示に係る規制緩和についてご賛同の意見として承ります。「困難又は不合理な場合」についてはその具体例をHPで公表いたします。 改正案において、高周波利用設備そのものに表示することが困難又は不合理である場合には設備に付属する文書に付すことでもよいこととしたため、ご指摘の表示の最小サイズの緩和に関する問題も解決できることから今回の改正案においては変更しないこととします。	無

		・マークの表示方法として、二次元コードの利用を認める国も出てきています。設備に直接マークを表示できない場合の方法として、二次元コードの表示に代えることもご検討いただきたく存じます。 ・スマートフォンや決済端末で広く使われているNFCは、高周波利用設備に該当するため、型式指定を受け、そのマークを付す必要があります。同一製品に別の無線通信も利用している場合、技適マークも併せて付す必要があり、限られたスペースにマーキングすることへの大きな制約となっております。他方、欧州や米国では、NFCも他の無線通信と同じ扱いとなっております。国際的な整合性を確保するためにも、基準認証制度の対象に含めることをご検討いただきたく存じます。		
27	匿名２	高周波利用設備に関して、電波法施行規則別表第七号に定める様式の表示について、製品本体に表示することが困難または不合理である場合についての規律を整備いただきましたことを歓迎いたします。将来的な検討事項として、別表第七号において、「形状は図１に示すものとし、大きさは長径が２センチメートル以上とすること。ただし、図１による表示が困難なときは、形状は図２に示すものとし、大きさは長辺が５ミリメートル以上とすること。」との規律には変更がないところですが、当該大きさの規律については、無線機器の規律と同様、「２センチメートル」「５ミリメートル」との具体な指定ではなく、「容易に識別することができるもの」という規律に合わせていただけますよう、お願い申し上げます。これは、製品が小型化等していることに伴い、４ミリメートルであれば即違反となるような事態も必ずしも合理的でない考えるとともに、通常の技適マークについては、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第７号において、「注１：大きさは、表示を容易に識別することができるものであること」と規律されていることから、電波法の下の表示に係る制度として平仄を合わせていただけると、企業としても間違いがなくコンプライアンスの観点からも望ましいためです。	高周波利用設備の型式指定の表示に係る規制緩和についてご賛同の意見として承ります。 改正案において、高周波利用設備そのものに表示することが困難又は不合理である場合には設備に付属する文書に付すことでもよいこととしたため、ご指摘の表示の最小サイズの緩和に関する問題も解決できることから今回の改正案においては変更しないこととします。	無

		より使いやすい制度にするための不断のご尽力について、改めまして感謝申し上げます。		
その他の意見				
28	株式会社安川電機	別紙2-1　P.4、5　六(5)(二)、十(2)(二) 「有線通信端子を有する設備の妨害波電圧及び妨害波電流」と両方測定しなければならない内容になっている。 CISPR 11およびCISPR 32においては結合装置の選択によって電圧または電流だけで良い場合があるため反映すべきである。	別紙2-3の改正案に示す高周波利用設備の測定方法を定める告示案中の第二 二 1(2)～(4)において、測定対象の有線通信端子の特性に応じて測定すべき妨害波電圧及び妨害波電流の選択を規定しています。また、同告示案中の第二 二３(6)において、不平衡擬似回路（AAN）を用いて測定した有線通信端子における妨害波電圧が許容値を満たした場合、妨害波電流も許容値を満たすとみなすと規定しています。 そのため、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び平成27年に答申された「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」 のうち 「マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項 -」の内容と整合しています。	無
29	株式会社安川電機	別紙2-1 P.6～8　六(4)、(5) 有線通信端子を有する設備の電圧、電流を両方測定しなければならない内容になっている。 CISPR 11およびCISPR 32においては結合装置の選択によって電圧または電流だけで良い場合があるため反映すべきである。この表現は繰り返し行わ	別紙2-3の改正案に示す高周波利用設備の測定方法を定める告示案中の第二 二 1(2)～(4)において、測定対象の有線通信端子の特性に応じて測定すべき妨害波電圧及び妨害波電流の選択を規定しています。また、同告	無

		れるため各所に反映すべきである。(例：P.15～16の(3)、(4)など)	示案中の第二 二３(6)において、不平衡擬似回路（AAN）を用いて測定した有線通信端子における妨害波電圧が許容値を満たした場合、妨害波電流も許容値を満たすとみなすと規定しています。 そのため、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び平成27年に答申された「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」 のうち 「マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項 -」の内容と整合しています。	
30	株式会社安川電機	別紙2-1 P.19 十 五(2)(一) 取扱説明書にIT電力系統にのみ接続して設置する設備であることを明記することになっているが、75kVA超のみの機器にも対応されてしまう。 それぞれの場合で分けるべきである。P.53なども同様に反映すべきである。	ご指摘の部分は、昨年12月に答申した「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」 のうち 「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」の7.2.1.3項表２注cに関する部分と理解しております。 同答申においては定格電力が75KVAを超えた設備向けの許容値を適用可能な条件として「当該装置が専用の電力変圧器又は発電機に接続することを意図したものであり、低電圧架空電力線に直接接続することを意図していないこと」を製品マニュアルに明記することとされています。	有

			そのため、改正案を「この場合においては、その設備の取扱説明書等の文書に設備が専用の変電器又は発電機から給電することを意図したものであり、架空送電線に直接接続すること意図していないことを明記しなければならない。」と修正します。また、無線設備規則第65条第１項第４号(1)の改正案も同様に修正します。	
31	株式会社安川電機	別紙2-1 P.43　ー(2)、(3) 無線設備規則においても、有線通信端子を有する設備の電圧、電流を両方測定しなければならない内容になっている。 CISPR 11およびCISPR 32においては結合装置の選択によって電圧または電流だけで良い場合があるため反映すべきである。	別紙2-3の改正案に示す高周波利用設備の測定方法を定める告示案中の第二 二 １(2)～(4)において、測定対象の有線通信端子の特性に応じて測定すべき妨害波電圧及び妨害波電流の選択を規定しています。また、同告示案中の第二 二３(6)において、不平衡擬似回路（AAN）を用いて測定した有線通信端子における妨害波電圧が許容値を満たした場合、妨害波電流も許容値を満たすとみなすと規定しています。 そのため、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び平成27年に答申された「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」 のうち 「マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項 -」の内容と整合しています。	無

32	株式会社安川電機	別紙2-3 P.21　五2(8) 「床置き型装置以外の供試装置は高さ40cm又は80cmの絶縁支持台の上に置き、大地面から40cmの位置に配置すること」となっている。 これは伝導妨害波測定の条件であり、1GHz以上の電界強度の測定に対しては不適切な条件である。1GHz以下の放射妨害波測定の条件に揃えるべきである。	ご指摘のとおり、令和７年12月の情報通信審議会答申を受けた「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　放射妨害波の測定法」において、1GHz以上の放射妨害波測定における供試装置の配置に対しては当該規定の対象外でしたので削除します。	有
33	株式会社安川電機	別紙2-3 P.24　(5) GHz帯域における尖頭値測定方法がCISPR 16-2-3と異なる。 CISPR 16-2-3と測定条件を揃えるべきである。	ご指摘のとおり、令和７年12月の情報通信審議会答申を受けた「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　放射妨害波の測定法」において、1GHz以上の放射妨害波の尖頭値測定に用いる検波器の分解能の条件として、インパルス帯域幅が1MHzとするよう定められています。その一方でビデオ帯域幅及び分解能帯域幅の規定は存在しないことから、改正案を修正します。	有
34	株式会社安川電機	別紙2-3 P.54、55　二2(1)　表11 10m測定におけるサイトアッテネーションの測定高さがCISPR 16-1-4と異なる。 CISPR 16-1-4と条件を揃えるべきである。	ご指摘の別紙2-3表11に定めるサイトアッテネーションの測定における送信用空中線高は、昨年12月に答申された「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち 「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 放射妨害波測定用のアンテナと試験場」の表２の内容と整合して	無

			います。なお、30MHz～1GHzのサイトアッテネーション測定においては、他の条件によらず測定用空中線高は1～4mを掃引することとしていることから、表11においては省略しており、また、高周波利用設備の放射妨害波測定においては測定距離5mを規定した測定は存在しないことから省略しています。	
35	株式会社安川電機	別紙2-3 P.74　　七 「以下の動作状態について、それぞれ少なくとも一つの状態で測定しなければならず、他に妨害波強度が大きいと想定される動作状態についても追加で測定しなければならない」となっている。 ロボットの動作条件についてはCISPR 11にて工学的分析による特定動作のみの測定を認めているため、それを反映すべきである。	ご指摘のとおり、令和７年12月の情報通信審議会答申を受けた「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」の7.6.11項においては、「工学的な分析（ロボットの特性や構造の分析及び測定を含む）によって」妨害波強度が大きいと想定される特定動作のみ測定することを認めていることから、当該箇所については、「仕様マニュアルに記載の通常使用のうち、以下の動作状態についてそれぞれ少なくとも一つの状態で測定し、又はロボットの特性及び構造の分析等に基づいて妨害波強度が大きいと想定される動作状態について測定しなければならない。」と改正案を修正します。	有
36	株式会社安川電機	別紙2-4 P.29　6(1)、(2) (1)には取扱説明書に関する言及がなく、(2)には取扱説明書に関する言及がある。	ご指摘いただいた、別紙2-4 P29の業務用非放射設備の型式指定申請様式のうち、6(2)の文章について取扱説明書に関する記載を改正	有

			案から削除します。	
37	株式会社安川電機	別紙2-4 P.31　　6(3)、(4)、(5) 交流電源端子における妨害波電圧において、(3)から(5)の説明がない。 他の申請書同様、説明を追加すべきである。	ご指摘いただいた、別紙2-4 P29の業務用非放射設備の型式指定申請様式の注について、他の申請書の妨害波電圧に関する注と合わせて記載を追加します。	有
38	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) 無線規制対応委員会	電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、賛同いたします。 現在、高出力のイミュニティ試験設備は令和7年6月27日付総基環第136号「各種イミュニティ試験設備の電波法における扱いについて」に基づき、法第100条第１項の規定に基づく許可を受ける必要があります。電磁障害を起こす可能性が極めて少ない設置環境でも、この許可手続きを行う必要があり、試験方法も含めてわが国独自のもので、製造業者等の利用者の負担が増えることで、製造業者等にとって国際競争力に悪影響を及ぼしている可能性があります。イミュニティ試験設備に対する型式指定の導入は、利用者の負担を軽減の点において、非常に効果的な対応であると考えます。 今回のイミュニティ試験設備の型式指定導入に際しまして、更なる負担低減の観点から提案致します。 型式指定を受けたイミュニティ試験用の測定設備は、既に導入している機器につきましても、型式指定を受けたものと同じ扱いになることを希望します。個別の設置許可と型式指定が混在すること無く、型式指定のみの扱いになることで、利用者側でも管理がしやすくなり、負担軽減につながると考えています。 また、イミュニティ試験用の測定設備は、測定設備の製造業者による較正	改正案についてご賛同の意見として承ります。 イミュニティ試験設備に限らず、ある型式の高周波利用設備が新たに指定を受けた場合には、既に設置されている同じ型式の装置についても、電波法施行規則第46条の4に定める表示を行った場合には、型式指定を受けたものと同じ扱いとなり、個別許可は不要となります。	無

		を行う場合に、型式指定を受けることで個別の設置許可が不要になることを希望します。		
39	個人２	３ 電子レンジの測定中に間欠モードに移行した場合、間欠動作せずに最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。 と規定されている。この間欠モードが、電源周波数の違いによる高周波出力を同一にするための間欠運転モードではなく、長時間の連続運転を起因とする異常過熱から製品を保護するために運転を中断する間欠モードであることを明確に表現するために、 「３ 電子レンジの測定中に長時間の連続運転による異常加熱を避けるために間欠モードに移行した場合、通常動作モードにおいて最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。」 と修正することを提案します。	ご指摘のとおり、別紙2-3 において新設する告示の別添１第六項３において定める、電子レンジの測定条件は、電源周波数に由来する間欠動作ではなく、異常加熱を避けるために行われる間欠動作であることから、「電子レンジの測定中に異常加熱を避けるために間欠モードに移行した場合、通常動作モードにおいて最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。」と修正します。	有
40	個人３	業務用放射等設備はＣＩＳＰＲ１１のグループ２クラスＡ機器のことだと思われるが、用語の定義が過去の答申とは異なる。今後、新しい答申がでてきた場合との整合性がとれなくなる。その他にも別紙２－１の有線通信端子については電圧許容値と電流許容値が並立し、その選択については別紙２－３で規定するなど、一貫した文書になっていない。また有線通信端子の対象はなんであるかが明確でない。このような明確性を欠くものは行政手続法第５条第２項の「具体的なもの」とはいえず、行政運営が恣意的に行われる可能性があり、不適切であると思う。	業務用放射等設備等は今回の改正案で新設した型式指定の対象となります。また、今後、新たな答申を受けた場合の制度改正については、今回の意見募集の対象外であることから、参考として承ります。 有線通信端子における妨害波の技術基準は、電圧許容値及び電流許容値を省令において規定しており、その測定法について告示で定めていますが、これは放射妨害波等の技術基準と同様の規定であり省令中に測定法は告示で定めることが明記されています。	有

			有線通信端子については、ご指摘のとおりその定義がありませんでしたので、「電気通信回線に接続するために通信装置等に接続するための端子」と定義し、具体的な基準とします。	
41	個人４	電波法施行規則等の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）につき、下記のとおり意見する。 ・改正省令案第一条による改正後の電波法施行規則第四十五条の柱書中「・・・（次の各号に掲げるものを除く。）・・・」と規定しているが、「当該各号」と引用する等していないため、単に「・・・（次に掲げるものを除く。）・・・」とすべきではないか。（別紙２のP3参照） ・改正省令案第一条による改正後の電波法施行規則第四十九条と第五十条を削除条としているが、連続する条であるため「第四十九条及び第五十条削除」とする方が規定が整然とするのではないか。（別紙２のP28参照） ・改正省令案附則において「この省令の施行の日」を多用しているため、附則第二項において「施行日」として定義した方が規定が整然とするのではないか。（別紙２のP59参照） ・改正省令案附則第六項及び第十項については準用規定ではないため、「・・・と読み替えるものとする。」とあるのは「・・・とする。」とするのが適切ではないか。（別紙２のP60参照）	・ご指摘に従い、「・・・（次に掲げるものを除く。）・・・」に修正しました。 ・ご指摘に従い、「第四十九条及び第五十条削除」に修正しました。 ・ご指摘に従い、「・・・この省令の施行の日（次条、第六条、第八条及び第十条から第十三条までにおいて以下「施行日」という。・・・）に修正しました。 ・ご指摘に従い、「・・・とする。」に修正しました。	有
42	匿名３	別紙2-3 26ページ 〈記載事項〉 六２(2)　測定用空中線は垂直面内に保持し、空中線の基準点の地上高は1.3ｍとすること。 〈意見〉 測定用のループアンテナはZ軸の測定(= 大地面に対して平行)はせず、直	ご認識のとおりです。	無

		交(いわゆるX軸)、対向(いわゆるY軸)の2軸の測定をするという理解でよろしいでしょうか。		
43	匿名３	別紙2-3 26ページ 〈記載事項〉 六２(2)　測定用空中線は垂直面内に保持し、空中線の基準点の地上高は1.3ｍとすること。 〈意見〉 また、総務省告示第211号においては、「ループアンテナの最下端の地上高はーメートル」と言う書きぶりである一方、今回の告示案ではループ中心を基準としていると一般的には読めますが、アンテナのリファレンスポイントが明記されていないため、明確な記載をしていただきたく存じます。	別紙2-3 第三 八１(1)において、「(前略)空中線の基準点はループの中心とすること。」と規定しています。	無
44	匿名３	別紙2-3 27ページ 〈記載事項〉 六３(4)　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生させる動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。事前測定の結果をもとに、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し法令で定められた測定距離で垂直及び水平の両偏波で測定を行うこと。 〈意見〉 事前測定で最大の妨害波強度を測定できる方向を調査したのに、準尖頭値強度を測定する際に、定められた距離で垂直及び水平の両偏波を測定する必要性を伺いたく存じます。 測定の効率化の観点から、事前測定で最大の妨害波強度を測定すると特定した条件についてのみ測定を求めるべきではないでしょうか。	本測定において最大強度の妨害波を測定できるよう、事前測定においては可搬型の測定アンテナや測定プローブを用いて、最大妨害波を測定する方向及び動作モード等を特定します。その後、特定した測定方向、動作モードにおいて法令で定められた測定距離で、ループアンテナ等を用いて本測定を行い、許容値との比較を行います。 本測定で用いる機材や測定法は測定に時間や労力がかかることから、本測定を様々な測定方法や動作モードで測定することは現実的ではありません。そのため、簡易な事前測定で測定方向や動作モードの特定を行うこととしています。 事前測定の詳細については、公表している	無

			「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」を参照ください。	
45	匿名３	別紙2-3 27ページ 〈記載事項〉 六３(4)　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生させる動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。事前測定の結果をもとに、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し法令で定められた測定距離で垂直及び水平の両偏波で測定を行うこと。 〈意見〉 また、当該条文は30MHz以下の磁界強度の測定についての記載であるが、ループアンテナの偏波面は直交や対向ではなく、垂直、水平と言う表現でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、磁界測定では偏波ではなくループアンテナと供試装置の向きを指定する必要がありますので、当該箇所の「垂直及び水平の両偏波で測定を行うこと」は「測定用空中線を供試装置に対して対向及び直向の方向に設置して測定を行うこと」と修正します。また、他の磁界測定を行う箇所についても同様に修正します。	有
46	匿名３	別紙2-3 27ページ 〈記載事項〉 六３(5) 障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない、設備がある建物と測定位置との間に 遮蔽物が存在する、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっているなど、法令で定められた測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離での測定を行ってもよい。法令で定められた測定距離より短い距離で測定を行った場合は、測定値を適切に換算してもよい。 〈意見〉 「法令で定められた測定距離より短い距離で測定を行った場合は、測定値を適切に換算してもよい。」とありますが、どの式で換算するのが適切な換算でしょうか。	公表している「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」において、設置場所測定における測定手順や測定値の換算方法について詳細に記載しています。こちらをご参照ください。	無

		周波数や敷地境界の距離、測定可能位置によっては、近傍界領域で測定をし、遠方界領域への換算となるケースがあるが、どのように換算するのが適切でしょうか。 また、各種ケーブルなどに重畳して点波源としてみなせないケースも多く散見されるが、どのように換算するのが適切でしょうか。 換算式や条件を明示いただけない場合、いかようにも換算ができてしまい、誤った設置許可の判断につながる懸念がございます。		

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項

（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（電波の質）

第二十八条　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（安全施設）

第三十条　無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

（その他の技術基準）

第三十八条　無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

（高周波利用設備）

第百条　左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一　（略）

二　無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

２～４　（略）

５　第十四条第一項（免許記録）、第十四条の二（証明書の交付）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許記録の変更等）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許の失効の記録）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第五項及び第七項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １３ 号
令和８年３月 11 日

電波監理審議会
会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第28条、第30条、第38条及び第100条第１項第２号の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則等の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条、第三十条、第三十八条及び第百条第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後	改正前
（通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備（次に掲げるものを除く。）は、高周波のエネルギーを発生させ又は用いるもの（以下「通信設備以外の設備」という。）であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものとする。 一　次に掲げる設備であつて、第四十六条の二第一項の規定により総務大臣が型式について指定した設備 (1)　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー (2)　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 (3)　無電極放電ランプ (4)　一般用非接触電力伝送装置 (5)　電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池等に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道の線路から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。） (6)　搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池等に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。） (7)　一般用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のある設備（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。以下同じ。） (8)　一般用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のある設備をいう。以下同じ。） (9)　業務用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用する設備（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。以下同じ。） (10)　業務用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用する設備をいう。以下同じ。） 二　次に掲げる第四十六条の七に定める型式確認を行つた設備 (1)　電子レンジ (2)　電磁誘導加熱式調理器 ［削る］	（通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。） 二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。） 三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号⑴及び第二号⑶並びに第四十五条第一号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

⑴　第一号⑴及び⑵に掲げる事項

⑵　外観（写真で示すものとする。）

⑶　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅の設計値及び測定値

［削る］

［⑷　略］

⑸　次に掲げる事項の測定値

㈠　電源端子における妨害波電圧

㈡　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下同じ。）における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）

㈢　不要発射による磁界強度又は電界強度

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

⑴　第一号⑴及び⑵並びに前号⑷に掲げる事項

⑵　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

⑶　発振の方式

［⑷　略］

八　無電極放電ランプ

⑴　第一号⑴及び⑵、第六号⑷並びに第七号⑵及び⑶に掲げる事項

［⑵　略］

九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

⑴　第一号⑴及び⑵、第五号⑵、第六号⑷並びに第七号⑵に掲げる事項

［⑵・⑶　略］

十　一般用放射等設備

動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号の⑴及び第二号の⑶並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　［同上］

⑴　第一号の⑴及び⑵に掲げる事項

⑵　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

⑶　発振の方式

⑷　振動子の種類及び型名

［⑸　同上］

⑹　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

［新設］

㈡　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

七　［同上］

⑴　第一号の⑴及び⑵並びに前号の⑵、⑶及び⑸に掲げる事項

［新設］

［新設］

⑵　［同上］

八　［同上］

⑴　第一号の⑴及び⑵並びに第六号の⑵、⑶及び⑸に掲げる事項

［⑵　同上］

九　［同上］

⑴　第一号の⑴及び⑵、第五号の⑵並びに第六号の⑵及び⑸に掲げる事項

［⑵・⑶　同上］

［新設］

(1) 第一号(1)及び(2)、第五号(2)並びに第六号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(2) 次に掲げる事項の測定値

㈠ 電源端子における妨害波電圧

㈡ 有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）

㈢ 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

十一 一般用非放射等設備　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

十二 業務用放射等設備　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

十三 業務用非放射等設備　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

［2　略］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

［一～五　略］

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

［(1)・(2)　略］

(3) 交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇㎑以上三〇㎒以下	七三デシベル	六十デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

［新設］

［2　同上］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

［一～五　同上］

六　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ＩＳＭ用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇㎑以上五㎒以下	八六デシベル	七六デシベル
五㎒を超え三〇㎒以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること。

㈠ 利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアン

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

一〇kHz以上五〇kHz以下	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
三七・一デシベル	

(二)　不要発射による磁界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(三)　不要発射による電界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで　※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	四〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(6)　不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上一三〇MHz以下	四〇デシベル
一三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるもの（以下「小型設備」という。）にあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上一三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
一三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる半導体のクロック周波数、スイッチング周波数等を含む。）のうち最も高いものをいう。以下同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

［新設］

［新設］

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯において表に示す許容値以下の場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明なときにあつては一GHz以上六GHz以下

(8)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第一号(7)に掲げる条件

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)～(3)　略

(4)　第一号(7)に掲げる条件

八　無電極放電ランプ

(1)・(2)　略

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一)　電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(二)　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(5)　(3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

七　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

八　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(二)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(三)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　略］

(4)・(5)　略

(6)　第一号(7)に掲げる条件

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇㎑帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)～(三)　略

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～三　略］

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(七)～(九)　略

(十)　第一号(7)に掲げる条件

(2)　六・七㎒帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)～(三)　略

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～六　略］

［注　同上］

(4)・(5)　同上

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

九　［同上］

(1)　［同上］

(一)～(三)　同上

(四)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(五)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～三　同上］

(六)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(七)～(九)　同上

(十)　第一号の(7)に掲げる条件

(2)　［同上］

(一)～(三)　同上

(四)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(五)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～六　同上］

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(七)～(九)　略

(十)　第一号(7)に掲げる条件

十　電気自動車用非接触電力伝送装置

(1)～(3)　略

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～五　略］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(7)～(9)　略

(10)　第一号(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道の線路から五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)～(3)　略

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

(六)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(七)～(九)　同上

(十)　第一号の(7)に掲げる条件

十　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

(5)　［同上］

［注　同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(6)　［同上］

［注一～五　同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(7)～(9)　同上

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

［略］	［略］	［略］	

［注　略］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

⑹　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［⑺～⑼　略］

⑽　第一号⑺に掲げる条件

［⑾　略］

十二　一般用放射等設備

⑴　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲にあること。

⑵　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	五六デシベル
	平均値	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	六〇デシベル
	平均値	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

⑶　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみな

［同上］	［同上］	［同上］	

［注　同上］

⑸　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

⑹　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［⑺～⑼　同上］

⑽　第一号の⑺に掲げる条件

［⑾　同上］

［新設］

す。

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流の準尖頭値及び平均値が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(5) 試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の条件ののいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一 その設備が小型設備である場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしている

ものとみなす。

(二) その設備が小型設備であつて、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であり、かつ、(4)の条件に適合すること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一 準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖値の許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

二 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7) 利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかの条件に適合すること。

(一) 尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二) 対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三) 振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下同じ。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(8) 妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9) 第四十八条各号に掲げる条件

一般用非放射等設備

十三

(1) 利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲にあること。

［新設］

(2) 交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五Mhz以下	準尖頭値	五六デシベル
	平均値	四六デシベル
五Mhzを超え三〇Mhz以下	準尖頭値	六〇デシベル
	平均値	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇Mhz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
	平均値	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇Mhz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇Mhz以上二三〇Mhz以下	三〇デシベル

二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベル　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯において表に示す許容値以下の場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であったとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあっては一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあっては一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあっては一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明なときにあっては一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

十四　業務用放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。以下同じ。）にのみ接続して設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

［新設］

	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(5) 試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	三〇メートル	一〇メートル	三メートル
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz	七〇デシベル

未満	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベル加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで　※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで　※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで　※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで　※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　利用周波数が四〇〇㎒以上の設備の場合は、一㎓以上一八㎓以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかの条件に適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一㎓以上四・八㎓以下	七〇デシベル
四・八㎓を超え五㎓未満	八二デシベル
五㎓以上五・七二五㎓以下	七〇デシベル
五・七二五㎓を超え五・八七五㎓未満	八二デシベル
五・八七五㎓以上七・二㎓以下	七〇デシベル
七・二㎓を超え七・五㎓未満	八二デシベル
七・五㎓以上九・六㎓以下	七〇デシベル
九・六㎓を超え一〇㎓未満	八二デシベル
一〇㎓以上一一・四五㎓以下	七〇デシベル
一一・四五㎓を超え一一・七五㎓未満	八二デシベル
一一・七五㎓以上一二㎓以下	七〇デシベル
一二㎓を超え一二・五㎓未満	八二デシベル
一二・五㎓以上一四・四㎓以下	七〇デシベル
一四・四㎓を超え一五㎓未満	八二デシベル
一五㎓以上一六・八㎓以下	七〇デシベル
一六・八㎓を超え一七・六二五㎓未満	八二デシベル
一七・六二五㎓以上一八㎓以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七㎓以上一二・七㎓以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七㎓以上一二・七㎓以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

業務用非放射等設備

十五　(1)　利用周波数が一〇㎑から四〇〇㎓までの範囲にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかの条件に適合すること。

［新設］

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変電器又は発電機から給電され架空電力線に接続せず、かつ、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。この場合において、その設備の取扱説明書等の文書に設備が専用の変電器又は発電機から給電することを意図したものであり、架空送電線に直接接続すること意図していないことを明記しなければならない。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低電圧電力系統に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。この場合においては、その設備の取扱説明書等の文書に専用の変圧器又は発電機と接続し、低電圧電力系統に直接接続せずに設置する設備であることを明記しなければならない。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定め

る値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで　※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	八七デシベル
	平均値	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで　※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかの条件に適合すること。

㈠　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低電圧電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

㈡　**㈠に規定する**設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)で定める設備を電波全無響室において測定した場合、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超えて六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯において表に示す許容値以下の場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明なときにあつては一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流、及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示す

る。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

［2　略］

（変更の承認）

第四十六条の三　前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

［一～四　略］

五　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　第一号(1)に掲げる事項

(2)　外観

［削る］

［削る］

(3)　［略］

［削る］

(4)　高周波出力の定格値

六　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　第一号(1)並びに前号(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　略］

七　無電極放電ランプ

(1)　第一号(1)並びに第五号(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　略］

八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　第一号(1)並びに第五号(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)～(5)　略］

九　一般用放射等設備

(1)　第一号(1)、第四号(2)並びに第五号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

十　一般用非放射等設備　第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項

十一　業務用放射等設備　第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項

十二　業務用非放射等設備　第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項

［2～5　略］

（表示）

［2　同上］

（変更の承認）

第四十六条の三　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

(1)　第一号の(1)に掲げる事項

(2)　外観及び構造

(3)　発振の方式

(4)　振動子の種類及び型名

(5)　［同上］

(6)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

［新設］

六　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

七　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

八　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)～(5)　略］

［新規］

［新規］

［新規］

［2～5　同上］

（表示）

第四十六条の四　指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

［一　略］

二　前号に掲げる方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法

三　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第三号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　電子レンジ

［(1)・(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇㎑以上三〇㎒以下		七四デシベル　六四デシベル

第四十六条の四　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	七八デシベルから六八デシベルまで　※
	平均値	六八デシベルから五八デシベルまで　※
［同上］	［同上］	［同上］

注　［同上］

［新設］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
	平均値	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(6)　試験場で測定した不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［削る］

［新設］

(4)　不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(5)　不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	準尖頭値	五〇デシベル
	平均値	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	準尖頭値	五〇デシベル
	平均値	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	準尖頭値	三七デシベル
	平均値	三二デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

［削る］

(7)　不要発射による電界強度の準尖頭値が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　電波半無響室又は野外試験場における測定において測定した電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注一　その設備が小型設備である場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であり電波全無響室における測定の場合

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで

		※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満		五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下		三七デシベルから三五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下		四二デシベル

注一　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(8)　一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値の尖頭値が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(9)　[略]

(10)　[略]

二　電磁誘導加熱式調理器

(1)・(2)　略

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		
	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
[略]	[略]	[略]

[注　略]

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の(一)及び(二)の各表に定める値以下であること。

(一)　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯		
	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
[略]	[略]	[略]

[注　略]

[新設]

(8)　[同上]

(9)　[同上]

二　[同上]

(1)・(2)　同上

(3)　[同上]

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		
	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
[同上]	[同上]	[同上]

[注　同上]

(4)　[同上]

(一)　[同上]

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		
	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
[同上]	[同上]	[同上]

[注　同上]

(二)　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(6)　［略］

［2～4　略］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行った製造業者等は、別表第九号に定める様式の届出書に、当該型式確認を行った設備の試験成績書並びに外観（当該設備の正面、側面及び平面）を示す写真を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

［削除］

［削除］

［削除］

［2～6　略］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［略］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第二号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行っていない型式に属するものとみなす。

（通信設備以外の設備の安全施設）

第四十八条　通信設備以外の設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次に掲げる条件に適合していなければならない。

一　高圧電圧により充電される器具、医療電極及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容すること。ただし、電極を直接露出しなければその設備の使用の目的を達することができないものを除く。

二　［略］

三　その設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。ただし、人体及び電気的良導体に高周波電流を誘発しなければ使用の目的を達することができな

(二)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(6)　同上

［2～4　同上］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行った製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三　製造する工場又は事業場の名称及び所在地

［2～6　同上］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［同上］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行っていない型式に属するものとみなす。

（医療用設備の安全施設）

第四十八条　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。

一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二　［同上］

三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

いものを除く。

第四十九条及び第五十条　削除

（書類の提出）

第五十二条　［略］

［二～三の二　略］	［略］
四　第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第一号及び第二号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［略］

［２～５　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式略］

［注１　略］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［３～６　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　略］

第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［略］	［略］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　使用周波数の一部を削除する場合であること。 ２　発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］

（工業用加熱設備の安全施設）

第四十九条　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、左の条件に適合しなければならない。

一　前条第一号の事項（高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。

（各種設備の安全施設）

第五十条　前条の規定は、第四十五条第三号の各種設備に準用する。

（書類の提出）

第五十二条　［同上］

［二～三の二　同上］	［同上］
四　第四十四条第一項第二号、同条第二項及び第四十五条第三号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［同上］

［２～５　同上］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式同左］

［注１　同左］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［３～６　同左］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　略］

第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［同左］	［同左］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	［同左］ １　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ［新設］ ２　［同左］ ３　［同左］ ４　［同左］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

［削る］	［削る］
⑴　電子レンジの設置の方法	［ア・イ　略］
⑵　電源周波数	［略］
⑶　出力切換え	［略］
⑷　負荷の方法	［削る］
	ア　高周波出力の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］ イ　漏えい電波の電力束密度の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］

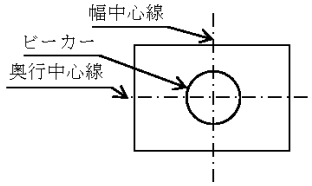
２　測定等

⑴　周波数変動幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる周波数変動幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　略］	［略］
［削る］	

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

⑴　測定場所の温度及び湿度	ア　温度　摂氏５度から摂氏35度までの範囲 イ　相対湿度　45パーセントから85パーセントまでの範囲
⑵　［同左］	［ア・イ　同左］
⑶　［同左］	［同左］
⑷　［同左］	［同左］
⑸　［同左］	ア　高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 (ｱ)　負　荷　摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。 (ｲ)　容　器　外径190ミリメートル±５ミリメートル、高さ90ミリメートル±５ミリメートルの低損失ビーカーを１個使用する。 (ｳ)　負荷量　1,000ミリリットルの水を用いる。 (ｴ)　位　置　加熱室の中心部に次の図に示すように置く。  イ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］ ウ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］

２　測定等

⑴　占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　同左］	［同左］
⑶　電源端子における妨害波電圧	電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離した位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。

［削る］	
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
⑶　漏えい電波の電力束密度	［略］
⑷　安全性	［略］

3　その他

その他の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

［第２　略］

別表第九号　届出書及び試験成績書の様式（第46条の８第１項関係）

第１　届出書の様式

型式確認届

年　月　日

総務大臣　殿

届出者

商号又は名称

代表者の役職名及び氏名

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号

⑷　不要発射による磁界強度	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから３メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は１メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。
⑸　不要発射による電界強度	空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから１０メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、３メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては３メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を１MHz以上に設定する。
⑹　電界強度の重み付け測定	測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引５回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。
⑺　［同左］	［同左］
⑻　［同左］	［同左］

［新設］

［第２　同左］

別表第九号　試験成績書の様式（第46条の８関係）

第１　電子レンジ

確認番号	
型式名	

試　験　成　績　書

１　占有周波数帯幅の範囲に含まれる周波数	⑴　発振周波数	測定値	測定条件等	
	⑵　占有周波数帯域幅	測定値		
２　高周波出力		測定値	件条	

長

電子メールアドレス

代理人（注１）
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

辺

電子レンジ
電磁誘導加熱式調理器（注２）について、次のとおり型式確認を行つたので、電波法施行規則第46条の８第１項の規定により届け出ます。

１　型式名	
２　確認番号	
３　参考事項（注３）	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　代理人の欄は、代理申請を行う場合に記載すること。
２　型式確認を行う種別は、電子レンジ又は電磁加熱式調理器（以下「電子レンジ等」という。）のいずれかを記載すること。
３　参考事項の欄は、次の事項を記載すること。
⑴　実際の製造業者と型式確認を届け出る者が相違する場合は、実際の製造業者の名称及び当該製造業者との関係（ＯＥＭ供給、輸入等）を記載すること。
⑵　既に型式確認の届出をした電子レンジ等と同一設計で製造され、かつ、構造が共に同一である電子レンジ等であつて、型式名を変更した場合は、同一総合通信局に届け出るときは試験成績書及び外観を示す写真を省略することができるものとし、他の総合通信局に届け出るときは、既に型式確認を行つた型式の届出における試験成績書等の写しをもつて試験成績書等に代えることができるものとする。これらの場合においては、既に型式確認の届出をした機器の製造者名、型式名及び確認番号を記載すること。
⑶　電子レンジの場合はトランス型又はインバーター型、電磁誘導加熱式調理器の場合はプレート型又は炊飯器型の区別を記載すること。

３　妨害波電圧（電源端子における）	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値	
	⑴　150kHz以上 500kHz未満			
	⑵　500kHz以上 5MHz以下			
	⑶　5MHzを超え 30MHz以下			
４　不要発射による磁界強度	測定値		測定条件等	
５　不要発射による電界強度	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値	
	⑴　30MHzを超え 80.872MHz以下			
	⑵　80.872MHzを超え 81.88MHz未満			
	⑶　81.88MHz以上 134.786MHz以下			
	⑷　134.786MHzを超え 136.414MHz未満			
	⑸　136.414MHz以上 230MHz以下			
	⑹　230MHzを超え 1,000MHz以下			
	周波数範囲	尖頭値	測定条件等	
	⑺　１GHzを超え2.3GHz以下			
	⑻　2.3GHzを超え2.4GHz未満			
	⑼　2.5GHzを超え5.725GHz未満			
	⑽　5.875GHzを超え11.7GHz未満			
	⑾　11.7GHz以上12.7GHz以下			

	⑿　12.7GHzを超え18GHz以下			
6　重み付け測定	測　定　値		測定条件等	
	周　波　数　範　囲	尖頭値		
	⑴　1,005MHzから2,395MHz			
	⑵　2,505MHzから17,995MHz			
7　電力束密度漏えい電波の測定	測　定　値		測定条件等	
	⑴　扉を閉めた状態			
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態			
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態			
8　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他きよう体の絶縁状況		測定条件等	
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況			

注１　測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名(形式、購入年及び製造者名)その他参考となる事項を記入すること。

２　５の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

第２　電子レンジの試験成績書

１枚目

試験成績書

（その１）

		確認番号	
１　型式名		２　製造者名	
３　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	
４　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値	
５　高周波出力	⑴　設計値	⑵　測定値	

６　電源端子における妨害波	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件

長辺

電圧	(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2) 500kHz以上 5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(3) 5MHzを超え 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7 有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2) 500kHz以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目

試験成績書
（その２）

8 有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2) 500kHz以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9 30MHz以下における不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 150kHz以上 30MHz以下	準尖頭値			
10 30MHz以上１GHz以下における不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 30MHz以上 80.872MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長

辺

（電波半無響室又は野外試験場で測定することを選択したもの）	(2) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(3) 81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(4) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(5) 136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(6) 230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

試験成績書
（その３）

		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	11 30MHz以上1GHz以下における不要発射の電界強度（電波全無響室で測定することを選択したもの）	(1) 30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(2) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(3) 81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(4) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(5) 136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(6) 230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
			平均値			
	12 1GHz以上18GHz以下に	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件

長

辺

おける不要発射の電界強度（尖頭値）	(1)　1GHz以上18GHz以下	尖頭値			
13　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度（対数平均値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1GHz以上18GHz以下	対数平均値			
14　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度（振幅確率分布特性値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1GHz以上18GHz以下	振幅超過確率分布特性値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

４枚目

試験成績書
（その４）

15　漏えい電波の電力密度	測定値			測定条件
	(1)　扉を閉めた状態			
	(2)　発進停止の直前の位置まで扉を開いた状態			
	(3)　２倍の力で取手を引いた状態			
16　安全性	(1)　絶縁抵抗値その他筐体の絶縁状況			
	(2)　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況			

長辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。
２　３の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何)MHz及び(何)MHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何)MHzから(何)MHzまで連続可変」のように記載すること。
３　４の欄は、３の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)MHzから(何)MHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
４　５の欄の記載は、次によること。
ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
５　６から11までの準尖頭値の欄は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれ記載すること。
６　６及び７の測定値の欄はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
７　６から11までの平均値の欄は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値及び周波数をそれぞれ記載すること。測定値はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
８　６から８までの測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
９　７及び８の欄は有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。
10　８の測定値の欄はデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
11　９⑴の測定値の欄はデシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。
12　９から14までの測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
13　10⑴から⑹までは、測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。ただし、30MHz以上１GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

14　10(1)から(6)までは、測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。ただし、不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。 15　11(1)から(6)までは、測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。30MHz以上１GHz以下の不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。 16　11(1)から(6)までは、測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。ただし、不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。 17　12(1)は、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 18　13(1)は、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。対数平均値測定を行つていない場合は記載しないこと。 19　14(1)は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。振幅確率分布測定を行わない場合は記載しないこと。 20　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。	
第３　電磁加熱式調理器の試験報告書 ［様式略］ ［注１～３　略］	第２　電磁加熱式調理器 ［様式同左］ ［注１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号又は第四号に掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　略］

四　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。別表第九号において同じ。）

［削る］

［削る］

［２～４　略］

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

［様式略］

［注１・２　略］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［４・５　略］

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類（　　装置分）（注２）					※整理番号		
1	(装置の別)	(1)　使用周波数	(2)　発振方式	(3)　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4)　高周波出力	(5)　負荷と電極の結合方式	(6)　装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7)　遮蔽部分	(8)　機器の製造者名	(9)　機器の型式又は名称		(10)　機器の製造番号	
	(11)　高周波そく流線	(12)　電源ろ波器	(13)　遮蔽室等	(14)　その他の工事設	(15)　添付図面		

改正前

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　同九］

四　医療用設備（施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。）

五　工業用加熱設備（施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。）

六　各種設備（施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。）

［２～４　同上］

別表第九号　［同左］

第１　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［４・５　同左］

第２　［同左］

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類（　　装置分）（注２）					※整理番号		
1	(装置の別)	(1)　使用周波数	(2)　発振方式	(3)　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4)　高周波出力	(5)　負荷と電極の結合方式	(6)　装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7)　遮蔽部分	(8)　機器の製造者名	(9)　機器の型式又は名称		(10)　機器の製造番号	
	(11)　高周波そく流線	(12)　電源ろ波器	(13)　遮蔽室等	(14)　その他の工事設	(15)　添付図面		

長

	輸			計	
	□　有 □　無		ア　遮蔽室 □有　□無 材料 構造 イ　設備を設置する建物の構造		□　ア　線路系統図 □　イ　装置の系統図 □　ウ　装置の外観を示す図又は写真
	⑯　設備規則第65条第１項における区別			⑰　定格入力電力	
2　設置場所付近の図面	□　設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3　参考事項					
フリガナ			6　設備の種別		
4　氏名又は名称					
5　住　所					
7　設置の目的					
8　設置場所					
9　高周波電流を通ずる線路	⑴　種別	⑵　区間	10　許可の場号	11　許可の年月日	
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の⑴の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない				
※備考					

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２～19　略］

［削る］

［削る］

20　２の欄の設置場所付近の図面は、通信設備以外の設備に限り、 その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地 等の状況を示して提出するこ

長

	輸			計	
	□　有 □　無		ア　遮蔽室 □有　□無 材料 構造 イ　設備を設置する建物の構造		□　ア　線路系統図 □　イ　装置の系統図 □　ウ　装置の外観を示す図又は写真
	⑯　設備規則第65条第１項における区別			⑰　定格入力電力	
	⑱　無変調搬送波状の妨害波の発生		⑲　無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生		
	□　有　□　無		□　有　□　無		
2　設置場所付近の図面	□　設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3　参考事項					
フリガナ			6　設備の種別		
4　氏名又は名称					
5　住　所					
7　設置の目的					
8　設置場所					
9　高周波電流を通ずる線路	⑴　種別	⑵　区間	10　許可の場号	11　許可の年月日	
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の⑴の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない				
※備考					

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２～19　同左］

20　１(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　１(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地 等の状

と(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。 21　3の欄は、次の事項を記載すること。 ［(1)　略］ (2)　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条に規定する通信設備以外の設備のうち非接触電力電送装置（以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。 ［ア～カ　略］ ［(3)　略］ 22　［略］ 23　［略］ 24　6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。 25～30　［略］	況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。 23　3の欄は、次の事項を記載すること。 ［(1)　略］ (2)　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.2+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。)を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。 ［ア～カ　略］ ［(3)　略］ 24　［同左］ 25　［同左］ 26　6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。 27～32　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諸問事項はゴシック体）

改正後

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。以下同じ。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しなければならない。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下同じ。）を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4)　試験場（設置場所を除く。以下同じ。）で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること

改正前

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注　［同上］

［新設］

［新設］

(2)　当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

と。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　略］

［削る］

［削る］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下この項において同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては四八・五デシベル）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　同上］

⑶　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

⑷　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え一八GHz以下	七〇デシベル

⑸　無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上八〇・八七二㎒以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	五〇デシベル
八一・八四八㎒以上一三四・七八六㎒以下	三〇デシベル
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五〇デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル
二三〇㎒を超え一㎓以下	三七デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下「小型設備」という。）である場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であつて、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下この項において同じ。）において測定した場合は、設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であり、かつ、(4)に掲げる条件に適合すること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上八〇・八七二㎒以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	五九デシベル
八一・八四八㎒以上一三四・七八六㎒以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五七デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇㎒を超え一㎓以下	四二デシベル

注一　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベル減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇㎒以上の設備の場合は、一㎓以上一八㎓以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条

二・三㎓を超え二・四㎓未満	一一〇デシベル
二・五㎓を超え五・七二五㎓未満	九二デシベル
五・八七五㎓を超え一一・七㎓未満	九二デシベル
一一・七㎓以上一二・七㎓以下	七三デシベル
一二・七㎓を超え一八㎓以下	九二デシベル

(6)　四〇〇㎒を超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、一、〇〇五㎒から二、三九五㎒までの間及び二、五〇五㎒

件のいずれかに適合すること。

㈠　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。㈡及び㈢において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

㈡　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七㎒以上一二・七㎒以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

㈢　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下この項において同じ。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七㎒以上一二・七㎒以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

ニ　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧がそれぞれ次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

注二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	八四シベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇㎑以上三〇㎒以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

注二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

から一七、九九五㎒まで（五、七二〇㎒から五、八八〇㎒までを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇㎒掃引した値の尖頭値の最大許容値毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

ニ　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注　［同上］

［新設］

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇㎑以上五二六・五㎑未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五㎑以上一、六〇六・五㎑未満	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五㎑以上三〇㎒未満	四・一デシベル	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）

(3) 有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇シベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注 その設備が小型設備である場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二) その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで ※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	一四・五デシベル	二五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

［新設］

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる半導体のクロック周波数、スイッチング周波数等を含む。）のうち最も高いものをいう。以下同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯において表に示す許容値以下の場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であったとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあっては一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあっては一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあっては一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明なときにあっては一GHz以上六GHz以下

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統、又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。以下この項において同じ。）にのみ接続して設置する設備の妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

［新設］

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が七五kVA以下のもの		定格入力電力が七五kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで ※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで ※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	八七デシベル
	平均値	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで ※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル

(4) 試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	その設備から三〇メートルの距離	その設備から一〇メートルの距離	その設備から三メートルの距離
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの

一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

［新設］

距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベル加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで　※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで　※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル

八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで　※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで　※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一，〇〇〇MHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル
一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル

［新設］

一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変電器又は発電機から給電され架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。この場合において、その設備の取扱説明書等の文書に設備が専用の変電器又は発電機から給電することを意図したものであり、架空送電線に直接接続すること意図していないことを明記しなければならない。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低電圧電力系統に直接接続せずに設置する設備の場合、次の表に定める値以下であること。この場合において、その設備の取扱説明書等の文書にＩＴ電力系統にのみ接続して設置する設備であることを明記しなければならない。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル	四・一デシベル	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、〇六〇・五kHz未満	九・四デシベル	二八・五デシベル	四九・四デシベル

⑶ 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで ※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

⑷ 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠ 定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低電圧電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一 三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二 その設備が小型設備の場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

㈡ ㈠に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

⑶ 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイロボルトを〇デシベルとする。）
一四・五デシベル	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	準尖頭値
		四〇デシベル
	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	準尖頭値
二五デシベル		五〇デシベル
三〇MHz以上二三〇MHz以下		四七デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下		五〇デシベル

注一 三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

三〇㎒以上二三〇㎒以下	四〇デシベル
二三〇㎒を超え一㎓以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二三〇㎒以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇㎒を超え一㎓以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二三〇㎒以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇㎒を超え一㎓以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五)　内部最高周波数が一〇八㎒を超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一㎓以上三㎓以下	七六デシベル	五六デシベル
三㎓を超え六㎓以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯において表に示す許容値以下の場合は、一㎓以上六㎓以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇㎒以下のときにあつては一㎓以上三㎓以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇㎒を超え一㎓以下のときにあつては一㎓以上五㎓以下

(三)　内部最高周波数が一㎓を超えるときにあつては一㎓以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六㎓のいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明なときにあつては一㎓以上六㎓以下

［新設］

五　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一㎒以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）において、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上四九〇㎑未満	二三・五デシベル
［略］	［略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

六　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上四九〇㎑未満	一三・五デシベル
［略］	［略］

［注　略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マ

五　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一㎒以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎑以上一五〇㎑以下	（一）一一・五デシベル
一五〇㎑を超え四九〇㎑未満	二三・五デシベル
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎑以上一五〇㎑以下	（一）一一・五デシベル
一五〇㎑を超え四九〇㎑未満	一三・五デシベル
［同上］	［同上］

［注　同上］

(2)　当該設備が設置されている建物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マ

	ロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

七　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格電力が二〇キロボルトアンペア以下のもの　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる表に定める値以下であること。

周波数帯	許準尖頭値の容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できない場合は、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条第一項各号に掲げる設備については、その設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

	イクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

七　一〇㎑以上四〇〇㎓以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎑以上三〇㎒未満	（一）一一・五デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　（dは、測定した距離（メートル）とする。）

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条各号に掲げる設備については、その設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定による指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、この省令の施行の日（次条、第六条、第八条及び第十条から第十三条までにおいて「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の電波法施行規則（次条から第七条まで及び第九条において「新電波法施行規則」という。）第四十六条の二第一項第六号の条件に適合するとして、同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における新電波法施行規則第四十六条の二第一項第六号に規定する超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式の条件は、なお従前の例によることができる。

第四条　前条の規定による指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、新電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に製造業者等（電波法施行規則第四十六条の製造事業者等をいう。（附則第七条において同じ。））が型式確認（同規則第四十六条の七第一項の規定による型式確認をいう。附則第七条において同じ。）を行っている電子レンジの型式は、施行日において新電波法施

行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第六条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの型式の条件のうち新電波法施行規則第四十六条の七第一項第一号(3)の規定の適用については、同項第一号(3)の表中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第七条　前条の規定により製造業者等が型式確認を行った電子レンジの型式は、新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第八条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における四〇・四六㎒の周波数を用いる高周波ウェルダーの電波法第百条第一項に規定する許可（次条から第十三条までにおいて「設置許可」という。）の条件のうち野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。次条において同じ。）で測定した妨害波の四〇・四六㎒（±）二四〇㎑の周波数帯の設備から一〇メートルの距離における電界強度の許容値の第三条の規定による改正後の無線設備規則（次条から第十三条までにおいて「新無線設備規則」という。）第六十五条第一項第一号(5)㈠の規定の適用については、同項第一号(5)㈠の表中「三十デシベル」とあるのは「九十四デシベル」と、第三号(5)㈠の規定の適用については、第三号(5)㈠の表中「六十八デシベル」とあるのは「九十四デシベル」と、第五号(2)の表の適用については、第五号(2)の表中「四十八デシベル」とあるのは「九四デシベル」とする。

第九条　前条の規定は、四〇・四六㎒の周波数の利用が他の通信に妨害を与える地域において、その

周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を用いる高周波ウェルダーの設置許可の条件のうち野外試験場又は電波半無響室で測定した妨害波の四一・一四MHz（±）二四〇kHzの周波数帯の設備から一〇メートルの距離における電界強度の許容値について準用する。

第十条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十一条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの設置許可の条件のうち新無線設備規則第六十五条第一項第一号(1)の表の規定の適用については、同項第一号(1)の表中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第十二条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における工業用超音波機器の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十三条　この省令の施行の際現に設置許可を受けている通信設備以外の設備は、施行日において新無線設備規則第六十五条第一項各号の条件に適合するとして、電波法第百条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

資料５

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案
（令和８年３月１１日　諮問第１４号）

［800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び
三次元測位システムの導入に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
（田野課長補佐、塚本係長）
電話：０３－５２５３－５８９５
総務省総合通信基盤局移動通信課
新世代移動通信システム推進室
（林課長補佐、渡邉係長）
電話：０３－５２５３－５８９６

諮問第１４号説明資料

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案
（800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）

１　諮問の概要

平成 15 年に導入されたデジタル MCA システムについては、令和 11 年５月末でのサービス終了が公表されている。このため、総務省においてサービス終了後に生じる空き周波数を使用する新たな無線システムの調査を実施し、800MHz 帯において提案されたシステムのうち、「800MHz 帯広帯域小電力無線システム」及び「三次元測位システム」について、デジタル MCA サービス期間中も含めた導入の可能性が認められた。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において 800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に必要な技術的条件について検討が行われ、令和７年 10 月 20 日に一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準等を策定するため、関係規定の整備を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

２　改正概要

- **携帯局に係る規定の整理【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第６条の３】**
- **携帯移動業務の定義の整理、広帯域小電力無線システムを特定小電力無線局と登録局として規定【電波法施行規則**第３条、**第６条及び第 16 条】**
- **広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムに係る技術基準を追加【無線設備規則第 14 条、第 14 条の２、第 24 条、第 49 条の 7、第 49 条の 14、第 49 条の 37、別表第１号、第２号、第３号】**
- **特定無線設備の追加**、技術基準適合証明のための特性試験項目及び技術基準適合証明番号の規定**【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第２条**、別表第１号及び様式第７号】

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

４　意見募集の結果

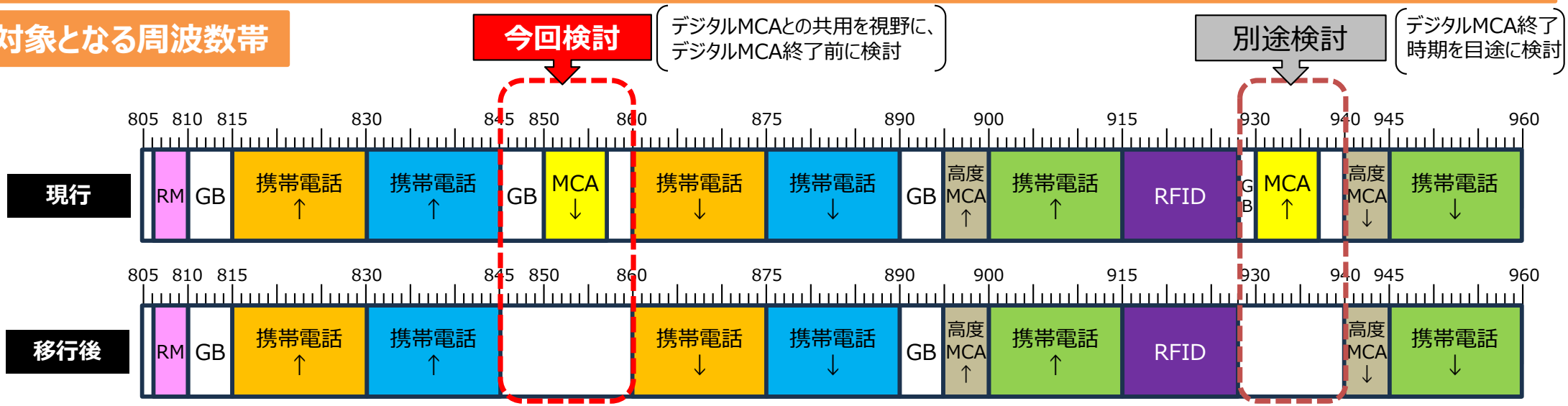
本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの期間において実施したところ、意見の提出が６件あった。

改正の背景

改正の背景

- 平成6年に導入されたデジタルMCAシステムは、数十km程度の比較的大きい通信エリアをカバーする自営用無線通信システムとして、様々な業務分野における業務連絡や車両情報管理、民間や国・地方公共団体等におけるBCP対策等に利用されてきた一方、第二世代携帯電話相当の技術が使用されており、保守や維持管理の継続が困難となった等の理由から、令和11年5月末でのサービス終了が公表されている。
- デジタルMCAサービス終了後に生じる空き周波数帯（845～860MHz及び928～940MHz）の利用については、新たな無線システムの技術的条件等の検討に資するため、令和元年度に「900MHz帯を使用する新たな無線利用に係る調査」が行われ、800MHz帯に3システム、900MHz帯に5システム、計6システムの提案（うち2システムは両帯域に提案）があった。
- これらの提案に対して、令和2年度及び令和3年度に実施された周波数共用検討等のための調査検討の結果、800MHz帯に提案された3システムについて、デジタルMCAサービス期間中を含めた新たな無線利用の可能性が示された。（うち1システムは、現時点での導入が未定のため取り下げ。）
- このような状況を踏まえ、800MHz帯を使用する広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和７年10月20日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準等を策定するため、関係規定の整備を行う。

対象となる周波数帯



900MHz帯については、今後のデジタルMCAのユーザ移行状況や新たな技術の開発、提案システムの要望の変化などを見極めつつ、別途検討を行う。

新システムの概要 －800MHz帯広帯域小電力無線システム－

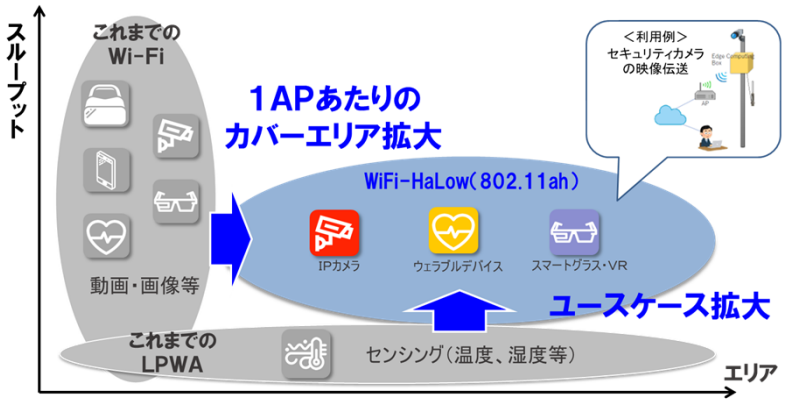
800MHz帯広帯域小電力無線システム

■ システム概要

IEEE 802.11ah規格は、LPWA※の無線システムよりも高速で、無線LANより広いサービスエリアが確保可能といった特徴を有しており、すでに920MHz帯において主にIoTサービス向けの通信システムとして活用されている。

一方で、920MHz帯は、多様な小電力無線通信システムによる周波数の共用を図るため、チャネル幅や送信時間に一定の制限が設けられており、実効通信速度が規格上の上限から大幅に低下している。

※LPWA (Low Power, Wide Area)：長距離のデータ通信、低消費電力という特徴をもった無線システムの総称



■ 要求条件等

親局であるアクセスポイント（AP）と子局である端末での構成を基本とし、端末はAPの制御下で通信を行うとともに、端末間の通信は行わない。APは、指向性のあるアンテナを用い、特定しない場所に停止して運用する無線局としての利用が想定されるほか、端末については、ドローン等、上空での利用も想定される。

また、規格が有する高速性・広帯域性を発揮し、長距離、大容量の伝送ニーズに応えるため、800MHz帯では、送信出力の上限を200mWとし、送信時間率（1時間あたりの総和制限）も現状では設けない方向とした。

■ 利用ニーズ

上記の要求条件を前提とすることで、920MHz帯と比較して、以下のような利用ニーズへの対応が想定される。

① 広帯域・高画質伝送：高画質映像伝送による施設監視や防災、端末のソフトウェア更新、スマートホーム、ドローン等
② 長距離通信：携帯電話エリア外の山間部や農地、工場等での映像利用、センシング等
③ 干渉の少ないエリアの拡充：使用可能なチャネルが増えることから、広帯域で映像伝送を行うチャネルと狭帯域で大量のセンサを収容するチャネルの区分利用など、安定したインフラの整備

■ 国際動向

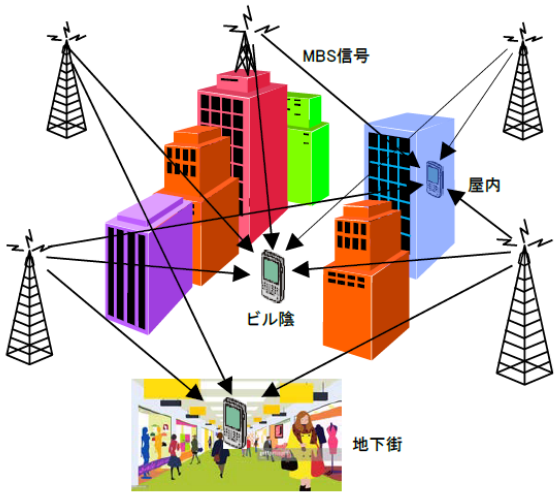
IEEE 802.11ah規格は、2016年12月に追加規格として標準化が完了して以降、累次の追加改訂が行われており、2021年11月からWi-Fi AllianceにおいてWi-Fi HaLowの認証が開始されている。

新システムの概要 －三次元測位システム－

三次元測位システム

■ システム概要

三次元測位システムは、GNSSの補完システムとして検討されており、地上高所に設置した基地局からGNSSと同様の信号を送信し、複数の基地局から送信された信号により、端末側で測位を行うシステムである。



■ 要求条件等

GNSSと同様の原理で測位を行うため、受信端末が4局以上の基地局からの信号を受信できるよう、数kmから十数km程度の半径で基地局を配置する必要がある。
基地局の技術的な諸元は、携帯電話基地局と同等である。

屋内の測位においては、広帯域であるほどマルチパスを分離する分解能が高くなり、5MHz幅の場合、屋内において5～10m程度の精度が得られている。
一方、3MHz幅の場合は精度が劣化することから、1μ秒程度の時刻同期信号として利用することが想定されている。

■ 利用ニーズ

建物内への特別な装置の設置や事前測定の必要が無いほか、気圧分析を組み合わせた垂直測位が可能であることなどの特徴があり、屋内測位全般の精度向上と需要拡大が期待できる。

マンション内のロボットによる個別配送や建築用資材の管理、位置情報に基づく情報提供・広告配信、施設ナビゲーション、災害時の避難誘導や救助者・救助隊員等の位置情報のリアルタイム取得など、様々な分野への展開が想定される。

また、GNSSと同様の時刻同期信号を送信していることから、GNSSの補完システムとしての活用も期待される。

■ 国際動向

米国では、ジャミングやスプーフィングに対するGPSの脆弱性が広く認識され、GPSを補完する測位システムの社会実装を進めるため、2023年に発表された「補完的PNT導入に向けた行動計画」に基づき、取組が進められている。

EUでは、2023年3月にJoint Research Centerから地上測位システムへの周波数を割り当てるべきとの報告がなされており、今後、議論が活発化することが想定される。

PNT：Positioning, Navigation, Timingの略

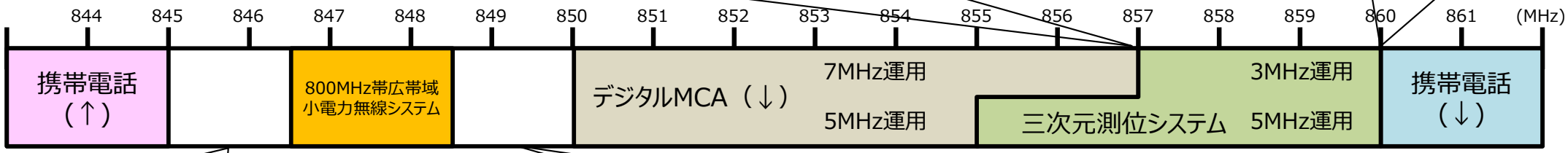
共用検討結果を踏まえた周波数割当

デジタルMCAサービス期間中

【携帯電話（↑）被干渉】**GB=10MHz**を確保し、サイトエンジニアリング等の方法で**与干渉量を低減させる対策を施す**ことで**共存可能**
【三次元測位システム被干渉】**GB=10MHz**を確保することで、**共存可能**

【デジタルMCA被干渉】既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施することで、**GB=0MHz**で**共存可能**
【三次元測位被干渉】同一周波数利用では、干渉を受ける恐れはあるが、被干渉システムにおいて許容できる範囲。また、隣接周波数利用では、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の**事前調整を実施**することで、**GB=0MHz**で**共存可能**

【携帯電話(↓)被干渉】既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の**事前調整を実施**することで、**GB=0MHz**で**共存可能**
【三次元測位被干渉】干渉を受ける恐れはあるが、被干渉システムにおいて**許容できる範囲**であり、**共存可能**

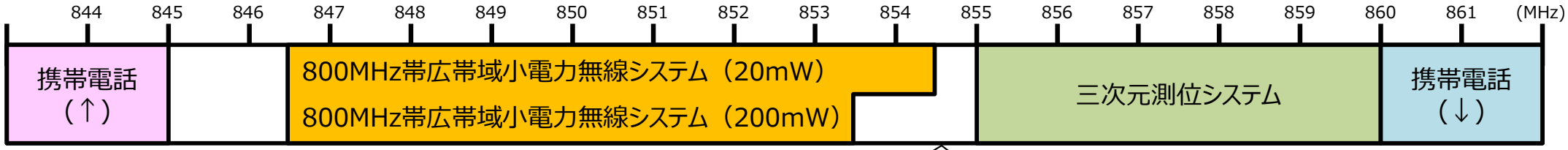


【携帯電話(↑)被干渉】以下のGBを確保することで、**共存可能**（ただし、200mW送信については、**BPFの追加等の対策を行うことが前提**）。
200mW送信：GB=1.5MHz　　20mW送信：GB=1.0MHz
【広帯域小電力無線システム被干渉】干渉を受ける恐れはあるが、キャリアセンス等により、干渉状態が継続する可能性は低く、被干渉システムにおいて**許容できる範囲**であり、**共存可能**

【デジタルMCA(↓)被干渉】**GB=1.5MHz**を確保することで、**共存可能**（ただし、**200mW送信については、BPFの追加等の対策を行うことが前提**）
【広帯域小電力無線システム被干渉】干渉を受ける恐れはあるが、キャリアセンス等により、干渉状態が継続する可能性は低く、被干渉システムにおいて**許容できる範囲**であり、**共存可能**

デジタルMCAサービス終了

デジタルMCAサービス終了後



【三次元測位・広帯域小電力無線システム被干渉】以下のGBを確保することで、**共存可能**
200mW送信：GB=1.5MHz　　20mW送信：GB=0.5MHz

新システムの導入のための制度整備

800MHz帯広帯域小電力無線システム

■ 電波法施行規則

- 子局について特定小電力無線局（テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用）の周波数に追加（第６条）
- 親局について登録局の無線局に追加（第16条）

■ 無線設備規則

- 空中線電力の許容偏差、人体にばく露される電波の許容値、副次的に発する電波等の限度を規定（第14条、第14条の２、第24条）
- 子局（特定小電力無線局）及び親局（登録局）の技術基準を規定（第49条の14、第49条の37）
- 周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、不要発射の強度の許容値を規定（別表第１号、別表第２号、別表第３号）

■ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備に追加（第２条）
- 技術基準適合証明のための特性試験の方法について規定（別表第1号）
- 技術基準適合証明番号について規定（様式第7号）

三次元測位システム

■ 無線局の開設の根本的基準

- 陸上業務における陸上の定義に合わせるための規定の整理（第６条の３）

■ 電波法施行規則

- 受信設備のみの携帯局を携帯移動業務の局に追加（第３条）

■ 無線設備規則

- 空中線電力の許容偏差を規定（第14条）
- 技術基準を規定（第49条の７）

■ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備に追加（第２条）
- 技術基準適合証明のための特性試験の方法について規定（別表第1号）

（参考）技術的条件　800MHz帯広帯域小電力無線システム①

800MHz帯広帯域小電力無線システム			
一般的条件	無線周波数帯		846.5MHzから854.5MHzまで（令和11年5月31日までの間は、846.5MHzから848.5MHzまで）
	通信方式		単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
	変調方式		規定しない。
	単位チャネル		空中線電力20mW以下の場合：中心周波数が847MHzから854MHzまでの1MHz間隔の8チャネル 空中線電力20mWを超え200mW以下の場合：中心周波数が847MHzから853MHzまでの1MHz間隔の7チャネル
	無線チャネル		無線チャネルは、発射する電波の占有周波数帯幅が全て収まるものであり、単位チャネルを1、2、4又は8同時に使用して構成されるものとする。ただし、複数の無線チャネルを使用して同時に複数の無線局と通信しないこと。 令和11年5月31日までの間は、中心周波数が849MHzから854MHzまでの単位チャネルを含む構成の無線チャネルは使用しないこと。
	空中線電力		200mW（23dBm）以下。 ただし、中心周波数が854MHzの単位チャネルを含む構成の無線チャネルを使用する場合は20mW（13dBm）以下。
	空中線利得		親局相当の携帯局については8dBi以下、子局相当の携帯局については3dBi以下とする。ただし、等価等方輻射電力が定格の送信空中線に上記の空中線電力を加えたときの値（空中線電力の許容偏差を含む。）以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。なお、空中線利得が3dBiを超える送信空中線は、その増加分を不要発射強度の許容値から減じなければならない。
	システム設計条件	無線設備の筐体	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
		キャリアセンス	（ア）無線設備は新たな送信に先立ち、キャリアセンスによる干渉確認を実行した後、送信を開始すること。 （イ）キャリアセンス時間は、212μs以上であること。 （ウ）キャリアセンスレベルは、電波を発射しようとする周波数帯域において、給電線入力点における受信電力が1MHzあたり－75dBm とし、これを超える場合、送信を行わないものであること。 （エ）他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後200μs以内の送信については、キャリアセンスを要さない。
		送信時間制限	電波を発射してから送信時間100ms以内にその電波の発射を停止するものであること。
	混信防止機能		通信の相手方を識別するための符号（識別符号）を自動的に送信し、又は受信するものであること。
	端末設備内において電波を使用する端末設備		ア　端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。 イ　特定の場合を除き、使用する電波の空き状態について判定を行い、空き状態の時のみ通信路を設定するものであること。

（参考）技術的条件　800MHz帯広帯域小電力無線システム②

800MHz帯広帯域小電力無線システム		
一般的条件	電波防護指針への適合性	人体の近傍（20cm）以内で使用が想定されるものについては、人体における比吸収率の許容値（無線設備規則第14条の2）に適合すること。 なお、組込用モジュール単体では比吸収率の審査の対象外となるが、当該モジュールをノートPC、タブレット等に搭載する際には、組み込んだ状態で、人体における比吸収率の許容値（無線設備規則第14条の2）に適合すること。
	周波数の使用条件	登録局制度により管理される条件下において利用を可能とする。なお、登録局制度により管理される携帯局から制御を受けて通信する条件下においては、他の携帯局の制御を行うものを除き、登録不要での利用を可能とする。
技術的条件（送信装置）	無線チャネルマスク	中心周波数が847MHzから854MHzまでの周波数を使用する場合の周波数帯幅は（1000×n）kHzとし、それぞれの空中線電力における隣接する単位チャネル内（搬送波の周波数から（1000×n）kHz離れた周波数の±（500×n）kHzの帯域内に輻射される平均電力）に放射される平均電力は、搬送波の平均電力よりも25dB以上低い値であること。また、次隣接する単位チャネル内（搬送波の周波数が（2000×n）kHz離れた周波数の±（500×n）kHzの帯域内に輻射される平均電力）に放射される平均電力は、搬送波の平均電力より40dB以上低い値であること。（n：同時に使用する単位チャネル数で1、2、4又は8とする。）
	周波数の許容偏差	±20×10^{-6}以内
	占有周波数帯幅の許容値	（1000×n）kHz以下であること。（n：同時に使用する単位チャネル数で、1、2、4又は8とする。 ただし、空中線電力20mWを超えるものについては、nは1、2又は4とする。）
	空中線電力の許容偏差	上限20%、下限80%以内

（参考）技術的条件　800MHz帯広帯域小電力無線システム③

800MHz帯広帯域小電力無線システム

技術的条件（送信装置）

不要発射の強度の許容値

給電線に供給される不要発射の強度の許容値は、下表に定めるとおりであること。
不要発射の強度の許容値（給電線入力点）

（中心周波数が847MHzから848MHzまでの場合、令和11年5月31日以前）

周波数帯	不要発射の強度の許容値（平均電力）	参照帯域幅
710MHz以下	-36dBm	100kHz
710MHzを超え815MHz以下	-55dBm	1MHz
815MHzを超え845MHz以下	-47dBm	100kHz
845MHzを超え850MHz以下 注)	-36dBm	100kHz
850MHzを超え857MHz以下	-48dBm	100kHz
857MHzを超え890MHz以下	-36dBm	100kHz
890MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超え1.215GHz以下	-45dBm	1MHz
1.215GHzを超えるもの	-30dBm	1MHz

（中心周波数が847MHzから854MHzまでの場合、令和11年6月1日以降）

周波数帯	不要発射の強度の許容値（平均電力）	参照帯域幅
710MHz以下	-36dBm	100kHz
710MHzを超え815MHz以下	-55dBm	1MHz
815MHzを超え845MHz以下	-47dBm	100kHz
845MHzを超え855MHz以下 注)	-36dBm	100kHz
855MHzを超え890MHz以下	-36dBm	100kHz
890MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超え1.215GHz以下	-45dBm	1MHz
1.215GHzを超えるもの	-30dBm	1MHz

※　移行期間前後について共通事項：ただし、送信空中線利得が3dBiを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注）ただし、送信帯域・隣接チャネル・次隣接チャネルとして定義される領域を除く。

（参考）技術的条件　800MHz帯広帯域小電力無線システム④

800MHz帯広帯域小電力無線システム

技術的条件（受信装置）

副次的に発射する電波の限度

副次的に発する電波等の限度については、次表に定めるとおりであること。
副次的に発する電波の限度
（中心周波数が847MHzから848MHzまでの場合、令和11年5月31日以前）

周波数帯	副次的に発する電波の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え815MHz以下	-55dBm	1MHz
815MHzを超え845MHz以下	-55dBm	100kHz
845MHzを超え850MHz以下	-54dBm	100kHz
850MHzを超え890MHz以下	-55dBm	100kHz
890MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-55dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

※移行期間前後について共通事項：ただし、受信空中線利得が3dBiを超える場合には、その超えた分を副次的に発する電波の限度から減じること。

（中心周波数が847MHzから854MHzまでの場合、令和11年6月1日以降）

周波数帯	副次的に発する電波の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え815MHz以下	-55dBm	1MHz
815MHzを超え845MHz以下	-55dBm	100kHz
845MHzを超え855MHz以下	-54dBm	100kHz
855MHzを超え890MHz以下	-55dBm	100kHz
890MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-55dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

（参考）技術的条件　三次元測位システム①

三次元測位システム		
一般的条件	無線周波数帯	855MHzから860MHzまで（令和11年5月31日までの間は、857MHzから860MHzまでとし、デジタルMCAに干渉を与えない場合に限り855MHzから860MHzまで）
	中心周波数	857.5MHz（857MHzから860MHzまでを使用する場合は、858.5MHz）
	多重方式	OFDM（直交周波数分割多重）方式及びTDM（時分割多重）方式の複合方式
	通信方式	単向通信方式又は同報通信方式
	変調方式	BPSK、QPSK、16QAM、64QAM又は256QAM
	フレーム構成	フレーム長は10msであり、サブフレーム長は1ms（10サブフレーム/フレーム）であること 
	電波防護指針への適合	電波法施行規則第21条の4に適合すること。
	他システムとの共用	他の無線局及び電波法第56条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。
技術的条件（送信装置）	周波数の許容偏差	最大空中線電力が38dBmを超える基地局：±（0.05ppm＋12Hz）以内 最大空中線電力が38dBm以下の基地局：±（0.1ppm＋12Hz）以内
	占有周波数帯幅の許容値	99%帯域幅が、以下の値以下であること。 5MHzシステムの場合：5MHz以下 3MHzシステムの場合：3MHz以下
	最大空中線電力	20W（43dBm）以下
	空中線電力の許容偏差	±2.7dB以内（上限87%、下限47%）
	空中線絶対利得	14dBi以下

（参考）技術的条件　三次元測位システム②

三次元測位システム

技術的条件（送信装置）

帯域外領域における不要発射の強度

送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までのオフセット周波数（Δf）に対して、次の表に示す許容値以下であること。ただし、3MHzシステムにおいては、基地局が使用する周波数帯の端から6MHz未満の周波数範囲に、5MHzシステムにおいては基地局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。

5MHzシステムの場合：

オフセット周波数｜Δf｜（MHz）	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上5.05MHz未満	−5.5dBm−7/5×（Δf−0.05）dB	100kHz
5.05MHz以上10.05MHz未満	−12.5dBm	100kHz

3MHzシステムの場合：

オフセット周波数｜Δf｜（MHz）	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上3.05MHz未満	−3.5dBm−10/3×（Δf−0.05）dB	100kHz
3.05MHz以上6.05MHz未満	−13.5dBm	100kHz

スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、次の表に示す許容値以下であること。ただし、3MHzシステムにおいては、基地局が使用する周波数帯の端から6MHz以上の周波数範囲に、5MHzシステムにおいては基地局が使用する周波数帯の端から10MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	−13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	−13dBm	10kHz
30MHz以上1GHz未満	−13dBm	100kHz
1GHz以上12.75GHz未満	−13dBm	1MHz

以下に示すデジタルコードレス電話の周波数範囲については、次の表に示す許容値以下であること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	−41dBm	300kHz

（参考）技術的条件　三次元測位システム③

<table>
<tr><th colspan="3">三次元測位システム</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（送信装置）</td><td>隣接チャネル漏えい電力</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td>送信オフ時電力</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td>送信相互変調特性</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術的条件（受信装置）</td><td>受信感度</td><td>受信感度は、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率 1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信するために必要な空中線端子で測定した最小受信電力であり静特性下において、-96.8dBm以下であること。</td></tr>
<tr><td>副次的に発する電波等の限度</td><td>副次的に発する電波等の限度については、次の表に示す許容値以下であること。
<table>
<tr><th>周波数範囲</th><th>許容値</th><th>参照帯域幅</th></tr>
<tr><td>30MHz以上1GHz未満</td><td>－57dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>1GHz以上12.75GHz未満</td><td>－47dBm</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの制度整備）
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和８年１月24日～２月24日）

提出件数６件（法人・団体２件（802.11ah 推進協議会、自然科学研究機構　国立天文台　電波天文周波数委員会）、個人１件、匿名３件）

<table>
<tr><th>No</th><th>意見提出者
（順不同）</th><th>提出された意見</th><th>考え方</th><th>提出意見を踏まえた案の修正の有無</th></tr>
<tr><td>1</td><td>802.11ah推進協議会</td><td>800MHz帯広帯域小電力無線システムの電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対して賛同すると共にこれまでの800MHz電波法施行規則改正にご尽力頂いた方々に感謝いたします。
802.11ah(Wi-Fi HaLow)は今後我が国におけるSociety 5.0の本格展開に向けて欠かせない無線通信と考えております。
今回の電波法施行規則が改正された時点で我々AHPCとしてはWi-Fi HaLowを普及させる立場としての認識をさらに強く持ち、この改正が国民生活の豊かさ、つまりは国益へとつながるよう活動を強化・推進してまります。
また2029年からの本格運用に向けてデジタルMCAとの共存期間も積極的な活用を推進すると共に、通信性能・ユースケース・利用課題などを抽出・展開し、同周波数帯の利用高度化につなげるべく、積極的な活動を行っていきたいと考えます。</td><td>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。</td><td>無</td></tr>
<tr><td>2</td><td>自然科学研究機構　国立天文台
電波天文周波数委員会</td><td><table><tr><th>該当箇所</th><th>意見</th></tr></table></td><td>本変更案に賛成の意見として承ります。なお、今後の周波数割当計画の改正においては、改正漏れが無いように取り組んで参ります。</td><td>無</td></tr>
</table>

		・周波数割当計画（令和 6 年総務省告示第 402 号）の一部を変更する告示案 第３表	今回の「周波数割当計画の一部を修正する告示案」では、14.47-14.5 GHz 帯に国内脚注 J39 の記載が追加される内容となっています。当該脚注は「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とする周波数帯域を指定するもので、電波天文業務にとって極めて重要な脚注ですが、これまで周波数割当計画の該当欄への記載がなされていなかったことは大変遺憾です。今後の周波数割当計画改正においてはこのような漏れがないようお願いいたします。		
3	個人	電波法施行規則等の一部を改正する省令案第一条については、「第一条　電波法施行規則・・・次のように改正する。」としてから、次の行に「次の表により、・・・」が続くのが正しいのではないか。（別紙２の一頁参照）		第１条については、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する内容のため、案のとおりとします。	無
4	匿名	電波法施行規則第３条第１項第５号及び第８号の２を改正する理由が分からない。具体的には以下の通り。 （１） 第３条第１項第５号の改正により、携帯局の陸上の範囲を「河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。」と拡張しているが、今般の答申にこれら水域に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。また水域における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。 （２） 第３条第１項第８号の２の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることと		（１）電波法施行規則第３条第８号の２については、携帯局の陸上の範囲を、陸上移動局の陸上の範囲とそろえるため改正を行うものです。干渉検討については自由空間伝搬を用いて実施していることから、水域においても適用可能と考えます。 （２）三次元測位システムは、携帯基地局から端末の受信設備に対して単向通信又は同報通信を行う携帯基地局のため、携帯移動業務の携帯局の定義に受信設備を追加していま	有

		なるが、同改正の意図・目的が明らかにされていない。例えば、今般の改正において、受信専用の端末というニーズが想定されている事実があるのか。 （３） 第３条第１項第８号の２の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることとなるが、今般の答申に海上に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。 また海上における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。 （４） 同改正における海上とは、我が国の領海の外側の海域、すなわち公海や我が国の排他的経済水域など地球上すべての海域を含むものと解されるか。 （５） 第３条第１項第５号の改正につき、適用対象に第８号の２を追加しているが、次条第１項第７号も適用する必要はないのか。適用しない場合、今般の改正を経ても、携帯基地局は、「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」には設置できないものと解されるか。 （６） 第３条第１項第８号の２の改正につき、適用対象として「次条第七号において同じ。」とあるが、「次条第一項第七号において同じ。」の誤りではないか。	す。 （３）（４） 携帯局の移動範囲については海上については、電波法施行規則第４条第１項において「陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局及び陸上移動局を除く。）をいう。」と規定されており、同規定と規定ぶりをそろえたに過ぎず、今回、海上について追加したものではありません。 （５）ご指摘を踏まえ、以下のとおり案を修正し携帯基地局が「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」においても設置できるようにいたします。 【電波法施行規則第三条第１項第八の二号】 携帯移動業務　携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第１項第七号におい	

			て同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 （６）ご指摘の通り修正いたします。	
5	匿名	意見 三次元測位用携帯基地局（以下　三次元測位基地局）について、電波法関係審査基準（訓令）改正案において「電気通信業務用無線局」と整理される方向が示されていることを踏まえ、同局の多数局・同質運用・事後管理の合理性という実態に適合するよう、包括免許の適用が確実に機能する制度を求めます。具体的には、（１）審査基準（訓令）での業務目的の明確化、（２）施行規則第15条の2（特定無線局の種類）における第二号特定（基地局系）への位置付け明文化、（３）別告示・設備規則での周波数指定・技術要件の確定の3点を同時に整備してください。 背景 （１）「電気通信業務用」の明示（審査基準） 電波法関係審査基準（訓令）は、免許審査における業務目的や免許人の範囲・運用条件の公式解釈として理解しています。今回、三次元測位基地局を「電気通信業務用無線局」と位置付けるのであれば、法27条の2第2号（電気通信業務を目的とする移動しない無線局）という包括免許の前提条件に合致する素地が整います。 （２）「特定無線局の種類」の分類（施行規則第15条の2） 包括免許の規定化は、施行規則第15条の2が規定する「特定無線局の種類」に適切に分類されることが求められます。条構造上、第2項が「基地局、陸上移動中継局」「第二号特定無線局」を規定しており、携帯電話用の基地局や屋内小規模局を含めた基地局系はここに包含されます。三次元測位基地	三次元測位システムについては、携帯電話などと異なり、広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用される周波数を使用するものではないことから、包括免許の対象とすることは適切でないと考えます。	無

		局も「基地局」としてこの第2項へ位置付ける旨を条文・別表注記で明確化してください。 （３）周波数告示・設備規則の具体化 第二号特定の基地局は、条文上「総務大臣が別に告示する周波数」を用いる局として具体化されます。したがって、該当チャネル（帯域・送信形態・同期要件・不要輻射等）を、告示・設備規則として特定無線局（第二号特定）向けに明示することが不可欠です。これにより、包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・運用開始期限等）へ具体化し担保されます。 制度整合性（HAPS・携帯基地局の近時の整理との一貫） 総務省は、携帯電話基地局等の免許手続の迅速化・効率化として、共用周波数帯の一部について包括免許の対象を拡大する省令案を公表してきたと認識しています。ここでは、基盤となる“基地局系”の包括化レンジを広げる方向が示されています。三次元測位基地局についても、審査基準で「電気通信業務用」とした以上、同じ基地局系のロジックで第二号特定として包括免許の枠に組み込むべきです。 具体要望 A　審査基準　訓令 「三次元測位用携帯基地局」を電気通信業務を行うことを目的とする無線局と定義。 無線局事項書の目的欄／業務コードの整合、免許人の範囲（公衆向け測位サービス提供事業者等）を明記。　法27条の2第2号との整合を訓令上も担保		

		B　施行規則第15条の2（第二号特定　基地局系） 第2項の「基地局」の注記等で、三次元測位基地局も基地局として本項に含む旨を明文化（例：「測位信号の送信を主目的とするものを含む」）。 あるいは別表記載の注釈で「本項に掲げる基地局には三次元測位用携帯基地局を含む」と追記。 C　告示・設備規則（第二号特定としての具体条件） 告示で：周波数、運用形態（連続送信、同期要件）、エリア設計上の出力上限の枠付け。 設備規則で：帯域、帯域外・不要輻射、同期精度、電界強度に関する一般条件、測定法。 　包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・工事落成期限）に落とす際の　審査の客観基準を確立。 期待効果 行政・事業者双方の審査負荷軽減と展開スピードの飛躍的向上（多数局の面的展開に適合）。 実運用データ（開設届）を一元管理することで、干渉管理の実効性（空間・周波数・時間の三次元最適化）が高まる。 近時の基地局系包括化の政策方向と整合的で、制度上の非対称（HAPS等とのミスマッチ）を解消。 結論 審査基準で「電気通信業務用」と位置付けるのであれば、施行規則第15条の2（第二号特定　基地局系）と、別告示・設備規則の3点同時整備が不可欠です。これにより、三次元測位基地局は第二号特定として包括免許の枠		

		組みに確実に接続でき、電波の有効利用（制度目的）と社会実装のスピードの両立が実現すると考えます。		
6	匿名	800MHz帯三次元測位システムの無線局の局種は、基地局ではなく、携帯基地局とした理由を教えてください。携帯電話用の基地局に類似した構成と認識していますので、携帯電話用と同様の「基地局」が妥当だと考えますが、なぜでしょうか。	三次元測位システムは、ドローン等に受信端末を搭載し上空で利用されることも想定されることから、携帯移動業務に該当します。このため改正案において、局種を携帯基地局としています。	無

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項

（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

※無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）の一部改正

（申請の審査）⇒無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第６条の３

第七条　総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～三　略

四　前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

２～６　略

※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正

（無線局の開設）⇒電波法施行規則第６条第４項

第四条　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一・二　略

三　空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第四条の三の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定め

る機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四　略

（登録）⇒電波法施行規則第 16 条

第二十七条の二十一　電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

※無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部改正

（電波の質）⇒無線設備規則別表第１号、別表第２号、別表第３号

第二十八条　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（受信設備の条件）⇒無線設備規則第24条

第二十九条　受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

（その他の技術基準）⇒無線設備規則全体

第三十八条　無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

※特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部改正

（登録証明機関の登録）⇒特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第２条

第三十八条の二の二　小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一　第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

二　特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

三　前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １４ 号
令和８年３月 11 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第４条第３号、第７条第１項第４号、第27条の21第１項、第28条、第29条、第38条及び第38条の２の２第１項の規定による省令委任事項を定めるため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第七条第一項第四号、第二十七条の二十一第一項、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項及び第三十八条の三十一第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後	改正前
（携帯局） 第六条の三　携帯局は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。 一　その局は、次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1)　陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用することを目的とするものであり、かつ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 ［(2)・(3)　略］ ［二～五　略］	（携帯局） 第六条の三　携帯局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。 一　その局は、左に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1)　地上若しくは海上又はそれらの上空のいずれかの二以上の区域にわたり、随時移動して運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 ［(2)・(3)　同上］ ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の分類及び定義） 第三条　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～四　略］ 五　移動業務　移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。第八号の二並びに次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［六～八　略］ 八の二　携帯移動業務　携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第一項第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 ［八の三～二十　略］ ［2・3　略］ **（免許を要しない無線局）** **第六条　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。** **［一～三　略］** **［2・3　略］** **4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。** **［一　略］** **ニ　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）** **(1)　テレメーター（(2)に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに(4)に規定する国際輸送用データ伝送を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの** **［(一)～(三)　略］** **(四)　八四六・五MHzを超え八五四・五MHz以下の周波数** **(五)　［略］** **(六)　［略］** **［(2)～(14)　略］** **［三～十一　略］** **（登録の対象とする無線局）**	（業務の分類及び定義） 第三条　［同上］ ［一～四　同上］ 五　移動業務　移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［六～八　同上］ 八の二　携帯移動業務　携帯局と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 ［八の三～二十　同上］ ［2・3　同上］ **（免許を要しない無線局）** **第六条　［同上］** **［一～三　同上］** **［2・3　同上］** **4　［同上］** **［一　同上］** **ニ　［同上］** **(1)　［同上］** **［(一)～(三)　同上］** **［新設］** **(四)　［同上］** **(五)　［同上］** **［(2)～(14)　同上］** **［三～十一　同上］** **（登録の対象とする無線局）**

第十六条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。	第十六条　［同上］
［一～十一の二　略］	［一～十一の二　同上］
十二　設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局	［新設］
十三　［略］	十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の四　略］

第四節の五　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備（第四十九条の七）

［第四節の六～第四節の三十二　略］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

第四節の三十四　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備（第四十九条の三十七）

［第五節～第九節　略］

第五章　［略］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備		
［(一)～(八)　略］		
(九)　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された携帯局と特定小電力無線局との間で無線通信を行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	二〇	八〇
［八～二十　略］		
二十一　第四十九条の七において無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システム（八五五MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を使用する携帯基地局が無線測位業務を併せて行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	八七	四七
二十二　その他の送信設備	二〇	五〇
［2～5　略］		

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の四　同上］

第四節の五　削除

［第四節の六～第四節の三十二　同上］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

［第五節～第九節　同上］

第五章　［同上］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］		
［(一)～(八)　同上］		
［新設］	［同上］	［同上］
［八～二十　同上］		
二十一　その他の送信設備	二〇	五〇
［2～5　同上］		

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇㎒帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、八〇〇㎒帯広帯域小電力無線システムの無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　［同上］

一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇㎒帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［二・三　略］

［２～５　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［２～35　略］

36　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度（注）
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
七一〇MHzを超え八一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八四五MHzを超え八五五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
八五五MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八九〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

注　受信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を副次的に発する電波の限度から減じること。

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の四　略］

第四節の五　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備

［二・三　同上］

［２～５　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２～35　同上］

［新設］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の四　同上］

第四節の五　削除

第四十九条の七　八〇〇㎒帯三次元測位システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する単向通信方式又は同報通信方式であること。

二　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三　搬送波の周波数は、八五五㎒を超え八六〇㎒以下であること。

四　送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームを一フレームとする。）であること。

五　等価等方輻射電力は五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の十一　特定小電力無線局の無線設備

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

五の二　八四六・五㎒以上八五四・五㎒以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ　八〇〇㎒帯広帯域小電力無線システムの携帯局の制御の下で通信を行うこと。

ニ　送信装置の空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、単位チャネル（中心周波数が八四七㎒以上八五四㎒以下の周波数のうち八四七㎒に一㎒の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が一㎒のチャネルをいう。ヘ及びチ並びに第四十九条の三十七において同じ。）のうち中心周波数が八五四㎒のものを含む構成の無線チャネルを使用する場合は、二〇ミリワット以下であること。

ホ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、二六デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ヘ　無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八とする。）であること。

ト　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

第四十九条の七　削除

第四節の十一　［同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

チ　空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（一、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の±（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは同時に使用する単位チャネル数であり、一、二、四又は八とする。以下リにおいて同じ。

リ　次隣接する単位チャネル内（搬送波の周波数から（二、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の±（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。

［六～十五　略］

第四節の三十四　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備

（八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備）

第四十九条の三十七　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

二　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

三　搬送波の周波数は、八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下であること。

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、中心周波数が八五四MHzの単位チャネルを含む構成の無線チャネルを使用する場合は二〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線は、その絶対利得が八デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、三一デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

六　無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八とする。）であること。

七　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスを備え付けていること。

八　空中線電力における隣接する単位チャネル内（搬送波の周波数から（一、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の±（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは同時に使用する単位チャネル数であり、一、二、四又は八とする。以下九において同じ。

九　次隣接する単位チャネル内（搬送波の周波数から（二、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の±（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表略］

［注１～30　略］

［六～十五　同上］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表同左］

［注１～30　同左］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	31　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの	(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。	［新設］
(ｱ)　空中線電力が38デシベル（1mWを０デシベルとする。(ｲ)において同じ。）を超えるもの　$(0.05\times f\times 10^{-6}+12)$ Hz	
(ｲ)　空中線電力が38デシベル以下のもの　$(0.1\times f\times 10^{-6}+12)$ Hz	
［(3)～(25)　略］	［(3)～(25)　同左］
［32～58　略］	［32～58　同左］
59　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20（10^{-6}）とする。	［新設］
別表第二号（第６条関係）	別表第二号（第６条関係）
［第１～14　略］	［第１～14　同左］
第15　800MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、5MHzとする。	第15　削除
［第16～84　略］	［第16～84　同左］
第85　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する携帯局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。	［新設］
１　空中線電力が20mW以下のもの　1000×n kHz	
注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２、４又は８とする。	
２　空中線電力が20mWを超えるもの　1000×n kHz	
注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２又は４とする。	
別表第三号（第７条関係）	別表第三号（第７条関係）
［１～17　略］	［１～17　同左］
17の２　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	［新設］
(1)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 －5.5－（7／5）×（Δf－0.05）dB （１mWを０dBとする。以下この表及び⑵の表において同じ。） Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
5.05MHz以上10.05MHz未満	－12.5dB

注１　帯域外領域およびスプリアス領域の境界の周波数は、Fc（±）12.5MHzとする。

注２　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注３　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
９kHz以上150kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
30MHz以上1GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
1GHz以上12.75GHz未満（1884.5MHz以上1915.7MHz未満を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
1884.5MHz以上1915.7MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が－41dB以下の値

注　帯域外領域およびスプリアス領域の境界の周波数は、Fc（±）12.5MHzとする。

［18～66　略］

67　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局及び特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値（注１）
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHzを超え815MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値
815MHzを超え845MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－47dB以下の値
845MHzを超え855MHz以下（注２）	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値
855MHzを超え890MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値
890MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値

［18～66　同左］

［新設］

900MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値

注１　送信空中線利得が３dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注２　送信帯域、隣接チャネル及び隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。

68～73　［略］

67～72　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［一～八十五　略］

八十六　設備規則第四十九条の七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システムの携帯基地局に使用するための無線設備

八十七　設備規則第四十九条の三十七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局に使用するための無線設備

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別		
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第八十五号の無線設備	第二条第一項第八十六号の無線設備	第二条第一項第八十七号の無線設備
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○

［略］

改正前

（特定無線設備等）

第二条　［同上］

［一～八十五　同上］

［新設］

［新設］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第八十五号の無線設備	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	

［同上］

空中線電力	比吸収率	入射電力密度	吸収電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器
○												○		
○														
○	○注13											○		

空中線電力	比吸収率	入射電力密度	吸収電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器
○												○		

受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	
		標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ		
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計		
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	局部発振器の周波数変動	周波数計		
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器		
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計		

［注1～24　略］

［イ・ウ　略］

［ハ・ニ　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	
		標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ		
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計		
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
	局部発振器の周波数変動	周波数計		
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器		
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計		

［注1～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［ハ・ニ　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第85号に掲げる無線設備	ＶＱ
第２条第１項第86号に掲げる無線設備	ＺＰ
第２条第１項第87号に掲げる無線設備	ＹＨ

［５　略］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第85号に掲げる無線設備	ＶＱ

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システム（第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第十四条第一項の表二十一の項に規定する八〇〇MHz帯三次元測位システムをいう。次条及び附則第四条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設備規則第四十九条の七の規定の適用については、同条第三号中「八五五MHzを超え八六〇MHz以下」とあるのは、「占有周波数帯幅の許容値が三MHzの無線設備にあつては八五七MHzを超え八六〇MHz以下、占有周波数帯幅の許容値が五MHzの無線設備にあつては八五五MHzを超え八六〇MHz以下」とする。

第三条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則別表第二号第15の規定の適用については、同第15中「にかかわらず、５MHzとする」とあるのは、「にかかわらず、搬送波の周波数が八五七MHzを超え八六〇MHz以下である場合にあつては３MHz、搬送波の周波数が八五五MHzを超え八六〇MHz以下の場合にあつては５MHzとする」とする。

第四条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号２⑴及び17の２の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一　搬送波の周波数が八五七MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上3.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 -3.5-（10／3）×（Δf-0.05）dB（１mWを０dBとする。以下この表、⑵の表及び⑶の表において同じ。） Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする（以下⑵の表において同じ。）。

3.05MHz以上6.05MHz未満	(-)13.5dB

注１　無線局が使用する周波数帯の端から６MHz未満の周波数範囲に限り適用する。

注２　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注３　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

二　搬送波の周波数が八五五MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 -5.5-（7／5）×（Δf-0.05）dB

5.05MHz以上10.05MHz未満	(-)12.5dB

注１　無線局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。

注２　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注３　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

三　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
9kHz以上150kHz未満	任意の１kHzの帯域幅における平均電力が(-)13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(-)13dB以下の値
30MHz以上１GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)13dB以下の値

1GHz以上12.75GHz未満（1884.5MHz以上1915.7MHz未満を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(-)13dB以下の値
1884.5MHz以上1915.7MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が(-)41dB以下の値

注1　搬送波の周波数が八五七MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備にあっては、無線局が使用する周波数帯の端から6MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

注2　搬送波の周波数が八五五MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備にあっては、無線局が使用する周波数帯の端から10MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

第五条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（新無線設備規則第十四条第一項の表第七の項（九）に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムをいう。次条及び附則第七条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設備規則第二十四条第三十六項の規定の適用については、同項の表の八四五MHzを超え八五五MHz以

下の項中「八五五MHz」とあるのは「八五〇MHz」と、八五五MHzを超え八九〇MHz以下の項中「八五五MHz」とあるのは「八五〇MHz」とする。

第六条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則第十四条第一項、第四十九条の十四及び第四十九条の三十七の規定の適用については、新無線設備規則第十四条第一項の表第七の項（九）、第四十九条の十四第五号の二及び第四十九条の三十七第三号中「八五四・五MHz」とあるのは、「八四八・五MHz」とする。

第七条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号２(1)及び67に規定する値にかかわらず、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値（注１）
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)36dB（１mWを０dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHzを超え815MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が(-)55dB以下の値

815MHzを超え845MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)47dB以下の値
845MHzを超え850MHz以下（注２）	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)36dB以下の値
850MHzを超え857MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)48dB以下の値
857MHzを超え890MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)36dB以下の値
890MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(-)55dB以下の値
900MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(-)55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(-)45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(-)30dB以下の値

注１　送信空中線利得が３dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注２　送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。

資料６

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
（令和８年３月１１日　諮問第１５号）

［800MHz帯広帯域小電力無線システム及び
三次元測位システムの導入等に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波政策課
（長澤周波数調整官、加地係長）
電話：０３－５２５３－５８７５

諮問第１５号説明資料

周波数割当計画の一部を変更する告示案
（800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入等に係る制度整備）

１　諮問の概要

平成 15 年に導入されたデジタル MCA システムについては、令和 11 年５月末でのサービス終了が公表されている。このため、総務省においてサービス終了後に生じる空き周波数を使用する新たな無線システムの調査を実施し、800MHz 帯において提案されたシステムのうち、「800MHz 帯広帯域小電力無線システム」及び「三次元測位システム」について、デジタル MCA サービス期間中も含めた導入の可能性が認められた。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において 800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に必要な技術的条件について検討が行われ、令和７年 10 月 20 日に一部答申を受けたことから、今般、当該システムの導入及びその他規定の整備のため、周波数割当計画の変更を行うものである。

２　改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

・広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムを導入するため、810MHz から 860MHz までの周波数の分配を変更し、別表９－１を追加する。　【周波数割当計画　第２表、別表９－１】

・226MHz から 235MHz までの周波数の、国内周波数分配の脚注を削除する。　【周波数割当計画　第２表】

・14.47GHz から 14.5GHz までの周波数に、国内周波数分配の脚注を追加する。　【周波数割当計画　第３表】

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに周波数割当計画を変更する。

４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画に関する意見の提出が１件あった。

周波数割当計画の一部変更の概要

広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更前

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）			
810-860 J77	移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。
（略）			

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更後

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）			
810-**845** J77	移動　J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。
845-860 J77	**移動 J106**	**電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用**	**デジタルＭＣＡ陸上移動通信用の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限り、令和11年５月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表９－１による。**
（略）			

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表周波数割当表

変更前

（略）		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	（略）	
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
（略）		

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表周波数割当表

変更後

（略）		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	（略）	
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
800MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備		**847MHz以上854MHz以下の周波数であって、847MHz及び847MHzに１MHzの自然数倍を加えたもの**
（略）		

その他規定の整備

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更前

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）	（略）	（略）	（略）
226-235 **J21　J79** **J80**	移動	公共業務用 一般業務用	
（略）	（略）	（略）	（略）

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更後

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）	（略）	（略）	（略）
226-235	移動	公共業務用 一般業務用	
（略）	（略）	（略）	（略）

周波数割当表　第3表　10GHz-3000GHz

変更前

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）	（略）	（略）	（略）
14.47-14.5 J243	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）

周波数割当表　第3表　10GHz-3000GHz

変更後

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）	（略）	（略）	（略）
14.47-14.5 **J39**　J243			
（略）	（略）	（略）	（略）

J21　2182kHz、3023kHz、5680kHz及び8364kHzの搬送周波数並びに121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz及び243MHzの周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz及び19993kHzの周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHzを超えてはならない。

J39　13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz及び252-275GHzの周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照)。

J79　243MHzの周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J80　247.9-250.2MHzの周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの制度整備）
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和８年１月24日～２月24日）

提出件数６件（法人・団体２件（802.11ah 推進協議会、自然科学研究機構　国立天文台　電波天文周波数委員会）、個人１件、匿名３件）

<table>
<tr><th>No</th><th>意見提出者
（順不同）</th><th>提出された意見</th><th>考え方</th><th>提出意見を踏まえた案の修正の有無</th></tr>
<tr><td>1</td><td>802.11ah推進協議会</td><td>800MHz帯広帯域小電力無線システムの電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対して賛同すると共にこれまでの800MHz電波法施行規則改正にご尽力頂いた方々に感謝いたします。
802.11ah(Wi-Fi HaLow)は今後我が国におけるSociety 5.0の本格展開に向けて欠かせない無線通信と考えております。
今回の電波法施行規則が改正された時点で我々AHPCとしてはWi-Fi HaLowを普及させる立場としての認識をさらに強く持ち、この改正が国民生活の豊かさ、つまりは国益へとつながるよう活動を強化・推進してまります。
また2029年からの本格運用に向けてデジタルMCAとの共存期間も積極的な活用を推進すると共に、通信性能・ユースケース・利用課題などを抽出・展開し、同周波数帯の利用高度化につなげるべく、積極的な活動を行っていきたいと考えます。</td><td>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。</td><td>無</td></tr>
<tr><td>2</td><td>自然科学研究機構　国立天文台
電波天文周波数委員会</td><td><table><tr><th>該当箇所</th><th>意見</th></tr></table></td><td>本変更案に賛成の意見として承ります。なお、今後の周波数割当計画の改正においては、改正漏れが無いように取り組んで参ります。</td><td>無</td></tr>
</table>

		・周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する告示案 第３表	今回の「周波数割当計画の一部を修正する告示案」では、14.47-14.5 GHz 帯に国内脚注 J39 の記載が追加される内容となっています。当該脚注は「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とする周波数帯域を指定するもので、電波天文業務にとって極めて重要な脚注ですが、これまで周波数割当計画の該当欄への記載がなされていなかったことは大変遺憾です。今後の周波数割当計画改正においてはこのような漏れがないようお願いいたします。		
3	個人	電波法施行規則等の一部を改正する省令案第一条については、「第一条　電波法施行規則・・・次のように改正する。」としてから、次の行に「次の表により、・・・」が続くのが正しいのではないか。（別紙２の一頁参照）	第１条については、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する内容のため、案のとおりとします。	無
4	匿名	電波法施行規則第３条第１項第５号及び第８号の２を改正する理由が分からない。具体的には以下の通り。 （１） 第３条第１項第５号の改正により、携帯局の陸上の範囲を「河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。」と拡張しているが、今般の答申にこれら水域に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。また水域における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。 （２） 第３条第１項第８号の２の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることと	（１）電波法施行規則第３条第８号の２については、携帯局の陸上の範囲を、陸上移動局の陸上の範囲とそろえるため改正を行うものです。干渉検討については自由空間伝搬を用いて実施していることから、水域においても適用可能と考えます。 （２）三次元測位システムは、携帯基地局から端末の受信設備に対して単向通信又は同報通信を行う携帯基地局のため、携帯移動業務の携帯局の定義に受信設備を追加していま	有

		なるが、同改正の意図・目的が明らかにされていない。例えば、今般の改正において、受信専用の端末というニーズが想定されている事実があるのか。 （３） 第３条第１項第８号の２の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることとなるが、今般の答申に海上に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。 また海上における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。 （４） 同改正における海上とは、我が国の領海の外側の海域、すなわち公海や我が国の排他的経済水域など地球上すべての海域を含むものと解されるか。 （５） 第３条第１項第５号の改正につき、適用対象に第８号の２を追加しているが、次条第１項第７号も適用する必要はないのか。適用しない場合、今般の改正を経ても、携帯基地局は、「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」には設置できないものと解されるか。 （６） 第３条第１項第８号の２の改正につき、適用対象として「次条第七号において同じ。」とあるが、「次条第一項第七号において同じ。」の誤りではないか。	す。 （３）（４） 携帯局の移動範囲については海上については、電波法施行規則第４条第１項において「陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（千条通信局及び陸上移動局を除く。）をいう。」と規定されており、同規定と規定ぶりをそろえたものであり、今回、海上について追加したものではありません。干渉検討については自由空間伝搬を用いて実施していることから、海上においても問題はないものと考えます。 （５）ご指摘を踏まえ、以下のとおり案を修正し携帯基地局が「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」においても設置できるようにいたします。 【電波法施行規則第三条第１項第八の二号】 携帯移動業務　携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第１項第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相	

			互間の無線通信業務をいう。 （６）ご指摘の通り修正いたします。	
5	匿名	意見 三次元測位用携帯基地局（以下　三次元測位基地局）について、電波法関係審査基準（訓令）改正案において「電気通信業務用無線局」と整理される方向が示されていることを踏まえ、同局の多数局・同質運用・事後管理の合理性という実態に適合するよう、包括免許の適用が確実に機能する制度を求めます。具体的には、（１）審査基準（訓令）での業務目的の明確化、（２）施行規則第15条の2（特定無線局の種類）における第二号特定（基地局系）への位置付け明文化、（３）別告示・設備規則での周波数指定・技術要件の確定の3点を同時に整備してください。 背景 （１）「電気通信業務用」の明示（審査基準） 電波法関係審査基準（訓令）は、免許審査における業務目的や免許人の範囲・運用条件の公式解釈として理解しています。今回、三次元測位基地局を「電気通信業務用無線局」と位置付けるのであれば、法27条の2第2号（電気通信業務を目的とする移動しない無線局）という包括免許の前提条件に合致する素地が整います。 （２）「特定無線局の種類」の分類（施行規則第15条の2） 包括免許の規定化は、施行規則第15条の2が規定する「特定無線局の種類」に適切に分類されることが求められます。条構造上、第2項が「基地局、陸上移動中継局」「第二号特定無線局」を規定しており、携帯電話用の基地局や屋内小規模局を含めた基地局系はここに包含されます。三次元測位基地局も「基地局」としてこの第2項へ位置付ける旨を条文・別表注記で明確化	三次元測位システムについては、携帯電話などと異なり、広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用される周波数を使用するものではないことから、包括免許の対象とすることは適切でないと考えます。	無

		してください。 （３）周波数告示・設備規則の具体化 第二号特定の基地局は、条文上「総務大臣が別に告示する周波数」を用いる局として具体化されます。したがって、該当チャネル（帯域・送信形態・同期要件・不要輻射等）を、告示・設備規則として特定無線局（第二号特定）向けに明示することが不可欠です。これにより、包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・運用開始期限等）へ具体化し担保されます。 制度整合性（HAPS・携帯基地局の近時の整理との一貫） 総務省は、携帯電話基地局等の免許手続の迅速化・効率化として、共用周波数帯の一部について包括免許の対象を拡大する省令案を公表してきたと認識しています。ここでは、基盤となる“基地局系”の包括化レンジを広げる方向が示されています。三次元測位基地局についても、審査基準で「電気通信業務用」とした以上、同じ基地局系のロジックで第二号特定として包括免許の枠に組み込むべきです。 具体要望 A　審査基準　訓令 「三次元測位用携帯基地局」を電気通信業務を行うことを目的とする無線局と定義。 無線局事項書の目的欄／業務コードの整合、免許人の範囲（公衆向け測位サービス提供事業者等）を明記。　法27条の2第2号との整合を訓令上も担保 B　施行規則第15条の2（第二号特定　基地局系） 第2項の「基地局」の注記等で、三次元測位基地局も基地局として本項に		

		含む旨を明文化（例：「測位信号の送信を主目的とするものを含む」）。 あるいは別表記載の注釈で「本項に掲げる基地局には三次元測位用携帯基地局を含む」と追記。 C　告示・設備規則（第二号特定としての具体条件） 告示で：周波数、運用形態（連続送信、同期要件）、エリア設計上の出力上限の枠付け。 設備規則で：帯域、帯域外・不要輻射、同期精度、電界強度に関する一般条件、測定法。 　包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・工事落成期限）に落とす際の　審査の客観基準を確立。 期待効果 行政・事業者双方の審査負荷軽減と展開スピードの飛躍的向上（多数局の面的展開に適合）。 実運用データ（開設届）を一元管理することで、干渉管理の実効性（空間・周波数・時間の三次元最適化）が高まる。 近時の基地局系包括化の政策方向と整合的で、制度上の非対称（HAPS等とのミスマッチ）を解消。 結論 審査基準で「電気通信業務用」と位置付けるのであれば、施行規則第15条の2（第二号特定　基地局系）と、別告示・設備規則の3点同時整備が不可欠です。これにより、三次元測位基地局は第二号特定として包括免許の枠組みに確実に接続でき、電波の有効利用（制度目的）と社会実装のスピードの両立が実現すると考えます。		

6	匿名	800MHz帯三次元測位システムの無線局の局種は、基地局ではなく、携帯基地局とした理由を教えてください。携帯電話用の基地局に類似した構成と認識していますので、携帯電話用と同様の「基地局」が妥当だと考えますが、なぜでしょうか。	三次元測位システムは、ドローン等に受信端末を搭載し上空で利用されることも想定されることから、携帯移動業務に該当します。このため改正案において、局種を携帯基地局としています。	無

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（周波数割当計画）

第二十六条　総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　無線局の行う無線通信の態様

二　無線局の目的

三　周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四　第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五　放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ　放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ　イに掲げる周波数以外のもの

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １ ５ 号
令和８年３月１１日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第１項に規定する周波数割当計画（令和６年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第２号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

［第１表　略］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

［略］	国内分配（MHz） （４）	無線局の目的 （５）	周波数の使用に関する条件 （６）
［略］	［略］		
	226-235	移動 公共業務用 一般業務用	
	［略］		
	810-845 J77	移動　J106 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。
	845-860 J77	移動　J106 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限り、令和11年５月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表９－１による。
	［略］		

第３表　10GHz - 3000GHz

［略］	国内分配（GHz） （４）	無線局の目的 （５）	周波数の使用に関する条件 （６）
［略］	［略］		
	14.47-14.5 J39　J243	［略］	
	［略］		

［国内周波数分配の脚注　略］

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

［同左］	国内分配（MHz） （４）	無線局の目的 （５）	周波数の使用に関する条件 （６）
［同左］	［同左］		
	226-235 J21　J79 J80	移動 公共業務用 一般業務用	
	［同左］		
	810-850 J77	移動　J106 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。
	850-860 J77	移動　J106 一般業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。 使用は令和11年５月31日までに限る。
	［同左］		

第３表　10GHz - 3000GHz

［同左］	国内分配（GHz） （４）	無線局の目的 （５）	周波数の使用に関する条件 （６）
［同左］	［同左］		
	14.47-14.5 J243	［同左］	
	［同左］		

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表８－９　略］

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

［略］		
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz 以下の無線設備	426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、429.815625MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
		449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHz を超え8.5kHz 以下の無線設備	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。

［別表１－１～別表８－９　同左］

別表９－１　［同左］

［同左］		
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz 以下の無線設備	426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、429.815625MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
		449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHz を超え8.5kHz 以下の無線設備	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。

		449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz　426.0625MHz　426.0875MHz　426.1125MHz
800MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備		847MHz 以上 854MHz 以下の周波数であって、847MHz 及び 847MHz に 1MHz の自然数倍を加えたもの
［同左］		
［注　略］ ［別表９－２～別表 11－３　略］ ［国際周波数分配の脚注　略］		

		449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz　426.0625MHz　426.0875MHz　426.1125MHz
［同左］		
［注　同左］ ［別表９－２～別表 11－３　同左］ ［国際周波数分配の脚注　同左］		

備考　表中［　］の記載は注記である。

資料７

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
（令和８年３月１１日　諮問第１６号）

［920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
（田野課長補佐、塚本係長）
電話：０３－５２５３－５８９５

諮問第１６号説明資料

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
（920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）

１　諮問の概要

空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波により５～10 メートルの距離を無線で電力伝送するものであり、工場や倉庫内などで利用されるセンサ機器等への給電での利用が期待されている。

総務省では、WPT について、令和４年５月、920MHz 帯、2.4GHz 帯、5.7GHz 帯の３周波数帯において、制度整備を実施（いずれも屋内限定の構内無線局）。このうち、920MHz 帯 WPT システムは、数十 mW 程度の小電力の給電用として使用されているが、普及に伴い、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大等が求められている。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において、920MHz 帯 WPT システムについて、①構内における屋外利用を可能とするため及び②出力を制限することで特定小電力無線局（免許不要）として導入するために、必要な技術的条件に関する検討が行われ、令和７年 10 月 20 日に一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準等を策定するため、関係規定の整備を行う。

２　改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

・免許を要しない無線局のうち特定小電力無線局に無線電力伝送用を追加【電波法施行規則第６条】

・その他、規定の整理【電波法施行規則第 32 条の８の３】

・無線電力伝送用特定小電力無線局の技術基準を規定【無線設備規則第 14 条の２、第 24 条、第 49 条の 14、別表第３号】

・技術基準適合証明のための特性試験の方法について規定【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第１号】

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの期間において実施したところ、意見の提出が 11 件あった。

改正の背景

改正の背景

- 空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波により５～10メートルの距離を無線で電力伝送するものであり、工場や倉庫内などで利用されるセンサ機器等への給電での利用が期待されている。
- 総務省では、令和４年５月、920MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯の３周波数帯において、制度整備を実施（いずれも屋内限定の構内無線局）。
- このうち、920MHz帯WPTシステムは、数十mW程度の小電力の給電用として使用されているが、普及に伴い、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大等が求められている。
- このような状況を踏まえ、920MHz帯WPTシステムについて①屋内限定の制限を解除し、構内における屋外での利用も可能とすること、②出力を0.25W以下に制限することで特定小電力無線局（免許不要で使用可能）とすることについて、必要な技術的条件の検討を行い、令和７年10月20日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準等を策定するため、関係規定の整備を行う。

利用シーンの拡大





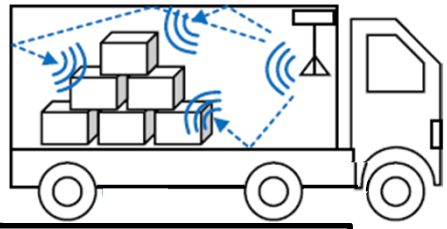
開放部のある倉庫や一般家屋、屋外での給電を想定（IoTセンサやセキュリティセンサ用途）

構内無線局（屋外利用）



1m未満の近距離で低消費デバイスに給電（複数デバイスに位置制約なく同時給電可能）

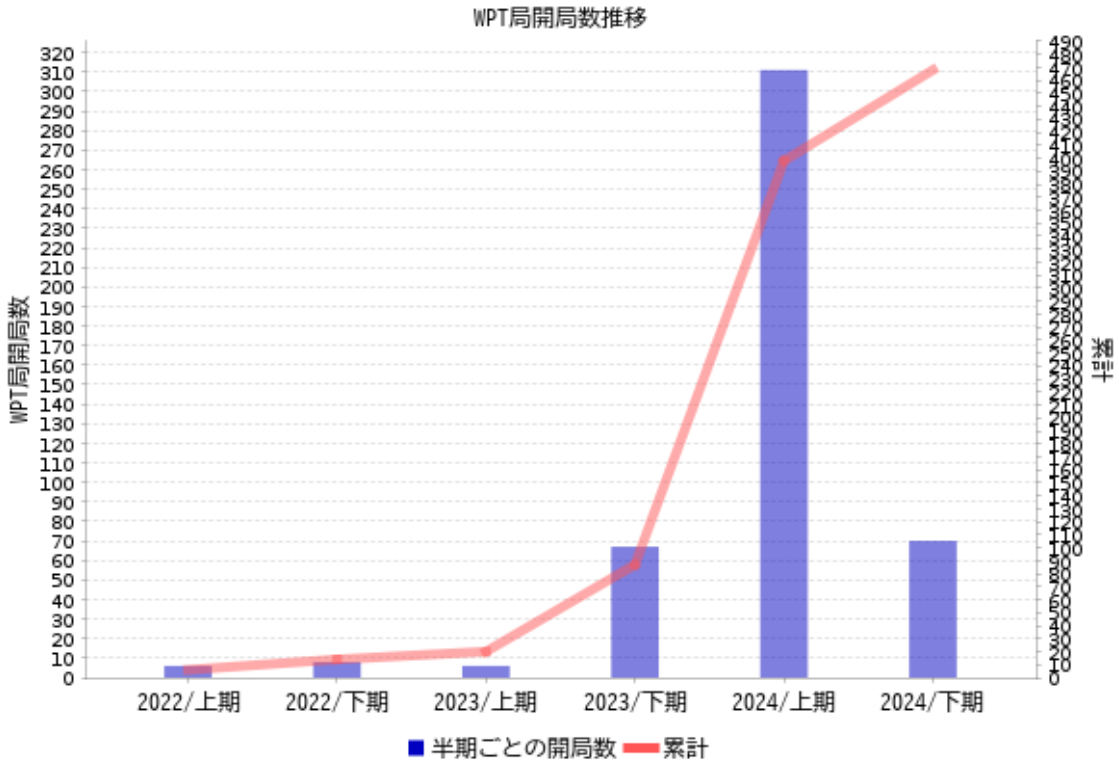
物流トラック内・冷蔵車内のセンシング、
車室内アクセサリ等への給電



特定小電力無線システム

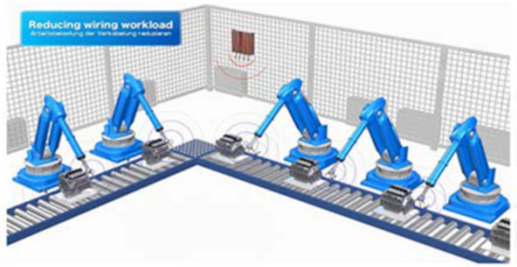
空間伝送型WPTシステムの利用状況

- 空間伝送型WPTシステムは、令和4年の制度化以降、国内では、920MHz帯を中心に、主にPoC（Proof of Concept）として一つの空間に複数の送電装置を設置し、多数のセンサに給電するビルマネジメントシステム向けに多く利用されており、令和7年3月時点で470局以上が運用されている。
- 920MHz帯WPTシステムは、工場におけるロボット可動部や品質管理のためのセンサ、介護現場における健康管理や見守りのための生体センサ、ビルマネジメント分野における人の検知センサ・環境センサ等への電源供給として利用されている。

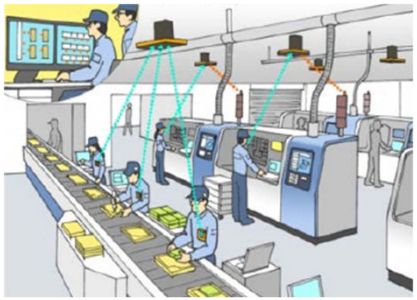


空間伝送型WPTシステムの開局数の推移

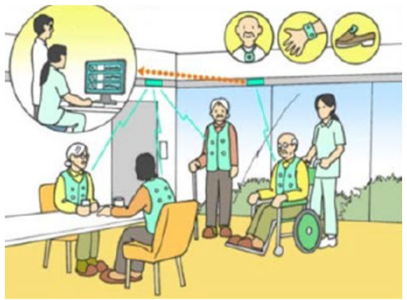
空間伝送型WPTのユースケース



ロボット可動部のセンサ（工場）



製品や動線管理（工場）



健康管理・見守り（介護現場）

現行制度の課題と新たなニーズ

現行制度の課題①

- 他の無線システムへの有害な干渉を防止するため、電波の強度が10dB以上減衰する壁等で区画された空間で運用する必要があり、壁の一部が開放されている倉庫や工場、ビルの屋上、エントランス付近では利用が困難。

現行制度の課題②

- 空中線電力が1Wの構内無線局であることから、運用に当たっては無線局免許が必要であり、広く一般での利用に結びつかない。また、運用場所が屋内に限定されており、移動範囲が制限されている。

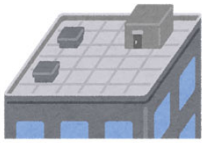
屋外利用のニーズ

- 物流倉庫などの荷積みのためにトラックが出入りする一部区画が開放された空間での利用
- 人が出入することにより常時閉空間が担保できない空間（例：ビルのエントランスなど）での利用
- ビルの意匠により窓付近に遮蔽物の設置や窓への遮蔽フィルムの貼り付けが難しい環境での利用

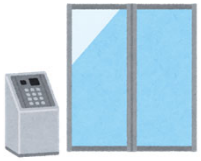
利用イメージ



- 工場や倉庫の構内全域及び荷積みの際の物品トラッキング用電子タグへの給電



- ビルの屋上気温を観測するための温度センサへの給電
- 従業員の位置情報・バイタル情報把握を目的としたテラス席利用時の社員証への給電



- エントランス入口付近のセキュリティセンサへの給電

免許不要化のニーズ

- 一般の家電製品（例：冷蔵庫などの家電製品）にWPT装置を組み込んでの利用
- 移動する車両内（例：物流トラックのコンテナ）での利用
- 高圧分電盤内等の一時的利用など、場所や利用環境によって、事前の免許申請等の制度での導入が困難なケースでの利用

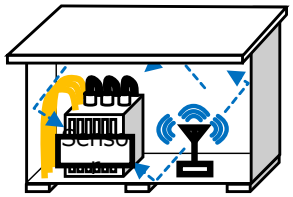
利用イメージ



- 1m未満といった比較的短距離において小型デバイスへの給電を行う
- 免許不要化することにより、導入ハードルを下げて普及を促進する



- 物流トラック内や冷蔵コンテナ内のセンシング等、移動体内外における給電を可能とする



- 電池交換困難なセンサデバイスへの給電において、送電機の複数設置、即時運用、柔軟な構成変更を可能とする
- 閉空間・反射環境の特性を利用して高効率に給電を行う

920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等のための制度整備

※　必要的諮問事項はゴシック体

■電波法施行規則

- 免許を要しない無線局のうち特定小電力無線局に無線電力伝送用を追加（第６条）
- その他、規定の整理（第32条の８の３）

■無線設備規則

- 無線電力伝送用特定小電力無線局の人体にばく露される電波の許容値を規定（第14条の２）
- 無線電力伝送用特定小電力無線局の副次的に発する電波等の限度（第24条）
- 無線電力伝送用特定小電力無線局の技術基準を規定（第49条の14）
- 無線電力伝送用特定小電力無線局のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を規定（別表第３号）

■特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

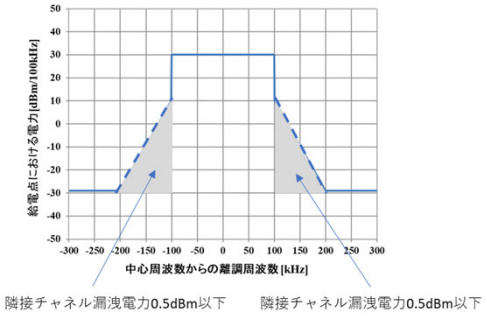
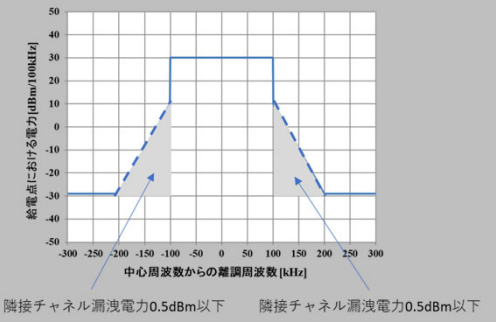
- 技術基準適合証明のための特性試験の方法について規定（別表第1号）

（参考）屋外型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

項目		構内無線局	
		920MHz帯空間伝送型WPT【現行規定】	920MHz帯空間伝送型WPT【屋外型】
一般的条件	周波数チャネル	918.0MHz, 919.2MHz	918.0MHz, 919.2MHz
	送信／通信方式	単向、単信、複信、半複信、同報	単向、単信、複信、半複信、同報
	変調方式	規定しない	規定しない
	識別符号	規定しない	規定しない
	送信装置と受電装置の通信	規定しない	規定しない
	受電装置からのビーコン信号	規定しない（使用しない）	規定しない（使用しない）
	送信装置の筐体	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
	送信空中線（指向性）	規定しない	規定しない
	キャリアセンス	規定しない	規定しない
	送信時間制限装置	**WPT一般環境：** 電波を発射してから送信時間4秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、送信休止時間50ミリ秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。 **WPT管理環境：** 規定しない	**WPT一般環境（屋外）：** 電波を発射してから送信時間4秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、送信休止時間50ミリ秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。 **WPT管理環境（屋外）：** 規定しない
	人体検出機能	規定しない	規定しない
	設置環境	WPT管理環境又はWPT一般環境	WPT管理環境（屋外）又はWPT一般環境（屋外）
	空中線の設置方法	規定しない	規定しない
	電波防護指針への適合	安全施設を設ける等、電波防護指針に適合するものであること。また、使用環境に合わせて一般環境又は管理環境を適用すること。	安全施設を設ける等、電波防護指針に適合するものであること。また、使用環境に合わせて一般環境又は管理環境を適用すること。

※網掛けは、現行規定の920MHz帯空間伝送型WPTの技術的条件と同じ内容

（参考）屋外型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">構内無線局</th></tr>
<tr><th>920MHz帯空間伝送型WPT【現行規定】</th><th>920MHz帯空間伝送型WPT【屋外型】</th></tr>
<tr><td rowspan="10">技術的条件（送信装置）</td><td>周波数の許容偏差</td><td>±20.0×10⁻⁶以内</td><td>±20.0×10⁻⁶以内</td></tr>
<tr><td>占有周波数帯幅の許容値</td><td>200kHz以内</td><td>200kHz以内</td></tr>
<tr><td>隣接チャネル漏えい電力</td><td>0.5dBm以下、給電点における無線チャネル端において10dBm以下
 
</td><td>0.5dBm以下、給電点における無線チャネル端において10dBm以下
 
</td></tr>
<tr><td>不要発射の強度の許容値</td><td><table>
<tr><th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値（平均電力）</th><th>参照帯域幅</th></tr>
<tr><td>710MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>710MHzを超え900MHz以下</td><td>-58dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>900MHzを超え915MHz以下</td><td>-58dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915MHzを超え915.7MHz以下
923.5MHzを超え930MHz以下</td><td>-39dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915.7MHzを超え923.5MHz以下</td><td>-29dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>930MHzを超え1GHz以下</td><td>-58dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>1GHzを超え1.215GHz以下</td><td>-48dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1.215GHzを超えるもの</td><td>-30dBm</td><td>1MHz</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値（平均電力）</th><th>参照帯域幅</th></tr>
<tr><td>710MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>710MHzを超え900MHz以下</td><td>-58dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>900MHzを超え915MHz以下</td><td>-58dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915MHzを超え915.7MHz以下
923.5MHzを超え930MHz以下</td><td>-39dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915.7MHzを超え923.5MHz以下</td><td>-29dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>930MHzを超え1GHz以下</td><td>-58dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>1GHzを超え1.215GHz以下</td><td>-48dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1.215GHzを超えるもの</td><td>-30dBm</td><td>1MHz</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>空中線電力</td><td>1W以下</td><td>1W以下</td></tr>
<tr><td>空中線利得</td><td>6dBi以下（ただし、EIRPが36dBm以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。）</td><td>6dBi以下（ただし、EIRPが36dBm以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。）</td></tr>
<tr><td>空中線指向性</td><td>規定しない</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td>等価等方電力の制限値</td><td>規定しない</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td>空中線電力の許容偏差</td><td>上限20%、下限80%以内</td><td>上限20%、下限80%以内</td></tr>
</table>

※網掛けは、現行規定の920MHz帯空間伝送型WPTの技術的条件と同じ内容

（参考）屋外型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

項目		構内無線局	
		920MHz帯空間伝送型WPT【現行規定】	920MHz帯空間伝送型WPT【屋外型】
技術的条件（受信装置）	副次的に発する電波等の限度		

920MHz帯空間伝送型WPT【現行規定】

周波数帯	副次的に発する電波等の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	-58dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-58dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-58dBm	100kHz
1GHzを超え1.215GHz以下	-48dBm	1MHz
1.215GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

920MHz帯空間伝送型WPT【屋外型】

周波数帯	副次的に発する電波等の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	-58dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-58dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-58dBm	100kHz
1GHzを超え1.215GHz以下	-48dBm	1MHz
1.215GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

※網掛けは、現行規定の920MHz帯空間伝送型WPTの技術的条件と同じ内容

（参考）特小型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

項目		特定小電力無線局	
		RFID特定小電力無線局【現行規定】	920MHz帯空間伝送型WPT【特小型】
一般的条件	周波数チャネル	916.8, 918.0, 919.2, 920.4, 920.6, 920.8, 921.0, 921.2, 921.4, 921.6, 921.8, 922.0, 922.2, 922.4, 922.6, 922.8, 923.0, 923.2, 923.4 MHz	918.0MHz, 919.2MHz
	送信／通信方式	–	–
	変調方式	振幅変調のうち両側波帯若しくは単側波帯を使用するもの、角度変調及び無変調又はこれらの複合方式	N0N
	混信防止機能	• 識別信号を自動的に送信し、又は受信するもの。 • 利用者による周波数の切り替え又は電波の発射の停止が容易に行えること。	• 利用者による周波数の切り替え又は電波の発射の停止が容易に行えること。
	送信装置と受電装置の通信	応答機からの電波を受信できること。	規定しない
	受電装置からのビーコン信号	–	–
	送信装置の筐体	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
	送信空中線（指向性）	–	–
	キャリアセンス	単位チャネルあたり-74dBmとして、5ミリ秒以上の干渉確認を実行した後、送信を開始すること	キャリアセンスレベル-74dBmとして、連続して500ミリ秒のチャネルクリアを検出した場合に送信を可能とする機能を備える。
	送信時間制限装置	電波を発射してから4秒以内に電波の発射を停止し、50ミリ秒を経過した後でなければその後の送信を行わないこと。	電波を発射してから2.5秒以内に電波の発射を停止し500ミリ秒を経過した後でなければその後の送信を行わないこと。
	人体検出機能	–	–
	設置環境	–	–
	空中線の設置方法	–	–
	電波防護指針への適合	電波防護指針に適合するものであること。	電波防護指針に適合するものであること。

※網掛けは、現行規定のRFID特定小電力無線局の技術的条件と同じ内容

（参考）特小型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">特定小電力無線局</th></tr>
<tr><th>RFID特定小電力無線局【現行規定】</th><th>920MHz帯空間伝送型WPT【特小型】</th></tr>
<tr><td rowspan="12">技術的条件（送信装置）</td><td>周波数の許容偏差</td><td>±20.0×10⁻⁶以内</td><td>±20.0×10⁻⁶以内</td></tr>
<tr><td>占有周波数帯幅の許容値</td><td>(200kHz × n) kHz以下
n: 同時に使用する単位チャネル数で1から5までの自然数</td><td>規定しない</td></tr>
<tr><td>隣接チャネル漏えい電力</td><td>隣接チャネル漏えい電力は-5dBm以下、
給電点における無線チャネル端において4dBm以下であること。</td><td>隣接チャネル（チャネル周波数±100kHzから±300kHz）漏えい電力は-5dBm以下、
給電点における無線チャネル端（チャネル周波数±100kHz）において4dBm以下</td></tr>
<tr><td>不要発射の強度の許容値</td><td>
<table>
<tr><th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値（平均電力）</th><th>参照帯域幅</th></tr>
<tr><td>710MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>710MHzを超え900MHz以下</td><td>-55dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>900MHzを超え915MHz以下</td><td>-55dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915MHzを超え915.7MHz以下
923.5MHzを超え930MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915.7MHzを超え923.5MHz以下</td><td>-29dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>930MHzを超え1GHz以下</td><td>-55dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>1GHzを超え1.215GHz以下</td><td>-45dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1.215GHzを超えるもの</td><td>-30dBm</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値（平均電力）</th><th>参照帯域幅</th></tr>
<tr><td>710MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>710MHzを超え900MHz以下</td><td>-55dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>900MHzを超え915MHz以下</td><td>-55dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915MHzを超え915.7MHz以下
923.5MHzを超え930MHz以下</td><td>-36dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>915.7MHzを超え923.5MHz以下</td><td>-29dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>930MHzを超え1GHz以下</td><td>-55dBm</td><td>100kHz</td></tr>
<tr><td>1GHzを超え1.215GHz以下</td><td>-45dBm</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1.215GHzを超えるもの</td><td>-30dBm</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>空中線電力</td><td>0.25W以下</td><td>0.25W以下</td></tr>
<tr><td>空中線利得</td><td>3dBi以下（ただし、EIRPが27dBm以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。）</td><td>3dBi以下（ただし、EIRPが27dBm以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。）</td></tr>
<tr><td>空中線指向性</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>等価等方電力の制限値</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>空中線電力の許容偏差</td><td>上限20%、下限80%以内</td><td>上限20%、下限80%以内</td></tr>
<tr><td>筐体輻射</td><td>EIRPが、不要発射の強度の許容値をEIRPに換算した値以下であること。</td><td>－</td></tr>
</table>

※網掛けは、現行規定のRFID特定小電力無線局の技術的条件と同じ内容

（参考）特小型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件

項目		特定小電力無線局	
		RFID特定小電力無線局【現行規定】	920MHz帯空間伝送型WPT【特小型】
技術的条件（受信装置）	副次的に発する電波等の限度		

RFID特定小電力無線局【現行規定】

周波数帯	副次的に発する電波等の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-55dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

920MHz帯空間伝送型WPT【特小型】

周波数帯	副次的に発する電波等の限度（給電線入力点）	参照帯域幅
710MHz以下	-54dBm	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	-55dBm	1MHz
900MHzを超え915MHz以下	-55dBm	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	-54dBm	100kHz
930MHzを超え1GHz以下	-55dBm	100kHz
1GHzを超えるもの	-47dBm	1MHz

※網掛けは、現行規定のRFID特定小電力無線局の技術的条件と同じ内容

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
（920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和８年１月24日～２月24日）

提出件数 11 件（法人・団体等５件、個人４件、匿名２件）

提出者名（SMC 株式会社、エイターリンク株式会社、ブロードバンドワイヤレスフォーラム（WPT-WG)、パナソニック ホールディングス株式会社、国立天文台　周波数資源保護室）

No	意見提出者（順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	SMC株式会社	SMC 株式会社は今回意見募集されている、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、全面的に賛同いたします。 2022 年の空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムに関する制度が整備されて以降、当該技術を用いた無線シリンダスイッチの販売を開始するなどファクトリーオートメーションの市場で展開しています。シリンダスイッチは、ロボット末端などに搭載されるシリンダの動作確認用のスイッチとなりますが、可動部にケーブルを敷設されることが多く、そのケーブル断線による設備停止により、お客様の生産機会損失が発生することがあります。その状況を改善できる当該技術は、お客様からの引き合いが強く、ケーブルが無いスマートファクトリーの実現に資する革新的な技術として評価いただいております。一方、無線局免許の取得や閉空間での利用を担保できないなど、運用に必要な要件を満たすことができないことを理由に導入を断念せざるを得ないケースも生じております。当社のお客様において、製品導入の意向があったものの、無線局免許の申請の障壁により、導入に至らなかった割合は、約 7 割にも上ります。 今回の制度改正により、閉空間の利用に限定されなくなることで当該技術の市場導入が進むことを期待しています。その上で、産業界でのさらなる活用	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無

		を促進する観点から、以下の点について今後の検討をお願い申し上げます。 １．特定小電力無線局の枠組みの拡大 無線局申請に伴う利用者の負担が軽減し、市場への普及に繋がります。 ２．送信電波強度の制約 1W のさらなる拡大 　　産業用途の空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムにおいては、製品の小型化、給電距離の拡大が望まれております。送信電波強度の拡大により、その改善が見込め、この技術が市場に浸透することで、工場の自動化・無人化の加速に貢献できます。		
2	エイターリンク株式会社	エイターリンク株式会社は、この度の「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」で対象とされている省令案及び告示等案について、賛同いたします。 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムに関する令和 4 年の制度整備以降、当社では 920MHz 帯に対応した製品をリリースし、国内において既に 700 局以上が展開されています。今回の制度改正により、これまで屋内に限定されていた利用範囲が屋外利用のユースケースにも拡大されることで、閉空間を前提としない施設等への更なる普及促進が期待されます。 また、無線局免許を必要としない特定小電力無線局の区分が新設されることにより、従来の枠を超えた新たなユースケースやサービスの創出が進み、ワイヤレス電力伝送技術の一層の発展につながるものと期待しております。 さらに、今回の制度改正は、日本が世界に先駆けてワイヤレス電力伝送技術の普及を推進している好事例であり、今後の国際展開において世界をリードするための足掛かりとなるものと考えます。当社といたしましても、積極的に海外市場へ発信を行い、国際的な技術基準の調和および普及促進に貢献してまいる所存です。 今後も、国内外の市場動向を踏まえ、更なる社会実装の促進に資する制度整備についてご検討いただきますようお願い申し上げます。	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
3	ブロードバンド	920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無

	ワイヤレスフォーラム（WPT-WG）	整備に関する電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、諮問第2043号「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に 係る技術的条件」に関する一部答申に基づいた内容であり基本的に賛同します。 一点、コメントと要望を記載させていただきます。 電波法施行規則第六条第四項第二号に基づいた告示（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力）も修正する必要があると思われます。 ここで、無線電力伝送用特定小電力無線局の空中線電力の規定に関しては、同様の仕様である移動体識別用特定小電力無線局の規定と同じように以下のように等価等方輻射電力で制限いただけると幸いです。 〈移動体識別用特定小電力無線局の規定〉 0.25ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が27デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。以下この号において同じ。)以下となるものにあっては、0.5ワット以下であること。	なお、空中線電力の規定については、移動体識別用特定小電力無線局の規定と同様に、等価等方輻射電力で規定するよう、本改正案の公布・施行までに別途対応いたします。	
4	パナソニック ホールディングス株式会社	パナソニック ホールディングス株式会社は、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関して賛同いたします。 空間伝送型ワイヤレス電力伝送(WPT)は IoT/DX における様々なエッジ端末に対して通信・電源供給の完全ワイヤレス化を実現できる技術として非常に有用な技術であると考えております。 当社では令和 4 年 5 月に実施された空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの制度整備以降、国内にて複数の免許を取得し実証実験を重ねて参りました。この度の改正により、本技術の利用範囲が屋内から屋外に拡大され、また免許不要で運用を可能とする特定小電力無線局としての取り扱いが新た	本改正案への賛同のご意見として承ります。 平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に無線電力伝送用の用途追加についても、本改正案の公布・施行までに別途対応いたします。	無

<table>
<tr><td></td><td></td><td>に定められるものと存じます。
本改正により、従来設置が困難であった屋外や、電波遮断フィルム等の施工が困難な賃貸オフィス等においても WPT システムを活用できるようになり、幅広い環境における導入・活用が期待されます。また、特定小電力型の制度の新設により家電製品への適用や、車載設置が可能となることから、従来適用が困難であった用途においても WPT 技術の導入が加速すると考えられます。
１点、既に意見募集が行われている技術的条件に照らし、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に無線電力伝送用の用途追加が必要と存じます。移動体識別用（周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの）に準じた周波数および空中線電力について、追加のご検討をよろしくお願い申し上げます。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>自然科学研究機構　国立天文台
電波天文周波数委員会</td><td><table><tr><th>該当箇所</th><th>意見</th></tr><tr><td>・電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案</td><td>電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案において、他の無線局との共存条件として、電波天文業務用の受信設備の保護について明記いただいたことに感謝申し上げます。
訓令案に記載されている電波天文局名称のうち「那須パルサー」については古い名称であり、現在の名称である「自由学園那須農場電波観測所」に修正いただきたくお願いいたします。また、小金井局は電波天文観測を終了したことから、同項内で 2400 MHz 帯電波天文業務の用に供する受信設備として括弧内に記載されている同局の削除をお願いいたします。</td></tr></table></td><td>本改正案への賛同のご意見として承ります。
電波天文の受信設備の名称等については、いただいたご意見のとおり修正いたします。</td><td>有</td></tr>
<tr><td>6</td><td>個人</td><td>1. 意見の概要</td><td>920MHz帯の空間伝送型ワイヤレス電力伝送シ</td><td>無</td></tr>
</table>

		IoT社会の進展に伴い、センサーデバイス等への給電手段として空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）技術の実用化を目指す本改正の趣旨そのものは、未来技術への投資として理解する。しかし、本改正で対象とする920MHz帯（サブギガ帯）は、回折性が高く遠くまで届く特性から、スマートメーター、HEMS、産業用LPWA（LoRaWAN, Sigfox等）、RFIDなど、極めて多岐にわたる通信インフラが既に密集して運用されている帯域である。ここに「通信」ではなく電力伝送という、本質的に高出力かつ連続的な電波発射を伴うシステムを混在させることは、既存の通信システムに対する重大な干渉源（ジャミング）となり、我が国のIoT基盤を毀損するリスクを孕んでいる。したがって、本制度の導入にあたっては、WPT側の利便性よりも既存通信の保護を優先事項とし、キャリアセンス（送信前の空き確認）の閾値設定や送信時間制限について、より保守的かつ厳格な基準を適用すべきである。また、エネルギー効率の観点からも、安易な普及促進ではなく、用途を厳しく限定した運用を求める。 2. 技術的・システム論的懸念事項 (1)通信と電力の周波数共用における非対称性 情報通信における電波利用は「情報の伝達」が目的であり、間欠的（バースト的）な利用が主であるのに対し、WPTは「エネルギーの蓄積」が目的であり、原理的に長時間の連続送信を必要とする。目的関数の異なるシステムを同一リソース（周波数）上で競合させる場合、リソース占有時間の長いWPTが通信トラフィックを圧迫することは自明である。改正案では「送信時間制限装置」や「キャリアセンス」の義務付け（告示案における送信時間制限等）が盛り込まれているが、WPT機器が頻繁にキャリアセンスを行い、少しでも空きがあれば送信を開始する挙動をとれば、微弱な信号で通信を行うLPWA等の通信機会は著しく奪われることになる。	ステムについて、屋外型WPTシステムは従来のWPTシステム及び移動体識別用構内無線局・陸上移動局と、特定小電力型WPTシステムは移動体識別用の250mW特定小電力無線局と同等の諸元であることから、他の無線システムへの影響についてもRFID等の既存システムと同程度であるものと考えます。 情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告において、特定小電力型WPTシステムの運用特性を踏まえ、連続的にキャリアセンス受信を行い、キャリアを検出しない時間が500ミリ秒以上連続した場合にのみ送信を行うことが出来る方式とすることが示されています。連続送信時間が短い通信システムが近傍に存在する場合、送信の都度WPTキャリアセンスの内部タイマ値がリセットされるため、500ミリ秒よりも長い時間送信を行わないことになります。以上のことから、通信側の通信機会が著しく奪われるとは言え	

		提言：WPT機器のキャリアセンスレベル（閾値）を、一般の特定小電力無線局よりも厳しく設定（感度を高く）し、微弱な通信波であっても検知した場合は即座に電力伝送を停止・待機するロジックをハードウェアレベルで義務付けること。また、通信トラフィックが輻輳する時間帯や場所においては、WPTの稼働を強制的に抑制する「通信優先制御機能」の実装を必須要件とすべきである。 (2) エネルギー効率とエントロピー増大への懸念 空間放射された電磁波の電力密度は距離の二乗に反比例して減衰する。920MHz帯で数メートル先のデバイスに給電する場合、送信電力の大部分（99%以上）は受電アンテナに到達せず、空間への散逸（損失）となる。これは「エネルギー利用効率」の観点から極めて非効率であり、脱炭素社会（GX）の推進という国家戦略とも矛盾する側面を持つ。散逸したエネルギーは、単なる熱となるだけでなく、電磁環境におけるノイズフロアの上昇（エントロピーの増大）を招き、他の通信システムのS/N比を悪化させる。 提言：WPTの利用用途について、有線給電や電池交換が物理的に不可能な環境（埋め込みセンサー、構造物内の劣化監視等）に限定するよう、運用ガイドラインで推奨すべきである。「単に充電ケーブルが面倒だから」といった安易な民生用途での利用が無秩序に広がれば920MHz帯全体の汚染を招く恐れがある。 (3) 人体防護指針とSAR評価の厳格化 WPTは通信機器と比較して、平均送信電力が高い状態で長時間稼働することが想定される。改正案においても比吸収率（SAR）等の許容値への適合が求められているが、従来の「通信（通話）」を前提とした曝露評価モデルが、長時間の「給電」シナリオにおいても妥当であるかは慎重な検証が必要で	ないと考えます。 自由空間中のエネルギー散逸は無線全般における物理的前提であり、WPT固有のものではないため、そのことをもってWPTの利用用途を限定することは適切でないと考えます。 用途や運用形態（通話／給電）の違いにかかわらず、電波防護指針においては生体作用（熱作用・刺激作用）に基づく時間平均での評価を基本としており、6分（熱）／1秒（刺激）の平均時間で安全性を判断する国際整合	

		ある。特に、生活空間（リビングや寝室）での常時給電が行われる場合、人体への累積的な曝露量は通信機器の比ではない。 提言：WPT機器については、瞬間的なSAR値だけでなく、長時間稼働時の熱作用や非熱作用に関する安全性評価データを、製品出荷前に第三者機関で取得することを義務付けるなど、通常の無線機器よりも一段高い安全基準を課すべきである。 (4) 干渉発生時の責任分界点と停止メカニズム 万が一、WPT機器の稼働により近隣のスマートメーター網や医療用テレメータ等に障害が発生した場合、誰が責任を負い、誰がWPTを停止させるのか。電波は目に見えないため、原因特定には高度な測定機器が必要となり、被害者（通信利用者）側の立証負担が極めて重い。 提言： WPT機器には、外部からの制御信号や特定の妨害波検知により、直ちに電波発射を停止するキルスイッチ機能の実装を義務付けるべきである。また、干渉問題が生じた際に、WPT運用者が速やかに稼働を停止し調査に応じる旨を、免許・登録の条件として明記されたい。 3. 結論 「ケーブルのない世界」というビジョンには魅力を感じるが、物理法則と電波資源の有限性は無視できない現実である。920MHz帯という、IoTにとっての貴重な共有財産を、効率の悪い電力伝送のために毀損することは、社会全体の損失となりかねない。総務省においては、WPTの普及を急ぐあまり、既存の通信システムの安定運用が脅かされることのないよう、技術的条件の策定にあたっては「通信の保護」を最優先とし、慎重かつ段階的な導入を行うことを強く要望する。	的な枠組みです。この枠組みは「連続送信」や「常時給電」も含めて時間平均で適合性を判定するため、通信前提に特化したモデルではありません。 他の無線システムとの共用については、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告において、共用可能であるとする旨の結論を得ています。 920MHz帯を使用する他の無線システムとの共用については、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告において、共用可能であるとする旨の結論を得ていること、他の無線システムへの影響については、RFID等の既存システムと同程度であることから特段の問題はないものと考えます。	

7	個人	本改正案に強く賛成いたします。 現行の電波法施行規則では、920MHz帯の無線電力伝送用構内無線局（WPT）の運用が室内または閉空間内に限定され、さらに壁等による10dB以上の減衰が求められています。この規定は、屋外での利用を大きく制限するだけでなく、屋内運用においても煩雑な減衰証明作業を必要とし、WPTの普及を著しく阻害してきました。 無線給電技術は、今後の製造現場や物流、IoT分野におけるDX化を支える極めて重要な基盤技術です。配線不要による設置・運用コストの削減、機器配置の柔軟性向上、保守負荷の軽減など、産業界・社会全体に多大なメリットをもたらします。 今回の改正案では、既存のRFIDやIoT通信と同等以下の電波強度・安全基準が設定されており、国際基準や国内ガイドラインに適合した運用が前提となっています。これにより、無線システム間の干渉や人体への影響は十分に管理・抑制される設計となっており、安全性の観点からも問題はありません。 これまでの阻害要因を排除し、WPTの屋外利用を可能とすることは、イノベーションの加速、新たなビジネス創出、国際競争力の強化に直結するものであり、日本の産業発展の観点から極めて重要です。技術基準や安全性についても十分に配慮されており、世界的動向に沿った制度整備は、サステナブルな社会実現にも不可欠です。 以上の理由から、本改正案の早期実現を強く要望いたします。	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
8	個人	電波法施行規則等の一部を改正する省令案附則第一条において施行期日を定めているが、他に附則の規定がないのであれば、条見出しと第一条の表記は不要ではないか。（別紙２の十一頁参照）	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正いたします。 附則 この省令は、公布の日から施行する。	有
9	個人	本省令案「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等	本改正案に対する賛同のご意見として承りま	無

		に係る制度整備」について、賛同の立場から意見を述べます。 本省令案は、920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムについて、屋外利用および特定小電力 WPT を制度上明確に位置付けるものであり、実利用の現場ニーズを的確に反映した適切な制度改正であると評価します。従来は屋内利用を前提としていたため、物流倉庫の半屋外空間やビルエントランス等での導入が困難でしたが、本案により利用範囲が拡大し、ワイヤレス給電の実用化と普及が大きく前進すると考えます。また、特定小電力 WPT の導入により、免許取得が困難な環境や移動体内での利用が可能となり、IoT 機器の設置自由度向上やシステム設計の合理化が期待されます。 さらに、ワイヤレス電力伝送の普及は、センサ機器の電池レス化や配線不要化を通じて、保守負荷の低減、省資源化、省エネルギー化に寄与します。本省令案は、関連産業の発展および持続可能な社会の実現に資する重要な制度基盤であり、その意義は大きいと考えます。 以上の理由から、本省令案に賛同します。	す。	
10	匿名	緩和を希望。 また、免許の取得費用の低減を希望。	本改正案への賛同のご意見として承ります。 なお、免許の取得費用の低減に関しては、意見募集の対象外です。	無
11	匿名	無線局の届け出に関して、同一事業所内での移動の場合は再申請不要として欲しい。	無線局の届け出に関するご意見は、本意見募集の対象外です。	無

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。また、その他、本意見募集と無関係なものが１件ありました。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項

（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

〇電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正

（無線局の開設）⇒電波法施行規則第６条第４項

第四条　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一・二　略

三　空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第四条の三の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四　略

※無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部改正

（電波の質）⇒無線設備規則別表第３号

第二十八条　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（受信設備の条件）⇒無線設備規則第２９条

第二十九条　受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

（その他の技術基準）⇒無線設備規則全体

第三十八条　無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １６ 号
令和８年３月 11 日

電波監理審議会
会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第４条第３号、第28条、第29号及び第38条の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則等の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十九条、第三十八条、第三十八条の六第一項及び第三十八条の三十一第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。** **［一～三　略］** **［２・３　略］** **４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。** **［一　略］** **二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）** **［(1)～(9)　略］** **(10)　移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用又は無線電力伝送（無線設備が送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。第三十二条の八の三において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの** **［(11)～(14)　略］** **［三～十一　略］** （無線電力伝送用構内無線局の条件） 第三十二条の八の三　無線電力伝送用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。	（免許を要しない無線局） 第六条　［同上］ ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(9)　同上］ (10)　移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの ［(11)～(14)　同上］ ［三～十一　同上］ （無線電力伝送用構内無線局の条件） 第三十二条の八の三　無線電力伝送（無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。）用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇㎒帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体（側頭部及び四肢を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり二ワット以下
		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下

［略］

改正前

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　［同上］

一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇㎒帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体（側頭部及び四肢を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり二ワット以下
		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下

［同上］

［二・三　略］

［2～5　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2～14　略］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置

［表略］

［16～35　略］

第四節の十一　特定小電力無線局の無線設備

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

六　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体識別用のもの及び無線電力伝送用のものに限る。）

［イ・ロ　略］

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘ及び別表第三号24⑵において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること（無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。）。

［ニ～ヘ　略］

ト　応答のための装置からの電波を受信できること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。

［七～十五　略］

別表第三号（第7条関係）

［1～23　略］

［二・三　同上］

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～14　同上］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

［表同上］

［16～35　同上］

第四節の十一　［同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

［一～五　同上］

六　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体識別用のものに限る。）

［イ・ロ　同上］

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘ及び別表第三号24⑵において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

［ニ～ヘ　同上］

ト　応答のための装置からの電波を受信できること。

［七～十五　同上］

別表第三号（第7条関係）

［1～23　同左］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2.4GHz帯若しくは5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ［(1)　略］ (2)　916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局 ［表略］ ［注　略］ ［(3)～(6)　略］ ［25～72　略］	24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2.4GHz帯若しくは5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ［(1)　同左］ (2)　916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局 ［表同左］ ［注　同左］ ［(3)～(6)　同左］ ［25～72　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別 ［略］
			第二条　第一項　第八号　の無線設備
［略］			［略］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	○ 注13
	入射電力密度	電界強度測定器	○ 注13
	吸収電力密度	比吸収率測定装置	
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	

改正前

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別 ［同上］
			第二条　第一項　第八号　の無線設備
［同上］			［同上］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	
	入射電力密度	電界強度測定器	○ 注13
	吸収電力密度	比吸収率測定装置	
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	

八頁

プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○ 注5
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	
受信装置		
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器	

プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○ 注5
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	
受信装置		
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器	

九頁

	レベル計又はオシロスコープ
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
局部発振器の周波数変動	周波数計
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計

［注1～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

	レベル計又はオシロスコープ
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
局部発振器の周波数変動	周波数計
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計

［注1～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十頁

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

資料８

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
（令和８年３月１１日　諮問第１７号）

［920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波政策課
（長澤周波数調整官、加地係長）
電話：０３－５２５３－５８７５

諮問第１７号説明資料

周波数割当計画の一部を変更する告示案
（920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）

１　諮問の概要

空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波により５～10 メートルの距離を無線で電力伝送するものであり、工場や倉庫内などで利用されるセンサ機器等への給電での利用が期待されている。

総務省では、WPT について、令和４年５月、920MHz 帯、2.4GHz 帯、5.7GHz 帯の３周波数帯において、制度整備を実施（いずれも屋内限定の構内無線局）。このうち、920MHz 帯 WPT システムは、数十 mW 程度の小電力の給電用として使用されているが、普及に伴い、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大等が求められている。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において、920MHz 帯 WPT システムについて、①構内における屋外利用を可能とするため及び②出力を制限することで特定小電力無線局（免許不要）として導入するために、必要な技術的条件に関する検討が行われ、令和７年 10 月 20 日に一部答申を受けたことから、今般、当該システムの導入のため、周波数割当計画の変更を行うものである。

２　改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

・920MHz 帯 WPT システムを使用可能とするため、周波数割当表第２表を変更し、920MHz 帯の使用用途に無線電力伝送用を追加するとともに、別表９－15 を追加する。

【周波数割当計画　第２　周波数割当表、国内周波数分配の脚注】

３　施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見はなかった。

周波数割当計画の一部変更の概要

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更前

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）			
915-930 J77	移動 J106 J106A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当は別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
（略）			

［新設］

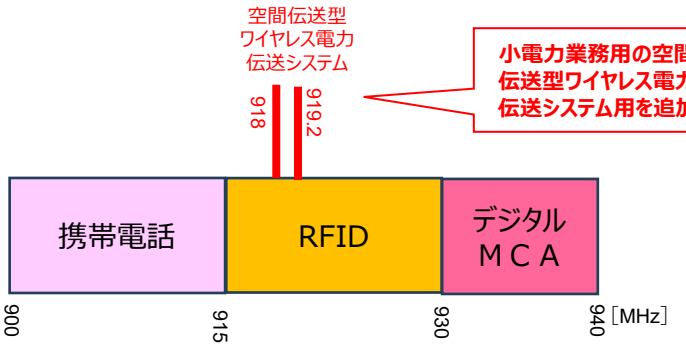
周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

変更後

国内分配（MHz）		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
（略）			
915-930 J77	移動 J106 J106A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用並びに無線電力伝送用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10に、無線電力伝送用への割当ては別表９－15による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当は別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
（略）			

別表９－15　無線電力伝送用特定小電力無線局の周波数表

918MHz　919.2MHz



参照条文

【必要的諮問事項関係】

〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（周波数割当計画）

第二十六条　総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　無線局の行う無線通信の態様

二　無線局の目的

三　周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四　第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五　放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ　放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ　イに掲げる周波数以外のもの

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 １ ７ 号
令和８年３月１１日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第１項に規定する周波数割当計画（令和６年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第２号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz － 10000MHz

［略］	国内分配(MHz)（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
	［略］			
	915-930 J77	移動 J106	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用並びに無線電力伝送用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10に、無線電力伝送用への割当ては別表９－15による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
	［略］			

［第３表　略］

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表９－14　略］

別表９－15　無線電力伝送用特定小電力無線局の周波数表

918MHz　919.2MHz

［別表10－１～別表11－３　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz － 10000MHz

［同左］	国内分配(MHz)（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
	［同左］			
	［同左］	［同左］	［同左］	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
	［同左］			

［第３表　同左］

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表９－14　同左］

［新設］

［別表10－１～別表11－３　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

資料９

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

自動運転支援のためのＶ２Ｘ通信システム導入に向けた 5.9GHz帯の周波数変更に係る 特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定 （令和８年３月11日　諮問第18号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

新世代移動通信システム推進室

（林課長補佐、松尾係長）

電話：０３－５２５３―５８９６

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

（手塚周波数調整官、中山係長）

電話：０３－５２５３―５８７４

諮問第１８号説明資料

自動運転支援のためのＶ２Ｘ通信システム導入に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定

１　諮問の概要

総務省では、5.9GHz帯において自動運転支援のためのＶ２Ｘ※通信システムの導入に向け、5.9GHz帯を使用している放送事業用固定業務の無線局の全国的な周波数変更を、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第 27 号）による改正後の電波法第 71 条の２に基づく特定周波数変更対策業務により実施するため、電波監理審議会の答申を経て、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等の制度整備を実施した（令和８年１月 30 日に公布・施行）。

上記の制度整備及び電波法第 71 条の 3 に基づき、5.9GHz 帯の周波数変更のための特定周波数変更対策業務を実施する「指定周波数変更対策機関」の公募を令和８年２月２日（月）から同年２月 24 日（火）まで実施したところ、一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会より申請があった。

本件は、上記の申請について、電波法第 71 条の 3 第 11 項の規定により読み替えて準用する電波法第 39 条の 2 第 4 項第 1 号から第 3 号まで及び第 46 条第 4 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づき審査した結果、いずれにも適合していると認められることから、指定周波数変更対策機関の指定を行うことが適当であると認められる。

そのため、電波法第 99 条の 11 第 1 項第 4 号の規定に基づき、指定の適否について電波監理審議会に諮問するものである。

※ Ｖ２Ｘ（Vehicle-to-Everything）：車とインフラ、車と車など、車と様々なモノとの通信の総称。

２　指定の概要

・5.9GHz 帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関として、一般社団法人　情報通信ネットワーク産業協会を指定する。

３　施行期日

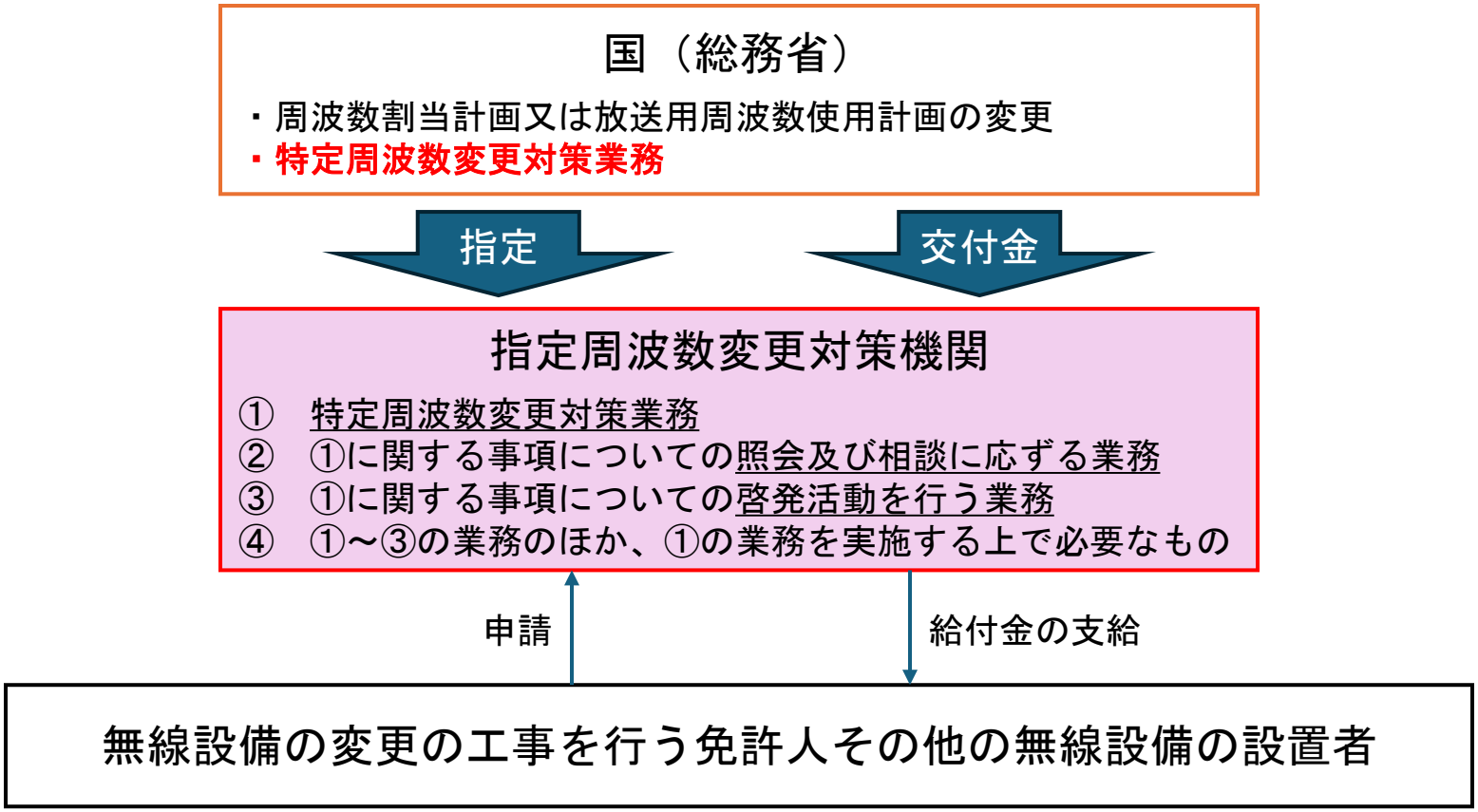
答申を受けた場合は、令和８年４月１日に指定を行い、同日、当該指定について告示する予定。

指定周波数変更対策機関について

＜特定周波数変更対策業務＞

周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため、周波数若しくは空中線電力の変更若しくは代替有線設備への変更又は共同利用促進設備若しくは代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事を行う免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金を支給する業務。

総務大臣は、特定周波数変更対策業務を、指定する者（「指定周波数変更対策機関」という。）に行わせることができる。



申請の概要

項目	概要
1 申請者の名称及び住所	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 東京都中央区日本橋兜町21-7　HF日本橋兜町ビルディング6階
2 申請年月日	令和8年　2月24日
3 今般行おうとする業務	周波数割当計画の一部変更(令和8年総務省告示第36号)に伴う電波法第71条の3に規定する特定周波数変更対策業務を実施する。 その詳細は、以下の通り。 (1) 5,888から5,925MHzの周波数を使用する放送事業用固定局について、5,888から5,925MHz以外の周波数への変更若しくは代替有線設備への変更をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該変更に係る無線設備の工事に要する費用に充てるための給付金を支給する業務 (2) (1)に関する事項についての照会及び相談に応ずる業務 (3) (1)に関する事項についての啓発活動を行う業務 (4) (1)から(3)に掲げる業務のほか、(1)に掲げる業務を実施する上で必要な業務(指定周波数変更対策機関が交付対象事業を行うための一般管理運営業務を含む。)
4 業務を行おうとする事務所の名称及び所在地	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 東京都中央区日本橋兜町21-7　HF日本橋兜町ビルディング6階
5 業務を開始しようとする日	指定周波数変更対策機関の指定を受けるとともに業務規程が認可される等業務の開始が可能となった日

（参考）電波法参照条文

（必要的諮問事項）
第九十九条の十一第1項
総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければ ならない。
一～三 （略）
四　第四条の規定による免許(地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。)、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、**第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定**、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定
五 （略）

（参考）電波法参照条文

（指定周波数変更対策機関）

第七十一条の三　総務大臣は、その指定する者（以下「指定周波数変更対策機関」という。）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができる。

2　指定周波数変更対策機関の指定は、特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画等の変更ごとに一を限り、特定周波数変更対策業務を行おうとする者の申請により行う。

3　総務大臣は、指定周波数変更対策機関の指定をしたときは、当該指定に係る特定周波数変更対策業務を行わないものとする。

4　第一項の規定により指定周波数変更対策機関が行う特定周波数変更対策業務に係る給付金の支給に関する基準は、総務省令で定める。

5　指定周波数変更対策機関は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けて、特定周波数変更対策業務(給付金の交付の決定を除く。)の一部を他の者に委託することができる。

6　指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務に関し必要があると認めるときは、給付金の交付の決定を受けた者から、必要な事項に関し報告を徴することができる。

7　指定周波数変更対策機関は、毎事業年度、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

8　指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務以外の業務を行つている場合には、当該業務に係る経理と特定周波数変更対策業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

9　総務大臣は、予算の範囲内で、指定周波数変更対策機関に対し、特定周波数変更対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

10　この条に定めるもののほか、指定周波数変更対策機関の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

11　第三十九条の二第四項（第四号を除く。）、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の十二まで、第四十六条第四項、第四十七条の二第一項及び第三項、第四十七条の三並びに第四十七条の四の規定は、指定周波数変更対策機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項及び第四十六条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第七十一条の三第二項の申請」と、第三十九条の二第四項、第三十九条の三第二項、第三十九条の五、第三十九条の八、第三十九条の九第一項、第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第二項及び第三項並びに第三十九条の十二中「講習の業務」とあり、第三十九条の七中「講習」とあり、並びに第四十七条の三中「試験事務」とあるのは「特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の二第四項第三号中「講習が」とあるのは「特定周波数変更対策業務が」と、第三十九条の三中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務」とあるのは「特定周波数変更対策業務を行う事務所の所在地並びに特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第二項第一号中「第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは「第三十九条の七、前条第一項、第四十七条の四又は第七十一条の三第五項、第七項若しくは第八項」と、同項第三号中「又は第三十九条の八」とあるのは「、第三十九条の八又は第四十七条の二第三項」と、第三十九条の十二第一項中「第三十九条の二第三項」とあるのは「第七十一条の三第三項」と、第四十六条第四項第三号及び第四十七条の二第三項中「第四十七条の五」とあるのは「第七十一条の三第十一項」と、同項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、第四十七条の三中「職員（試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

（参考）電波法参照条文

【第七十一条の三第11項による読み替え後の規定】
（審査結果関係箇所について）

第三十九条の二
4　総務大臣は、第七十一条の三第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定周波数変更対策機関の指定をしてはならない。
一　職員、設備、特定周波数変更対策業務の実施の方法その他の事項についての特定周波数変更対策業務の実施に関する計画が特定周波数変更対策業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二　前号の特定周波数変更対策業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。
三　特定周波数変更対策業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて特定周波数変更対策業務が不公正になるおそれがないこと。

（欠格事由について）

第四十六条
4　総務大臣は、第七十一条の三第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定周波数変更対策機関の指定をしてはならない。
一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
三　第七十一条の三第十一項において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
　イ　第二号に該当する者
　ロ　第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

（参考）電波法参照条文

（参考）読替前の関係規定

（指定講習機関の指定）

第三十九条の二　総務大臣は、その指定する者（以下「指定講習機関」という。）に、前条第七項の講習（以下単に「講習」という。）を行わせることができる。

2　指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。

3　総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。

4　総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三　講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

四　その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

（指定の公示等）

第三十九条の三　総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示しなければならない。

2　指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第三十九条の五　指定講習機関は、総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の認可をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）

第三十九条の七　指定講習機関は、総務省令で定めるところにより、講習に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条の八　総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）

第三十九条の九　総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定講習機関の事業所に立ち入り、講習の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務の休廃止）

第三十九条の十　指定講習機関は、総務大臣の許可を受けなければ、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第三十九条の十一　総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の二第五項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十九条の三第二項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二　第三十九条の二第四項各号（第四号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三　第三十九条の五第二項又は第三十九条の八の規定による命令に違反したとき。

四　第三十九条の五第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五　不正な手段により指定を受けたとき。

3　総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（総務大臣による講習の実施）

第三十九条の十二　総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定講習機関に対し講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　総務大臣は、前項の規定により講習の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3　総務大臣が、第一項の規定により講習の業務を行うこととし、第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

（参考）読替前の関係規定

（指定試験機関の指定）
第四十六条　総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、無線従事者国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
２　指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
３　総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。
４　総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
三　第四十七条の五において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ　第二号に該当する者
ロ　第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者
（役員等の選任及び解任）
第四十七条の二　指定試験機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
２　略
３　総務大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四十七条の五において準用する第三十九条の五第一項の業務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。
（秘密保持義務等）
第四十七条の三　指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
２　試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
（指定試験機関の事業計画等）
第四十七条の四　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（写）
（公印・契印省略）

９

諮 問 第 １８ 号
令和８年３月 11 日

電波監理審議会
会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会会長　森川　博之　から、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第71条の３第２項の規定に基づき、別添のとおり指定周波数変更対策機関の指定を受けたい旨の申請があった。

これを審査した結果、別紙１のとおり法第71条の３第11項において準用する法第39条の２第４項第１号から第３項まで及び法第46条第４項第１号から第４号までの規定に適合すると認められるため、法第71条の３第１項の規定により別紙２のとおり指定周波数変更対策機関として指定することとしたい。

上記について、諮問する。

（公印・契印省略）

別紙２
10

総 基 移 第 ８０ 号
令和８年４月１日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長　　森川　博之　　殿

総務大臣　　林　　芳正

指　定　書

令和８年２月 24 日付け CIAJ-イ周第 08001 号による電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 71 条の３第２項の規定に基づく指定周波数変更対策機関の指定の申請については、同条第１項の規定に基づき、下記の特定周波数変更対策業務を行う指定周波数変更対策機関として指定する。

記

指定に係る特定周波数変更対策業務

周波数割当計画の一部を変更する件（令和８年総務省告示第 36 号）による周波数割当計画の変更に伴う特定周波数変更対策業務

資料10

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

令和７年度電波の利用状況調査
（第３号調査：各種無線システム（７１４ＭＨｚ超）の調査）
（令和８年３月１１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局電波政策課
（伊藤課長補佐、永井係長、田島主査、浜元主査）
電話：０３－５２５３－５８７４

電波監理審議会（第1154回）報告資料

令和7年度電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）

－ 調査結果概要 －

令和8年3月

総合通信基盤局電波部
電波政策課

目次

有効利用評価部会への報告にあたり、項目番号の修正を行いました。（本資料は修正後のものを掲載しています。）

令和7年度電波の利用状況調査　調査結果概要

(1) 電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の概要 ・・・P.3

(2) 重点調査の概要 ・・・P.8

(3) 各周波数区分の概要 ・・・P.15

(4) 参考資料 ・・・P.30

別冊１　重点調査

(1) 映像STL/TTL/TSL(Bバンド) ・・・P.3

(2) 15GHz帯電気通信業務 ・・・P.22

(3) まとめ ・・・P.48

別冊２　周波数区分毎

(1) 714MHz超の周波数帯の利用状況 ・・・P.3

(2) 714MHz超1.4GHz以下の周波数帯の利用状況 ・・・P.7

(3) 1.4GHz超3.4GHz以下の周波数帯の利用状況 ・・・P.18

(4) 3.4GHz超8.5GHz以下の周波数帯の利用状況 ・・・P.28

(5) 8.5GHz超15.35GHz以下の周波数帯の利用状況 ・・・P.51

(6) 15.35GHz超36GHz以下の周波数帯の利用状況 ・・・P.68

(7) 36GHz超の周波数帯の利用状況 ・・・P.87

別冊３　総合通信局等

(1) 各総合通信局等の傾向や推移 ・・・P.3

(2) 総合通信局等別 ・・・P.12

（1）電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の概要

電波の利用状況調査（714MHz超）の概要①

1. 調査対象

714MHz超の周波数を利用する無線局
※携帯無線通信・全国BWA、公共業務用無線局は別途毎年度調査のため除く

2. 調査対象無線局

無線局数 約80.5万局
※複数の電波利用システムに属している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い

免許人数 約14.2万者
※複数の電波利用システムを利用している免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の免許人数より多い

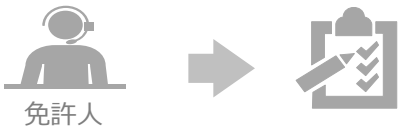
3. 調査方法

PARTNER調査



調査事項	無線局数、免許人数、電波の型式等
対象	714MHz超の全ての電波利用システム

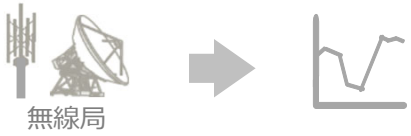
調査票調査



調査事項	年間の運用時間・運用区域、移行計画、運用管理取組状況等
対象	通常調査対象システム（システム単位） 重点調査対象システム（無線局単位）

※免許不要局は登録証明機関等に出荷台数等の調査を実施

電波の発射状況調査



調査事項	実運用時間、運用エリア等
対象	主に重点調査対象システム

通常・重点調査対象システム

○周波数の使用期限があるもの、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システムを調査票調査の対象システムに選定

○そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるもの等について、重点調査対象システムに選定

※通常調査対象システム：重点調査以外の調査票調査対象システムとする

重点調査対象：重点調査告示(※)に合致するもの

(※)次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

4. 調査結果の作成

調査対象の電波利用システムについて、周波数の特性や電波利用形態等を勘案し適切な周波数帯等ごと、また、総合通信局の管轄区域ごとに取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成

電波の利用状況調査（714MHz超）の概要②

5. スケジュール

（凡例） 総務省 免許人 電波監理審議会

年度	令和7年度												令和8年度						
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
マイルストーン	▼調査基準日（4/1）		▼調査依頼通知			▼調査回答期限						▼電監審（3/11）							
令和7年度調査（714MHz超）	調査基準日における電波利用システムの確認		調査回答			結果の集計・調査結果作成						電波監理審議会での評価手続	反映					周波数再編アクションプラン案（令和8年度版）	
	対象免許人の整理等の調査準備					発射状況調査の準備・実施				調査結果に反映									
										調査結果概要の作成									
令和8年度調査（714MHz以下）														令和9年度調査に反映					
令和9年度調査（714MHz超）														調査方針の検討（対象システム、設問等）					

（参考）有効利用評価方針の評価・考慮事項と調査方法の対応関係

評価/考慮	#	調査事項	調査方法			規定
			PARTNER	調査票	発射状況	
評価	1	無線局の数	○			※1
	2	無線局の行う無線通信の通信量		○	○	
	3	電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○		
	4	免許人の数	○			※2
	5	無線局の目的及び用途	○			
	6	無線設備の使用技術	○	（○）		
	7	無線局の具体的な使用実態		○	○	
	8	他の電気通信手段への代替可能性		○		
	9	電波を有効利用するための計画		○		
	10	使用周波数の移行計画		○		
考慮	1	社会的貢献性		○		※3
	2	運用取組状況		○		

※1　電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定

※2　電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号ニからヌまでにおいて規定

※3　有効利用評価方針「三　評価の事項、方法及び基準」中「5」において規定

（参考）電波の利用状況調査の概要

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、**総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表**する（根拠規定：電波法第26条の２）。
電波監理審議会は、当該結果に基づき、**電波の有効利用の程度の評価を行う**（根拠規定：電波法第26条の３）。
この**評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映**を実施。

電波の利用状況の調査［電波法第26条の２第1項］

電気通信業務用基地局
（携帯電話・全国BWA）
携帯移動地球局等
（衛星ダイレクト通信システム）
（毎年）
［法第26条の２第１項第１号］

電気通信業務用基地局以外の無線局
［法第26条の２第１項第２号］

公共業務用無線局
（毎年）
［省令第３条第１項第２号］

各種無線システム
①714MHz超（令和7年度）
②714MHz以下（令和8年度）
［省令第３条第１項第３号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第７条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査（補完調査）

・・・総務大臣
・・・電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の２第２項］

有効利用評価方針の事前公表
［法第26条の３第２項］

評価（案）の検討
事業者ヒアリング［法第26条の３第５項］

評価（案）に対する意見募集
意見募集内容の検討

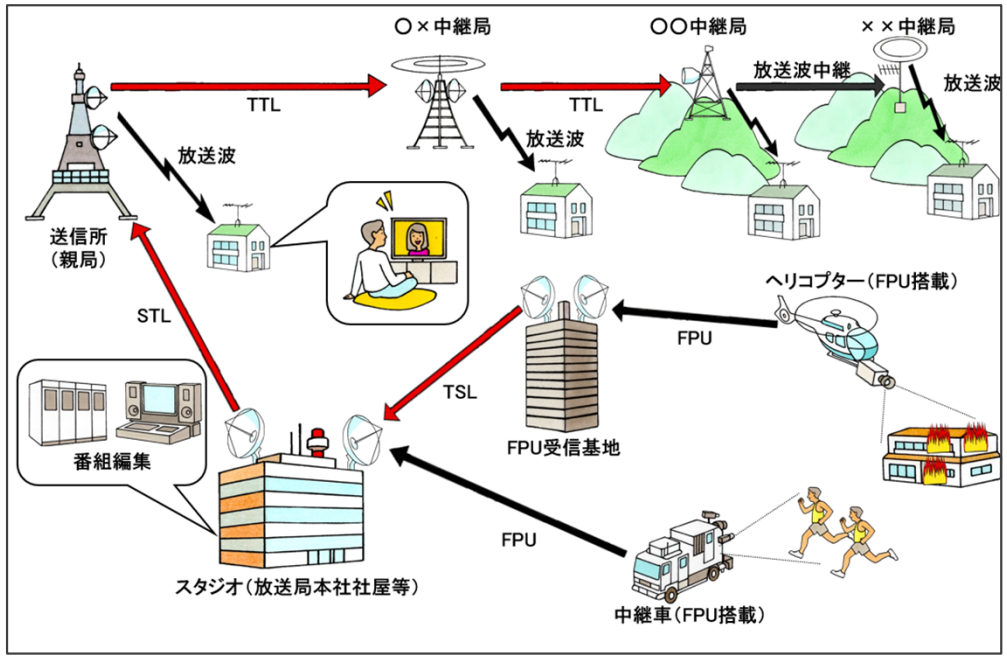
評価結果の公表
［法第26条の３第４項］

周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映

(2) 重点調査の概要

映像STL/TTL/TSL（Bバンド）

システム概要

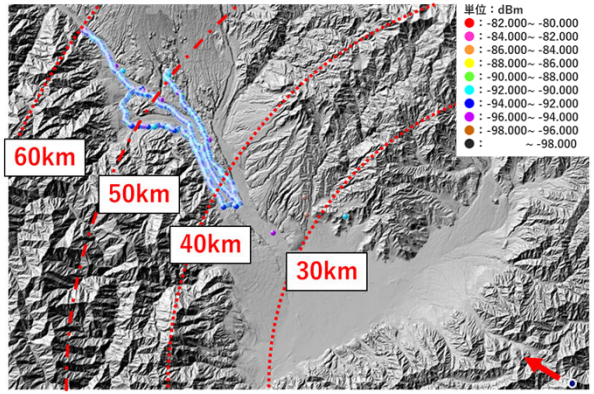


概要	映像STL/TTL/TSL(Bバンド)はテレビジョン放送事業者が、スタジオから送信所（親局）及び中継局まで放送番組を伝送（STL/TTL）するために利用している。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用されている。 Bバンドは、雨や霧による影響が少ないことから、中長距離の伝送に適している。
主な免許人	テレビジョン放送事業者
主な利用目的	スタジオから送信所（親局）及び中継局まで放送番組を伝送（STL/TTL）
通信内容	音声/データ等
アクションプラン（令和7年度版）	自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務となっている。総務省においては、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加え、国際的に検討が進められている5.9GHz帯（5850～5925MHz）のうち5895～5925MHzの最大30MHz幅をV2X通信向けに割り当てる方向で、必要となる各種取組を推進する。

Bバンド：5.85GHz超5.925GHz以下　Dバンド：6.87GHz超7.125GHz以下　Fバンド：10.55超10.68GHz以下
Cバンド：6.425GHz超6.57GH以下　Eバンド：10.25超10.45GHz以下　Gバンド：12.95超13.25GHz以下

調査結果概要

発射状況調査結果
（区間距離25Km超50Km以下）



免許人数 無線局数	令和5年度調査から**減少傾向（1者減少：32者→31者）** 令和5年度調査から**減少傾向（2局減少：131局→129局）**
今後3年間の無線局数の増減予定	**27.5%（11者）が「減少予定」**、「増加予定」と回答した者はいない
年間の発射日数	**全ての無線局（129局）で「常時発射した」**の回答
無線局の区間距離 （免許人が回答した通信距離）	**「25Km超50Km以下」**が最も多く、その他は**「10Km超25Km以下」**が多い
発射状況調査	測定範囲内における**指向方向以外の発射電波の強度が小さい**ことを確認した

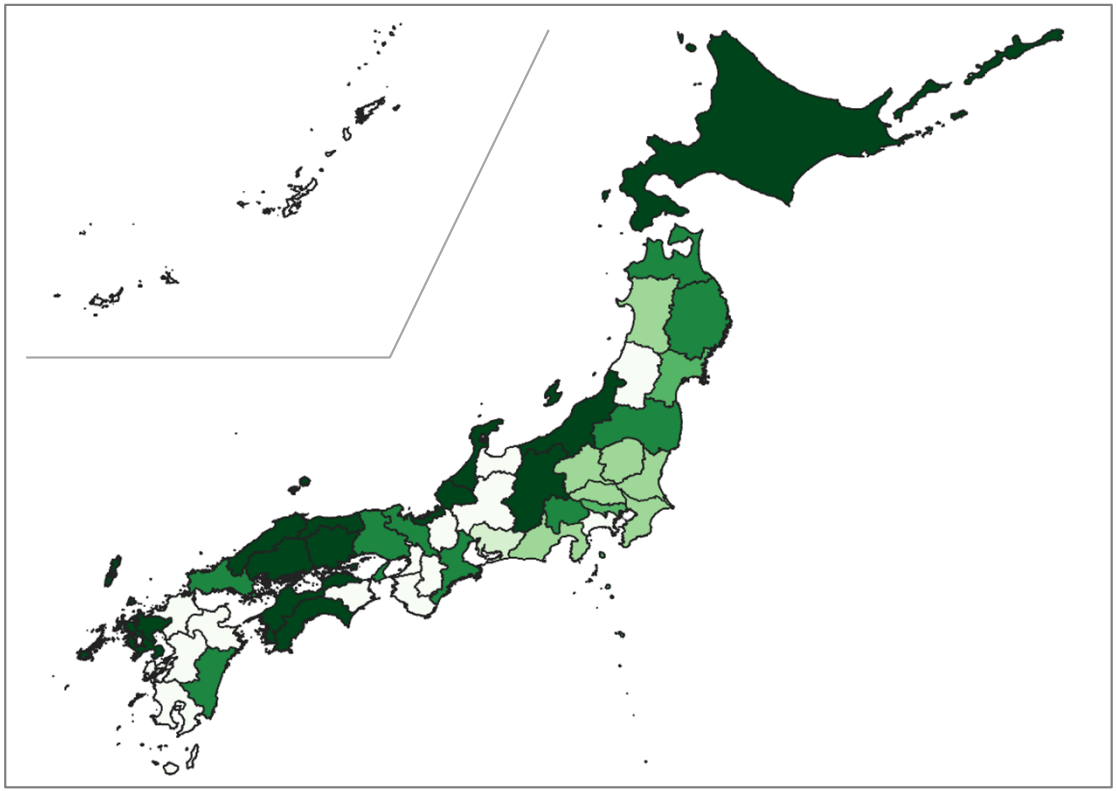
重点調査の概要①

移行・代替・廃止

映像STL/TTL/TSL（Bバンド）

- 移行・代替・廃止予定時期の最多回答を都道府県単位でマッピングした結果、「令和7年度中（移行済も含む）」が最多回答の都道府県は愛知県のみ、「令和8年度中」が最多回答となった都道府県は7県となった
  （秋田県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県）
- システムの移行先・代替手段として「映像STL/TTL/TSL」のほかのバンドを選択する回答が多かった

移行・代替・廃止予定時期（映像STL/TTL/TSL(Bバンド)） 都道府県別の傾向



- 「令和7年度中（移行済も含む）」の回答が最も多い
- 「令和8年度中」の回答が最も多い
- 「令和9年度中」の回答が最も多い
- 「令和10年度中」の回答が最も多い
- 「令和12年度以降」の回答が最も多い
- 回答対象の設置場所なし

*1 「令和11年度中」の回答が最も多くなる都道府県は存在しなかった

*2 最も多い回答が複数ある場合には、より移行・代替・廃止予定時期が早い回答を記載

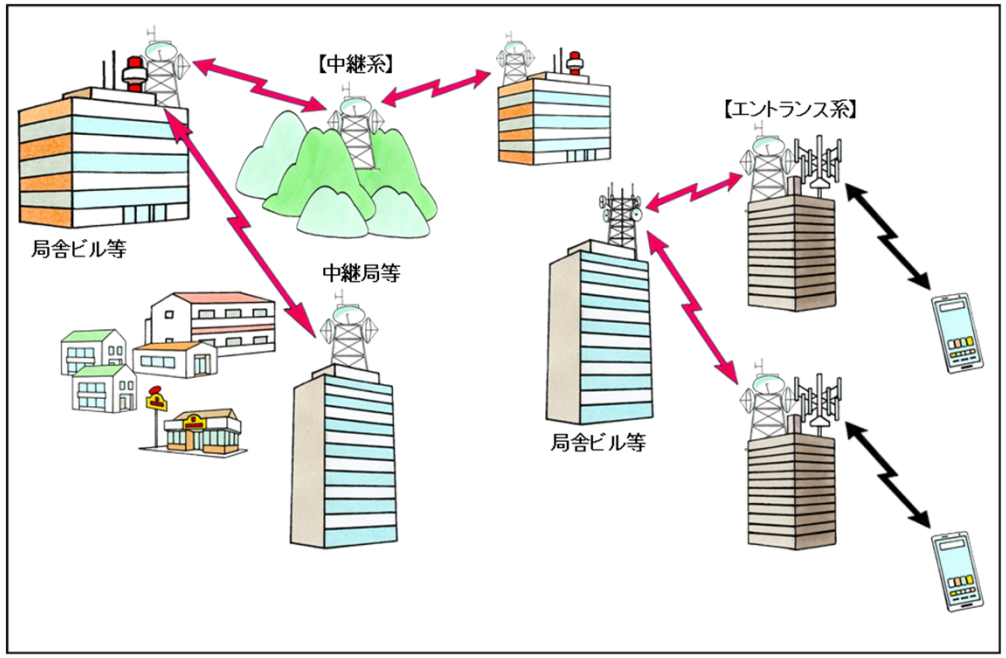
移行・代替・廃止予定手段（映像STL/TTL/TSL(Bバンド)）

設問の回答対象：「移行・代替・廃止予定時期（映像STL/TTL/TSL(Bバンド)）」で令和7年度以降に移行・代替・廃止予定と回答した免許人

	有効回答数	映像STL/TTL/TSL（Cバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Mバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Dバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Nバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Eバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Fバンド）へ移行又は代替	映像STL/TTL/TSL（Gバンド）へ移行又は代替	有線（光ファイバー等）へ移行又は代替	廃止	その他
映像STL/TTL/TSL（Bバンド）	124	62.9%	75.8%	70.2%	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	4.0%

15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）

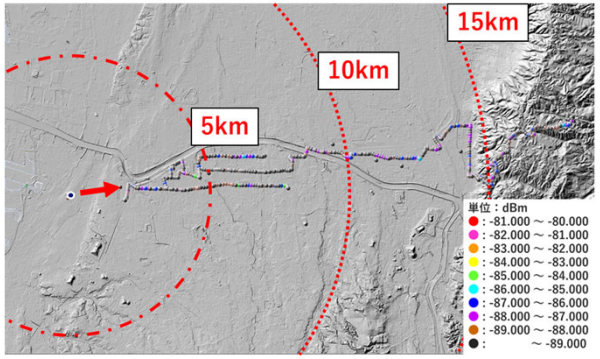
システム概要



概要	15GHz帯（14.4GHz～15.35GHz帯）は、11GHz帯、18GHz帯の同システムと同様に、電気通信事業者が、電気通信業務用無線局の免許を受け、概ね十数kmまでのスパンにおいて、用途に応じた伝送（25～150Mbps）に利用している。本周波数帯は、比較的短い距離の通信に適しており、主に携帯電話等の基地局エントランスとして用いられている。
主な免許人	電気通信事業者
主な利用目的	概ね十数kmまでのスパンにおいて、用途に応じた伝送（25～150Mbps）
通信内容	データ等
アクションプラン（令和7年度版）	我が国においては、サブ6・ミリ波の周波数やStand Alone基地局の活用拡大等を通じて5Gの更なる普及・展開を推進していくとともに、ITU-RのWRC-27においてIMT特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）について、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27における日本の対処方針に反映していく。

調査結果概要

発射状況調査結果
（区間距離1Km超5Km以下）



免許人数 無線局数	令和5年度調査から**変化なし（3者→3者）** 令和5年度調査から**減少傾向（62局減少：935局→873局）**
今後3年間の無線局数の増減予定	9.1%（1者）が「増加予定」、**54.5%（6者）が「減少予定」**
年間の発射日数	**全ての無線局（871局）で「常時発射した」**の回答
無線局の区間距離 （免許人が回答した通信距離）	**「1Km超5Km以下」**が最も多く、その他は**「5Km超10Km以下」**が多い
発射状況調査	測定範囲内における**指向方向以外の発射電波の強度が小さい**ことを確認した

重点調査の概要②

15GHz帯 電気通信業務用 中継系・エントランス

時間的利用状況

- **全体の100.0%（871局）が「常時発射した」**と回答

空間的利用状況

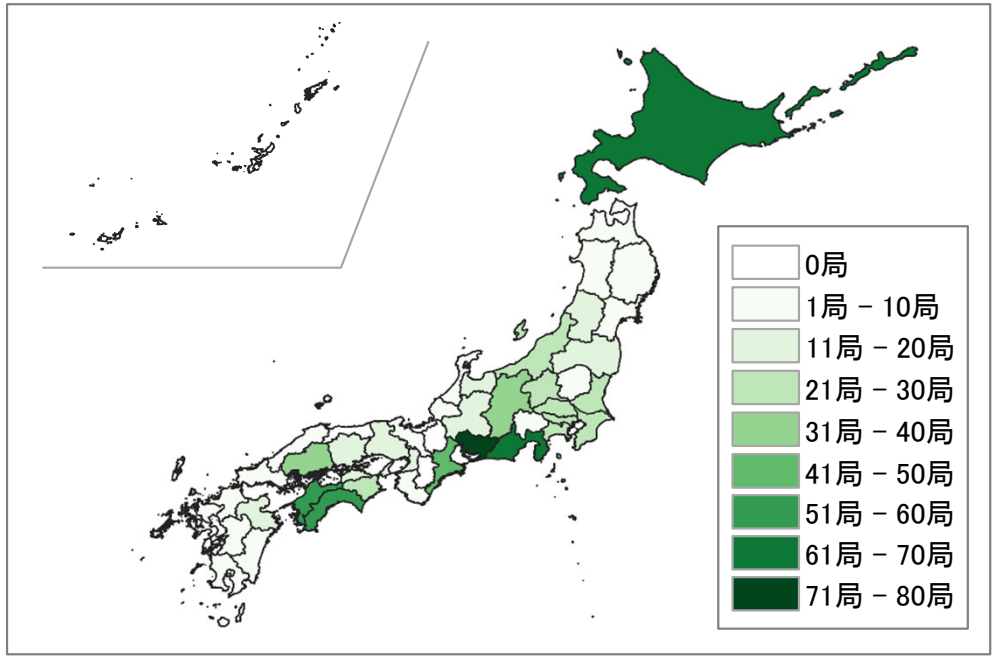
- **42都道府県に開設**されている
- **35都道府県に開設**されている無線局が移行・代替・廃止時期の設問にて「移行等予定なし」と回答

電波の発射は常時発射か否か

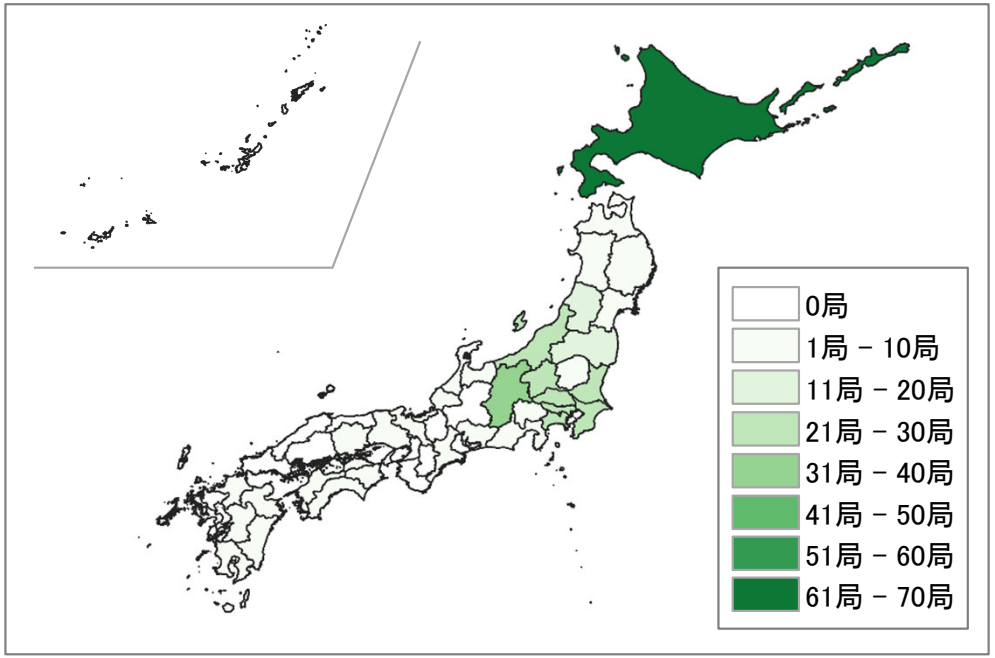
設問の回答対象：全ての無線局

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった
15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）	871	100.0%	0.0%

都道府県別　無線局数（令和7年4月1日時点）



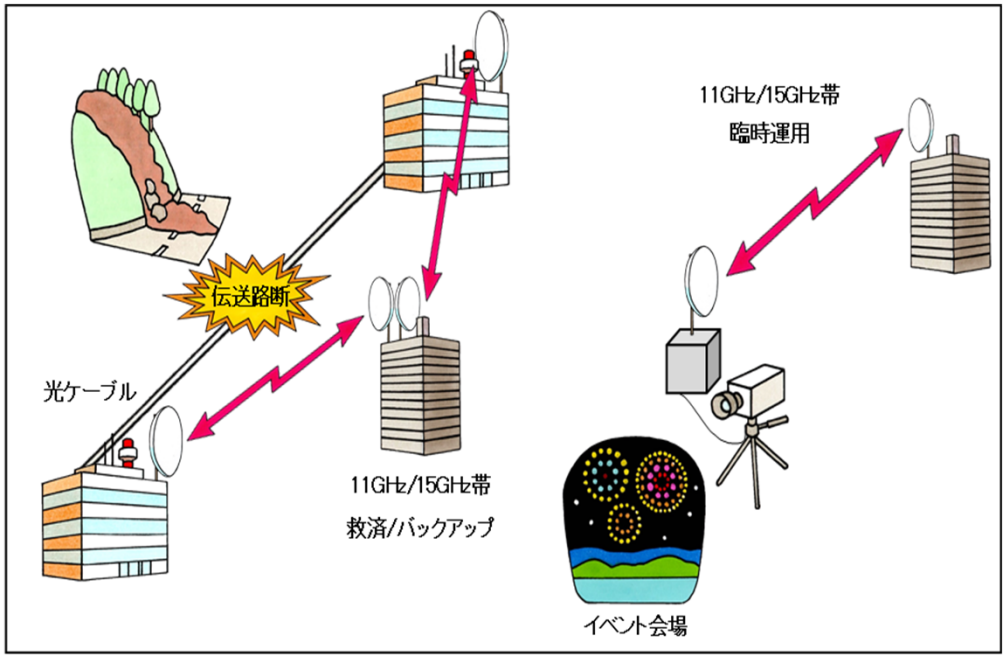
都道府県別　5年後以降の想定無線局分布



※1　設問の回答対象：全ての無線局
※2　移行・代替・廃止予定時期の設問において「移行等予定なし」と回答した無線局数を元に作成（令和7年度中～令和12年度以降の移行予定等を問う設問）

15GHz帯電気通信業務災害対策用

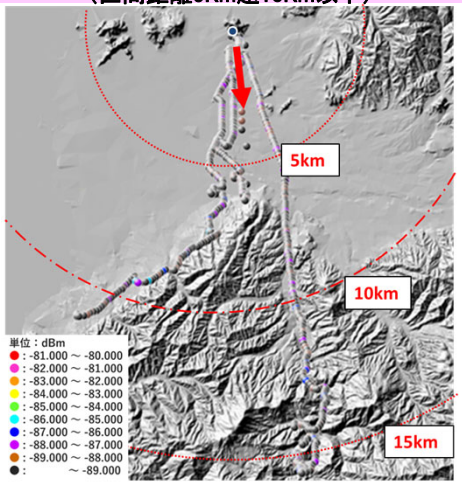
システム概要



概要	本システムは、電気通信事業者が災害等発生時の伝送路の救済や確保のために、臨時回線を構築する目的で利用している。また、イベント等開催時に、現地からの臨時映像を伝送するために利用する。
主な免許人	電気通信事業者
主な利用目的	災害等発生時の伝送路の救済や確保のための、臨時回線の構築
通信内容	データ等
アクションプラン（令和7年度版）	我が国においては、サブ6・ミリ波の周波数やStand Alone基地局の活用拡大等を通じて5Gの更なる普及・展開を推進していくとともに、ITU-RのWRC-27においてIMT特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）について、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27における日本の対処方針に反映していく。

調査結果概要

発射状況調査結果
（区間距離5Km超10Km以下）



免許人数 無線局数	令和5年度調査から**変化なし（1者→1者）** 令和5年度調査から**減少傾向（4局減少：28局→24局）**
今後3年間の無線局数の増減予定	**全ての免許人（6者）が「増減の予定なし」**
年間の発射日数	**全ての無線局（24局）で「常時発射しなかった」**の回答
無線局の区間距離 （免許人が回答した通信距離）	**全ての無線局（24局）で「5Km超10Km以下」**の回答
発射状況調査	測定範囲内における**指向方向以外の発射電波の強度が小さい**ことを確認した

重点調査の概要③

15GHz帯電気通信業務用災害対策用

時間的利用状況

- 全体の100.0%(24局)が「常時発射しなかった」と回答
- 全体の100.0%(24局)が「災害時にのみ運用するため」と回答

空間的利用状況

- 全体の100.0%(24局)が「変動する」と回答
- 全体の100.0%(24局)が「移行等予定なし」と回答

①電波の発射は常時発射か否か　②年間の発射実績がない理由

①設問の回答対象:全ての無線局

②設問の回答対象:「電波の発射は常時発射か否か」で常時発射しなかったと回答した無線局

	有効回答数	①電波の発射は常時発射か否か		②年間の発射実績がない理由
		常時発射した	常時発射しなかった	
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24	0.0%	100.0%	災害時にのみ運用するため

無線局の年間の運用区域の変動有無

設問の回答対象:全ての無線局

	有効回答数	変動する	変動しない
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24	100.0%	0.0%

移行・代替・廃止予定時期(15GHz電気通信業務用)

設問の回答対象:全ての無線局

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	移行等予定なし
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 各周波数区分の概要

714MHz超全体の調査結果①

免許人数

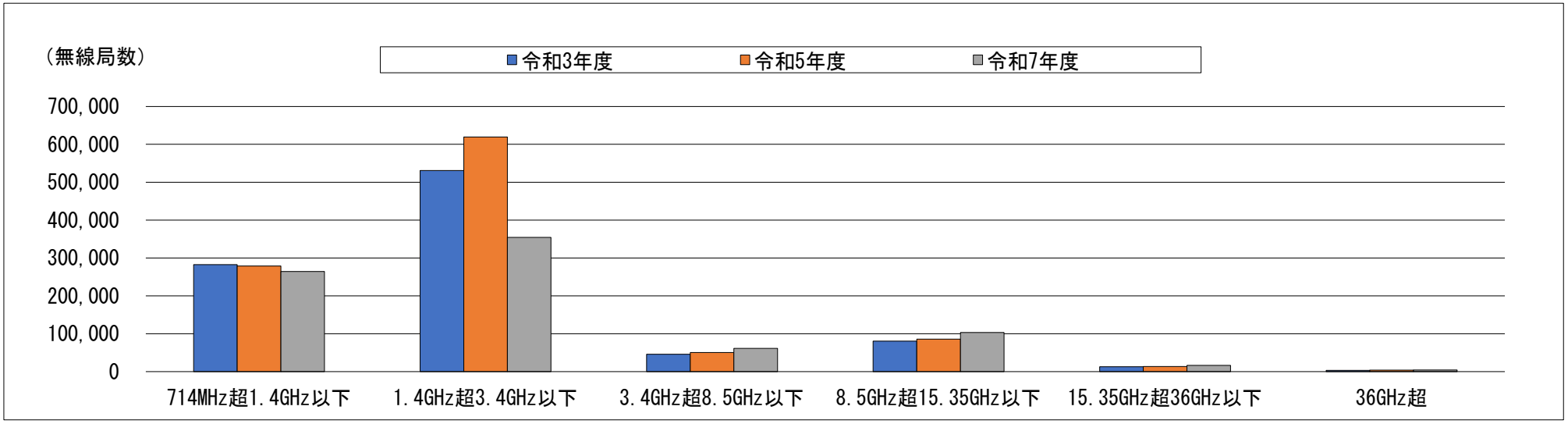
➢ 令和5年度調査時の149,185者から141,520者に7,665者減少（5.1%減少）
【減少理由】1.2GHz帯アマチュア無線が10.2%(7,745者)減少したこと等が影響

無線局数

➢ 令和5年度調査時の1,052,376局から804,792局に247,584局減少（23.5%減少）
【減少理由】公衆PHSサービス(陸上移動局(登録局))、及び公衆PHSサービス(基地局(登録局))がそれぞれ100.0%(132,205局)、100.0%(89,289局)減少したこと等が影響

周波数区分ごとの無線局数の割合及び局数の推移

➢ いずれの調査年度も1.4GHz超3.4GHz以下の割合が最も大きい



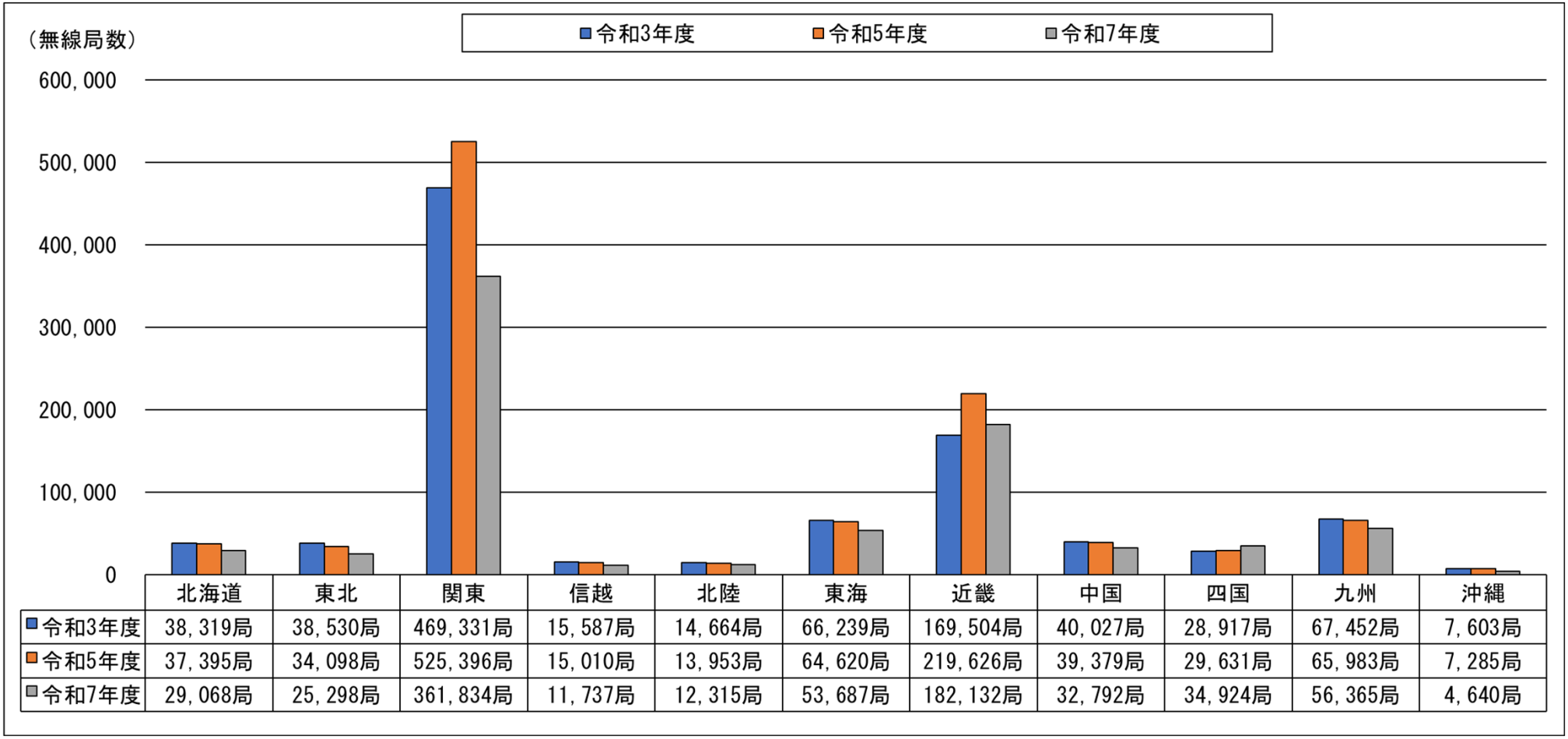
	714MHz超 1.4GHz以下	1.4GHz超 3.4GHz以下	3.4GHz超 8.5GHz以下	8.5GHz超 15.35GHz以下	15.35GHz超 36GHz以下	36GHz超
令和3年度	282,610局	531,217局	45,787局	80,386局	12,970局	3,203局
	29.56%	55.36%	4.79%	8.41%	1.36%	0.33%
令和5年度	279,152局	619,301局	50,504局	85,934局	13,557局	3,928局
	26.53%	58.85%	4.80%	8.17%	1.29%	0.37%
令和7年度	264,204局	354,482局	61,591局	103,564局	16,549局	4,402局
	32.83%	44.05%	7.65%	12.87%	2.06%	0.55%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第1章第4節を参照のこと。
*2 携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国BWA）の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第1章第2節を参照のこと。
*3 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*4 上記割合は、各年度の無線局の総数に対する、周波数区分ごとの無線局数の割合を示す。

714MHz超全体の調査結果②

各総合通信局等における無線局数の推移

➢ いずれの年度においても**関東局が最も多く**、次いで近畿局が多い

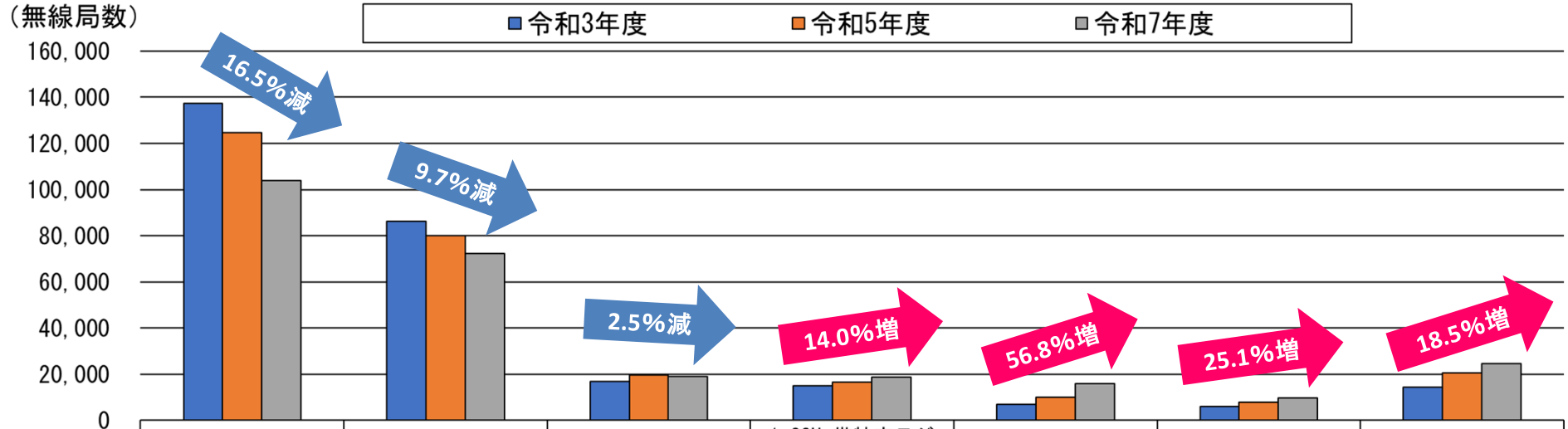


	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	38,319局	38,530局	469,331局	15,587局	14,664局	66,239局	169,504局	40,027局	28,917局	67,452局	7,603局
令和5年度	37,395局	34,098局	525,396局	15,010局	13,953局	64,620局	219,626局	39,379局	29,631局	65,983局	7,285局
令和7年度	29,068局	25,298局	361,834局	11,737局	12,315局	53,687局	182,132局	32,792局	34,924局	56,365局	4,640局

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第1章第4節を参照のこと。
*2 携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国BWA）の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第1章第2節を参照のこと。

（1）714MHz超1.4GHz以下の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	800MHz帯MCA陸上移動通信（陸上移動局）	1.2GHz帯アマチュア無線	920MHz帯移動体識別（構内無線局（登録局））	1.2GHz帯特定ラジオマイク・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク（A型）（陸上移動局）	920MHz帯移動体識別（陸上移動局（登録局））	920MHz帯移動体識別（構内無線局（免許局））	その他
令和3年度	137,277局	86,340局	16,875局	14,959局	6,793局	6,092局	14,274局
令和5年度	124,541局	80,076局	19,588局	16,445局	10,078局	7,745局	20,679局
令和7年度	104,027局	72,344局	19,092局	18,747局	15,802局	9,689局	24,503局

PARTNER調査結果のポイント

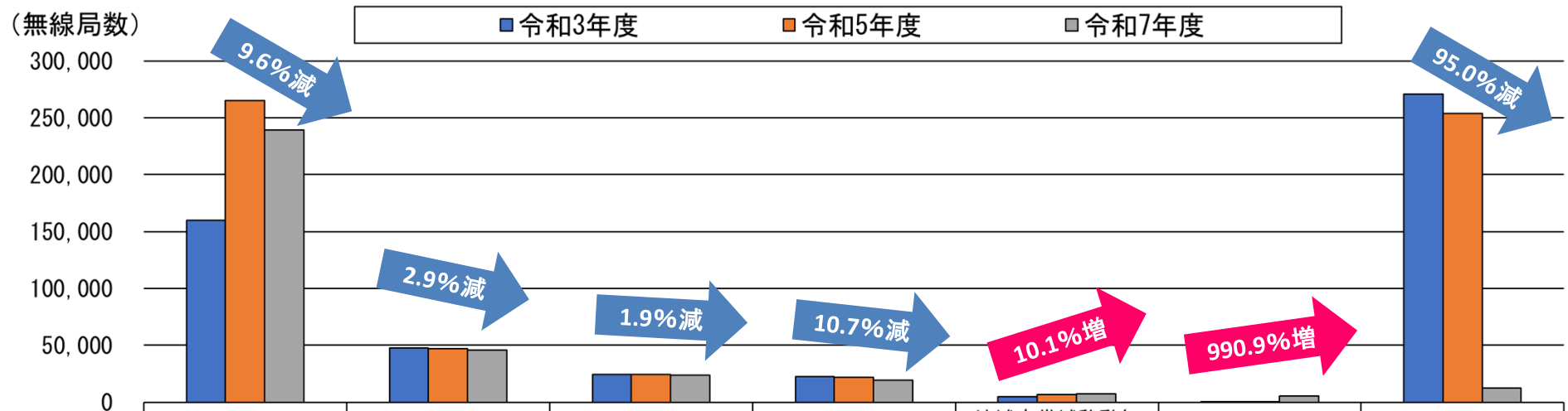
- 本周波数区分における無線局数の推移は、合わせて本周波数区分の大半（66.8%）を占める**800MHz帯MCA陸上移動通信（陸上移動局）及び1.2GHz帯アマチュア無線が、それぞれ16.5%（20,514局）、9.7%（7,732局）減少**していることから、全体として**減少傾向**にある
- なお、デジタルMCA陸上移動通信システムについては、令和11年5月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、周波数の使用期限が令和11年5月31日までとなっている

（1）714MHz超1.4GHz以下の周波数帯②

周波数割当の動向			➢ 本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。なお、デジタルMCA陸上移動通信システムについては、周波数の使用期限が令和11年5月31日までとなっている。
800MHz帯MCA陸上移動通信（陸上移動局）	アクションプラン		デジタルMCA陸上移動通信システムについて、令和11年5月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について検討されている。
	増減	免許人数	令和5年度調査から988者減少（4,684者→3,696者）
		無線局数	令和5年度調査から20,514局減少（124,541局→104,027局）
1.2GHz帯アマチュア無線	アクションプラン		アマチュア無線については、ピーク時の1/4程度（ピーク時（平成6年度）：1,364,316局、令和7年3月末：344,105局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。
	増減	免許人数	令和5年度調査から7,745者減少（76,168者→68,423者）
		無線局数	令和5年度調査から7,732局減少（80,076局→72,344局）
920MHz帯移動体識別（構内無線局（登録局））	増減	免許人数	令和5年度調査から12者減少（1,230者→1,218者）
		無線局数	令和5年度調査から496局減少（19,588局→19,092局）
1.2GHz帯特定ラジオマイク・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク（A型）（陸上移動局）	増減	免許人数	令和5年度調査から86者増加（788者→874者）
		無線局数	令和5年度調査から2,302局増加（16,445局→18,747局）
920MHz帯移動体識別（陸上移動局（登録局））	増減	免許人数	令和5年度調査から347者増加（692者→1,039者）
		無線局数	令和5年度調査から5,724局増加（10,078局→15,802局）
920MHz帯移動体識別（構内無線局（免許局））	増減	免許人数	令和5年度調査から66者増加（1,389者→1,455者）
		無線局数	令和5年度調査から1,944局増加（7,745局→9,689局）

（2）1.4GHz超3.4GHz以下の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）	N-STAR衛星移動通信システム（携帯移動地球局）	イリジウムシステム（携帯移動地球局）	インマルサットシステム（携帯移動地球局）	地域広帯域移動無線アクセスシステム（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））	グローバルスターシステム（携帯移動地球局）	その他
令和3年度	160,142局	47,875局	24,502局	22,517局	5,110局	368局	270,703局
令和5年度	265,096局	47,339局	24,227局	21,676局	6,702局	529局	253,732局
令和7年度	239,582局	45,955局	23,774局	19,346局	7,376局	5,771局	12,678局

その他から一部のシステムを抜粋	令和3年度	令和5年度	令和7年度
公衆PHSサービス（陸上移動局（登録局））	134,116局	132,205局	0局
公衆PHSサービス（基地局（登録局））	106,429局	89,289局	0局

PARTNER調査結果のポイント

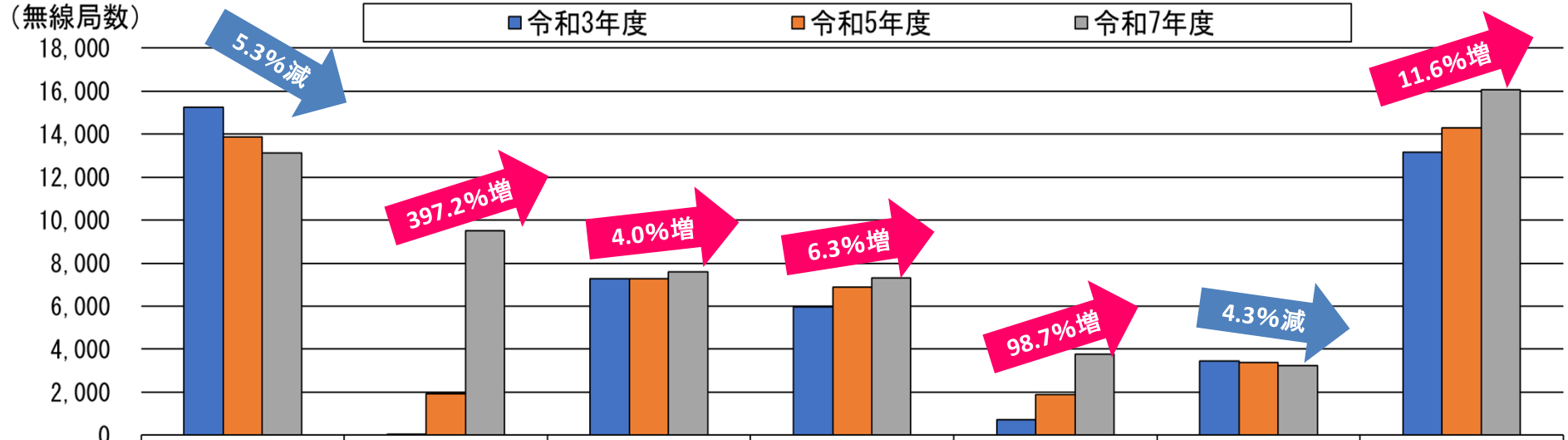
- 本周波数区分における無線局数の推移は、本周波数区分の大半（67.6%）を占める**地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）が9.6%（25,514局）減少**している一方、**グローバルスターシステム（携帯移動地球局）は990.9%（5,242局）と大きく増加**している
- **公衆PHSサービス（陸上移動局（登録局））、公衆PHSサービス（基地局（登録局））がシステム廃止により、それぞれ100.0%（132,205局、89,289局）減少**しているほか、システム廃止を除いても、全体として**減少傾向**にある

（2）1.4GHz超3.4GHz以下の周波数帯②

周波数割当の動向			➢ 本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。				
地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）	アクションプラン		2.5GHz帯(2545～2645MHz)を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)について、具体的なニーズを踏まえ、データ伝送の付加的な位置付けとして、音声利用を認める必要性について検討することに加え、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申(令和6年12月)を踏まえ、制度整備が実施された。				
	増減	免許人数	令和5年度調査から3者減少（115者→112者）				
		無線局数	令和5年度調査から25,514局減少（265,096局→239,582局）				
N-STAR衛星移動通信システム（携帯移動地球局）	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（1者）				
		無線局数	令和5年度調査から1,384局減少（47,339局→45,955局）				
イリジウムシステム（携帯移動地球局）	増減	免許人数	令和5年度調査から2者増加（11者→13者）				
		無線局数	令和5年度調査から453局減少（24,227局→23,774局）				
インマルサットシステム（携帯移動地球局）	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（10者）				
		無線局数	令和5年度調査から2,330局減少（21,676局→19,346局）				
地域広帯域移動無線アクセスシステム（基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)）	アクションプラン		2.5GHz帯(2545～2645MHz)を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)について、具体的なニーズを踏まえ、データ伝送の付加的な位置付けとして、音声利用を認める必要性について検討することに加え、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申(令和6年12月)を踏まえ、制度整備が実施された。				
	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（115者）				
		無線局数	令和5年度調査から674局増加（6,702局→7,376局）				
	今後3年間の無線局数		増加予定	33.9%（41者）	減少予定	7.4%（9者）	全て廃止予定	4.1%（5者）
グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（1者）				
		無線局数	令和5年度調査から5,242局増加（529局→5,771局）				

（３）3.4GHz超8.5GHz以下の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	5GHz帯無線アクセスシステム（4.9GHz超5.0GHz以下）（登録局）	ローカル５Ｇ（4.6GHz超4.9GHz以下）（陸上移動局）	狭域通信（DSRC）	5GHz帯アマチュア無線	実験試験局（4.4GHz超5.85GHz以下）	7.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）	その他
令和3年度	15,255局	48局	7,262局	5,964局	725局	3,435局	13,160局
令和5年度	13,855局	1,911局	7,291局	6,872局	1,901局	3,369局	14,274局
令和7年度	13,126局	9,501局	7,584局	7,302局	3,777局	3,223局	16,058局

その他から一部のシステムを抜粋	令和3年度	令和5年度	令和7年度
ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	42局	733局	2,088局

PARTNER調査結果のポイント

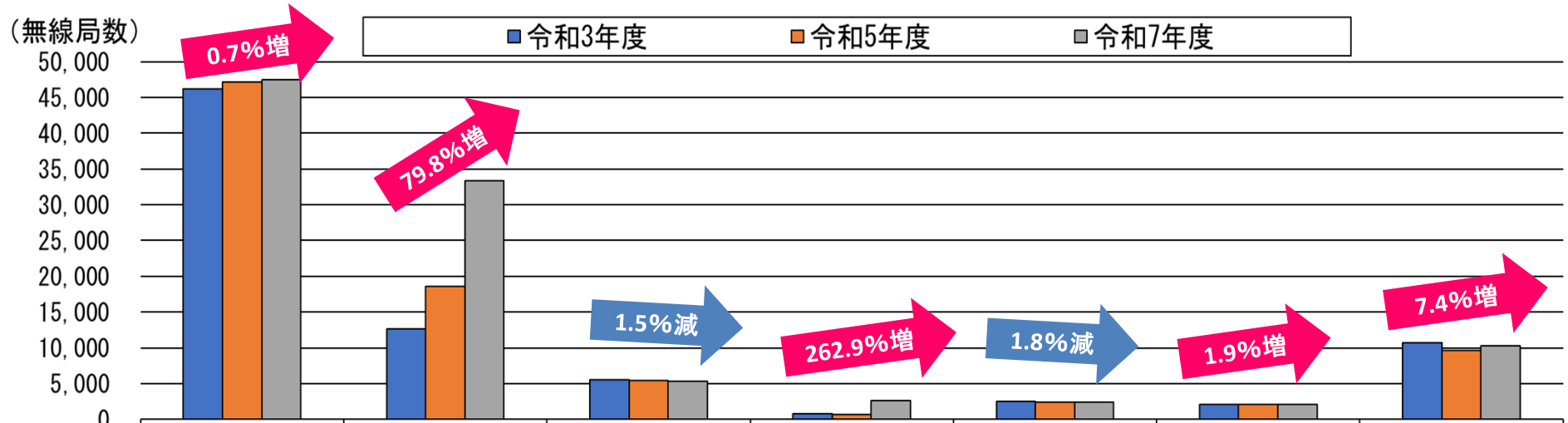
- 本周波数区分における無線局数の推移は、**ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動局)が397.2%（7,590局）増加、ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))が184.9%（1,355局）増加**していることなどから、全体として**増加傾向**にある
- **5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局)**は、令和6年12月に4.9～5.0GHz帯が新たに5Gへ割り当てられたことを受け、終了促進措置の活用等により、令和17年度末までの間に、他システムへの代替が求められており、**5.3%(729局)減少**している

（3）3.4GHz超8.5GHz以下の周波数帯②

周波数割当の動向	➢ 本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、新たな周波数割当てを行っている。令和6年9月に4.9GHz帯の第5世代移動通信システムを導入し、同年12月に開設計画を認定。						
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)（登録局）	**アクションプラン**	5GHz帯無線アクセスシステムは、令和6年12月に4.9～5.0GHz帯が新たに5Gへ割り当てられたことを受け、終了促進措置の活用等により、令和17年度末までの間に、他システムへの代替が求められている。そのため、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を実施している。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から8者減少（679者→671者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から729局減少（13,855局→13,126局）**				
ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)（陸上移動局）	**アクションプラン**	ローカル5G(4.6～4.9GHz)については、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、検討される予定である。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から29者増加（132者→161者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から7,590局増加（1,911局→9,501局）**				
狭域通信(DSRC)	**アクションプラン**	主に有料道路での自動料金収受（ETC）に用いられるDSRCシステムは、使用できるチャネルが複数あるが、実際に使用されているチャネルには偏りが存在している。今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性等を検討する。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から15者増加（228者→243者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から293局増加（7,291局→7,584局）**				
5GHz帯アマチュア無線	**アクションプラン**	アマチュア無線については、ピーク時の1/4程度（ピーク時（平成6年度）：1,364,316局、令和7年3月末：344,105局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、 ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から395者増加（6,730者→7,125者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から430局増加（6,872局→7,302局）**				
実験試験局（4.4GHz超5.85GHz以下）	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から13者増加（110者→123者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から1,876局増加（1,901局→3,777局）**				
7.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から7者減少（343者→336者）**				
		無線局数	**令和5年度調査から146局減少（3,369局→3,223局）**				
	今後3年間の無線局数	増加予定	6.3%（24者）	減少予定	**7.3%（28者）**	全て廃止予定	3.9%(15者)

（4）8.5GHz超15.35GHz以下の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	船舶航行用レーダー	衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Kuバンド）（13.75GHz超14.5GHz以下）	捜索救助用レーダートランスポンダ（SART）	移動衛星サービスリンクのアップリンク（Kuバンド）	11GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）	映像FPU（Eバンド）	その他
令和3年度	46,243局	12,686局	5,501局	734局	2,464局	2,095局	10,662局
令和5年度	47,201局	18,557局	5,410局	712局	2,392局	2,052局	9,608局
令和7年度	47,516局	33,374局	5,330局	2,584局	2,350局	2,092局	10,316局

その他から一部のシステムを抜粋	令和3年度	令和5年度	令和7年度
速度センサ／侵入検知センサ	1,877局	1,359局	1,760局

PARTNER調査結果のポイント

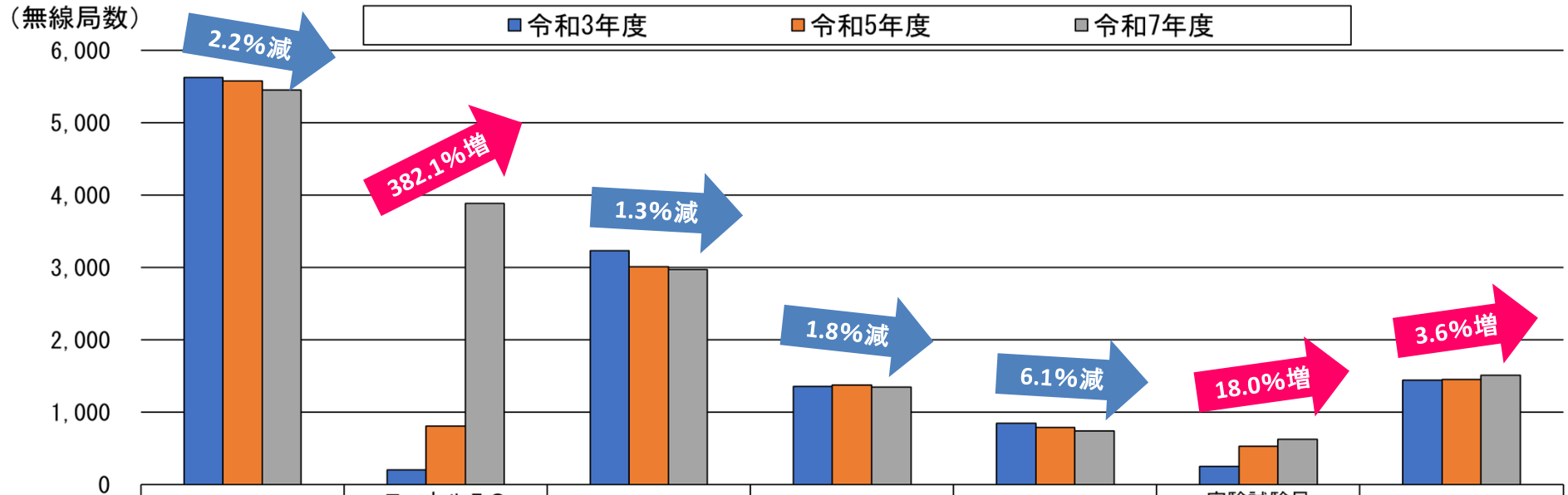
- 本周波数区分における無線局数の推移は、**本周波数区分の約3割（32.3%）を占める衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)が79.8%（14,817局）増加**しており、全体として**増加傾向**にある

（4）8.5GHz超15.35GHz以下の周波数帯②

周波数割当の動向			➢ 本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。
船舶航行用レーダー	増減	免許人数	令和5年度調査から35者増加（37,728者→37,763者）
		無線局数	令和5年度調査から315局増加（47,201局→47,516局）
衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Kuバンド）（13.75GHz超14.5GHz以下）	増減	免許人数	令和5年度調査から1者増加（15者→16者）
		無線局数	令和5年度調査から14,817局増加（18,557局→33,374局）
捜索救助用レーダートランスポンダ（SART）	増減	免許人数	令和5年度調査から117者減少（2,535者→2,418者）
		無線局数	令和5年度調査から80局減少（5,410局→5,330局）
移動衛星サービスリンクのアップリンク（Kuバンド）	増減	免許人数	令和5年度調査から2者増加（13者→15者）
		無線局数	令和5年度調査から1,872局増加（712局→2,584局）
11GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（6者）
		無線局数	令和5年度調査から42局減少（2,392局→2,350局）
映像FPU（Eバンド）	増減	免許人数	令和5年度調査から変化なし（129者）
		無線局数	令和5年度調査から40局増加（2,052局→2,092局）
	今後3年間の無線局数	増加予定	10.9%（15者）
		減少予定	10.1%（14者）
		全て廃止予定	0.0%（0者）

（5）15.35GHz超36GHz以下の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	26GHz帯FWA	ローカル５Ｇ（28.2GHz超29.1GHz以下）（陸上移動局）	18GHz帯電気通信業務（エントランス）	18GHz帯公共用小容量固定	24GHz帯アマチュア無線	実験試験局（23.6GHz超36GHz以下）	その他
令和3年度	5,624局	204局	3,238局	1,360局	846局	257局	1,441局
令和5年度	5,577局	806局	3,013局	1,378局	792局	534局	1,457局
令和7年度	5,454局	3,886局	2,973局	1,353局	744局	630局	1,509局

その他から一部のシステムを抜粋	令和3年度	令和5年度	令和7年度
ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下)	172局	280局	380局

PARTNER調査結果のポイント

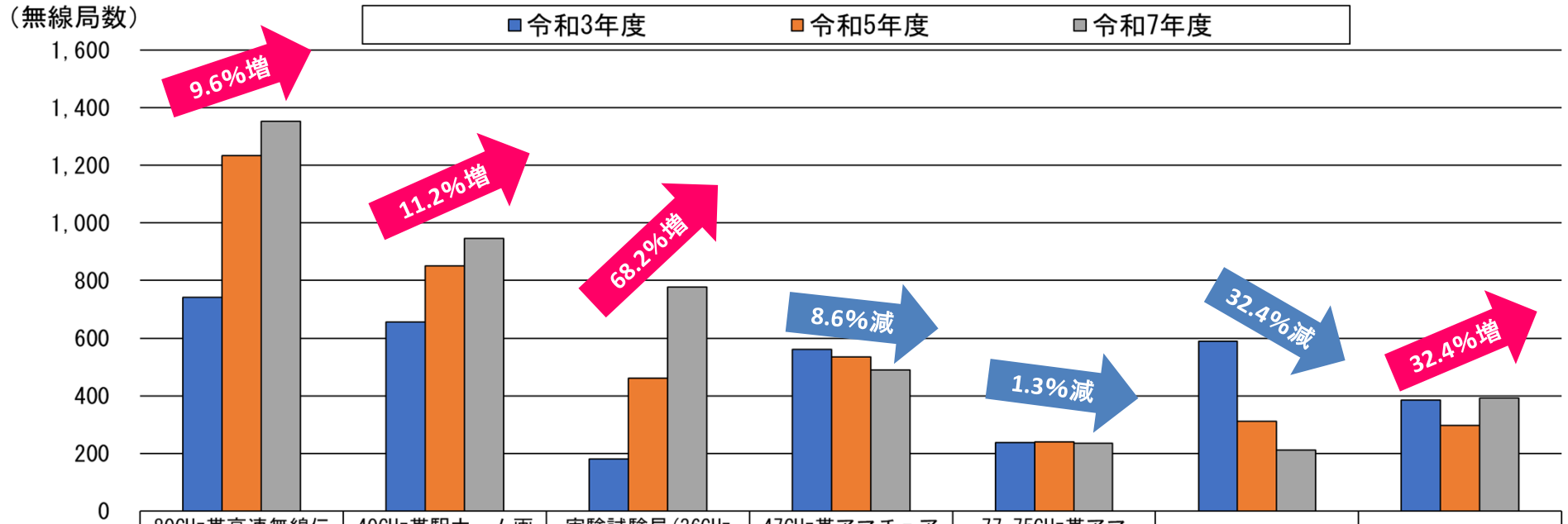
- 本周波数区分における無線局数の推移は、**ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局)が382.1%（3,080局）増加**しており、全体として**増加傾向**にある

（5）15.35GHz超36GHz以下の周波数帯②

周波数割当の動向			➢ 本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。					
26GHz帯FWA	**アクションプラン**		26GHz帯については、令和7年5月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、令和7年度内を目途に5Gに係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により5Gに割り当てることを目指す。また、更なる5G利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、5年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として5Gに割り当てることを目指す。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から変化なし（7者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から123局減少（5,577局→5,454局）**					
	今後3年間の無線局数		増加予定	0.0%（0者）	減少予定	**41.0%（16者）**	全て廃止予定	0.0%（0者）
ローカル5G（28.2GHz超29.1GHz以下）（陸上移動局）	**アクションプラン**		5G(28GHz帯)及びローカル5G(28.2～29.1GHz)について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申(令和6年12月)を踏まえ、制度整備の実施がなされており、ローカル5G(28.2～29.1GHz)については、手続を簡素化した実験試験局制度が導入された。さらに、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、検討予定とされている。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から12者減少（34者→22者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から3,080局増加（806局→3,886局）**					
18GHz帯電気通信業務（エントランス）	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から変化なし（4者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から40局減少（3,013局→2,973局）**					
	今後3年間の無線局数		増加予定	0.0%（0者）	減少予定	**43.8%（14者）**	全て廃止予定	0.0%（0者）
18GHz帯公共用小容量固定	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から8者減少（284者→276者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から25局減少（1,378局→1,353局）**					
	今後3年間の無線局数		増加予定	3.1%（9者）	減少予定	**7.9%（23者）**	全て廃止予定	3.1%（9者）
24GHz帯アマチュア無線	**アクションプラン**		アマチュア無線については、ピーク時の1/4程度（ピーク時（平成6年度）：1,364,316局、令和7年3月末：344,105局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から44者減少（739者→695者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から48局減少（792局→744局）**					
実験試験局（23.6GHz超36GHz以下）	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から1者減少（35者→34者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から96局増加（534局→630局）**					

（6）36GHz超の周波数帯①

電波利用システム別の無線局数の推移



	80GHz帯高速無線伝送システム	40GHz帯駅ホーム画像伝送	実験試験局（36GHz超）	47GHz帯アマチュア無線	77.75GHz帯アマチュア無線	50GHz帯簡易無線	その他
令和3年度	742局	656局	180局	562局	238局	590局	385局
令和5年度	1,234局	850局	462局	535局	239局	312局	296局
令和7年度	1,352局	945局	777局	489局	236局	211局	392局

その他から一部のシステムを抜粋	令和3年度	令和5年度	令和7年度
40GHz帯列車無線（陸上移動局）	0局	0局	58局

PARTNER調査結果のポイント

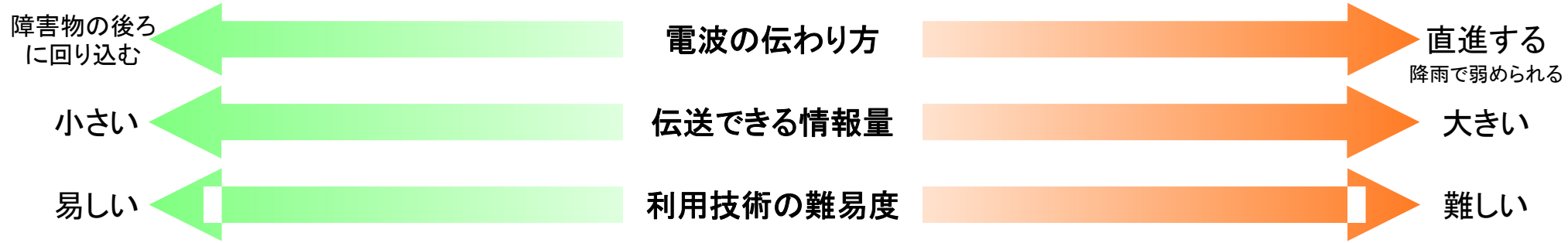
- 本周波数区分における無線局数の推移は、本周波数区分の大きな割合（30.7%）を占める**80GHz帯高速無線伝送システムが9.6%増加(118局)していることや、実験試験局(36GHz超)が68.2%（315局）増加**していることが影響し、全体として**増加傾向**にある

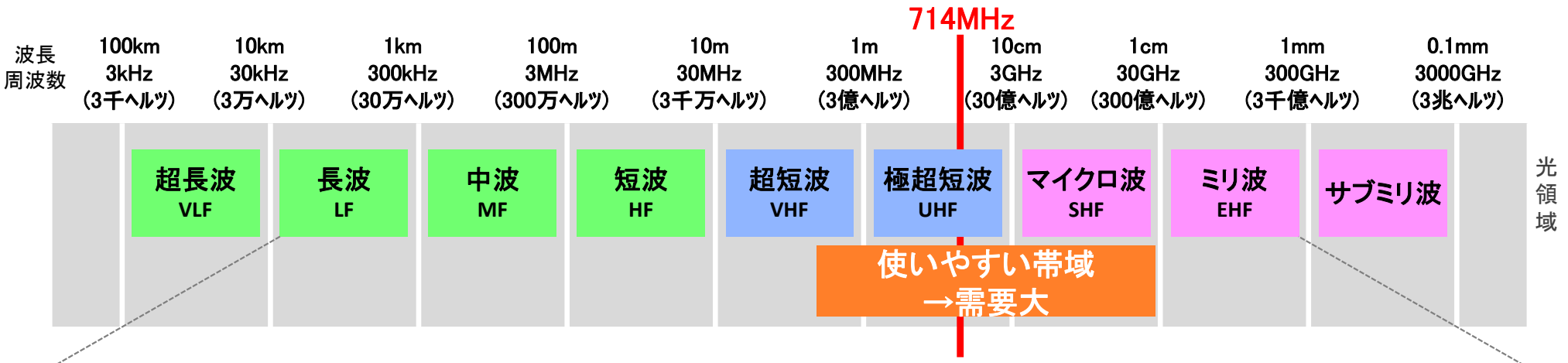
（6）36GHz超の周波数帯②

周波数割当の動向	➢ 本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配されている。 ➢ 前回令和5年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。							
80GHz帯 高速無線 伝送システム	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から3者増加（37者→40者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から118局増加（1,234局→1,352局）**					
	今後3年間の無線局数		増加予定	14.5%（10者）	減少予定	**17.4%（12者）**	全て廃止予定	1.4%(1者)
40GHz帯 駅ホーム 画像伝送	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から変化なし（12者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から95局増加（850局→945局）**					
	今後3年間の無線局数		増加予定	**38.5%（5者）**	減少予定	0.0%（0者）	全て廃止予定	0.0%（0者）
実験試験局 （36GHz超）	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から12者増加（25者→37者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から315局増加（462局→777局）**					
47GHz帯 アマチュア無線	**アクションプラン**		アマチュア無線については、ピーク時の1/4程度（ピーク時（平成6年度）：1,364,316局、令和7年3月末：344,105局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から42者減少（492者→450者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から46局減少（535局→489局）**					
77.75GHz帯 アマチュア無線	**アクションプラン**		アマチュア無線については、ピーク時の1/4程度（ピーク時（平成6年度）：1,364,316局、令和7年3月末：344,105局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。					
	増減	**免許人数**	**令和5年度調査から3者減少（212者→209者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から3局減少（239局→236局）**					
50GHz帯 簡易無線	**増減**	**免許人数**	**令和5年度調査から9者減少（46者→37者）**					
		無線局数	**令和5年度調査から101局減少（312局→211局）**					

参考資料

（参考）電波の特性と利用形態①

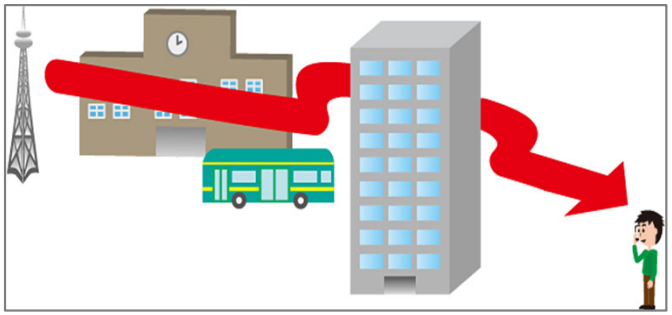
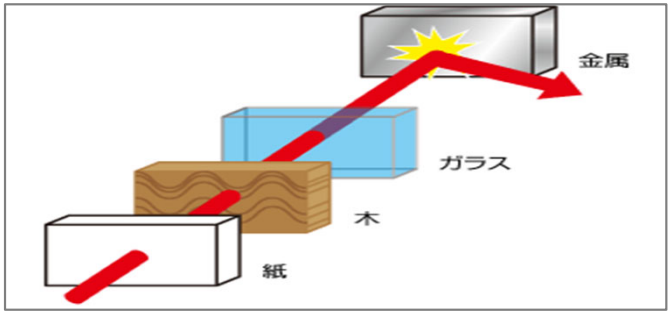
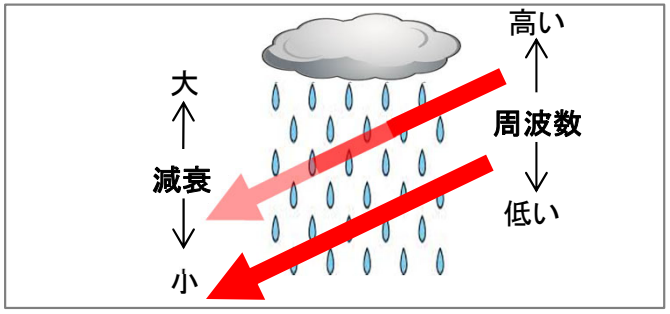
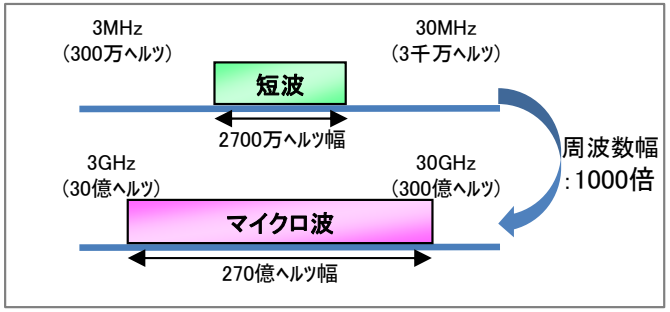




主な利用例

長波 LF	標準電波、航空機用ビーコン
中波 MF	中波放送(AMラジオ)、船舶・航空通信、アマチュア無線
短波 HF	短波放送、船舶・航空通信、アマチュア無線
超短波 VHF	FM放送(コミュニティ放送)、防災行政無線、消防無線、警察無線、列車無線、航空管制通信、簡易無線、アマチュア無線、コードレス電話
極超短波 UHF	TV放送、携帯電話、PHS、防災行政無線、警察無線、移動体衛星通信、MCAシステム、タクシー無線、簡易無線、レーダー、アマチュア無線、無線LAN(2.4GHz帯)、コードレス電話、電子タグ、ISM機器
マイクロ波 SHF	携帯電話、ローカル5G、衛星通信、衛星放送、固定間通信、放送番組中継、レーダー、電波天文・宇宙研究、無線LAN(5GHz帯)、 無線アクセスシステム、ETC、ISM機器
ミリ波 EHF	衛星通信、レーダー、簡易無線、電波天文

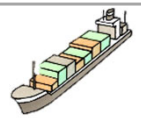
（参考）電波の特性と利用形態②

#	電波の特徴	概要図	補足
1	低い周波数の電波は、 障害物を回り込んで届く		• 携帯電話や放送は、回り込んで届く電波の性質を利用
2	電波は金属等で反射するが、 物質を通り抜けたり、 反射したりする度に弱くなる		• 建物の中で携帯電話が切れる • ラジオが聞こえにくい
3	周波数が高くなると、 雨等でも減衰する		大雨の時 • 地上波TV(UHF)は映る • BS(マイクロ波)は映らない
4	使用する電波の幅 (周波数帯幅)が広いほど、 沢山の情報を送れる		• 高速通信を実現するため、高い周波数の電波を使用

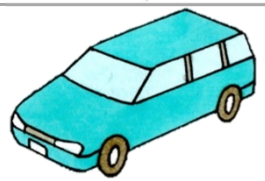
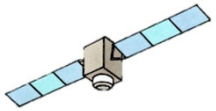
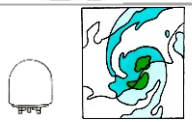
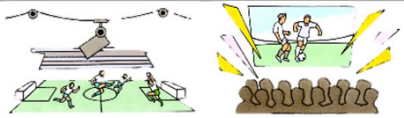
（参考）社会経済を支える電波利用

- 携帯電話や放送だけではなく、Wi－Fi、非接触ICカードやETC等、**多くの電波利用機器が国民生活に浸透**している。今後も、ワイヤレスでの給電機器等、**新たな機器の普及が見込まれている。**
- 国民生活の利便性を高め、経済社会を活性化していくためには、**新たな電波利用を可能とする周波数の確保**や、相互に干渉や混信等の問題が発生しないよう**適正な電波監理が必要**となる。

714MHz以下

	電波時計	LF
	非接触ICカード	HF他
 	ラジオ 漁業無線	MF、HF他
	船舶無線	HF VHF他
	地上波デジタルTV	UHF
	航空関係	HF VHF、UHF他
	業務用無線	VHF、UHF他
	鉄道無線 消防救急 警察無線	非公表、各種

714MHz超

	電子レンジ等	2.4GHz
	携帯電話	700、800、900MHz、1.5、1.7、2GHz、3.4、3.5GHz 他
	GPS ETC 衝突防止レーダ	UHF 5.8GHz 70GHz他
	衛星通信 衛星放送(BS/CS)	マイクロ波他
	Wi-Fi	2.4GHz 5GHz
	気象レーダー	5、9GHz他
	放送素材 番組中継	各種
	電波天文	マイクロ波、ミリ波他

資料１１

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

令和7年度電波の利用状況調査
（第2号調査：公共業務用無線局の調査）
（令和８年３月１１日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）

電話：０３－５２５３－５８２９

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課重要無線室

（宮良課長補佐、中島係長）

電話：０３－５２５３－５８８８

電波監理審議会(第1154回)報告資料

令和7年度　電波の利用状況調査
（第2号調査：公共業務用無線局の調査）

― 調査結果概要 ―

令和8年3月

総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課　重要無線室

事務局注) (*)及び【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】の部分は、府省庁名又は不公表システムのため、非公表

目次

電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の概要 ・・・ P4

電波の利用状況調査（公共業務用無線局）のスケジュール ・・・ P5

令和7年度　公共業務用無線局の調査結果 ・・・ P8

　公共業務用無線局に係る免許人数と無線局数の推移 ・・・ P9

　電波利用システムごとの調査結果 ・・・ P10

　　(1) 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム ・・・ P11

　　(2) アナログ方式を用いるシステム ・・・ P16

電波の利用状況調査の概要

電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の概要

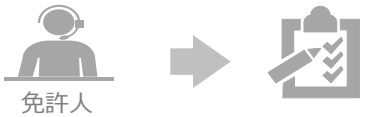
1. 調査対象	公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、検討対象となった国のシステム（31システム）
2. 調査対象無線局	無線局数 16,822局 ※複数の電波利用システムに属している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い 免許人数 35者 ※複数の電波利用システムを利用している免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の免許人数より多い
3. 調査方法	

PARTNER調査



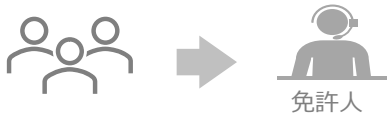
調査事項	無線局数、免許人数、電波の型式等
対象	「1.調査対象」の全ての電波利用システム

調査票調査



調査事項	年間の運用時間・運用区域、移行計画、運用管理取組状況等
対象	「1.調査対象」のうち、取組が完了したシステムを除く電波利用システム

免許人ヒアリング



ヒアリング事項	各免許人における進捗状況等
対象	令和6年度評価結果における「今後の検討課題」(※)を踏まえ、「調査票調査」の結果、課題・検討状況などの進捗状況等の把握が必要と考えられる電波利用システム

※「令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（令和7年8月電波監理審議会）」中の＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞より関連部分抜粋

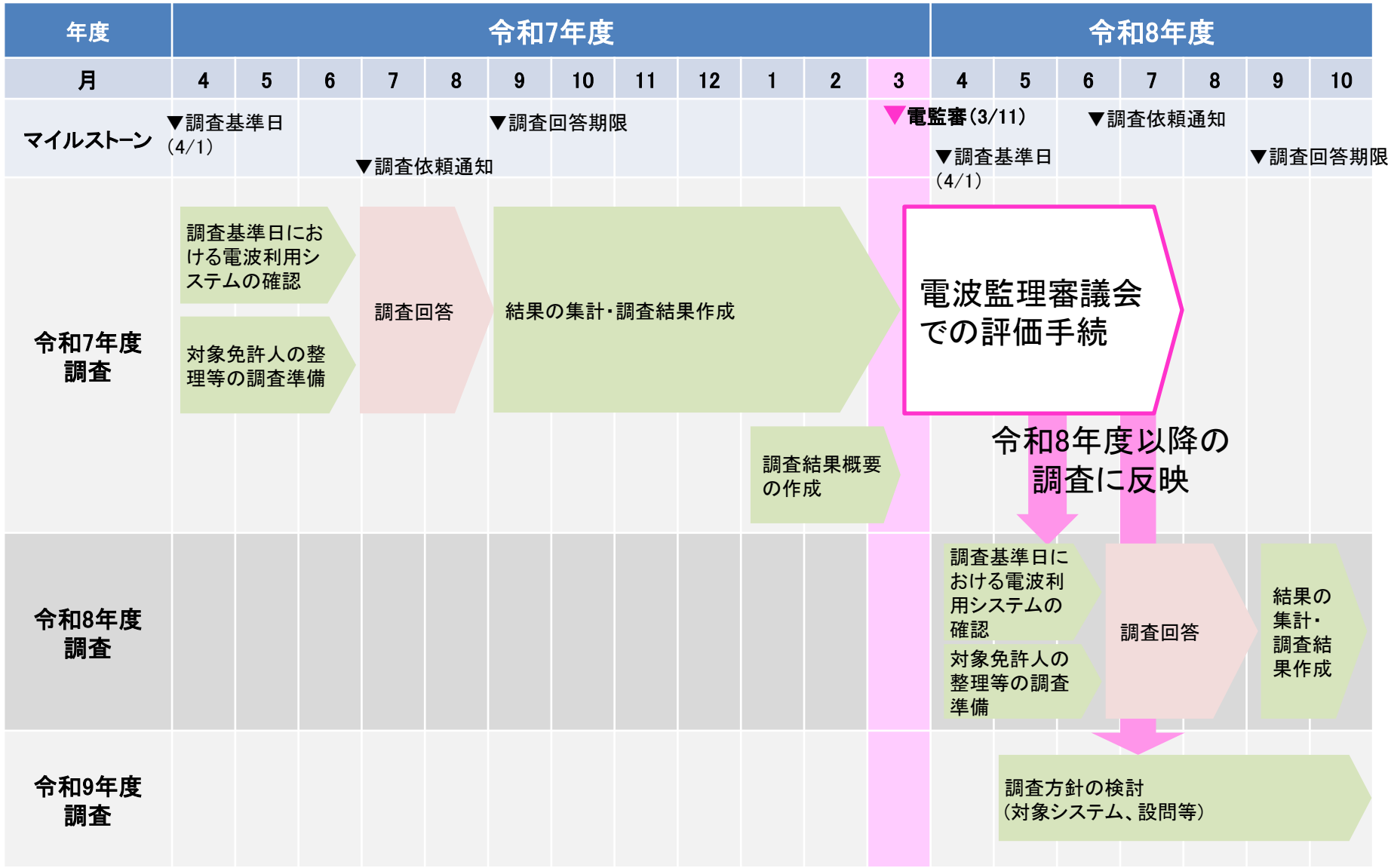
- 免許人において「検討中」という回答については、何が課題となっており、何を検討しているのかなど、進捗状況を把握する必要があると考えられる。
- そのうえで、デジタル化や代替システムにおいて、免許人が求める無線システムの仕様・性能の観点で課題がある場合、その仕様・性能を満たしうる他のシステムがあるのかどうかも調査することが望ましい。
- なお、他システムへの移行・代替の検討にあたり、人命や財産の保護などを目的とする公共業務用無線局については、通信サービスのみに依存することについてデメリットもあると考えられ、そのようなシステムにおいては、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることにも留意する必要がある。

「令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえた調査の改善（令和7年12月期電波監理審議会へ報告）より関連部分抜粋

電監審のご指摘を踏まえ、各府省庁の年次ヒアリング等の機会を捉えて、免許人に対して移行等が進まない事情等の把握に努める。

電波の利用状況調査（公共業務用無線局）のスケジュール

スケジュール



（参考）有効利用評価方針の評価の事項と調査方法の対応関係

評価/考慮	#	調査事項	調査方法		規定
			PARTNER	調査票	
評価	1	無線局の数	○		※1
	2	無線局の行う無線通信の通信量		○	
	3	電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○	
	4	免許人の数	○		※2
	5	無線局の目的及び用途	○		
	6	無線設備の使用技術	○	（○）	
	7	無線局の具体的な使用実態		○	
	8	他の電気通信手段への代替可能性		○	
	9	電波を有効利用するための計画		○	
	10	使用周波数の移行計画		○	
考慮	1	社会的貢献性		○	※3
	2	運用取組状況		○	

※1　電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定
※2　電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号ニからヌまでにおいて規定
※3　有効利用評価方針「三　評価の事項、方法及び基準」中「5」において規定

（参考）電波の利用状況調査の概要

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、**総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表**する(根拠規定：電波法第26条の2)。
電波監理審議会は、当該結果に基づき、**電波の有効利用の程度の評価を行う**(根拠規定：電波法第26条の3)。
この**評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映**を実施。

電波の利用状況の調査[電波法第26条の2第1項]

・・・本資料の調査対象

#	調査対象			対象期間	法令・省令	調査事項
1	電気通信業務用基地局（携帯電話・全国BWA）			毎年	[法第26条の2第1項第1号] [省令第3条第1項第1号]	①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅 ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況
2	**電気通信業務用基地局以外の無線局**	**公共業務用無線局**		**毎年**	**[省令第3条第1項第2号]**	①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術 ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画 ③発射状況調査(補完調査)
		各種無線システム	①714MHz超	令和7年度	[省令第3条第1項第3号]	
			②714MHz以下	令和8年度		
3	臨時の利用状況調査			必要に応じ	[省令第7条]	―

調査結果の報告・概要の公表
[法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の事前公表
[法第26条の3第2項]

・・・総務大臣
・・・電波監理審議会

評価(案)の検討
事業者ヒアリング[法第26条の3第5項]

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
[法第26条の3第4項]

周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映

令和７年度　公共業務用無線局の調査結果

公共業務用無線局に係る免許人数と無線局数の推移

調査対象の31システムのうち、令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（令和7年8月電波監理審議会）までに**「取組完了」となった12システムを除く、19システムの免許人数及び無線局数に係るPARTNER調査**の結果、**前年度調査からの増減**は、下表のとおり。

種別	電波利用システム名	取組の方向性	免許人数			無線局数			ページ番号
			令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)	廃止	1者	1者	増減なし	17局	17局	増減なし	12
	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	周波数共用	2者	2者		55局	55局	増減なし	13
	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	周波数共用	3者	3者		1,112局	1,106局	6局減少	14
	(*)【不公表システムB】	周波数共用	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						15
アナログ方式を用いるシステム	路側通信(MF帯)(特別業務の局)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	19局	19局	増減なし	17
	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）	廃止	1者	1者		280局	197局	83局減少	18
	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）(60MHz帯、400MHz帯)	デジタル化	2者	2者		7,238局	7,218局	20局減少	19
	水防用(60MHz帯、150MHz帯)	デジタル化	1者	1者		167局	167局	増減なし	20
	災害対策・水防用無線(60MHz帯)	デジタル化	1者	1者		694局	693局	1局減少	21
	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者		35局	35局	増減なし	22
	石油備蓄(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者		63局	3局	60局減少	23
	防災相互波(150MHz帯)	デジタル化等	3者	3者		1,715局	1,713局	2局減少	24
	公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化	3者	3者		58局	56局	2局減少	25
	気象援助用無線(400MHz帯)	デジタル化	1者	1者		18局	18局	増減なし	26
	15GHz帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等	4者	4者		134局	128局	6局減少	27
	(*)【不公表システムC】	デジタル化	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						28
	(*)【不公表システムD】	デジタル化							29
	(*)【不公表システムE】	デジタル化							30
	(*)【不公表システムF】	デジタル化							31

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 表の免許人数・無線局数については、対象の電波利用システムの免許人数・無線局数を計上したものであって、廃止、周波数移行又はデジタル化を行った場合は、免許人数・無線局数に計上されなくなる。

PARTNER調査結果の概要

- **免許人数**は前回令和6年度調査時から**増減なし**（9者→9者 ※国の機関数）
- **無線局数**は前回令和6年度調査時から**4.7%減少**（17,462局→16,641局（821局減））

取組の方向性が「廃止」「デジタル化」又は「デジタル化等」である16システムのうち、11システムは減少、5システムは増減なし

【参考】令和6年度評価結果までに取組完了（デジタル化済、廃止済又は周波数共用検討が終了）となった12システム
1.2GHz帯画像伝送用携帯局、38GHz帯FWA、40GHz帯画像伝送(公共業務用)、40GHz帯公共・一般業務(中継系)、(*)【不公表システムA】、 水防道路用無線、中央防災(150MHz帯)、気象用無線(150MHz帯)、400MHz帯リンク回線（水防道路用）、中央防災(400MHz帯)、K-COSMOS無線(400MHz帯)、(*)【不公表システムG】

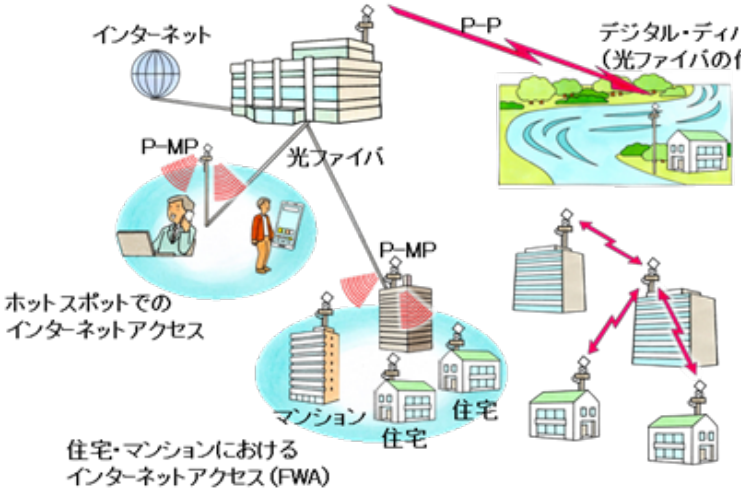
電波利用システムごとの調査結果

他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム

5GHz帯無線アクセスシステム（4.9GHz超5.0GHz以下）

1 システム概要

本システムは、無線アクセス用として利用されている無線通信システムであり、本ヒアリングの対象となった関係府省庁においては、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するため、荒川沿いに基地局を設置し、運用されている。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	廃止 （他用途での需要：5G）

➢ 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、代替手段としてローカル5G等の利用可能性について検討を実施しているが、代替手段を利用するための設備導入に係る予算確保が課題であることを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5GHz帯無線アクセスシステム（4.9GHz超5.0GHz以下）	合計	1者	1者	1者	1者	17局	17局	17局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(1者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(1者)が全時間帯を回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(1者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(1者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の100.0%(1者)が「移行・代替・廃止の予定は今後検討」と回答
移行・代替・廃止手段	移行・代替・廃止予定がない者を除く100.0%(1者)が「その他」（「今後検討予定」）と回答

6 ヒアリング結果

➢ **(*)令和6年12月、4.9GHz帯は5Gに割り当てられた。終了促進措置に基づき、代替システムの検討や、5Gの認定開設者との間で、移行時期及び費用負担の範囲等の大枠の合意に向けた調整を開始したところであり、廃止までには一定程度の時間を要する見込み。**

5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー（C帯）

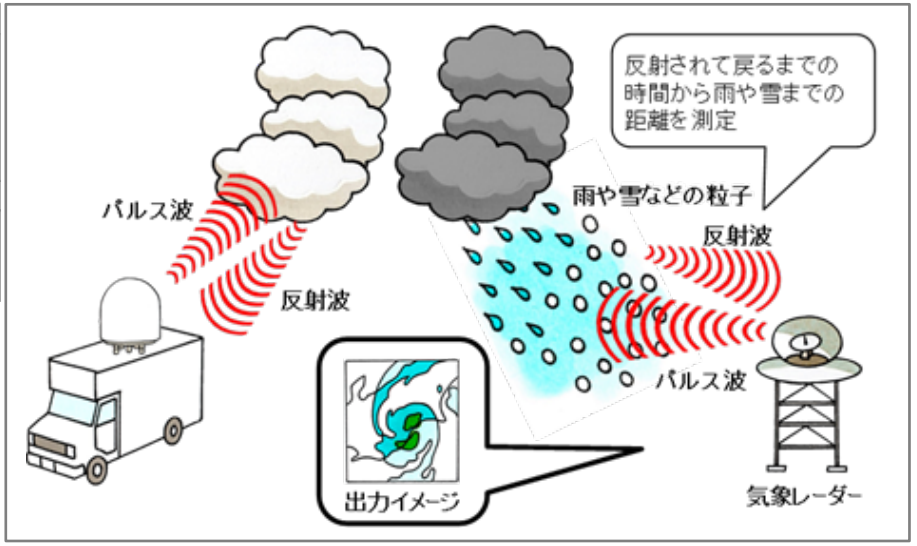
1 システム概要

本システムは、全般的な気象観測等を行う気象レーダーであり、波長が5cm程度で降雨減衰が少なく、観測範囲が200～300kmといった広域にわたる雨雲の状況を観測することに適している無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	周波数共用 （他用途での需要：無線LAN）

➢ 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、更なる狭帯域化や5GHz帯無線LANとの周波数共用検討を促進し、気象レーダーの高度化により周波数の利用効率を一層高めることを確認した



3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	電子管型の無線局数/全無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー（C帯）	合計	2者	2者	2者	22者	17/55局	11/55局	10/55局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

＊全無線局数は、「電子管型」と「固体素子型」の無線局数の合計値を記載。

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(22者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(22者)が全時間帯を回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(22者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(22者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
固体化レーダー（固体素子型）の導入予定（複数回答可）	全体の75%（6者）が「3年以内の導入予定」、62.5%（5者）が「3年超に導入予定」、12.5%（1者）が「導入済み・導入中」と回答

6 ヒアリング結果

➢ (*)順次、電子管型から固体素子型に更改を行っており、令和7年7月に1局を更改済み。今後、令和10年度末までに5局を更改予定。
➢ (*)順次、電子管型から固体素子型に更改を実施している。今後も設備更改の機会を捉えて、固体素子化を予定（3年以内に数局、それ以降に随時更改予定）。

6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）

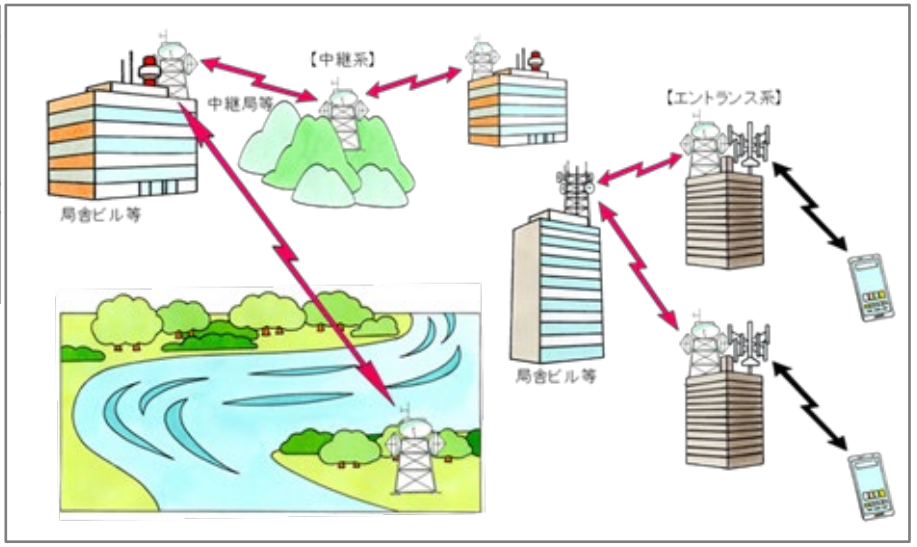
1 システム概要

本システムは、音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システムであり、雨や霧による影響が少ないことや広い帯域を使用できることから、中長距離の通信に適しており、概ね50kmまでの長スパンにおいて用途に応じた伝送（6Mbps～208Mbps）に利用されている。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	周波数共用 （他用途での需要：無線LAN）

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)が6.5GHz帯固定マイクロと無線 LANの周波数共用に向けた検討に参画しているものの、無線LANとの周波数共用条件について情報通信審議会の一部答申が令和4年4月に行われた電気通信業務用の6GHz帯固定マイクロと共用する周波数帯とは異なり、公共業務用無線局と共用する周波数帯では、現時点において周波数共用条件に関して双方の合意点を見いだすことが出来ず、継続検討となっていることを確認した。



3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）	合計	3者	3者	3者	22者	1,114局	1,112局	1,106局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(22者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(22者)が全時間帯を回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の95.5%(21者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少予定の者の100.0%(1者)が「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の54.5%(12者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の100.0%(12者)が「移行・代替の必要性を感じないため」と回答

6 ヒアリング結果

ー（本システムは、情報通信審議会において周波数共用検討等を実施中であり、具体的な対応策が求められていないことから、免許人に対するヒアリングは行っていない。）

（＊）【不公表システムB】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	周波数共用 （他用途での需要：無線LAN）

- 【令和4年12月現在】関係府省庁（＊）から、無線LANとの周波数共用に向けた技術検討を実施中であることを確認した。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画等

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

6 ヒアリング結果

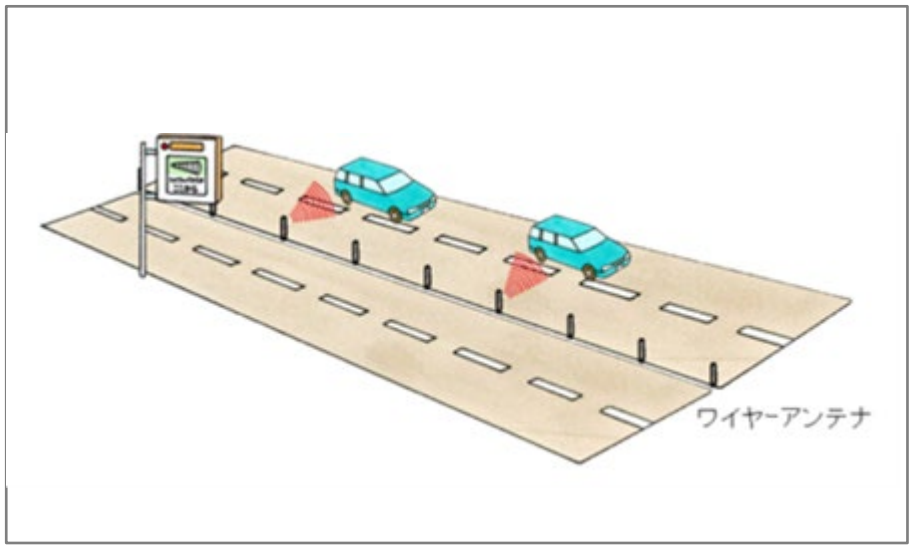
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

アナログ方式を用いるシステム

路側通信（MF帯）（特別業務の局）

1 システム概要

本システムは、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化等

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)は、令和3年度にシステムを廃止したことを確認した。また、別の関係府省庁(*)から、V-Low帯域(95～108MHz)の活用方策の検討に参画し、FM方式への移行可能性について検討を実施したことを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
路側通信(MF帯)(特別業務の局)	合計	1者	1者	1者	4者	28局	19局	19局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(4者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(4者)が全時間帯を回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(4者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(4者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の100.0%(4者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の100.0%(4者)が「その他」(「維持含め検討中のため」)と回答

6 ヒアリング結果

- **(*)残存するアナログ無線局については、道路情報板やホームページによる情報提供に加え、一部区間ではVICSによる情報提供により代替が可能な状況であるものの、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定。**

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

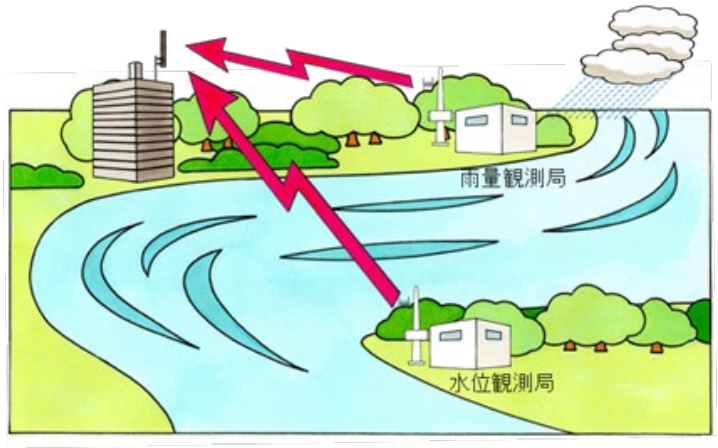
1 システム概要

本システムは、テレメータとして利用されている無線通信システムであり、本ヒアリングの対象となった関係府省庁においては、航路標識（主に海上標識）の灯火等の状況を確認するため、標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されている。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	廃止

➢ 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、携帯電話網を活用した新たなシステムへの移行による廃止を進めているが、当該システムは主に海上の航路標識(灯浮標等)に多数設置しており、直ちに移行完了は難しいため、灯浮標等の交換周期にあわせ順次新たなシステムに移行予定であるとともに、携帯電話網の活用は導入・運用コストや無線局の免許手続き等の面で利点があることを確認した。



3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）	合計	1者	1者	1者	7者	302局	280局	197局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(7者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(7者)が「18時台～19時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の85.7%(6者)が「無線局数は減少予定」、14.3%(1者)が「無線局数の増減予定なし」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少予定の者の100.0%(6者)が「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の42.9%(3者)が「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)」と回答
移行・代替・廃止予定時期	一部の無線局で移行・代替・廃止予定がある者は、「令和7年度中」「令和8年度中」「令和11年度中」との回答がいずれも33.3%（1者）ずつ

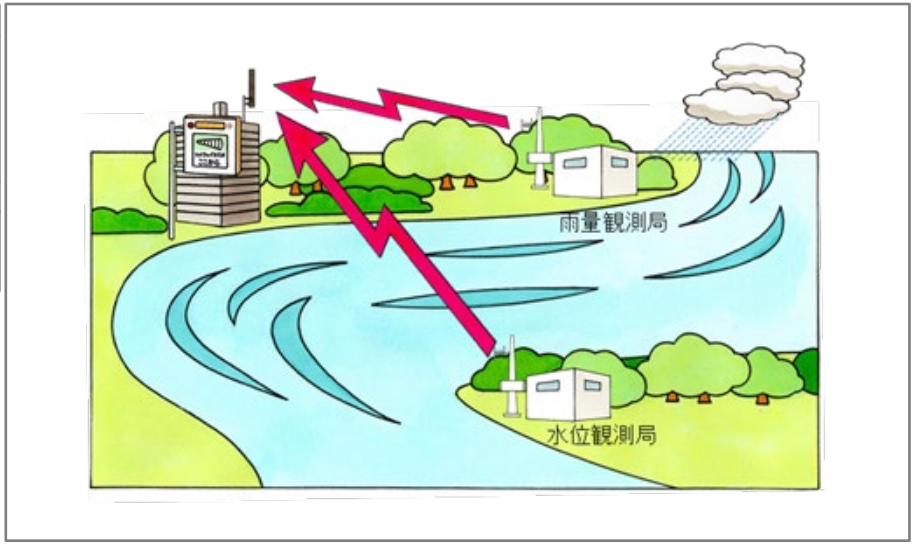
6 ヒアリング結果

➢ (*)海上標識については機器の老朽化等による設備更新に合わせ、LPWA又は携帯電話網（LTE）を活用したシステムに順次切り替えており、令和12年度頃を目途に移行を計画。灯台等の一部の航路標識については、代替システムを検討中。

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

1 システム概要

本システムは、河川水位計や雨量計等のデータを伝送する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）	合計	2者	2者	2者	20者	7,246局	7,238局	7,218局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(20者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(20者)が「9時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の65.0%(13者)が「無線局数は増加予定」と回答
無線局数増加理由	無線局数増加予定の者の92.3%(12者)が「使用エリアやサービスの拡大予定のため」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の95.0%(19者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の73.7%(14者)が「代替可能なシステムがないため」と回答

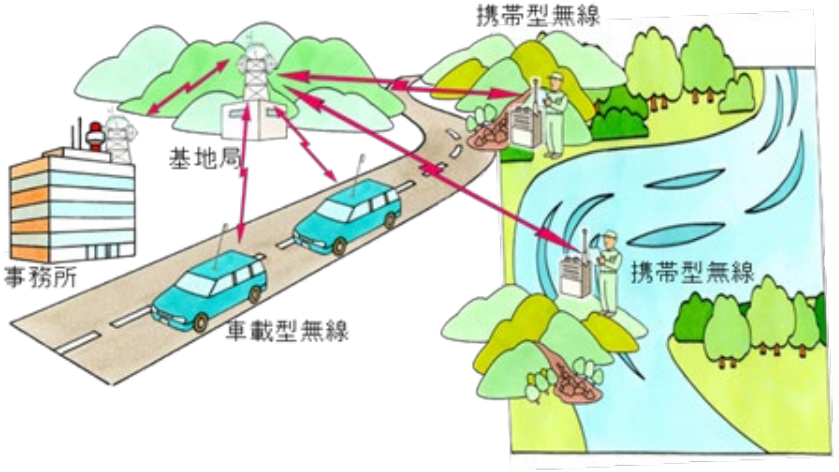
6 ヒアリング結果

- (*)総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。
- (*)テレメータを管理する自治体等の財政負担を考慮すると一斉の更新は難しいが、施設の改修・更新に合わせてデジタル化を進めることは可能。

水防用（60MHz帯、150MHz帯）

1 システム概要

本システムは、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水防用(60MHz帯、150MHz帯)	合計	1者	1者	1者	8者	167局	167局	167局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の37.5%(3者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の71.4%(5者)が「8時台」、「10時台～14時台」、「17時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の75.0%(6者)が「無線局数の増減の予定なし」、25.0%(2者)が「無線局数は減少予定」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少予定の者の100.0%(2者)が「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の62.5%(5者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定時期	移行・代替・廃止予定がある者の66.7%(2者)が「令和7年度中」と回答

6 ヒアリング結果

- (*)携帯電話のエリア拡大に伴い、本自営システムから商用携帯電話への移行・代替を検討している。また、機器の更新等に当たっては、商用通信回線の将来展望も踏まえ最適な機器を選定予定。

災害対策・水防用無線（60MHz帯）

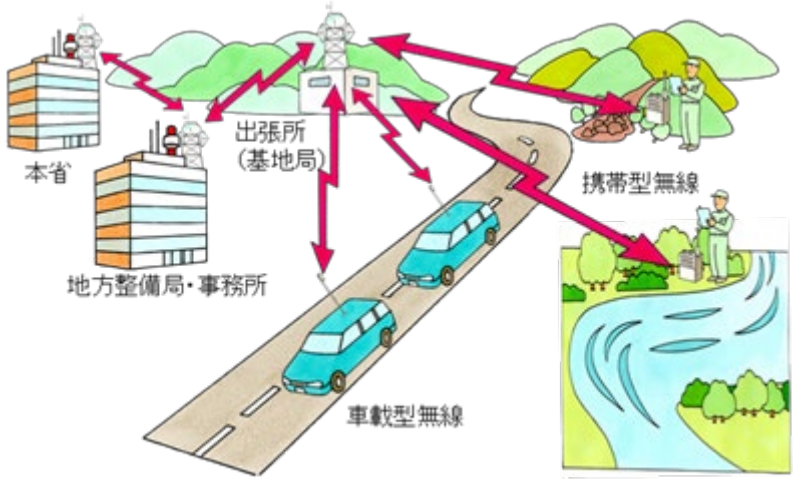
1 システム概要

本システムは、水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声通信用の無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、技術試験事務の実施に向けては、デジタル方式の要件として、山間部の既存局舎と通信可能な伝搬特性、整備・維持費用の削減について検討されるべきとの意見があった。



3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害対策・水防用無線(60MHz帯)	合計	1者	1者	1者	9者	696局	694局	693局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の55.6%(5者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(9者)が「8時台～17時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(9者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(9者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の100.0%(9者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の100.0%(9者)が「代替可能なシステムがないため」と回答

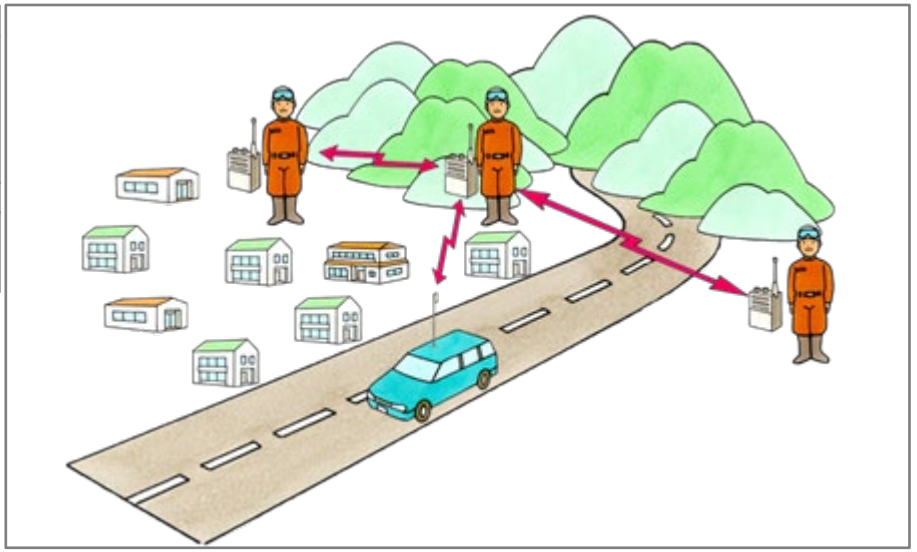
6 ヒアリング結果

- (*)総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。

部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）

1 システム概要

本システムは、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化等

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討するとの取組の状況を確認した。なお、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)の導入に関して、関係府省庁より、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できる対策が求められるとの認識が示された。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）	合計	1者	1者	1者	1者	35局	35局	35局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(1者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(1者)が「10時台～11時台」、「13時台～14時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(1者)が「無線局数は減少予定」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少予定の者の100.0%(1者)が「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」と回答
公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無	全体の100.0%(1者)が「移行・代替予定なし」と回答
公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定がない理由	移行・代替予定がない者の100.0%(1者)が「災害時、非常時に使用できない恐れがある」と回答

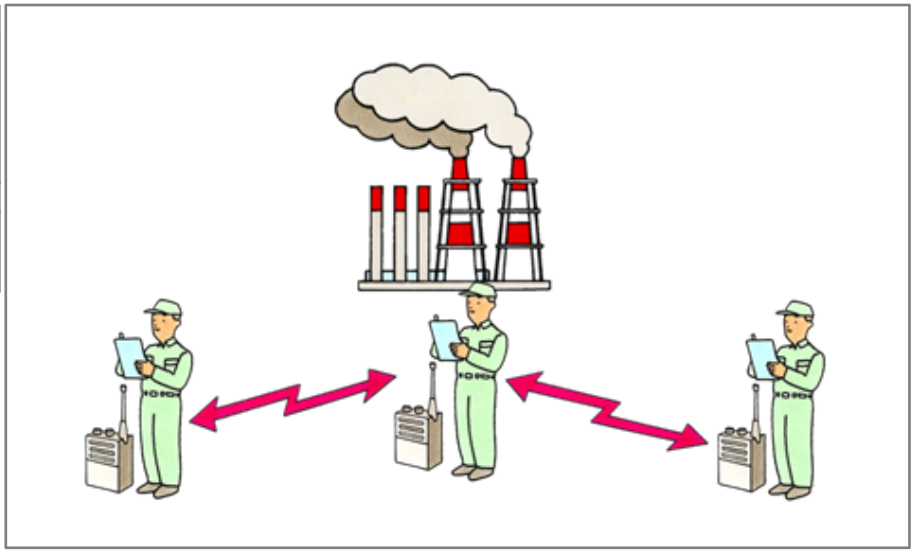
6 ヒアリング結果

- **(*)大規模災害時等の現場における職員間の通信手段として、公共安全モバイルシステムを配備しているが、携帯電話網が使用出来ない場合に備え、予備として本システムも配備している。**

石油備蓄（150MHz帯）

1 システム概要

本システムは、国家石油備蓄基地（むつ・秋田・菊間）で使用している音声連絡用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化等

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、令和3年2月に一部の石油備蓄基地においてデジタル方式への変更が進んでおり、今後、更新時期（概ね10年以内を想定）でのデジタル化対応を基本としつつも、石油備蓄の重要性を踏まえた傍受に対するセキュリティ確保の観点を考慮し、早期のデジタル化について検討を実施することを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
石油備蓄(150MHz帯)	合計	1者	1者	1者	1者	63局	63局	3局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100.0%(1者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(1者)が「22時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(1者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(1者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の100.0%(1者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の100.0%(1者)が「移行・代替の必要性を感じないため」と回答

6 ヒアリング結果

- (*)残る無線局3局は、民間石油会社との連絡に用いているアナログ方式の陸上移動局であり、同社が整備したアナログ方式の基地局を介して通信を行っているため、引き続き運用せざるを得ない状況。

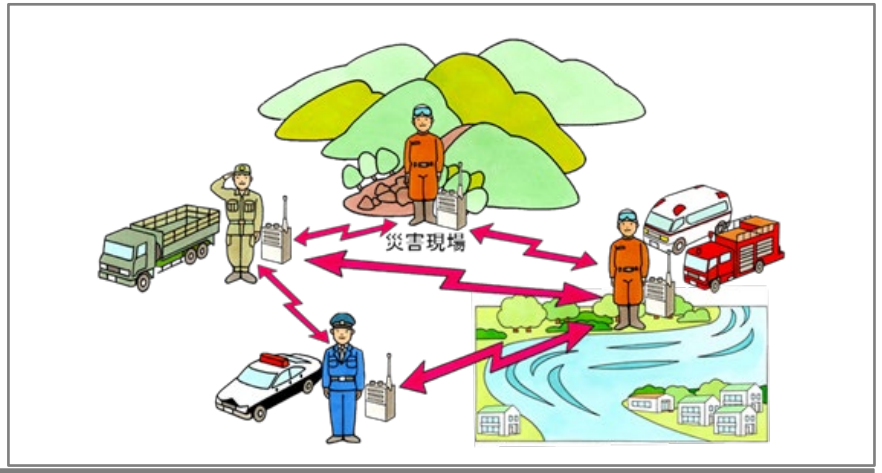
防災相互波（150MHz帯）

1 システム概要

本システムは、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化等



- 【令和4年12月現在】関係府省庁ごとに以下のとおり進捗状況を確認した。

(*)公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)の導入に関して、十分なセキュリティ対策の実施や、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できるよう、端末間通信機能の検討等が重要であり、そのためには、防災相互波は直ちに廃局するべきものではない。
(*)防災ヘリコプターに搭載している1局を除いて廃止済み。防災ヘリコプターに搭載している無線機は、機器回収や撤去が容易にできない状況にあるため、無線機経年劣化を鑑みた更新計画を作成し、それに沿って廃止予定。
(*)当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討。
(*)デジタル化の方向性を変更し、現行免許期限である令和4年11月30日をもって廃止予定。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
防災相互波(150MHz帯)	合計	3者	3者	3者	18者	1,713局	1,715局	1,713局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の77.8%(14者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の75.0%(12者)が「10時台」、「14時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の83.3%(15者)が「無線局数の増減の予定なし」、11.1%(2者)が「無線局数は減少予定」、5.6%(1者)が「無線局数は増加予定」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少予定の者の50.0%(1者)が「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」、50.0%(1者)が「無線機を転用したため」と回答、なお、無線局数が増加予定の者の100%(1者)が「無線機を転用したため」と回答
公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無	全体の61.1%(11者)が「移行・代替完了時期は未定」、38.9%(7者)が「移行・代替予定なし」と回答
公共安全モバイルシステムへ移行・代替予定がない理由	移行・代替予定がない者の57.1%(4者)が「災害時、非常時に使用できない恐れがあるため」、14.3%(1者)ずつ、「仕様や目的が適さないため」「他の相手方と調整が必要なため」「優先度が高い他の施策があるため」と回答

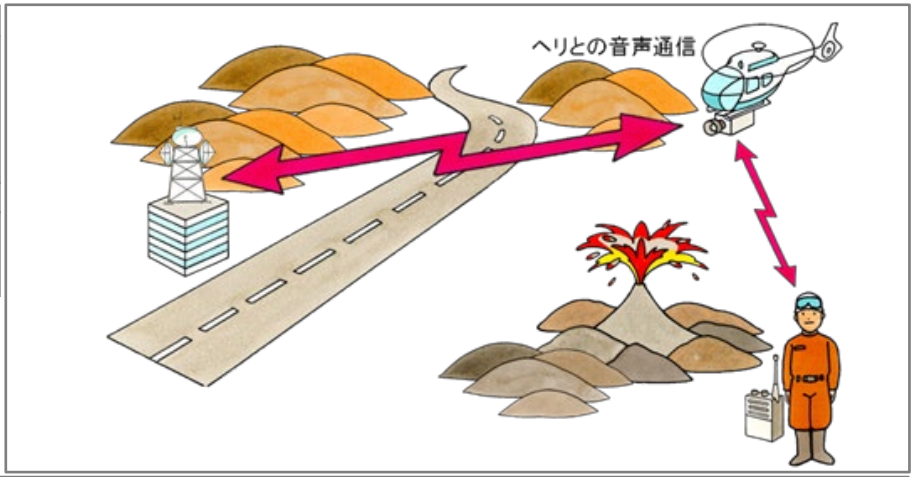
6 ヒアリング結果

- (*)公共安全モバイルシステムは、携帯電話網の基地局断、輻輳により非常時等に使用できない可能性がある点、上空利用できない点が課題であり、他機関も含め代替が可能と判断されれば、導入を検討。
- (*)大規模災害時等における関係機関間の通信手段であり、公共安全モバイルシステムへの完全移行・代替のためには、他機関との調整が必要。
- (*)非常災害時等における相互運用という目的に鑑み、移行・代替に向けては他の防災関係機関との調整が必要。

公共業務用ヘリテレ連絡用

1 システム概要

本システムは、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、廃止の意向や、関連機器やヘリ機体の更新に合わせた機器更新を随時実施し、その際、コスト面・機能面で現行と同等以上であることを確認した上で、デジタル方式のヘリテレ連絡用の機器を採用する意向であることを確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公共業務用ヘリテレ連絡用	合計	3者	3者	3者	11者	59局	58局	56局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の72.7%(8者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の90.0%(9者)が「14時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の90.9%(10者)が「無線局数は減少予定」、9.1%(1者)が「全ての無線局を廃止予定」と回答
無線局数減少・廃止理由	無線局数減少・廃止予定の者の90.9%(10者)が「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」、9.1%(1者)が「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答
デジタル方式への移行・代替予定の有無	全体の90.9%(10者)が「移行・代替予定なし」、9.1%(1者)が「移行・代替完了時期は未定」と回答
デジタル方式への移行・代替予定がない理由	移行・代替予定がない者の90.0%(9者)が「廃止又は廃止予定」、10%(1者)が「他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため」と回答

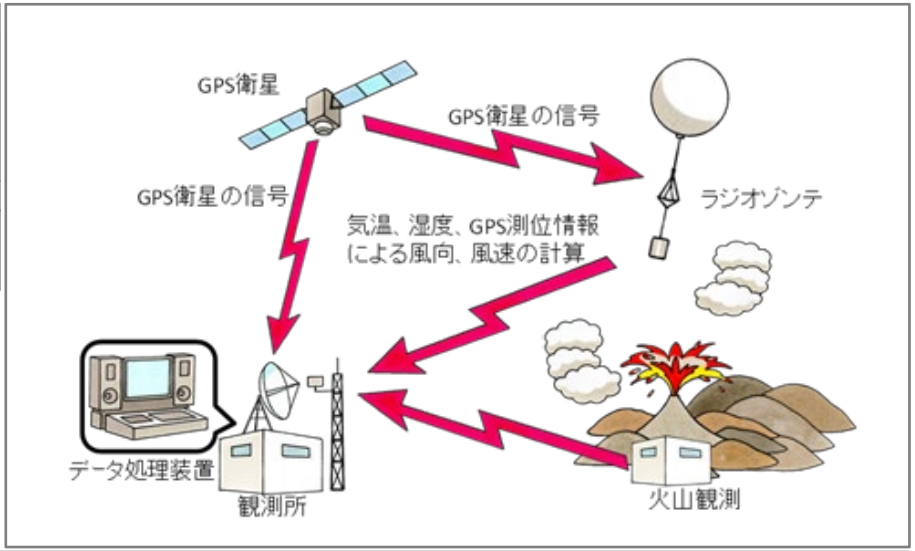
6 ヒアリング結果

- (*)ヘリ機体の更新に合わせデジタル化を行っていく方針。
- (*)本システムは通信の相手方である他機関の無線局の廃止に伴い運用を終了。ヘリ搭載設備の撤去に向け航空法上の手続を経た上で、無線局の廃止手続を行う予定。
- (*)昨年7月に廃止済。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。

気象援助用無線（400MHz帯）

1 システム概要

本システムは、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁(*)から、周波数利用効率の高いデジタル方式の製品が登場した際は、その採用可否についても検討するとの意向を確認した。一方、一部の関係府省庁(*)から、観測機材の耐用年数を踏まえ令和2年度から令和4年度にかけてアナログ方式で更新予定（一部は有線化により廃止）であり、更新後の耐用年数は10年から 20年程度であるとの状況を確認した。

3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
気象援助用無線（400MHz帯）	合計	1者	1者	1者	4者	18局	18局	18局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の75.0%(3者)が「365日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(4者)が全時間帯を回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100.0%(4者)が「無線局数の増減の予定なし」と回答
通信量の増減に関する見込みの有無	全体の100.0%(4者)が「通信量の増減の見込みなし」と回答
移行・代替・廃止予定の有無	全体の100.0%(4者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答
移行・代替・廃止予定がない理由	移行・代替・廃止予定がない者の75.0%(3者)が「移行・代替の必要性を感じないため」、25.0%(1者)が「代替可能なシステムがないため」と回答

6 ヒアリング結果

- **(*)総務省におけるデジタル方式の制度整備の状況等を踏まえ、機材の更新等に合わせて、デジタル方式の導入検討を行う。**

15GHz帯ヘリテレ画像伝送

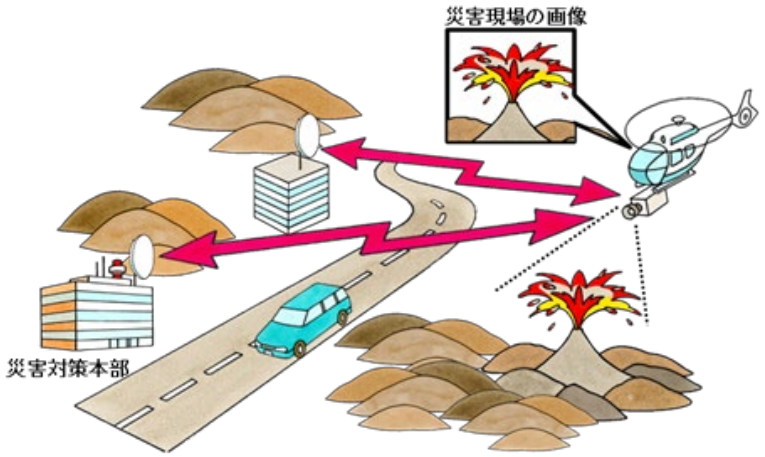
1 システム概要

本システムは、ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化等

- 【令和4年12月現在】関係府省庁ごとに以下のとおり進捗状況を確認した。
  (*)予算措置された無線局から順次デジタル化を実施している。一方、アナログ方式の受信装置が残っているため、新たに機器を整備する場合は、アナログ・デジタルいずれの受信装置にも対応すべく、両方出力可能な機器を調達し、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する。
  (*)デジタル化に向け、順次アナログ方式の無線局を廃止又はデジタル化を実施中。
- (*)ヘリサット化により1局を除き廃止済み。残る1局については、ヘリサットが取り付け可能な機体の調達を待ってヘリサット化を行い、早ければ令和6年度末に廃止可能となる予定。
  (*)ヘリ機体の更新に合わせ、機器更新(具体的な更新時期は未定)予定。



3 免許人数及び無線局数

システム名		免許人数			有効回答数	無線局数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
15GHz帯ヘリテレ画像伝送	合計	4者	4者	4者	22者	135局	134局	128局
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の36.4%(8者)が「1日～30日」と回答
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100.0%(22者)が「14時台」と回答

5 今後の移行・代替・廃止計画等

無線局数の増減に関する予定の有無	全体の50.0%(11者)が「無線局数の増減の予定なし」、40.9%(9者)が「無線局数は増加予定」、9.1%(2者)が「全ての無線局を廃止予定」と回答
無線局数増減理由	無線局数増加予定の者の100.0%(9者)が「使用エリアやサービス拡大予定のため」、無線局数減少予定の者の50.0%(1者)が「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」、50.0%(1者)が「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答
デジタル方式への移行・代替予定の有無	全体の45.5%(10者)が「移行・代替完了時期は未定」、40.9%(9者)が「移行・代替完了済み」、9.1%(2者)が「移行・代替予定なし」と回答
デジタル方式へ移行・代替する理由	移行・代替予定がない者の50.0%(1者)ずつが「導入コストの確保が困難であるため」「他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため」と回答

6 ヒアリング結果

- (*)アナログ方式の無線設備は、令和5年度以前は、アナログ・デジタル両方式対応へ更新を行っていたが、令和6年度以降はデジタル方式のみに更新を行っている。アナログ・デジタル両方式対応は、更新に合わせデジタル方式のみの設備に更新予定。なお、アナログ・デジタル両方式対応では、アナログ方式の方が高出力で長距離伝送が可能なため、より長距離伝送が必要な時にアナログ方式に切り換えて運用している。
- (*)ヘリ機体の新規導入や老朽化等によるヘリ機体の更新に合わせ、アナログ・デジタル両方式対応の無線設備に切り替えている。なお、アナログ方式の継続を希望する理由は、アナログ方式はデジタル方式に比べて長距離伝送に適しているため。
- (*)昨年7月に廃止済。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。
- (*)老朽化に伴うヘリの退役に伴い、昨年9月に本システムを廃止済み。

（＊）【不公表システムC】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁（＊）から、デジタル化が進展（令和4年に1局を除いてデジタル化予定）していることを確認した。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画等

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

6 ヒアリング結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

（＊）【不公表システムD】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁（＊）から、用途に合ったシステム要件を考慮しつつ、引き続き、デジタル方式の機器の導入可能性について検討していることを確認した。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画等

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

6 ヒアリング結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

（＊）【不公表システムE】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁（＊）から、令和5年度以降、順次デジタル方式の無線局を導入する方向で検討中であることを確認した。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画等

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

6 ヒアリング結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

（＊）【不公表システムF】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化

- 【令和4年12月現在】関係府省庁（＊）から、デジタル化が概ね完了し、一部を除き令和4年3月末で運用を終了したことを確認した。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画等

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

6 ヒアリング結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

令和７年度
電波の利用状況調査の調査結果
（公共業務用無線局）

令和８年３月

総務省

事務局注）（*）及び【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】の部分は、府省庁名又は不公表システムのため、非公表

目　次

ページ

第１章　電波の利用状況調査・公表制度の概要

第１節　制度導入の背景 …… 1-1-1

(1)　制度導入の背景 …… 1-1-1

(2)　公共業務用無線局の現状 …… 1-1-2

第２節　電波の利用状況調査・公表制度の概要 …… 1-2-1

(1)　調査の目的 …… 1-2-1

(2)　調査の法的根拠 …… 1-2-1

(3)　調査対象 …… 1-2-2

(4)　調査事項及び調査方法 …… 1-2-2

(5)　調査結果の公表 …… 1-2-3

第３節　令和７年度電波の利用状況調査の概要 …… 1-3-1

(1)　調査対象 …… 1-3-1

(2)　調査基準日 …… 1-3-1

(3)　調査事項及び調査方法 …… 1-3-1

(4)　調査結果の公表 …… 1-3-2

(5)　用語集 …… 1-3-2

(6)　調査等のスケジュール …… 1-3-3

第４節　調査方法 …… 1-4-1

(1)　経年比較 …… 1-4-1

(2)　各章の章立て …… 1-4-1

(3)　注釈 …… 1-4-2

(4)　集計方法 …… 1-4-3

(5)　公共業務用無線局に属する電波利用システム …… 1-4-7

第２章　公共業務用無線局の調査結果

第１節　公共業務用無線局の利用状況 …… 2-1-1

(1)　公共業務用無線局の免許人数及び無線局数 …… 2-1-1

(2)　総合通信局別無線局数の推移 …… 2-1-2

第２節　調査票調査の対象となった免許人数及び無線局数 …… 2-2-1

第３節　調査票設問一覧(調査票調査) …… 2-3-1

第４節　無線局の具体的な使用実態(調査票調査) …… 2-4-1

(1)　運用時間 …… 2-4-1

(2)　災害対策等 …… 2-4-10

第５節　電波を有効利用するための計画(調査票調査) …… 2-5-1

(1)　今後の無線局の増減予定 …… 2-5-1

(2)　今後の通信量の増減見込み …… 2-5-9

(3)　移行等予定(公共) …… 2-5-15

(4)　特定システムへの移行・代替 …… 2-5-28

(5) レーダー技術の高度化 …… 2-5-41
第 6 節 電波利用システムの社会的貢献性(調査票調査) …… 2-6-1

第 3 章 総括
第 1 節 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム …… 3-1-1
(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 …… 3-1-1
(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下) …… 3-1-2
(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(固体素子型) …… 3-1-3
(4) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(電子管型) …… 3-1-4
(5) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) …… 3-1-5
(6) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用) …… 3-1-6
(7) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系) …… 3-1-7
(8) 38GHz 帯 FWA …… 3-1-8
(9) (*)【不公表システム A】 …… 3-1-9
(10) (*)【不公表システム B】 …… 3-1-10

第 2 節 アナログ方式を用いるシステム …… 3-2-1
(1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局) …… 3-2-1
(2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯) …… 3-2-2
(3) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯) …… 3-2-3
(4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯) …… 3-2-4
(5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯) …… 3-2-5
(6) 水防道路用無線 …… 3-2-6
(7) 中央防災(150MHz 帯) …… 3-2-7
(8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯) …… 3-2-8
(9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局) …… 3-2-9
(10) 石油備蓄(150MHz 帯) …… 3-2-10
(11) 防災相互波(150MHz 帯) …… 3-2-11
(12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用) …… 3-2-12
(13) 中央防災(400MHz 帯) …… 3-2-13
(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用 …… 3-2-14
(15) 気象援助用無線(400MHz 帯) …… 3-2-15
(16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送 …… 3-2-16
(17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯) …… 3-2-17
(18) (*)【不公表システム C】 …… 3-2-18
(19) (*)【不公表システム D】 …… 3-2-19

(20) (*)【不公表システム E】 …… 3-2-20
(21) (*)【不公表システム F】 …… 3-2-21
(22) (*)【不公表システム G】 …… 3-2-22

参考　調査結果ファイル

(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 …… 参-1
(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下) …… 参-11
(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(固体素子型) …… 参-24
(4) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(電子管型) …… 参-37
(5) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) …… 参-50
(6) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用) …… 参-62
(7) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系) …… 参-72
(8) 38GHz 帯 FWA …… 参-84
(9) (*)【不公表システム A】 …… 参-95
(10) (*)
【不公表システム B】 …… 参-107
(11) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局) …… 参-119
(12) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯) …… 参-131
(13) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯) …… 参-143
(14) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯) …… 参-155
(15) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯) …… 参-167
(16) 水防道路用無線 …… 参-181
(17) 中央防災(150MHz 帯) …… 参-195
(18) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯) …… 参-207
(19) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局) …… 参-220
(20) 石油備蓄(150MHz 帯) …… 参-230
(21) 防災相互波(150MHz 帯) …… 参-240
(22) 中央防災(400MHz 帯) …… 参-253
(23) 公共業務用ヘリテレ連絡用 …… 参-265
(24) 気象援助用無線(400MHz 帯) …… 参-278
(25) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送 …… 参-290
(26) K-COSMOS 無線(400MHz 帯) …… 参-303
(27) (*)【不公表システム C】 …… 参-317
(28) (*)【不公表システム D】 …… 参-332
(29) (*)【不公表システム E】 …… 参-345
(30) (*)【不公表システム F】 …… 参-358
(31) (*)【不公表システム G】 …… 参-371

本調査の評価結果は電波監理審議会がとりまとめる「令和 7 年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」に掲載される。

第１章

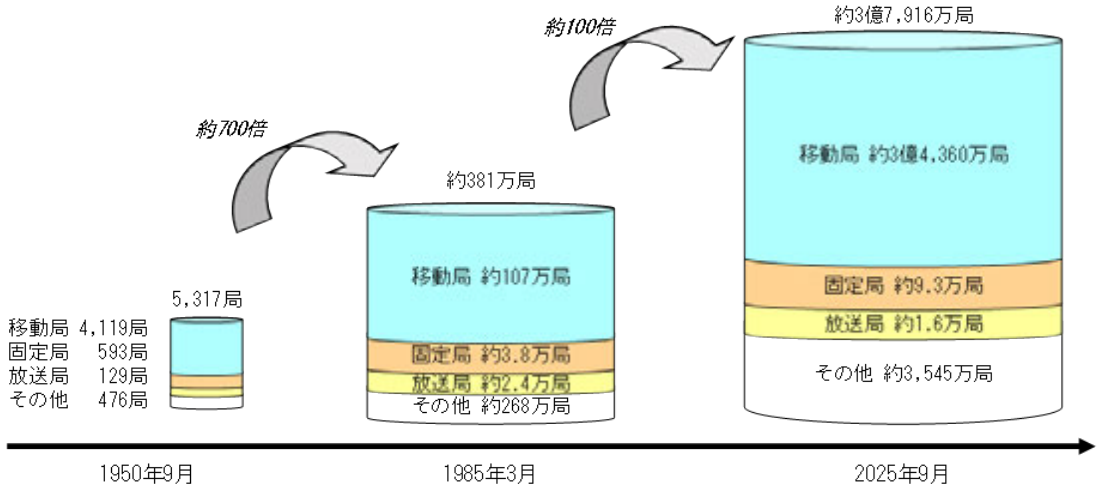
電波の利用状況調査・公表制度の概要

第1節　制度導入の背景

(1) 制度導入の背景

携帯電話や無線 LAN の普及・利用拡大に伴うサービスの多様化・高度化が進展しており、電波利用は量的にも質的にも大きく変化し、電波に対するニーズはますます多様化する方向にあり、電波は私たちの生活において不可欠なものとなっている。電波法が制定された 1950 年（昭和 25 年）当時、電波は公共分野を中心に利用され、無線局数は全国で 5,000 局程度であった。しかし、1985 年（昭和 60 年）の電気通信業務の民間開放を契機に、移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展し、2025 年（令和 7 年）9 月での無線局数は、1985 年 3 月の約 100 倍に相当する約 3 億 7,916 万局に達している。

図表－1－1－1 無線局数の推移



電波の利用は拡大し、携帯電話や無線 LAN といった通信分野だけではなく、産業効率化、地域活性化、医療、環境等の様々な分野への利活用が広がっており、第 5 世代移動通信システム（5G）をはじめとする移動通信、多様な分野での IoT の利活用、測位やセンシング、ワイヤレス給電等など社会経済の幅広い分野への展開が期待される。
このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれからも成長・発展が進むものと考えられる。

これらの新たな電波利用システムを導入するに当たっては、そのシステムに割り当てる周波数を確保するため、周波数の移行・再編を行う必要がある。そのためには、実際に電波がどのように使われているかについて、現状を把握する必要があることから総務省では平成 14 年に電波法を改正し、電波の利用状況を調査し、その調査結果を評価する電波の利用状況調査制度を平成 15 年より導入した。この評価結果を踏まえ、周波数の移行･再編を円滑かつ着実に実行するための具体的取組を示した周波数再編アクションプランを策定し（平成 16 年に策定、毎年更新）、周波数割当計画の改定により周波数の移行期限を定め、周波数移行･再編を具体化してきたところである。

また、電波の有効利用の程度の評価については、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたが、令和 4 年の電波法改正により、電波の公平かつ能率的な利用を促進する観点から、技術の進展などに対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うこととなった。

(2) 公共業務用無線局の現状

公共業務用無線局は、国等の公共機関が、人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報などの公共の業務の遂行のために開設するもので、その目的に応じ、電波利用料の減免など、制度上、他の一般の無線局とは異なる扱いがなされてきたが、昨今の周波数需要の増大に伴い、周波数の有効利用を促進するため、非効率な技術を用いているもの等については、電波利用料を徴収可能とするよう、令和元年５月に電波法改正等を実施した。

デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、検討対象となった国のシステムについては、5G や無線 LAN 等の需要が顕在化している他用途との周波数共用や、デジタル方式等の導入などの今後の方向性について取りまとめが行われ、また、これらの進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップを実施する必要性が提言された。

これまで、当該フォローアップのためには、毎年実施している電波の利用状況調査等を含めて情報を収集してきており、令和４年度電波の利用状況調査では、714MHz 以下の帯域における国の機関が免許人となっているフォローアップ対象システムについて、電波の利用状況調査を行った。

なお、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 63 号）及び「電波の利用状況の調査等に関する省令」（平成 14 年総務省令第 110 号）の一部改正により、公共業務用無線局の調査については、714MHz 以下又は 714MHz 超の周波数帯で調査を行う各種無線システムの調査とは別個のものとして位置付けられたことから、令和５年度以降のフォローアップにおいては、各種無線システムとは別個の調査結果の取りまとめを実施する。

第2節　電波の利用状況調査・公表制度の概要

(1) 調査の目的

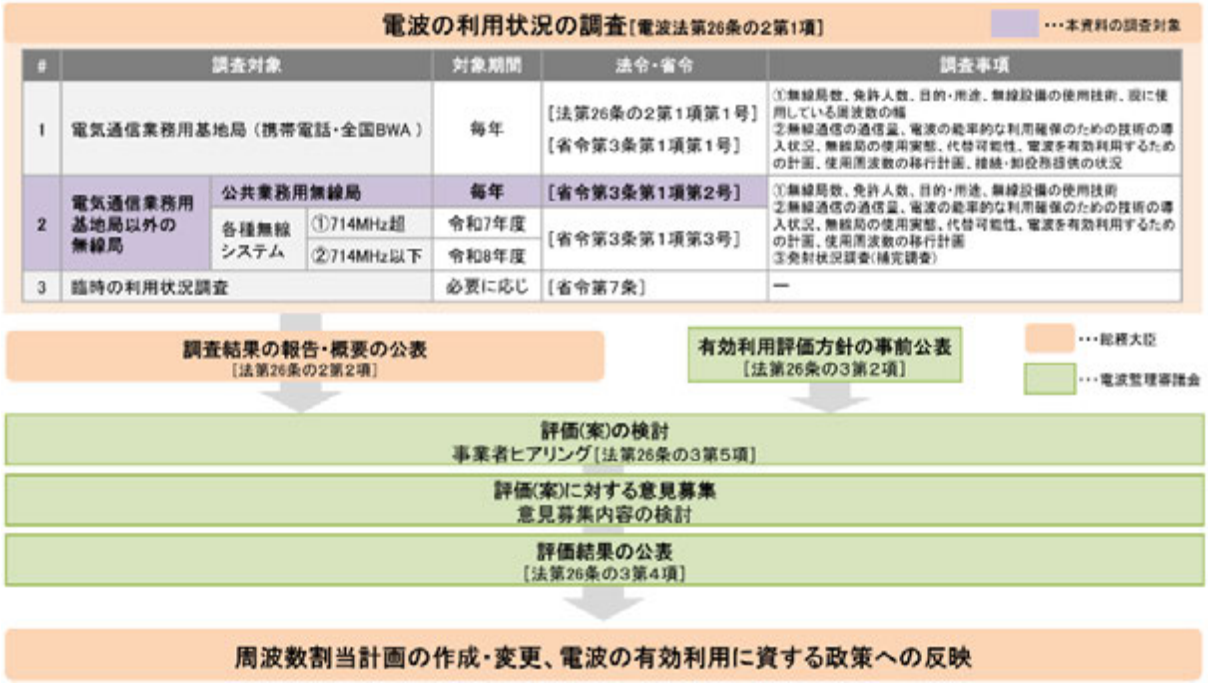
移動通信、無線アクセス等の今後増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 の規定及び電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）（以下「調査・評価省令」という。）に基づき実施するものである。なお、令和 4 年 6 月の電波法改正により、令和 5 年度の調査から「公共業務用無線局*」の調査を開始。「各種無線システム」の調査から「公共業務用無線局*1」を分離して毎年度調査することとした。

*1 図表－1－3－2 用語集 参照

図表－1－2－1 電波の利用状況調査・公表制度の概要



(3) 調査対象

調査・評価省令第 3 条の規定により、無線局の種類に応じて定められた期間を周期として、電波法で定める周波数帯（3THz 以下）を調査する。

図表－1－2－2 調査の対象

	無線局の種類	調査周期
1	電気通信業務用基地局 （携帯電話及び全国 BWA （広帯域移動無線アクセスシステム））	毎年度実施する
2	公共業務用無線局*1	毎年度実施する
3	上記以外の各種無線システム	周波数帯を 714MHz 以下のものと 714MHz を超えるものに 2 区分して、毎年一の区分ごとに実施する

*1 図表－1－3－2 用語集　参照

本誌は調査の対象の内、「2.公共業務用無線局」の調査結果を掲載の対象とする。また、本調査結果を元にして電波監理審議会が行う評価結果については、評価終了後にインターネット*2 で公表する。

「1.電気通信業務用基地局」及び「3.上記以外の各種無線局」の調査結果については、本誌とは別に調査結果、評価結果を取りまとめ、評価終了後にインターネット*2 で公表する。

*2 公表を行うホームページ（令和 8 年 3 月時点）：総務省電波利用ポータル「電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果」（https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/tool/resultall/）

(4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査・評価省令第 4 条に基づき、原則として、全国 11 か所にある総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査・評価省令第 5 条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、総合無線局管理ファイル（総合無線局監理システム（PARTNER））のデータを基に調査を行う等となっている。また、令和 2 年 4 月 1 日に無線局単位での調査など重点調査の実施等を可能とする制度改正が行われている。これに基づき、令和 2 年度より新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、過去の調査・評価結果等を踏まえ移行が進んでいない電波利用システム等について、重点調査を実施している。具体的な調査事項としては、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画及び使用周波数の移行計画等に加え、無線局単位での、実運用時間、運用エリア等も含む。また、調査方法については、調査票調査及び、PARTNER 調査*1 に加え、電波の発射状況調査による実測結果も活用する。

*1 電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総務省が保有している総合無線局管理ファイル（無線局を管理するデータベース）に記録されている情報を整理して取りまとめる調査。（図表－1－3－2 用語集より）

(5) 調査結果の公表

調査結果の公表に当たっては、調査・評価省令第 8 条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネット*1 で公表する。

*1 公表を行うホームページ（令和 8 年 3 月時点）：総務省電波利用ポータル「電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果」（https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/tool/resultall/ ）

第3節　令和 7 年度電波の利用状況調査の概要

(1) 調査対象

公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」及び「アナログ方式を用いるシステム」として特定された、国が使用する無線局（以下「公共業務用無線局」という。）を対象として調査を実施した。

(2) 調査基準日

令和 7 年 4 月 1 日を基準として実施した。

(3) 調査事項及び調査方法

調査・評価省令第 5 条に基づき、免許を受けた無線局、登録を受けた無線局並びに免許及び登録を要しない無線局に係る調査（以下「重点調査以外の調査」という）を実施した。

免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイル（無線局を管理するデータベース）に記録されている情報の整理及び同法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集（携帯無線通信等を除く。）により実施した。

また、登録を受けた無線局に係る調査については、登録人の数及び登録局の数に関して、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイル（無線局を管理するデータベース）に記録されている情報の整理により実施した。

図表－1－3－1 公共業務用無線局の調査事項等
（調査・評価省令第 5 条第 3 項関係）

調査事項	調査の内容	調査方法
① 無線局の数*2 ② 免許人の数*2 ③ 無線局の目的及び用途 ④ 無線設備の使用技術	電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイル（無線局を管理するデータベース）に記録されている情報の整理	以下、**「PARTNER 調査」**という
⑤ 無線局の行う無線通信の通信量 ⑥ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 ⑦ 無線局の具体的な使用実態 ⑧ 他の電気通信手段への代替可能性 ⑨ 電波を有効利用するための計画 ⑩ 使用周波数の移行計画	電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集	以下、**「調査票調査」**という

*1 包括免許の無線局については、電波法第 103 条の 2 第 5 項に規定する開設無線局数のみを調査事項とし、調査・評価省令第 5 条第 3 項第 1 号に規定する方法により実施した。

*2 「公共業務用無線局」の局数、免許人数も含める。

(4) 調査結果の公表

調査結果の公表に当たっては、調査・評価省令第 8 条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネット*1 で公表する。

*1 公表を行うホームページ（令和 8 年 3 月時点）：総務省電波利用ポータル「電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果」（https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/tool/resultall/）

(5) 用語集

図表－1－3－2 用語集

使用する用語	用語の意味
無線局	無線設備と無線従事者の総体。
免許人	無線局を開設し運用するために無線従事者の免許を取得し、無線局を使用する主体。
公共業務用無線局	本調査では、調査・評価省令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する調査の対象無線局の事を指す。国が免許人となる無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」及び「アナログ方式を用いるシステム」として特定された無線局。
総合通信局	情報通信行政を所管する総務省の地方支分部局（沖縄総合通信事務所を含む。）。
電波利用システム	用途や周波数帯等、いくつかの条件によって分類された無線局群の総称。
PARTNER 調査	電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総務省が保有している総合無線局管理ファイルに記録されている情報を整理して取りまとめる調査。
調査票調査	電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき、調査対象とするシステムを指定した上で、対象システムの免許人に対して調査票を送付して報告を求める。その後回収した調査票の回答を取りまとめる調査。
社会的貢献性	調査事項の内、「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性のある事項」の総称。 電波監理審議会「有効利用評価方針」第 3 条第 5 項(1)にて「評価において考慮するもの」と定められている。
運用管理取組状況	調査事項の内、「電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況」の総称。 電波監理審議会「有効利用評価方針」第 3 条第 5 項(2)にて「評価において考慮するもの」と定められている。

(6) 調査等のスケジュール

令和 7 年 6 月　総務省より免許人に調査票を送付
令和 7 年 8 月　調査票を回収
令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月　調査票の集計及び分析を実施
令和 8 年 3 月　電波監理審議会に調査結果を報告

第4節　調査方法

(1) 経年比較

令和 7 年度の調査に際し、令和 5 年度及び 6 年度に実施した電波の利用状況調査との経年比較を行う場合、当該年度の免許人数及び無線局数のデータは以下のように集計している。

図表－1－4－1 調査方法

調査年度	集計方法
令和 5 年度データ	令和 7 年度に再集計
令和 6 年度データ	

(2) 各章の章立て

各章の章立ては下表のとおりである。

図表－1－4－2 各章の章立て

章		節	
1	電波の利用状況調査・公表制度の概要	1	制度導入の背景
		2	電波の利用状況調査・公表制度の概要
		3	令和 7 年度電波の利用状況調査の概要
		4	調査方法
2	公共業務用無線局の調査結果	1	公共業務用無線局の利用状況
		2	調査票調査の対象となった免許人数及び無線局数
		3	調査票設問一覧（調査票調査）
		4	無線局の具体的な使用実態（調査票調査）
		5	電波を有効利用するための計画（調査票調査）
		6	電波利用システムの社会的貢献性（調査票調査）
3	総括	1	他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム
		2	アナログ方式を用いるシステム

(3) 注釈

図表注釈のうち、共通のものを下表にまとめる。なお、共通注釈が当てはまらない場合や、個別の図表に必要な注釈は各図表の下部に記載する。

図表－1－4－3 注釈

分類	共通注釈内容
有効回答数	調査票に回答した免許人数又は無線局数を示す。
図表中の割合の算出	調査票に回答した免許人数又は無線局数に基づき算出している。
表の塗りつぶし	システムごとに、最も小さい値を白として、色が濃いほど値が大きくなる。
0.0%表示	0.05%未満については、0.0%と表示している。
0.00%表示	0.005%未満については、0.00%と表示している。

(4) 集計方法

①　PARTNER 調査に関する図表

PARTNER 調査に関する図表は下表のとおり。

図表－1－4－4 PARTNER 調査に関する図表

図表
公共業務用の無線局無線局数の割合及び局数の推移
総合通信局別無線局数の推移
利用する免許人数及び無線局数
電波利用システムごとの免許人数、無線局数及び無線局数の割合

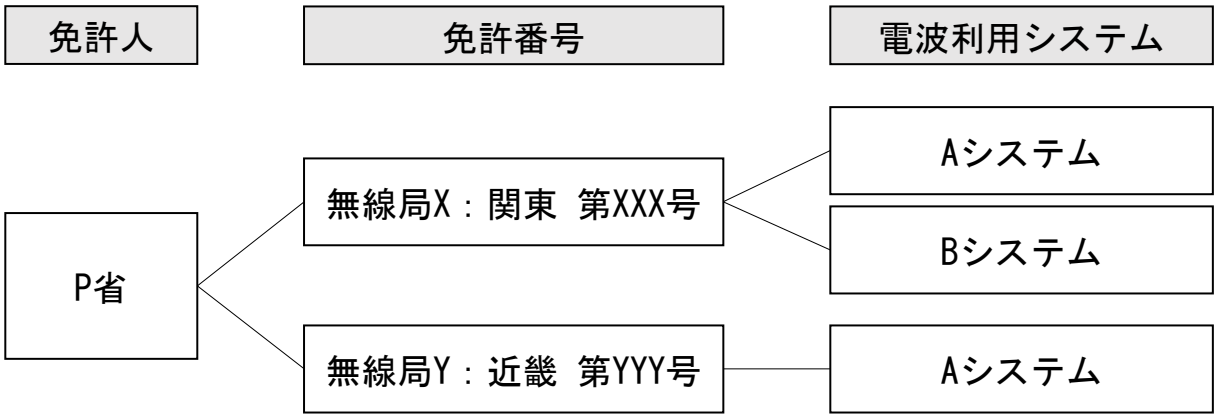
PARTNER 調査に関する図表について、集計方法を説明する。

図表－1－4－5 PARTNER 調査に関する図表の集計方法

集計方法	内容	該当箇所
①	1 無線局が複数の電波利用システムに紐づく場合、各システムで免許人数１者・無線局数１局と計上される。	システムごとの「免許人数」又は「無線局数」が集計されている図表全て
②	複数の総合通信局に属する免許人の重複を排除する。	「免許人数」が集計されている図表全て

以下、免許人「P 省」を例にとる。

図表－1－4－6 免許人「P 省」の例（PARTNER 調査に関する図表の集計方法）



管区	電波利用システム	免許人数	無線局数
全国	A システム	1 者 （関東局と近畿局で足して 2 者とはならない）	2 局
	B システム	1 者	1 局
関東	A システム	1 者	1 局
	B システム	1 者	1 局
近畿	A システム	1 者	1 局

以上を踏まえると、下表のように整理される。

図表－1－4－7 PARTNER 調査に関する図表の集計結果

	各総合通信局の合計値
全国の無線局数	一致
全国の免許人数	不一致 （複数の総合通信局に属する免許人の重複を排除するため）

② 調査票調査に関する図表

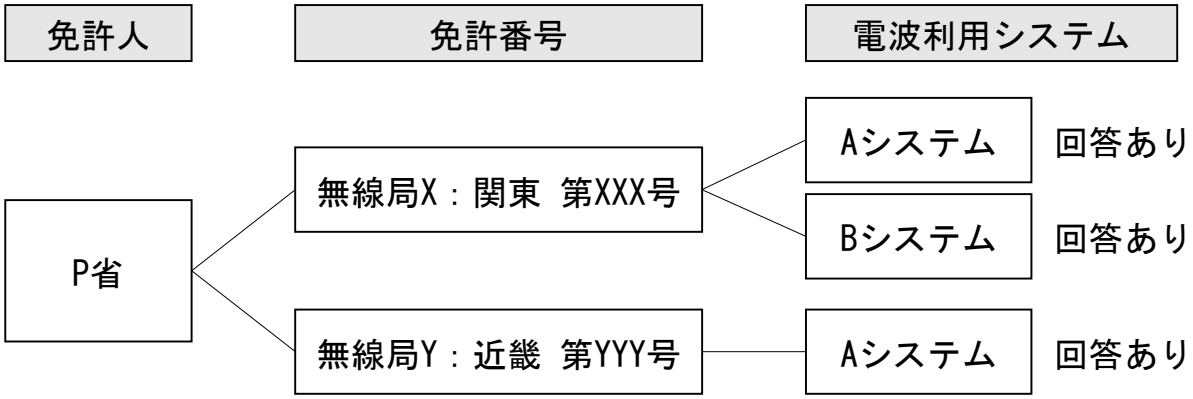
調査票調査に関する図表について、集計方法を説明する。なお、調査票調査に関する図表には、「図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。」と注釈を付している。

図表－1－4－8 調査票に関する図表の集計方法

集計方法	内容
①	調査票の各設問に回答した免許人数の割合を算出している。
②	免許人が、複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムで１回答として重複計上する。
③	免許人が、複数の総合通信局で電波利用システムを利用している場合、それらの回答を重複計上する。

以下、免許人「P 省」を例にとる。

図表－1－4－9 免許人「P 省」の例（調査票に関する図表の集計方法）



管区	電波利用システム	回答数
全国	A システム	2 回答（関東局 1 回答＋近畿局 1 回答）
	B システム	1 回答
関東	A システム	1 回答
	B システム	1 回答
近畿	A システム	1 回答

以上を踏まえると、下表のように整理される。

図表－1－4－10 調査票に関する図表の集計結果

	各総合通信局における対応する設問の回答数の合計値
各設問の回答数	一致 （複数の総合通信局に属する免許人の回答の重複を排除していないため）

(5) 公共業務用無線局に属する電波利用システム

公共業務用無線局*1 に属する電波利用システムは以下のとおりである。

*1 国が免許人となる無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」及び「アナログ方式を用いるシステム」として特定された無線局。(図表－1－3－2 用語集より)

図表－1－4－11 公共業務用無線局に属する電波利用システム

調査対象特定事由	電波利用システム
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	1.2GHz 帯画像伝送用携帯局
	5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)
	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(固体素子型)
	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(電子管型)
	6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)
	40GHz 帯画像伝送(公共業務用)
	40GHz 帯公共・一般業務(中継系)
	38GHz 帯 FWA
	(*)【不公表システム A】
	(*) 【不公表システム B】
アナログ方式を用いるシステム	路側通信(MF 帯)(特別業務の局)
	公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務を除く) (60MHz 帯)
	公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務) (60MHz 帯、400MHz 帯)
	水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)
	災害対策・水防用無線(60MHz 帯)
	水防道路用無線
	中央防災(150MHz 帯)
	部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)
	気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	石油備蓄(150MHz 帯)
	防災相互波(150MHz 帯)
	400MHz 帯リンク回線(水防道路用)
	中央防災(400MHz 帯)
	公共業務用ヘリテレ連絡用
	気象援助用無線(400MHz 帯)
	15GHz 帯ヘリテレ画像伝送
	K-COSMOS 無線(400MHz 帯)
	(*)【不公表システム C】
	(*)【不公表システム D】
	(*)【不公表システム E】
	(*)【不公表システム F】
	(*)【不公表システム G】

第 2 章

公共業務用無線局の調査結果

本章では、公共業務用無線局について、調査の結果を掲載する。

調査方法については第 1 章第 4 節参照のこと。

なお、設問ごとに掲載している図表について、[公表]は不公表システム以外の調査結果を、[不公表]は不公表システムの調査結果をそれぞれ示している。

第1節　公共業務用無線局の利用状況

公共業務用無線局の利用状況をまとめる。

(1) 公共業務用無線局の免許人数及び無線局数

公共業務用無線局の調査票調査の対象システムは以下のとおりである。

図表－2－1－1 公共業務用無線局の免許人数及び無線局数

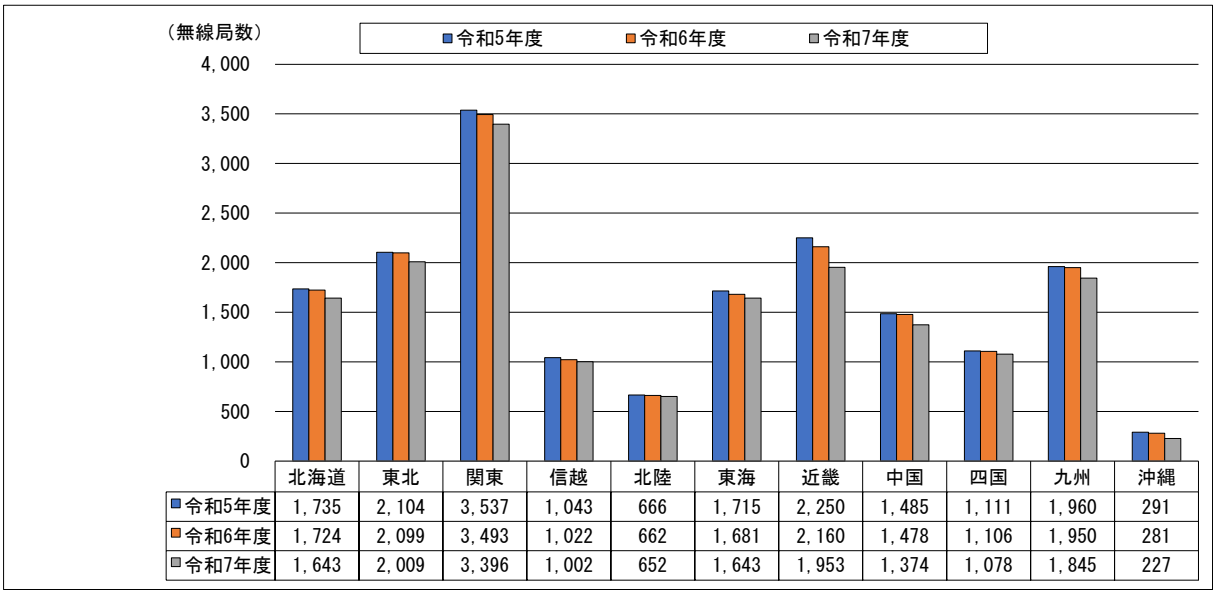
	令和6年度集計	令和7年度集計	増減
全国の免許人数*1	35者	35者	0者
全国の無線局数*1	17,656局	16,822局	-834局

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

(2) 総合通信局別無線局数の推移

総合通信局別無線局数の推移は以下のとおりである。

図表－2－1－2 総合通信局別無線局数の推移



	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和5年度	1,735	2,104	3,537	1,043	666	1,715	2,250	1,485	1,111	1,960	291
令和6年度	1,724	2,099	3,493	1,022	662	1,681	2,160	1,478	1,106	1,950	281
令和7年度	1,643	2,009	3,396	1,002	652	1,643	1,953	1,374	1,078	1,845	227

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

第2節　調査票調査の対象となった免許人数及び無線局数

公共業務用無線局に含まれる調査票調査の対象システムは以下のとおりである。

なお、免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値であり、以降、調査票回答における免許人数は、この有効回答数で表記している。

図表－2－2－1 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合[公表]

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1.2GHz帯画像伝送用携帯局(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1者	1者	1者	1者	17局	17局	17局
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	1者	1者	1者	11者	20局	21局	22局
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	1者	1者	1者	11者	18局	23局	23局
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	1者	1者	1者	3者	6局	5局	4局
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	1者	1者	1者	5者	11局	6局	6局
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1者	1者	1者	1者	18局	18局	18局
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1者	1者	1者	11者	1,013局	1,006局	1,002局
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1者	1者	1者	10者	83局	88局	86局
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
38GHz帯FWA(*)	1者	1者	1者	1者	90局	90局	90局
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	1者	1者	1者	4者	28局	19局	19局
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	1者	1者	1者	7者	302局	280局	197局
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	1者	1者	1者	11者	4,445局	4,431局	4,420局
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	1者	1者	1者	6者	485局	485局	485局
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	1者	1者	1者	11者	2,100局	2,106局	2,094局
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	1者	1者	1者	8者	310局	310局	310局
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	8者	167局	167局	167局
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	1者	1者	1者	9者	696局	694局	693局
水防道路用無線(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
中央防災(150MHz帯)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	1者	35局	35局	35局
気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	1者	63局	63局	3局
防災相互波(150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	6者	26局	28局	28局
防災相互波(150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	1者	36局	36局	36局
防災相互波(150MHz帯)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
防災相互波(150MHz帯)(*)	1者	1者	1者	11者	1,651局	1,651局	1,649局
400MHz帯リンク回線(水防道路用)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
中央防災(400MHz帯)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1者	1者	1者	1者	3局	3局	3局
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1者	1者	1者	1者	29局	29局	29局
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1者	1者	1者	9者	27局	26局	24局
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	1者	1者	1者	4者	18局	18局	18局
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1者	1者	1者	1者	1局	1局	1局
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1者	1者	1者	1者	1局	1局	1局
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1者	1者	1者	11者	80局	76局	69局
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1者	1者	1者	9者	53局	56局	57局
K-COSMOS無線(400MHz帯)(*)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

図表－2－2－2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

第3節　調査票設問一覧（調査票調査）

下表は、調査票の設問を一覧にしたものである。公共業務用無線局で回答のあった設問には「○」を記載しており、第 4 節から第 6 節ではこれらの結果を掲載している。

図表－2－3－1 調査票設問一覧[公表]

カテゴリ	設問			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
運用時間	年間の発射日数			※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○
	発射実績がある場合	電波の発射時間帯		※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○
	発射実績がない場合	年間の発射実績がない理由		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	○	○
サービス提供内容	地域BWA	無線局を利用したサービス提供内容		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ローカル5G・自営系BWA	電波利用システムの種類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局の業務種別		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局を利用したサービスの種別		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局を利用したサービスの具体例		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局の導入場所		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ローカル5G	無線アクセスネットワークの構成		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		アンカーバンドの種類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自営系BWA	ローカル5Gのアンカーとしての利用の有無		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運用継続性	移動しない無線局	運用継続性の確保のための対策の有無		－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	※1	－	○	※1	○	○	○	○	○	○
		対策している場合	運用継続性の確保のための対策の具体的内容	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	※1	－	○	※1	○	○	○	○	○	○
		対策していない場合	運用継続性の確保のための対策を実施していない理由	－	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	－	－	※1	－	※2	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2
	移動する無線局	運用継続性の確保のための対策の有無		※1	－	－	－	－	－	－	－	－	※1	※1	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
		対策している場合	運用継続性の確保のための対策の具体的内容	※1	－	－	－	－	－	－	－	－	※1	※1	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
		対策していない場合	運用継続性の確保のための対策を実施していない理由	※1	－	－	－	－	－	－	－	－	※1	※1	－	※2	－	－	－	－	－	－	－	－
地震対策	地震対策の有無			－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	※1	－	○	※1	○	○	○	○	○	○
	対策していない場合	地震対策を実施していない理由		－	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	－	－	※1	－	※2	※1	○	※2	○	※2	○	○
水害対策	水害対策の有無			－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	※1	－	○	※1	○	○	○	○	○	○
	対策していない場合	水害対策を実施していない理由		－	※2	※2	○	※2	○	※2	※2	※2	－	－	※1	－	※2	※1	○	※2	○	※2	○	○
火災対策	火災対策の有無			－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	※1	－	○	※1	○	○	○	○	○	○
	対策していない場合	火災対策を実施していない理由		－	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	○	－	－	※1	－	※2	※1	○	※2	○	※2	○	○
災害時の運用日数	無線局の利用形態			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	災害時の運用日数			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

－：調査対象外である。□
※1 ：無線局が存在しない。
※2 ：他の設問の回答により、回答対象外となり、回答が存在しない。
○ ：回答が存在する。

1: 1.2GHz帯画像伝送用携帯局(*)
2: 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)
3: 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)
4: 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)
5: 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)
6: 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)
7: 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
8: 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
9: 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
10: 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)
11: 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)
12: 40GHz帯公共・一般業務(中継系)(*)
13: 38GHz帯FWA(*)
14: 路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)
15: 路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)
16: 公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
17: 公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
18: 公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
19: 公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)
20: 公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)
21: 水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)

カテゴリ	設問			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
運用時間	年間の発射日数			○	※1	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※1
	発射実績がある場合	電波の発射時間帯		○	※1	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※1
	発射実績がない場合	年間の発射実績がない理由		※2	※1	※1	※2	※1	※2	○	※2	※1	※2	※1	※2	※2	○	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※1
サービス提供内容	地域BWA	無線局を利用したサービス提供内容		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ローカル5G・自営系BWA	電波利用システムの種類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局の業務種別		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局を利用したサービスの種別		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局を利用したサービスの具体例		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		無線局の導入場所		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ローカル5G	無線アクセスネットワークの構成		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		アンカーバンドの種類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自営系BWA	ローカル5Gのアンカーとしての利用の有無		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運用継続性	移動しない無線局	運用継続性の確保のための対策の有無		○	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
		対策している場合	運用継続性の確保のための対策の具体的内容	○	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
		対策していない場合	運用継続性の確保のための対策を実施していない理由	※2	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	※2	－	－	－	－	※1
	移動する無線局	運用継続性の確保のための対策の有無		○	※1	－	○	※1	○	○	○	※1	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	※1
		対策している場合	運用継続性の確保のための対策の具体的内容	○	※1	－	○	※1	○	○	○	※1	○	－	○	○	※2	－	－	○	○	○	○	※1
		対策していない場合	運用継続性の確保のための対策を実施していない理由	※2	※1	－	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	－	※2	※2	○	－	－	※2	※2	※2	※2	※1
地震対策	地震対策の有無			○	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
	対策していない場合	地震対策を実施していない理由		※2	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	※2	－	－	－	－	※1
水害対策	水害対策の有無			○	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
	対策していない場合	水害対策を実施していない理由		※2	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
火災対策	火災対策の有無			○	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
	対策していない場合	火災対策を実施していない理由		※2	※1	※1	－	－	－	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
災害時の運用日数	無線局の利用形態			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	災害時の運用日数			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

－：調査対象外である。□
※1 ：無線局が存在しない。
※2 ：他の設問の回答により、回答対象外となり、回答が存在しない。
○ ：回答が存在する。

22:災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)
23:水防道路用無線(*)
24:中央防災(150MHz帯)(*)
25:部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)
26:気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)(*)
27:石油備蓄(150MHz帯)(*)
28:防災相互波(150MHz帯)(*)
29:防災相互波(150MHz帯)(*)
30:防災相互波(150MHz帯)(*)
31:防災相互波(150MHz帯)(*)
32:中央防災(400MHz帯)(*)

33:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
34:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
35:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
36:気象援助用無線(400MHz帯)(*)
37:気象援助用無線(400MHz帯)(*)
38:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
39:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
40:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
41:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
42:K-COSMOS無線(400MHz帯)(*)

カテゴリ	設問			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
今後の無線局の増減予定	今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無			※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○
	増加予定の場合	無線局数増加理由		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	※2	○	○	○	○	※2
		他システムから移行・代替予定の場合	移行・代替元システム	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2
	減少又は廃止予定の場合	無線局数減少・廃止理由		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	○	※1	※1	※1	※2	※2	※1	○	※2	※2	※2	○	○
		他システムから移行・代替予定の場合	移行・代替元システム	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
今後の無線局の増減予定（衛星）	今後3年間で見込まれる人工衛星局の新設又は廃止に関する計画の有無			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	今後3年間で人工衛星局の新設又は廃止を見込む場合	新設又は廃止に関する計画		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		人工衛星局の新設の場合	人工衛星局の新設理由	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		人工衛星局の廃止の場合	人工衛星局の廃止理由	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
今後の通信量増減見込み	データ通信量の管理の有無			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	最繁時の平均データ通信量			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無			※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○
	増加予定の場合	通信量増加理由		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	○	※2
	減少予定の場合	通信量減少理由		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	○	※2	※2	※2	○	○
移行・代替・廃止時期	移行・代替・廃止予定の有無			※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○
	全ての無線局で予定がある場合	移行・代替・廃止予定時期		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	○	※2	※2	※2	○	※2
	一部の無線局で予定がある場合	移行・代替・廃止予定時期		※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1	※1	※1	※2	※2	※1	○	※2	※2	※2	※2	○
	予定がある及び今後検討を予定している場合	移行・代替・廃止手段		※1	○	※2	※2	※2	※2	※2	※2	○	※1	※1	※1	※2	※2	※1	○	※2	※2	※2	○	○
	予定がない場合	移行・代替・廃止予定がない理由		※1	※2	○	○	○	○	○	○	※2	※1	※1	※1	○	○	※1	※2	○	○	○	○	○
特定システムへの移行・代替①	電波利用システムの種類(1.2GHz帯画像伝送用携帯局)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替予定の有無①			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定している場合	特定システムへ移行・代替する理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへ一斉に移行・代替するか否か①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定していない場合	特定システムへの移行・代替予定がない理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替以外を予定している場合	特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定システムへの移行・代替②	特定システムへの移行・代替予定の有無②			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定している場合	特定システムへ移行・代替する理由②		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定していない場合	特定システムへの移行・代替予定がない理由②		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替以外を予定している場合	特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期②		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	無線設備の使用年数			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
レーダー技術の高度化	固体化レーダーの導入予定			－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	受信フィルタ(混信低減・除去を行う)			－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	送信フィルタ(帯域外輻射を抑圧する)			－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
デジタルMCA・高度MCA	電波利用システムの種類(デジタルMCA・高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利用終了予定時期(デジタルMCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利用終了予定時期(高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	移行・代替予定のシステム(デジタルMCA・高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社会的貢献性	電波を利用する社会的貢献性			※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	※1	※1	○	○	※1	○	○	○	○	○	○

－ ：調査対象外である。□
※1 ：無線局が存在しない。
※2 ：他の設問の回答により、回答対象外となり、回答が存在しない。
○ ：回答が存在する。

1:1.2GHz帯画像伝送用携帯局(*)
2:5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)
3:5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)
4:5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)
5:5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)
6:5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)
7:6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
8:6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
9:6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)
10:40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)
11:40GHz帯画像伝送(公共業務用)(*)
12:40GHz帯公共・一般業務(中継系)(*)
13:38GHz帯FWA(*)
14:路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)
15:路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)
16:公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
17:公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
18:公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)
19:公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)
20:公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)
21:水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)

カテゴリ	設問			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
今後の無線局の増減予定	今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無			○	※1	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※1
	増加予定の場合	無線局数増加理由		※2	※1	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	○	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	○	※1
		他システムから移行・代替予定の場合	移行・代替元システム	※2	※1	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※1
	減少又は廃止予定の場合	無線局数減少・廃止理由		※2	※1	※1	○	※1	※2	※2	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	※2	○	○	※2	※2	※1
		他システムから移行・代替予定の場合	移行・代替元システム	－	－	－	※2	－	－	※2	※2	※1	※2	－	※2	※2	※2	－	－	※2	※2	※2	※2	－
今後の無線局の増減予定（衛星）	今後3年間で見込まれる人工衛星局の新設又は廃止に関する計画の有無			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	今後3年間で人工衛星局の新設又は廃止を見込む場合	新設又は廃止に関する計画		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		人工衛星局の新設の場合	人工衛星局の新設理由	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		人工衛星局の廃止の場合	人工衛星局の廃止理由	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
今後の通信量増減見込み	データ通信量の管理の有無			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	最繁時の平均データ通信量			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無			○	※1	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※1
	増加予定の場合	通信量増加理由		※2	※1	※1	※2	※1	※2	○	※2	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※1
	減少予定の場合	通信量減少理由		※2	※1	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※1	※2	※2	※2	※1	※2	※2	○	※2	※2	※1
移行・代替・廃止時期	移行・代替・廃止予定の有無			○	※1	※1	－	※1	○	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
	全ての無線局で予定がある場合	移行・代替・廃止予定時期		※2	※1	※1	－	※1	※2	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	※2	－	－	－	－	※1
	一部の無線局で予定がある場合	移行・代替・廃止予定時期		※2	※1	※1	－	※1	※2	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	※2	－	－	－	－	※1
	予定がある及び今後検討を予定している場合	移行・代替・廃止手段		※2	※1	※1	－	※1	※2	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	※2	－	－	－	－	※1
	予定がない場合	移行・代替・廃止予定がない理由		○	※1	※1	－	※1	○	－	－	－	－	※1	－	－	－	※1	○	－	－	－	－	※1
特定システムへの移行・代替①	電波利用システムの種類(1.2GHz帯画像伝送用携帯局)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替予定の有無①			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定している場合	特定システムへ移行・代替する理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへ一斉に移行・代替するか否か①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替を予定していない場合	特定システムへの移行・代替予定がない理由①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定システムへの移行・代替以外を予定している場合	特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期①		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定システムへの移行・代替②	特定システムへの移行・代替予定の有無②			－	－	－	○	－	－	○	○	※1	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－
	特定システムへの移行・代替を予定している場合	特定システムへ移行・代替する理由②		－	－	－	※2	－	－	※2	※2	※1	○	－	※2	○	※2	－	－	※2	※2	○	○	－
		特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②		－	－	－	※2	－	－	※2	※2	※1	※2	－	※2	※2	※2	－	－	※2	※2	○	※2	－
		特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②		－	－	－	※2	－	－	※2	※2	※1	○	－	※2	○	※2	－	－	※2	※2	○	○	－
	特定システムへの移行・代替を予定していない場合	特定システムへの移行・代替予定がない理由②		－	－	－	○	－	－	○	○	※1	※2	－	○	※2	○	－	－	○	○	※2	※2	－
	特定システムへの移行・代替以外を予定している場合	特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期②		－	－	－	※2	－	－	※2	※2	※1	※2	－	○	※2	○	－	－	○	○	※2	※2	－
	無線設備の使用年数			－	－	－	○	－	－	○	○	※1	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－
レーダー技術の高度化	固体化レーダーの導入予定			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	受信フィルタ(混信低減・除去を行う)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	送信フィルタ(帯域外輻射を抑圧する)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
デジタルMCA・高度MCA	電波利用システムの種類(デジタルMCA・高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利用終了予定時期(デジタルMCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利用終了予定時期(高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	移行・代替予定のシステム(デジタルMCA・高度MCA)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社会的貢献性	電波を利用する社会的貢献性			○	※1	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	※1	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※1

－：調査対象外である。□
※1 ：無線局が存在しない。
※2 ：他の設問の回答により、回答対象外となり、回答が存在しない。
○ ：回答が存在する。

22:災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)
23:水防道路用無線(*)
24:中央防災(150MHz帯)(*)
25:部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)
26:気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)(*)
27:石油備蓄(150MHz帯)(*)
28:防災相互波(150MHz帯)(*)
29:防災相互波(150MHz帯)(*)
30:防災相互波(150MHz帯)(*)
31:防災相互波(150MHz帯)(*)
32:中央防災(400MHz帯)(*)

33:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
34:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
35:公共業務用ヘリテレ連絡用(*)
36:気象援助用無線(400MHz帯)(*)
37:気象援助用無線(400MHz帯)(*)
38:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
39:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
40:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
41:15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)
42:K-COSMOS無線(400MHz帯)(*)

図表－2－3－2 調査票設問一覧[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

第4節　無線局の具体的な使用実態（調査票調査）

携帯電話や無線 LAN をはじめとして、多様な分野で電波利用のニーズが増加している中、より多くの無線局が利用できるように、移行や再編等を含め限られた周波数を有効利用するための取組を進める必要がある。

公共業務用無線局の調査票調査の結果のうち、使用実態に関するものをまとめる。

(1) 運用時間

本項では無線局の具体的な使用実態を把握するため、各電波利用システムの運用時間を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「年間の発射日数」の調査結果は、図表－2－4－1、2 のとおりである。

図表－2－4－1 年間の発射日数[公表]

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
38GHz帯FWA(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	12.5%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	0.0%	11.1%	22.2%	11.1%	11.1%	22.2%	55.6%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	0.0%	81.8%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	11.1%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	9.1%	9.1%	36.4%	27.3%	18.2%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	55.6%	11.1%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。

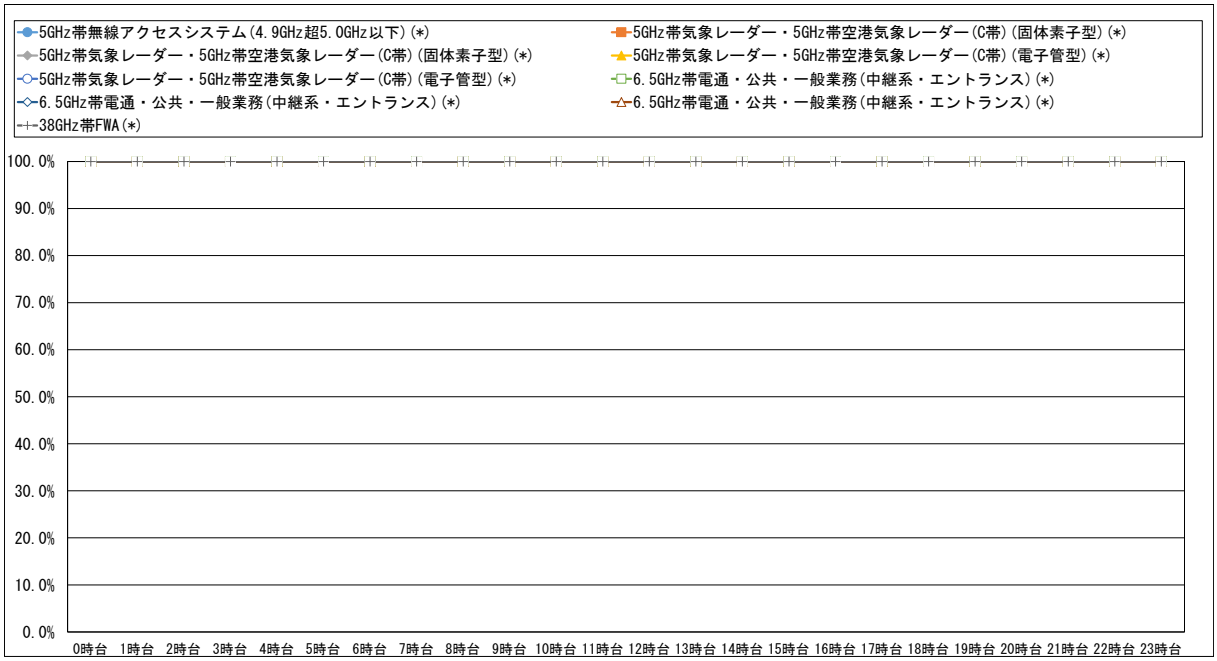
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

図表－2－4－2 年間の発射日数[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「電波の発射時間帯（グループ 1）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－3 電波の発射時間帯のとおりである。なお、当該設問は「年間の発射日数」において、「送信実績なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－3 電波の発射時間帯（グループ 1）（複数回答可）［公表］

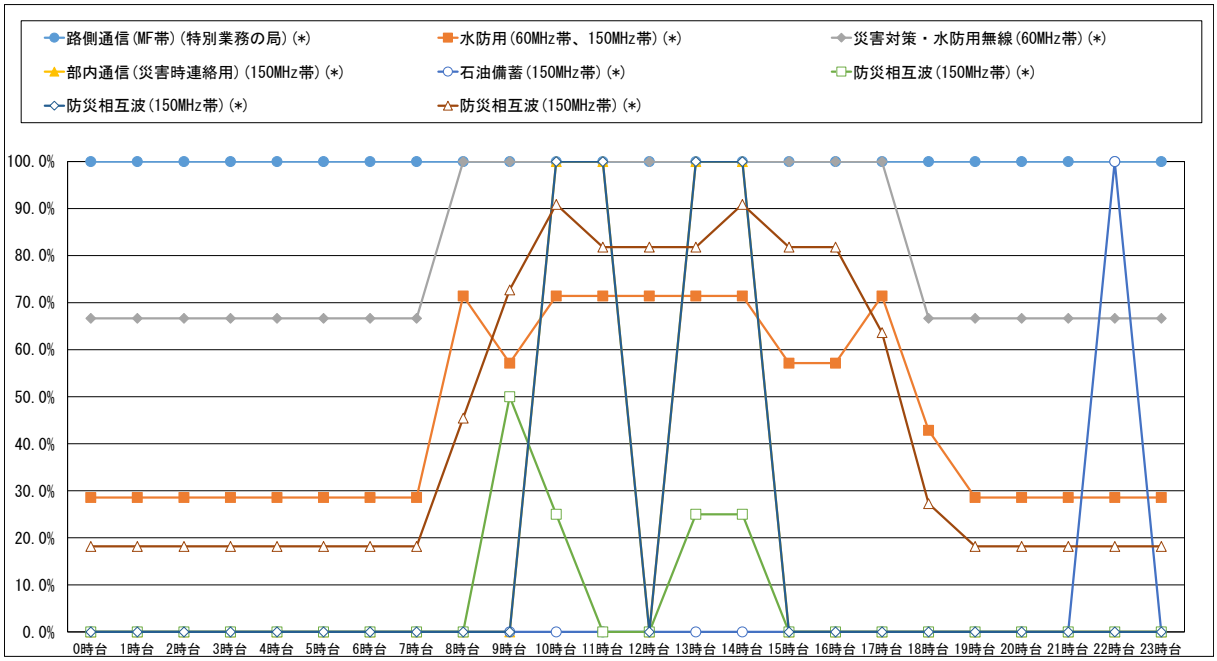


	有効回答数	0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
38GHz帯FWA(*)	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を 指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

「電波の発射時間帯（グループ 2）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－4 電波の発射時間帯のとおりである。なお、当該設問は「年間の発射日数」において、「送信実績なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－4 電波の発射時間帯（グループ 2）（複数回答可）［公表］

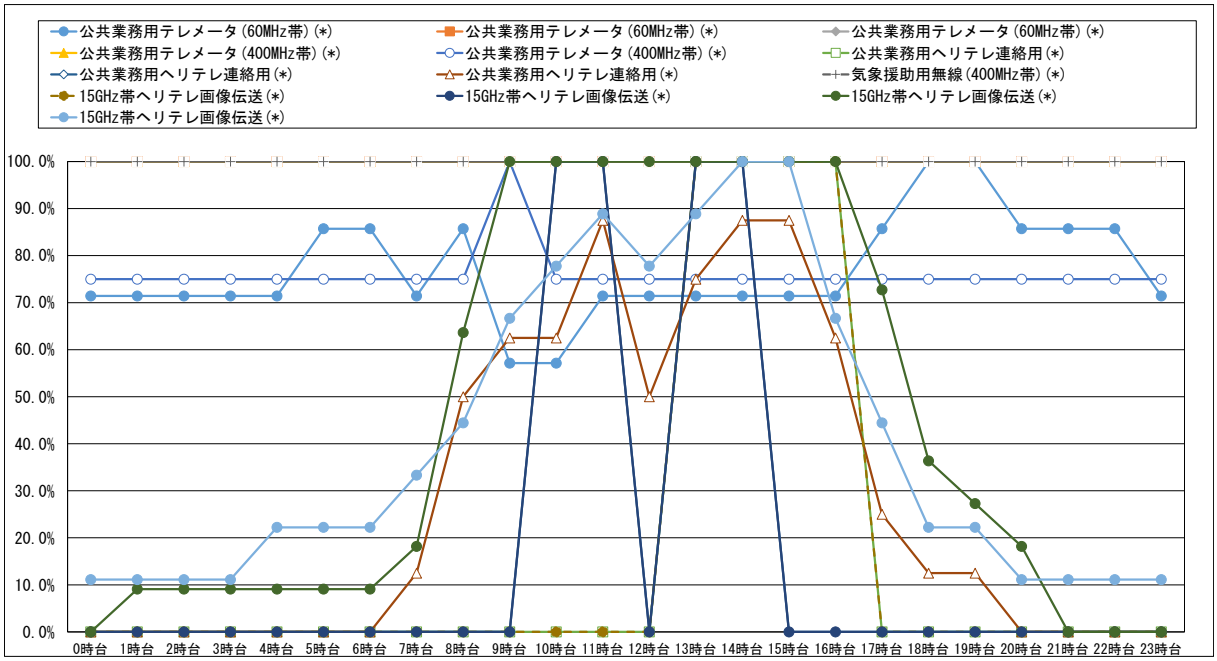


	有効回答数	0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台
路側通信（MF帯）（特別業務の局）（*）	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水防用（60MHz帯、150MHz帯）（*）	7	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	71.4%	57.1%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	57.1%	57.1%	71.4%	42.9%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%
災害対策・水防用無線（60MHz帯）（*）	9	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%
部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）（*）	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄（150MHz帯）（*）	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波（150MHz帯）（*）	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波（150MHz帯）（*）	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波（150MHz帯）（*）	11	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	45.5%	72.7%	90.9%	81.8%	81.8%	81.8%	90.9%	81.8%	81.8%	63.6%	27.3%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を 指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

「電波の発射時間帯（グループ 3）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－5 電波の発射時間帯のとおりである。なお、当該設問は「年間の発射日数」において、「送信実績なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－5 電波の発射時間帯（グループ 3）（複数回答可）［公表］



	有効回答数	0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台
公共業務用テレメータ（60MHz帯）(*)	7	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	85.7%	85.7%	71.4%	85.7%	57.1%	57.1%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	85.7%	100.0%	100.0%	85.7%	85.7%	85.7%	71.4%
公共業務用テレメータ（60MHz帯）(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公共業務用テレメータ（60MHz帯）(*)	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公共業務用テレメータ（400MHz帯）(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公共業務用テレメータ（400MHz帯）(*)	8	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	100.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	62.5%	62.5%	87.5%	50.0%	75.0%	87.5%	87.5%	62.5%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線（400MHz帯）(*)	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	18.2%	63.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	72.7%	36.4%	27.3%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	22.2%	22.2%	22.2%	33.3%	44.4%	66.7%	77.8%	88.9%	77.8%	88.9%	100.0%	100.0%	66.7%	44.4%	22.2%	22.2%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を 指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

「電波の発射時間帯（グループ 4）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－6 電波の発射時間帯のとおりである。なお、当該設問は「年間の発射日数」において、「送信実績なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－6 電波の発射時間帯（グループ 4）（複数回答可）［不公表］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「年間の発射実績がない理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－7 のとおりである。なお、当該設問は「年間の発射日数」において、「送信実績なし」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－4－8 のとおりである。

図表－2－4－7 年間の発射実績がない理由（複数回答可）[公表]

	有効回答数	廃止するため	電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため	発射には通信の相手方等との調整が必要であるため	緊急時等のみしか発射することが認められていないため	その他
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	2	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－4－8 「年間の発射実績がない理由」における「その他」の主な具体的内容[公表]

	「その他」の主な具体的な内容
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	使用機会（訓練等）が無いため

*1 選択肢と重複している回答や不適切と考えられる回答は、記載していない。

(2) 災害対策等

本項では無線局の具体的な使用実態を把握するため、災害時等に必要な通信を供給するための対策が講じられているかを調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「運用継続性の確保のための対策の有無（移動しない無線局）」の調査結果は、図表－2－4－9、10 のとおりである。

図表－2－4－9 運用継続性の確保のための対策の有無（移動しない無線局）[公表]

	有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	100.0%	0.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	85.7%	14.3%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	66.7%	33.3%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	37.5%	62.5%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	62.5%	37.5%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 運用継続性の確保とは、災害や故障等による不測の事態において、必要な通信を安定して供給することをいう。

図表－2－4－10 運用継続性の確保のための対策の有無（移動しない無線局）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動しない無線局）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－4－11、12 のとおりである。なお、当該設問は「運用継続性の確保のための対策の有無（移動しない無線局）」において、「全ての無線局について対策を実施している」又は「一部の無線局について対策を実施している」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－11 運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動しない無線局）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	設備や装置等の運用管理・保守の委託	定期的な保守点検の実施	運用状況の常時監視（遠隔含む）	復旧要員体制の常時構築	定期的な動作確認・訓練の実施	災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上	定期的な試験電波の発射	代替用の無線設備一式の保有	予備電源の保有	無線設備を構成する一部の装置や部品の保有	有線を利用した冗長性の確保	無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保	ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保	非常時に備えたマニュアルの策定	非常時における代替手順の規定	その他
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	90.9%	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	100.0%	60.0%	40.0%	40.0%	30.0%	0.0%	0.0%	60.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	14.3%	100.0%	100.0%	57.1%	85.7%	14.3%	0.0%	42.9%	57.1%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	66.7%	100.0%	66.7%	16.7%	83.3%	16.7%	50.0%	16.7%	83.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	62.5%	100.0%	75.0%	37.5%	87.5%	12.5%	50.0%	0.0%	100.0%	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	37.5%	75.0%	37.5%	12.5%	50.0%	25.0%	37.5%	12.5%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 複数の無線局を保有している場合、全て又は一部の無線局でも対策を実施していれば該当する全ての選択肢を回答している。
*6 予備電源とは、発電機、蓄電池、及びその他無線設備に電源を供給するもの（建物内に設置された電源供給を含む）としている。
*7 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある

図表－2－4－12 運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動しない無線局）（複数回答可）［不公表］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「運用継続性の確保のための対策の有無（移動する無線局）」の調査結果は、図表－2－4－12、13 のとおりである。

図表－2－4－13 運用継続性の確保のための対策の有無（移動する無線局）[公表]

	有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
38GHz帯FWA(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	100.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 運用継続性の確保とは、災害や故障等による不測の事態において、必要な通信を安定して供給することをいう。

図表－2－4－14 運用継続性の確保のための対策の有無（移動する無線局）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動する無線局）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－15、16 のとおりである。なお、当該設問は「運用継続性の確保のための対策の有無（移動する無線局）」において、「全ての無線局について対策を実施している」又は「一部の無線局について対策を実施している」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－15 運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動する無線局）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	定期的な保守点検の実施	運用状況の常時監視（遠隔含む）	復旧要員体制の常時構築	定期的な動作確認・訓練の実施	災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上	定期的な試験電波の発射	代替用の無線設備一式の保有	無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有	有線を利用した冗長性の確保	無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保	ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保	その他
38GHz帯FWA(*)	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	0.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	83.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 複数の無線局を保有している場合、全て又は一部の無線局でも対策を実施していれば該当する全ての選択肢を回答している。
*6 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－4－16 運用継続性の確保のための対策の具体的内容（移動する無線局）（複数回答可）［不公表］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「運用継続性の確保のための対策を実施していない理由（移動する無線局）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－4－17 のとおりである。なお、当該設問は「運用継続性の確保のための対策の有無（移動する無線局）」において、「対策を実施していない」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－17 運用継続性の確保のための対策を実施していない理由（移動する無線局）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため	運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため	無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため	その他
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある

「地震対策の有無」の調査結果は、図表－2－4－18、19 のとおりである。

図表－2－4－18 地震対策の有無[公表]

	有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	100.0%	0.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	71.4%	28.6%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	83.3%	16.7%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	75.0%	25.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	25.0%	75.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 地震対策とは、無線設備を設置している建物や鉄塔等の構造物の耐震対策（免震対策（揺れを受け流す）や制震対策（揺れを吸収する）も含む）や、無線設備の設置しているラックや机等の設置場所の固定（固定バンド、ワイヤー、ボルト、ナット等の金具や器具、又は免震・耐震マット等を使用して、設置場所から動かないようにする処理も含む）等としている。

図表－2－4－19 地震対策の有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「地震対策を実施していない理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－20 のとおりである。なお、当該設問は「地震対策の有無」において、「一部の無線局について対策を実施している」又は「対策を実施していない」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－20 地震対策を実施していない理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	経済的に地震対策が困難	自己以外の要因で地震対策が困難	地震対策の検討段階もしくは導入段階	無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等を予定	無線局の運用形態や設置場所等の理由で対策が困難もしくは必要無い	その他
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	66.7%	16.7%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

「水害対策の有無」の調査結果は、図表－2－4－21、22 のとおりである。

図表－2－4－21 水害対策の有無[公表]

	有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	36.4%	63.6%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	100.0%	0.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	71.4%	28.6%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	50.0%	50.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	50.0%	37.5%	12.5%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	12.5%	50.0%	37.5%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	75.0%	0.0%	25.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 水害対策とは、主に津波や大雨による河川の氾濫等を想定した、海抜や地上高を考慮した無線設備（電源設備含む）の設置、浸水防止設備（防水扉、止水板、土のう、水のう等）の保有等としている。

図表－2－4－22 水害対策の有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「水害対策を実施していない理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－23 のとおりである。なお、当該設問は「水害対策の有無」において、「一部の無線局について対策を実施している」又は「対策を実施していない」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－23 水害対策を実施していない理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	経済的に水害対策が困難	自己以外の要因で水害対策が困難	水害対策の検討段階もしくは導入段階	無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等を予定	水害対策が必要の無い設置場所	無線局の運用形態や設置場所等の理由で対策が困難もしくは必要無い	その他
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	3	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	4	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	7	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%	42.9%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

「火災対策の有無」の調査結果は、図表－2－4－24、25 のとおりである。

図表－2－4－24 火災対策の有無[公表]

	有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	90.0%	10.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	28.6%	71.4%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	16.7%	83.3%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	37.5%	62.5%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	25.0%	75.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	75.0%	25.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 火災対策とは、火災受信設備（火災探知機、火災報知器、火災警報器等を指す）の設置や、防火・耐火構造（屋根、柱、梁、床等の構造物の防火・耐火機能を指す）等の対策としている

図表－2－4－25 火災対策の有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「火災対策を実施していない理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－4－26 のとおりである。なお、当該設問は「火災対策の有無」において、「一部の無線局について対策を実施している」又は「対策を実施していない」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－4－26 火災対策を実施していない理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	経済的に火災対策が困難	自己以外の要因で火災対策が困難	火災対策の検討段階もしくは導入段階	無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等を予定	無線局の運用形態や設置場所等の理由で対策が困難もしくは必要無い	その他
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	5	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	5	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	80.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	66.7%	16.7%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

第5節　電波を有効利用するための計画　（調査票調査）

携帯電話や無線 LAN をはじめとして、多様な分野で電波利用のニーズが増加している中、より多くの無線局が利用できるように、移行や再編等を含め限られた周波数を有効利用するための取組を進める必要がある。

公共業務用無線局の調査票調査の結果のうち、今後の計画に関するものをまとめる。

(1) 今後の無線局の増減予定

本項では電波の利用ニーズに関する動向をはじめ、電波を有効利用するための計画を把握するため、対象無線局の増減予定を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」の調査結果は、図表－2－5－1、2 のとおりである。

図表－2－5－1 今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無[公表]

	有効回答数	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%
38GHz帯FWA(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	16.7%	0.0%	83.3%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	9.1%	9.1%	81.8%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。

*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和 7 年 4 月 1 日）以降、本調査回答時点までに増加、減少又は廃止があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。

図表－2－5－2 今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「無線局数増加理由（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－3 のとおりである。なお、当該設問は「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は増加予定」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－4 のとおりである。

図表－2－5－3 無線局数増加理由（複数回答可）[公表]

	有効回答数	他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため	有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため	使用エリアやサービスの拡大予定のため	その他
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－4 無線局数増加理由[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
防災相互波(150MHz帯)(*)	無線機を転用したため

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－5－5、7 のとおりである。なお、当該設問は「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は減少予定」又は「全ての無線局を廃止予定」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－6 のとおりである。

図表－2－5－5 無線局数減少・廃止理由（複数回答可）[公表]

	有効回答数	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため	有線(光ファイバー等)へ代替予定のため	使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため	その他
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－6 無線局数減少・廃止理由[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
防災相互波(150MHz帯)(*)	無線機を転用したため

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

図表－2－5－7 無線局数減少・廃止理由（複数回答可）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「移行・代替先システム（無線局数の減少・廃止が予定される場合）（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－5－8 のとおりである。なお、当該設問は「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」において、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－8 移行・代替先システム（無線局数の減少・廃止が予定される場合）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	携帯電話の上空利用サービス
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 記述式回答であり、全ての回答の要素を分類して集計した結果を記載している。

(2) 今後の通信量の増減見込み

本項では電波の利用ニーズに関する動向をはじめ、電波を有効利用するための計画を把握するため、対象無線局の増減予定を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」の調査結果は、図表－2－5－9、10 のとおりである。

図表－2－5－9 今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無[公表]

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	0.0%	100.0%
38GHz帯FWA(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	0.0%	57.1%	42.9%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	12.5%	0.0%	87.5%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	0.0%	25.0%	75.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	16.7%	0.0%	83.3%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。

*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和7年4月1日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「見込み」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1無線局あたりの通信量のこととしている。

図表－2－5－10 今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「通信量増加理由（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－11 のとおりである。なお、当該設問は「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」において、「通信量は増加見込み」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－12 のとおりである。

図表－2－5－11 通信量増加理由（複数回答可）[公表]

	有効回答数	現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため	通信の頻度が増加する見込みのため	ユーザー数が増加する見込みのため	その他
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－12 通信量増加理由[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	無線局を新設予定であるため

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

「通信量減少理由（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－13 のとおりである。なお、当該設問は「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」において、「通信量は減少見込み」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－13 通信量減少理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため	通信の頻度が減少する見込みのため	ユーザー数が減少する見込みのため	無線局を廃止する見込みのため	その他
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	4	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

(3) 移行等予定（公共）

本項では電波を有効利用するための計画として、移行等予定など、周波数を効率的に利用する取組の実施状況を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止）」の調査結果は、図表－2－5－14 のとおりである。

図表－2－5－14 移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止）[公表]

	有効回答数	全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定	一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）	移行・代替・廃止の予定は今後検討	移行・代替・廃止の予定なし
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化）」の調査結果は、図表－2－5－15のとおりである。

図表－2－5－15 移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化）[公表]

	有効回答数	全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定	一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）	移行・代替・廃止の予定は今後検討	移行・代替・廃止の予定なし
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	0.0%	0.0%	37.5%	62.5%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	0.0%	37.5%	0.0%	62.5%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他）」の調査結果は、図表－2－5－16、17のとおりである。

図表－2－5－16 移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他）[公表]

	有効回答数	全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定	一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）	移行・代替・廃止の予定は今後検討	移行・代替・廃止の予定なし
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
38GHz帯FWA(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

図表－2－5－17 移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「移行・代替・廃止予定時期（全ての無線局で予定がある場合）（取組の方向性：廃止）」の調査結果は、図表－2－5－18 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止）」において、「全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－18 移行・代替・廃止予定時期（全ての無線局で予定がある場合）（取組の方向性：廃止）［公表］

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「移行・代替・廃止予定時期（一部の無線局で予定がある場合）（取組の方向性：廃止）」の調査結果は、図表－2－5－19 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止）」において、「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－19 移行・代替・廃止予定時期（一部の無線局で予定がある場合）（取組の方向性：廃止）［公表］

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	時期は未定
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	3	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「移行・代替・廃止予定時期（一部の無線局で予定がある場合）（取組の方向性：デジタル化）」の調査結果は、図表－2－5－20 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化）」において、「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－20 移行・代替・廃止予定時期（一部の無線局で予定がある場合）（取組の方向性：デジタル化）［公表］

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	時期は未定
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「移行・代替・廃止手段（取組の方向性：廃止）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－21 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止）」において、「移行・代替・廃止の予定なし」以外と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－22 のとおりである。

図表－2－5－21 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：廃止）（複数回答可）[公表]

	有効回答数	携帯電話(IP無線等)	デジタル簡易無線	LPWA(LoRA等)	Wi-Fi	高度MCA	デジタル移動系防災行政無線を活用したシステム	コミュニティFMを活用したシステム	狭域通信システム(ETC 2.0)へ移行又は代替	VICS(FM多重)	VICS(光ビーコン)	18GHz帯FWA	80GHz帯FWA	廃止	その他
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	71.4%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－22 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：廃止）[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	今後検討予定

「移行・代替・廃止手段（取組の方向性：デジタル化）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－23 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化）」において、「移行・代替・廃止の予定なし」以外と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－24 のとおりである。

図表－2－5－23 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：デジタル化）（複数回答可）[公表]

	有効回答数	携帯電話(IP無線等)	デジタル簡易無線	LPWA(LoRA等)	Wi-Fi	高度MCA	デジタル移動系防災行政無線を活用したシステム	コミュニティFMを活用したシステム	狭域通信システム(ETC 2.0)へ移行又は代替	VICS(FM多重)	VICS(光ビーコン)	18GHz帯FWA	80GHz帯FWA	廃止	その他
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	3	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－24 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：デジタル化）[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	今後検討予定

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

「移行・代替・廃止手段（取組の方向性：その他）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－25 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他）」において、「移行・代替・廃止の予定なし」以外と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－26 のとおりである。

図表－2－5－25 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：その他）（複数回答可）[公表]

	有効回答数	携帯電話(IP無線等)	デジタル簡易無線	LPWA(LoRA等)	Wi-Fi	高度MCA	デジタル移動系防災行政無線を活用したシステム	コミュニティFMを活用したシステム	狭域通信システム(ETC 2.0)へ移行又は代替	VICS(FM多重)	VICS(光ビーコン)	18GHz帯FWA	80GHz帯FWA	廃止	その他
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－26 移行・代替・廃止手段（取組の方向性：その他）[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	広域イーサネット

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

「移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：デジタル化）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－27 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化）」において、「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－28 のとおりである。

図表－2－5－27 移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：デジタル化）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	代替可能なシステムがないため	経済的に困難であるため	他システムで代替可能か分からないため	移行･代替の必要性を感じないため	その他
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	33.3%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	5	20.0%	0.0%	20.0%	80.0%	20.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	5	20.0%	0.0%	40.0%	80.0%	20.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－28 移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：デジタル化）［公表］における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	維持含め検討中のため

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

「移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：その他）」の調査結果は、図表－2－5－29、30 のとおりである。なお、当該設問は「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他）（複数回答可）」において、「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－29 移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：その他）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	代替可能なシステムがないため	経済的に困難であるため	他システムで代替可能か分からないため	移行･代替の必要性を感じないため	その他
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
38GHz帯FWA(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－30 移行・代替・廃止予定がない理由（取組の方向性：その他）（複数回答可）［不公表］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(4) 特定システムへの移行・代替

本項では電波を有効利用するための計画として、特定システムへの移行など、周波数を効率的に利用する取組の実施状況を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

なお、この調査項目における特定システムを、電波利用システムごとに以下の表のとおり定義する。

図表－2－5－31 移行・代替に関する設問における特定システム[公表]

電波利用システム	特定システム
部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）	公共安全モバイルシステム（旧PS-LTE）
防災相互波（150MHz帯）	公共安全モバイルシステム（旧PS-LTE）
15GHz帯ヘリテレ画像伝送	左記システムのデジタル化

図表－2－5－32 移行・代替に関する設問における特定システム[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「特定システムへの移行・代替予定の有無」の調査結果は、図表－2－5－33、34 のとおりである。

図表－2－5－33 特定システムへの移行・代替予定の有無[公表]

	有効回答数	移行・代替完了済み	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	移行・代替完了時期は未定	移行・代替予定なし
部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波（150MHz帯）(*)	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波（150MHz帯）(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
防災相互波（150MHz帯）(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	81.8%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

図表－2－5－34 特定システムへの移行・代替予定の有無[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「特定システムへ移行・代替する理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－5－35、36 のとおりである。なお、当該設問は「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、「移行・代替予定なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－35 特定システムへ移行・代替する理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	従来システムの無線機器が入手困難なため	コストが低いため	高度な技術を利用できるため	特定システムへの移行・代替が求められているため	その他
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	0.0%	11.1%	88.9%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－36 特定システムへ移行・代替する理由（複数回答可）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「特定システムへ一斉に移行・代替するか否か」の調査結果は、図表－2－5－37、38 のとおりである。なお、当該設問は「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、「移行・代替完了時期は未定」又は「移行・代替予定なし」以外と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－37 特定システムへ一斉に移行・代替するか否か[公表]

	有効回答数	一斉に全ての無線局で移行・代替	段階的に移行・代替
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	10	10.0%	90.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 データラベルは、10%以上の値のみを表示している。

図表－2－5－38 特定システムへ一斉に移行・代替するか否か[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由（複数回答可）」に関しての調査結果は、図表－2－5－39、41 のとおりである。なお、当該設問は「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、「移行・代替完了時期は未定」と回答した免許人を対象としている。また、「その他」の回答割合が最も大きいシステムにおける「その他」の主な具体的内容は、図表－2－5－40 のとおりである。

図表－2－5－39 特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由（複数回答可）[公表]

	有効回答数	導入コストの確保が困難	ランニングコストの確保が困難	特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策がある	災害時、非常時に使用できない恐れがある	通信距離が長い又は短い	仕様や目的が適さない	機能や性能が適さない	他の相手方と調整が必要	立地及び周辺環境により、使用が困難	特定システムを聞いたことがない	特定システムを知っているが、導入を検討していない	有線（光ファイバー等）で代替予定	他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定	廃止又は廃止予定	特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていない	現行機器の導入から間もない	検討予定又は検討中	情報が不足しており回答できない	その他
防災相互波（150MHz帯）(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－5－40 特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由[公表]における「その他」の主な具体的理由

	「その他」の主な具体的な内容
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	デジタル方式とアナログ方式を併用中であるが、通信距離等からアナログ方式が適している場合があるため、完全デジタル方式への移行は未定

*1 不適切と考えられる回答は、記載していない。

図表－2－5－41 特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由（複数回答可）
［不公表］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

「特定システムへの移行・代替予定がない理由（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－42のとおりである。なお、当該設問は「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、「移行・代替予定なし」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－42 特定システムへの移行・代替予定がない理由（複数回答可）［公表］

	有効回答数	導入コストの確保が困難	ランニングコストの確保が困難	特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策がある	災害時、非常時に使用できない恐れがある	通信距離が長い又は短い	仕様や目的が適さない	機能や性能が適さない	他の相手方と調整が必要	立地及び周辺環境により、使用が困難	特定システムを聞いたことがない	特定システムを知っているが、導入を検討していない	有線（光ファイバー等）で代替予定	他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定	廃止又は廃止予定	特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていない	現行機器の導入から間もない	検討予定又は検討中	情報が不足しており回答できない	その他
部内通信（災害時連絡用）（150MHz帯）(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波（150MHz帯）(*)	6	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%
防災相互波（150MHz帯）(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

「特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期」の調査結果は、図表－2－5－43 のとおりである。なお、当該設問は「特定システムへの移行・代替予定がない理由（複数回答可）」において、「有線（光ファイバー等）で代替予定」又は「他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定」又は「廃止又は廃止予定」と回答した免許人を対象としている。

図表－2－5－43 特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期[公表]

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度以降	時期は未定
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「無線設備の使用年数（取組の方向性：デジタル化）」の調査結果は、図表－2－5－44、45 のとおりである。

図表－2－5－44 無線設備の使用年数（取組の方向性：デジタル化）[公表]

	有効回答数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	16.7%	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	0.0%	0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	0.0%	11.1%	33.3%	44.4%	11.1%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

図表－2－5－45 無線設備の使用年数（取組の方向性：デジタル化）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(5) レーダー技術の高度化

本項では電波を有効利用するための計画として、固体化レーダーの導入等、周波数を効率的に利用する取組の実施状況を調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「固体化レーダーの導入予定（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－46 のとおりである。

図表－2－5－46 固体化レーダーの導入予定（複数回答可）[公表]

	有効回答数	導入済み・導入中	3年以内に導入予定	3年超に導入予定	導入予定なし
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	9.1%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	20.0%	60.0%	40.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「受信フィルタ（混信低減・除去を行う）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－47 のとおりである。

図表－2－5－47 受信フィルタ（混信低減・除去を行う）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	導入済み・導入中	3年以内に導入予定	3年超に導入予定	導入予定なし
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	54.5%	0.0%	0.0%	45.5%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	80.0%	0.0%	0.0%	40.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

「送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－5－48 のとおりである。

図表－2－5－48 送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）（複数回答可）［公表］

	有効回答数	導入済み・導入中	3年以内に導入予定	3年超に導入予定	導入予定なし
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	36.4%	0.0%	0.0%	63.6%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	100.0%	0.0%	0.0%	20.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

第6節　電波利用システムの社会的貢献性（調査票調査）

電波が社会インフラとして国民生活に不可欠となっていることを踏まえ、公共業務用無線局の調査票調査の結果のうち、社会的貢献性に関するものをまとめる。本項では電波の利用を通じて、どのように社会へ貢献しているかを調査した。

調査結果は以下のとおりである。

「電波を利用する社会的貢献性（複数回答可）」の調査結果は、図表－2－6－1、2 のとおりである。

図表－2－6－1 電波を利用する社会的貢献性（複数回答可）[公表]

	有効回答数	公共の安全、秩序の維持	非常時等における人命又は財産の保護	国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展	電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献	その他
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)(*)	11	0.0%	100.0%	90.9%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	3	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)(*)	5	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	11	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(*)	10	100.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38GHz帯FWA(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
路側通信(MF帯)(特別業務の局)(*)	4	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	7	100.0%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	11	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(60MHz帯)(*)	6	83.3%	100.0%	16.7%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	11	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用テレメータ(400MHz帯)(*)	8	100.0%	100.0%	12.5%	0.0%	0.0%
水防用(60MHz帯、150MHz帯)(*)	8	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
災害対策・水防用無線(60MHz帯)(*)	9	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石油備蓄(150MHz帯)(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	6	83.3%	100.0%	16.7%	16.7%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
防災相互波(150MHz帯)(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共業務用ヘリテレ連絡用(*)	9	100.0%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%
気象援助用無線(400MHz帯)(*)	4	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(*)	9	100.0%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 その他の回答には、不適切と考えられる回答が含まれている場合がある。

図表－2－6－2 電波を利用する社会的貢献性（複数回答可）[不公表]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

第 3 章

総括

令和 7 年度電波の利用状況調査では、公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」及び「アナログ方式を用いるシステム」として特定された国が使用する無線局について調査を実施した。

本章では、５Ｇや無線 LAN 等の需要が顕在化している他用途との周波数共用や、デジタル方式等の導入などの今後の方向性に対する進捗状況等と調査結果について、システムごとに取りまとめた。

第1節　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム

(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局

①　取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局について令和 3 年度に廃止済みであることを確認した。

②　免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③　無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④　今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から、代替手段としてローカル５Ｇ等の利用可能性について検討を実施しているが、代替手段を利用するための設備導入に係る予算確保が課題であることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(17 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（1 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（1 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止)」において、全体の 100.0%（1 者）が「移行・代替・廃止の予定は今後検討」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（1 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(固体素子型)

① 取組の方向性

取組の方向性を「周波数共用」としており、関係府省庁（*）から、更なる狭帯域化や 5GHz 帯無線 LAN との周波数共用検討を促進し、気象レーダーの高度化により周波数の利用効率を一層高めることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(2 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、1 局増加した。(44 局→45 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（22 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（22 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他)」において、全体の 100.0%（22 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「代替可能なシステムがないため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（22 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(4) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(電子管型)

① 取組の方向性

取組の方向性を「周波数共用」としており、関係府省庁（*）から、更なる狭帯域化や 5GHz 帯無線 LAN との周波数共用検討を促進し、気象レーダーの高度化により周波数の利用効率を一層高めることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(2 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、1 局減少した。(11 局→10 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（8 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（8 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他)」において、全体の 100.0%（8 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「代替可能なシステムがないため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（8 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(5) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

① 取組の方向性

取組の方向性を「周波数共用」としており、関係府省庁（*）が6.5GHz帯固定マイクロと無線LANの周波数共用に向けた検討に参画しているものの、無線LAN　との周波数共用条件について情報通信審議会の一部答申が令和 4 年 4 月に行われた電気通信業務用の 6GHz 帯固定マイクロと共用する周波数帯とは異なり、公共業務用無線局と共用する周波数帯では、現時点において周波数共用条件に関して双方の合意点を見いだすことが出来ず、継続検討となっていることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(3 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、6 局減少した。(1,112 局→1,106 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（22 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（22 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他)」において、全体の 54.5%（12 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「移行･代替の必要性を感じないため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 95.5%（21 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(6) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、2 府省庁（*）が廃止済みであり、別の関係府省庁（*）は令和 4 年 7 月に廃止済みであることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(7) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)

① 取組の方向性

取組の方向性を「周波数移行」としており、関係府省庁（*）からのヒアリングにおいて、18GHz 帯 FWA に移行し、令和 4 年 4 月に廃止済みであることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(8) 38GHz 帯 FWA

① 取組の方向性

取組の方向性を「周波数共用」としており、関係府省庁（*）から、総務省等における今後の技術検討の動向を注視するが、耐災害性では有線回線と比較し 38GHz 帯 FWA による無線回線が優位であるため、今後の周波数共用方策の検討においては、許容可能な被干渉量となるかについて注視したいとの意向を確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(90 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（1 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（1 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：その他)」において、全体の 100.0%（1 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「移行･代替の必要性を感じないため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（1 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(9) (*)【不公表システムA】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(10) (*)【不公表システム B】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

第2節　アナログ方式を用いるシステム

(1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局)

①　取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、V-Low帯域（95～108MHz）の活用方策の検討に参画し、FM　方式への移行可能性について検討を実施したことを確認した。また、別の関係府省庁は、令和 3 年度にシステムを廃止したことを確認した。

②　免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(19 局)

③　無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（4 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（4 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④　今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の 100.0%（4 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 100.0%（4 者）が「維持含め検討中のため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（4 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(2) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）(60MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から、携帯電話網を活用した新たなシステムへの移行による廃止を進めているが、当該システムは主に海上の航路標識（灯浮標等）に多数設置しており、直ちに移行完了は難しいため、灯浮標等の交換周期にあわせ順次新たなシステムに移行予定であるとともに、携帯電話網の活用は導入・運用コストや無線局の免許手続き等の面で利点があることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、83 局減少した。(280 局→197 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（7 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（7 者）が「18 時台～19 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：廃止)」において、全体の 42.9%（3 者）が「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 85.7%（6 者）が「無線局数は減少予定」と回答した。

(3) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）(60MHz 帯、400MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化」としており、関係府省庁（*）から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(2 者)

無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、20 局減少した。(7,238 局→7,218 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（20 者）が「365 日」と回答した。

複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（20 者）が「9 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の 95.0%（19 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 73.7%（14 者）が「代替可能なシステムがないため」と回答した。

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 65.0%（13 者）が「無線局数は増加予定」と回答した。

(4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化」としており、関係府省庁（*）から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(167 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 37.5%（3 者）が「1 日～30 日」と回答した。

複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 71.4%（5 者）が「8 時台」、「10 時台～14 時台」、「17 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の 62.5%（5 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 80.0%（4 者）が「移行･代替の必要性を感じないため」と回答した。

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 75.0%（6 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化」としており、関係府省庁（*）から、技術試験事務の実施に向けては、デジタル方式の要件として、山間部の既存局舎と通信可能な伝搬特性、整備・維持費用の削減について検討されるべきとの意見があった。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和6年度から令和7年度にかけて、変わらなかった。(1者)

無線局数は、令和6年度から令和7年度にかけて、1局減少した。(694局→693局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の55.6%（5者）が「365日」と回答した。

複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の100.0%（9者）が「8時台～17時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の100.0%（9者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「代替可能なシステムがないため」と回答した。

「今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の100.0%（9者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(6) 水防道路用無線

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から令和 3 年 5 月末に廃止していることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(7) 中央防災(150MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、現在の活用状況を踏まえて検討した結果、デジタル化から方針を変更し、現行免許期限である令和4年11　月をもってシステムを廃止したことを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和6年度から令和7年度にかけて、変わらなかった。(0者)
無線局数は、令和6年度から令和7年度にかけて、変わらなかった。(0局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が0局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が0局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム（旧:PS-LTE）での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討するとの取組の状況を確認した。なお、公共安全モバイルシステム（旧:PS-LTE）の導入に関して、関係府省庁より、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できる対策が求められるとの認識が示された。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(35 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（1 者）が「1 日～30 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（1 者）が「10 時台～11 時台」、「13 時台～14 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、全体の 100.0%（1 者）が「移行・代替予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 100.0%（1 者）が「災害時、非常時に使用できない恐れがある」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（1 者）が「無線局数は減少予定」と回答した。

(9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、令和3年6月にデジタル化済みであることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和6年度から令和7年度にかけて、変わらなかった。(0者)
無線局数は、令和6年度から令和7年度にかけて、変わらなかった。(0局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が0局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が0局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(10) 石油備蓄(150MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、一部の石油備蓄基地においてデジタル方式への変更が進んでおり、今後、更新時期（概ね 10年以内を想定）でのデジタル化対応を基本としつつも、石油備蓄の重要性を踏まえた傍受に対するセキュリティ確保の観点を考慮し、早期のデジタル化について検討を実施することを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)

無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、60 局減少した。(63 局→3 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 100.0%（1 者）が「1 日～30 日」と回答した。

複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（1 者）が「22 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の 100.0%（1 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、全てが「移行･代替の必要性を感じないため」と回答した。

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（1 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(11) 防災相互波(150MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁ごとに以下のとおり進捗状況を確認した。

- （*）デジタル化の方向性を変更し、現行免許期限である令和 4 年 11 月 30 日をもって廃止予定。
- （*）公共安全モバイルシステム（旧:PS-LTE）の導入に関して、十分なセキュリティ対策の実施や、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できるよう、端末間通信機能の検討等が重要であり、そのためには、防災相互波は直ちに廃局するべきものではない。
- （*）当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム（旧:PS-LTE）での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討。
- （*）防災ヘリコプターに搭載している 1 局を除いて廃止済み。防災ヘリコプターに搭載している無線機は、機器回収や撤去が容易にできない状況にあるため、 無線機経年劣化を鑑みた更新計画を作成し、それに沿って廃止予定。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(3 者)

無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、2 局減少した。(1,715 局→1,713 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 77.8%（14 者）が「1 日～30 日」と回答した。

複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 75.0%（12 者）が「10 時台」、「14 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、全体の 61.1%（11 者）が「移行・代替完了時期は未定」と回答し、その理由として、全てが「検討予定又は検討中」と回答した。

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 83.3%（15 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から令和 3 年 5 月末に廃止していることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(13) 中央防災(400MHz 帯)

⑤ 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁（*）から、デジタル化に伴い、令和 4 年 3 月末をもってアナログシステムの無線局を廃止したとの状況を確認した。

⑥ 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

⑦ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

⑧ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化」としており、関係府省庁（*）から、廃止の意向や、関連機器やヘリ機体の更新に合わせた機器更新を随時実施し、その際、コスト面・機能面で現行と同等以上であることを確認した上で、デジタル方式のヘリテレ連絡用の機器を採用する意向であることを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(3 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、2 局減少した。(58 局→56 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 72.7%（8 者）が「1 日～30 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 90.0%（9 者）が「14 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、全体の 90.9%（10 者）が「移行・代替予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 90.0%（9 者）が「廃止又は廃止予定」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 90.9%（10 者）が「無線局数は減少予定」と回答した。

(15) 気象援助用無線(400MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化」としており、関係府省庁（*）から、周波数利用効率の高いデジタル方式の製品が登場した際は、その採用可否についても検討するとの意向を確認した。一方、一部の関係府省庁（*）から、観測機材の耐用年数を踏まえてアナログ方式で更新予定（一部は有線化により廃止）であり、更新後の耐用年数は 10 年から 20 年程度であるとの状況を確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(1 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(18 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 75.0%（3 者）が「365 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（4 者）が「0 時台～23 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「移行・代替・廃止予定の有無（取組の方向性：デジタル化)」において、全体の 100.0%（4 者）が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答し、その理由として、そのうちの 75.0%（3 者）が「移行･代替の必要性を感じないため」と回答した。
「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 100.0%（4 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送

① 取組の方向性

取組の方向性を「デジタル化等」としており、関係府省庁ごとに、以下のとおり進捗状況を確認した。

- （*）デジタル化に向け、順次アナログ方式の無線局を廃止又はデジタル化を実施中。
- （*）ヘリ機体の更新に合わせ、機器更新（具体的な更新時期は未定）予定。
- （*）ヘリサット化により 1 局を除き廃止済み。残る 1 局については、ヘリサットが取り付け可能な機体の調達を待ってヘリサット化を行い、早ければ令和 5 年度末に廃止可能となる予定。
- （*）予算措置された無線局から順次デジタル化を実施している。一方、アナログ方式の受信装置が残っているため、新たに機器を整備する場合は、アナログ・デジタルいずれの受信装置にも対応すべく、両方出力可能な機器を調達し、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(4 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、6 局減少した。(134 局→128 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

「年間の発射日数」において、全体の 36.4%（8 者）が「1 日～30 日」と回答した。
複数選択が可能な「電波の発射時間帯」において、年間の発射実績がある者の 100.0%（22 者）が「14 時台」と回答した。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

「特定システムへの移行・代替予定の有無」において、全体の 45.5%（10 者）が「移行・代替完了時期は未定」と回答し、その理由として、そのうちの 90.0%（9 者）が「デジタル方式とアナログ方式を併用中であるが、通信距離等からアナログ方式が適している場合があるため、完全デジタル方式への移行は未定」と回答した

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、全体の 50.0%（11 者）が「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

(17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯)

① 取組の方向性

取組の方向性を「廃止」としており、関係府省庁（*）から、令和 3 年に廃止したことを確認した。

② 免許人数及び無線局数

免許人数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 者)
無線局数は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、変わらなかった。(0 局)

③ 無線局の具体的な使用実態

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

④ 今後の移行・代替・廃止計画

調査対象の無線局が 0 局であるため、調査票調査に対する回答は存在しない。

(18) (*)【不公表システム C】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(19) (*)【不公表システムD】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(20) (*)【不公表システム E】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(21) (*)【不公表システムF】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

(22) (*)【不公表システム G】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

参考

調査結果ファイル

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局数（包括免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 包括免許については開設無線局数とします。

③ 無線局数（個別＋包括）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 包括免許については開設無線局数とします。

④ 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
FB(基地局)　(2)	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	76.5%	0.0%	0.0%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ML(陸上移動局)　(3)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	23.5%	0.0%	0.0%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤ 無線局の局種（包括免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑥　無線局の局種（個別＋包括）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
FB(基地局)　(2)	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	76.5%	0.0%	0.0%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ML(陸上移動局)　(3)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	23.5%	0.0%	0.0%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 無線局の目的

①　無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

②　無線局の目的及び通信事項（包括免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

③　無線局の目的及び通信事項（個別＋包括）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

①　電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
D1D　(2)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
G1D　(3)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　電波の型式（包括免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

③　電波の型式（個別＋包括）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
D1D　(2)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
G1D　(3)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
19.7MHz　(2)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38MHz　(3)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　占有周波数帯幅（包括免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥　占有周波数帯幅（個別＋包括）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
19.7MHz　(2)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38MHz　(3)	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和6年度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和5年度	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	45	6	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
令和6年度	44	5	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
令和5年度	38	5	2	6	2	2	3	4	3	3	6	2

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	45	6	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
LR(無線標定陸上局)　(2)	45	6	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
割合　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	45	6	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
PON (2)	14	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1
割合 (2) / (1)	31.1%	16.7%	50.0%	16.7%	25.0%	50.0%	33.3%	25.0%	50.0%	33.3%	37.5%	33.3%
QON (3)	14	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1
割合 (3) / (1)	31.1%	16.7%	50.0%	16.7%	25.0%	50.0%	33.3%	25.0%	50.0%	33.3%	37.5%	33.3%
VON (4)	31	5	1	5	3	1	2	3	2	2	5	2
割合 (4) / (1)	68.9%	83.3%	50.0%	83.3%	75.0%	50.0%	66.7%	75.0%	50.0%	66.7%	62.5%	66.7%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	45	6	2	6	4	2	3	4	4	3	8	3
2MHz (2)	4	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
割合 (2) / (1)	8.9%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%
2.5MHz (3)	10	1	0	0	1	1	1	1	1	1	2	1
割合 (3) / (1)	22.2%	16.7%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	33.3%	25.0%	25.0%	33.3%	25.0%	33.3%
3MHz (4)	7	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0
割合 (4) / (1)	15.6%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%	50.0%	33.3%	25.0%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%
4MHz (5)	31	5	1	5	3	1	2	3	2	2	5	2
割合 (5) / (1)	68.9%	83.3%	50.0%	83.3%	75.0%	50.0%	66.7%	75.0%	50.0%	66.7%	62.5%	66.7%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数 (2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合 (9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 1時台　(4)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 2時台　(5)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 3時台　(6)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5. 4時台　(7)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(7) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6. 5時台　(8)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(8) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7. 6時台　(9)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8. 7時台　(10)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(10) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9. 8時台　(11)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10. 9時台　(12)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(12) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11. 10時台　(13)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(13) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12. 11時台　(14)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(14) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13. 12時台　(15)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(15) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14. 13時台　(16)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(16) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15. 14時台　(17)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(17) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(18) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17. 16時台　(19)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(19) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18. 17時台　(20)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(20) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19. 18時台　(21)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(21) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20. 19時台　(22)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(22) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
21. 20時台　(23)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(23) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
22. 21時台　(24)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(24) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23. 22時台　(25)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(25) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
24. 23時台　(26)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(26) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	10	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1
割合　(5) / (2)	45.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(12) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(14) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(16) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	4	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	18.2%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	7	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1
割合　(5) / (2)	31.8%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答数　(2)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(7) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(固体素子型)

⑫　固体化レーダーの導入予定　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(4) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑬　受信フィルタ(混信低減・除去を行う)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	7	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1
割合　(3) / (2)	31.8%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	16	1	2	1	1	1	1	2	2	2	1	2
割合　(6) / (2)	72.7%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%

⑭　送信フィルタ(帯域外輻射を抑圧する)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	5	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	22.7%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	18	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2
割合　(6) / (2)	81.8%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	2	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
令和6年度	2	2	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
令和5年度	2	2	2	1	2	0	1	1	1	0	1	1

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
令和6年度	11	3	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
令和5年度	17	3	3	1	3	0	1	1	1	0	2	2

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
LR(無線標定陸上局)　(2)	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
PON　(2)	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

②　占有周波数帯幅（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	10	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1
2MHz　(2)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	20.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.5MHz　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4MHz　(4)	7	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(4) / (1)	70.0%	100.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 1時台　(4)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3. 2時台　(5)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 3時台　(6)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5. 4時台　(7)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(7) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6. 5時台　(8)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(8) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
7. 6時台　(9)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
8. 7時台　(10)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(10) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9. 8時台　(11)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
10. 9時台　(12)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(12) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11. 10時台　(13)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(13) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
12. 11時台　(14)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(14) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
13. 12時台　(15)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(15) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
14. 13時台　(16)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(16) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15. 14時台　(17)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(17) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(18) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17. 16時台　(19)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(19) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18. 17時台　(20)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(20) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
19. 18時台　(21)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(21) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
20. 19時台　(22)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(22) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
21. 20時台　(23)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(23) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22. 21時台　(24)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(24) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
23. 22時台　(25)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(25) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24. 23時台　(26)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(26) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	37.5%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(12) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(14) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(16) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	37.5%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	62.5%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
有効回答数　(2)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(7) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	37.5%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(電子管型)

⑫　固体化レーダーの導入予定　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	6	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1
割合　(4) / (2)	75.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	5	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	62.5%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑬　受信フィルタ(混信低減・除去を行う)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	5	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	62.5%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	4	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑭　送信フィルタ(帯域外輻射を抑圧する)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答数　(2)	8	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 導入済み・導入中　(3)	6	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	75.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 3年以内に導入予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年超に導入予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 導入予定なし　(6)	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	37.5%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
令和6年度	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
令和5年度	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	1,106	152	143	146	78	44	93	107	105	74	145	19
令和6年度	1,112	152	142	146	78	45	96	107	105	74	144	23
令和5年度	1,114	153	146	146	79	45	96	104	105	74	143	23

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	1,106	152	143	146	78	44	93	107	105	74	145	19
FX(固定局)　(2)	1,106	152	143	146	78	44	93	107	105	74	145	19
割合　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	1,106	152	143	146	78	44	93	107	105	74	145	19
D7W (2)	639	93	67	93	49	22	58	63	60	48	71	15
割合 (2) / (1)	57.8%	61.2%	46.9%	63.7%	62.8%	50.0%	62.4%	58.9%	57.1%	64.9%	49.0%	78.9%
G7W (3)	710	85	112	83	45	34	57	66	73	39	109	7
割合 (3) / (1)	64.2%	55.9%	78.3%	56.8%	57.7%	77.3%	61.3%	61.7%	69.5%	52.7%	75.2%	36.8%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	1,106	152	143	146	78	44	93	107	105	74	145	19
5MHz (2)	31	0	15	2	0	0	2	8	1	1	0	2
割合 (2) / (1)	2.8%	0.0%	10.5%	1.4%	0.0%	0.0%	2.2%	7.5%	1.0%	1.4%	0.0%	10.5%
9MHz (3)	679	96	91	87	42	33	23	51	67	55	123	11
割合 (3) / (1)	61.4%	63.2%	63.6%	59.6%	53.8%	75.0%	24.7%	47.7%	63.8%	74.3%	84.8%	57.9%
9.5MHz (4)	483	57	46	55	43	19	77	73	56	25	24	8
割合 (4) / (1)	43.7%	37.5%	32.2%	37.7%	55.1%	43.2%	82.8%	68.2%	53.3%	33.8%	16.6%	42.1%
11.5MHz (5)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (1)	0.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.5MHz (6)	24	2	18	2	0	0	0	0	0	0	2	0
割合 (6) / (1)	2.2%	1.3%	12.6%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
14MHz (7)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (1)	0.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18.5MHz (8)	8	0	5	0	0	0	0	1	0	0	2	0
割合 (8) / (1)	0.7%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
19MHz (9)	196	35	20	41	12	0	9	6	14	15	41	3
割合 (9) / (1)	17.7%	23.0%	14.0%	28.1%	15.4%	0.0%	9.7%	5.6%	13.3%	20.3%	28.3%	15.8%
19.5MHz (10)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合 (10) / (1)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数 (2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合 (9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 1時台　(4)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 2時台　(5)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 3時台　(6)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5. 4時台　(7)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(7) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6. 5時台　(8)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(8) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7. 6時台　(9)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8. 7時台　(10)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(10) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9. 8時台　(11)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10. 9時台　(12)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(12) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11. 10時台　(13)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(13) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12. 11時台　(14)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(14) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13. 12時台　(15)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(15) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14. 13時台　(16)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(16) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15. 14時台　(17)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(17) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(18) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17. 16時台　(19)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(19) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18. 17時台　(20)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(20) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19. 18時台　(21)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(21) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20. 19時台　(22)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(22) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
21. 20時台　(23)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(23) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
22. 21時台　(24)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(24) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23. 22時台　(25)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(25) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
24. 23時台　(26)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(26) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	21	2	2	3	2	2	2	2	2	2	1	1
割合　(4) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	12	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	54.5%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	18	1	1	3	1	1	2	2	2	2	2	1
割合　(5) / (2)	81.8%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	5	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0	0
割合　(6) / (2)	22.7%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	5	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	0
割合　(7) / (2)	22.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	4	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0
割合　(8) / (2)	18.2%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	18	1	1	3	1	1	2	2	2	2	2	1
割合　(11) / (2)	81.8%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
割合　(12) / (2)	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	10	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(13) / (2)	45.5%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	10	0	1	2	1	0	1	1	1	1	1	1
割合　(14) / (2)	45.5%	0.0%	50.0%	66.7%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	3	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
割合　(16) / (2)	13.6%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	21	2	2	3	2	2	2	1	2	2	2	1
割合　(3) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	21	2	2	3	2	2	2	1	2	2	2	1
割合　(5) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(5) / (2)	45.5%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	12	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	54.5%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(16) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	12	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答数　(2)	12	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	91.7%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	12	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	22	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯画像伝送(公共業務用)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	40GHz帯公共・一般業務(中継系)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局数（包括免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 包括免許については開設無線局数とします。

③ 無線局数（個別＋包括）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 包括免許については開設無線局数とします。

④ 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
ML(陸上移動局)　(2)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤ 無線局の局種（包括免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑥ 無線局の局種（個別＋包括） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
ML(陸上移動局) (2)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許） ［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

② 無線局の目的及び通信事項（包括免許） ［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

③ 無線局の目的及び通信事項（個別＋包括） ［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
D7W (2)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 電波の型式（包括免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 電波の型式（個別＋包括） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
D7W (2)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④ 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
49.5MHz (2)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (2) / (1)	4.4%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
54MHz (3)	86	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (1)	95.6%	0.0%	0.0%	95.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑤　占有周波数帯幅（包括免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥　占有周波数帯幅（個別＋包括）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	90	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
49.5MHz　(2)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	4.4%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
54MHz　(3)	86	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	95.6%	0.0%	0.0%	95.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	38GHz帯FWA

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
令和6年度	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
令和5年度	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
令和6年度	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
令和5年度	28	0	4	9	0	2	2	11	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
SP(特別業務の局)　(2)	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
A3E　(2)	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	19	0	4	4	0	2	0	9	0	0	0	0
6kHz　(2)	15	0	0	4	0	2	0	9	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	78.9%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他　(3)	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	21.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数 (2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	3	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	路側通信(MF帯)(特別業務の局)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	4	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
令和6年度	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
令和5年度	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
令和6年度	280	2	11	62	0	0	16	28	55	85	21	0
令和5年度	302	2	13	62	0	0	22	28	63	85	27	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
FX(固定局)　(2)	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
F2B　(2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F2D　(3)	196	0	7	44	0	0	8	25	44	59	9	0
割合　(3) / (1)	99.5%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	96.2%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

②　占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
16kHz　(2)	197	0	7	44	0	0	8	26	44	59	9	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(3) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(5) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(7) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	6	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0
割合　(8) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	6	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0
割合　(9) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(10) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	6	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(11) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	4	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(12) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	4	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(13) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(14) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(15) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(16) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(17) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(18) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(19) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	6	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(20) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(21) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(22) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	6	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(23) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	6	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(24) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	6	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(25) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	5	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(26) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	5	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(4) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	6	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(3) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	4	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
割合　(6) / (2)	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	6	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(7) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
割合　(10) / (2)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	4	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	4	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0
割合　(12) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	5	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
割合　(3) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	5	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
割合　(3) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(7) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(8) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	28.6%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	5	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	71.4%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	5	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	5	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	5	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	6	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	85.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	14.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	6	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	6	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	6	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
割合　(3) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	42.9%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	28.6%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
有効回答数　(2)	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
有効回答数　(2)	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(7) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	4	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0
割合　(3) / (2)	57.1%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	4	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0
割合　(5) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(6) / (2)	42.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz帯）

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	42.9%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
令和6年度	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
令和5年度	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	7,218	993	1,038	895	456	257	674	807	702	537	779	80
令和6年度	7,238	996	1,038	900	457	257	674	809	701	539	787	80
令和5年度	7,246	998	1,045	900	458	257	664	812	701	540	791	80

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	7,218	993	1,038	895	456	257	674	807	702	537	779	80
FB(基地局)　(2)	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
割合　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
FX(固定局)　(3)	7,211	993	1,038	895	456	257	671	805	702	537	777	80
割合　(3) / (1)	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	99.8%	100.0%	100.0%	99.7%	100.0%
ML(陸上移動局)　(4)	4	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0
割合　(4) / (1)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	7,218	993	1,038	895	456	257	674	807	702	537	779	80
F2D (3)	7,214	993	1,038	895	456	257	673	805	702	537	778	80
割合 (3) / (1)	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.8%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%
F3E (4)	5,014	628	530	703	297	208	564	581	420	363	664	56
割合 (4) / (1)	69.5%	63.2%	51.1%	78.5%	65.1%	80.9%	83.7%	72.0%	59.8%	67.6%	85.2%	70.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	7,218	993	1,038	895	456	257	674	807	702	537	779	80
8.5kHz (2)	2,403	305	339	268	153	113	227	204	329	88	344	33
割合 (2) / (1)	33.3%	30.7%	32.7%	29.9%	33.6%	44.0%	33.7%	25.3%	46.9%	16.4%	44.2%	41.3%
16kHz (3)	4,819	626	706	623	309	150	463	610	381	454	449	48
割合 (3) / (1)	66.8%	63.0%	68.0%	69.6%	67.8%	58.4%	68.7%	75.6%	54.3%	84.5%	57.6%	60.0%
その他 (5)	92	76	0	14	0	0	0	1	1	0	0	0
割合 (5) / (1)	1.3%	7.7%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数 (2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合 (9) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

② 電波の発射時間帯 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数 (2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台 (3)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (3) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 1時台 (4)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (4) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 2時台 (5)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (5) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 3時台 (6)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (6) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5. 4時台 (7)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (7) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6. 5時台 (8)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (8) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7. 6時台 (9)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (9) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8. 7時台 (10)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (10) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9. 8時台 (11)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (11) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10. 9時台 (12)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合 (12) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11. 10時台 (13)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (13) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12. 11時台 (14)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (14) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13. 12時台 (15)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (15) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14. 13時台 (16)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (16) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15. 14時台 (17)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (17) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16. 15時台 (18)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (18) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17. 16時台 (19)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (19) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18. 17時台 (20)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (20) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19. 18時台 (21)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (21) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20. 19時台 (22)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (22) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
21. 20時台 (23)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (23) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
22. 21時台 (24)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (24) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23. 22時台 (25)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (25) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
24. 23時台 (26)	19	2	2	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合 (26) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(5) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	16	2	1	1	1	1	2	2	1	2	1	2
割合　(3) / (2)	80.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	5	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	18	2	1	1	2	1	2	2	1	2	2	2
割合　(3) / (2)	90.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	18	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	90.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
割合　(6) / (2)	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	8	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1
割合　(7) / (2)	40.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	5	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1
割合　(9) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(10) / (2)	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
割合　(12) / (2)	15.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	13	0	1	1	1	1	2	2	1	1	2	1
割合　(13) / (2)	65.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(15) / (2)	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
割合　(16) / (2)	20.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	19	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
割合　(3) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	3	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	15.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	3	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	3	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	16	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2
割合　(3) / (2)	80.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	4	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	20.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	5	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0
有効回答数　(2)	5	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	20.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(6) / (2)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
割合　(7) / (2)	60.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	60.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	14	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2
割合　(3) / (2)	70.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	7	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	35.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	28.6%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	7	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	13	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	65.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	8	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1
割合　(5) / (2)	40.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	13	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答数　(2)	13	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	12	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(5) / (2)	92.3%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. その他　(6)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	19	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
割合　(6) / (2)	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(6) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	19	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	19	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	14	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	73.7%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	21.1%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1
割合　(6) / (2)	26.3%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%
5. その他　(7)	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
割合　(7) / (2)	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	5.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	20	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
令和6年度	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
令和5年度	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
令和6年度	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
令和5年度	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
FB(基地局)　(2)	31	0	10	4	2	1	0	9	1	1	3	0
割合　(2) / (1)	18.6%	0.0%	15.9%	17.4%	10.5%	25.0%	0.0%	20.5%	25.0%	50.0%	37.5%	0.0%
ML(陸上移動局)　(3)	136	0	53	19	17	3	0	35	3	1	5	0
割合　(3) / (1)	81.4%	0.0%	84.1%	82.6%	89.5%	75.0%	0.0%	79.5%	75.0%	50.0%	62.5%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
F3E　(2)	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	167	0	63	23	19	4	0	44	4	2	8	0
16kHz (2)	139	0	53	19	19	3	0	35	3	2	5	0
割合 (2) / (1)	83.2%	0.0%	84.1%	82.6%	100.0%	75.0%	0.0%	79.5%	75.0%	100.0%	62.5%	0.0%
その他 (3)	28	0	10	4	0	1	0	9	1	0	3	0
割合 (3) / (1)	16.8%	0.0%	15.9%	17.4%	0.0%	25.0%	0.0%	20.5%	25.0%	0.0%	37.5%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数 (2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0日 (3)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
割合 (3) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	37.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	12.5%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合 (9) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(8) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(9) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(10) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	5	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	4	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(12) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	5	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(13) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	5	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(14) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	5	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(15) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	5	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0
割合　(16) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	5	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0
割合　(17) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	4	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(18) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	4	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(19) / (2)	57.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	5	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0
割合　(20) / (2)	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(21) / (2)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(22) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(23) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(24) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(25) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(26) / (2)	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	4	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	50.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	5	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0
割合　(3) / (2)	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	37.5%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	3	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	6	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(6) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	4	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
割合　(9) / (2)	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	7	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0
割合　(11) / (2)	87.5%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(15) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(16) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	6	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0
割合　(4) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	6	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0
有効回答数　(2)	6	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	4	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0
割合　(7) / (2)	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
割合　(3) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	4	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	3	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	37.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	7	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	6	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	85.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	3	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	42.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
割合　(3) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	6	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	6	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	6	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	4	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(7) / (2)	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	25.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	6	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0
割合　(5) / (2)	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	37.5%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	5	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0
割合　(6) / (2)	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	5	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	5	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
割合　(5) / (2)	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0
割合　(6) / (2)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5. その他　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(7) / (2)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防用(60MHz帯、150MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答数　(2)	8	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	25.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	6	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0
割合　(5) / (2)	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
令和6年度	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
令和5年度	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	693	72	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
令和6年度	694	73	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
令和5年度	696	76	44	80	153	117	72	38	0	72	44	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	693	72	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
FB(基地局)　(2)	99	16	6	6	25	13	10	6	0	11	6	0
割合　(2) / (1)	14.3%	22.2%	13.6%	7.5%	16.3%	11.1%	13.9%	15.4%	0.0%	15.3%	13.6%	0.0%
FX(固定局)　(3)	21	4	0	8	2	4	0	2	0	0	1	0
割合　(3) / (1)	3.0%	5.6%	0.0%	10.0%	1.3%	3.4%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%
ML(陸上移動局)　(4)	573	52	38	66	126	100	62	31	0	61	37	0
割合　(4) / (1)	82.7%	72.2%	86.4%	82.5%	82.4%	85.5%	86.1%	79.5%	0.0%	84.7%	84.1%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	693	72	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
F2D (2)	14	2	0	3	2	2	0	2	0	0	3	0
割合 (2) / (1)	2.0%	2.8%	0.0%	3.8%	1.3%	1.7%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	6.8%	0.0%
F3E (3)	693	72	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
割合 (3) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	693	72	44	80	153	117	72	39	0	72	44	0
16kHz (2)	393	40	32	50	104	100	13	4	0	35	15	0
割合 (2) / (1)	56.7%	55.6%	72.7%	62.5%	68.0%	85.5%	18.1%	10.3%	0.0%	48.6%	34.1%	0.0%
その他 (3)	300	32	12	30	49	17	59	35	0	37	29	0
割合 (3) / (1)	43.3%	44.4%	27.3%	37.5%	32.0%	14.5%	81.9%	89.7%	0.0%	51.4%	65.9%	0.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数 (2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合 (4) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合 (7) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	5	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	55.6%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(3) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(5) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(7) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(8) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(9) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(10) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(12) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(13) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(14) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(15) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(16) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(17) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(18) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(19) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(20) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(21) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(22) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(23) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(24) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(25) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	6	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
割合　(26) / (2)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑨　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	8	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(13) / (2)	88.9%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑩　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑬　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑭　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑮　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑯　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	災害対策・水防用無線(60MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	9	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑨　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑩　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑬　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑭　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑮　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑯　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	水防道路用無線

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(150MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
ML(陸上移動局)　(2)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	11.4%	0.0%	0.0%	11.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MP(携帯局)　(3)	31	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	88.6%	0.0%	0.0%	88.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
F3E　(2)	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
16kHz　(2)	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑥　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦　特定システムへの移行・代替予定の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 移行・代替完了済み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和7年度中に移行・代替完了予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和8年度中に移行・代替完了予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和9年度中に移行・代替完了予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和10年度中に移行・代替完了予定　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和11年度中に移行・代替完了予定　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 令和12年度以降に移行・代替完了予定　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 移行・代替予定なし　(11)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑧　特定システムへ移行・代替する理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 従来システムの無線機器が入手困難なため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. コストが低いため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 高度な技術を利用できるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 特定システムへの移行・代替が求められているため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 一斉に全ての無線局で移行・代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 段階的に移行・代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑩　特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等）　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

⑪　特定システムへの移行・代替予定がない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等)　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫ 特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期② ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度以降、令和13年度以内 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和14年度以降、令和18年度以内 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和19年度以降 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続) (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑬ 無線設備の使用年数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 1年未満 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1年以上3年未満 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年以上10年未満 (5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 10年以上20年未満 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 20年以上30年未満 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 30年以上 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
令和6年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
令和5年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
令和6年度	63	0	60	0	0	0	0	0	0	3	0	0
令和5年度	63	0	60	0	0	0	0	0	0	3	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
ML(陸上移動局)　(2)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
F3E　(2)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
その他　(2)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(25) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(10) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	石油備蓄(150MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	3	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
令和6年度	3	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
令和5年度	3	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	1,713	96	182	385	39	64	314	241	151	72	159	10
令和6年度	1,715	96	182	389	39	64	314	241	151	72	157	10
令和5年度	1,713	96	182	389	39	64	314	239	151	72	157	10

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	1,713	96	182	385	39	64	314	241	151	72	159	10
FP(携帯基地局)　(2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(2) / (1)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ML(陸上移動局)　(3)	800	48	91	179	38	36	187	0	75	36	102	8
割合　(3) / (1)	46.7%	50.0%	50.0%	46.5%	97.4%	56.3%	59.6%	0.0%	49.7%	50.0%	64.2%	80.0%
MP(携帯局)　(4)	912	48	91	206	1	28	127	240	76	36	57	2
割合　(4) / (1)	53.2%	50.0%	50.0%	53.5%	2.6%	43.8%	40.4%	99.6%	50.3%	50.0%	35.8%	20.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	1,713	96	182	385	39	64	314	241	151	72	159	10
F2D (2)	20	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
割合 (2) / (1)	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
F3E (3)	1,713	96	182	385	39	64	314	241	151	72	159	10
割合 (3) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	1,713	96	182	385	39	64	314	241	151	72	159	10
16kHz (2)	276	15	0	36	4	8	6	88	110	0	9	0
割合 (2) / (1)	16.1%	15.6%	0.0%	9.4%	10.3%	12.5%	1.9%	36.5%	72.8%	0.0%	5.7%	0.0%
その他 (3)	1,437	81	182	349	35	56	308	153	41	72	150	10
割合 (3) / (1)	83.9%	84.4%	100.0%	90.6%	89.7%	87.5%	98.1%	63.5%	27.2%	100.0%	94.3%	100.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数 (2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	14	1	1	2	2	2	0	2	0	1	2	1
割合 (4) / (2)	77.8%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3. 31日~90日 (5)	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
割合 (5) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	16	1	1	2	2	2	1	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	16	1	1	2	2	2	1	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(3) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(4) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(5) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(6) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(7) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(8) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(9) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(10) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	5	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0
割合　(11) / (2)	31.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	10	0	1	1	2	2	1	0	1	1	1	0
割合　(12) / (2)	62.5%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	12	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	0
割合　(13) / (2)	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	10	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(14) / (2)	62.5%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	9	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(15) / (2)	56.3%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	11	0	1	2	1	1	1	2	1	1	1	0
割合　(16) / (2)	68.8%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	12	0	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1
割合　(17) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	9	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(18) / (2)	56.3%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	9	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
割合　(19) / (2)	56.3%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	7	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0
割合　(20) / (2)	43.8%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
割合　(21) / (2)	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(22) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(23) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(24) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(25) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
割合　(26) / (2)	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	16	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1
割合　(3) / (2)	88.9%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	7	0	0	2	1	1	1	1	0	0	1	0
割合　(4) / (2)	38.9%	0.0%	0.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	6	0	0	2	1	1	1	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(4) / (2)	61.1%	100.0%	100.0%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	13	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	72.2%	100.0%	100.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(10) / (2)	61.1%	100.0%	100.0%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(3) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	15	1	1	2	2	2	1	2	1	0	2	1
割合　(5) / (2)	83.3%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	17	1	1	3	2	2	2	1	1	1	2	1
割合　(5) / (2)	94.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑥　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦　特定システムへの移行・代替予定の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数　(2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 移行・代替完了済み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和7年度中に移行・代替完了予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和8年度中に移行・代替完了予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和9年度中に移行・代替完了予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和10年度中に移行・代替完了予定　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和11年度中に移行・代替完了予定　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 令和12年度以降に移行・代替完了予定　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)　(10)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(10) / (2)	61.1%	100.0%	100.0%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
9. 移行・代替予定なし　(11)	7	0	0	2	1	1	1	1	0	0	1	0
割合　(11) / (2)	38.9%	0.0%	0.0%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑧　特定システムへ移行・代替する理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答数　(2)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 従来システムの無線機器が入手困難なため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. コストが低いため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 高度な技術を利用できるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 特定システムへの移行・代替が求められているため　(6)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(6) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 一斉に全ての無線局で移行・代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 段階的に移行・代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑩　特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答数　(2)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1.　【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等）　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

15. 【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため (17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合 (19) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

⑪　特定システムへの移行・代替予定がない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	7	0	0	2	1	1	1	1	0	0	1	0
有効回答数　(2)	7	0	0	2	1	1	1	1	0	0	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
1.　【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	4	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	57.1%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(8)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等）　(10)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(17) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	防災相互波(150MHz帯)

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合 (20) / (2)	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫ 特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期② ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度以降、令和13年度以内 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和14年度以降、令和18年度以内 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和19年度以降 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続) (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑬ 無線設備の使用年数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答数 (2)	18	1	1	3	2	2	2	2	1	1	2	1
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 1年未満 (3)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1年以上3年未満 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年以上10年未満 (5)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 10年以上20年未満 (6)	13	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1
割合 (6) / (2)	72.2%	100.0%	100.0%	33.3%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
5. 20年以上30年未満 (7)	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
割合 (7) / (2)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
6. 30年以上 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率 (2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	中央防災(400MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	3	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
令和6年度	3	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
令和5年度	3	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	56	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	5
令和6年度	58	4	1	33	2	0	1	3	3	0	5	6
令和5年度	59	5	1	33	2	0	1	3	3	0	4	7

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	56	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	5
FP(携帯基地局)　(2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(2) / (1)	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
MP(携帯局)　(3)	55	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	4
割合　(3) / (1)	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	80.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	56	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	5
F2D　(2)	26	4	2	4	2	0	1	2	3	0	4	4
割合　(2) / (1)	46.4%	100.0%	100.0%	12.1%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	80.0%
F3E　(3)	56	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	5
割合　(3) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	56	4	2	33	2	0	1	2	3	0	4	5
8.5kHz (2)	28	4	1	11	2	0	0	2	3	0	2	3
割合 (2) / (1)	50.0%	100.0%	50.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	60.0%
その他 (3)	46	4	2	25	2	0	1	2	3	0	4	3
割合 (3) / (1)	82.1%	100.0%	100.0%	75.8%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	60.0%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数 (2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	8	0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合 (4) / (2)	72.7%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%
3. 31日~90日 (5)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	9.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合 (9) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	4	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
割合　(11) / (2)	40.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
10. 9時台　(12)	5	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
割合　(12) / (2)	50.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
11. 10時台　(13)	6	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1
割合　(13) / (2)	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
12. 11時台　(14)	8	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1
割合　(14) / (2)	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%
13. 12時台　(15)	4	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
割合　(15) / (2)	40.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
14. 13時台　(16)	8	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	2
割合　(16) / (2)	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
15. 14時台　(17)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	2
割合　(17) / (2)	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	8	1	1	0	1	0	1	1	1	0	0	2
割合　(18) / (2)	80.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17. 16時台　(19)	6	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2
割合　(19) / (2)	60.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18. 17時台　(20)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(20) / (2)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
19. 18時台　(21)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(21) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
20. 19時台　(22)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(22) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
割合　(3) / (2)	90.9%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	9	1	1	2	1	0	0	1	1	0	0	2
割合　(4) / (2)	81.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	18.2%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(5) / (2)	81.8%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答数　(2)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(5) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(7) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	10	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(4) / (2)	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(5) / (2)	81.8%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%
4. その他　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

⑤　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑥　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦　特定システムへの移行・代替予定の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 移行・代替完了済み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和7年度中に移行・代替完了予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和8年度中に移行・代替完了予定　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和9年度中に移行・代替完了予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和10年度中に移行・代替完了予定　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和11年度中に移行・代替完了予定　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 令和12年度以降に移行・代替完了予定　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)　(10)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 移行・代替予定なし　(11)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
割合　(11) / (2)	90.9%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑧　特定システムへ移行・代替する理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 従来システムの無線機器が入手困難なため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. コストが低いため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 高度な技術を利用できるため　(5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 特定システムへの移行・代替が求められているため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 一斉に全ての無線局で移行・代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 段階的に移行・代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑩　特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1.　【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.　【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.　【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4.　【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.　【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.　【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く）　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等）　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10.　【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11.　【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

⑪　特定システムへの移行・代替予定がない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数　(2)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
2. 【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等)　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(15) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
14. 【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(16) / (2)	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%
15. 【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	公共業務用ヘリテレ連絡用

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫ 特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期② ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数 (2)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 令和7年度中 (3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合 (3) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
2. 令和8年度中 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度以降、令和13年度以内 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和14年度以降、令和18年度以内 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和19年度以降 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続) (9)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合 (9) / (2)	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%

⑬ 無線設備の使用年数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答数 (2)	11	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	2
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 1年未満 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1年以上3年未満 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 3年以上10年未満 (5)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 10年以上20年未満 (6)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2
割合 (6) / (2)	90.9%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
5. 20年以上30年未満 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 30年以上 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
令和6年度	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
令和5年度	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
令和6年度	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
令和5年度	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0

② 無線局の局種（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
SM(気象援助局)　(2)	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　[単位：局]

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
F2D　(2)	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
割合　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

② 占有周波数帯幅（個別免許）　[単位：局]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	18	0	4	10	0	0	0	0	0	2	2	0
8.5kHz　(2)	14	0	4	6	0	0	0	0	0	2	2	0
割合　(2) / (1)	77.8%	0.0%	100.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
8.5MHz　(3)	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (1)	22.2%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数 (2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日 (5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合 (5) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	3	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
割合 (9) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(9) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(10) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(12) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(13) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(14) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(15) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(16) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(17) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(18) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(19) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(20) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(21) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(22) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(23) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(24) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(25) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(26) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(7) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1.　【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
2.　【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(4) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3.　【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4.　【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5.　【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(7) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
6.　【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.　【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8.　【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9.　【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(11) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
10.　【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(12) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
11.　【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12.　【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.　【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14.　【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15.　【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(17) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
16.　【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑨　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑩　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	25.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(3) / (2)	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	25.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑬　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(6) / (2)	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	気象援助用無線(400MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答数　(2)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	4	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
割合　(5) / (2)	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	4	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
令和6年度	4	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
令和5年度	4	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	128	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	12
令和6年度	134	9	10	27	7	3	13	14	11	4	24	12
令和5年度	135	9	10	28	7	3	14	17	10	4	20	13

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	128	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	12
MP(携帯局)　(2)	128	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	12
割合　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	128	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	12
F3F (2)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
割合 (2) / (1)	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F8W (3)	110	9	9	24	6	2	7	11	10	0	21	11
割合 (3) / (1)	85.9%	100.0%	81.8%	92.3%	100.0%	66.7%	63.6%	84.6%	100.0%	0.0%	91.3%	91.7%
F9W (4)	18	0	2	2	0	1	4	2	0	4	2	1
割合 (4) / (1)	14.1%	0.0%	18.2%	7.7%	0.0%	33.3%	36.4%	15.4%	0.0%	100.0%	8.7%	8.3%

② 占有周波数帯幅（個別免許） ［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数 (1)	128	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	12
8.5MHz (2)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合 (2) / (1)	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%
17MHz (3)	127	9	11	26	6	3	11	13	10	4	23	11
割合 (3) / (1)	99.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

① 年間の発射日数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数 (2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日 (4)	8	0	0	2	2	0	1	1	1	0	0	1
割合 (4) / (2)	36.4%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
3. 31日~90日 (5)	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
割合 (5) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
4. 91日~180日 (6)	6	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1
割合 (6) / (2)	27.3%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%	33.3%
5. 181日~270日 (7)	4	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
割合 (7) / (2)	18.2%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
6. 271日~364日 (8)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	9.1%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

② 電波の発射時間帯　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0時台　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
2. 1時台　(4)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(4) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
3. 2時台　(5)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(5) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
4. 3時台　(6)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(6) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
5. 4時台　(7)	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(7) / (2)	13.6%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
6. 5時台　(8)	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(8) / (2)	13.6%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
7. 6時台　(9)	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
割合　(9) / (2)	13.6%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
8. 7時台　(10)	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1
割合　(10) / (2)	22.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	33.3%
9. 8時台　(11)	11	0	2	0	0	1	0	2	2	1	1	2
割合　(11) / (2)	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	66.7%
10. 9時台　(12)	17	2	2	1	1	1	1	2	2	1	2	2
割合　(12) / (2)	77.3%	100.0%	100.0%	33.3%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%
11. 10時台　(13)	19	2	2	3	1	1	1	2	2	1	2	2
割合　(13) / (2)	86.4%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%
12. 11時台　(14)	20	2	2	3	1	1	2	2	2	1	2	2
割合　(14) / (2)	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%
13. 12時台　(15)	18	2	2	2	1	1	1	2	2	1	2	2
割合　(15) / (2)	81.8%	100.0%	100.0%	66.7%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%
14. 13時台　(16)	21	2	2	3	2	1	1	2	2	1	2	3
割合　(16) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15. 14時台　(17)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(17) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16. 15時台　(18)	21	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(18) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17. 16時台　(19)	18	1	2	2	1	1	1	2	2	1	2	3
割合　(19) / (2)	81.8%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18. 17時台　(20)	12	0	1	0	1	1	1	2	2	1	1	2
割合　(20) / (2)	54.5%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	66.7%
19. 18時台　(21)	6	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2
割合　(21) / (2)	27.3%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%	66.7%
20. 19時台　(22)	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2
割合　(22) / (2)	22.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	66.7%
21. 20時台　(23)	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
割合　(23) / (2)	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	66.7%
22. 21時台　(24)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(24) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
23. 22時台　(25)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(25) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
24. 23時台　(26)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(26) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	21	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(3) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	9	1	1	2	1	0	0	1	1	0	0	2
割合　(4) / (2)	40.9%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	66.7%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(3) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(4) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	33.3%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	15	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	2
割合　(6) / (2)	68.2%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	66.7%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(7) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(8) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
割合　(10) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(3) / (2)	40.9%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	33.3%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(5) / (2)	50.0%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	33.3%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(6) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
有効回答数　(2)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合　(5) / (2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答数　(2)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	21	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	3
割合　(5) / (2)	95.5%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑥　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦　特定システムへの移行・代替予定の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数　(2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 移行・代替完了済み　(3)	9	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1
割合　(3) / (2)	40.9%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
2. 令和7年度中に移行・代替完了予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和8年度中に移行・代替完了予定　(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
割合　(5) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4. 令和9年度中に移行・代替完了予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和10年度中に移行・代替完了予定　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和11年度中に移行・代替完了予定　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 令和12年度以降に移行・代替完了予定　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)　(10)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	2	1
割合　(10) / (2)	45.5%	50.0%	50.0%	33.3%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	33.3%
9. 移行・代替予定なし　(11)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(11) / (2)	9.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑧　特定システムへ移行・代替する理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	20	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2
有効回答数　(2)	20	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 従来システムの無線機器が入手困難なため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. コストが低いため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 高度な技術を利用できるため　(5)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 特定システムへの移行・代替が求められているため　(6)	8	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	1
割合　(6) / (2)	40.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%
5. その他　(7)	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合　(7) / (2)	55.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%

⑨　特定システムへ一斉に移行・代替するか否か②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
有効回答数　(2)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
1. 一斉に全ての無線局で移行・代替　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 段階的に移行・代替　(4)	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
割合　(4) / (2)	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑩　特定システムへの移行・代替完了時期が未定である理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	2	1
有効回答数　(2)	10	1	1	1	1	0	1	1	1	0	2	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
1. 【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合　(3) / (2)	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
2. 【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等)　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	9	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
割合 (21) / (2)	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	100.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

⑪　特定システムへの移行・代替予定がない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答数　(2)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答率　(2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため　(3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(3) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【経済的な理由】特定システムへの移行・代替よりも優先度が高い他の施策(や他のシステム)があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【代替先の理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【代替先の理由】通信距離が長い又は短いため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【代替先の理由】仕様や目的が適さないため(関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替先の理由】機能や性能が適さないため(システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む)(選択肢4、選択肢5の理由を除く)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【立地等の理由】他の相手方と調整が必要となるため(通信の相手方がアナログ方式であるため等)　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【立地等の理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【未検討】特定システムを聞いたことがないため　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【未検討】特定システムを知っているが、導入を検討していないため　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】有線(光ファイバー等)で代替予定のため　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 【その他】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため　(15)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合　(15) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
14. 【その他】廃止又は廃止予定のため　(16)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 【その他】特定システムへの移行・代替の明確な移行期限が定められていないため　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	15GHz帯ヘリテレ画像伝送

16. 【その他】現行機器の導入から間もないため (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 【その他】検討予定又は検討中のため (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 【その他】情報が不足しており回答できない (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 【その他】その他 (21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫ 特定システムへの移行・代替以外の移行・代替・廃止予定時期② ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答数 (2)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1. 令和7年度中 (3)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
割合 (3) / (2)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2. 令和8年度中 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中 (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度以降、令和13年度以内 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和14年度以降、令和18年度以内 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和19年度以降 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続) (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑬ 無線設備の使用年数 ［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答数 (2)	22	2	2	3	2	1	2	2	2	1	2	3
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 1年未満 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1年以上3年未満 (4)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合 (4) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3. 3年以上10年未満 (5)	5	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
割合 (5) / (2)	22.7%	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
4. 10年以上20年未満 (6)	15	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2
割合 (6) / (2)	68.2%	50.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	66.7%
5. 20年以上30年未満 (7)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
割合 (7) / (2)	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 30年以上 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 全国の免許人数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合は一免許人として集計しています。

2. 無線局の数

① 無線局数（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 無線局の局種（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 無線局の目的

① 無線局の目的及び通信事項（個別免許）　［単位：局］

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4. 無線設備の使用技術

① 電波の型式（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 占有周波数帯幅（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

※ 以降の全国の対象回答数は、同一免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合があっても、それぞれの総合通信局の免許人数の合計としています。

5. 現在の利用状況

①　年間の発射日数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0日　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1日~30日　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 31日~90日　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 91日~180日　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 181日~270日　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 271日~364日　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 365日　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

② 電波の発射時間帯　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 0時台　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 1時台　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2時台　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 3時台　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 4時台　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 5時台　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 6時台　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 7時台　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 8時台　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 9時台　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 10時台　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 11時台　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 12時台　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 13時台　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 14時台　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 15時台　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 16時台　(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(19) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 17時台　(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(20) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19. 18時台　(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(21) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. 19時台　(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(22) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21. 20時台　(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(23) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22. 21時台　(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(24) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23. 22時台　(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(25) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24. 23時台　(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(26) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

③　年間の発射実績がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 廃止するため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　電波を利用する社会的貢献性　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 公共の安全、秩序の維持　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 非常時等における人命又は財産の保護　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　運用継続性の確保のための対策の有無①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑥　運用継続性の確保のための対策の具体的内容①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】設備や装置等の運用管理･保守の委託　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】予備電源の保有　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルの策定　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 【災害時の運用】非常時における代替運用手順の規定　(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(17) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16. 【その他】その他の対策の実施　(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(18) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑦　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由①　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　運用継続性の確保のための対策の有無②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑨　運用継続性の確保のための対策の具体的内容②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 【平時での取組】定期的な保守点検の実施　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 【平時での取組】復旧要員体制の常時構築　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 【平時での取組】定期的な動作確認･訓練の実施　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 【平時での取組】災害時に使用する無線局の平時利用による取り扱い習熟度向上　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 【平時での取組】定期的な試験電波の発射　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 【代替性の確保】代替用の無線設備一式の保有　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 【代替性の確保】無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 【その他】その他の対策の実施　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑩　運用継続性の確保のための対策を実施していない理由②　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に運用継続性の確保のための対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 運用継続性の確保のための対策の検討段階もしくは導入段階のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　地震対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑫　地震対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に地震対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因(無線局設置施設が耐震化未整備等)で地震対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 地震対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑬　水害対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑭　水害対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に水害対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で水害対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 水害対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水害対策が必要の無い設置場所(浸水区域ではない、高所である、建物内の2階以上である等)であるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. その他　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑮　火災対策の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局について対策を実施している　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局について対策を実施している　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 対策を実施していない　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑯　火災対策を実施していない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 経済的に火災対策が困難であるため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自己以外の要因で火災対策が困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 火災対策の検討段階もしくは導入段階のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局の廃止や更新、デジタル移行や移転等の予定があるため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 無線局の運用形態(可搬型の無線局である等)や設置場所(車やヘリコプターに設置されている等)等の理由で対策が困難もしくは必要無いと考えるため　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. その他　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 今後の利用予定

①　今後3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 無線局数は増加予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 無線局数は減少予定　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 無線局数の増減の予定なし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 全ての無線局を廃止予定　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

②　無線局数増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)から本システムへ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの拡大予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

③　無線局数減少・廃止理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　移行・代替・廃止予定の有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定(残りの無線局の予定は今後検討)　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 移行・代替・廃止の予定は今後検討　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行・代替・廃止の予定なし　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤　移行・代替・廃止予定時期(全ての無線局で予定がある場合)　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑥　移行・代替・廃止予定時期(一部の無線局で予定がある場合)　[単位：者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 令和7年度中　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 令和8年度中　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 令和9年度中　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 令和10年度中　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 令和11年度中　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 令和12年度以降　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 時期は未定(現行システムの利用を継続)　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑦　移行・代替・廃止手段　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 携帯電話(IP無線等)へ移行又は代替　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. デジタル簡易無線へ移行又は代替　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. LPWA(LoRA等)へ移行又は代替　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. Wi-Fiへ移行又は代替　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 高度MCAへ移行又は代替　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. デジタル移動系防災行政無線を活用したシステムへ移行又は代替　(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(8) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. コミュニティFMを活用したシステムへ移行又は代替　(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(9) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 狭域通信システム(ETC2.0)へ移行又は代替　(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(10) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. VICS(FM多重)へ移行又は代替　(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(11) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. VICS(光ビーコン)へ移行又は代替　(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(12) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 18GHz帯FWAへ移行又は代替　(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(13) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 80GHz帯FWAへ移行又は代替　(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(14) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13. 廃止　(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(15) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. その他　(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(16) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧　移行・代替・廃止予定がない理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 代替可能なシステムがないため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 経済的に困難であるため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 他システムで代替可能か分からないため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 移行･代替の必要性を感じないため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	K-COSMOS無線(400MHz帯)

⑨　今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 通信量は増加見込み　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信量は減少見込み　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 通信量の増減の見込みなし　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩　通信量増加理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が増加する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が増加する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. その他　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪　通信量減少理由　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数　(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答数　(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有効回答率　(2) / (1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1. 現在の通信量より小容量の通信で補える予定のため　(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(3) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 通信の頻度が減少する見込みのため　(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(4) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. ユーザー数が減少する見込みのため　(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(5) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 無線局を廃止する見込みのため　(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(6) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他　(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合　(7) / (2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

総務省　令和7年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	公共業務用無線局周波数帯
電波利用システム名	(*)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

資料12

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

26GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請の受付開始（令和８年３月１１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
（武田課長補佐、川畑係長）
電話：０３－５２５３－５８９３

電波監理審議会(1154 回)報告資料

別紙は大部のため省略

報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月９日

26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請の受付開始

総務省は、26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請を、令和８年３月 10 日(火)から同年４月９日(木)までの間、受け付けます。

１　背景・概要

総務省は、26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案について、令和８年２月３日(火)に、電波監理審議会（会長：笹瀬巌　慶應義塾大学名誉教授）へ諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けました。

ついては、本日、以下のとおり当該指針を制定するとともに、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 20 の３第１項の規定に基づき、26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に基づく価額競争の参加の申請期間を定め、参加申請を受け付けることとします。

（１）26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針（別紙１）
（２）総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間（別紙２）
（３）26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に基づく価額競争の参加の申請期間等（別紙３）

２　申請期間

令和８年３月 10 日(火)８時 30 分から同年４月９日(木)17 時 15 分までの間

※郵送の場合は、同期間内消印有効とします。

３　申請の提出場所

総合通信局又は沖縄総合通信事務所のいずれかとします。詳細は、下記の参加申請マニュアル等をご参照ください。

４　申請要領等

価額競争の参加申請の際に参考としていただくため、総務省電波利用ホームページ（https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/system/ml/mobile/5g/index.htm）に 26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請マニュアル等を掲載しております。

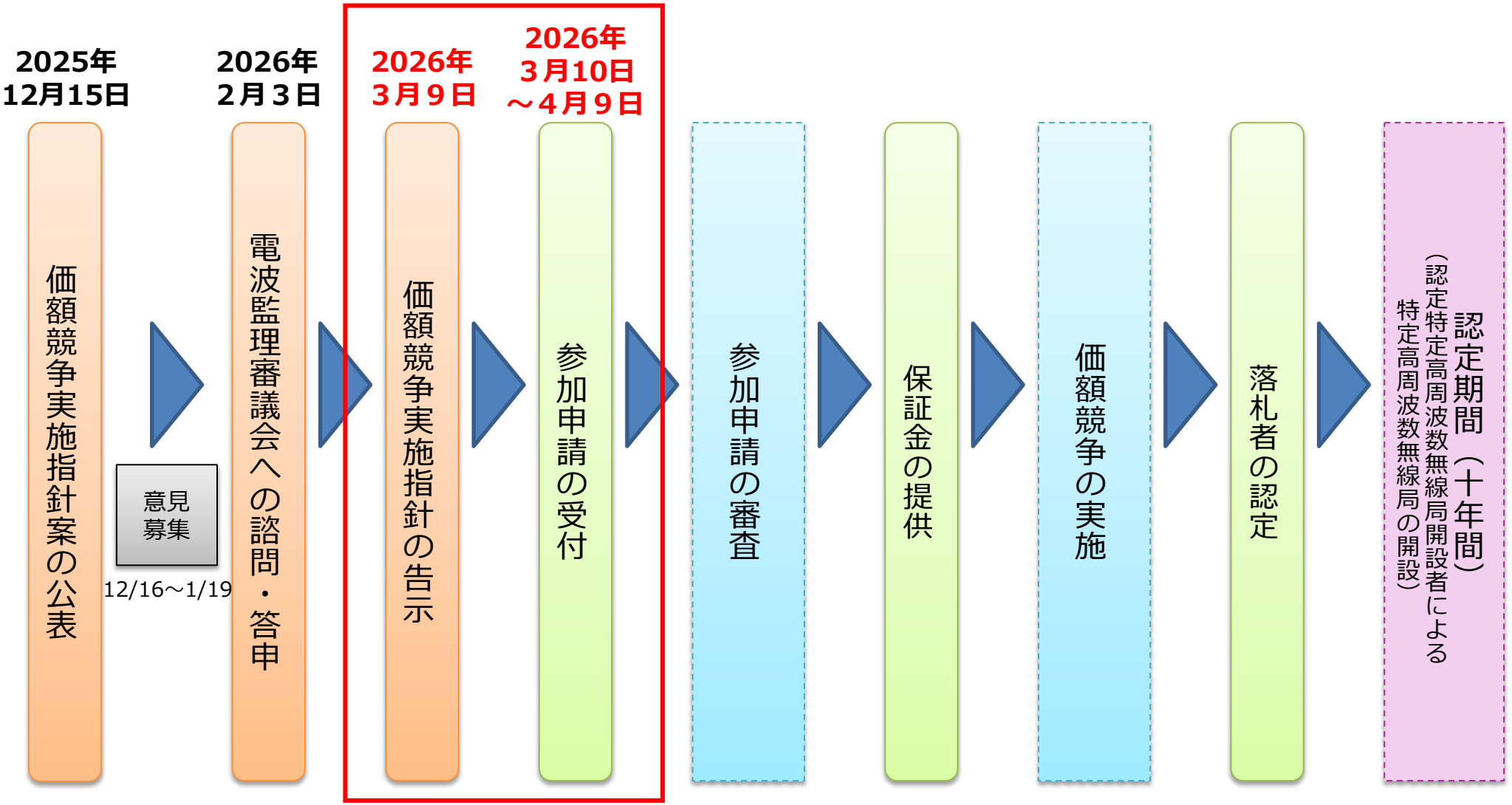
【関係報道資料】

〇26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等に関する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申（令和８年２月３日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000764.html

【連絡先】
総合通信基盤局 電波部 移動通信課
担当：武田課長補佐、川畑移動体推進係長、
　　庄司官、新官
TEL：03-5253-5893
E-mail：mobile-telecom×ml.soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。

26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れ



資料１３

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

令和７年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案（令和８年３月１１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
審議内容について
総務省総合通信基盤局総務課
（柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査）
電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第 1154 回）
審 議 事 項 （ １ ） 資 料 １

「令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和８年１月 14 日（水）～２月 12 日（木）

■提出された意見の件数：１０件【法人６件、個人４件】
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【６件】
（五十音順）株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、株式会社 JTOWER、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社
個人【４件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	（該当箇所：総論） 電波監理審議会の有効利用評価部会における免許人ヒアリングにて、周波数利用に関する取組状況の説明機会を設けて頂いたことに感謝申し上げます。携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、有限希少な電波資源の有効活用を促進する観点で重要と考えます。引き続き、電波の有効利用促進に努めていきたいと考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ①Sub6 帯の評価変更（P.47）） ・Sub6 帯は、トラヒックの高いエリアを重点的に整備することで電波の有効利用に資する周波数帯であり、地域ごとのトラヒック需要の実態を適切に反映できる、ニーズ連動型の評価基準が理想であると考えます。そのため当社としては、Sub6 展開率を基準とする評価手法の採用を希望します。	Sub6 展開率については本案に記載のとおり、高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標であるため、電波の有効利用の評価基準としては、全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用いた方が普遍的であり、より適切であると考えます。	無

			なお、Sub6 帯の人口カバー率の基準（しきい値）の検討に当たっては、頂いたご意見も参考とさせていただきます。	
		・Sub6 帯は、衛星通信事業者や電波高度計・公共業務用無線との干渉影響を考慮して、被干渉となる設備の設置場所や運用範囲から一定距離内の構築不可地域が存在します。当社は衛星通信事業者との調整を継続しておりますが、構築不可地域が一定範囲残存する見込みです。そのため当社としては、干渉条件を考慮した評価基準の採用を希望します。	衛星システムや航空システム等との干渉条件も加味した評価基準については、本案に記載のとおり、継続して検討を進めることとしております。	無
		（該当箇所：その他：調査の簡素化について） 令和 7 年度調査においては、有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化として、前年度から調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。 当該調査項目は多岐にわたり、その対象となるデータも多いことから、次年度以降においても引き続き以下の点について考慮いただくことを希望します。 ・有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化や集約 ・事業者における集計・チェック稼働を考慮した十分な調査期間の確保 ・データ処理がしやすい形での調査様式やとりまとめ様式の改善	いただいた利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。	無
2	KDDI 株式会社	（Ⅴ 今後の検討課題 ①Sub6 帯に係る評価） Sub6 帯は、非常に広帯域な周波数帯域幅（100MHz 幅）であり、主に通信容量が逼迫するエリアを対策するために活用しておりますが、複数の Sub6 帯（100MHz 幅×2 波）を同じ規模で設備投資をおこなうことは、開設計画の認定当初から想定しておりません。 そのため、Sub6 帯の評価方法に関しては、携帯電話事業各社の周波数活用方針や事業戦略を踏まえ、個別の周波数帯域ごとではなく、割り当てられた Sub6 帯全体を総合的に評価する枠組みとするなど、慎重に検討いただくことを希望します。	割当てを受けたそれぞれの周波数が有効に利用されているか否かを評価するに当たっては、周波数ごとに評価を行うことが必要と考えますが、Sub6 帯の評価については、本案に示す方向性により評価方針の改定を行った後も、干渉条件も加味した評価基準等の検討を含め、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	無

		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ②NTNに係る評価） 弊社は、2025年4月より低軌道衛星を用いた衛星ダイレクト通信サービス「au Starlink Direct」の提供を開始しております。本サービスは、地上ネットワークの圏外エリアにおける通信確保等に貢献するものと考えております。 一方で、NTNサービスは業界全体としてまだ導入期にあり、そのユースケースや技術、事業モデルは発展途上にあると考えています。 NTNに係る有効利用評価の具体的な方針や評価項目の検討を進められるにあたっては、弊社を含む各事業者のサービス提供状況や今後の計画、技術の進展などを十分に見極めながら、慎重に検討いただくことを希望します。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ③ミリ波帯に係る評価） ミリ波帯の利用拡大に向けて、中継局や高出力端末（HPUE）といった新たな技術の導入や、ユースケース開拓などの各事業者の取組を、有効利用評価において何らかの形で加味することに賛同いたします。 評価の枠組みを具体的に検討されるにあたりましては、現在例示されている技術（中継局や高出力端末等）に限定するのではなく、将来的に登場しうる様々な技術革新も評価の対象としていただくことを希望いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ④定性評価の見直しに係る評価） 定性評価の評価項目について、概ね各事業者とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が予想されないものについては見直しを検討することに、賛同いたします。 実態に鑑み、役割を終えた評価項目を適宜見直すとともに、今後重要性が増す新たな分野へ評価の重点を移していくことは、電波の有効利用をより一層促進する上で、合理的かつ時宜にかなったものであると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無

３	株　式　会　社 JTOWER	（該当箇所：P33　Ⅲ 定性評価　３－２ 定性評価 各論 （１）５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング ） まず、総務省殿には、シェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。 インフラシェアリングに係る定性評価について、多角的な視点として、「屋外・屋内」の内訳、「①工作物等、②電気通信設備」の内訳が継続して記載された点については、実態の把握が進むと共に、より充実した評価につながるものと考えるため、令和８年度以降も継続して行って頂くことが適切と考えます。 また、「一定の計画を有しているものと認められ、「b」評価としている。」という点については、シェアリング市場の拡大と共に定量的な評価についてもご検討をいただければと考えます。 特に、屋内整備については、市場環境としても複数のインフラシェアリング事業者が参入し技術、サービス、価格において競争が始まっています。 電気通信の市場の一つとして総務省殿内の通信政策を行う課と連携の元、市場環境の適正性の確認と共に、インフラシェアリングの実績について定量評価をする、パッシブ/アクティブシェアリングの程度等、多角的な視点による電波の有効利用を評価することが必要な時期が来ていると考えます。 そのため、今後の情報収集については、例えば、電気通信事業報告規則等にてシェアリング事業者に対しても報告を求めるといったことも検討に値すると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、今後の参考とさせていただきます。 なお、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、電気通信事業法に基づく報告に関するご意見は、本意見募集の対象外です。	無
		（該当箇所：P47　②NTNに係る評価） NTNを評価する最も重要な観点としては、トラヒック量の増減や通信速度といった定量的な指標ではなく、電波の有効利用の程度、すなわち最終利用者の目線を重視て、付加的な利便性の向上に寄与しているのか等の視点で評価軸を検討することが必要と考えます。 なお、「地上系の補完的位置づけ」という背景には地上にある	いただいたご意見については、今後のＮＴＮに係る評価の検討の参考とさせていただきます。	無

		携帯電話基地局数（地上局）の増減、とりわけ減少との相関関係が念頭にあるものと推察します。この点については、今後、注視を行う必要があるとともに、評価軸の１つとしても留意すべきと考えます。		
		（該当箇所：P47　③ミリ波帯に係る評価） 　ミリ波については、「事業者すべてが、昨年度に引き続き、昨年度から通信量が減少した地域が生じている」と評価された点については、「エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知などの多面的な取り組みが必要」とされているところ、設備投資の効率化観点では、インフラシェアリングの活用についても、多面的な取組の１項目として、取り上げて頂くことが必要と考えます。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
４、５	ソフトバンク株式会社/Wireless City Planning株式会社	（総論） 　「電波の利用状況調査」は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な取組であると考えます。 　また、電波の利用状況調査の評価を事業者の利用実態に即した内容としていくため、事業者による「周波数利用の状況」に関する説明機会を継続的に設け、電波監理審議会の理解を一層深めていくことは、引き続き重要であると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無
		（該当箇所：47頁　Ⅴ 今後の検討課題） 　本評価結果（案）の「今後の検討課題」の中で、一部の定性評価項目の削除も含めた見直しが検討されていますが、本意見書の「総論」で記載の通り、電波監理審議会の理解が一層深まっていく中で、より事業者の利用実態に即した評価とするための取組によるものであり、当該見直しに賛同します。 　その上で、「今後の検討課題」に示されている項目や、それ以外の評価基準についても、電波の有効利用の更なる推進を図るため、例えば以下の観点を考慮しつつ、評価基準の継続的な見直しを行うことが重要と考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、ご提示いただいている観点や、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無

		- 開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 - 各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況（継続的な調査データの傾向を踏まえた見直しの実施） - 各周波数帯の特性を踏まえた評価基準の設定 - 他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※の採用等 ※評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等		
		一方で、今後新たな調査項目や評価基準の設定を検討するにあたっては、サービス形態の多様化や技術の進展等を踏まえつつ、当該事項を評価対象とすることの必要性や妥当性、評価を開始するタイミングも含めて慎重に検討する必要があると考えます。 例えば、「今後の検討課題」においてNTNに係る評価について示されていますが、設定される調査項目や評価基準の内容によっては、事業者のサービス設計や既存の地上系ネットワークの在り方に影響を与える可能性があることから、評価を行うか否かも含めて慎重な検討が必要と考えます。 あわせて、新たな調査項目や評価基準の設定を検討するにあたっては、調査回答の可否や事業者の作業負荷、経営戦略等への影響についても配慮頂くともに、調査結果や評価結果の公表の在り方についても、事業者と連携の上、検討することを希望します。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討等に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。 なお、いただいたご意見のうち、利用状況調査に関する部分については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。	無
6	UQ コミュニケーションズ株式会社	（該当箇所：Ⅴ　今後の検討課題　②NTNに係る評価） 2.5GHz帯について、弊社は高度化BWAによる全国的なデータ通信サービスの中核として利用してきた周波数帯であり、現在は順次5Gへのマイグレーションを進めております。引き続き地上系ネットワークの品質向上に努める状況です。 原案にも示されているとおり、「衛星ダイレクト通信を提供しているのは一部の事業者に限られている」ことから、NTNサービスは依然として業界全体にて導入初期の段階であり、技術仕様・サービス仕様ともに今後発展していくと認識しております。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無

		NTNの評価導入においては、各事業者への割当て周波数のNTN利用が制度上可能か否かを前提に整理し、その上で、NTNサービスを既に導入している、または導入計画を有する事業者を評価対象とし、サービス提供状況・今後の計画・技術の進展等に応じて評価の在り方を検討いただくことが適当と考えます。		
		（該当箇所：Ⅴ　今後の検討課題　④定性評価の見直し） 一定の成果が定着した項目を整理することで、今後の電波利用の高度化や新規ニーズの把握等、将来志向の調査・検討に重点を置くことが可能と考えるため、「既存の調査項目のうち、各事業者が概ね標準的な水準に達し、今後大きな変化が見込みにくいものについて整理・見直しを検討する」との原案に賛同いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、今後も、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無
7	個人１	ここ５年、ドコモは繋がりにくいと言われているが、その通りの結果となった。明確な改善が見受けられないので、総務省は強い言動でドコモに改善命令を出させ、ドコモは、ドコモユーザーの不満を解消する施策をしてほしい。 5GSAの評価はどうなのか。スターリンクが当たり前のサービスになるか。そして、将来の６Ｇの普及は、５Ｇの反省を踏まえて、スピーディーに行うべき。 〝有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている〟のは、テレビ・ラジオ局にも言えるはずだ。総務省は各局に対し、合格基準が極めて厳しい審査をすべきだ。なお、合格しても、電波料を大幅に引き上げる必要があると言えそうだ。	各事業者においては、評価結果も踏まえ、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。 中段の、６Ｇの普及に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 また、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、後段のテレビ・ラジオの審査等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
8	個人２	「令和七年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に関し、利用者目線と社会インフラとしての観点から、ご意見およびご提案を申し上げます。 本評価結果（案）において、NTT ドコモの二十八ギガヘルツ帯は、全国の基地局数が他社と比べて大きく下回り、総合評価がCとされ、特に関東、北陸、東海、近畿で基地局数が他社より少ない旨が示されています。二十八ギガヘルツ帯はスポット的なトラヒック対策としての性格が強く、ゆえに人流が一点に集中する場所での品質が、その周波数帯の有効利用を最も端的に表す指標に		

		なります。現に、品川駅のような大規模ターミナルでは混雑時の通信遅延やいわゆるパケット詰まりが体感されており、キャッシュレス決済、乗換案内、災害時情報取得など、駅という生活動線の要所で通信品質が落ちることは、利便性の問題に留まらず公共性のリスクとして扱うべきです。 　第一に、基地局数やカバー率中心の評価に加え、混雑地点における実効性能を明示的に評価項目へ組み込むことをご提案します。具体的には、主要駅や主要乗換拠点におけるピーク時間帯の下り上りスループット、遅延、接続維持率、再接続頻度など、利用者が体感しやすい指標を、一定の測定条件で継続的に公表可能な形に整備することが合理的です。平均値だけでは混雑スポットの課題が埋もれやすく、最も苦情が集中する時間帯と場所の実態が評価に反映されにくいためです。 　第二に、駅構内の対策を事業者任せの努力目標に留めず、鉄道事業者等との連携を前提にした実装モデルを制度的に後押しすることをご提案します。駅は屋内要素と金属構造の影響を受け、単純なマクロ基地局だけでは容量も品質も安定しにくい局面があります。小型基地局や分散アンテナ方式、必要に応じたミリ波の面的ではなく点的な配置を組み合わせ、さらに基地局の背後回線の容量確保まで含めた一体整備を促進する枠組みが必要です。複数事業者が同一施設内で個別整備を繰り返すと費用対効果が落ちやすいため、共用設備や中立ホスト型の導入など、重複を減らしつつ利用者利益を最大化する方向が合理的と考えます。 　第三に、評価が C となった周波数帯については、改善計画の提出と進捗の可視化を、より強い実効性をもって運用することをご提案します。地域別の課題が明確に示されている以上、地域ごとの重点地点設定、年度ごとの到達目標、未達時の追加対応の考え方まで含めて開示されることで、評価が単なる指摘で終わらず、社会的説明責任と改善のインセンティブが両立します。 　以上のとおり、本評価結果（案）の問題提起は妥当でありつつ、利用者が最も困る混雑地点での実効品質を、評価と改善の中心に据えることが、今後の 5G 主流化に照らして合理的であると考えます。ご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。	通信品質を評価に取り入れるご意見については、本案の「Ⅴ 今後の検討課題」「⑤ 人口カバレッジ等に係る指標」に記載のとおり、総務省において引き続き調査を継続し、その結果を踏まえて当審議会において検討することが適当と考えます。 　本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、駅構内における基地局の整備に関するご意見については、本意見募集の対象外です。 　評価がＣとなった周波数帯については、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められるため、各事業者においては、評価結果も踏まえてその要因分析を自ら行い、改善を図ることによって、電波の有効利用につなげていくことを期待します。	無

９	個人３	本案には絶対賛成とも絶対反対とも言えません。 肯定的側面　4G の広範な普及維持、5G インフラシェアリングの定着、災害対策の強化、KDDI のドローン活用などは高く評価されています。 批判的側面　ミリ波の活用不足、Sub6 帯での品質重視によるカバー率低下、楽天モバイルの整備計画未達などが問題視されています。	いただいたご意見については、本案に記載された内容の一部を端的に記載したものとして承ります。	無
10	個人４	令和 7 年度携帯電話及び全国 BWA 等電波有効利用評価結果（案）に対する意見を申し上げます。 評価結果（案）を支持しますが、携帯電話・全国 BWA の電波有効利用評価を機に、大手の値上げラッシュを止め、通信料金を公共料金化すべきです。 評価で地方カバー率の遅れ（普及率 75% vs 都市 90%、総務省 2025 年データ）が明らかですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まり（月 5,000 円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています。 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠（利益率 20-30%）であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。 若者は定期的に料金見直したり MVNO にネットで乗り換えたりできるからまだ対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるというのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いので、早急に是正すべきです。 電波は国民共有の有限資源なので、評価が厳しくなるなら公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担 10-20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP 簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）と手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。店舗スタッフやサポートセンターの負担軽減にもな	いただいたご意見については、参考として承ります。 なお、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、通信料金に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

		ります。 　MVNO 躍進で競争活性化、中古市場活性化。端末分離（家電量販店自由価格）で余剰在庫廃棄削減（CO2 排出 5%低減）。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担 15%軽減。 　地方光回線普及義務化で IP 放送推進し、情報格差埋めと通信全体 CO2 排出 5-10%低減を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。評価結果（案）に公共料金化を強く反映を求めます。よろしくお願いいたします。		

電波監理審議会（第 1154 回）
審 議 事 項 （ １ ） 資 料 ２

令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）

令和８年３月

電 波 監 理 審 議 会

目　次

Ⅰ　はじめに..... 1

Ⅱ　定量評価..... 8

２－１　定量評価　総論..... 8

２－２　定量評価　各論..... 11

（１）開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯..... 11

① 700MHz 帯（773～803MHz）..... 11

② 800MHz 帯..... 12

③ 900MHz 帯..... 13

④ 1.5GHz 帯..... 13

⑤ 1.7GHz 帯（1845～1880MHz）..... 14

⑥ 2GHz 帯..... 15

⑦ 3.5GHz 帯..... 17

⑧ 3.7GHz 帯..... 18

⑨ 4.0GHz 帯..... 19

⑩ 4.5GHz 帯..... 20

⑪ 28GHz 帯..... 20

⑫ 2.5GHz 帯（BWA）..... 23

（２）開設計画の認定の有効期間中の周波数帯..... 24

① 700MHz 帯（770～773MHz）..... 24

② 1.7GHz 帯（1805～1845MHz）..... 24

③ 1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外..... 25

④ 2.3GHz 帯..... 26

⑤ 3.4GHz 帯..... 26

⑥ 4.9GHz 帯 27
２－３　移行計画について 30
Ⅲ　定性評価 31
３－１　定性評価　総論 31
３－２　定性評価　各論 33
（１）５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング 33
（２）安全・信頼性の確保 33
（３）データトラヒック 33
（４）電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供 34
（５）携帯電話の上空利用及び IoT への取組 34
３－３　定性評価　総合評価 36
Ⅳ　免許人ごとの総合的な所見 38
Ⅴ　今後の検討課題 47

別添１　定量評価・移行計画　各論詳細 ・・・

Ⅰ　はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）については、平成 15 年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき実施してきたが、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第 63 号。令和４年 10 月１日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和４年度以降、電波監理審議会が有効利用評価を行い、今回の評価が４度目となる。

当審議会では、令和７年度携帯電話及び全国 BWA[1]等に係る電波の利用状況調査の結果等[2]を踏まえ、有効利用評価方針[3]に基づき、有効利用評価を行った[4]。評価に当たっては、当審議会の下の有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計６回開催した。

部会において、携帯電話事業者及び全国BWA事業者に対するヒアリングを実施し、各事業者からの周波数利用に関する方針や今後の計画等に係る詳細な説明も踏まえ、当審議会において評価を行ったものである。

1　Broadband Wireless Access：広帯域移動無線アクセスシステム。

2　電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第３条第２項及び第５条第１項第１号に基づき、衛星ダイレクト通信に係る調査及び評価を併せて取り扱う。

3　令和４年９月 28 日電波監理審議会決定、令和７年５月 23 日改定・公表。

4　KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社については、一体的な経営を考慮し、まとめて評価を行った。

＜電波監理審議会及び部会の開催状況＞

□ 電波監理審議会第 1147 回（9/16）

令和７年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の調査結果及び令和７年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果（以下、「令和７年度調査結果」という。）の報告

○ 部会第 49 回（9/18）

・令和７年度調査結果の報告
・有効利用評価の進め方の検討
・令和７年度ヒアリング項目（検討課題・定性評価）の検討

○ 部会第 50 回（10/22）

・令和７年度調査結果に係る追加報告
・令和７年度ヒアリング項目（定量評価）の検討
・進捗評価における技術導入状況の判定方法の見直しの検討

○ 部会第 51 回（11/19）

免許人ヒアリング　・KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社
・UQ コミュニケーションズ株式会社

○ 部会第 52 回（11/20）

免許人ヒアリング　・楽天モバイル株式会社
・ソフトバンク株式会社
・Wireless City Planning 株式会社
・株式会社 NTT ドコモ

○ 部会第 53 回（12/11）

令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る有効利用評価の検討

○ 部会第 54 回（12/24）

有効利用評価の評価結果（案）のとりまとめ

□ 電波監理審議会第 1151 回（1/13）

有効利用評価の評価結果（案）の審議
（有効利用評価の評価結果（案）の意見募集（1/14～2/12））

○ 部会第 55 回（1/21）

有効利用評価方針の見直し検討

○ 部会第 56 回（2/26）

提出された意見への考え方（案）の検討

□ 電波監理審議会 1154 回（3/11）

提出された意見への考え方の審議、有効利用評価の評価結果の審議

＜定量評価・移行計画・定性評価の概要＞

・定量評価[5]：周波数帯（①開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯、②開設計画の認定の有効期間中の周波数帯、③評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了する周波数帯）ごとの全国及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄。以下「地域」という。）における基地局数、人口カバー率、面積カバー率、技術導入状況等の実績・進捗の評価を実施。定量評価の実績評価に係る総合的な評価（以下「総合評価」という。）における評語は次のとおり。

評価(※)	評価に関する用語
S	積極的な電波の有効利用がなされているものと認められる。
A	適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。
B	電波の一定程度の有効利用は認められる。
C	より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められる。
D	電波の有効利用が行われていない。

※特に考慮すべき事情がある場合は、評価を行わない（R）。

認定の有効期間が満了した「技術導入状況」の進捗評価において、今回から、MIMO 対応基地局数の取扱いを見直している。従来、2MIMO、4MIMO、8MIMO 及び MassiveMIMO 対応基地局数の増減をそれぞれ個別に取り扱っていたが、この場合、前年度の数が小さいものの増減に大きく影響を受けるため、今年度から、2MIMO、4MIMO、8MIMO 及び MassiveMIMO 対応基地局数の総和の増減を取り扱うこととした。

・移行計画：３Ｇが終了した周波数帯における移行計画の評価を実施。

（今年度新たに３Ｇが終了した周波数はないため、今年度は実施なし。）

・定性評価：複数の周波数帯を総合的に勘案し、評価事項（①５Ｇ基地局インフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組）ごとの評価及び総合評価を実施。

[5] 電波法第 27 条の 12 第２項の規定に基づく、携帯電話等の周波数の再割当制度との関係では、電波監理審議会が行う有効利用評価のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における定量評価の実績評価に係る「総合的な評価結果」が２回以上連続して、最下位の段階（有効利用評価方針において D 評価）の場合、総務大臣は周波数の再割当てができるものとされている。

＜評価項目について＞

① 無線局の数

定量評価における「基地局数」等により評価を行う。

② 無線局の行う無線通信の通信量

定量評価における「通信量」及び定性評価における「データトラヒック」により評価を行う。

③ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

定量評価における「技術導入状況」及び定性評価における「携帯電話の上空利用及びIoTへの取組」により評価を行う。

④ その他総務省令で定める事項

(1) 免許人の数

前年度から増減なし。

携帯電話事業者　５者

全国BWA事業者　２者

(2) 無線局の目的及び用途

周波数割当計画に基づいた利用がなされている。

移動業務－電気通信業務用（携帯電話、全国BWA）

(3) 無線設備の使用技術

無線設備規則に準拠した技術が使用されている。

携帯電話

３Ｇ　無線設備規則第49条の6の4(W-CDMA)、第49条の6の5(HSDPA)

４Ｇ　無線設備規則第49条の6の9(FDD)、第49条の6の10(TDD)

５Ｇ　無線設備規則第49条の6の12(TDD)、第49条の6の13(FDD)

全国BWA

４Ｇ　無線設備規則第49条の29(TDD)

５Ｇ　無線設備規則第49条の29の2(TDD)

(4) 無線局の具体的な使用実態

携帯電話又は全国BWAとして通信サービスの提供に使用されている。また、定量評価における「人口カバー率」及び「面積カバー率」並びに定性評価における「５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング」及び「安全・信頼性の確保」により評価を行う。

(5) 他の電気通信手段への代替可能性

電気通信業務用無線局であり、本項は評価しない。

(6) 電波を有効利用するための計画

開設計画の認定の有効期間中の周波数については、開設指針に基づき認定された各事業者の開設計画があり、当該計画の計画値を評価基準として評価を行っている。

(7) 使用周波数の移行計画

前年度の評価において、KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社の３Ｇサービスに使用していた周波数の移行計画について評価を行ったところ。今年度は、新たに３Ｇサービスが終了する事業者はいないため、評価を行っていない。（令和８年度には株式会社 NTT ドコモの移行計画を評価予定。）

(8) 既設電気通信業務用基地局（法第 27 条の 12 第 2 項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。）が現に使用している周波数の幅

別添３中「移動通信システム用周波数の割当状況」のとおりであり、このうち、３Ｇサービスを提供している周波数帯、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯、衛星ダイレクト通信の提供により地域ごとに異なる周波数の幅を使用している周波数帯については、それぞれ使用帯域ごとに分けて評価を行う。

(9) 接続・卸役務提供（法第 27 条の 12 第 3 項第 3 号ロに規定する接続・卸役務提供をいう。）の状況

定性評価における「MVNO に対するサービス提供」により評価を行う。

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波の有効利用の程度の評価等）

第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、**次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。**

一　無線局の数

二　無線局の行う無線通信の通信量

三　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

四　その他総務省令で定める事項

２～７　（略）

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）

（利用状況調査の調査事項等）

第五条　免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電気通信業務用基地局、当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局、電気通信業務用人工衛星局の通信の相手方である移動する無線局及び当該電気通信業務用人工衛星局と当該移動する無線局との間の通信を中継するために開設する移動しない無線局（次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。）に係る利用状況調査については、次に掲げる事項

イ　無線局の数

ロ　無線局の行う無線通信の通信量

ハ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

ニ　免許人の数

ホ　無線局の目的及び用途

ヘ　無線設備の使用技術

ト　無線局の具体的な使用実態

チ　他の電気通信手段への代替可能性

リ　電波を有効利用するための計画

ヌ　使用周波数の移行計画

ル　既設電気通信業務用基地局（法第二十七条の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。）が現に使用している周波数の幅

ヲ　接続・卸役務提供（法第二十七条の十二第三項第三号ロに規定する接続・卸役務提供をいう。）の状況

二　（略）

２～７　（略）

（有効利用評価の評価事項）

第九条　法第二十六条の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　電気通信業務用基地局等に係る利用状況調査　**第五条第一項第一号ニからヲまでに掲げる事項**

二　（略）

Ⅱ　定量評価

２－１　定量評価　総論

定量評価の評価結果の総論については、以下のとおりである。

① 認定の有効期間が満了又は認定に係らない周波数帯（700MHz(773～803MHz)/800 MHz/900MHz/1.5GHz/1.7GHz(1845～1880MHz)/2GHz/2.5GHz/3.5GHz 帯）

・　基地局数やカバー率について、ローバンド(700/800/900MHz 帯)では、主にエリアカバレッジに活用され、前年度と同様に各事業者は概ね高い実績評価（「S」や「A」評価）であった。ミッドバンド（1.5/1.7/2/2.5/3.5GHz 帯）では、前年度からカバー率が拡大して評価が高くなった事業者もいる一方で、一部の地域では前年度と同様に実績評価が低い評価（「C」評価）となっている事業者も確認された。これらについて、進捗評価が「S」評価として前年度実績値を大きく上回っている事業者もいるが、進捗評価が「A」として前年度実績値の維持にとどまっている事業者もいる。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

・　通信量について、いずれの事業者（自社グループ[6]を含む）においても４Ｇ・５Ｇ全体の通信量は前年度から増加しているものの、2.5GHz 帯 BWA の１事業者を除き、前年度のトラヒック量を下回った周波数帯が確認された。その要因についても前年度と同様、大別して２点あり、１点目は、５Ｇエリアの整備拡大や５Ｇ対応端末の普及に伴いトラヒックが５Ｇの周波数帯へ移行し、４Ｇの周波数帯のトラヒックが減少したこと、２点目は、通信品質の確保のため複数の周波数帯間でトラヒック量を調整したことであった。また、今年度の特徴的なものとして、衛星ダイレクト通信の導入に伴い、地上系基地局の帯域幅が減少したことによって、トラヒックが他の帯域に分散されたというものがあった。今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、４Ｇ・５Ｇのそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、電波の有効利用の観点から、グループ社間でのトラヒック分散を行う場合も含め、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

・　今年度から、３Ｇからの移行計画に係る周波数の評価を行っている。今年度が最初の評価であることから、実績評価のみとなるが、800MHz/900MHz/2GHz 帯いずれも計画値以上となっており、引き続き、早期の移行完了に向けた取組を期待する。

---

[6] 以下の事業者がグループ関係にある。以下同じ。
KDDI グループ：KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンクグループ：ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning 株式会社

② 認定の有効期間が満了又は認定に係らない周波数帯（3.7GHz/4.0GHz/4.5GHz/28GHz 帯）

・　Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）の基地局数やカバー率について、全ての事業者・周波数において、全国の基地局数やトラヒックは前年度より増加し、また、多くの事業者・地域でカバー率も増加している一方で、一部の事業者・地域においては、ユーザーの通信品質の向上を優先した結果として、前年度からカバー率が減少しているところがみられた。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。また、前年度と同様、衛星との干渉調整が必要な周波数帯においては、一定の地域で利用が低い傾向があるほか、Sub6 帯において２つの周波数を保有する事業者においては、いずれか一方の周波数のカバー率が低い傾向にあるため、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、ニーズやトラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

・　ミリ波（28GHz 帯）の通信量について、前年度の実績評価にあった「D」評価は改善された。しかし、前年度と同様、全ての事業者・全国において基地局数が前年度より増加しているにもかからず、通信量が前年度を下回った地域が確認された。その要因は、エリアがスポット的であり狭く、また、ミリ波対応端末の普及状況等から通信量が絶対的に少なく、ユーザーの使われ方に左右されたためであった。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。なお、今回、ヒアリングを通じて、ミリ波通信をユーザーに体験させる取組、中継局の展開によりエリアを構築する取組、イベント会場等での WiFi のバックホール回線に利用する取組、積極的に基地局を展開する取組などが確認された。引き続き、対応端末の普及やユーザーへの周知といった取組については、業界全体としてミリ波帯の利用の底上げにつながることも期待できると考えられるため、各事業者が連携して取り組むことも期待したい。

・　ミリ波の基地局数についても、前年度の実績評価にあった「D」評価は改善されたが、前年度と同様、事業者・地域によっては周波数帯の平均値よりも特に少ない地域があるため、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

・　総務省においても、各事業者のミリ波の更なる有効利用に向けた取組の推進を求めたい。

③ 認定の有効期間中の周波数帯（700MHz(770～773MHz)/1.7GHz(1805～1845MHz)/1.7GHz(1860～1880MHz:東名阪以外)/2.3GHz/3.4GHz/4.9GHz 帯）

・　1.7GHz(1860～1880MHz:東名阪以外)の周波数帯を除き、各事業者・周波数帯において、認定された開設計画を概ね適切に実施しているものと認められた。

・　1.7GHz(1860～1880MHz:東名阪以外)の５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率については、全国及び８地域で計画値を下回り、「C」評価であった。当該周波数は４Ｇにより基地局の設置は進められているものの、５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率について、可能な限り早期に自ら計画した計画値以上となるよう、整備を推進すべきである。

・　また、4.9GHz 帯については、終了促進措置に関して多くの既存免許人と協議を開始しており、引き続き、計画に基づいた措置の実施を期待したい。

２－２　定量評価　各論

有効利用評価方針に基づき、周波数帯ごとの実績及び進捗に関し、定量的に評価を行った。

各周波数帯の評価結果は、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI/沖セル」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）、楽天モバイル株式会社（以下「楽天モバイル」という。）、UQコミュニケーションズ株式会社（以下「UQコミュニケーションズ」という。）及びWireless City Planning株式会社（以下「WCP」という。）ごとに、次のとおりである。

（１）開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯

① 700MHz帯（773～803MHz）

・　NTTドコモは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は89.10%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、２地域（信越・沖縄）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、面積カバー率が他社と比べて特に低い要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。また、信越における面積カバー率減少は、廃局・支障移転による影響としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は98.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持

しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 96.72%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

② 800MHz 帯

・　NTT ドコモは、当該周波数帯を３Ｇ及び４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、３Ｇの全国の人口カバー率は 99.78%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。４Ｇの全国の人口カバー率は 99.74%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、３Ｇの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。４Ｇの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は 38.91%であり、計画値を上回っており、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は 99.95%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は

「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、３地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、複数の周波数でトラヒックを分散するなどの施策を実施しているため、単一周波数で見たときに地域単位で減少する場合があるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

③ 900MHz 帯

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は 97.94%と非常に高く、計画値を非常に大きく上回っており、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は 99.94%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、６地域（北海道・東北・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、５Ｇエリアの整備や５Ｇ端末の普及により、５Ｇ用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後も地域によっては一時的に減少することも考えられるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

④ 1.5GHz 帯

・　NTT ドコモは、当該周波数帯を 800MHz 帯又は 2GHz 帯のトラヒックが高い基地局に併設し、４Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 91.94%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を４Ｇの都心部等におけるトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 77.71%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、５地域（北海道・東北・中国・四国・九州）の人口カバー率は 50～60%台と低く、５地域（北海道・関東・中国・四国・九州）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、当該周波数帯は高トラヒックエリア(東名阪等)に対して展開する方針であり、Sub6 のエリア展開を優先しているが、今後もトラヒック動向を踏まえて適切にエリア展開を実施していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 95.42%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び 10 地域（北海道・東北・関東・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、５Ｇエリアの整備や５Ｇ端末の普及により、５Ｇ用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後も同様の傾向となることも想定されるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

⑤ 1.7GHz 帯（1845～1880MHz）

・　NTT ドコモは、当該周波数帯を東名阪エリアにおける 800MHz 帯又は 2GHz 帯のトラヒックの高い基地局に併設し、４Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、東名阪全体で人口カバー率は 95.62%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、東名阪全体の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているもの

と認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 94.17%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、２地域（東海・近畿）の通信量は前年度実績値を下回っており、同社によれば、NSA（Non Stand Alone）による４Ｇのアンカー向けリソース確保のため、他バンドへオフロードする調整を実施したことが要因であり、今後も同様の傾向がみられる可能性があるが、将来的にはトラヒックは増加していくものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

⑥ 2GHz 帯

・　NTT ドコモは、当該周波数帯を３Ｇ、４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、３Ｇ帯域（４Ｇ＋５Ｇへのマイグレーションを実施中。以下同じ。）の全国の人口カバー率は 91.31%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。４Ｇ＋５Ｇの全国の人口カバー率は 98.37%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、３Ｇ帯域の全国の基地局数は微増、人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。４Ｇ＋５Ｇの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数を４Ｇのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、４Ｇ（2115～2130MHz）の全国の人口カバー率は 95.66%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価

は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。しかしながら、２地域（北海道・四国）の面積カバー率が他社に比べて特に低く、同社によれば、当該周波数帯は４Ｇキャパシティ確保や品質向上、５Ｇ（NSA）を支えるアンカーバンドとして活用しており、今後は需要に応じて展開する方針としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、４Ｇ（2115～2130MHz）の全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。しかしながら、１地域（関東）の基地局数が前年度実績値を下回っており、同社によれば、トラヒック収容やエリアカバーに対する寄与度が小さい基地局を整理し、他周波数帯を含めたエリア最適化を実施したことによるものとしている。人口カバー率及び面積カバー率は前年度と同等水準を維持しているが、割り当てられた周波数の最大限の活用のため、これらのカバー率を維持・拡大するために必要な基地局数は今後も維持すべきである。また、全国及び９地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、衛星ダイレクト通信の導入により、地上系の帯域幅を 5MHz 縮小して運用しているため、収容できるトラヒックが減少し、収容しきれないトラヒックは他の周波数に分散させたことが要因としている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

なお、地上系と衛星系が共用する周波数帯（2110～2115MHz）については、衛星ダイレクト通信の導入を踏まえた今後の評価の在り方の検討のために調査を行ったものであり、評価は行っていない（「R」評価）。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は 96.99%と非常に高く、計画値を非常に大きく上回っており、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は 97.04%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

⑦ 3.5GHz 帯

・　NTT ドコモは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 78.84%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、１地域（九州）の人口カバー率は 60%台と低く、３地域（北海道・九州・沖縄）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、人口カバー率は九州の地域特性として島嶼部が多く基地局設置の難易度が高いこと、また、面積カバー率が他社と比べて特に低い要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 82.44%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのトラヒック対策のために活用している 。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 78.39%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、３地域（中国・四国・沖縄）の人口カバー率は 60%台と低く、２地域（中国・四国）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、当該帯域は NR（New Radio）化により、3.4GHz 帯と組み合わせた 80MHz 幅で利用可能となる環境を整備しており、基地局数、人口・面積カバー率についても将来的には 3.4GHz 帯と同水準となる想定としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評

価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、NR 化を進めており、４Ｇ通信を他バンドへオフロードする調整を実施したこと等が要因であり、今後は NR 化の進展とともに５Ｇトラヒックが増えていくものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

⑧ 3.7GHz 帯

・ NTT ドコモは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。
実績評価においては、全国の基盤展開率は 97.69%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。
実績評価においては、全国の基盤展開率は 93.93%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の基盤展開率は 50%台と低く、同社によれば、衛星地球局との共用調整が要因であり、地球局へ影響を与えないよう、ユーザー体感品質を踏まえた上で展開を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

・ ソフトバンクは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。
実績評価においては、全国の基盤展開率は 66.25%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、５地域（北海道・東北・四国・九州・沖縄）の基盤展開率は 50～60%台と低く、同社によれば、効率的にトラヒックを処理するため、局密度を高める整備を優先しており、大きなトラヒック需要が発生した場合は伝送路をアップグレードすることで基盤展開率が拡大していくとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加しているものの、面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。また、１地域（信越）の人口カバー率及び６地域（北海道・信越・北陸・近畿・中国・四国）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、ユーザー体感（通信品質）を重視した調整を行った結果、一時的なカバレッジ減少が発生したものと考えられ、今後も衛星干渉の状況やトラヒックの増大も考慮しつつ、需要に合わせて適切なタイミングで積極的に展開するとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

・　楽天モバイルは、当該周波数帯を５Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の基盤展開率は 56.84%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「C」評価）。また、全ての地域の基盤展開率も 50～60%台と低く、同社によれば、既存基地局の出力調整によるエリア拡大にも注力しており、ユーザーの体感を上げることを最優先し、需要に応じて都市部等の高トラヒックエリアなどを中心に敷設を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、４地域（信越・北陸・四国・九州）の人口カバー率及び５地域（北海道・信越・北陸・四国・九州）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、基地局近傍でより５Ｇならではのユーザー体感を実現できるよう調整を行った結果、人口カバー率や面積カバー率が減少したと考えられ、今後も高トラヒックエリアなどを中心に、引き続き基地局の敷設や調整を進めるとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

⑨ 4.0GHz 帯

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基盤展開率は 93.55%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の基盤展開率は 50%台と低

く、同社によれば、衛星地球局との共用調整が要因であり、地球局へ影響を与えないよう、ユーザー体感品質を踏まえた上で展開を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、４地域（北海道・東北・北陸・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、現在 4.0GHz 帯はトラヒックが高い場所にスポット的に展開している状況であり、今後の 4.0GHz 帯エリアの広がりとともに、トラヒックも増加していく方向性になるものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。なお、4.0GHz 帯のカバー率が 3.7GHz 帯に比べ低い点については、周波数利用方針及び衛星との干渉により制限が生じるためとのことであるが、Sub6 2 波に対応した Massive MIMO の導入等によりエリア展開に取り組むとのことである。

⑩ 4.5GHz 帯

・ NTT ドコモは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基盤展開率は 97.69%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

⑪ 28GHz 帯

・ NTT ドコモは、当該周波数帯を５Ｇのスポット的なトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて大きく下回っており、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、４地域（関東・北陸・東海・近畿）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、基地局数が他社より特に少ない要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が

図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び９地域（東北・信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、伝搬距離が短いことやミリ波対応端末が少ないことから、他の周波数に比べ定常的な通信量が大幅に少なく、局所的な通信の変動による影響が大きいことが要因であり、今後、ミリ波活用の課題解決が進むにつれ、トラヒックが増加するものと想定するとしている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫やSA（Stand Alone）化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を５Ｇのスポット的なトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「C」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、駅や観光地へのスポット対策を進めており、今後は、ミリ波中継器を活用しながら、スタジアムや空港等のトラヒックが集中するエリアに展開を進めていく方針としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「B」評価）。しかしながら、８地域（信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、駅や観光地へのスポット対策を進めており、今後は、ミリ波中継器を活用しながら、スタジアムや空港等のトラヒックが集中するエリアに展開を進めていく方針としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーシ

ョンの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。また、１地域（沖縄）の技術導入状況において 2MIMO 対応（2MIMO 以上に対応。ただし MassiveMIMO を除く。）基地局数が前年度実績値を非常に大きく下回っており、同社によれば、今年から全て MassiveMIMO での運用となったためとしている。沖縄においては、MIMO 対応基地局数（2MIMO、4MIMO、8MIMO 及び MassiveMIMO 対応基地局数の総和）が前年度から減少している状況であり、今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を５Ｇのスポット的なトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて低いが、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、４地域（北海道・関東・四国・九州）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、スポットカバー・トラヒック対策を行う周波数帯として、高トラヒック地域を中心にミリ波を整備・展開するとともに、法人向けの産業用途等としても積極的に展開する予定としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、１地域（東北）の通信量は前年度実績値を下回っており、同社によれば、CPE（Customer Premises Equipment）を活用した屋内外での固定系アクセスの提供など、ミリ波の利活用範囲の拡大に取り組んでおり、また、法人向けの産業用途等としても積極的に展開する予定としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

・　楽天モバイルは、当該周波数帯を５Ｇのスポット的なトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「B」評価）。しかしながら、４地域（北海道・東海・近畿・九州）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、カバーエリアが狭く、ユーザーがそのスポットを通り過ぎると他のバンドへトラヒックが流れること、また、ミリ波対応端末を保有するユーザーが非常に限定的であり、特定ユーザーの利用状況により大きく変動する点も要因としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

⑫ 2.5GHz 帯（BWA）

・ UQ コミュニケーションズは、当該周波数帯を高度化 BWA 及び５Ｇに利用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 97.84%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の技術導入状況において UL64QAM 対応基地局数が前年度実績値を非常に大きく下回っており、同社によれば、メンテナンス作業のため、調査日時点においてUL64QAMの機能が一時的に制限されていたためとしている。

・ WCP は、当該周波数帯を高度化 BWA 及び５Ｇ（屋内のみ）に利用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 86.93%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の面積カバー率が他社より特に低く、同社によれば、トラヒック需要の変化やユーザー体感を考慮したネットワーク品質の最適化を実施した結果、一時的にカバレッジが減少したものと考えられ、今後も需要に合わせて適切なタイミングで整備を図っていくとしている。電波の更

なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び 10 地域（北海道・東北・関東・信越・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、自社グループの５Ｇエリアの整備や５Ｇ端末の普及により、自社グループの５Ｇ用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後は自社グループの NR 化の状況によって変動（増減）することが想定されるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数が最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。

（２）開設計画の認定の有効期間中の周波数帯

① 700MHz 帯（770～773MHz）

・　楽天モバイルは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、人口カバー率については計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価（＝地域（関東）の総合評価）は「A」評価である。

なお、全国及び関東以外は未開設（基地局数が 0 局）であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価を行っていない（「R」評価）。

② 1.7GHz 帯（1805～1845MHz）

・　KDDI/沖セルは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、人口カバー率については計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

・　楽天モバイルは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、８地域（北海道・東北・信越・北陸・中国・四国・九州・沖縄）の基地局数、９地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・近畿・四国・九州・沖縄）の人口カバー率及び８地域（北海道・東北・信越・北陸・近畿・四国・九州・沖縄）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、同社は1.7GHz 帯について全国バンドと東名阪以外バンドの２つの割当てを受けており、1.7GHz 帯の利用バンドの一時的な調整によるもの（ユーザーサービスへの影響なし）としている。基地局数及び人口カバー率ともに開設計画値に対しては上回っているものの、前年度から減少することが無いよう、着実に整備を推進すべきである。また、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

③ 1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外

・　楽天モバイルは、当該周波数帯を４Ｇのエリアカバレッジのために活用している。また、今後、５Ｇのエリアカバレッジに活用していく予定としている。

実績評価においては、全国の５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率がいずれも計画値未満であり、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、８地域（北海道・東北・信越・北陸・中国・四国・九州・沖縄）の５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、５Ｇは SA での運用開始を計画していたところ、主に開発ベンダーとの連携や開発の工程管理が不十分だったことなどの要因により、SA の開発及び実装が遅れたことによるものであり、総務省からの指導に基づき対応を進めている状況としている。当該周波数は４Ｇにより基地局の設置は進められているものの、５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率について、可能な限り早期に自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。なお、５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率は、５Ｇは未導入であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価を行っていない（「R」評価）。

④ 2.3GHz 帯

・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

⑤ 3.4GHz 帯

・ NTT ドコモは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画の計画値を大きく上回っており、かつ、人口カバー率については計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。しかしながら、１地域（四国）の人口カバー率及び面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、廃局・支障移転による影響としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

・ ソフトバンクは、当該周波数帯を４Ｇ及び５Ｇのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は大きく増加しているが、面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。また、９地域（北海道・関東・信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、ユーザー体感（通信品質）を重視した調整を行った結果、一時的なカバレッジ減少が発生したものと考えられ、今後も需要に合わせて適切なタイミングで整備を図っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

⑥ 4.9GHz 帯

・　ソフトバンクは、当該周波数帯を５Ｇのトラヒック対策のために活用することとしている。

同社は、令和 18 年３月 31 日までを周波数の使用期限とされた既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、終了促進措置の対応を進めているところであり、調査時点では未開設であることから、評価を行っていない（「R」評価）。

令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る定量評価のうち、実績評価の総合評価の結果を事業者ごとに一覧表にまとめたものを図表１に示す。

また、周波数帯ごとの評価結果の詳細を別添１に示す。

令和７年度携帯電話及び全国BWA等に係る各周波数帯評価結果（定量評価）

定量評価のうち、**実績評価**の総合的な評価に係る有効利用評価方針の評価基準（S～D）に基づく評価結果は、次表のとおり。

		700 MHz帯	800 MHz帯		900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7GHz帯 1805～1845MHz	1.7GHz帯 1845～1880MHz	2 GHz帯		2.3 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7 GHz帯	4.0 GHz帯	4.5 GHz帯	4.9 GHz帯	28 GHz帯
		4G/5G*1	3G	4G	4G	4G	4G/5G*2	4G/5G*3	3G	4G/5G*4	5G	BWA+5G	4G+5G	4G+5G	5G	5G	5G	5G	5G
NTTドコモ	全国	B	S	S	—	A	—	S 東名阪のみ	A	S	—	—	S	B	S	—	S	—	C
	地域	A~B	S	S	—	S~B	—	S~A 東名阪のみ	S~B	S	—	—	S~A	B~C ※1	S~A	—	S~A	—	A~C ※1
KDDI/沖縄セルラー電話	全国	S	—	S ※5 B ※7	—	B	A	—	—	S ※6 R ※8	B	—	—	B	A	A	—	—	S
	地域	S	—	S ※5 S,B ※7	—	B~C ※2	S~B	—	—	S~B ※6 R ※8	B	—	—	S,B	S~C ※2	S~C ※2	—	—	S,C ※2
UQコミュニケーションズ	全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	S	—	—	—	—	—	—	—
	地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	S~A	—	—	—	—	—	—	—
ソフトバンク	全国	S	—	—	S ※5 S ※7	S	—	A	—	S ※5 S ※7	—	—	S	B	C	—	—	R ※9	B
	地域	S~A	—	—	S ※5 S~B ※7	S~A	—	S~B	—	S~A ※5 S~A ※7	—	—	S	B~C ※3	B~C ※3	—	—	R ※9	A~C ※3
Wireless City Planning	全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	—	—	—	—	—	—	—
	地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A~B	—	—	—	—	—	—	—
楽天モバイル	全国	A	—	—	—	—	S	C 東名阪以外	—	—	—	—	—	—	C	—	—	—	S
	地域	A	—	—	—	—	S	B~C ※4 東名阪以外	—	—	—	—	—	—	C ※4	—	—	—	S~B

「地域」は、総合通信局等の管区単位。

□ 開設計画の認定に係らない周波数帯　■ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯　■ 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯

（図表１）

（図表１）

〇表の注について

*1 NTT ドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクは４Ｇ＋５Ｇ、楽天モバイルは４Ｇ。
*2 KDDI/沖縄セルラー電話は４Ｇ＋５Ｇ、楽天モバイルは４Ｇ。
*3 NTT ドコモ及び楽天モバイルは４Ｇ、ソフトバンクは４Ｇ＋５Ｇ。
*4 NTT ドコモ及びソフトバンクは４Ｇ＋５Ｇ、ＫＤＤＩ／沖縄セルラー電話は４Ｇ。

※１　3.5GHz 帯は九州、28GHz 帯は関東・北陸・東海・近畿においてＣ評価。
※２　1.5GHz 帯は北海道・東北・中国・四国・九州、3.7GHz 帯は沖縄、4.0GHz 帯は沖縄、28GHz 帯は沖縄においてＣ評価。
※３　3.5GHz 帯は中国・四国・沖縄、3.7GHz 帯は北海道・東北・四国・九州・沖縄、28GHz 帯は北海道・関東・四国・九州においてＣ評価。
※４　1.7GHz 帯は北海道・東北・信越・北陸・中国・四国・九州・沖縄、3.7GHz 帯は全ての地域においてＣ評価。
※５　移行計画に係らない周波数帯の評価を記載。
※６　2115～2130MHz の評価を記載。
※７　移行計画に係る周波数帯の評価を記載。
※８　2110～2115MHz の評価を記載。衛星ダイレクト通信の導入を踏まえた今後の評価の在り方の検討のために調査を行ったものであり、評価は行っていない。
※９　調査時点では未開設であることから、すべての評価を行っていない。

２－３　移行計画について

前年度の評価において、KDDI／沖セル、ソフトバンクの３Ｇサービスに使用していた周波数の移行計画について評価を行い、今年度、その実績評価及び進捗評価については定量評価の中で行った。

本評価時点において新たに３Ｇサービスが終了する事業者はいないため、移行計画に係る評価を行っていないが、今年度末に NTT ドコモが３Ｇサービスを終了予定であり、令和８年度の評価においては、同社が３Ｇサービスに使用している周波数の移行計画を評価予定である。

Ⅲ　定性評価

３－１　定性評価　総論

定性評価の評価結果の総論については、次のとおりである。

・　複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価として、「５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング」、「安全・信頼性の確保」、「データトラヒック」、「電波の割当てを受けていない者等（MVNO：Mobile Virtual Network Operator）に対するサービス提供」、「携帯電話の上空利用及び IoT への取組」の５つの項目を対象に評価を行った。

・　５Ｇのインフラシェアリング基地局数については、今年度より１事業者がシェアリングを開始したことにより、全ての事業者がシェアリングを実施している状況となった。各事業者とも、前年度に比べその総数は増加しており、５Ｇエリアの整備のためのインフラシェアリングの活用を図っている。各事業者においては、自社の活用方針を踏まえつつ、５Ｇの更なる普及拡大のため、インフラシェアリングの活用の推進を期待する。

・　安全・信頼性の確保については、前年度の評価にあった、令和６年能登半島地震等への対応のような取組実績はなかったが、このような災害の経験などを踏まえて装置の耐災害性の強化や訓練の実施、マニュアルの改定といった対策の強化を講じていることが確認できた。各事業者においては、引き続き新たな通信技術の積極的な導入や各事業者間の連携の強化など、通信サービスの維持・早期復旧に向けた取組を切に求めたい。

・　データトラヒックについては、今後、総トラヒック量の増加とともに、４Ｇから５Ｇへトラヒックの移行が進むことも想定される。ユーザーの通信品質の確保の面から、適切にトラヒックを各周波数帯に分散しつつも、前年度に引き続き同じ周波数帯においてトラヒックが減少している事業者も見られるため、グループ社間でのトラヒック分散を行う場合にあっても、自社に割り当てられた周波数が最大限に活用されるような仕組みとするなど、より一層のトラヒックの効率的な処理を求めたい。

・　MVNO に対するサービス提供については、３Ｇサービスの終了等に伴い、一部 MVNO 契約者数が一時的に減少した事業者も認められたが、各事業者ともに、MVNO への更なる提供に向けた一定の取組を実施しており、引き続き、より多数の MVNO 事業者の参入促進に向けた対応を期待する。

・　携帯電話の上空利用については、前年度と同様、１事業者において５Ｇ商用化局を提供し、また、開設局数及びその増加数が特に多く、５Ｇの活用に積極的に取り組んでいることから、高い評価（「a」評価）とし、実証段階にとどまってい

る１事業者は「c」評価としている。他の事業者も４Ｇの利用局数の増加が確認されたが、今後、５Ｇの活用に向けた取組を期待する。また、2.5GHz 帯ＢＷＡについては、調査時点においては上空利用が制度化されていないため、評価を行っていない（「R」評価）が、令和７年５月に制度化されているため、今後、積極的な取組を期待したい。

・　IoT への取組については、１事業者において３Ｇサービスの終了に伴う一時的な減少があったが、それ以外の事業者においては、前年度より開設局数が増加している。引き続きサービスの多様化も含めた積極的な利活用の推進を期待する。

３－２　定性評価　各論

有効利用評価方針に基づき、複数の周波数帯を総合的に勘案し、評価事項ごとに、定性的に評価を行った。評価結果は次のとおりである。

（１）５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング

・　各事業者ともに、インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有しているものと認められ、「b」評価としている。各事業者においては、自社の活用方針を踏まえつつ、５Ｇの更なる普及拡大のため、インフラシェアリングの活用の推進を期待する。

・　なお、前年度は５Ｇの提供開始から間もないため評価を行わなかった WCP は、今年度から５Ｇ基地局のインフラシェアリングが開始された。今後も計画的な取組に期待したい。

（２）安全・信頼性の確保

・　安全・信頼性の確保は、「災害対策」、「通信障害対策」及び「セキュリティ対策」に係る事前対策や事案発生時の取組の評価を行った。

・　事前の対策について、事業者ごとに対策手法に異なる点があるものの、前年度と同様、「災害対策」では災害時の通信の継続性の確保に向けた車載型基地局や衛星回線等の配備等、「通信障害対策」では障害検知対策や障害発生時の体制構築等、「セキュリティ対策」ではサプライチェーンリスクを考慮した設備調達やセキュリティ確保に向けた体制の確保等、各事業者ともに一定の取組が認められた。

・　また、前年度に比べ、NTT ドコモは災害対策、KDDI/沖セル、楽天モバイル及び UQ コミュニケーションズは災害・通信障害対策、ソフトバンク及び WCP は災害・セキュリティ対策において、改善が見られるものと認められ、「b」評価としている。

・　なお、各事業者ともに、前年度は能登半島地震への対応に関して多くの新たな取組があったところであるが、今年度は対策の強化が中心とみられるため、この評価としている。

（３）データトラヒック

・　NTT ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、割当てを受けた周波数帯の４Ｇ・５Ｇの総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、いずれの事業者もユーザーの通信品質確保の観点から周波数分散を行うなど、トラ

ヒックを効率的に処理する工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。

・　UQ コミュニケーションズは、定量評価に示すとおり総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、自社グループ全体においてユーザー品質を考慮した最適なトラヒック調整を行うなど、トラヒックを効率的に処理する一定の工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。

・　WCP は、定量評価に示すとおり自社グループの５Ｇエリアの整備や５Ｇ端末の普及に伴い、５Ｇ周波数帯へトラヒックが移行したことによって前年度から総データトラヒック量が減少していることから、「c」評価としている。なお、自社グループ全体においては、トラヒックを効率的に処理するための一定の工夫がなされているものと認められる。

（４）電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供

・　各事業者ともに、MVNO に対するサービス提供を積極的に行っており、自社グループ以外の多数に行われているものと認められ、「b」評価としている。ソフトバンク及び WCP は、前年度と比較し、MVNO 契約者数が減少しており、ソフトバンクについては３Ｇサービス終了による一時的な減少、WCP については解約に伴う一時的な減少によるものであり、いずれも令和７年６月末時点では昨年度調査時点と比較して増加しているとのことである。今後、着実な契約者数の増加に向けた積極的な取組を期待する。

（５）携帯電話の上空利用及び IoT への取組

・　携帯電話の上空利用については、KDDI/沖セルは、他社に比べて４Ｇ・５Ｇの商用化局の局数が多く、昨年度からの開設局数の増加も最も多い。さらに、唯一、５Ｇでのサービスを提供しており、５Ｇの活用に積極的に取り組んでいることから、「a」評価としている。

・　NTT ドコモ及びソフトバンクは、４Ｇの上空利用の拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。

・　楽天モバイルは、上空利用に関しては実証段階に留まっており、引き続き実用化に向けて積極的に取り組むべきことから、「c」評価としている。

・　UQ コミュニケーションズ及び WCP は、調査時点において制度上、2.5GHz 帯の上空利用が認められていないことから、本評価は行っていない（「R」評価）。なお、令和７年５月に 2.5GHz 帯の上空利用が制度化されているため、今後、積極的な取組を期待したい。

・　IoT への取組については、NTT ドコモ、KDDI/沖セル及び楽天モバイルは、いずれの事業者においても IoT 端末の開設局数が前年度より増加し、携帯電話の通常規格や LPWA 規格を用いた IoT の利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。

・　ソフトバンクは、通常規格の IoT 端末の開設局数が前年度より減少しているが、３Ｇサービス終了に伴うものであり、LPWA 規格については増加している。また、令和７年９月に 5GRedCap のネットワーク対応などを行った。携帯電話の通常規格や LPWA 規格を用いた IoT の利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。

・　UQ コミュニケーションズ及び WCP は、いずれの事業者においても IoT 端末の開設局数が前年度より増加し、2.5GHz 帯高度化 BWA の通常規格を用いた IoT の利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。

令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る定性評価について、評価結果の詳細を別添２に示す。

３－３　定性評価　総合評価

定性評価の総合評価に当たっては、上記３－２の各定性評価結果の記号を平均化して求めることとし、各事業者の評価結果は次のとおり。

・　NTT ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク、楽天モバイル、UQ コミュニケーションズ及び WCP は、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められ「b」評価としている（図表２参照）。

複数の周波数帯を総合的に勘案した評価結果（定性評価）

	複数の周波数帯を総合的に勘案した評価事項ごとの評価結果						総合的な評価※1
	５G基地局におけるインフラシェアリング	安全・信頼性の確保	データトラヒック	電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供	携帯電話の上空利用及びIoTへの取組		
					上空利用	IoTへの取組	
NTTドコモ	b	b	b	b	b	b	b
KDDI/沖縄セルラー電話	b	b	b	b	a	b	b
ソフトバンク	b	b	b	b	b	b	b
楽天モバイル	b	b	b	b	c	b	b
UQコミュニケーションズ	b	b	b	b	R※2	b	b
Wireless City Planning	b	b	c	b	R※2	b	b

※１　総合的な評価については、各事項の評価結果を平均化したもの。
※２　調査時点において制度上、2.5GHz帯の上空利用が認められていないことから、評価は行わず「R」とする。

（図表２）

Ⅳ　免許人ごとの総合的な所見

当審議会では、有効利用評価方針に基づき、令和７年度の携帯電話及び全国BWA等に係る定量評価、移行計画の評価及び定性評価を行った。その評価結果を踏まえ、事業者ごとの総合的な所見を次のとおり取りまとめた。

１　NTT ドコモ

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.5GHz 帯及び28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.5GHz 帯及び 28GHz 帯）のうち、エリアカバレッジのために活用されている 800MHz 帯及び 2GHz 帯（４Ｇ・５Ｇ）、トラヒック対策のために活用されている 1.7GHz 帯は、非常に高い人口カバー率を有しており、また、3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯は非常に高い基盤展開率を有しており、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。また、エリアカバレッジのために活用されている 2GHz 帯（３Ｇ）及びトラヒック対策のために活用されている 1.5GHz 帯の人口カバー率も高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。

他方、エリアカバレッジのために活用されている 700MHz 帯及びトラヒック対策として活用されている 3.5GHz 帯は、電波の一定程度の有効利用が認められるが、一部の地域の人口カバー率や面積カバー率は低い。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

スポット的なトラヒック対策のために活用されている 28GHz 帯は、全国及び一部の地域の基地局数が他社と比べて特に少なく、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められる。今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

通信量については、28GHz 帯において、全国及び一部の地域で前年度実績値を下回っている。エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

なお、ヒアリングにより、スタジアム等においてミリ波帯通信をユーザーに体験させるような取組等を、積極的に行っていることが確認できた。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（3.4GHz 帯）については、認定された開設計画の計画値を大きく上回っているものと認められる。ただし、カバー率が前年度より減少している地域もあることから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック状況に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

なお、定量評価において、面積カバー率等が他社と比べて特に低い要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としているが、単に回答が難しいとするのではなく、他社との比較において低位にあるということを前提に、その要因分析を自ら行い、改善を図ることによって、電波の有効利用につなげていくことが望ましい。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

２　KDDI/沖セル

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯（1805～1845MHz)、2GHz 帯、2.3GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.0GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、2GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.0GHz 帯、28GHz 帯）のうち、エリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用されている 700MHz 帯、800MHz 帯（移行計画に係らない周波数帯）及び 2GHz 帯（2115～2130MHz）は、高い人口カバー率を有しており、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。ただし、2GHz 帯（2115～2130MHz）においては、面積カバー率が他社に比べ特に低い地域や、基地局数が前年度から大きく減少している地域もあることから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力するとともに、カバー率を維持・拡大するために必要な基地局数は今後も維持すべきである。

スポット的なトラヒック対策のために活用している 28GHz 帯は、全国の基地局数の実績値が他社に比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。ただし、基地局数が他社と比べて特に少ない地域もあることから、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

トラヒック対策のために活用されている3.7GHz帯及び4.0GHz帯は、高い基盤展開率を有しており、適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。ただし、基盤展開率が低い地域があることや、4.0GHz 帯については人口カバー率や面積カバー率が低いことから、電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

エリアカバレッジのために活用されている 800MHz 帯（移行計画に係る周波数帯）並びにトラヒック対策のために活用されている1.5GHz帯及び3.5GHz帯は、電波の一定程度の有効利用は認められる。ただし、1.5GHz 帯については、カバー率が低い地域もあることから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。また、800MHz 帯については、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきである。

なお、2GHz 帯（2110MHz～2115MHz）については、衛星ダイレクト通信の導入を踏まえた今後の評価の在り方の検討のために調査を行ったものであり、評価は行っていない。

通信量については、800MHz 帯、2GHz 帯、4.0GHz 帯及び 28GHz 帯の全国・一部の地域又は一部の地域で前年度実績値を下回っている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。また、ミリ波帯については、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

なお、ヒアリングにより、駅等においてミリ波帯通信をユーザーに体験させるような実証の取組や、中継器を活用したエリア展開等を積極的に行っていることが確認できた。

技術導入状況については、28GHz 帯の一部の地域で MIMO 対応基地局数が前年度実績値を下回っている。今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（1.7GHz 帯（1805～1845MHz）、2.3GHz 帯）のうち、1.7GHz 帯（1805～1845MHz)については、認定された開設計画の計画値を大きく上回っており、2.3GHz 帯については、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められる。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

特に、携帯電話の上空利用について、５Ｇの活用に積極的に取り組んでいることを高く評価したい。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

３　ソフトバンク

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz）、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.9GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz）、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯（1845～1880MHz）、2GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、28GHz 帯）のうち、エリアカバレッジのために活用されている 700MHz 帯、900MHz 帯、1.5GHz 帯及び 2GHz 帯は非常に高い人口カバー率を有し、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められる。また、1.7GHz 帯（1845～1880MHz)は高い人口カバー率を有し、適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。900MHz 帯及び 2GHz 帯の移行計画に係る周波数帯については、計画値を非常に大きく上回っており、引き続き、策定した移行計画を上回る円滑なマイグレーションを期待したい。

トラヒック対策のために活用されている 3.5GHz 帯は、全国においては電波の一定程度の有効利用は認められ、また、前年度から全国的に大きく人口カバー率等が拡大したが、一部の地域で人口カバー率は低く、また、一部の地域で面積カバー率は他社と比べて特に低いことから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

スポット的なトラヒック対策のために活用している 28GHz 帯は、全国においては電波の一定程度の有効利用は認められるが、一部の地域の基地局数は他社より特に少ない。今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。

トラヒック対策のために活用している 3.7GHz 帯においては、全国及び一部の地域の基盤展開率が低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められる。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。また、一部の地域の人口カバー率並びに全国及び一部の地域の面積カバー率が前年度実績値に比べ減少しており、電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

通信量については、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、3.5GHz 帯及び 28GHz 帯において、全国又は一部の地域の通信量が前年度実績値を下回っている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。また、ミリ波については、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

なお、ヒアリングにより、ミリ波のユースケース・アプリケーション的取組として、イベントや学校で利用する WiFi のバックホール回線に５Ｇミリ波通信を利用する、CPE（Customer Premises Equipment、構内設置機器）に関する実証の取組等を積極的に行っていることが確認できた。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（3.4GHz 帯及び 4.9GHz 帯）のうち、3.4GHz 帯については、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っているものと認められる。ただし、面積カバー率が前年度実績値を下回っている地域もあることから、電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

なお、トラヒック対策のために活用することとしている 4.9GHz 帯においては、令和 18 年 3 月 31 日までを周波数の使用期限とされた既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、終了促進措置の対応を進めているところであり、調査時点では基地局は未開設であることから評価は行っていない。ヒアリングの結果、多くの既存免許人と協議を開始しており、引き続き、計画に基づいた措置の実施を期待したい。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。なお、④の MVNO 契約者数及び⑤の通常規格の IoT 端末開設局数が減少しているが、いずれも３Ｇサービス終了に伴う解約による一時的な減少によるものである。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

４　楽天モバイル

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（770～773MHz)、1.7GHz 帯（1805～1845MHz)、1.7GHz 帯（1860～1880MHz)東名阪以外、3.7GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯（3.7GHz 帯及び 28GHz 帯）のうち、トラヒック対策のために活用している 28GHz 帯は、全国の基地局数の実績値が他社と比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められる。

エリアカバレッジのために活用している 3.7GHz 帯においては、全国及び全ての地域の基盤展開率が低く、より一層の有効利用の促進が必要と認められる。また、一部の地域の人口カバー率及び一部の地域の面積カバー率が前年度実績値に比べ減少しており、電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

通信量については、28GHz 帯において、一部の地域で前年度実績値を下回っている。エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

なお、上述のとおり、ミリ波帯の全国の基地局数については他社と比べて高い水準にあり、都市部で高い実績値となっていることに加えて、各地域でも偏りなく展開されている。ヒアリングにおいても、ミリ波帯基地局の展開に積極的に取り組んでいることが確認できた。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（700MHz 帯（770～773MHz)、1.7GHz 帯（1805～1845MHz)、1.7GHz 帯（1860～1880MHz：東名阪以外）のうち、1.7GHz 帯（1805～1845MHz）については、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っていると認められる。ただし、基地局数、人口カバー率及び面積カバー率が前年度に比べ減少している地域もあり、開設計画値に対しては上回っているものの、前年度から減少することが無いよう、着実に整備を推進するとともに、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

700MHz 帯（770～773MHz）については、認定された開設計画を適切に実施していると認められる。

1.7GHz 帯（1860～1880MHz：東名阪以外）については、全国及び一部の地域の５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率がいずれも計画値未満であり、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められる。当該周波数は４Ｇにより基地局の設置は進められているものの、５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率について、可能な限り早期に自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。特に、携帯電話の上空利用については、商用化局の導入への取組について期待したい。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

５　UQ コミュニケーションズ

全国 BWA として割り当てられた 2.5GHz 帯に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している 2.5GHz 帯は、全国の人口カバー率は非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

なお、ヒアリングにより、IoT への取組については信号機制御用回線などへの活用が積極的に行われていることが確認できた。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。令和７年５月に BWA の上空利用が制度化されたため、上空利用への取組にも期待したい。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

６　WCP

全国 BWA として割り当てられた 2.5GHz 帯に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している 2.5GHz 帯は、電波の一定程度の有効利用は認められるものの、全国及び全ての地域の面積カバー率が他社より特に低い。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

通信量については、全国及び一部の地域の通信量が前年度実績値を下回っている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数が最大限に活用されるよう、引き続き努力すべきである。グループ社間でのトラヒック分散を行う場合にあっても、自社に割り当てられた周波数が最大限に活用されるような仕組みとするなど、より一層のトラヒックの効率的な処理を求めたい。

定性評価においては、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。なお、③のデータトラヒックが前年度から減少しているのは、５Ｇエリア・端末の普及によりトラヒックが自社グループの５Ｇへ移行したことによるもの、④の MVNO 契約者数の減少は、解約による一時的な減少によるものである。

なお、ヒアリングにより、IoT への取組についてはスマートロック利用などへの活用が積極的に行われていることが確認できた。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。５Ｇ基地局におけるインフラシェアリングについては、今回から新たに開始されており、今後の計画的な取組に期待したい。また、令和７年５月に BWA の上空利用が制度化されたため、上空利用への積極的な取組にも期待したい。

令和７年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

Ⅴ　今後の検討課題

今回の評価結果を公表するに当たり、電波の利用状況調査及び有効利用評価に係る今後の検討課題について、当審議会としての所感を以下のとおり述べる。

① Sub6 帯に係る評価

Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）については令和６年４月に認定の有効期間が満了し、現在、Sub6 帯の実績評価の総合的な評価（「S」～「C」評価）においては、「基盤展開率」に基づく評価を実施しているが、基盤展開率は５Ｇの初期の普及促進における評価としては有効であったものの、令和２年の５Ｇ開始から５年が経過し、基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、令和５年度及び令和６年度の検討課題にも示したとおり、今後は人口カバー率に基づく評価を行うことが望ましい。

一方で、特に Sub6 帯において２つの周波数帯の割当てを受けている事業者においては、いずれか一方の周波数帯の利用が低い傾向、また、衛星との干渉調整が必要な周波数帯においては、一定の地域で利用が低い傾向もあり、現行の 3.5GHz 帯等のミッドバンドにおける人口カバー率に係る最下位の評価基準（「D」評価：50%未満）を満たさない地域も多く存在している。

このような状況も考慮しつつ、早期に人口カバー率による評価へ移行するため、現行の基盤展開率も一定程度考慮するなどの経過措置を設けることにより、人口カバー率による評価の実施に向け、当該評価に係る有効利用評価方針の改定案の検討を行うこととしたい。なお、前年度の検討課題にある「干渉条件も加味した評価基準」については引き続き検討し、経過措置の期限は、今後、各事業者の展開状況を見ながら検討する。（３年程度ごとに、各事業者の見通しなどを調査し、期限設定の要否を検証。）

ここで、政府による５Ｇ全体の促進の目標（デジタルインフラ整備計画 2030（令和７年６月））では、令和６年７月に策定された Sub6 展開率が採用されている。これについては、高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な Sub6 の普及を目標としたものであるため、トラヒックニーズの高い地域を優先して整備するための目標設定としては有効であるが、それ以外の地域（人口カバー率で 30%相当）については対象には含まれず、有効利用評価に用いる場合においてもその地域（人口カバー率で 30%相当）は含まれない（考慮されない）という短所がある。

② ＮＴＮに係る評価

近年、携帯電話端末と直接通信が可能な非地上系の NTN（Non Terrestrial Network）サービス導入に向けた検討が活発化しており、令和７年４月、一部の事業者により、2GHz 帯の一部の周波数帯を使った、低軌道衛星による「衛星ダイレ

クト通信」がサービス開始した。今後、他社も同様のサービス提供を計画、また、「HAPS」（High Altitude Platform Station）を用いたサービスに向けた検討も進められている。

これらの NTN サービスは、地上系の圏外エリアや、災害時に地上の基地局が停波した場合にも携帯電話端末で通信ができることに、従来の携帯電話では得られない価値がある一方で、地上系のサービスとはアプリケーションや通信速度等が同等ではなく、地上系の評価項目とは異なる評価を検討する必要がある。ただし、現時点ではまだ、衛星ダイレクト通信を提供しているのは一部の事業者のみであり、各事業者のサービスの提供状況や検討状況については引き続き調査を継続する必要がある。

他方で、既にサービスを開始している事業者がいることから、有効利用の程度の評価に向け、早期に評価方針を検討する必要がある。このため、各事業者の状況については当面、調査を継続しながら、まずは定性評価の実現に向け、その評価項目について検討を進める。

検討の視点として、NTN を地上系の補完的に位置づけて地上系と合わせた評価とするのか、或いは、NTN 単独で評価するのか、また、平時利用、災害時利用、地上系の圏外エリアでの利用、地上系のエリア内での利用などを一旦分けて整理すべきである。さらに、「NTN における電波の有効利用とは何か」といったところに立ち戻り、評価項目の概念の整理を行い、地上系の評価に使われている項目を参照しつつ、（地上系と同等の扱いはできないとしても）NTN の評価に使えるのか、或いは、他に評価項目となりうるものがあるかを検討する必要がある。

また、地上系の評価項目と照らし、特に、衛星事業者が携帯電話事業者と異なる場合、NTN では利用状況調査においてどのようなデータがどのような粒度で報告・公表可能であるかも、明らかにする必要がある。

③ ミリ波帯に係る評価

ミリ波帯は、割当てを受けている事業者すべてが、昨年度に引き続き、前年度から通信量が減少した地域が生じている。その要因としては、他の周波数帯と比較してエリアがスポット的であり狭く、また、対応端末も少ないことから定常的なトラヒックが極めて少ないことにあり、その結果として、例えば前年度に特異的なトラヒックが発生していると、翌年度には減少してしまうという状況が生じている。定常的なトラヒックをさらに増加させるためには、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知など多面的な取組が必要である。

令和 6 年 9 月の制度改正により、Sub6 帯・ミリ波帯に中継局を導入、また、FWA 利用も想定した高出力端末（HPUE）の利用が可能になっているなど、エリアの拡大等に向けた取組が行われているが、これらの取組については、特段、現行の評価では反映されない。例えば、ミリ波以外の帯域では評価項目に人口又は面積カバー率を用いており、これには中継局によるものが反映されているが、ミリ波の

評価項目には当該カバー率を用いていないため、中継局の導入実績が評価に反映されていない。このため、中継局や高出力端末のような新たな技術の導入や、ユースケース・アプリケーションの開発、ユーザーへの周知などの、ミリ波利用に向けた各事業者の取組について、何らかの形で評価に加味することが望ましいと考えられる。

④ 定性評価の見直し

令和４年度から有効利用の評価を開始して以来、定性評価については５つの項目「①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング」、「②安全・信頼性の確保」、「③データトラヒック」、「④MVNO に対するサービス提供」及び「⑤携帯電話の上空利用及び IoT への取組」について評価を行ってきたところであるが、評価項目によっては概ね標準的な評価「ｂ」に各事業者が横並びとなり、経年の変化も乏しくなった状況のものがある。

このため、先述の「NTN に係る評価」等を新たな項目として追加することを検討するとともに、既存の項目のうち、概ね各事業者とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が予想されないものについては、項目から削除することを検討する。

⑤ 人口カバレッジ等に係る指標

昨年度の検討課題に基づき、総務省より、諸外国の人口カバレッジに係る調査について、対象国を拡大した調査の結果と、通信品質の測定に係る課題抽出等の報告がなされた。当該報告では、諸外国では、政府においてエリアカバレッジの判定基準を定めているかどうかについては、その動向は必ずしも一様ではない状況であるが、政府が主体となって、携帯電話のエリアカバレッジ等の通信環境を調査する取組が行われていることが明らかとなった。今後、より適正な評価を実施していくため、利用状況調査を担当する総務省においては、引き続き、通信環境に関する実地調査等を通じてエリアカバレッジや通信品質のデータを収集し、政府が主体となった通信環境に関する「能動的」な調査の導入に向けた検討を継続していただきたい。今後、それらの状況を踏まえ、評価方法について必要な検討を行っていきたい。

その他、電波利用実態の変化、技術の進展や事業者の電波の利用状況等を踏まえ、評価の在り方について、検討していきたい。

別添

１　定量評価・移行計画　各論詳細

２　定性評価　各論詳細

３　参考資料　有効利用評価方針等

別添1　定量評価 各論詳細

定量評価

1．開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯

- ・700MHz帯（773～803MHz）
- ・800MHz帯
- ・900MHz帯
- ・1.5GHz帯
- ・1.7GHz帯（1845～1880MHz）
- ・２GHz帯
- ・3.5GHz帯
- ・3.7GHz帯
- ・4.0GHz帯
- ・4.5GHz帯
- ・28GHz帯
- ・2.5GHz帯（BWA）

700MHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は89.10%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、２地域（信越・沖縄）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、面積カバー率が他社と比べて特に低い要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。また、信越における面積カバー率減少は、廃局・支障移転による影響としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+3,791	22,185	B	89.10%	B	78.53%	28.13%	B	A	B
北海道	B	+235	1,089	A	91.37%	B	74.91%	17.05%	B	S	A
東北	B	+355	1,790	A	91.80%	B	81.08%	27.34%	B	B	A
関東	B	+948	7,085	B	86.88%	B	79.00%	43.19%	B	A	B
信越	B	+506	1,198	B	85.34%	C	67.41%	22.24%	B	B	B
北陸	B	+136	510	A	90.90%	B	76.23%	26.52%	B	B	A
東海	B	+175	2,383	A	93.09%	B	72.55%	29.05%	B	B	A
近畿	B	+436	3,244	A	90.42%	B	79.19%	32.35%	B	B	A
中国	B	+246	1,364	B	87.18%	A	91.12%	35.72%	B	A	B
四国	B	+208	935	B	88.55%	B	71.71%	24.39%	B	B	B
九州	B	+498	2,400	B	89.22%	B	83.53%	36.82%	B	B	B
沖縄	B	+48	187	A	90.32%	C	57.56%	35.52%	B	B	A

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+101	22,185	A	-0.51	89.10%	A	+0.43	28.13%	A	B	S
北海道	A	+59	1,089	A	+0.55	91.37%	S	+1.23	17.05%	S	B	S
東北	A	+24	1,790	A	+0.09	91.80%	A	+0.11	27.34%	A	B	A
関東	A	-122	7,085	B	-1.80	86.88%	A	-0.87	43.19%	B	B	S
信越	A	-5	1,198	A	-0.32	85.34%	A	-0.04	22.24%	A	B	A
北陸	A	+4	510	A	±0.00	90.90%	A	+0.06	26.52%	A	B	A
東海	A	+17	2,383	A	+0.05	93.09%	A	±0.00	29.05%	A	B	A
近畿	A	+38	3,244	A	+0.01	90.42%	A	+0.06	32.35%	A	B	A
中国	A	+31	1,364	A	+0.68	87.18%	S	+1.11	35.72%	S	B	S
四国	A	+54	935	S	+1.46	88.55%	S	+1.16	24.39%	S	B	S
九州	A	±0	2,400	A	+0.14	89.22%	A	+0.42	36.82%	A	B	S
沖縄	A	+1	187	A	±0.00	90.32%	A	±0.00	35.52%	A	B	A

700MHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は98.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+7,229	37,927	S	98.77%	S	126.27%	45.23%	B	A	S
北海道	B	+459	2,170	S	98.70%	S	137.26%	31.24%	B	S	S
東北	B	+760	3,854	S	97.07%	S	121.89%	41.10%	B	S	S
関東	B	+1,421	8,616	S	99.43%	S	113.17%	61.87%	B	S	S
信越	B	+289	1,727	S	98.39%	S	136.95%	45.18%	B	S	S
北陸	B	+203	1,395	S	98.09%	S	127.74%	44.44%	B	S	S
東海	B	+1,012	4,167	S	99.21%	S	126.20%	50.53%	B	S	S
近畿	B	+1,211	5,561	S	98.78%	S	118.87%	48.56%	B	S	S
中国	B	+710	3,063	S	97.59%	S	129.01%	50.57%	B	S	S
四国	B	+232	2,212	S	98.14%	S	133.81%	45.51%	B	S	S
九州	B	+900	4,689	S	98.13%	S	127.47%	56.19%	B	S	S
沖縄	B	+32	473	S	99.83%	S	134.86%	83.22%	B	B	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+1,722	37,927	A	±0.00	98.77%	A	+0.01	45.23%	A	B	S
北海道	A	+91	2,170	A	±0.00	98.70%	A	±0.00	31.24%	A	B	S
東北	A	+120	3,854	A	±0.00	97.07%	A	+0.03	41.10%	A	B	S
関東	A	+730	8,616	A	+0.01	99.43%	A	+0.01	61.87%	A	B	S
信越	S	+104	1,727	A	±0.00	98.39%	A	+0.02	45.18%	S	B	S
北陸	A	-1	1,395	A	±0.00	98.09%	A	+0.01	44.44%	A	B	S
東海	A	+190	4,167	A	±0.00	99.21%	A	+0.07	50.53%	A	B	S
近畿	A	+336	5,561	A	+0.02	98.78%	A	+0.06	48.56%	A	B	S
中国	A	+52	3,063	A	±0.00	97.59%	A	+0.01	50.57%	A	B	S
四国	A	+12	2,212	A	±0.00	98.14%	A	+0.01	45.51%	A	B	S
九州	A	+86	4,689	A	±0.00	98.13%	A	±0.00	56.19%	A	B	S
沖縄	A	+2	473	A	±0.00	99.83%	A	±0.00	83.22%	A	B	A

700MHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は96.72%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+9,955	24,515	S	96.72%	A	95.20%	34.10%	B	S	S
北海道	B	+679	1,364	S	96.35%	B	87.83%	19.99%	B	S	S
東北	B	+1,113	2,202	A	93.56%	A	97.00%	32.71%	B	S	A
関東	B	+2,732	7,270	S	99.06%	A	107.81%	58.94%	B	S	S
信越	B	+367	878	A	94.81%	A	95.64%	31.55%	B	S	A
北陸	B	+289	616	S	95.29%	A	96.00%	33.40%	B	S	S
東海	B	+1,086	2,839	S	97.12%	A	101.25%	40.54%	B	S	S
近畿	B	+1,531	3,802	S	97.76%	A	101.91%	41.63%	B	S	S
中国	B	+606	1,646	A	90.94%	B	79.85%	31.30%	B	S	A
四国	B	+434	993	A	93.42%	A	94.44%	32.12%	B	S	A
九州	B	+979	2,601	A	93.66%	B	89.02%	39.24%	B	S	A
沖縄	B	+139	304	S	99.26%	A	107.58%	66.39%	B	S	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+2,639	24,515	A	+0.69	96.72%	S	+1.84	34.10%	S	B	S
北海道	S	+249	1,364	S	+1.51	96.35%	S	+3.16	19.99%	S	B	S
東北	S	+449	2,202	S	+1.65	93.56%	S	+1.96	32.71%	S	B	S
関東	A	+376	7,270	A	+0.09	99.06%	A	+0.08	58.94%	A	B	S
信越	S	+118	878	S	+2.01	94.81%	S	+1.70	31.55%	S	B	S
北陸	S	+73	616	A	+0.44	95.29%	B	-1.44	33.40%	B	B	S
東海	A	+265	2,839	A	+0.07	97.12%	A	-0.50	40.54%	A	B	S
近畿	A	+335	3,802	A	+0.53	97.76%	S	+1.03	41.63%	S	B	S
中国	A	+162	1,646	S	+1.67	90.94%	S	+1.83	31.30%	S	B	S
四国	S	+185	993	S	+1.77	93.42%	S	+2.76	32.12%	S	B	S
九州	S	+417	2,601	S	+1.65	93.66%	S	+3.25	39.24%	S	B	S
沖縄	A	+10	304	A	-0.08	99.26%	B	-1.12	66.39%	B	B	A

800MHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を3G及び4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は99.78%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4Gの全国の人口カバー率は99.74%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価

【3G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※2)			通信量(※3)	技術導入状況(※4)	総合的な評価(※5)
	評価	計画値差(※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	65,507	S	99.78%	-	-	58.11%	-	-	S
北海道	-	-	4,101	S	99.77%	-	-	43.79%	-	-	S
東北	-	-	6,573	S	99.68%	-	-	53.83%	-	-	S
関東	-	-	16,309	S	99.78%	-	-	70.21%	-	-	S
信越	-	-	3,691	S	99.35%	-	-	44.90%	-	-	S
北陸	-	-	2,792	S	99.96%	-	-	57.33%	-	-	S
東海	-	-	6,823	S	99.84%	-	-	51.35%	-	-	S
近畿	-	-	8,467	S	99.72%	-	-	59.38%	-	-	S
中国	-	-	5,588	S	99.76%	-	-	78.61%	-	-	S
四国	-	-	3,279	S	99.81%	-	-	67.40%	-	-	S
九州	-	-	7,252	S	99.93%	-	-	77.09%	-	-	S
沖縄	-	-	632	SS	100.00%	-	-	81.14%	-	-	S

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差(※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	66,633	S	99.74%	A	97.30%	57.60%	B	B	S
北海道	-	-	4,186	S	99.77%	A	94.98%	43.90%	B	B	S
東北	-	-	6,844	S	99.69%	A	98.05%	53.90%	B	B	S
関東	-	-	16,413	S	99.70%	A	96.25%	69.31%	B	B	S
信越	-	-	3,705	S	99.27%	B	86.99%	43.51%	B	B	S
北陸	-	-	2,809	S	99.96%	A	100.72%	57.19%	B	B	S
東海	-	-	7,382	S	99.84%	B	89.48%	51.30%	B	B	S
近畿	-	-	8,492	S	99.72%	A	96.45%	59.43%	B	B	S
中国	-	-	5,597	S	99.76%	A	103.45%	78.59%	B	B	S
四国	-	-	3,289	S	99.81%	A	104.83%	67.45%	B	B	S
九州	-	-	7,275	S	99.91%	A	100.97%	73.87%	B	B	S
沖縄	-	-	641	S	99.99%	A	96.59%	78.81%	B	B	S

※1　基地局数については、計画値はない。※2　800MHz帯の３Ｇはドコモ１者のみ運用中のため、周波数帯平均値が示せないことから、面積カバー率の評価は実施していない。※3　事業者は３Ｇの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※4　技術導入状況は、３Ｇでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。※5　人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価

【3G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量(※1)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+103	65,507	A	+0.01	99.78%	A	±0.00	58.11%	A	-	-
北海道	A	+5	4,101	A	±0.00	99.77%	A	+0.01	43.79%	A	-	-
東北	A	-2	6,573	A	±0.00	99.68%	A	+0.02	53.83%	A	-	-
関東	A	+11	16,309	A	+0.01	99.78%	A	+0.02	70.21%	A	-	-
信越	A	-1	3,691	A	+0.01	99.35%	A	+0.03	44.90%	A	-	-
北陸	A	+23	2,792	A	-0.01	99.96%	A	-0.31	57.33%	A	-	-
東海	A	+14	6,823	A	-0.01	99.84%	A	+0.01	51.35%	A	-	-
近畿	A	+42	8,467	A	+0.01	99.72%	A	+0.05	59.38%	A	-	-
中国	A	-1	5,588	A	±0.00	99.76%	A	±0.00	78.61%	A	-	-
四国	A	+3	3,279	A	±0.00	99.81%	A	+0.11	67.40%	A	-	-
九州	A	+3	7,252	A	±0.00	99.93%	A	±0.00	77.09%	A	-	-
沖縄	A	+6	632	A	±0.00	100.00%	A	+0.04	81.14%	A	-	-

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+373	66,633	A	-0.03	99.74%	A	+0.02	57.60%	A	B	A
北海道	A	+63	4,186	A	±0.00	99.77%	A	+0.10	43.90%	A	B	A
東北	A	+75	6,844	A	+0.01	99.69%	A	+0.01	53.90%	A	B	A
関東	A	+64	16,413	A	-0.07	99.70%	A	-0.05	69.31%	A	B	A
信越	A	+13	3,705	A	±0.00	99.27%	A	+0.02	43.51%	A	B	A
北陸	A	+32	2,809	A	-0.01	99.96%	A	-0.47	57.19%	A	B	S
東海	A	+44	7,382	A	-0.01	99.84%	A	±0.00	51.30%	A	B	A
近畿	A	+45	8,492	A	±0.00	99.72%	A	+0.06	59.43%	A	B	A
中国	A	+6	5,597	A	±0.00	99.76%	A	±0.00	78.59%	A	B	A
四国	A	+9	3,289	A	±0.00	99.81%	A	+0.16	67.45%	A	B	A
九州	A	+12	7,275	A	±0.00	99.91%	A	±0.00	73.87%	A	B	A
沖縄	A	+10	641	A	±0.00	99.99%	A	+0.10	78.81%	A	B	A

※1　事業者は３Ｇの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※2　技術導入状況は、３Ｇでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。

800MHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は38.91%であり、計画値を上回っており、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は99.95%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、３地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、複数の周波数でトラヒックを分散するなどの施策を実施しているため、単一周波数で見たときに地域単位で減少する場合があるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(870～875MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			通信量(※1)	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+11,274	29,174	B	+18.91	38.91%	S	+7.37	12.37%	-	-	B
北海道	S	+451	1,051	B	+22.54	23.54%	S	+6.17	7.17%	-	-	B
東北	S	+660	2,260	B	+13.44	16.44%	A	+4.72	7.72%	-	-	B
関東	S	+2,965	6,565	B	+15.48	45.48%	S	+5.63	13.63%	-	-	B
信越	S	+464	1,264	B	+9.33	23.33%	S	+7.75	11.75%	-	-	B
北陸	S	+434	734	B	+22.27	24.27%	S	+7.64	10.64%	-	-	B
東海	S	+1,219	3,719	B	+9.98	36.98%	S	+6.83	15.83%	-	-	B
近畿	S	+2,095	5,395	B	+14.60	45.60%	S	+5.68	15.68%	-	-	B
中国	S	+817	3,117	B	+30.22	34.22%	S	+10.25	19.25%	-	-	B
四国	S	+316	1,116	B	+24.47	25.47%	S	+7.30	12.30%	-	-	B
九州	S	+1,385	3,285	B	+31.09	37.09%	S	+11.43	17.43%	-	-	B
沖縄	S	+468	668	S	+29.97	99.97%	S	+59.42	79.42%	-	-	S

【4G】移行計画に係らない周波数帯(860～870MHz)

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量(※1)	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差(※2)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	70,537	S	99.95%	A	102.69%	60.79%	B	B	S
北海道	-	-	3,666	S	99.97%	A	105.00%	48.53%	B	B	S
東北	-	-	7,422	S	99.89%	A	101.93%	56.03%	B	B	S
関東	-	-	15,687	S	99.98%	A	103.75%	74.71%	B	B	S
信越	-	-	3,333	S	99.95%	S	112.99%	56.52%	B	B	S
北陸	-	-	2,400	S	99.95%	A	99.26%	56.36%	B	B	S
東海	-	-	7,912	S	99.97%	S	110.52%	63.36%	B	B	S
近畿	-	-	11,162	S	99.96%	A	103.54%	63.80%	B	B	S
中国	-	-	6,401	S	99.87%	A	96.54%	73.34%	B	B	S
四国	-	-	3,534	S	99.85%	A	95.15%	61.22%	B	B	S
九州	-	-	8,355	S	99.90%	A	99.03%	72.45%	B	B	S
沖縄	-	-	665	SS	100.00%	A	103.41%	84.37%	B	B	S

※１　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。　※２　基地局数については、計画値はない。

2 進捗評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(870～875MHz)

	基地局数(※1)			人口カバー率(※1)			面積カバー率(※1)			総合的な評価(※1)	通信量(※2)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	-	-	29,174	-	-	38.91%	-	-	12.37%	-	-	-
北海道	-	-	1,051	-	-	23.54%	-	-	7.17%	-	-	-
東北	-	-	2,260	-	-	16.44%	-	-	7.72%	-	-	-
関東	-	-	6,565	-	-	45.48%	-	-	13.63%	-	-	-
信越	-	-	1,264	-	-	23.33%	-	-	11.75%	-	-	-
北陸	-	-	734	-	-	24.27%	-	-	10.64%	-	-	-
東海	-	-	3,719	-	-	36.98%	-	-	15.83%	-	-	-
近畿	-	-	5,395	-	-	45.60%	-	-	15.68%	-	-	-
中国	-	-	3,117	-	-	34.22%	-	-	19.25%	-	-	-
四国	-	-	1,116	-	-	25.47%	-	-	12.30%	-	-	-
九州	-	-	3,285	-	-	37.09%	-	-	17.43%	-	-	-
沖縄	-	-	668	-	-	99.97%	-	-	79.42%	-	-	-

【4G】移行計画に係らない周波数帯(860～870MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量(※2)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+2,107	70,537	A	±0.00	99.95%	A	+0.14	60.79%	A	B	S
北海道	S	+230	3,666	A	±0.00	99.97%	A	+0.07	48.53%	S	B	S
東北	S	+256	7,422	A	±0.00	99.89%	A	+0.13	56.03%	S	B	S
関東	A	-206	15,687	A	±0.00	99.98%	A	+0.10	74.71%	A	C	S
信越	S	+154	3,333	A	+0.01	99.95%	A	+0.40	56.52%	S	B	S
北陸	S	+167	2,400	A	±0.00	99.95%	A	+0.13	56.36%	S	B	S
東海	S	+412	7,912	A	±0.00	99.97%	A	+0.44	63.36%	S	C	S
近畿	A	+232	11,162	A	±0.00	99.96%	A	+0.16	63.80%	A	C	S
中国	S	+245	6,401	A	±0.00	99.87%	A	+0.01	73.34%	S	B	S
四国	S	+296	3,534	A	±0.00	99.85%	A	+0.08	61.22%	S	B	S
九州	S	+312	8,355	A	±0.00	99.90%	A	+0.06	72.45%	S	B	S
沖縄	A	+9	665	A	±0.00	100.00%	S	+1.38	84.37%	S	B	S

※１　前年度の実績値がないことから、基地局数、人口カバー率、面積カバー率及び総合的な評価の評価は実施していない。※２　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。

900MHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は97.94%と非常に高く、計画値を非常に大きく上回っており、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は99.94%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、６地域（北海道・東北・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、5Gエリアの整備や５G端末の普及により、5G用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後も地域によっては一時的に減少することも考えられるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(945～950MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			通信量(※1)	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+14,833	26,833	S	+34.33	97.94%	S	+25.75	54.95%	-	-	S
北海道	S	+644	1,235	S	+51.73	96.25%	S	+20.30	35.53%	-	-	S
東北	S	+1,270	2,420	S	+39.33	95.19%	S	+21.74	48.05%	-	-	S
関東	S	+4,486	6,592	S	+43.84	99.26%	S	+36.12	75.87%	-	-	S
信越	S	+477	1,050	A	+32.01	92.20%	S	+25.76	55.83%	-	-	A
北陸	S	+404	761	S	+25.41	98.25%	S	+22.97	54.03%	-	-	S
東海	S	+2,127	4,222	S	+23.83	99.63%	S	+19.91	69.12%	-	-	S
近畿	S	+2,265	4,395	S	+15.82	99.75%	S	+24.06	69.33%	-	-	S
中国	S	+1,131	2,460	S	+24.32	97.40%	S	+28.87	67.05%	-	-	S
四国	S	+754	1,244	S	+40.92	95.81%	S	+34.42	60.53%	-	-	S
九州	S	+1,211	2,311	S	+40.82	95.20%	S	+34.58	58.73%	-	-	S
沖縄	S	+64	143	B	+30.20	85.64%	S	+31.09	72.16%	-	-	B

【4G】移行計画に係らない周波数帯(950～960MHz)

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※2)			通信量(※1)	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+18,483	60,615	S	99.94%	-	-	72.69%	B	B	S
北海道	B	+1,252	4,038	S	99.98%	-	-	56.67%	B	B	S
東北	B	+2,388	7,001	S	99.89%	-	-	68.59%	B	B	S
関東	B	+2,282	11,761	S	99.99%	-	-	87.44%	B	B	S
信越	B	+995	2,702	S	99.92%	-	-	72.34%	B	B	S
北陸	B	+792	2,110	S	99.93%	-	-	69.35%	B	B	S
東海	B	+2,272	7,583	S	99.97%	-	-	77.22%	B	B	S
近畿	B	+2,383	7,977	S	99.94%	-	-	75.42%	B	B	S
中国	B	+2,753	6,314	S	99.86%	-	-	87.19%	B	B	S
四国	B	+1,308	3,014	S	99.83%	-	-	79.12%	B	B	S
九州	B	+1,830	7,504	S	99.85%	-	-	83.03%	B	B	S
沖縄	B	+228	611	SS	100.00%	-	-	91.39%	B	B	S

※１　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。　※２　900MHz帯はソフトバンク１者のみの割当てのため、周波数帯平均値が示せないことから、面積カバー率の評価は実施していない。

2 進捗評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(945～950MHz)

	基地局数(※1)			人口カバー率(※1)			面積カバー率(※1)			総合的な評価(※1)	通信量(※2)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	-	-	26,833	-	-	97.94%	-	-	54.95%	-	-	-
北海道	-	-	1,235	-	-	96.25%	-	-	35.53%	-	-	-
東北	-	-	2,420	-	-	95.19%	-	-	48.05%	-	-	-
関東	-	-	6,592	-	-	99.26%	-	-	75.87%	-	-	-
信越	-	-	1,050	-	-	92.20%	-	-	55.83%	-	-	-
北陸	-	-	761	-	-	98.25%	-	-	54.03%	-	-	-
東海	-	-	4,222	-	-	99.63%	-	-	69.12%	-	-	-
近畿	-	-	4,395	-	-	99.75%	-	-	69.33%	-	-	-
中国	-	-	2,460	-	-	97.40%	-	-	67.05%	-	-	-
四国	-	-	1,244	-	-	95.81%	-	-	60.53%	-	-	-
九州	-	-	2,311	-	-	95.20%	-	-	58.73%	-	-	-
沖縄	-	-	143	-	-	85.64%	-	-	72.16%	-	-	-

【4G】移行計画に係らない周波数帯(950～960MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量(※2)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+515	60,615	A	+0.03	99.94%	S	+3.33	72.69%	S	B	A
北海道	A	+27	4,038	A	+0.02	99.98%	S	+4.80	56.67%	S	C	A
東北	A	+59	7,001	A	+0.04	99.89%	S	+2.56	68.59%	S	C	A
関東	A	+138	11,761	A	±0.00	99.99%	S	+1.24	87.44%	S	B	A
信越	A	+14	2,702	A	+0.04	99.92%	S	+2.77	72.34%	S	B	A
北陸	A	+11	2,110	A	+0.05	99.93%	S	+1.31	69.35%	S	B	A
東海	A	+48	7,583	A	+0.02	99.97%	S	+3.46	77.22%	S	B	A
近畿	A	+65	7,977	A	+0.03	99.94%	S	+2.56	75.42%	S	B	A
中国	A	+24	6,314	A	+0.07	99.86%	S	+2.77	87.19%	S	C	S
四国	A	+18	3,014	A	+0.13	99.83%	S	+6.14	79.12%	S	C	S
九州	A	+81	7,504	A	+0.09	99.85%	S	+3.88	83.03%	S	C	A
沖縄	A	+30	611	A	+0.02	100.00%	S	+1.28	91.39%	S	C	A

※１　前年度の実績値がないことから、基地局数、人口カバー率、面積カバー率及び総合的な評価の評価は実施していない。※２　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。

1.5GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を800MHz帯又は2GHz帯のトラヒックが高い基地局に併設し、4Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は91.94%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+23,211	28,911	A	91.94%	A	93.91%	20.34%	B	B	A
北海道	B	+1,267	1,607	A	91.42%	A	103.64%	9.67%	B	B	A
東北	B	+1,536	1,879	B	80.84%	B	79.18%	14.07%	B	B	B
関東	B	+8,477	10,380	S	97.78%	S	118.01%	53.26%	B	B	S
信越	B	+1,275	1,430	A	93.36%	S	116.49%	27.69%	B	B	A
北陸	B	+858	992	A	92.32%	A	107.07%	25.89%	B	B	A
東海	B	+1,972	2,685	B	89.37%	B	74.36%	22.82%	B	B	B
近畿	B	+2,924	3,859	A	93.22%	B	74.23%	22.35%	B	B	A
中国	B	+1,264	1,593	B	82.86%	B	82.27%	17.21%	B	B	B
四国	B	+918	1,134	B	88.39%	A	102.44%	19.33%	B	B	B
九州	B	+2,434	2,999	B	85.82%	B	83.57%	18.72%	B	B	B
沖縄	B	+286	353	A	92.54%	A	92.10%	24.72%	B	B	A

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+559	28,911	A	+0.28	91.94%	A	+0.54	20.34%	A	B	A
北海道	A	+48	1,607	A	+0.85	91.42%	A	+0.57	9.67%	A	B	A
東北	A	+136	1,879	S	+1.38	80.84%	A	+0.97	14.07%	S	B	A
関東	A	+28	10,380	A	+0.03	97.78%	A	-0.03	53.26%	A	B	A
信越	A	+2	1,430	A	+0.05	93.36%	A	±0.00	27.69%	A	B	A
北陸	A	+35	992	A	+0.07	92.32%	A	+0.23	25.89%	A	B	A
東海	A	+78	2,685	A	+0.14	89.37%	A	+0.30	22.82%	A	B	A
近畿	A	+53	3,859	A	±0.00	93.22%	A	+0.06	22.35%	A	B	A
中国	A	+38	1,593	A	+0.78	82.86%	A	+0.89	17.21%	A	B	A
四国	A	+40	1,134	S	+1.67	88.39%	S	+1.96	19.33%	S	B	A
九州	A	+99	2,999	A	+0.21	85.82%	A	+0.28	18.72%	A	B	A
沖縄	A	+2	353	A	+0.09	92.54%	A	+0.19	24.72%	A	B	A

1.5GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4Gの都心部等におけるトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は77.71%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、５地域（北海道・東北・中国・四国・九州）の人口カバー率は50～60%台と低く、５地域（北海道・関東・中国・四国・九州）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、当該周波数帯は高トラヒックエリア(東名阪等)に対して展開する方針であり、Sub6のエリア展開を優先しているが、今後もトラヒック動向を踏まえて適切にエリア展開を実施していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+4,393	10,754	B	77.71%	B	70.87%	15.35%	B	B	B
北海道	B	+108	319	C	65.19%	C	57.45%	5.36%	B	B	C
東北	B	+135	578	C	66.55%	B	79.63%	14.15%	B	B	C
関東	B	+1,640	4,710	B	85.45%	C	69.89%	31.54%	B	B	B
信越	B	+123	246	B	74.24%	B	78.63%	18.69%	B	B	B
北陸	B	+71	145	B	70.62%	B	74.65%	18.05%	B	B	B
東海	B	+725	1,197	B	88.78%	A	91.79%	28.17%	B	B	B
近畿	B	+1,327	2,259	B	87.80%	B	80.67%	24.29%	B	B	B
中国	B	+60	438	C	60.67%	C	57.22%	11.97%	B	B	C
四国	B	+37	166	C	52.62%	C	52.62%	9.93%	B	B	C
九州	B	+117	579	C	53.89%	C	55.49%	12.43%	B	B	C
沖縄	B	+50	117	B	78.52%	B	74.22%	19.92%	B	B	B

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-335	10,754	A	+0.07	77.71%	A	+0.02	15.35%	A	B	A
北海道	A	-2	319	A	+0.01	65.19%	A	±0.00	5.36%	A	B	A
東北	A	-1	578	A	±0.00	66.55%	A	+0.05	14.15%	A	B	A
関東	A	-313	4,710	A	+0.15	85.45%	A	+0.03	31.54%	A	B	B
信越	A	±0	246	A	+0.01	74.24%	A	±0.00	18.69%	A	B	A
北陸	A	-1	145	A	-0.96	70.62%	A	-0.23	18.05%	A	B	A
東海	A	-30	1,197	A	+0.08	88.78%	A	+0.03	28.17%	A	B	A
近畿	A	+9	2,259	A	-0.02	87.80%	A	-0.27	24.29%	A	B	A
中国	A	-2	438	A	±0.00	60.67%	A	+0.01	11.97%	A	B	A
四国	A	-1	166	A	+0.02	52.62%	A	+0.02	9.93%	A	B	A
九州	A	-3	579	A	-0.37	53.89%	A	+0.05	12.43%	A	B	A
沖縄	A	+9	117	S	+6.42	78.52%	S	+3.70	19.92%	S	B	A

1.5GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は95.42%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び10地域（北海道・東北・関東・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、5Gエリアの整備や5G端末の普及により、5G用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後も同様の傾向となることも想定されるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+4,471	10,471	S	95.42%	S	135.18%	29.28%	B	B	S
北海道	B	+210	456	A	92.06%	S	139.01%	12.97%	B	B	A
東北	B	+405	863	A	90.48%	S	141.19%	25.09%	B	B	A
関東	B	+1,213	2,727	S	96.87%	S	112.12%	50.60%	B	B	S
信越	B	+100	276	A	90.63%	A	104.88%	24.93%	B	B	A
北陸	B	+36	256	A	94.20%	S	118.28%	28.60%	B	B	A
東海	B	+660	1,497	S	97.73%	S	133.89%	41.09%	B	B	S
近畿	B	+915	2,000	S	98.26%	S	145.07%	43.68%	B	B	S
中国	B	+277	826	A	91.69%	S	160.47%	33.57%	B	B	A
四国	B	+156	370	A	91.91%	S	144.99%	27.36%	B	B	A
九州	B	+445	1,108	A	93.10%	S	160.94%	36.05%	B	B	A
沖縄	B	+54	92	A	93.28%	S	133.72%	35.89%	B	B	A

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+71	10,471	S	+1.32	95.42%	S	+1.95	29.28%	S	C	A
北海道	A	±0	456	S	+1.13	92.06%	S	+1.91	12.97%	S	C	A
東北	A	+11	863	S	+1.77	90.48%	S	+1.96	25.09%	S	C	A
関東	A	+24	2,727	S	+1.93	96.87%	S	+2.48	50.60%	S	C	A
信越	A	±0	276	S	+3.16	90.63%	S	+2.06	24.93%	S	C	A
北陸	A	-2	256	S	+1.06	94.20%	A	+0.95	28.60%	S	C	A
東海	A	+7	1,497	A	+0.44	97.73%	S	+1.72	41.09%	S	C	A
近畿	A	+29	2,000	A	+0.27	98.26%	S	+1.17	43.68%	S	B	A
中国	A	±0	826	S	+1.83	91.69%	S	+2.64	33.57%	S	C	A
四国	A	±0	370	S	+1.83	91.91%	S	+2.16	27.36%	S	C	A
九州	A	+2	1,108	A	+0.82	93.10%	S	+1.91	36.05%	S	C	A
沖縄	A	±0	92	A	+0.41	93.28%	A	-0.41	35.89%	A	C	A

1.7GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を東名阪エリアにおける800MHz帯又は2GHz帯のトラヒックの高い基地局に併設し、4Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、東名阪全体で人口カバー率は95.62%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、東名阪全体の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※)			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+14,980	18,455	S	95.62%	-	-	35.78%	B	B	S
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	B	+8,755	10,902	S	97.89%	A	104.35%	53.40%	B	B	S
信越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北陸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	B	+3,442	3,659	A	94.53%	A	94.13%	28.04%	B	B	A
近畿	B	+2,783	3,894	A	91.51%	B	75.67%	20.08%	B	B	A
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ NTTドコモは東名阪のみ、ソフトバンクは全国の割当てのため、東名阪以外の周波数帯平均値が示せないことから、東名阪のみ評価を実施。

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+132	18,455	A	+0.03	95.62%	A	+0.03	35.78%	A	B	A
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	A	+37	10,902	A	+0.04	97.89%	A	-0.03	53.40%	A	B	A
信越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北陸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	A	+26	3,659	A	+0.04	94.53%	A	+0.05	28.04%	A	B	A
近畿	A	+69	3,894	A	+0.01	91.51%	A	+0.11	20.08%	A	B	A
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）NTTドコモが開設計画の認定を受けていた地域は、関東、東海及び近畿であることから、関東、東海及び近畿以外は評価対象外として「―」としている。

1.7GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は94.17%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、２地域（東海・近畿）の通信量は前年度実績値を下回っており、同社によれば、NSAによる4Gのアンカー向けリソース確保のため、他バンドへオフロードする調整を実施したことが要因であり、今後も同様の傾向がみられる可能性があるが、将来的にはトラヒックは増加していくものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※)			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+17,107	23,495	A	94.17%	-	-	24.29%	B	S	A
北海道	B	+983	1,283	A	92.15%	-	-	12.22%	B	S	A
東北	B	+1,604	1,900	B	88.96%	-	-	22.71%	B	S	B
関東	B	+5,016	7,765	S	98.10%	A	95.65%	48.95%	B	S	S
信越	B	+505	671	B	89.34%	-	-	20.95%	B	S	B
北陸	B	+485	535	A	92.25%	-	-	25.46%	B	S	A
東海	B	+1,915	2,785	A	94.98%	A	105.87%	31.54%	B	S	A
近畿	B	+2,857	4,039	S	96.78%	S	124.33%	32.99%	B	S	S
中国	B	+1,235	1,493	B	87.55%	-	-	22.43%	B	S	B
四国	B	+566	706	B	88.43%	-	-	21.01%	B	S	B
九州	B	+1,671	2,023	B	86.60%	-	-	23.71%	B	S	B
沖縄	B	+270	295	S	98.86%	-	-	61.49%	B	S	S

※ NTTドコモは東名阪のみ、ソフトバンクは全国の割当てのため、東名阪以外の周波数帯平均値が示せないことから、東名阪のみ評価を実施。

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	S	+3,471	23,495	S	+1.41	94.17%	S	+1.71	24.29%	S	B	S
北海道	S	+317	1,283	S	+1.56	92.15%	S	+1.31	12.22%	S	B	S
東北	S	+538	1,900	S	+3.42	88.96%	S	+2.36	22.71%	S	B	S
関東	A	+571	7,765	A	+0.14	98.10%	A	-0.04	48.95%	A	B	S
信越	S	+120	671	S	+1.41	89.34%	A	+0.11	20.95%	S	B	S
北陸	S	+91	535	S	+2.31	92.25%	S	+1.23	25.46%	S	B	S
東海	A	+288	2,785	A	+0.61	94.98%	A	+0.66	31.54%	A	C	S
近畿	A	+432	4,039	A	+0.57	96.78%	A	+0.85	32.99%	A	C	S
中国	S	+338	1,493	S	+4.14	87.55%	S	+2.81	22.43%	S	B	S
四国	S	+201	706	S	+4.33	88.43%	S	+3.17	21.01%	S	B	S
九州	S	+547	2,023	S	+4.24	86.60%	S	+3.98	23.71%	S	B	S
沖縄	A	+28	295	A	+0.14	98.86%	S	+1.76	61.49%	S	B	S

2GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を3G、4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は91.31%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。4G+5Gの全国の人口カバー率は98.37%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。4G+5Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【3G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入	総合的な
	評価	計画値差（※1）	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値	（※2）	状況(※3)	評価(※4)
全国	-	-	37,392	A	91.31%	-	-	28.42%	-	-	A
北海道	-	-	2,013	S	96.75%	-	-	19.54%	-	-	S
東北	-	-	1,860	B	75.91%	-	-	16.93%	-	-	B
関東	-	-	10,414	A	91.66%	-	-	47.90%	-	-	A
信越	-	-	1,235	B	79.10%	-	-	21.89%	-	-	B
北陸	-	-	1,591	S	96.17%	-	-	33.87%	-	-	S
東海	-	-	4,462	A	94.12%	-	-	32.70%	-	-	A
近畿	-	-	6,644	S	97.61%	-	-	37.01%	-	-	S
中国	-	-	3,057	A	94.42%	-	-	36.69%	-	-	A
四国	-	-	1,528	A	93.53%	-	-	38.01%	-	-	A
九州	-	-	4,110	B	85.40%	-	-	32.06%	-	-	B
沖縄	-	-	478	A	91.07%	-	-	45.54%	-	-	A

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入	総合的な
	評価	計画値差（※1）	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値		状況	評価
全国	-	-	53,251	S	98.37%	S	117.29%	36.15%	B	A	S
北海道	-	-	3,148	S	98.84%	S	147.80%	24.52%	B	S	S
東北	-	-	4,724	S	95.91%	S	110.91%	28.98%	B	B	S
関東	-	-	15,460	S	99.37%	A	109.95%	62.88%	B	A	S
信越	-	-	2,595	S	97.86%	S	121.84%	35.20%	B	B	S
北陸	-	-	1,843	S	97.34%	S	113.15%	35.03%	B	B	S
東海	-	-	6,498	S	99.30%	S	117.56%	51.34%	B	B	S
近畿	-	-	6,921	S	98.92%	A	106.06%	40.80%	B	B	S
中国	-	-	3,196	S	95.43%	S	128.35%	37.17%	B	B	S
四国	-	-	2,260	S	98.03%	S	148.92%	46.12%	B	B	S
九州	-	-	5,958	S	96.39%	A	105.88%	38.17%	B	B	S
沖縄	-	-	648	S	99.28%	A	92.67%	52.58%	B	B	S

※1　基地局数については、計画値はない。※2　事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※3　技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。※4　人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価 【3G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な	通信量	技術導入
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	（※1）	状況(※2)
全国	A	+860	37,392	S	+1.10	91.31%	A	+0.94	28.42%	S	-	-
北海道	A	+5	2,013	A	±0.00	96.75%	A	±0.00	19.54%	A	-	-
東北	S	+509	1,860	S	+11.86	75.91%	S	+3.32	16.93%	S	-	-
関東	A	-14	10,414	A	+0.29	91.66%	A	+0.40	47.90%	A	-	-
信越	A	+7	1,235	A	+0.11	79.10%	A	+0.10	21.89%	A	-	-
北陸	A	-14	1,591	A	-0.01	96.17%	A	-0.01	33.87%	A	-	-
東海	A	-8	4,462	A	-0.01	94.12%	A	±0.00	32.70%	A	-	-
近畿	A	+42	6,644	A	+0.04	97.61%	A	+0.11	37.01%	A	-	-
中国	A	+112	3,057	A	+0.62	94.42%	S	+1.65	36.69%	S	-	-
四国	A	+36	1,528	A	+0.46	93.53%	S	+1.29	38.01%	S	-	-
九州	A	+160	4,110	S	+1.29	85.40%	A	+0.86	32.06%	S	-	-
沖縄	A	+25	478	A	-0.38	91.07%	A	-0.70	45.54%	A	-	-

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な	通信量	技術導入
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価		状況
全国	A	+544	53,251	A	-0.07	98.37%	A	+0.02	36.15%	A	B	S
北海道	A	+23	3,148	A	+0.01	98.84%	A	+0.04	24.52%	A	B	S
東北	A	+40	4,724	A	+0.02	95.91%	A	+0.03	28.98%	A	B	A
関東	A	+130	15,460	A	-0.25	99.37%	A	-0.10	62.88%	A	B	S
信越	A	+12	2,595	A	±0.00	97.86%	A	+0.01	35.20%	A	B	A
北陸	A	+19	1,843	A	-0.08	97.34%	A	-0.58	35.03%	A	B	A
東海	A	+43	6,498	A	±0.00	99.30%	A	±0.00	51.34%	A	B	A
近畿	A	+52	6,921	A	+0.01	98.92%	A	+0.08	40.80%	A	B	A
中国	A	+57	3,196	A	+0.08	95.43%	A	+0.14	37.17%	A	B	A
四国	A	+39	2,260	A	+0.08	98.03%	A	+0.47	46.12%	A	B	A
九州	A	+118	5,958	A	±0.00	96.39%	A	±0.00	38.17%	A	B	A
沖縄	A	+11	648	A	±0.00	99.28%	A	±0.00	52.58%	A	B	A

※1　事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※2　技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。
（注）事業者は3Gから4G・5Gへマイグレーションを実施している。【3G】の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率の実績値は、3G帯域(2145～2150MHz)と同一帯域を利用する4G・5Gとの合算値により評価を実施。4G・5Gの通信量及び技術導入状況の実績値は、3G帯域とそれ以外の帯域で分割できないため、【4G＋5G】において評価を実施。

2GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数を4Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、4G（2115～2130MHz）の全国の人口カバー率は95.66%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。しかしながら、２地域（北海道・四国）の面積カバー率が他社に比べて特に低く、同社によれば、当該周波数帯は4Gキャパシティ確保や品質向上、5G(NSA)を支えるアンカーバンドとして活用しており、今後は需要に応じて展開する方針としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、4G（2115～2130MHz）の全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。しかしながら、１地域（関東）の基地局数が前年度実績値を下回っており、同社によれば、トラヒック収容やエリアカバーに対する寄与度が小さい基地局を整理し、他周波数帯を含めたエリア最適化を実施したことによるものとしている。人口カバー率及び面積カバー率は前年度と同等水準を維持しているが、割り当てられた周波数の最大限の活用のため、これらのカバー率を維持・拡大するために必要な基地局数は今後も維持すべきである。また、全国及び９地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、衛星ダイレクト通信の導入により地上系の帯域幅を5MHz縮小して運用しているため、収容できるトラヒックが減少し、収容しきれないトラヒックは他の周波数に分散させたことが要因としている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。
- なお、地上系と衛星系が共用する周波数帯（2110～2115MHz）については、衛星ダイレクト通信の導入を踏まえた今後の評価の在り方の検討のために調査を行ったものであり、評価は行っていない。

1 実績評価 【4G（2115～2130MHz）】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入	総合的な
	評価	計画値差（※1）	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値	（※2）	状況(※2)	評価
全国	-	-	38,342	S	95.66%	B	81.64%	25.16%	B	B	S
北海道	-	-	1,409	A	92.47%	C	67.57%	11.21%	B	B	A
東北	-	-	2,580	A	90.59%	B	87.45%	22.85%	B	B	A
関東	-	-	12,730	S	98.58%	B	89.75%	51.33%	B	B	S
信越	-	-	1,113	A	91.98%	B	85.12%	24.59%	B	B	A
北陸	-	-	956	A	93.04%	B	78.52%	24.31%	B	B	A
東海	-	-	5,187	S	96.78%	B	78.25%	34.17%	B	B	S
近畿	-	-	6,936	S	97.82%	B	85.52%	32.90%	B	B	S
中国	-	-	1,941	B	88.64%	B	73.00%	21.14%	B	B	B
四国	-	-	1,205	A	91.09%	C	66.10%	20.47%	B	B	A
九州	-	-	3,713	A	92.00%	B	80.80%	29.13%	B	B	A
沖縄	-	-	572	S	98.86%	A	99.96%	56.72%	B	B	S

※１　基地局数については、計画値はない。※２　通信量及び技術導入状況は、周波数ごとの測定や分離が困難であるため、地上系の4G周波数帯（2110～2130MHz）全体を、【4G（2115～2130MHz）】において評価を実施している。

2 進捗評価 【4G（2115～2130MHz）】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な	通信量	技術導入
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	（※）	状況(※)
全国	A	-1996	38,342	A	+0.03	95.66%	A	+0.04	25.16%	A	C	A
北海道	A	-8	1,409	A	+0.02	92.47%	A	+0.03	11.21%	A	C	A
東北	A	-1	2,580	A	±0.00	90.59%	A	±0.00	22.85%	A	C	A
関東	C	-1892	12,730	A	+0.01	98.58%	A	-0.02	51.33%	C	B	B
信越	A	-3	1,113	A	+0.07	91.98%	A	+0.01	24.59%	A	C	A
北陸	A	-9	956	A	+0.01	93.04%	A	±0.00	24.31%	A	C	A
東海	A	-67	5,187	A	±0.00	96.78%	A	+0.02	34.17%	A	C	A
近畿	A	-1	6,936	A	+0.01	97.82%	A	+0.01	32.90%	A	B	A
中国	A	-7	1,941	A	+0.01	88.64%	A	+0.01	21.14%	A	C	A
四国	A	-1	1,205	A	-0.05	91.09%	A	-0.05	20.47%	A	C	A
九州	A	-19	3,713	A	+0.02	92.00%	A	-0.04	29.13%	A	C	A
沖縄	A	+12	572	A	±0.00	98.86%	A	±0.00	56.72%	A	C	A

※　通信量及び技術導入状況は、周波数ごとの測定や分離が困難であるため、地上系の4G周波数帯（2110～2130MHz）全体を、【4G（2115～2130MHz）】において評価を実施している。

2GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、３Ｇからの移行計画に係る周波数帯の全国の人口カバー率は96.99%と非常に高く、計画値を非常に大きく上回っており、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。移行計画に係らない周波数帯の全国の人口カバー率は97.04%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、移行計画に係る周波数帯は前年度の実績値がないことから、評価を行っていない。前年度に比べ、移行計画に係らない周波数帯の全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(2165～2170MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			通信量（※1）	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+10,274	44,274	S	+7.87	96.99%	S	+5.90	30.94%	-	-	S
北海道	S	+298	1,699	A	+4.85	92.98%	A	+3.20	13.79%	-	-	A
東北	S	+658	2,281	A	+21.43	92.34%	S	+7.16	26.46%	-	-	A
関東	S	+3,860	14,416	S	+2.40	99.19%	A	+3.30	57.17%	-	-	S
信越	S	+413	1,593	A	+15.21	93.91%	A	+4.81	26.52%	-	-	A
北陸	S	+229	1,121	S	+18.03	96.67%	S	+8.84	33.29%	-	-	S
東海	S	+1,248	6,210	S	+6.55	98.80%	S	+7.87	45.36%	-	-	S
近畿	S	+2,074	8,823	S	+4.64	98.61%	S	+6.07	41.68%	-	-	S
中国	S	+634	2,707	A	+9.48	91.04%	S	+6.13	28.38%	-	-	A
四国	S	+258	1,231	A	+11.02	92.21%	S	+5.57	26.20%	-	-	A
九州	S	+572	3,890	S	+17.11	95.09%	S	+9.80	40.52%	-	-	S
沖縄	A	+30	303	S	+25.14	98.29%	S	+13.74	60.93%	-	-	S

【4G+5G】移行計画に係らない周波数帯(2150～2165MHz)

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量（※1）	技術導入状況(※1)	総合的な評価
	評価	計画値差（※2）	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	41,188	S	97.04%	A	101.04%	31.14%	B	A	S
北海道	-	-	1,716	A	93.14%	B	84.57%	14.03%	B	B	A
東北	-	-	2,429	A	92.39%	A	101.68%	26.57%	B	A	A
関東	-	-	11,967	S	99.22%	A	100.30%	57.36%	B	A	S
信越	-	-	1,460	A	94.02%	A	93.01%	26.87%	B	B	A
北陸	-	-	1,221	S	96.77%	A	108.33%	33.54%	B	B	S
東海	-	-	5,983	S	98.81%	A	104.19%	45.50%	B	B	S
近畿	-	-	7,880	S	98.61%	A	108.45%	41.72%	B	A	S
中国	-	-	2,587	A	91.10%	A	98.65%	28.57%	B	B	A
四国	-	-	1,219	A	92.22%	B	84.95%	26.31%	B	A	A
九州	-	-	4,329	S	95.32%	S	113.34%	40.86%	B	A	S
沖縄	-	-	397	S	98.29%	A	107.38%	60.93%	B	B	S

※１　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。　※２　基地局数については、計画値はない。

2 進捗評価

【4G】移行計画に係る周波数帯(2165～2170MHz)

	基地局数(※1)			人口カバー率(※1)			面積カバー率(※1)			総合的な評価(※1)	通信量（※2）	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	-	-	44,274	-	-	96.99%	-	-	30.94%	-	-	-
北海道	-	-	1,699	-	-	92.98%	-	-	13.79%	-	-	-
東北	-	-	2,281	-	-	92.34%	-	-	26.46%	-	-	-
関東	-	-	14,416	-	-	99.19%	-	-	57.17%	-	-	-
信越	-	-	1,593	-	-	93.91%	-	-	26.52%	-	-	-
北陸	-	-	1,121	-	-	96.67%	-	-	33.29%	-	-	-
東海	-	-	6,210	-	-	98.80%	-	-	45.36%	-	-	-
近畿	-	-	8,823	-	-	98.61%	-	-	41.68%	-	-	-
中国	-	-	2,707	-	-	91.04%	-	-	28.38%	-	-	-
四国	-	-	1,231	-	-	92.21%	-	-	26.20%	-	-	-
九州	-	-	3,890	-	-	95.09%	-	-	40.52%	-	-	-
沖縄	-	-	303	-	-	98.29%	-	-	60.93%	-	-	-

【4G+5G】移行計画に係らない周波数帯(2150～2165MHz)

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量（※2）	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+1,326	41,188	A	+0.60	97.04%	S	+2.12	31.14%	S	B	S
北海道	A	+111	1,716	S	+1.08	93.14%	S	+2.44	14.03%	S	B	S
東北	A	+125	2,429	S	+1.41	92.39%	S	+1.45	26.57%	S	B	A
関東	A	+228	11,967	A	+0.13	99.22%	S	+1.03	57.36%	S	B	S
信越	A	+44	1,460	S	+1.28	94.02%	S	+1.75	26.87%	S	B	A
北陸	A	+53	1,221	A	+0.83	96.77%	S	+1.87	33.54%	S	B	A
東海	A	+142	5,983	A	+0.31	98.81%	S	+2.50	45.50%	S	B	A
近畿	A	+252	7,880	A	+0.25	98.61%	S	+1.54	41.72%	S	B	S
中国	A	+169	2,587	S	+2.22	91.10%	S	+3.49	28.57%	S	B	S
四国	A	+57	1,219	S	+1.71	92.22%	S	+2.48	26.31%	S	B	S
九州	A	+122	4,329	A	+0.90	95.32%	S	+2.66	40.86%	S	B	A
沖縄	A	+23	397	A	+0.60	98.29%	S	+3.26	60.93%	S	B	A

※１　前年度の実績値がないことから、基地局数、人口カバー率、面積カバー率及び総合的な評価の評価は実施していない。※２　通信量及び技術導入の分離が困難なため、移行計画に係らない周波数帯と合算して移行計画に係らない周波数帯において評価を実施。

3.5GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は78.84%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、1地域（九州）の人口カバー率は60%台と低く、3地域（北海道・九州・沖縄）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、人口カバー率は九州の地域特性として島嶼部が多く基地局設置の難易度が高いこと、また、面積カバー率が他社と比べて特に低い要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+8,552	26,138	B	78.84%	B	88.32%	11.64%	B	B	B
北海道	B	+456	992	B	76.77%	C	59.17%	2.71%	B	B	B
東北	B	+611	1,629	B	79.18%	A	95.57%	12.51%	B	B	B
関東	B	+2,480	10,111	B	76.38%	A	99.67%	21.40%	B	B	B
信越	B	+161	788	B	80.55%	A	105.20%	16.19%	B	B	B
北陸	B	+242	701	B	85.30%	A	97.87%	18.80%	B	B	B
東海	B	+1,080	2,654	B	83.63%	A	96.20%	18.23%	B	B	B
近畿	B	+1,900	4,740	B	88.41%	A	94.90%	16.18%	B	B	B
中国	B	+296	1,227	B	75.55%	B	85.77%	11.69%	B	B	B
四国	B	+342	872	B	80.38%	A	99.92%	12.29%	B	B	B
九州	B	+876	2,200	C	67.46%	C	59.07%	8.73%	B	B	C
沖縄	B	+108	224	B	70.01%	C	42.10%	9.73%	B	B	B

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+49	26,138	A	-0.71	78.84%	A	-0.02	11.64%	A	B	A
北海道	A	+4	992	A	+0.31	76.77%	A	+0.04	2.71%	A	B	A
東北	A	+1	1,629	A	±0.00	79.18%	A	+0.01	12.51%	A	B	A
関東	A	-43	10,111	B	-2.49	76.38%	A	-1.00	21.40%	B	B	A
信越	A	+32	788	S	+1.41	80.55%	A	+0.54	16.19%	S	B	A
北陸	A	±0	701	A	-0.56	85.30%	A	-0.51	18.80%	A	B	A
東海	A	+12	2,654	A	+0.02	83.63%	A	+0.02	18.23%	A	B	A
近畿	A	+20	4,740	A	+0.32	88.41%	A	+0.36	16.18%	A	B	A
中国	A	+6	1,227	A	+0.31	75.55%	A	+0.12	11.69%	A	B	A
四国	A	±0	872	A	+0.15	80.38%	A	+0.02	12.29%	A	B	A
九州	A	+9	2,200	A	+0.17	67.46%	A	+0.07	8.73%	A	B	A
沖縄	A	+8	224	S	+2.12	70.01%	S	+1.06	9.73%	S	B	A

3.5GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は82.44%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+10,012	26,985	B	82.44%	S	121.93%	16.07%	B	A	B
北海道	B	+696	1,173	B	75.88%	B	84.28%	3.86%	B	S	B
東北	B	+1,010	2,172	B	82.69%	S	132.54%	17.35%	B	S	B
関東	B	+1,538	8,688	B	80.87%	A	98.65%	21.18%	B	S	B
信越	B	+482	915	B	80.11%	S	117.22%	18.04%	B	S	B
北陸	B	+410	753	B	87.26%	S	114.21%	21.94%	B	S	B
東海	B	+1,072	2,554	B	83.16%	S	111.66%	21.16%	B	S	B
近畿	B	+1,151	4,190	B	87.19%	S	111.44%	19.00%	B	S	B
中国	B	+1,075	2,110	B	78.06%	S	152.16%	20.74%	B	S	B
四国	B	+443	885	B	78.53%	S	132.28%	16.27%	B	S	B
九州	B	+1,833	3,155	B	83.62%	S	153.99%	22.76%	B	S	B
沖縄	B	+302	390	S	96.08%	S	174.56%	40.34%	B	B	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+2,695	26,985	A	+0.42	82.44%	A	+0.23	16.07%	A	B	S
北海道	S	+184	1,173	A	+0.54	75.88%	A	+0.05	3.86%	S	B	S
東北	S	+344	2,172	A	+0.01	82.69%	A	+0.14	17.35%	S	B	S
関東	A	+385	8,688	A	+0.42	80.87%	A	+0.24	21.18%	A	B	S
信越	S	+154	915	A	+0.11	80.11%	A	+0.28	18.04%	S	B	S
北陸	S	+118	753	A	+0.27	87.26%	A	+0.07	21.94%	S	B	S
東海	A	+4	2,554	A	+0.41	83.16%	A	+0.18	21.16%	A	B	S
近畿	A	+362	4,190	A	+0.78	87.19%	A	+0.36	19.00%	A	B	S
中国	S	+282	2,110	A	+0.25	78.06%	A	+0.30	20.74%	S	B	S
四国	S	+144	885	A	+0.59	78.53%	A	+0.55	16.27%	S	B	S
九州	S	+638	3,155	A	+0.31	83.62%	A	+0.49	22.76%	S	B	S
沖縄	S	+80	390	A	+0.15	96.08%	A	+0.37	40.34%	S	B	S

3.5GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は78.39%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、３地域（中国・四国・沖縄）の人口カバー率は60%台と低く、２地域（中国・四国）の面積カバー率は他社と比べて特に低い。同社によれば、当該帯域はNR化により、3.4GHz帯と組み合わせた80MHz幅で利用可能となる環境を整備しており、基地局数、人口・面積カバー率についても将来的には3.4GHz帯と同水準となる想定としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、NR化を進めており、4G通信を他バンドへオフロードする調整を実施したこと等が要因であり、今後はNR化の進展とともに5Gトラヒックが増えていくものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+13,671	36,702	B	78.39%	B	89.83%	11.84%	B	S	B
北海道	B	+891	1,710	B	84.04%	S	156.77%	7.18%	B	S	B
東北	B	+1,043	2,635	B	71.32%	B	71.96%	9.42%	B	S	B
関東	B	+4,272	13,068	B	82.36%	A	101.72%	21.84%	B	S	B
信越	B	+568	1,337	B	74.38%	B	77.65%	11.95%	B	S	B
北陸	B	+614	1,157	B	82.50%	B	87.98%	16.90%	B	S	B
東海	B	+2,136	4,475	B	81.38%	A	92.08%	17.45%	B	S	B
近畿	B	+2,530	6,402	B	82.27%	A	93.61%	15.96%	B	S	B
中国	B	+440	1,677	C	63.94%	C	62.14%	8.47%	B	S	C
四国	B	+190	844	C	68.58%	C	67.89%	8.35%	B	S	C
九州	B	+882	3,088	B	70.14%	B	87.01%	12.86%	B	S	B
沖縄	B	+105	309	C	66.41%	B	83.30%	19.25%	B	S	C

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	S	+4,735	36,702	S	+6.23	78.39%	S	+1.85	11.84%	S	C	S
北海道	S	+280	1,710	S	+4.86	84.04%	A	+0.37	7.18%	S	C	S
東北	S	+290	2,635	S	+1.79	71.32%	A	+0.61	9.42%	S	C	S
関東	S	+1,991	13,068	S	+7.95	82.36%	S	+3.88	21.84%	S	C	S
信越	A	-59	1,337	S	+1.69	74.38%	A	+0.49	11.95%	S	C	S
北陸	S	+194	1,157	S	+5.04	82.50%	S	+1.75	16.90%	S	C	S
東海	S	+558	4,475	S	+2.94	81.38%	A	+0.69	17.45%	S	C	S
近畿	S	+696	6,402	S	+7.05	82.27%	S	+2.80	15.96%	S	C	S
中国	A	+158	1,677	S	+3.65	63.94%	S	+1.87	8.47%	S	C	S
四国	S	+136	844	S	+7.01	68.58%	S	+1.61	8.35%	S	C	S
九州	S	+465	3,088	S	+9.65	70.14%	S	+6.21	12.86%	S	C	S
沖縄	A	+26	309	S	+4.34	66.41%	S	+6.34	19.25%	S	C	S

3.7GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は97.69%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+4,467	12,468	S	97.69%	B	S	S
北海道	B	+225	1,166	S	97.36%	B	S	S
東北	B	+360	1,140	S	99.06%	B	S	S
関東	B	+125	2,449	S	98.05%	B	S	S
信越	B	+492	841	S	98.20%	B	S	S
北陸	B	+270	430	S	95.45%	B	S	S
東海	B	+257	856	S	99.38%	B	S	S
近畿	B	+394	1,848	S	99.34%	B	S	S
中国	B	+695	1,086	S	98.70%	B	S	S
四国	B	+568	821	S	95.22%	B	S	S
九州	B	+1,073	1,741	S	96.05%	B	S	S
沖縄	B	+8	90	A	92.31%	B	S	A

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,531	12,468	A	+3.87	27.76%	B	+0.73	6.76%	A	A	+0.42	97.69%	B	S
北海道	S	+140	1,166	A	+3.01	21.62%	B	+0.21	1.12%	A	A	+0.84	97.36%	B	S
東北	A	+137	1,140	A	+1.71	31.97%	B	+0.20	4.22%	A	A	+0.01	99.06%	B	S
関東	B	+122	2,449	B	+0.69	3.03%	B	+0.47	3.31%	B	A	+0.51	98.05%	B	S
信越	S	+118	841	A	+4.18	70.90%	A	+1.61	15.41%	S	A	-0.31	98.20%	B	S
北陸	A	+35	430	A	+3.76	67.17%	A	+1.26	12.68%	A	A	±0.00	95.45%	B	A
東海	A	+178	856	S	+6.78	9.92%	A	+1.58	3.47%	S	A	±0.00	99.38%	B	S
近畿	A	+394	1,848	S	+12.04	43.70%	A	+1.68	10.50%	S	A	+0.67	99.34%	B	S
中国	A	+154	1,086	A	+4.11	61.75%	A	+1.18	12.44%	A	A	±0.00	98.70%	B	S
四国	A	+73	821	A	+1.26	69.65%	B	+0.44	11.38%	A	A	±0.00	95.22%	B	A
九州	A	+177	1,741	A	+1.12	56.35%	B	+0.78	12.35%	A	A	+0.74	96.05%	B	S
沖縄	B	+3	90	B	+0.12	6.05%	A	+1.80	10.91%	A	S	+3.30	92.31%	B	S

3.7GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は93.93%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、衛星地球局との共用調整が要因であり、地球局へ影響を与えないよう、ユーザー体感品質を踏まえた上で展開を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+1,334	31,441	A	93.93%	B	A	A
北海道	B	+66	1,859	A	91.86%	B	S	A
東北	B	+394	2,437	S	98.79%	B	S	S
関東	B	±0	10,756	S	96.83%	B	S	S
信越	B	+226	1,102	S	97.12%	B	S	S
北陸	B	+30	681	A	94.16%	B	S	A
東海	B	+10	3,230	S	99.07%	B	S	S
近畿	B	+10	5,534	S	99.01%	B	S	S
中国	B	+72	1,796	S	96.35%	B	S	S
四国	B	+92	933	A	93.63%	B	S	A
九州	B	+163	2,787	B	86.84%	B	S	B
沖縄	B	+271	326	C	54.95%	B	B	C

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,148	31,441	A	+2.22	54.73%	B	+0.13	7.22%	A	A	+0.02	93.93%	B	S
北海道	A	+66	1,859	B	+0.53	77.32%	B	±0.00	4.74%	A	A	±0.00	91.86%	B	S
東北	S	+394	2,437	B	+0.02	53.91%	B	±0.00	5.55%	A	A	±0.00	98.79%	B	S
関東	B	±0	10,756	S	+5.93	41.33%	A	+1.22	5.98%	A	A	±0.00	96.83%	B	S
信越	S	+226	1,102	B	+0.09	52.17%	B	+0.01	7.47%	A	A	±0.00	97.12%	B	S
北陸	A	+30	681	B	+0.13	58.36%	B	+0.03	8.25%	A	A	±0.00	94.16%	B	S
東海	B	+10	3,230	B	+0.04	45.67%	B	+0.01	7.91%	B	A	±0.00	99.07%	B	S
近畿	B	+10	5,534	B	+0.04	72.19%	B	+0.01	8.97%	B	A	±0.00	99.01%	B	S
中国	A	+72	1,796	B	±0.00	65.34%	B	+0.01	9.78%	A	A	±0.00	96.35%	B	S
四国	A	+70	933	B	+0.10	70.24%	B	±0.00	9.81%	A	A	±0.00	93.63%	B	S
九州	A	+163	2,787	B	±0.00	65.79%	B	±0.00	11.01%	A	A	±0.00	86.84%	B	S
沖縄	S	+107	326	S	+7.28	45.37%	A	+1.19	11.70%	S	S	+1.10	54.95%	B	S

3.7GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は66.25%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、５地域（北海道・東北・四国・九州・沖縄）の基盤展開率は50～60%台と低く、同社によれば、効率的にトラヒックを処理するため、局密度を高める整備を優先しており、大きなトラヒック需要が発生した場合は伝送路をアップグレードすることで基盤展開率が拡大していくとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加しているものの、面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。また、１地域（信越）の人口カバー率及び６地域（北海道・信越・北陸・近畿・中国・四国）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、ユーザー体感（通信品質）を重視した調整を行った結果、一時的なカバレッジ減少が発生したものと考えられ、今後も衛星干渉の状況やトラヒックの増大も考慮しつつ、需要に合わせて適切なタイミングで積極的に展開するとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+4,677	12,032	C	66.25%	B	S	C
北海道	B	+586	1,205	C	52.26%	B	S	C
東北	B	+724	1,534	C	68.60%	B	S	C
関東	B	+857	1,624	B	81.46%	B	S	B
信越	B	+116	516	B	71.94%	B	S	B
北陸	B	+217	549	B	70.13%	B	S	B
東海	B	+356	1,200	B	78.26%	B	S	B
近畿	B	+800	1,749	B	81.46%	B	S	B
中国	B	+431	1,244	B	72.40%	B	S	B
四国	B	+192	624	C	55.78%	B	S	C
九州	B	+382	1,718	C	59.05%	B	S	C
沖縄	B	+16	69	C	52.75%	B	S	C

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,942	12,032	S	+6.32	49.59%	C	-0.12	11.89%	C	A	+0.87	66.25%	B	S
北海道	S	+192	1,205	S	+7.18	80.97%	C	-0.52	10.57%	C	A	+0.88	52.26%	B	S
東北	S	+214	1,534	A	+1.96	66.26%	B	+0.06	12.01%	A	S	+1.21	68.60%	B	S
関東	A	+381	1,624	S	+8.24	26.79%	B	+0.28	9.92%	A	A	+0.24	81.46%	B	S
信越	A	+36	516	C	-0.36	61.93%	C	-1.03	11.50%	C	A	+0.36	71.94%	B	A
北陸	A	+52	549	A	+1.39	77.01%	C	-0.37	17.38%	C	S	+1.95	70.13%	B	S
東海	A	+160	1,200	S	+5.80	43.50%	B	+0.37	11.82%	A	A	+0.62	78.26%	B	S
近畿	A	+401	1,749	S	+10.29	64.80%	C	-0.09	15.36%	C	A	+0.33	81.46%	B	S
中国	S	+175	1,244	B	+0.23	62.07%	C	-0.64	9.96%	C	S	+2.09	72.40%	B	S
四国	S	+100	624	A	+2.28	71.47%	C	-0.07	10.94%	C	S	+1.20	55.78%	B	S
九州	A	+225	1,718	A	+4.91	68.05%	B	+0.51	14.34%	A	A	+0.50	59.05%	B	S
沖縄	B	+6	69	A	+2.23	11.50%	A	+4.68	16.16%	A	A	±0.00	52.75%	B	S

3.7GHz帯 楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は56.84%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「C」評価）。また、全ての地域の基盤展開率も50～60%台と低く、同社によれば、既存基地局の出力調整によるエリア拡大にも注力しており、ユーザーの体感を上げることを最優先し、需要に応じて都市部等の高トラヒックエリアなどを中心に敷設を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、４地域（信越・北陸・四国・九州）の人口カバー率及び５地域（北海道・信越・北陸・四国・九州）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、基地局近傍でより5Gならではのユーザー体感を実現できるよう調整を行った結果、人口カバー率や面積カバー率が減少したと考えられ、今後も高トラヒックエリアなどを中心に、引き続き基地局の敷設や調整を進めるとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+1,933	17,720	C	56.84%	B	B	C
北海道	B	+140	958	C	51.60%	B	B	C
東北	B	+76	898	C	57.14%	B	B	C
関東	B	+503	7,517	C	60.49%	B	B	C
信越	B	+81	419	C	55.40%	B	B	C
北陸	B	+49	274	C	58.44%	B	B	C
東海	B	+213	1,910	C	61.80%	B	B	C
近畿	B	+423	2,828	C	59.60%	B	B	C
中国	B	+132	698	C	59.38%	B	B	C
四国	B	+93	449	C	57.77%	B	B	C
九州	B	+186	1,514	C	56.74%	B	B	C
沖縄	B	+37	255	C	52.75%	B	B	C

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	B	+637	17,720	S	+10.49	61.08%	B	+0.82	8.16%	A	A	-0.73	56.84%	B	A
北海道	B	+4	958	A	+2.27	56.90%	C	-0.17	5.17%	C	A	-0.11	51.60%	B	A
東北	B	+4	898	A	+3.44	35.93%	B	+0.35	6.22%	A	A	-0.27	57.14%	B	A
関東	B	+178	7,517	S	+22.95	73.62%	S	+6.27	15.93%	S	B	-2.44	60.49%	B	A
信越	B	+16	419	C	-1.42	33.97%	C	-0.58	6.79%	C	A	±0.00	55.40%	B	A
北陸	B	+13	274	C	-0.52	32.03%	C	-0.13	8.42%	C	A	+0.27	58.44%	B	A
東海	B	+81	1,910	S	+11.26	63.45%	A	+2.54	13.05%	A	B	-1.55	61.80%	B	A
近畿	A	+236	2,828	A	+4.31	81.10%	A	+1.01	15.61%	A	A	-0.66	59.60%	B	A
中国	B	+13	698	B	+0.47	31.34%	B	±0.00	4.32%	B	A	-0.78	59.38%	B	A
四国	B	+6	449	C	-1.88	32.50%	C	-0.46	5.10%	C	A	-0.80	57.77%	B	A
九州	B	+73	1,514	C	-0.52	45.21%	C	-0.18	7.67%	C	B	-1.32	56.74%	B	A
沖縄	A	+13	255	S	+15.25	32.92%	A	+4.60	15.01%	S	A	±0.00	52.75%	B	A

4.0GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は93.55%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、衛星地球局との共用調整が要因であり、地球局へ影響を与えないよう、ユーザー体感品質を踏まえた上で展開を進めていく方針としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開率やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、４地域（北海道・東北・北陸・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、現在4.0GHz帯はトラヒックが高い場所にスポット的に展開している状況であり、今後の4.0GHz帯エリアの広がりとともに、トラヒックも増加していく方向性になるものと想定するとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数がそれぞれ最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。なお、4.0GHz帯のカバー率が3.7GHz帯に比べ低い点については、周波数利用方針及び衛星との干渉により制限が生じるためとのことであるが、Sub6 2波に対応したMassive MIMOの導入等によりエリア展開に取り組むとのことである。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+1,264	5,424	A	93.55%	B	A	A
北海道	B	+38	873	A	91.86%	B	S	A
東北	B	+76	806	S	98.38%	B	A	S
関東	B	+569	961	S	96.83%	B	A	S
信越	B	+51	324	S	96.76%	B	S	S
北陸	B	+24	170	A	94.16%	B	A	A
東海	B	+90	412	S	98.14%	B	S	S
近畿	B	+108	395	S	98.01%	B	S	S
中国	B	+45	415	S	96.09%	B	S	S
四国	B	+12	246	A	93.63%	B	S	A
九州	B	+62	587	B	86.18%	B	S	B
沖縄	B	+189	235	C	52.75%	B	B	C

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	B	+525	5,424	A	+1.03	2.77%	B	+0.12	0.41%	A	A	±0.00	93.55%	B	S
北海道	B	±0	873	A	+1.06	3.96%	B	+0.07	0.26%	A	A	±0.00	91.86%	C	S
東北	B	+6	806	A	+1.40	3.48%	B	+0.14	0.45%	A	A	±0.00	98.38%	C	S
関東	B	+287	961	A	+1.61	3.04%	B	+0.19	0.37%	A	A	±0.00	96.83%	B	S
信越	B	+24	324	B	+0.22	1.36%	B	+0.04	0.31%	B	A	±0.00	96.76%	B	S
北陸	B	±0	170	A	+1.25	2.93%	B	+0.16	0.55%	A	A	±0.00	94.16%	C	S
東海	B	+50	412	B	+0.34	0.91%	B	+0.08	0.26%	B	A	±0.00	98.14%	B	S
近畿	B	+71	395	B	+0.29	0.81%	B	+0.08	0.20%	B	A	±0.00	98.01%	B	S
中国	B	+25	415	B	+0.92	2.97%	B	+0.14	0.40%	B	A	±0.00	96.09%	B	S
四国	B	+1	246	B	+0.79	2.66%	B	+0.10	0.31%	B	A	±0.00	93.63%	B	S
九州	B	+26	587	A	+1.11	2.56%	B	+0.18	0.50%	A	A	±0.00	86.18%	B	S
沖縄	A	+35	235	A	+1.02	37.67%	B	±0.00	8.49%	A	A	±0.00	52.75%	C	S

4.5GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は97.69%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は増加、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+8,100	13,101	S	97.69%	B	S	S
北海道	B	+416	1,297	S	97.36%	B	S	S
東北	B	+308	1,038	S	99.06%	B	S	S
関東	B	+4,097	4,877	S	98.05%	B	S	S
信越	B	+133	410	S	98.20%	B	S	S
北陸	B	+8	153	S	95.45%	B	S	S
東海	B	+1,161	1,533	S	99.38%	B	S	S
近畿	B	+1,285	1,809	S	99.34%	B	S	S
中国	B	+294	670	S	98.70%	B	S	S
四国	B	+7	245	S	95.22%	B	S	S
九州	B	+273	869	S	96.05%	B	S	S
沖縄	B	+118	200	A	92.31%	B	S	A

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,537	13,101	A	+3.77	48.46%	B	+0.59	7.50%	A	A	+0.42	97.69%	B	S
北海道	A	+78	1,297	A	+1.27	34.45%	B	+0.14	1.11%	A	A	+0.84	97.36%	B	S
東北	B	+44	1,038	B	+0.59	24.78%	B	+0.04	2.14%	B	A	+0.01	99.06%	B	A
関東	A	+985	4,877	S	+8.30	59.35%	A	+3.58	22.43%	S	A	+0.51	98.05%	B	S
信越	A	+61	410	A	+4.38	29.62%	A	+1.40	9.45%	A	A	-0.31	98.20%	B	S
北陸	B	+2	153	B	+0.41	27.30%	B	+0.05	7.19%	B	A	±0.00	95.45%	B	A
東海	B	+94	1,533	A	+1.66	61.42%	B	+0.26	14.18%	A	A	±0.00	99.38%	B	A
近畿	B	+130	1,809	A	+1.46	63.28%	B	+0.21	14.29%	A	A	+0.67	99.34%	B	S
中国	A	+62	670	A	+2.64	31.35%	B	+0.48	8.50%	A	A	±0.00	98.70%	B	S
四国	B	+1	245	B	±0.00	14.97%	B	±0.00	3.74%	B	A	±0.00	95.22%	B	A
九州	B	+61	869	B	+0.07	22.82%	B	+0.19	7.47%	B	A	+0.74	96.05%	B	S
沖縄	A	+19	200	B	+0.37	57.56%	A	+1.70	18.38%	A	S	+3.30	92.31%	B	S

28GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて大きく下回っており、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、４地域（関東・北陸・東海・近畿）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、基地局数が他社より特に少ない要因については、周波数帯平均は他社の数値を含めた値であり回答が難しい状況としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び９地域（東北・信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、伝搬距離が短いことやミリ波対応端末が少ないことから、他の周波数に比べ定常的な通信量が大幅に少なく、局所的な通信の変動による影響が大きいことが要因であり、今後、ミリ波活用の課題解決が進むにつれ、トラヒックが増加するものと想定するとしている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫やSA化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

1 実績評価【5G】

	基地局数				通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	C	54.98%	+330	5,331	B	S	C
北海道	A	100.11%	+38	919	B	S	A
東北	B	84.67%	+43	773	B	S	B
関東	C	25.65%	+12	792	B	S	C
信越	A	98.28%	+122	399	B	S	A
北陸	C	64.38%	+5	150	B	S	C
東海	C	44.90%	+33	405	B	S	C
近畿	C	40.99%	+40	564	B	S	C
中国	B	70.13%	+16	392	B	S	B
四国	B	74.09%	+5	243	B	S	B
九州	B	70.32%	+13	609	B	S	B
沖縄	B	78.70%	+3	85	B	S	B

2 進捗評価【5G】

	基地局数			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+187	5,331	C	S
北海道	A	+49	919	B	S
東北	B	+3	773	C	A
関東	B	+12	792	B	S
信越	A	+61	399	C	S
北陸	B	±0	150	C	S
東海	B	+8	405	C	A
近畿	B	+26	564	C	A
中国	B	±0	392	C	S
四国	B	±0	243	C	A
九州	B	+25	609	C	S
沖縄	B	+3	85	C	S

28GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「C」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、駅や観光地へのスポット対策を進めており、今後は、ミリ波中継器を活用しながら、スタジアムや空港等のトラヒックが集中するエリアに展開を進めていく方針としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「B」評価）。しかしながら、８地域（信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、駅や観光地へのスポット対策を進めており、今後は、ミリ波中継器を活用しながら、スタジアムや空港等のトラヒックが集中するエリアに展開を進めていく方針としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫やSA化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。 また、１地域（沖縄）の技術導入状況において2MIMO対応（2MIMO以上に対応。ただしMassiveMIMOを除く。）基地局数が前年度実績値を非常に大きく下回っており、同社によれば、今年から全てMassiveMIMOでの運用となったためとしている。沖縄においては、MIMO対応基地局数（2MIMO、4MIMO、8MIMO及びMassiveMIMO対応基地局数の総和）が前年度から減少している状況であり、今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

77

1 実績評価【5G】

	基地局数				通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	S	134.56%	+291	13,047	B	A	S
北海道	S	147.60%	±0	1,355	B	S	S
東北	S	153.01%	+16	1,397	B	S	S
関東	S	118.49%	+39	3,659	B	S	S
信越	S	144.09%	+24	585	B	S	S
北陸	S	163.09%	+2	380	B	S	S
東海	S	131.82%	+38	1,189	B	S	S
近畿	S	125.87%	+86	1,732	B	S	S
中国	S	157.60%	+40	881	B	S	S
四国	S	152.44%	+8	500	B	S	S
九州	S	150.35%	+26	1,302	B	S	S
沖縄	C	62.04%	+12	67	B	B	C

2 進捗評価【5G】

	基地局数			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+284	13,047	B	S
北海道	B	±0	1,355	B	S
東北	B	+16	1,397	B	S
関東	B	+39	3,659	B	S
信越	B	+24	585	C	S
北陸	B	+2	380	C	S
東海	B	+38	1,189	C	S
近畿	B	+86	1,732	C	S
中国	B	+40	881	C	S
四国	B	+8	500	C	S
九州	B	+26	1,302	C	S
沖縄	B	+5	67	C	C

28GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて低いが、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、４地域（北海道・関東・四国・九州）の基地局数は他社より特に少なく、同社によれば、スポットカバー・トラヒック対策を行う周波数帯として、高トラヒック地域を中心にミリ波を整備・展開するとともに、法人向けの産業用途等としても積極的に展開する予定としている。ミリ波は今後ますます増大すると考えられる通信トラヒックを処理するために重要な周波数帯であり、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、スタジアム、イベント会場、駅、繁華街など、人が密集しトラヒックが集中するエリア等を中心に、基地局の展開を積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、１地域（東北）の通信量は前年度実績値を下回っており、同社によれば、CPE（Customer Premises Equipment）を活用した屋内外での固定系アクセスの提供など、ミリ波の利活用範囲の拡大に取り組んでおり、また、法人向けの産業用途等としても積極的に展開する予定としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫やSA化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

78

1 実績評価【5G】

	基地局数				通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	B	70.26%	+2,957	6,812	B	A	B
北海道	C	67.21%	+141	617	B	S	C
東北	B	82.04%	+247	749	B	S	B
関東	C	51.81%	+653	1,600	B	S	C
信越	B	72.66%	+93	295	B	S	B
北陸	B	76.39%	+62	178	B	S	B
東海	B	70.40%	+322	635	B	S	B
近畿	A	104.87%	+1,017	1,443	B	A	A
中国	B	73.17%	+129	409	B	B	B
四国	C	67.38%	+79	221	B	B	C
九州	C	63.74%	+152	552	B	B	C
沖縄	A	104.63%	+62	113	B	B	A

2 進捗評価【5G】

	基地局数			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+405	6,812	B	S
北海道	A	+44	617	B	S
東北	B	+49	749	C	S
関東	B	+73	1,600	B	S
信越	B	+26	295	B	S
北陸	B	+21	178	B	S
東海	B	+31	635	B	S
近畿	B	+59	1,443	B	S
中国	B	+36	409	B	A
四国	B	+22	221	B	S
九州	B	+40	552	B	A
沖縄	B	+4	113	B	A

28GHz帯 楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績値が他社に比べて特に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、評価は「B」評価である（地域の評価は「B」評価）。しかしながら、４地域（北海道・東海・近畿・九州）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、カバーエリアが狭く、ユーザーがそのスポットを通り過ぎると他のバンドへトラヒックが流れること、また、ミリ波対応端末を保有するユーザーが非常に限定的であり、特定ユーザーの利用状況により大きく変動する点も要因としている。ミリ波帯は周波数特性やスポット的なエリア、また、対応端末の少なさから定常的なトラヒックが極めて少なく、前年度実績値からの減少が生じている。５Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活用は不可欠であり、エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫やSA化の促進、中継局の活用など多面的な取組により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の増加に向けた努力をすべきである。

1 実績評価【5G】

	基地局数				通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	S	140.18%	+5,644	13,592	B	B	S
北海道	B	84.97%	+310	780	B	B	B
東北	B	80.18%	+313	732	B	B	B
関東	S	204.05%	+1,882	6,301	B	B	S
信越	B	84.73%	+185	344	B	B	B
北陸	A	95.28%	+134	222	B	B	A
東海	S	152.99%	+732	1,380	B	B	S
近畿	S	128.13%	+786	1,763	B	B	S
中国	A	98.93%	+332	553	B	B	A
四国	A	106.40%	+205	349	B	B	A
九州	S	115.59%	+650	1,001	B	B	S
沖縄	S	154.63%	+115	167	B	B	S

2 進捗評価【5G】

	基地局数			通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+252	13,592	B	A
北海道	B	+4	780	C	A
東北	B	+2	732	B	A
関東	B	+113	6,301	B	A
信越	B	+8	344	B	A
北陸	B	+9	222	B	A
東海	B	+28	1,380	C	A
近畿	B	+33	1,763	C	A
中国	B	+6	553	B	A
四国	B	+6	349	B	A
九州	B	+39	1,001	C	A
沖縄	B	+4	167	B	A

2.5GHz帯（全国BWA）UQコミュニケーションズ 評価結果

- UQコミュニケーションズは、当該周波数帯を高度化BWA及び5Gに利用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は97.84%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、１地域（沖縄）の技術導入状況においてUL64QAM対応基地局数が前年度実績値を非常に大きく下回っており、同社によれば、メンテナンス作業のため、調査日時点においてUL64QAMの機能が一時的に制限されていたためとしている。

1 実績評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+1,377	40,037	S	97.84%	S	149.88%	38.73%	B	A	S
北海道	B	+28	1,179	S	95.52%	S	163.14%	14.03%	B	B	S
東北	B	+67	2,567	A	94.70%	S	157.55%	33.51%	B	B	A
関東	B	+391	18,097	S	99.62%	S	136.79%	69.08%	B	A	S
信越	B	+24	1,027	S	96.51%	S	158.77%	38.74%	B	B	S
北陸	B	+35	662	S	96.04%	S	136.89%	33.62%	B	B	S
東海	B	+126	3,695	S	98.28%	S	140.15%	47.93%	B	A	S
近畿	B	+317	6,676	S	98.72%	S	137.86%	48.54%	B	A	S
中国	B	+32	2,035	S	95.25%	S	164.93%	56.72%	B	B	S
四国	B	+32	836	A	93.60%	S	149.49%	36.61%	B	B	A
九州	B	+220	2,926	S	96.27%	S	154.81%	50.42%	B	B	S
沖縄	B	+105	337	S	98.45%	S	136.60%	52.51%	B	B	S

2 進捗評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+47	40,037	A	±0.00	97.84%	A	+0.01	38.73%	A	B	S
北海道	A	±0	1,179	A	+0.02	95.52%	A	±0.00	14.03%	A	B	B
東北	A	+5	2,567	A	±0.00	94.70%	A	-0.01	33.51%	A	B	S
関東	A	-17	18,097	A	±0.00	99.62%	A	+0.02	69.08%	A	B	B
信越	A	-1	1,027	A	±0.00	96.51%	A	±0.00	38.74%	A	B	S
北陸	A	+3	662	A	±0.00	96.04%	A	+0.01	33.62%	A	B	S
東海	A	+8	3,695	A	±0.00	98.28%	A	+0.02	47.93%	A	B	B
近畿	A	+37	6,676	A	+0.01	98.72%	A	+0.15	48.54%	A	B	S
中国	A	+3	2,035	A	±0.00	95.25%	A	±0.00	56.72%	A	B	S
四国	A	+4	836	A	+0.01	93.60%	A	+0.01	36.61%	A	B	S
九州	A	+5	2,926	A	+0.01	96.27%	A	+0.02	50.42%	A	B	S
沖縄	A	±0	337	A	±0.00	98.45%	A	±0.00	52.51%	A	B	C

2.5GHz帯（全国BWA）Wireless City Planning 評価結果

- WCPは、当該周波数帯を高度化BWA及び5G（屋内のみ）に利用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は86.93%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の面積カバー率が他社より特に低く、同社によれば、トラヒック需要の変化やユーザー体感を考慮したネットワーク品質の最適化を実施した結果、一時的にカバレッジが減少したものと考えられ、今後も需要に合わせて適切なタイミングで整備を図っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び10地域（北海道・東北・関東・信越・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績値を下回っており、同社によれば、自社グループの5Gエリアの整備や5G端末の普及により、自社グループの5G用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因であり、今後は自社グループのNR化の状況によって変動（増減）することが想定されるとしている。電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数が最大限に活用されるよう引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+53,464	66,157	B	86.93%	C	50.12%	12.95%	B	A	B
北海道	B	+2,074	2,556	B	82.02%	C	36.86%	3.17%	B	B	B
東北	B	+3,068	3,995	B	71.94%	C	42.41%	9.02%	B	B	B
関東	B	+21,029	25,275	A	93.74%	C	63.19%	31.91%	B	A	A
信越	B	+1,230	1,667	B	70.79%	C	41.19%	10.05%	B	B	B
北陸	B	+1,130	1,457	B	80.99%	C	63.07%	15.49%	B	B	B
東海	B	+6,265	7,848	B	87.80%	C	59.85%	20.47%	B	B	B
近畿	B	+9,313	11,426	A	92.80%	C	62.11%	21.87%	B	A	A
中国	B	+2,779	3,548	B	78.45%	C	35.07%	12.06%	B	B	B
四国	B	+1,411	1,843	B	77.37%	C	50.47%	12.36%	B	B	B
九州	B	+4,558	5,814	B	78.96%	C	45.19%	14.72%	B	B	B
沖縄	B	+607	728	B	88.97%	C	63.37%	24.36%	B	B	B

2 進捗評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+198	66,157	A	-0.64	86.93%	A	-0.68	12.95%	A	C	S
北海道	A	+16	2,556	A	-0.48	82.02%	A	-0.33	3.17%	A	C	A
東北	A	+23	3,995	A	-0.51	71.94%	A	-0.38	9.02%	A	C	A
関東	A	-29	25,275	A	-0.47	93.74%	B	-1.75	31.91%	B	C	A
信越	A	-1	1,667	B	-1.33	70.79%	A	-0.78	10.05%	B	C	A
北陸	A	+13	1,457	A	-0.10	80.99%	A	-0.44	15.49%	A	B	A
東海	A	+2	7,848	B	-1.09	87.80%	B	-1.09	20.47%	B	C	A
近畿	A	+104	11,426	A	-0.87	92.80%	B	-1.34	21.87%	B	C	S
中国	A	+18	3,548	A	-0.51	78.45%	A	-0.48	12.06%	A	C	S
四国	A	+10	1,843	A	-0.02	77.37%	A	-0.12	12.36%	A	C	A
九州	A	+37	5,814	A	-0.72	78.96%	A	-0.65	14.72%	A	C	A
沖縄	A	+5	728	A	+0.01	88.97%	B	-1.06	24.36%	B	C	A

定量評価

2. 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯

・700MHz帯（770～773MHz）
・1.7GHz帯（1805～1845MHz）
・1.7GHz帯（1860～1880MHz ：東名阪以外）
・2.3GHz帯
・3.4GHz帯
・4.9GHz帯

700MHz帯（770～773MHz）楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、人口カバー率については計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価（＝地域（関東）の総合評価）は「A」評価である。
- なお、全国及び関東以外は未開設（基地局数が0局）であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価を行っていない（「R」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+27	27	A	+4.33	4.33%	A	B	A
北海道	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
東北	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
関東	B	+27	27	S	+12.27	12.27%	A	B	A
信越	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
北陸	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
東海	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
近畿	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
中国	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
四国	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
九州	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R
沖縄	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	R	R

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+27	27	A	+4.33	4.33%	B	+0.18	0.18%	A	S
北海道	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
東北	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
関東	B	+27	27	S	+12.27	12.27%	A	+1.91	1.91%	A	S
信越	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
北陸	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
東海	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
近畿	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
中国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
四国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
九州	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
沖縄	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R

（注）全国及び関東以外は未開設（基地局数が0局）であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価を実施していない。

1.7GHz帯（1805～1845MHz） KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、人口カバー率については計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+474	23,201	A	+2.29	88.84%	A	A	A
北海道	B	±0	1,002	B	+0.04	79.76%	B	A	B
東北	B	±0	1,991	S	+5.75	77.03%	A	A	A
関東	B	+93	7,837	A	+1.38	95.97%	A	A	A
信越	A	+56	578	S	+9.99	78.22%	S	B	S
北陸	B	±0	459	A	+3.46	81.37%	A	B	A
東海	B	+16	2,275	A	+2.96	90.72%	A	A	A
近畿	B	±0	3,697	B	+0.08	92.90%	B	A	B
中国	B	±0	1,641	B	+0.23	76.99%	B	A	B
四国	B	±0	876	B	+0.30	82.21%	B	A	B
九州	B	±0	2,457	B	+0.14	80.18%	B	A	B
沖縄	S	+309	388	S	+38.80	94.47%	S	B	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,792	23,201	A	+3.15	88.84%	A	+1.57	18.42%	S	S
北海道	S	+294	1,002	A	+4.58	79.76%	A	+1.07	6.06%	S	S
東北	S	+832	1,991	S	+5.15	77.03%	A	+2.72	15.69%	S	S
関東	A	+923	7,837	A	+1.02	95.97%	B	+0.80	44.52%	A	S
信越	S	+140	578	A	+3.36	78.22%	A	+1.03	17.53%	S	S
北陸	S	+142	459	S	+5.53	81.37%	A	+1.88	18.78%	S	S
東海	A	+338	2,275	B	+0.85	90.72%	B	+0.56	27.79%	A	S
近畿	A	+485	3,697	A	+4.10	92.90%	A	+2.17	25.00%	A	S
中国	S	+460	1,641	S	+5.39	76.99%	A	+1.30	16.14%	S	S
四国	S	+272	876	S	+10.96	82.21%	A	+2.64	16.17%	S	S
九州	S	+806	2,457	S	+5.30	80.18%	A	+1.52	18.97%	S	S
沖縄	S	+100	388	S	+5.40	94.47%	S	+5.19	31.86%	S	S

1.7GHz帯（1805～1845MHz）楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、８地域（北海道・東北・信越・北陸・中国・四国・九州・沖縄）の基地局数、９地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・近畿・四国・九州・沖縄）の人口カバー率及び８地域（北海道・東北・信越・北陸・近畿・四国・九州・沖縄）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、同社は1.7GHz帯について全国バンドと東名阪以外バンドの２つの割当てを受けており、1.7GHz帯の利用バンドの一時的な調整によるもの（ユーザーサービスへの影響なし）としている。基地局数及び人口カバー率ともに開設計画値に対しては上回っているものの、前年度から減少することが無いよう、着実に整備を推進すべきである。また、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+35,464	60,266	S	+7.69	98.77%	S	B	S
北海道	S	+1,350	2,145	S	+14.73	98.58%	S	B	S
東北	S	+3,359	5,600	S	+37.15	97.22%	S	B	S
関東	S	+11,753	18,849	A	+1.61	99.61%	S	B	S
信越	S	+1,333	2,467	A	+3.89	97.57%	S	B	S
北陸	S	+943	1,515	A	+4.92	97.77%	S	B	S
東海	S	+2,884	6,750	A	+1.08	99.23%	S	B	S
近畿	S	+4,983	8,611	A	+1.42	99.19%	S	B	S
中国	S	+2,847	4,742	S	+14.41	97.35%	S	B	S
四国	S	+1,622	2,435	S	+25.20	97.01%	S	B	S
九州	S	+4,075	6,649	S	+15.83	97.67%	S	B	S
沖縄	S	+315	503	A	+2.29	98.59%	S	B	S

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	C	-894	60,266	C	-0.08	98.77%	C	-0.33	41.18%	C	A
北海道	C	-101	2,145	C	-0.23	98.58%	C	-0.51	28.38%	C	A
東北	C	-313	5,600	C	-0.38	97.22%	C	-0.85	39.34%	C	A
関東	B	+184	18,849	B	+0.01	99.61%	B	+0.32	62.61%	B	A
信越	C	-74	2,467	C	-0.33	97.57%	C	-0.57	35.11%	C	A
北陸	C	-69	1,515	C	-0.03	97.77%	C	-0.15	38.39%	C	A
東海	B	+38	6,750	C	-0.01	99.23%	B	+0.19	45.83%	C	A
近畿	B	+45	8,611	C	-0.05	99.19%	C	-0.03	51.53%	C	A
中国	C	-158	4,742	B	+0.02	97.35%	B	+0.33	41.47%	C	A
四国	C	-52	2,435	C	-0.25	97.01%	C	-0.30	34.32%	C	A
九州	C	-355	6,649	C	-0.24	97.67%	C	-0.57	48.33%	C	A
沖縄	C	-39	503	C	-0.35	98.59%	C	-2.49	58.96%	C	A

1.7GHz帯（1860～1880MHz）東名阪以外 楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。また、今後、5Gのエリアカバレッジに活用していく予定としている。
- 実績評価においては、全国の5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率がいずれも計画値未満であり、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、８地域（北海道・東北・信越・北陸・中国・四国・九州・沖縄）の５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、5GはSAでの運用開始を計画していたところ、主に開発ベンダーとの連携や開発の工程管理が不十分だったことなどの要因により、SAの開発及び実装が遅れたことによるものであり、総務省からの指導に基づき対応を進めている状況としている。当該周波数は４Ｇにより基地局の設置は進められているものの、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、可能な限り早期に自ら計画した計画値以上となるよう、整備を推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。
- 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、5Gは未導入であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価を行っていない（「R」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+99	2,394	B	+29	167	B	C	-236	0	C	-7.02	0.00%	C	B	C
北海道	B	±0	228	B	±0	23	B	C	-21	0	C	-2.31	0.00%	C	B	C
東北	A	+75	484	B	+2	27	A	C	-42	0	C	-5.73	0.00%	C	B	C
関東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信越	B	±0	183	B	+5	19	B	C	-29	0	C	-11.69	0.00%	C	B	C
北陸	B	±0	132	B	+6	13	B	C	-15	0	C	-10.95	0.00%	C	B	C
東海	B	+2	6	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
近畿	B	±0	44	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
中国	B	+12	426	B	±0	21	B	C	-44	0	C	-11.61	0.00%	C	B	C
四国	B	+1	201	B	+3	10	B	C	-25	0	C	-9.92	0.00%	C	B	C
九州	B	+8	636	B	+12	50	B	C	-56	0	C	-9.20	0.00%	C	B	C
沖縄	B	+1	54	B	+1	4	B	C	-4	0	C	-4.35	0.00%	C	B	C

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,567	2,394	S	+35.81	66.36%	A	+3.95	7.90%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
北海道	S	+144	228	S	+51.01	73.21%	A	+3.67	5.67%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
東北	S	+335	484	S	+37.39	61.48%	S	+5.75	8.52%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
関東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信越	S	+119	183	S	+36.35	67.30%	A	+3.65	9.58%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
北陸	S	+82	132	S	+24.86	58.71%	A	+4.92	13.29%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
東海	B	+4	6	B	+0.01	0.08%	B	+0.04	0.14%	B	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
近畿	B	+32	44	B	+0.17	0.39%	B	+0.57	0.87%	B	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
中国	S	+269	426	S	+44.93	75.28%	S	+6.20	10.33%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
四国	S	+133	201	S	+19.32	42.77%	A	+3.00	6.76%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
九州	S	+412	636	S	+34.81	74.37%	A	+4.52	12.01%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
沖縄	S	+37	54	S	+24.40	55.41%	S	+13.90	18.11%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S

（注１）楽天モバイルが開設計画の認定を受けている地域は、関東以外であることから、関東は評価対象外として「―」としている。なお、東海及び近畿の一部地域においては開設計画の認定を受けていることから、評価を実施している。（注２）5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、1.7、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率である。５Ｇは未導入であることから、前年度差に係る評価は実施していない。

2.3GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している 。
- 実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値		
全国	B	+24	324	B	B
北海道	B	+1	7	B	B
東北	B	+2	68	B	B
関東	B	+12	39	B	B
信越	B	+3	18	B	B
北陸	B	+3	63	B	B
東海	B	+1	29	B	B
近畿	B	±0	7	B	B
中国	B	±0	23	B	B
四国	B	+1	23	B	B
九州	B	±0	46	B	B
沖縄	B	+1	1	B	B

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+238	324	B	+0.52	0.80%	B	+0.24	0.36%	B	S
北海道	B	+1	7	B	+0.14	0.62%	B	±0.00	0.02%	B	S
東北	B	+59	68	A	+2.99	3.68%	B	+0.53	0.60%	A	S
関東	B	+16	39	B	+0.05	0.29%	B	+0.13	0.44%	B	S
信越	B	+9	18	A	+2.27	3.19%	B	+0.32	0.46%	A	S
北陸	A	+60	63	S	+7.59	8.53%	A	+2.03	2.23%	S	S
東海	B	+21	29	B	+0.10	0.22%	B	+0.13	0.23%	B	S
近畿	B	+6	7	B	+0.01	0.01%	B	+0.04	0.04%	B	S
中国	B	+12	23	B	+0.22	0.68%	B	+0.08	0.34%	B	S
四国	B	+18	23	B	+0.23	0.98%	B	+0.14	0.35%	B	S
九州	B	+35	46	B	+0.05	0.17%	B	+0.14	0.30%	B	S
沖縄	B	+1	1	B	+0.08	0.08%	B	+0.01	0.01%	B	S

3.4GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画の計画値を大きく上回っており、かつ、人口カバー率については計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。しかしながら、1地域（四国）の人口カバー率及び面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、廃局・支障移転による影響としている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け、引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+1,176	11,396	S	+6.91	66.96%	S	A	S
北海道	A	+47	243	S	+7.20	67.35%	S	B	S
東北	B	+18	396	A	+3.12	63.24%	A	B	A
関東	A	+517	5,168	S	+7.77	67.78%	S	B	S
信越	A	+84	361	A	+3.95	63.98%	A	B	A
北陸	B	+10	140	A	+1.85	62.03%	A	B	A
東海	B	+83	1,101	S	+6.50	66.54%	A	A	A
近畿	A	+267	1,997	S	+10.31	70.31%	S	B	S
中国	B	+47	316	A	+1.91	62.01%	A	B	A
四国	A	+55	348	S	+6.28	66.33%	S	B	S
九州	B	+34	1,221	S	+6.44	66.57%	A	B	A
沖縄	A	+14	105	S	+7.49	67.61%	S	B	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+346	11,396	B	+0.79	66.96%	B	+0.17	7.46%	B	A
北海道	B	+10	243	B	+0.56	67.35%	B	+0.04	1.65%	B	A
東北	B	+2	396	B	±0.00	63.24%	B	±0.00	7.33%	B	A
関東	B	+183	5,168	A	+1.02	67.78%	B	+0.32	11.18%	A	A
信越	A	+38	361	A	+1.93	63.98%	B	+0.81	9.81%	A	S
北陸	B	+3	140	B	+0.41	62.03%	B	+0.02	10.72%	B	A
東海	B	+13	1,101	B	+0.20	66.54%	B	+0.04	15.51%	B	A
近畿	B	+59	1,997	A	+1.72	70.31%	B	+0.95	8.53%	A	A
中国	B	+8	316	B	+0.11	62.01%	B	+0.02	7.46%	B	A
四国	B	+1	348	C	-0.03	66.33%	C	-0.01	8.53%	C	A
九州	B	+20	1,221	B	+0.05	66.57%	B	+0.04	7.94%	B	A
沖縄	B	+9	105	A	+1.50	67.61%	B	+0.81	9.55%	A	A

3.4GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画の計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は大きく増加しているが、面積カバー率は減少しており、電波の利用は前年度実績値を下回っているものと認められ、これらの総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。また、９地域（北海道・関東・信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州）の面積カバー率が前年度実績値を下回っており、同社によれば、ユーザー体感（通信品質）を重視した調整を行った結果、一時的なカバレッジ減少が発生したものと考えられ、今後も需要に合わせて適切なタイミングで整備を図っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、ユーザーの通信品質の向上のみならず、カバー率についても従来の実績を維持・拡大できるような取組について引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+9,274	32,441	S	+22.74	83.07%	S	S	S
北海道	S	+484	1,325	S	+25.90	85.90%	S	S	S
東北	S	+801	2,029	S	+18.30	73.14%	S	S	S
関東	S	+3,347	12,039	S	+22.45	85.14%	S	S	S
信越	S	+341	1,059	S	+22.80	78.27%	S	S	S
北陸	S	+256	728	S	+26.47	84.83%	S	S	S
東海	S	+627	3,282	S	+23.76	81.38%	S	S	S
近畿	S	+1,817	5,486	S	+26.27	89.68%	S	S	S
中国	S	+491	2,041	S	+14.97	72.63%	S	S	S
四国	S	+300	843	S	+17.83	72.51%	S	S	S
九州	S	+700	3,348	S	+21.75	82.32%	S	S	S
沖縄	S	+110	261	S	+34.40	88.06%	S	S	S

2 進捗評価

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,305	32,441	A	+1.36	83.07%	C	-0.29	14.58%	C	A
北海道	S	+223	1,325	A	+2.58	85.90%	C	-0.33	8.91%	C	S
東北	S	+283	2,029	B	+0.85	73.14%	B	+0.01	11.19%	A	S
関東	A	+502	12,039	A	+2.07	85.14%	C	-0.38	25.10%	C	A
信越	S	+104	1,059	B	+0.22	78.27%	C	-0.41	13.80%	C	S
北陸	S	+83	728	B	+0.83	84.83%	C	-0.31	18.41%	C	S
東海	A	+168	3,282	A	+1.36	81.38%	C	-0.77	19.18%	C	A
近畿	S	+503	5,486	B	+0.76	89.68%	C	-0.79	20.74%	C	S
中国	A	+133	2,041	B	+0.39	72.63%	C	-0.25	12.16%	C	A
四国	S	+90	843	B	+0.57	72.51%	C	-0.16	10.18%	C	S
九州	A	+203	3,348	B	+0.97	82.32%	C	-0.04	18.24%	C	A
沖縄	A	+13	261	A	+1.30	88.06%	B	+0.08	33.73%	A	A

4.9GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用することとしている。
- 同社は、令和18年３月31日までを周波数の使用期限とされた既存の5GHz帯無線アクセスシステムの移行のため、終了促進措置の対応を進めているところであり、調査時点では未開設であることから、評価を行っていない（「R」評価）。

1 実績評価

【5G】

	基地局数			4.9GHz帯展開率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
北海道	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
東北	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
関東	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
信越	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
北陸	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
東海	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
近畿	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
中国	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
四国	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
九州	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R
沖縄	R	±0	0	R	±0.00	0.00%	R	R	R

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	4.9GHz帯展開率			技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	
全国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
北海道	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
東北	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
関東	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
信越	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
北陸	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
東海	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
近畿	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
中国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
四国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
九州	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R
沖縄	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R	-	0.00%	R

（注）4.9GHz帯は令和6年12月に開設計画が認定され、認定に当たっては終了促進措置等の条件が付与されており、調査時点では未開設（全国の基地局数が0局）であることから、すべての評価を実施していない。

別添２　定性評価 各論詳細

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価①

評価項目		評価
①	５G基地局におけるインフラシェアリング	

事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	b	b	b	b	b

- 各事業者ともに、インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有しているものと認められ、「ｂ」評価としている。各事業者においては、自社の活用方針を踏まえつつ、５Ｇの更なる普及拡大のため、インフラシェアリングの活用の推進を期待する。
- なお、前年度は５Ｇの提供開始から間もないため評価を行わなかったWCPは、今年度から５Ｇ基地局のインフラシェアリングが開始された。今後も計画的な取組に期待したい。

（参考：有効利用評価方針）　※特に考慮すべき事項がある場合は、評価は行わず「R」とする。

評価項目	a	b	c	d
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。

		ドコモ	KDDI/沖セル		ソフトバンク		楽天モバイル	UQ	WCP
			自社グループに係るもの	左記以外	自社グループに係るもの	左記以外			
インフラシェアリングを行っている周波数帯		700MHz 2GHz 3.4GHz 3.7GHz 4.5GHz 28GHz	700MHz 1.7GHz 2.3GHz 3.5GHz 3.7GHz 4.0GHz 28GHz	700MHz 1.7GHz 2.3GHz 3.5GHz 3.7GHz 4.0GHz 28GHz	700MHz 1.7GHz 2GHz 3.4GHz 3.5GHz 3.7GHz 28GHz	700MHz 1.7GHz 2GHz 3.4GHz 3.5GHz 3.7GHz 28GHz	3.7GHz 28GHz	2.5GHz	2.5GHz
工作物に係るシェアリングを行っている基地局数（昨年度からの増加数）	屋外	2,156局（+1,658局）	22,898局（+6,471局）	51,214局（+14,030局）	30,649局（+5,030局）	49,621局（+14,132局）	36局（+18局）	2,587局（+1,254局）	0局（±0局）
	屋内	0局（±0局）	4局（±0局）	408局（+123局）	94局（+5局）	872局（+344局）	0局（±0局）	2局（±0局）	**6局（+6局）**
電気通信設備に係るシェアリングを行っている基地局数（昨年度からの増加数）	屋外	340局（+226局）	24,339局（+8,542局）	50,997局（+13,513局）	16,438局（+1,148局）	49,618局（+14,132局）	18局（+14局）	1,601局（+1,139局）	**0局（±0局）**
	屋内	397局（+229局）	1,277局（+565局）	425局（+144局）	66局（+35局）	872局（+344局）	8局（+7局）	33局（+32局）	6局（+6局）

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価②

評価項目		評価
②	安全・信頼性の確保 ・災害対策 ・通信障害対策 ・セキュリティ対策	

事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	b	b	b	b	b

- 安全・信頼性の確保は、「災害対策」、「通信障害対策」及び「セキュリティ対策」に係る事前対策や事案発生時の取組の評価を行った。
- 事前の対策について、事業者ごとに対策手法に異なる点があるものの、前年度と同様、「災害対策」では災害時の通信の継続性の確保に向けた車載型基地局や衛星回線等の配備等、「通信障害対策」では障害検知対策や障害発生時の体制構築等、「セキュリティ対策」ではサプライチェーンリスクを考慮した設備調達やセキュリティ確保に向けた体制の確保等、各事業者ともに一定の取組が認められた。
- また、前年度に比べ、NTTドコモは災害対策、KDDI/沖セル、楽天モバイル及びUQコミュニケーションズは災害・通信障害対策、ソフトバンク及びWCPは災害・セキュリティ対策において、改善が見られるものと認められ、「ｂ」評価としている。
- なお、各事業者ともに、前年度は能登半島地震への対応に関して多くの新たな取組があったところであるが、今年度は対策の強化が中心とみられるため、この評価としている。

（参考：有効利用評価方針）　※特に考慮すべき事項がある場合は、評価は行わず「R」とする。

評価項目	a	b	c	d
② 安全・信頼性の確保	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。

	ドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
災害対策・火災・津波水害・故障対策	【災害対策】 ・耐震補強等の実施 ・消火設備の設置 ・防水扉の設置 ・24時間以上運用可能な予備電源等の設置 ・大ゾーン、中ゾーン基地局の設置　等 【故障対策】 ・代替用予備機の設置 ・駆けつけ体制の構築　等	【災害対策】 ・耐震設計基準での構築 ・装置等の厳重な固定措置 ・通信機械室無窓化 ・防火シャッター、防火扉、消火設備設置 ・防水板、防水型マンホール、水密扉等の設置　等 【故障対策】 ・全拠点に予備品を配備 ・駆けつけ体制の構築　等	【災害対策】 ・24時間監視体制の構築 ・24時間運用可能な予備電源の設置 ・軽量化した可搬型基地局の整備 ・有線給電ドローン無線中継システムの増強　等 【故障対策】 ・故障対策の実施 ・駆け付け体制の構築　等	【災害対策】 ・24時間運用可能な予備電源の設置 ・消火器の設置 ・遠隔制御による予備電源の延命 ・耐震設計基準での構築 ・無線機器の頭頂設置 ・車載/可搬型基地局の強化　等 【故障対策】 ・予備品の全国配備 ・駆け付け体制の構築　等	【災害対策】 ・耐震設計基準での構築 ・無線機器の嵩上げ ・蓄電池の設置 ・可搬型発電機運用体制の構築　等 【故障対策】 ・予備品の保有 ・駆けつけ体制構築　等	【災害対策】 ・24時間監視体制の構築 ・可搬型発電機および可搬型衛星アンテナの増強　等 【故障対策】 ・故障対策の実施 ・駆け付け体制の構築　等
車載型基地局	113局	65局	96局	87局	2局	36局
可搬型基地局	69局	150局	250局	176局	20局	0局
移動電源車	113台	59台	92台	427台	0台	92台

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価③

評価項目	評価
③ データトラヒック	

事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	b	b	b	b	c

- NTTドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、割当てを受けた周波数帯の4G・5Gの総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、いずれの事業者もユーザーの通信品質確保の観点から周波数分散を行うなど、トラヒックを効率的に処理する工夫がなされているものと認められ、「ｂ」評価としている。
- UQコミュニケーションズは、定量評価に示すとおり総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、自社グループ全体においてユーザー品質を考慮した最適なトラヒック調整を行うなど、トラヒックを効率的に処理する一定の工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。
- WCPは、定量評価に示すとおり自社グループの5Gエリアの整備や5G端末の普及に伴い、５G周波数帯へトラヒックが移行したことによって前年度から総データトラヒック量が減少していることから、「c」評価としている。なお、自社グループ全体においては、トラヒックを効率的に処理するための一定の工夫がなされているものと認められる。

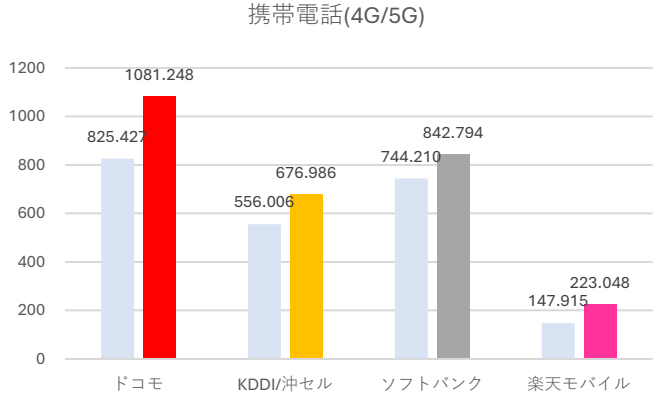
（参考：有効利用評価方針）　※特に考慮すべき事項がある場合は、評価は行わず「R」とする。

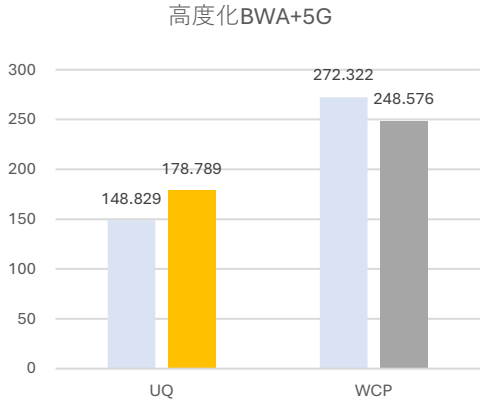
評価項目	a	b	c	d
③データトラヒック	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

○１か月間の全契約の総トラヒック（単位:PB）

※データトラヒック（全国）の取得層では、４G通信とＮＳＡ方式による５G通信との分離が困難であるため、４Gと５Gを合算している。

■令和５年度　■,■,■,■令和６年度





携帯電話及び全国BWAに係る定性評価④

評価項目		評価
④	電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供	

事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	b	b	b	b	b

- 各事業者ともに、MVNOに対するサービス提供を積極的に行っており、自社グループ以外の多数に行われているものと認められ、「ｂ」評価としている。
- ソフトバンク及びWCPは、前年度と比較し、MVNO契約数が減少しており、ソフトバンクについては３Ｇサービス終了に伴う解約による一時的な減少、WCPについては解約に伴う一時的な減少によるものであり、いずれも令和７年６月末時点では昨年度調査時点と比較して増加しているとのことである。今後、着実な契約者数の増加に向けた積極的な取組を期待する。

（参考：有効利用評価方針）　※特に考慮すべき事項がある場合は、評価は行わず「R」とする。

評価項目	a	b	c	d
④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ）に対するサービス提供	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。

	免許人名		ドコモ		KDDI/沖セル		ソフトバンク		楽天モバイル		UQ		WCP	
			全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数
MNOであるMVNOに係るもの※1を除く	MVNO数		51	3	69	6	732	19	69	25	29	0	26	0
		L2接続	15	0	6	0	6	3	41	10	0	0	0	0
		L2接続以外	38	3	64	6	726	16	28	15	29	0	26	0
	MVNO契約数		14,022,781	1,032,131	8,948,626	1,897,813	11,843,025	−448,203	1,647,833	1,105,974	1,543,629	559	32,417	−77
		L2接続	12,527,812	740,002	1,974,465	192,126	221,620	44,886	440,610	286,731	0	0	0	0
		L2接続以外	1,494,969	292,129	6,974,161	1,705,687	11,621,405	−493,089	1,207,223	819,243	1,543,629	559	32,417	−77
	全契約数※2に占めるMVNO契約数の割合		15.36%	+0.92%	12.72%	+2.32%	20.40%	−0.90%	18.39%	+10.84%	4.00%	±0.00%	0.06%	±0.00%
MNOであるMVNOに係るもの※1	MVNO数		0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0
	MVNO契約数		0	0	1,887,610	−8,449	0	0	0	0	37998253	616367	51,423,877	2,976,993
	全契約数※2に占めるMVNO契約数の割合		0	0	2.68%	−0.11%	0	0	0	0	95.00%	±0.00%	99.94%	±0.00%
MVNO促進の取組	開放を促進すべき機能※3の提供状況※4	HLR/HSS連携機能	○		○		−		−		−		−	
		料金情報提供機能	○		−		−		−		−		−	
		端末情報提供機能※5	○		−		○		−		−		−	
		その他	○		○		○		−		−		−	
	その他		標準プランの策定・公開やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施。		各種情報提供や、青少年フィルタ機能の提供、端末接続試験の受託等を実施。		標準プランの策定・公開やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施。		MVNOガイドラインに規定するアンバンドル機能について2020年4月8日から事前調受付を開始。自社の独自機能についても提供の準備を実施		標準プランの策定・公開やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施。		標準プランの策定・公開やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施。	

※1　自社グループのMNOであるMVNOに係るものを指す。
※2　MNOであるMVNOに係る契約数とMNOであるMVNOに係るものを除く契約数の双方を含む。
※3　総務省「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において規定される機能。当該機能は、第二種指定電気通信設備（令和４年10月末現在、ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク、UQ及びWCPが設置する電気通信設備が該当。）を対象に設定されている。
※4　○：提供中、－：提供なし（要望なし）
※5　L2接続を行うことによりMVNOが使用できるようになる標準的な機能の1つ

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価⑤

評価項目		評価
⑤	携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	○ **上空利用** ・ NTTドコモ及びソフトバンクは、4Gの上空利用の拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「 b 」評価としている。 ・ KDDI/沖セルは、他社に比べて商用化局の局数が多く、昨年度からの開設局数の増加も最も多い。さらに、唯一、上空利用に係る５Gでのサービスを提供しており、５ Gの活用に積極的に取り組んでいることから、「a」評価としている。 ・ 楽天モバイルは、上空利用に関しては実証段階に留まっており、引き続き実用化に向けて積極的に取り組むべきことから、「c」評価としている。 ・ UQコミュニケーションズ及びWCPは、調査時点において制度上、2.5GHz帯の上空利用が認められていないことから、本評価は行っていない（「R」評価）。なお、令和７年５月に2.5GHz帯の上空利用が制度化されているため、今後、積極的な取り組みを期待したい。

事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	a	b	c	R	R

（参考：有効利用評価方針）　※特に考慮すべき事項がある場合は、評価は行わず「R」とする。

評価項目	a	b	c	d
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	b に加えて、５ Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

・携帯電話の上空利用の具体的な使用実態の例

	免許人名	規格	周波数帯	開設局数（昨年度からの増分）	具体的な使用実態の例
商用化局	ドコモ	４ G	800MHz帯、1.7GHz帯(1845～1880)、2GHz帯	184局（+22局）	物資輸送、災害状況把握、設備点検、空撮・映像制作、測量・現場進捗管理、警備・監視、植生・生育状況把握、農薬散布他
	KDDI/沖セル	４ G ５ G	800MHz帯、1.7GHz帯(1805～1845)、2GHz帯	701局（+139局）	無人航空機の撮影する映像やテレメトリ情報、制御信号等の伝送
	ソフトバンク	４ G	900MHz帯、2GHz帯	69局（±0局）	撮影画像による測量、運行管理システム検証、鉄塔点検、電気/ガソリンハイブリッドドローン飛行検証、映像伝送検証、スピーカードローン検証（避難誘導/防災無線）、災害物資輸送

・携帯電話の上空利用の試験的導入に係る調査結果

	免許人名	規格	周波数帯	総開設局数※（昨年度からの増分）	具体的な使用実態の例
実用化試験局	ドコモ	４ G	800MHz帯、1.7GHz帯(1845～1880)、2GHz帯	577局（+22局）	研究開発に関する電波品質試験、ヘリコプター機上内での利用（映像伝送）、150m超飛行時の物資輸送（映像伝送）
	KDDI/沖セル	４ G	800MHz帯、1.7GHz帯(1805～1845)、2GHz帯	114局（±0局）	無人航空機の撮影する映像やテレメトリ情報、制御信号等の伝送
	ソフトバンク	３ G ４ G	900MHz帯、1.7GHz帯(1845～1880)、2GHz帯	67局（±0局）	遠隔操縦システム検証（映像伝送および映像信号伝送）
	楽天モバイル	４ G	1.7GHz帯(1805～1845)	11局（±0局）	無人航空機の制御用以外のデータ伝送用

※ 試験的導入が開始された平成28年７月から調査基準日時点までの開設局数の合計。

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価⑤

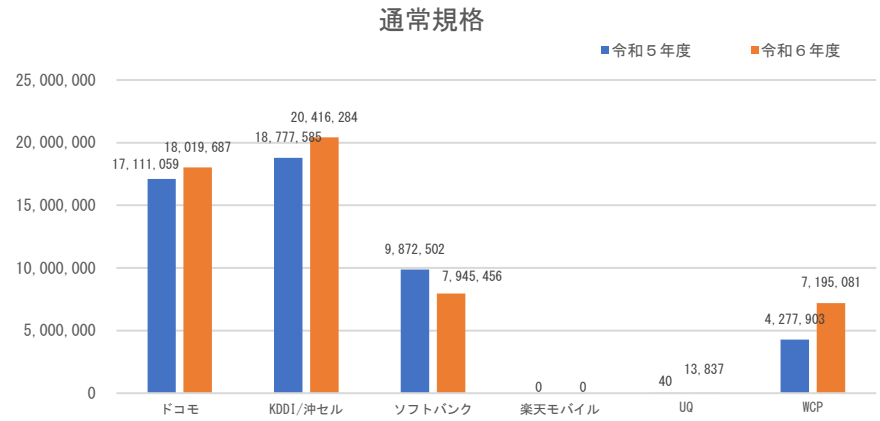
評価項目	評価
⑤ 携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	○ **IoT利用**

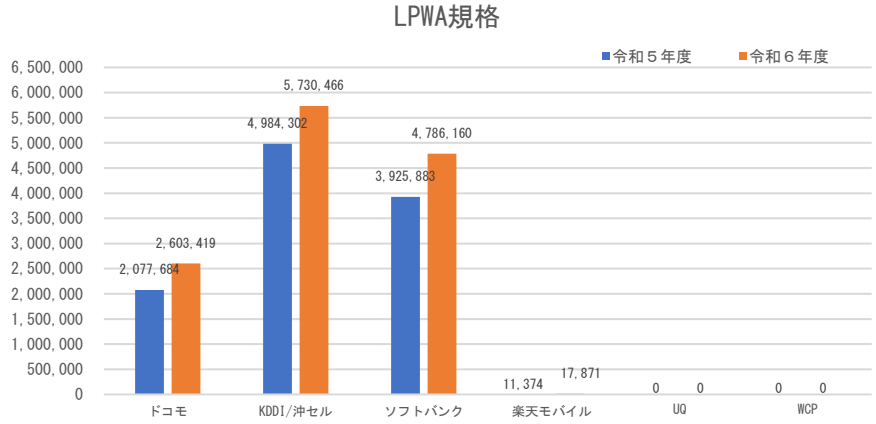
事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価	b	b	b	b	b	b

- NTTドコモ、KDDI/沖セル及び楽天モバイルは、いずれの事業者においてもIoT端末の開設局数が前年度より増加し、携帯電話の通常規格やLPWA規格を用いたIoTの利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「ｂ」評価としている。
- ソフトバンクは、通常規格のIoT端末の開設局数が前年度より減少しているが、３Ｇサービス終了に伴うものであり、LPWA規格については増加している。また、令和７年９月に5GRedCapのネットワーク対応などを行った。携帯電話の通常規格やLPWA規格を用いたIoTの利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「ｂ」評価としている。
- UQコミュニケーションズ及びWCPは、いずれの社においてもIoT端末の開設局数が前年度より増加し、2.5GHz帯高度化BWAの通常規格を用いたIoTの利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「ｂ」評価としている。

評価項目	a	b	c	d
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	ｂに加えて、５Ｇの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

・前年度との比較（IoT端末開設局数）





別添３　参考資料 有効利用評価方針等

電波の利用状況調査・有効利用評価の概要

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、**総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表**するもの(根拠規定：電波法第26条の２)。
電波監理審議会は、当該結果に基づき、**電波の有効利用の程度の評価を行う**(根拠規定：電波法第26条の３)。
この**評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・改正**、**電波の有効利用に資する政策への反映**を実施。

電波の利用状況の調査［電波法第26条の2第1項］

電気通信業務用基地局
（携帯電話・全国BWA）
携帯移動地球局等
（衛星ダイレクト通信システム）
（毎年）
［法第26条の2第1項第1号］

電気通信業務用基地局以外の無線局
［法第26条の2第1項第2号］

公共業務用無線局
（毎年）
［省令第3条第1項第2号］

各種電波利用システム
①714MHz以下(令和6年度)
②714MHz超　(令和7年度)
［省令第3条第1項第3号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第7条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査(補完調査)

・・・総務大臣
・・・電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の2第2項］

有効利用評価方針の公表
［法第26条の3第2項］

評価(案)の検討
事業者ヒアリング［法第26条の3第5項］

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
［法第26条の3第4項］

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

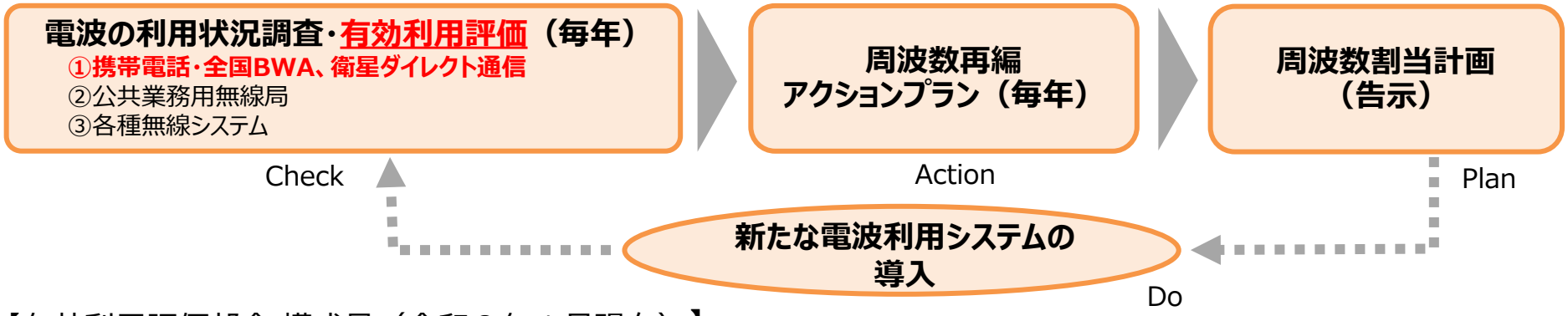
電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※1**を行う**こととなった※2 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
  （同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1 電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2 改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】



100

【有効利用評価部会 構成員（令和８年１月現在）】

	氏　名	主 要 現 職
部会長（委員）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授　【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬　　巌	慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永　全志	九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授
特別委員	石山　和志	東北大学　電気通信研究所　所長・教授
特別委員	眞田　幸俊	慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授
特別委員	中野　美由紀	大学共同利用法人情報・システム研究機構　理事 津田塾大学　新学部設置準備室　教授
特別委員	若林　亜理砂	駒澤大学大学院　法曹養成研究科　教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

第４９回（9/18）	・令和７年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の利用状況調査結果の報告、　有効利用評価の進め方、令和７年度ヒアリング項目（検討課題・定性評価）の検討
第５０回（10/22）	・令和７年度ヒアリング項目（定量評価等）の検討
第５１回（11/19）	・免許人ヒアリング （KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社）
第５２回（11/20）	・免許人ヒアリング （楽天モバイル株式会社、ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社、株式会社NTTドコモ）
第５３回 （12/11）	・ヒアリング結果の整理（検討課題） ・有効利用評価結果（定量評価・定性評価）案の検討
第５４回 （12/24）	・有効利用評価結果（案）取りまとめ

移動通信システム用周波数の割当状況

- 電気通信業務用として、携帯電話事業者・全国BWA事業者 ７社※に周波数を割り当て。
- 令和６年12月には、ソフトバンク株式会社に対して、4.9GHz帯の割当てを実施。

【移動通信システム用周波数の割当状況（令和７年９月時点）】

	700MHz帯 FDD	800MHz帯 FDD	900MHz帯 FDD	1.5GHz帯 FDD	1.7GHz帯 FDD	2GHz帯 FDD	2.3GHz帯 TDD	2.5GHz帯 TDD	3.4GHz帯 TDD	3.5GHz帯 TDD	3.7GHz帯 4.0GHz帯 TDD	4.5GHz帯 4.9GHz帯 TDD	28GHz帯 TDD	合計
docomo	20MHz	30MHz		30MHz	40MHz 東名阪のみ	40MHz			40MHz	40MHz	100MHz	100MHz	400MHz	840MHz
au	20MHz	30MHz		20MHz	40MHz	40MHz	40MHz			40MHz	200MHz		400MHz	830MHz
UQ Communications								50MHz						50MHz
SoftBank	20MHz		30MHz	20MHz	30MHz	40MHz			40MHz	40MHz	100MHz	100MHz	400MHz	820MHz
Wireless City Planning								30MHz						30MHz
Rakuten Mobile	6MHz				80MHz (40MHzは東名阪以外)						100MHz		400MHz	586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	500MHz	200MHz	1600MHz	**3,156MHz**

認定期間が満了した周波数又は開設計画の認定に係らない周波数　**認定期間中の周波数**

※ 携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社。
全国BWA事業者は、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社。

有効利用評価方針の概要

電波監理審議議会では、有効利用評価を適切に実施するため、令和４年９月に「有効利用評価方針」を策定＊。

＊　令和５年７月改定、令和６年５月改定、令和７年５月改定

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価の定量的な評価	複数の周波数帯を横断した総合的に勘案した定性的な評価

周波数帯		認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	評価事項	ⅰ 基地局の数　ⅳ 通信量 ⅱ 人口カバー率　ⅴ 技術導入状況 ⅲ 面積カバー率　ⅵ 総合的な評価　等	ⅰ カバレッジ（基地局の数、人口カバー率） ⅱ 技術導入状況 ⅲ 総合的な評価　等
	評価方法	基準値比、計画比、平均比　等	開設計画比　等
進捗評価	評価事項	ⅰ カバレッジ （基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ⅱ 通信量 ⅲ 技術導入状況　等	ⅰ カバレッジ（基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ⅱ 技術導入状況 等
	評価方法	前年度比	前年度比

※　複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	各種無線システム
評価方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

電気通信業務用基地局の評価基準　概要①

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（定量評価）

（１）実績評価（別紙１関係）

評価事項	実績評価（別紙１関係）			
	6GHz以下			6GHz超
	Sub6帯※1以外 移行計画に係らない周波数帯	Sub6帯※1	Sub6帯※1以外 移行計画に係る周波数帯※2	
1 電気通信業務用基地局の数	絶対評価（実績値）	絶対評価（実績値）	絶対評価（計画比）	相対評価（平均比）
2 人口カバー率	絶対評価（実績値）	－	絶対評価（実績・計画比）	－
3 面積カバー率	相対評価（平均比）	－	絶対評価（計画比）	－
4 基盤展開率	－	絶対評価（実績値）	－	－
5 通信量	絶対評価（実績値）※3	絶対評価（実績値）	－※3	絶対評価（実績値）
6 技術導入状況	絶対評価（実績値）※3	絶対評価（実績値）	－※3	絶対評価（実績値）
総合的な評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価

（２）進捗評価（別紙２関係）

評価事項	進捗評価（別紙２関係）			
	6GHz以下			6GHz超
	Sub6帯※1以外 移行計画に係らない周波数帯	Sub6帯※1	Sub6帯※1以外 移行計画に係る周波数帯※2	
1 電気通信業務用基地局の数	１～３の総合評価（前年度比）	１～３の総合評価（前年度比）	１～３の総合評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
2 人口カバー率				－
3 面積カバー率				－
4 基盤展開率	－	絶対評価（前年度比）	－	－
5 通信量	絶対評価（前年度比）※3	絶対評価（前年度比）	－※3	絶対評価（前年度比）
6 技術導入状況	絶対評価（前年度比）※3	絶対評価（前年度比）	－※3	絶対評価（前年度比）

※１　3.7/4.0/4.5GHz帯

※２　令和７年度においては、(1) 870MHzを超え875MHz以下、(2) 945MHzを超え950MHz以下、(3) 2,165MHzを超え2,170MHz以下が対象

※３　通信量及び技術導入状況については、移行計画に係らない周波数と係る周波数を合算し、周波数帯全体として評価。

電気通信業務用基地局の評価基準　概要②

認定の有効期間中の周波数帯の評価（定量評価）

（１）実績評価（別紙３関係）

評価事項	実績評価（別紙３関係）			
	５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針以外	2.3GHz帯開設指針	５Ｇ普及開設指針	4.9GHz帯開設指針
1 電気通信業務用基地局の数	１・２の総合評価（開設計画比）	絶対評価（開設計画比）	屋外・屋内の基地局数の総合評価（開設計画比）	１・６の総合評価（開設計画比）
2 人口カバー率		－	－	－
3 面積カバー率	－	－	－	－
4 ５G高度特定基地局の数	－	－	４・５の総合評価（開設計画比）	－
5 ５G基盤展開率	－	－		－
6 4.9GHz帯展開率	－	－	－	１・６の総合評価（開設計画比）
7 技術導入状況	絶対評価（実績値）	絶対評価（実績値）	絶対評価（実績値）	絶対評価（実績値）
総合的な評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価

（２）進捗評価（別紙４関係）

評価事項	進捗評価（別紙４関係）		
	５Ｇ普及開設指針又は4.9GHz開設指針以外	５Ｇ普及開設指針	4.9GHz帯開設指針
1 電気通信業務用基地局の数	１～３の総合評価（前年度比）	１～３の総合評価（前年度比）	１～３の総合評価（前年度比）
2 人口カバー率			
3 面積カバー率			
4 ５G高度特定基地局の数	－	４・５の総合評価（前年度比）	－
5 ５G基盤展開率	－		－
6 4.9GHz帯展開率	－	－	絶対評価（前年度比）
7 技術導入状況	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）

複数周波数を総合的に勘案した評価（定性評価）別紙５関係

1 総務省令に規定する事項に対する評価　　2 総合的な評価

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価） 6GHz以下/移行計画以外&Sub6

○６GHz以下の周波数帯（移行計画に係らない周波数帯&Sub6）

注）3.7/4.0/4.5GHz帯は、当面の間、４基盤展開率による評価を実施し、２人口カバー率・３面積カバー率による評価は行わない。

（別紙１関係）

1 電気通信業務用基地局の数

S	A	B	C	D	備考
–	–	認定計画値以上である。	–	認定計画値未満である。	800MHz帯及び２GHz帯を除く。

2 人口カバー率注

	SS	S	A	B	C	D
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

参考（開設指針における絶対審査基準）

総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**(市町村)人口カバー率**が全て80%以上(平成31年度末)
–
総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**(市町村)人口カバー率**が全て80%以上(平成30年度末)
総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**(市町村)人口カバー率**が全て50%以上(平成26年度末)
○H18開設指針：東名阪各総合通信局の管轄区域内の**(市町村)人口カバー率**が全て50%以上 ○H21開設指針：各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の**(市町村)人口カバー率**が全て50%以上
–
総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**(市町村)人口カバー率**が全て50%以上(平成24年度末) 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**人口カバー率**が全て50%以上(平成29年度末)
総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の**人口カバー率**が全て50%以上(平成30年度末)

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

3 面積カバー率注

＊周波数帯毎に各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

S	A	B	C	D
周波数帯平均値*の110%以上である。	周波数帯平均値*の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値*の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値*の70%未満である。	–

4 基盤展開率注

	SS	S	A	B	C	D
3.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.0GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

参考（開設指針における絶対審査基準）

各総合通信局の管轄区域ごとの５Ｇ高度特定基地局の５Ｇ基盤展開率が全て50%以上（認定日から起算して5年:令和6年4月）

※ 評価基準における基盤展開率は、評価区域内におけるメッシュの総数に対する、一の周波数帯ごとの基地局であって、接続する電気通信設備の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号速度と同等以上であり、複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたメッシュの割合をいう。

5 通信量

S	A	B	C	D
–	–	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	–	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況

通信量及び技術導入状況については、移行計画に係らない周波数と係る周波数を合算し、周波数帯全体として評価。

S	A	B	C	D
B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の全ての都道府県において、SA又はその代替技術を導入	B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、SA又はその代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO及びQAMの全て又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAM又はそれらの代替技術をいずれも導入していない

7 総合的な評価

	S	A	B	C	D
Sub6以外	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。	2（人口カバー率）の評価がAである。	2（人口カバー率）の評価がBである。	2（人口カバー率）の評価がCである。	1（基地局の数）、2（人口カバー率）、5(通信量)又は6(技術導入状況) のいずれかの評価がＤである。
Sub6	4（基盤展開率）の評価がSS又はSである。	4（基盤展開率）の評価がAである。	4（基盤展開率）の評価がBである。	4（基盤展開率）の評価がCである。	1（基地局の数）、4（基盤展開率）、5(通信量)又は6(技術導入状況) のいずれかの評価がＤである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）6GHz以下/移行計画以外&Sub6 ①

（別紙２関係）

○６GHz以下の周波数帯

１～３　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率　（Sub6帯以外）

評価項目		S	A	B	C
（１）電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値±3,000局以内	前年度実績値－5,000局以上 前年度実績値－3,000局未満	前年度実績値－5,000局未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値±124局以内	前年度実績値－207局以上 前年度実績値－124局未満	前年度実績値－207局未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値±205局以内	前年度実績値－341局以上 前年度実績値－205局未満	前年度実績値－341局未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値±1,057局以内	前年度実績値－1,762局以上 前年度実績値－1,057局未満	前年度実績値－1,762局未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値±101局以内	前年度実績値－168局以上 前年度実績値－101局未満	前年度実績値－168局未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値±70局以内	前年度実績値－116局以上 前年度実績値－70局未満	前年度実績値－116局未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値±355局以内	前年度実績値－592局以上 前年度実績値－355局未満	前年度実績値－592局未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値±488局以内	前年度実績値－814局以上 前年度実績値－488局未満	前年度実績値－814局未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値±173局以内	前年度実績値－288局以上 前年度実績値－173局未満	前年度実績値－288局未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値±88局以内	前年度実績値－147局以上 前年度実績値－88局未満	前年度実績値－147局未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値±304局以内	前年度実績値－507局以上 前年度実績値－304局未満	前年度実績値－507局未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値±35局以内	前年度実績値－58局以上 前年度実績値－35局未満	前年度実績値－58局未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋１%超	前年度実績値±１%以内	前年度実績値－５%以上 前年度実績値－１%未満	前年度実績値－５%未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋１%超	前年度実績値±１%以内	前年度実績値－５%以上 前年度実績値－１%未満	前年度実績値－５%未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＡである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＢであり、その他の評価がＢ以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)又は(3)の評価のいずれかがＣである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）6GHz以下/移行計画以外&Sub6 ②

(別紙２関係)

（Sub6帯）

評価項目		S	A	B	C
（1）電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値+1,000局超 前年度実績値+3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値+41局以上 前年度実績値+124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値+68局以上 前年度実績値+205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値+353局以上 前年度実績値+1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値+34局以上 前年度実績値+101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値+23局以上 前年度実績値+70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値+118局以上 前年度実績値+355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値+163局以上 前年度実績値+488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値+58局以上 前年度実績値+173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値+29局以上 前年度実績値+88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値+101局以上 前年度実績値+304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値+12局以上 前年度実績値+35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）6GHz以下／移行計画以外&Sub6 ③

(別紙２関係)

4 基盤展開率（Sub6帯）

S	A	B	C
前年度実績値＋１％超	前年度実績値±１％以内	前年度実績値－５％以上 前年度実績値－１％未満	前年度実績値－５％未満

5 通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

6 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ) SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

Sub6帯以外において、通信量及び技術導入状況については、移行計画に係らない周波数と係る周波数を合算し、周波数帯全体として評価。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価） 6GHz以下/移行計画①

(別紙１関係)

○移行計画に係る周波数帯※

※令和７年度においては、(1) 870MHzを超え875MHz以下、(2) 945MHzを超え950MHz以下、(3) 2,165MHzを超え2,170MHz以下が対象

1　電気通信業務用基地局の数

	S	A	B	C	D
全国	計画値＋3,000局超	計画値+1,000局超 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
北海道	計画値＋124局超	計画値+41局以上 計画値+124局以下	計画値以上 計画値+41局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
東北	計画値＋205局超	計画値+68局以上 計画値+205局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
関東	計画値＋1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
信越	計画値＋101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
北陸	計画値＋70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
東海	計画値＋355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
近畿	計画値＋488局超	計画値+163局以上 計画値+488局以下	計画値以上 計画値+163局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
中国	計画値＋173局超	計画値+58局以上 計画値+173局以下	計画値以上 計画値+58局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
四国	計画値＋88局超	計画値+29局以上 計画値+88局以下	計画値以上 計画値+29局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
九州	計画値＋304局超	計画値+101局以上 計画値+304局以下	計画値以上 計画値+101局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）
沖縄	計画値＋35局超	計画値+12局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+12局未満	計画値未満（正当な理由*あり）	計画値未満（正当な理由*なし）

＊ 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうか判断するものとする。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価） 6GHz以下/移行計画 ②

(別紙１関係)

2　人口カバー率

周波数帯	SS	S	A	B	C	D
(1) 870MHzを超え875MHz以下 (2) 945MHzを超え950MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満、 又は計画値以上	80%以上 85%未満、 又は80%未満であって計画値未満（正当な理由＊あり）	計画値未満（正当な理由＊なし）（ただし、80%以上の場合を除く。）
(3) 2,165MHzを超え2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満、 又は計画値以上	50%以上 70%未満、 又は50%未満であって計画値未満（正当な理由＊あり）	計画値未満（正当な理由＊なし）（ただし、50%以上の場合を除く。）

＊ 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうか判断するものとする。

3　面積カバー率

S	A	B	C	D
計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満（正当な理由＊あり）	計画値未満（正当な理由＊なし）

＊ 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうか判断するものとする。

総合的な評価

S	A	B	C	D
２（人口カバー率）の評価がＳＳ又はＳである。	２（人口カバー率）の評価がＡである。	２（人口カバー率）の評価がＢである。	２（人口カバー率）の評価がＣである。	１（電気通信事業用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがＤである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価） 6GHz以下/移行計画

(別紙２関係)

1～3 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率 （移行計画に係る周波数帯）

評価項目		S	A	B	C
（1）電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値+1,000局超 前年度実績値+3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値+41局以上 前年度実績値+124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値+68局以上 前年度実績値+205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値+353局以上 前年度実績値+1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値+34局以上 前年度実績値+101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値+23局以上 前年度実績値+70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値+118局以上 前年度実績値+355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値+163局以上 前年度実績値+488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値+58局以上 前年度実績値+173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値+29局以上 前年度実績値+88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値+101局以上 前年度実績値+304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値+12局以上 前年度実績値+35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

通信量及び技術導入状況については、移行計画に係らない周波数と係る周波数を合算し、周波数帯全体として評価。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価）6GHz超

(別紙１関係)

○６GHz超の周波数帯　※28GHz帯

1 電気通信業務用基地局の数

S	A	B	C	D
計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の110%以上である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の90%以上110%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の70%以上90%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の70%未満である。	計画値未満である。

＊周波数帯毎に各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

5 通信量

S	A	B	C	D
–	–	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	–	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況

S	A	B	C	D
B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の全ての都道府県において、SA又はその代替技術を導入	B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、SA又はその代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO及びQAMの全て又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAM又はそれらの代替技術をいずれも導入していない

総合的な評価

S	A	B	C	D
1(基地局の数)の評価がSである。	1(基地局の数)の評価がAである。	1(基地局の数)の評価がBである。	1(基地局の数)の評価がCである。	1 (基地局の数)、5(通信量) 又は6(技術導入状況) の評価のうちいずれかがDである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）6GHz超

(別紙２関係)

○６GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数※

※ 総合通信局ごとの基準については、P7の「２(１)電気通信業務用基地局の数（Sub6帯）」の基準に同じ。

S	A	B	C
前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値＋1,000局以上 前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値以上 前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値未満

5 通信量

※ 6GHz以下の基準に同じ。

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

6 技術導入状況

※ 6GHz以下の基準に同じ。

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ (ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価）

5G普及/2.3G帯開設指針/4.9G帯開設指針以外 ①

（別紙３関係）

１、２　電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率

（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外）

評価項目		S	A	B	C
（1）電気通信業務用基地局の数	全国	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
	北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満
	東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
	関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満
	信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
	北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
	東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
	近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
	中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
	四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
	九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
	沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率		計画値＋５%超	計画値＋１%以上 計画値＋５%以下	計画値以上 計画値＋１%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 5G普及/2.3G帯開設指針/4.9G帯開設指針以外 ②

(別紙３関係)

7 技術導入状況

	S	A	B	C
(1) 770MHz を超え773MHz以下の周波数帯	アからエまでのうち３つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ ２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのうち３つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ ２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのうち１つ以上２つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ ２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ ２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

総合的な評価

	S	A	B	C
(1) ５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯	「１、２（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）」の(3)総合的な評価がＳである。	「１、２（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）」の(3)総合的な評価がＡである。	「１、２（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）」の(3)総合的な評価がＢである。	「１、２（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）」の(3)総合的な評価又は「７（技術導入状況）」の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 5G普及/4.9G帯開設指針以外

1～3　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

（別紙４関係）

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値＋1,000局以上 前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値＋41局以上 前年度実績値＋124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値＋68局以上 前年度実績値＋205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値＋353局以上 前年度実績値＋1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値＋34局以上 前年度実績値＋101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値＋23局以上 前年度実績値＋70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値＋118局以上 前年度実績値＋355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値＋163局以上 前年度実績値＋488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値＋58局以上 前年度実績値＋173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値＋29局以上 前年度実績値＋88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値＋101局以上 前年度実績値＋304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値＋12局以上 前年度実績値＋35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

7　技術導入状況

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）6GHz以下の周波数帯の「６　技術導入状況」の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 5G普及開設指針 ①

(別紙３関係)

1　電気通信業務用基地局の数　（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

評価項目	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数(屋外)※	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数(屋内)※	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

※　総合通信局ごとの基準については、P14の「１(１)電気通信業務用基地局の数」の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 5G普及開設指針 ②

4、5　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率 （５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

（別紙３関係）

評価項目		S	A	B	C
（1）５Ｇ高度特定基地局の数	全国	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000局以下	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満
	北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
	東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
	関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以下	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満
	信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
	北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満
	東海	計画値＋73局超	計画値＋36局以上 計画値＋73局以下	計画値以上 計画値＋36局未満	計画値未満
	近畿	計画値＋68局超	計画値＋34局以上 計画値＋68局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
	中国	計画値＋86局超	計画値＋43局以上 計画値＋86局以下	計画値以上 計画値＋43局未満	計画値未満
	四国	計画値＋56局超	計画値＋28局以上 計画値＋56局以下	計画値以上 計画値＋28局未満	計画値未満
	九州	計画値＋136局超	計画値＋68局以上 計画値＋136局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
	沖縄	計画値＋21局超	計画値＋10局以上 計画値＋21局以下	計画値以上 計画値＋10局未満	計画値未満
(2) ５Ｇ基盤展開率		計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 5G普及開設指針 ③

(別紙３関係)

7　技術導入状況

	S	A	B	C
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

総合的な評価

	S	A	B	C
(2)　５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯	「１（電気通信業務用基地局の数）」の(3)総合的な評価又は「４、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）」の(3)総合的な評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	「１（電気通信業務用基地局の数）」の(3)総合的な評価又は「４、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）」の(3)総合的な評価のうち、一方がＳであり他方がＢ、又は一方がＡであり他方がＡ若しくはＢである。	「１（電気通信業務用基地局の数）」の(3)総合的な評価又は「４、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）」の(3)総合的な評価がいずれもＢである。	「１（電気通信業務用基地局の数）」の(3)総合的な評価、「４、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）」の(3)総合的な評価又は「７（技術導入状況）」の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 5G普及開設指針 ①

(別紙４関係)

１～３　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値＋1,000局以上 前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値＋41局以上 前年度実績値＋124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値＋68局以上 前年度実績値＋205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値＋353局以上 前年度実績値＋1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値＋34局以上 前年度実績値＋101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値＋23局以上 前年度実績値＋70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値＋118局以上 前年度実績値＋355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値＋163局以上 前年度実績値＋488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値＋58局以上 前年度実績値＋173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値＋29局以上 前年度実績値＋88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値＋101局以上 前年度実績値＋304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値＋12局以上 前年度実績値＋35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 5G普及開設指針 ②

(別紙４関係)

４、５　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

評価項目		S	A	B	C
（1）5G高度特定基地局の数	全国	前年度実績値＋1,000局超	前年度実績値＋500局以上 前年度実績値＋1,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋500局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋204局超	前年度実績値＋102局以上 前年度実績値＋204局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋102局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋167局超	前年度実績値＋84局以上 前年度実績値＋167局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋84局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋92局超	前年度実績値＋46局以上 前年度実績値＋92局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋46局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋62局超	前年度実績値＋31局以上 前年度実績値＋62局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋31局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋35局超	前年度実績値＋18局以上 前年度実績値＋35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋18局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋73局超	前年度実績値＋36局以上 前年度実績値＋73局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋36局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋68局超	前年度実績値＋34局以上 前年度実績値＋68局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋86局超	前年度実績値＋43局以上 前年度実績値＋86局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋43局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋56局超	前年度実績値＋28局以上 前年度実績値＋56局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋28局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋136局超	前年度実績値＋68局以上 前年度実績値＋136局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋21局超	前年度実績値＋10局以上 前年度実績値＋21局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋10局未満	前年度実績値未満
(2) ５Ｇ基盤展開率		前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上 前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
(3) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

７　技術導入状況

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）の6GHz以下の周波数帯の「６　技術導入状況」の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 2.3GHz帯開設指針

(別紙３関係)

1　電気通信業務用基地局の数 （2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

評価項目	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数※	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値＋1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

※　総合通信局ごとの基準については、P14の「１(１)電気通信業務用基地局の数」の基準に同じ。

7　技術導入状況

	S	A	B	C
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

総合的な評価

	S	A	B	C
(3) 2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。	１（電気通信業務用基地局の数）又は７（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 2.3GHz帯開設指針

1～3　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

（別紙４関係）

評価項目		S	A	B	C
（1）電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値＋1,000局以上 前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値＋41局以上 前年度実績値＋124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値＋68局以上 前年度実績値＋205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値＋353局以上 前年度実績値＋1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値＋34局以上 前年度実績値＋101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値＋23局以上 前年度実績値＋70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値＋118局以上 前年度実績値＋355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値＋163局以上 前年度実績値＋488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値＋58局以上 前年度実績値＋173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値＋29局以上 前年度実績値＋88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値＋101局以上 前年度実績値＋304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値＋12局以上 前年度実績値＋35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上 前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上 前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

7　技術導入状況

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）の6GHz以下の周波数帯の「６　技術導入状況」の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（実績評価） 4.9GHz帯開設指針

1、6 電気通信業務用基地局の数、4.9GHz帯展開率 （4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

（別紙３関係）

評価項目	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数※	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 4.9GHz帯展開率	計画値＋5%超	計画値＋1%以上 計画値＋5%以下	計画値以上 計画値＋1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

※ 総合通信局ごとの基準については、P14の「１(１)電気通信業務用基地局の数」の基準に同じ。

7 技術導入状況

	S	A	B	C
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ ４MIMO又は８MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

総合的な評価

	S	A	B	C
(4) 4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯	「１、６（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）」の(3)総合的な評価がＳである。	「１、６（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）」の(3)総合的な評価がＡである。	「１、６（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）」の(3)総合的な評価がＢである。	「１、６（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）」の(3)総合的な評価又は「７（技術導入状況）」の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 4.9GHz帯開設指針 ①

(別紙４関係)

１～３　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値＋1,000局以上 前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値＋41局以上 前年度実績値＋124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値＋68局以上 前年度実績値＋205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値＋353局以上 前年度実績値＋1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値＋34局以上 前年度実績値＋101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値＋70局超	前年度実績値＋23局以上 前年度実績値＋70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値＋355局超	前年度実績値＋118局以上 前年度実績値＋355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値＋488局超	前年度実績値＋163局以上 前年度実績値＋488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値＋173局超	前年度実績値＋58局以上 前年度実績値＋173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値＋88局超	前年度実績値＋29局以上 前年度実績値＋88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値＋304局超	前年度実績値＋101局以上 前年度実績値＋304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値＋35局超	前年度実績値＋12局以上 前年度実績値＋35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値＋５%超	前年度実績値＋１%以上 前年度実績値＋５%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋１%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（進捗評価） 4.9GHz帯開設指針 ②

(別紙４関係)

6　4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

評価項目	S	A	B	C
4.9GHz帯展開率	前年度実績値＋5%超	前年度実績値＋1%以上 前年度実績値＋5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値＋1%未満	前年度実績値未満

7　技術導入状況

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）の6GHz以下の周波数帯の「６　技術導入状況」の基準に同じ。

複数の周波数帯を総合的に勘案した評価（定性評価） 別紙5関係

1　総務省令に規定する事項

評価項目	a	b	c	d
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保※	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。
③データトラヒック	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。
④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ）に対するサービス提供	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	ｂに加えて、５Ｇの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

※　災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

2　総合的な評価

a	b	c	d
電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

資料１４

電波監理審議会審議資料

令和８年３月１１日

有効利用評価方針改定案
（令和８年３月１１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、井上主査、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
審議内容について
総務省総合通信基盤局総務課
（柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査）
電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第1154回）
審 議 事 項 （ ２ ） 資 料 １

有効利用評価方針の
改定の考え方及び改定内容

令和8年3月

有効利用評価部会

有効利用評価方針の改定に係る検討事項

令和７年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案における「今後の検討課題」一覧

	項目	検討課題（概要）
1	**Sub6帯**に係る評価 ①	**Sub6帯の実績評価の総合的な評価**においては、**「基盤展開率」に基づく評価を行っている**が、基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、**過年度の検討課題にも示したとおり、今後は人口カバー率に基づく評価を行うことが望ましい。**早期に人口カバー率による評価へ移行するため、**現行の基盤展開率も一定程度考慮するなどの経過措置を設けることにより、人口カバー率による評価の実施に向け**、当該評価に係る**有効利用評価方針の改定案の検討を行う**こととしたい。なお、前年度の検討課題にある**「干渉条件も加味した評価基準」については引き続き検討**する。
2	**ＮＴＮ**に係る評価	令和７年４月に低軌道衛星による**「衛星ダイレクト通信」がサービス開始、**また、**「HAPS」**を用いたサービスに向けた検討も進められているが、これらのNTNサービスは、地上系のサービスとはアプリケーションや速度等が同等ではなく、**地上系の評価項目とは異なる評価を検討する必要**がある。**既にサービスを開始している事業者がいる**ことから、**早期に評価方針を検討する必要**があるため、まずは**定性評価の実現に向け、その評価項目について検討**を進める。
3	**ミリ波帯**に係る評価 ②	ミリ波帯は、**エリアがスポット的であり狭く**、また、**対応端末も少ない**ことから**定常的なトラヒックが極めて少ない状況**にあり、**エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知など多面的な取組み**が必要である。 ここで、令和6年9月に制度改正があり、**Sub6帯・ミリ波帯に中継局を導入、また、FWA利用も想定した高出力端末（HPUE）の利用が可能**になっているが、**これらの取組については、特段、現行の評価では反映されない**ため、このような新たな技術の導入や、ユースケース・アプリケーションの開発、ユーザーへの周知などの、**ミリ波利用に向けた各社取組について、何らかの形で評価に加味することが望ましい**と考えられるため、その検討を進める。
4	**定性評価**の見直し ②	令和４年度から有効利用の評価を開始して以来、定性評価については５つの項目について評価を行ってきたところであるが、**評価項目によっては概ね標準的な評価「ｂ」に各社横並びとなり、経年の変化も乏しくなった状況のものがある。** このため、**先述の「NTNに係る評価」等を新たな項目として追加することを検討する**とともに、**既存の項目のうち、概ね各社とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が予想されないものについては、項目から削除する**ことを検討する。
5	**人口カバレッジ等**に係る指標	昨年度の検討課題に基づいて総務省から報告された調査結果を踏まえ、今後、より適正な評価を実施していくため、利用状況調査を担当する**総務省に対し、**引き続き、**通信環境に関する実地調査**等を通じてエリアカバレッジや通信品質のデータを収集し、**政府が主体となった通信環境に関する「能動的」な調査**の導入に向けた検討の継続を要請。

項目１・３・４ （①、②）について、有効利用評価方針の改定案の検討を行う。

①**Sub6帯**に係る評価

「①Ｓｕｂ６帯に係る評価」に関する検討課題

Sub6帯に係る評価　※令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る有効利用評価結果（案）　Ⅴ 今後の検討課題より

Sub6帯（3.7/4.0/4.5GHz帯）については令和６年４月に認定の有効期間が満了し、現在、**Sub6帯の実績評価の総合的な評価**（「S」～「C」評価）においては、**「基盤展開率」に基づく評価を実施**しているが、基盤展開率は５Ｇの初期の普及促進における評価としては有効であったものの、令和２年の５Ｇ開始から５年が経過し、基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、**令和５年度及び令和６年度の検討課題にも示したとおり、今後は人口カバー率に基づく評価を行うことが望ましい。**

一方で、特にSub6帯において２つの周波数帯の割当てを受けている事業者においては、いずれか一方の周波数帯の利用が低い傾向、また、衛星との干渉調整が必要な周波数帯においては、一定の地域で利用が低い傾向もあり、**現行の3.5GHz帯等のミッドバンドにおける人口カバー率に係る最下位の評価基準（「D」評価：50%未満）を満たさない地域も多く存在**している。

このような状況も考慮しつつ、早期に人口カバー率による評価へ移行するため、**現行の基盤展開率も一定程度考慮するなどの経過措置を設けることにより、人口カバー率による評価の実施**に向け、当該評価に係る**有効利用評価方針の改定案の検討**を行うこととしたい。なお、前年度の検討課題にある**「干渉条件も加味した評価基準」については引き続き検討**し、経過措置の期限は、今後、各事業者の展開状況を見ながら検討する。（**３年程度**ごとに、各事業者の見通しなどを調査し、期限設定の要否を検証。）

ここで、**政府による５Ｇ全体の促進の目標**（デジタルインフラ整備計画2030（令和７年６月））では、令和６年７月に策定された**Sub6展開率**が採用されている。**これについては、高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的なSub6の普及を目標としたもの**であるため、トラヒックニーズの高い地域を優先して整備するための目標設定としては有効であるが、それ以外の地域（人口カバー率で30%相当）については対象には含まれず、**有効利用評価に用いる場合においてもその地域（人口カバー率で30%相当）は含まれない（考慮されない）**という短所がある。

（参考）令和７年度調査結果【人口カバー率】

注）赤字：50%未満、下線：30%未満、()は昨年度実績値との比較

	3.7GHz帯				4.0GHz帯	4.5GHz帯
	ドコモ	KDDI/沖セル	楽天モバイル	ソフトバンク	KDDI/沖セル	ドコモ
全国	27.76% (+3.87%)	54.73% (+2.22%)	61.08% (+10.49%)	49.59% (+6.32%)	2.77% (+1.03%)	48.46% (+3.77%)
北海道	21.62% (+3.01%)	77.32% (+0.53%)	56.90% (+2.27%)	80.97% (+7.18%)	3.96% (+1.06%)	34.45% (+1.27%)
東北	31.97% (+1.71%)	53.91% (+0.02%)	35.93% (+3.44%)	66.26% (+1.96%)	3.48% (+1.40%)	24.78% (+0.59%)
関東	3.03% (+0.69%)	41.33% (+5.93%)	73.62% (+22.95%)	26.79% (+8.24%)	3.04% (+1.61%)	59.35% (+8.30%)
信越	70.90% (+4.18%)	52.17% (+0.09%)	33.97% (−1.42%)	61.93% (−0.36%)	1.36% (+0.22%)	29.62% (+4.38%)
北陸	67.17% (+3.76%)	58.36% (+0.13%)	32.03% (−0.52%)	77.01% (+1.39%)	2.93% (+1.25%)	27.30% (+0.41%)
東海	9.92% (+6.78%)	45.67% (+0.04%)	63.45% (+11.26%)	43.50% (+5.80%)	0.91% (+0.34%)	61.42% (+1.66%)
近畿	43.70% (+12.04%)	72.19% (+0.04%)	81.10% (+4.31%)	64.80% (+10.29%)	0.81% (+0.29%)	63.28% (+1.46%)
中国	61.75% (+4.11%)	65.34% (+0.00%)	31.34% (+0.47%)	62.07% (+0.23%)	2.97% (+0.92%)	31.35% (+2.64%)
四国	69.65% (+1.26%)	70.24% (+0.10%)	32.50% (−1.88%)	71.47% (+2.28%)	2.66% (+0.79%)	14.97% (+0.00%)
九州	56.35% (+1.12%)	65.79% (+0.00%)	45.21% (−0.52%)	68.05% (+4.91%)	2.56% (+1.11%)	22.82% (+0.07%)
沖縄	6.05% (+0.12%)	45.37% (+7.28%)	32.92% (+15.25%)	11.50% (+2.23%)	37.67% (+1.02%)	57.56% (+0.37%)

Ｓｕｂ６帯に係る有効利用評価方針の見直し（案）全般

- **実績評価**において、主たる評価事項を「**基盤展開率**」から「**人口カバー率**」**に変更する。**
- **人口カバー率のしきい値**は、**当面の間**、現在の3.5GHz帯以下の基準よりも**緩和したものを用いる**。
- 「**基盤展開率**」は、**当面の間**、**人口カバー率の経過措置**として用いる。
- 社会情勢や免許人の実績状況を勘案しながら**おおむね３年ごとに**、**これらの経過措置が適切か等を検証**し、**適時適切に見直す**。
- 「**面積カバー率**」**を評価事項として加える。**
- **進捗評価**においては、**基盤展開率**を**評価事項から削除**する。

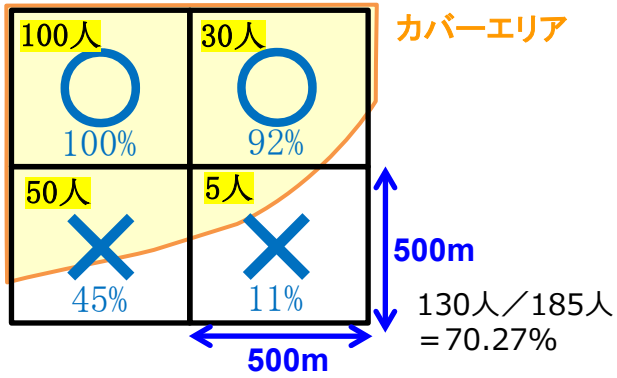
認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯の評価（定量評価）別紙１、別紙２関係

評価事項	実績評価（別紙１関係）				進捗評価（別紙２関係）			
	６GHz以下			６GHz超（28GHz帯）	６GHz以下			６GHz超（28GHz帯）
	Sub6帯以外		Sub6帯		Sub6帯以外		Sub6帯	
	３Gからの移行計画に係らない周波数帯	３Gからの移行計画の策定帯域			３Gからの移行計画に係らない周波数帯	３Gからの移行計画の策定帯域		
電気通信業務用基地局の数	絶対評価（実績）	絶対評価（計画比※１）	絶対評価（実績）	相対評価（実績の平均比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
人口カバー率	絶対評価（実績）	絶対評価（実績・計画比）	絶対評価（実績）　新たに設ける	－	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	－
面積カバー率	相対評価（実績の平均比）	絶対評価（計画比）	相対評価（実績の平均比※２）	－	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	－
基盤展開率	－	－	（人口カバー率の経過措置としてのみ用いる。）	－	－	－	削る －	－
通信量	絶対評価※３（実績）	－※３	絶対評価（実績）	絶対評価（実績）	絶対評価※３（前年度比）	－※３	絶対評価（前年度比）	－
技術導入状況	絶対評価※３（実績）	－※３	絶対評価（実績）	絶対評価（実績）	絶対評価※３（前年度比）	－※３	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
総合的な評価	評価事項に基づく総合評価（主は人口カバー率）	評価事項に基づく総合評価（主は人口カバー率）	評価事項に基づく総合評価（主は人口カバー率）	評価事項に基づく総合評価（主は基地局数）				

※１　３Gからの移行計画において設定した計画値に対する実績値の割合
※２　全事業者の実績値の平均に対する被評価者の実績値の割合（周波数帯毎）
※３　移行計画に係らない周波数帯に合算して評価

（参考）カバレッジに係る各指標の定義

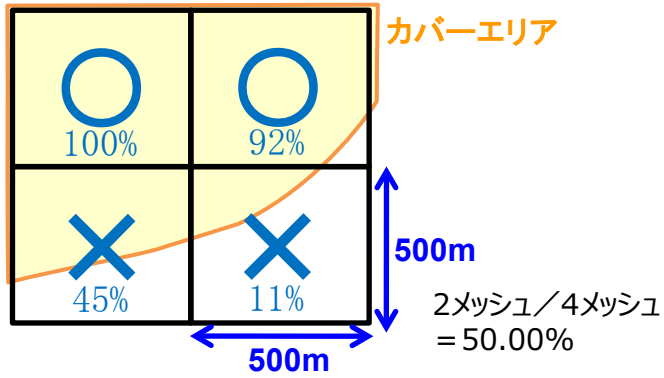
＜人口カバー率＞



総メッシュ数：466,156メッシュ（約47万メッシュ）

● 「総人口」に対する「500mメッシュの1/2以上(50%以上)をカバーした人口」の割合

＜面積カバー率＞



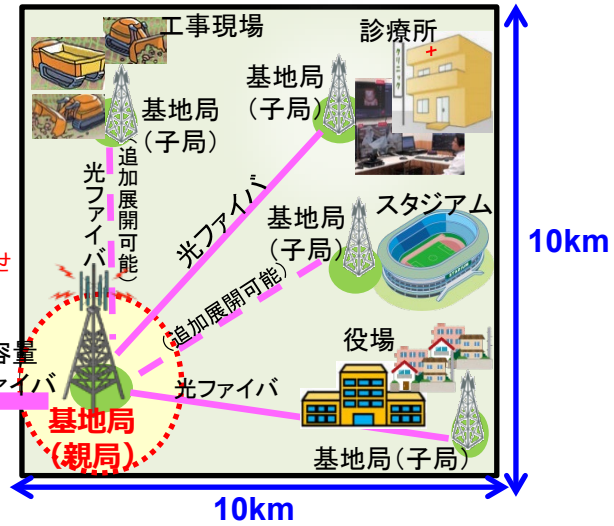
総メッシュ数：1,524,846メッシュ（約152万メッシュ）

● 「総メッシュ数」に対する「500mメッシュの1/2以上(50%以上)をカバーしたメッシュ」の割合

＜基盤展開率・５Ｇ基盤展開率＞

基盤展開率
・1波ごと
・認定期間満了後のSub6の有効利用評価に使用（人口カバー率を使うまでのつなぎとして）

5G基盤展開率
・1.7/Sub6/ミリ波重ね合わせ
・5G割当て時の基準に使用
・認定期間中の1.7GHz帯の有効利用評価に使用



総メッシュ数：4,464メッシュ（約0.45万メッシュ）

● 「総メッシュ数」に対する「10kmメッシュに基地局(親局)※1を整備したメッシュ」の割合

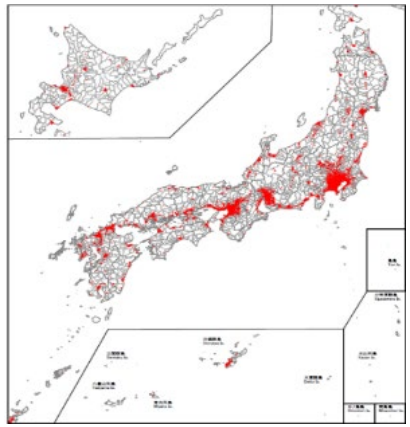
＜4.9GHz帯展開率※4・Sub６展開率※5＞

4.9GHz帯率
・1波ごと
・割当て時の基準に使用
・認定期間中の有効利用評価に使用

Sub6展開率
・事業者・周波数重ね合わせ
・事業者・周波数横断的なSub6の普及目標に使用
・有効利用評価には使用していない



（高トラヒックエリア：赤）



総メッシュ数：約1.3万メッシュ

● 「高トラヒックエリア※2の総メッシュ数」に対する「1kmメッシュに基地局を整備※3したメッシュ」の割合

※１　親局：①基盤展開率では、Sub6帯の周波数帯ごと、5G基盤展開率(5G普及開設指)では、1.7/3.7/28GHz帯の全ての周波数帯を用いる基地局であって、②約10Gbps以上の大容量光ファイバに接続された、③複数の基地局（子局）と接続可能な基地局。

※２　高トラヒックエリア：人口集中地区の面積が13,250平方キロメートルであることを参考に、人口が上位13,250メッシュを指す。ただし、4.9GHz帯では既存無線局との共用のため、空港用地端から4.1kmの範囲内にあるメッシュを除き、総メッシュ数は12,708メッシュとなる。

※３　隣接メッシュに設置された基地局により、メッシュの3/4以上をカバーしたメッシュを含む。

※４　割当の際の開設指針において定められていることから、【認定期間中】の有効利用評価に用いている。

※５　事業者・周波数横断のSub6帯全体の政府目標として用いており、有効利用評価には用いていない。

（参考）認定の有効期間中の周波数帯の評価

認定の有効期間中の周波数帯の評価（定量評価）別紙３、別紙４関係

評価事項	実績評価（別紙３関係）				進捗評価（別紙４関係）		
	700MHz帯 1.7GHz帯(1805～1845MHz) 3.4GHz帯	1.7GHz帯東名阪以外	2.3GHz帯	4.9GHz帯	700MHz帯 1.7GHz帯(1805～1845MHz) 2.3GHz帯 3.4GHz帯	1.7GHz帯東名阪以外	4.9GHz帯
電気通信業務用基地局の数	絶対評価（開設計画比）	絶対評価（開設計画比）	絶対評価（開設計画比）	絶対評価（開設計画比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
人口カバー率	絶対評価（開設計画比）	－	－	－	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
面積カバー率	－	－	－	－	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
５G高度特定基地局の数	－	絶対評価（開設計画比）	－	－	－	絶対評価（前年度比）	－
５G基盤展開率	－	絶対評価（開設計画比）	－	－	－	絶対評価（前年度比）	－
4.9GHz帯展開率	－	－	－	絶対評価（開設計画比）	－	－	絶対評価（前年度比）
技術導入状況	絶対評価（実績）	絶対評価（実績）	絶対評価（実績）	絶対評価（実績）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）	絶対評価（前年度比）
総合的な評価	評価事項に基づく総合評価	評価事項に基づく総合評価	評価事項に基づく総合評価	評価事項に基づく総合評価			

５G基盤展開率や**4.9GHz帯展開率**は、**周波数割当（開設計画の認定）の審査において計画策定及びその達成が求められる項目・基準**であるため、**認定の有効期間中**において評価基準として使用している。

実績評価・各評価基準の考え方

■ 事業者・周波数横断的なSub6帯の普及のため、「デジタルインフラ整備計画2030」では、**Sub6展開率**を目標として利用している。このSub6展開率は、**高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標**であるため、**電波の有効利用の評価基準**としては、**全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用いた方が普遍的であり、より適切である。**

■ しかし、Sub6帯は割当てから経過した年数が他の周波数帯と比べて浅いことや、周波数特性を考慮し、人口カバー率の基準設定に当たっては、**経過措置として以下の点を考慮する。**

■ なお、干渉条件をはじめとする地域性も加味した評価基準については、引き続き検討を進めることとする。

(1) Sub6帯の人口カバー率しきい値設定

○ **Sub6展開率100%が人口カバー率70%相当という関係性を参考**とし、**経過措置として、Sub6帯における人口カバー率の「A」評価を70%と設定**する（3.5GHz帯のしきい値と比べ、20%緩和）。

○ また、**「A」評価以外のしきい値も併せて緩和**する。「B」評価以下は、「A」評価と同様に20%の緩和とした。「S」評価は、現在のSub6帯人口カバー率の実績最上位が約81%※1であることから、数年後に「S」評価が出現することを想定し、85%とした。また、「SS」評価は、現在の3.5GHz帯の人口カバー率の実績最上位が約96%※2であることから、95%と設定した。

※1　ソフトバンク・北海道（80.97%）、楽天モバイル・近畿（81.10%）
※2　沖縄セルラー・沖縄（96.08%）

(2)「C」評価に関する経過措置

○ 基盤展開率から人口カバー率への切替に当たり、**「C」評価においては、現在の評価基準である「基盤展開率50%以上」を、経過措置として適用**する。

○ ただし、経過措置の適用によって人口カバー率が横ばいのままとならないよう、**適用の条件として、人口カバー率の実績が、前年度実績値を超える場合にのみ、この経過措置を適用可能**とする。

	現在のSub6帯の基盤展開率基準	1.5～3.5GHz帯の人口カバー率基準	Sub6帯の人口カバー率基準（案）
SS	100%	100%	**95%**以上
S	95%以上	95%以上	**85%**以上
A	90%以上	**90%**以上 → **70%**以上 **A評価を70%以上と設定**（現在の基準から20%緩和）	
B	70%以上	70%以上	**50%**以上
C	**50%以上** **現在の「C」評価の基準を一定期間適用** **（ただし、前年度から人口カバー率が増加していることが条件。）**	50%以上	**30%**以上 **又は** **30%**未満であって、 **基盤展開率50%以上** **かつ** **人口カバー率が前年度実績超**
D	50%未満	50%未満	**30%**未満であって、 **基盤展開率50%未満** **又は** **人口カバー率が前年度実績以下**

Ｓｕｂ６帯に係る評価基準（認定の期間満了等・実績評価）の改定（案）

有効利用評価方針（改定案）

2　人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
3.7GHz	95%以上	85%以上	70%以上	50%以上	※１	※２
4.0GHz	95%以上	85%以上	70%以上	50%以上	※１	※２
4.5GHz	95%以上	85%以上	70%以上	50%以上	※１	※２

※１　30%以上　又は（30%未満であって、基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率が前年度実績値超）

※２　30%未満であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率が前年度実績以下

黄色マーカー部は経過措置とし、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながらおおむね３年ごとに、これらの経過措置の適用が適切なものであるかを検証し、適時適切に見直すものとする。

3　面積カバー率　~~※Sub6を除く。~~

SS	S	A	B	C	D
–	周波数帯平均値の110%以上	周波数帯平均値の90%以上110%未満	周波数帯平均値の70%以上90%未満	周波数帯平均値の70%未満	–

（Sub6も面積カバー率を評価する。ただし、平均比であるため、3.7GHz帯のみSABCを出し、4.0/4.5GHz帯はSABCは出さない）

（削除）

6　総合的な評価

	S	A	B	C	D
~~Sub6以外~~	2（人口カバー率）の評価がSS又はS	2（人口カバー率）の評価がA	2（人口カバー率）の評価がB	2（人口カバー率）の評価がC	1（基地局の数）、2（人口カバー率）、4（通信量）又は5（技術導入状況）のいずれかの評価がD
~~Sub6~~	~~4（基盤展開率）の評価がSS又はS~~	~~4（基盤展開率）の評価がA~~	~~4（基盤展開率）の評価がB~~	~~4（基盤展開率）の評価がC~~	~~1（基地局の数）、4（基盤展開率）、5（通信量）又は6（技術導入状況）のいずれかの評価がD~~

基地局数、通信量、技術導入状況は変更がないため省略。

参考：有効利用評価方針（現行）

2　人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

3　面積カバー率　※Sub6を除く。

SS	S	A	B	C	D
–	周波数帯平均値の110%以上	周波数帯平均値の90%以上110%未満	周波数帯平均値の70%以上90%未満	周波数帯平均値の70%未満	–

4　基盤展開率

	SS	S	A	B	C	D
3.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.0GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

7　総合的な評価

	S	A	B	C	D
Sub6以外	2（人口カバー率）の評価がSS又はS	2（人口カバー率）の評価がA	2（人口カバー率）の評価がB	2（人口カバー率）の評価がC	1（基地局の数）、2（人口カバー率）、5(通信量)又は6(技術導入状況）のいずれかの評価がD
Sub6	4（基盤展開率）の評価がSS又はS	4（基盤展開率）の評価がA	4（基盤展開率）の評価がB	4（基盤展開率）の評価がC	1（基地局の数）、4（基盤展開率）、5(通信量)又は6(技術導入状況）のいずれかの評価がD

基地局数、通信量、技術導入状況は変更がないため省略。

Ｓｕｂ６帯に係る評価基準（認定の期間満了等・進捗評価）の改定（案）

有効利用評価方針（改定案）

（削除）

基地局数、人口カバー率、面積カバー率、通信量、技術導入状況は変更がないため省略。

参考：有効利用評価方針（現行）

4　基盤展開率

S	A	B	C
前年度実績値＋１％超	前年度実績値±１％以内	前年度実績値－５％以上 前年度実績値－１％未満	前年度実績値－５％未満

基地局数、人口カバー率、面積カバー率、通信量、技術導入状況は変更がないため省略。

②**ミリ波帯**に係る評価・**定性評価の見直し**

「②ミリ波帯に係る評価・定性評価の見直し」に関する検討課題

ミリ波帯に係る評価　※令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る有効利用評価結果（案）　V 今後の検討課題より

ミリ波帯は、割当てを受けている**事業者すべてが、昨年度に引き続き、前年度から通信量が減少した地域**が生じている。その要因としては、他の周波数帯と比較して**エリアがスポット的であり狭く**、また、**対応端末も少ない**ことから**定常的なトラヒックが極めて少ない**ことにあり、その結果として、例えば前年度に特異的なトラヒックが発生していると、翌年度には減少してしまうという状況が生じている。定常的なトラヒックをさらに増加させるためには、**エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知など多面的な取組**が必要である。

令和6年9月の制度改正により、**Sub6帯・ミリ波帯に中継局を導入、また、FWA利用も想定した高出力端末（HPUE）の利用が可能**になっているなど、エリアの拡大等に向けた取組が行われているが、**これらの取組については、特段、現行の評価では反映されない**。例えば、ミリ波以外の帯域では評価項目に人口又は面積カバー率を用いており、これには中継局によるものが反映されているが、ミリ波の評価項目には当該カバー率を用いていないため、中継局の導入実績が評価に反映されていない。このため、中継局や高出力端末のような新たな技術の導入や、ユースケース・アプリケーションの開発、ユーザーへの周知などの、**ミリ波利用に向けた各事業者の取組について、何らかの形で評価に加味することが望ましい**と考えられる。

定性評価の見直し　※令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る有効利用評価結果（案）　V 今後の検討課題より

令和４年度から有効利用の評価を開始して以来、定性評価については５つの項目「① ５ Ｇ基地局におけるインフラシェアリング」、「②安全・信頼性の確保」、「③データトラヒック」、「④MVNOに対するサービス提供」及び「⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組」について評価を行ってきたところであるが、**評価項目によっては概ね標準的な評価「ｂ」に各事業者が横並びとなり、経年の変化も乏しくなった状況のもの**がある。

このため、**先述の「NTNに係る評価」等を新たな項目として追加することを検討する**とともに、**既存の項目のうち、概ね各事業者とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が予想されないものについては、項目から削除する**ことを検討する。

定量評価　総論より抜粋

② 認定の有効期間が満了又は認定に係らない周波数帯（3.7GHz/4.0GHz/4.5GHz/28GHz 帯）

・ミリ波（28GHz 帯）の通信量について、前年度の実績評価にあった「D」評価 は改善された。しかし、前年度と同様、全ての事業者・全国において基地局数が 前年度より増加しているにもかかわらず、通信量が前年度を下回った地域が確認さ れた。その要因は、エリアがスポット的であり狭く、また、ミリ波対応端末の普 及状況等から通信量が絶対的に少なく、ユーザーの使われ方に左右されたためで あった。５ Ｇの特徴を生かした高品質な通信サービスの普及拡大にはミリ波の活 用は不可欠であり、**エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発及びユーザーへの周知のほか、周波数利用方針の工夫や SA 化の促進、 中継局の活用など多面的な取組**により、ミリ波帯の定常的なトラヒックの一層の 増加に向けた努力をすべきである。なお、今回、ヒアリングを通じて、ミリ波通 信をユーザーに体験させる取組、中継局の展開によりエリアを構築する取組、イベント会場等での WiFi のバックホール回線に利用する取組、積極的に基地局を展開する取組などが確認された。引き続き、対応端末の普及やユーザーへの周知と いった取組については、業界全体としてミリ波帯の利用の底上げにつながること も期待できると考えられるため、各事業者が連携して取り組むことも期待したい。

②ミリ波帯に係る評価・定性評価の見直し（案）全般

- **データトラヒック**については、4Gや5Gのトラヒック総量を把握するために調査は継続するが、**評価から削除**し、新たに**ミリ波利用の普及等に向けた取組を加える。**
- **安全・信頼性の確保**については、評価対象年度における取組に特化するなど、**簡素化、明確化を図る。**
- **IoTへの取組を削除**し、上空利用の「a」評価の対象にサービスの多様化を含める。

複数の周波数帯を総合的に勘案した評価（定性評価）　別紙５関係

評価項目	a	b	c	d
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保※	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は、大規模な災害等において顕著な取組により障害等を最小限にとどめた~~（又は計画を有している）~~。	~~一定の取組を行っており、~~前年度に比べて~~改善~~見直しや強化が見られる。	一定の取組を行っている。~~ものの、前年度に比べて改善が見られない。~~	適切な対応を怠った結果、長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼした。~~十分な取組が行われていない。~~
~~③ データトラヒック~~	~~ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。~~	~~トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。~~	~~トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。~~	~~トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。~~
③ ミリ波利用の普及等に向けた取組	次ページ参照	次ページ参照	次ページ参照	次ページ参照
④ 電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ）に対するサービス提供	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。
⑤ ~~携帯電話の~~上空利用~~及びIoT~~への取組	ｂに加えて、５Ｇの活用~~や（上空利用）~~／サービスの多様化~~（IoT利用）~~に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

データトラヒックの調査は継続する。

※　災害~~等、通信障害、セキュリティ~~に係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

ミリ波利用の普及等に向けた取組に係る定性評価の基準（案）

- **(1)ミリ波帯・Sub6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入**については、**令和6年9月に制度化された、ミリ波帯・Sub6帯における中継局等の導入状況等を評価**する。
- **(2)ミリ波帯の利活用等の促進**については、定量評価や上記(1)の定性評価により評価される取組以外で、**ミリ波の利活用の促進に向けた取組状況を評価**する。
- 特に(1)については制度化からの経過が浅く、未導入の事業者も想定されることから、**当面の間、「d」評価は設定しない**。
- 調査方法は、利用状況調査における記述回答のほか、ヒアリングにおいて具体的な取組を聞き取る。

	評価項目	a	b	c	R
ミリ波利用の普及等に向けた取組	(1)ミリ波帯・Sub6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る多様な新技術※1を積極的に導入している。 （※1 中継局、リピータ、フェムトセル、HPUEなど。b、cにおいて同じ。）	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術を導入又は導入に向けた実証を行っている。	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術の導入や導入に向けた実証の実績はないが、今後の計画を有している。	–
	(2)ミリ波帯の利活用等の促進	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組※2について、積極的に取り組んでいる。 （※2 ユースケース・アプリケーション開発、イベント等のユーザー体験の提供、ユーザーへの周知の取組、自社の販路（ショップ、Web）によるミリ波対応端末の発売など。b、cにおいて同じ。）	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組について、一定程度取り組んでいる。	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組の実績はないが、今後の計画を有している。	–
	総合的な評価	(1)及び(2)の評価のうち、一方がaであり、他方がb以上である。	次のいずれかを満たしている。 ・ (1)及び(2)の評価がいずれもbである。 ・ (1)及び(2)の評価のうち、一方がcであり、他方がa又はbである。	(1)及び(2)の評価がいずれもcである。	–

安全・信頼性の確保に係る定性評価の見直し（案）

- **明確化及び（調査において）簡素化を図る。**
- **利用状況調査への回答のほか、ヒアリング結果も考慮して判断**することとし、ｄ評価については、単に重大事故が発生したことのみをもってｄ評価とするものではない。

評価項目	a	b	c	d
② 安全・信頼性の確保※	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は、大規模な災害等において顕著な取組により障害等を最小限にとどめた~~（又は計画を有している）~~。	~~一定の取組を行っており、~~前年度に比べて~~改善~~見直しや強化が見られる。	一定の取組を行っている。~~ものの、前年度に比べて改善が見られない。~~	適切な対応を怠った結果、長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼした。~~十分な取組が行われていない。~~

令和7年度利用状況調査結果

○安全・信頼性の確保の調査結果

	ドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
○災害対策・火災・津波水害・故障対策	【災害対策】 ・耐震補強等の実施 ・消火設備の設置 ・防水扉の設置 ・24時間以上運用可能な予備電源等の設置 ・大ゾーン、中ゾーン基地局の設置 等 【故障対策】 ・代替用予備機の設置 ・駆けつけ体制の構築 等	【災害対策】 ・耐震設計基準での構築 ・装置等の厳重な固定措置 ・通信機械室無窓化 ・防火シャッター、防火扉、消火設備設置 ・防水板、防水型マンホール、水密扉等の設置 等 【故障対策】 ・全拠点に予備品を配備 ・駆けつけ体制の構築 等	【災害対策】 ・24時間監視体制の構築 ・24時間運用可能な予備電源の設置 ・軽量化した可搬型基地局の整備 ・有線給電ドローン無線中継システムの増強 等 【故障対策】 ・故障対策の実施 ・駆け付け体制の構築 等	【災害対策】 ・24時間運用可能な予備電源の設置 ・消火器の設置 ・遠隔制御による予備電源の延命 ・耐震設計基準での構築 ・無線機器の頭頂設置 ・車載/可搬型基地局の強化 等 【故障対策】 ・予備品の全国配備 ・駆け付け体制の構築 等	【災害対策】 ・耐震設計基準での構築 ・無線機器の嵩上げ ・蓄電池の設置 ・可搬型発電機運用体制の構築 等 【故障対策】 ・予備品の保有 ・駆けつけ体制構築 等	【災害対策】 ・24時間監視体制の構築 ・可搬型発電機および可搬型衛星アンテナの増強 等 【故障対策】 ・故障対策の実施 ・駆け付け体制の構築 等
車載型基地局	113局	65局	96局	87局	2局	36局
可搬型基地局	69局	150局	250局	176局	20局	0局
移動電源車	113台	59台	92台	427台	0台	92台

調査項目を削るなどの簡素化を図る。

その他

■ オークションにより割当てられた電気通信業務用基地局の周波数に関する有効利用評価については、当面の間は実施しないことを、評価方針において明記する。

評価方針における記述

現在、開設計画の認定制度により割り当てられた周波数については、その有効期間中は、主に認定を受けた計画値をベースとした基準により実績評価を行っているところである。

一方で、**価額競争により割り当てられた周波数**については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線局に係る条件としては、全国枠は認定日から起算して３年以内に無線局を開設及び９年以内に全ての都道府県に１以上の無線局を開設すること、地域枠は認定日から起算して５年以内に無線局を開設することとされているのみであることを踏まえ、**当面の間、評価を差し控える**こととする。

■ 技術導入状況の進捗評価のMIMOの取扱いについて明確化する。（令和7年度評価において既に反映済。）

評価方針における記述（一例）

【現行】
(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO

【改定後】
(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和）

電波監理審議会（第1154回）
審 議 事 項 （ ２ ） 資 料 ２

有効利用評価方針

（改定案）

電 波 監 理 審 議 会

一　目的

この方針は、有効利用評価[1]（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二　評価の単位及び区分

１　評価の単位

評価は、２の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類[2]ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（１）　電気通信業務用基地局[3]

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局

ア　公共業務用無線局[4]

イ　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

２　評価の区分

評価の区分は、調査区分[5]と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（１）　電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア　周波数帯[6]

イ　電気通信業務用基地局の免許人

---

[1] 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の３第１項に規定する有効利用評価をいう。

[2] 法第26条の２第１項各号に掲げる無線局の種類をいう。

[3] 法第６条第８項第２号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

[4] 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第２条第３号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

[5] 法第26条の２第１項に規定する調査区分をいう。

[6] 法第26条の２第１項第１号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ　総務省令[7]に規定する事項

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア　周波数帯

イ　総務省令[8]に規定する事項

三　評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査[9]の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

１　電気通信業務用基地局に係る評価[10]は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

（ア）　電気通信業務用基地局の数[11]

（イ）　人口カバー率[12]

---

[7] 法第26条の２第１項第１号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

[8] 法第26条の２第１項第２号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[9] 法第26条の２第１項に規定する利用状況調査をいう。

[10] 現在、開設計画の認定制度により割り当てられた周波数については、その有効期間中は、主に認定を受けた計画値をベースとした基準により実績評価を行っているところである。一方で、価額競争により割り当てられた周波数については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線局に係る条件としては、全国枠は認定日から起算して３年以内に無線局を開設及び９年以内に全ての都道府県に１以上の無線局を開設すること、地域枠は認定日から起算して５年以内に無線局を開設することとされているのみであることを踏まえ、当面の間、評価を差し控えることとする。

[11] 開設計画（法第27条の14第１項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第３項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

[12] 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メ

（ウ）　面積カバー率[13]

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　使用周波数の移行計画[14]

オ　総務省令[15]に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

（２）　評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア　（１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価[16]及び進捗評価[17]を行うものとする。

イ　（１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

ウ　（１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする[18]。

（３）　評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする[19]。

ア　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了

ッシュ・コード）第１項第２号に規定する２分の１地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

[13] 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

[14] １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

[15] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[16] 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

[17] 前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

[18] 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③ミリ波利用の普及等に向けた取組、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤上空利用への取組を対象に評価を行うものとする。

[19] 特に考慮すべき事情がある場合は、評価を行わない（評価記号：Ｒ）。

している[20]又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

（ア）　実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。

（イ）　進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。

イ　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

（ア）　実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。

（イ）　進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。

ウ　（１）エの事項に係る評価の基準

（１）エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。

（ア）　移行する周波数及び通信規格

（イ）　移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し

（ウ）　移行に要する期間[21]

エ　（１）オの事項に係る評価の基準

（１）オの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。

オ　全体の総合的な所見

（１）アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

２　公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　技術導入状況

エ　総務省令[22]に規定する事項

（２）　評価の方法及び基準

---

[20] 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

[21] 電波法の免許の有効期間が５年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙１に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から５年以内として評価を行うものする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

[22] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行[23]並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ　使用している周波数に対する需要

３　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　技術導入状況

エ　総務省令[24]に規定する事項

（２）　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　周波数割当計画[25]において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状

---

[23] デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

[24] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[25] 法第26条第１項に規定する周波数割当計画をいう。

況

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

４　重点調査対象システム[26]については、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

５　１から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）　電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）　電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

６　評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

（１）　電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア　各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び２以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ　免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

[26] 法第26条の２第１項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

四　勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告[27]を行うものとする。

五　その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六　施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）の施行の日（令和４年10月１日）から施行する。

初版　令和４年９月28日
改定　令和５年７月31日
改定　令和６年５月17日
改定　令和７年５月26日
改定　令和８年〇月〇日

附則（令和６年５月17日改定）

令和６年度の第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「５Ｇ普及開設指針第１項第18号」とあるのは「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「５Ｇ導入開設指針」という。）第１項第14号」と、脚注40中「５Ｇ普及開設指針第１項第19号」とあるのは「５Ｇ導入開設指針第１項第15号」と読み替えるものとする。

附則（令和８年〇月〇日改定）

[27] 法第99条の13に規定する勧告をいう。

別紙１の「２　人口カバー率」の表(9)から(11)までの欄「評価及びその基準」の項中「又は30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超」及び「であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率の実績値が前年度実績値以下」については経過措置とし、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながらおおむね３年ごとに、これらの経過措置の適用が適切なものであるかを検証し、適時適切に見直すものとする。また、同項中の各基準値（数値）についても同様とする。

別紙１

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等（開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯をいう。以下同じ。）における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯[28]を除く。）

１　電気通信業務用基地局の数（開設計画の認定の有効期間が満了しているものに限る。）

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　人口カバー率

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
⑴　773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
⑵　860MHzを超え	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満

[28] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）に利用していた周波数帯であって、３Ｇサービス終了に伴い、第４世代又は第５世代移動通信システム（４Ｇ又は５Ｇ）へ移行する計画を有する周波数帯をいう。

890MHz以下		100%未満	95%未満	90%未満	85%未満	
⑶　945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
⑷　1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑸　1,845MHzを超え 1,860MHz以下　及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下[29]	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑹　2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑺　2,545MHzを超え 2,575MHz以下　及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑻　3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑼　3,600MHzを超え 4,000MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であ	30%未満であって、 基盤展開率が 50%未満

[29] 東名阪区域（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第２項第２号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

					って基盤展開率[30]が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下
⑽　4,000MHzを超え 4,100MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績	30%未満であって、 基盤展開率が50%未満 又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下

[30] 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

					値超	
⑾　4,500MHzを超え 4,600MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	30%未満であって、 基盤展開率が50%未満 又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下

３　面積カバー率

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値[31]の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

[31] 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

４　無線局の行う無線通信の通信量

評価	評価の基準
Ｂ	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
Ｄ	評価区域内のいずれかの都道府県において、１日の間トラヒックがない。

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

５　技術導入状況[32]

評価	評価の基準
Ｓ	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA[33] イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO[34]又はMassive MIMO[35] ウ　256QAM[36]又はUL64QAM[37] エ　SA[38]
Ａ	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域

[32] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙２の一の４において同じ。）。
[33] ２以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術（キャリアアグリゲーション）をいう。
[34] １の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。２MIMO、４MIMO又は８MIMOはそれぞれ、２、４又は８以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。
[35] １の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。
[36] 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。
[37] 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。
[38] 第５世代移動通信システム（５Ｇ）コアネットワークにより５Ｇ基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

６　総合的な評価

評価	評価の基準
Ｓ	２（人口カバー率）の評価がSS又はＳである。
Ａ	２（人口カバー率）の評価がＡである。
Ｂ	２（人口カバー率）の評価がＢである。
Ｃ	２（人口カバー率）の評価がＣである。
Ｄ	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）、４（無線局の行う無線通信の通信量）又は５（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の４（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の５（技術導入状況）の基準を準用する。

４　総合的な評価

評価	評価の基準
Ｓ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
Ａ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
Ｂ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。
Ｃ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＣである。
Ｄ	１（電気通信業務用基地局の数）、２（無線局の行う無線通信の通信量）又は３（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

三　移行計画に係る周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満であって、正当な理由[39]がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

地域ごと（各総合通信局及び沖縄総合通信事務所ごととする。以下同じ。）の基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

[39] 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。以下同じ。

関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満であって、正当な理由があ	計画値未満であって、正当な理由がな

				る場合	い場合
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

２　人口カバー率

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1)　870MHzを超え 875MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満、 又は計画値以上	80%以上 85%未満、 又は、 80％未満かつ計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、80％以上の場合を除く。）
(2)　945MHzを超え 950MHz以下						
(3)　2,165MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満、 又は計画値以上	50%以上 70%未満、 又は、 50％未満かつ計画値未満であって、正当な	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、50％以上の場合を除く。）

					理由がある場合	

３　面積カバー率

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満であって、 正当な理由がある場合	計画値未満であって、 正当な理由がない場合

４　総合的な評価

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はＳである。
A	２（人口カバー率）の評価がＡである。
B	２（人口カバー率）の評価がＢである。
C	２（人口カバー率）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがＤである。

別紙２

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 －5,000局以上 前年度実績値 －3,000局未満	前年度実績値 －5,000局未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋１%超	前年度実績値 ±１%以内	前年度実績値 －５%以上 前年度実績値 －１%未満	前年度実績値 －５%未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋１%超	前年度実績値 ±１%以内	前年度実績値 －５%以上 前年度実績値 －１%未満	前年度実績値 －５%未満

⑷　総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ以上である。	前年度実績値を維持しているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＡである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＢであり、その他の評価がＢ以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上 前年度実績値 －205局未満	前年度実績値 －341局未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 －1,762局以上 前年度実績値	前年度実績値 －1,762局未満

			－1,057局未満	
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 －168局以上 前年度実績値 －101局未満	前年度実績値 －168局未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 －116局以上 前年度実績値 －70局未満	前年度実績値 －116局未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 －592局以上 前年度実績値 －355局未満	前年度実績値 －592局未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 －814局以上 前年度実績値 －488局未満	前年度実績値 －814局未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ±173局以内	前年度実績値 －288局以上 前年度実績値 －173局未満	前年度実績値 －288局未満

四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

２　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値 未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうち複数の評価がＳであり、⑴、	前年度実績値を上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、そ	前年度実績値を維持しているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれかがＣである。

	⑵及び⑶の評価がいずれもＢ以上である。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	の他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ＋41局以上 前年度実績値 ＋124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満

関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ＋353局以上 前年度実績値 ＋1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値 ＋70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		＋173局以下	＋58局未満	
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

３　無線局の行う無線通信の通信量

評価	評価の基準
Ｂ	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。
Ｃ	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

４　技術導入状況

評価	評価の基準
Ｓ	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。
Ａ	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM並びに(オ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
Ｂ	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。
Ｃ	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

地域ごとの基準については、一（６GHz以下の周波数帯）の２（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。））の付表２の基準を準用する。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯）の３（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙３

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針[40]、2.3GHz帯開設指針[41]又は4.9GHz帯開設指針[42]に基づき割り当てられた周波数帯を除く。）

評価項目	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
⑴　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　人口カバー率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいず	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[40] 第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）をいう。
[41] 2.3GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和４年総務省告示第51号）をいう。
[42] 4.9GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和６年総務省告示第295号）をいう。

	の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	れかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満

北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満

２　電気通信業務用基地局の数（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
⑴　電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

⑴及び⑵における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

３　電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価及びその基準			
S	A	B	C
認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値＋1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

４　電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率[43]（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　4.9GHz帯展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[43] 4.9GHz帯開設指針第６項に規定する特定基地局の展開率をいう。

⑴における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

５　５Ｇ高度特定基地局[44]の数及び５Ｇ基盤展開率[45]（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
⑴　５Ｇ高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000局以下	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満
⑵　５Ｇ基盤展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[44]５Ｇ普及開設指針第１項第18号に規定する５Ｇ高度特定基地局をいう。
[45]５Ｇ普及開設指針第１項第19号に規定する５Ｇ基盤展開率をいう。

		イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以下	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満
信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満
東海	計画値＋73局超	計画値＋36局以上 計画値＋73局以下	計画値以上 計画値＋36局未満	計画値未満
近畿	計画値＋68局超	計画値＋34局以上 計画値＋68局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満

中国	計画値＋86局超	計画値＋43局以上 計画値＋86局以下	計画値以上 計画値＋43局未満	計画値未満
四国	計画値＋56局超	計画値＋28局以上 計画値＋56局以下	計画値以上 計画値＋28局未満	計画値未満
九州	計画値＋136局超	計画値＋68局以上 計画値＋136局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋21局超	計画値＋10局以上 計画値＋21局以下	計画値以上 計画値＋10局未満	計画値未満

６　技術導入状況

（１）　770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
Ｓ	アからエまでのうち３つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
Ａ	アからエまでのうち３つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
Ｂ	アからエまでのうち１つ以上２つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
Ｃ	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA

（２）　（１）以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
A	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
B	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA

	イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

７　総合的な評価

（１）５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
Ｓ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＳである。
Ａ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＡである。
Ｂ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＢである。
Ｃ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（２）５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
Ｓ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。
Ａ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり他方がＢ、又は一方がＡであり他方がＡ若しくはＢである。
Ｂ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価がいずれもＢである。
Ｃ	２（電気通信業務用基地局の数）、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（３）2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準

S	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
A	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
B	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。
C	３（電気通信業務用基地局の数）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（４）4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＳである。
A	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＡである。
B	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＢである。
C	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

別紙４

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値 未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイの	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	前年度実績値を上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がい	前年度実績値を下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のう

	いずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうち複数の評価がＳであり、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＢ以上である。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	かを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	ずれもＢである。	ちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ＋41局以上 前年度実績値 ＋124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	＋205局超	＋68局以上 前年度実績値 ＋205局以下	以上 前年度実績値 ＋68局未満	未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ＋353局以上 前年度実績値 ＋1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値 ＋70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値 ＋173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

２　4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
4.9GHz帯展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満

３　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　５Ｇ高度特定基地局の数	前年度実績値 ＋1,000局超	前年度実績値 ＋500局以上 前年度実績値 ＋1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋500局未満	前年度実績値 未満
⑵　５Ｇ基盤展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳ	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。	前年度実績値を上回っているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

	であり、他方がＡ以上である。	ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋204局超	前年度実績値 ＋102局以上 前年度実績値 ＋204局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋102局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 ＋167局超	前年度実績値 ＋84局以上 前年度実績値 ＋167局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋84局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 ＋92局超	前年度実績値 ＋46局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未満

		前年度実績値 ＋92局以下	前年度実績値 ＋46局未満	
信越	前年度実績値 ＋62局超	前年度実績値 ＋31局以上 前年度実績値 ＋62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋31局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋18局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋73局超	前年度実績値 ＋36局以上 前年度実績値 ＋73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋68局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋86局超	前年度実績値 ＋43局以上 前年度実績値 ＋86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	＋56局超	＋28局以上 前年度実績値 ＋56局以下	以上 前年度実績値 ＋28局未満	未満
九州	前年度実績値 ＋136局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋136局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋21局超	前年度実績値 ＋10局以上 前年度実績値 ＋21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋10局未満	前年度実績値 未満

４　技術導入状況

別紙２の一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙５

総務省令[46]に規定する事項に係る評価の基準

総務省令に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　総務省令に規定する事項

評価項目	評価	評価の基準
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング[47]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保[48]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は、大規模な災害等において顕著な取組により障害等を最小限にとどめた。
	b	前年度に比べて見直しや強化が見られる。
	c	一定の取組を行っている。
	d	適切な対応を怠った結果、長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼした。
③ミリ波利用の普及等に向けた取組[49]	a	(1)及び(2)の評価のうち、一方がaであり、他方がb以上である。
	b	次のいずれかを満たしている。 ・　(1)及び(2)の評価がいずれもbである。

[46] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。
[47] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）
[48] 災害等に係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）
[49] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）

			・　(1)及び(2)の評価のうち、一方がcであり、他方がa又はbである。
		c	(1)及び(2)の評価がいずれもcである。
	(1) ミリ波帯・Sub6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入	a	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る多様な新技術※1を積極的に導入している。(※1 中継局、リピータ、フェムトセル、HPUE[50]など。b、cにおいて同じ。)
		b	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術を導入又は導入に向けた実証を行っている。
		c	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術の導入や導入に向けた実証の実績はないが、今後の計画を有している。
	(2) ミリ波帯の利活用等の促進	a	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組※2について、積極的に取り組んでいる。(※2 ユースケース・アプリケーション開発、イベント等のユーザー体験の提供、ユーザーへの周知の取組、自社の販路（ショップ、Web）によるミリ波対応端末の発売など。b、cにおいて同じ。)
		b	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組について、一定程度取り組んでいる。
		c	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組の実績はないが、今後の計画を有している。
④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ[51]）に対するサ		a	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
		b	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
		c	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
		d	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。

[50] High Power User Equipment：高出力端末をいう。

[51] ＭＮＯ（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。

ービス提供[52]		
⑤上空利用への取組[53]	a	ｂに加えて、５Ｇの活用やサービスの多様化に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

２　総合的な評価

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

[52] 総務省令第５条第１項第１号ヲ（接続・卸役務提供の状況）

[53] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）

電波監理審議会（第1154回）
審議事項（２）参考資料

有効利用評価方針　改定案

改　定　（案）	改　定　前
一　目的 この方針は、有効利用評価[1]（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。	一　［同左］
二　評価の単位及び区分	二　［同左］
１　評価の単位 評価は、２の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類[2]ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。	
（１）　電気通信業務用基地局[3]	
（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局	
ア　公共業務用無線局[4]	
イ　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局	
２　評価の区分 評価の区分は、調査区分[5]と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。	
（１）　電気通信業務用基地局に係る評価の区分	
ア　周波数帯[6]	
イ　電気通信業務用基地局の免許人	
ウ　総務省令[7]に規定する事項	
（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分	
ア　周波数帯	
イ　総務省令[8]に規定する事項	
三　評価の事項、方法及び基準 総務大臣から利用状況調査[9]の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。	三　評価の事項、方法及び基準 ［同左］
１　電気通信業務用基地局に係る評価[10]は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。	１　電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

[1] 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の３第１項に規定する有効利用評価をいう。
[2] 法第26条の２第１項各号に掲げる無線局の種類をいう。
[3] 法第６条第８項第２号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。
[4] 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第２条第３号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。
[5] 法第26条の２第１項に規定する調査区分をいう。
[6] 法第26条の２第１項第１号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。
[7] 法第26条の２第１項第１号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。
[8] 法第26条の２第１項第２号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。
[9] 法第26条の２第１項に規定する利用状況調査をいう。
[10] 現在、開設計画の認定制度により割り当てられた周波数については、その有効期間中は、主に認定を受けた計画値をベースとした基準により実績評価を行っているところである。一方で、価額競争により割り当てられた周波数については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線局に係る条件としては、全国枠は認定日から起算して３年以内に無線局を開設及び９年以内に全ての都道府県に１以上の無線局を開設すること、地域枠は認定日から起算して５年以内に無線局を開設することとされているのみであることを踏まえ、当面の間、評価を差し控えることとする。

（１）　評価の事項 ア　無線局の数 （ア）　電気通信業務用基地局の数[11] （イ）　人口カバー率[12] （ウ）　面積カバー率[13] イ　無線局の行う無線通信の通信量 ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。） エ　使用周波数の移行計画[14] オ　総務省令[15]に規定する事項（エに掲げるものを除く。）	（１）　［同左］
（２）　評価の方法 評価の方法は、次に掲げる事項とする。 ア　（１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価[16]及び進捗評価[17]を行うものとする。 イ　（１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。 ウ　（１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする[18]。	（２）　［同左］
（３）　評価の基準 評価の基準は、次に掲げる事項とする[19]。 ア　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している[20]又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準 （ア）　実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。 （イ）　進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。 イ　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準 （ア）　実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。 （イ）　進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。 ウ　（１）エの事項に係る評価の基準	（３）　［同左］

[11] 開設計画（法第27条の14第１項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第３項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

[12] 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第１項第２号に規定する２分の１地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

[13] 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

[14] １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

[15] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[16] 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

[17] ~~計画値又は~~前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

[18] 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③ミリ波利用の普及等に向けた取組~~データトラヒック~~、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤~~携帯電話の~~上空利用~~及びIoT~~への取組を対象に評価を行うものとする。

[19] 特に考慮すべき事情がある場合は、~~未~~評価を行わない（評価記号：Ｒ）~~とする~~。

[20] 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

（１）エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。 （ア）　移行する周波数及び通信規格 （イ）　移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し （ウ）　移行に要する期間[21] エ　（１）オの事項に係る評価の基準 （１）オの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。 オ　全体の総合的な所見 （１）アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。		
２　公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。 （１）　評価の事項 ア　無線局の数 イ　無線局の行う無線通信の通信量 ウ　技術導入状況 エ　総務省令[22]に規定する事項 （２）　評価の方法及び基準 評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。 ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行[23]並びにデジタル化に向けた対応の状況 ウ　評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況 エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。） オ　使用している周波数に対する需要	２　［同左］	
３　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。 （１）　評価の事項 ア　無線局の数 イ　無線局の行う無線通信の通信量 ウ　技術導入状況 エ　総務省令[24]に規定する事項 （２）　評価の方法及び基準 評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。	３　［同左］	

[21] 電波法の免許の有効期間が５年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙１に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から５年以内として評価を行うものする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

[22] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[23] デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

[24] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況 ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況 エ　周波数割当計画[25]において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況 オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向	
４　重点調査対象システム[26]については、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。	４　［同左］
５　１から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。 （１）　電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性 ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用 イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用 ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用 エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用 （２）　電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況	５　［同左］
６　評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。 （１）　電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査 ア　各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び２以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況 イ　免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針 （２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況	６　［同左］
四　勧告 評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告[27]を行うものとする。	四　［同左］
五　その他 電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。	五　［同左］
六　施行期日 この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）の施行の日（令和４年10月１日）から施行する。	六　［同左］
初版　令和４年９月28日	初版　令和４年９月28日
改定　令和５年７月31日	改定　令和５年７月31日
改定　令和６年５月17日	改定　令和６年５月17日

[25] 法第26条第１項に規定する周波数割当計画をいう。
[26] 法第26条の２第１項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。
[27] 法第99条の13に規定する勧告をいう。

改定　令和７年５月26日
改定　令和８年〇月〇日
附則（令和６年５月17日改定）
　令和６年度の第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「５Ｇ普及開設指針第１項第18号」とあるのは「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「５Ｇ導入開設指針」という。）第１項第14号」と、脚注40中「５Ｇ普及開設指針第１項第19号」とあるのは「５Ｇ導入開設指針第１項第15号」と読み替えるものとする。
附則（令和８年〇月〇日改定）
　別紙１の「２　人口カバー率」の表(9)から(11)までの欄「評価及びその基準」の項中「又は30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超」及び「であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率の実績値が前年度実績値以下」については経過措置とし、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながらおおむね３年ごとに、これらの経過措置の適用が適切なものであるかを検証し、適時適切に見直すものとする。また、同項中の各基準値（数値）についても同様とする。
別紙１
開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

　開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等（開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯をいう。以下同じ。）における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。
一　６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯[28]を除く。）
１　電気通信業務用基地局の数（開設計画の認定の有効期間が満了しているものに限る。）
［削除］

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　人口カバー率
［削除］

周波数帯	評価及びその基準

改定　令和７年５月23日

附則（令和６年５月17日改定）
［同左］

別紙１
開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

　開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯
１　電気通信業務用基地局の数
　電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	［同左］
D	［同左］

２　人口カバー率
　人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯（４の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準

[28] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）に利用していた周波数帯であって、３Ｇサービス終了に伴い、第４世代又は第５世代移動通信システム（４Ｇ又は５Ｇ）へ移行する計画を有する周波数帯をいう。

	SS	S	A	B	C	D
(1)　773MHzを超え 803MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2)　860MHzを超え 890MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3)　945MHzを超え 960MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4)　1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5)　1,845MHzを超え1,860MHz以下　及び 1,860MHzを超え1,880MHz以下[29]	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6)　2,110MHzを超え2,170MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(7)　2,545MHzを超え2,575MHz以下　及び 2,595MHzを超え2,650MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(8)　3,480MHzを超え3,600MHz以下	100%	95％以上 100 ％ 未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(9)　3,600MHzを超え4,000MHz以下	95％以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30％未満であって基盤展開率[30]が50%	30％未満であって、基盤展開率が50%未満 又は

	SS	S	A	B	C	D
(1)　773MHzを超え 803MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(2)　860MHzを超え 890MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(3)　945MHzを超え 960MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(4)　1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(5)　1,845MHzを超え1,860MHz以下　及び 1,860MHzを超え1,880MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(6)　2,110MHzを超え2,170MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(7)　2,545MHzを超え2,575MHz以下　及び 2,595MHzを超え2,650MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(8)　3,480MHzを超え3,600MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

[29] 東名阪区域（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第２項第２号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

[30] 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島

					以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	人口カバー率の実績値が前年度実績値以下
⑽　4,000MHzを超え4,100MHz以下	95％以上	85%以上95%未満	70%以上85%未満	50%以上70%未満	30%以上50%未満又は30％未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	30％未満であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率の実績値が前年度実績値以下
⑾　4,500MHzを超え4,600MHz以下	95％以上	85%以上95%未満	70%以上85%未満	50%以上70%未満	30%以上50%未満又は30％未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	30％未満であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率の実績値が前年度実績値以下

３　面積カバー率

［削除］

３　面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯（４の表⑴から⑶に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値[31]の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

［削除］

［削除］

4　無線局の行う無線通信の通信量

［削除］

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、１日の間トラヒックがない。

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

5　技術導入状況[32]

［削除］

［同左］

4　基盤展開率

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯のうち、3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯における基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1)　3,600MHzを超え4,000MHz以下	100%	95％以上100　％　未満	90%以上95%未満	70%以上90%未満	50%以上70%未満	50%未満
(2)　4,000MHzを超え4,100MHz以下	100%	95％以上100　％　未満	90%以上95%未満	70%以上90%未満	50%以上70%未満	50%未満
(3)　4,500MHzを超え4,600MHz以下	100%	95％以上100　％　未満	90%以上95%未満	70%以上90%未満	50%以上70%未満	50%未満

5　無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	［同左］
D	［同左］

6　技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

[31] 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

[32] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙２の一の4 ~~5~~において同じ。）。

評価	評価の基準
S	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA[33] イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO[34]又はMassive MIMO[35] ウ　256QAM[36]又はUL64QAM[37] エ　SA[38]
A	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

６　総合的な評価

［削除］

評価	評価の基準
S	［同左］
A	［同左］
B	［同左］
C	［同左］
D	［同左］

７　総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯（４の表⑴から⑶に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。

[33] ~~キャリアアグリゲーションのこと。~~２以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術（キャリアアグリゲーション）をいう。
[34] １の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。２MIMO、４MIMO又は８MIMOはそれぞれ、２、４又は８以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。
[35] １の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。
[36] 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。
[37] 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。
[38] 第５世代移動通信システム（５Ｇ）コアネットワークにより５Ｇ基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はＳである。
A	２（人口カバー率）の評価がＡである。
B	２（人口カバー率）の評価がＢである。
C	２（人口カバー率）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）、４（無線局の行う無線通信の通信量）又は５（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

［削除］

［削除］

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

［削除］

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の４（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の５（技術導入状況）の基

評価	評価の基準
S	［同左］
A	［同左］
B	［同左］
C	［同左］
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）、５（無線局の行う無線通信の通信量）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

４の表⑴から⑶に掲げる周波数帯における総合的な実績評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	４（基盤展開率）の評価がSS又はＳである。
A	４（基盤展開率）の評価がＡである。
B	４（基盤展開率）の評価がＢである。
C	４（基盤展開率）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、４（基盤展開率）、５（無線局の行う無線通信の通信量）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している６GHz超の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	［同左］
A	［同左］
B	［同左］
C	［同左］
D	［同左］

２　無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、一（６GHz以下の周波数帯）の５（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、一（６GHz以下の周波数帯）の６（技術導入状況）の

準を準用する。

４　総合的な評価

［削除］

評価	評価の基準
S	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
A	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
B	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。
C	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（無線局の行う無線通信の通信量）又は３（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

三　移行計画に係る周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

［削除］

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満であって、正当な理由[39]がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

地域ごと（各総合通信局及び沖縄総合通信事務所ごととする。以下同じ。）の基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上	計画値以上 計画値＋68	計画値未満であって、	計画値未満であって、

基準を準用する。

４　総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している６GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

［同左］

三　移行計画に係る周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）ごとの基準については、付表１のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満

付表１　総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
東北	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある	正当な理由がない

[39] 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。以下同じ。

		計画値＋205局以下	局未満	正当な理由がある場合	正当な理由がない場合
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上計画値＋1,057局以下	計画値以上計画値＋353局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上計画値＋101局以下	計画値以上計画値＋34局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上計画値＋70局以下	計画値以上計画値＋23局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上計画値＋355局以下	計画値以上計画値＋118局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上計画値＋488局以下	計画値以上計画値＋163局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上計画値＋173局以下	計画値以上計画値＋58局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上計画値＋88局以下	計画値以上計画値＋29局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上計画値＋304局以下	計画値以上計画値＋101局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上計画値＋35局以下	計画値以上計画値＋12局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

２　人口カバー率

［削除］

				計画値未満	計画値未満
関東	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
信越	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
北陸	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
東海	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
近畿	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
中国	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
四国	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
九州	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満
沖縄	［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満

２　人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1)　870MHzを超え875MHz以下	100%	95%以上100%未満	90%以上95%未満	85%以上90%未満、又は計画値以上	80%以上85%未満、又は、80%未満かつ計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、80%以上の場合を除く。）
(2)　945MHzを超え950MHz以下						
(3)　2,165MHzを超え2,170MHz以下	100%	95%以上100%未満	90%以上95%未満	70%以上90%未満、又は計画値以上	50%以上70%未満、又は、50%未満かつ計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、50%以上の場合を除く。）

3　面積カバー率

［削除］

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋５%超	計画値＋１%以上 計画値＋５%以下	計画値以上 計画値＋１%未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

4　総合的な評価

［削除］

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はSである。

画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1)　870MHzを超え875MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	80%以上85%未満、又は80%未満であって正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、80%以上の場合を除く。）
(2)　945MHzを超え950MHz以下						
(3)　2,165MHzを超え2,170MHz以下	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	50%以上70%未満、又は50%未満であって正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、50%以上の場合を除く。）

3　面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
［同左］	［同左］	［同左］	正当な理由がある計画値未満	正当な理由がない計画値未満

4　総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

［同左］

A	２（人口カバー率）の評価がＡである。
B	２（人口カバー率）の評価がＢである。
C	２（人口カバー率）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがＤである。

別紙２

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値±3,000局以内	前年度実績値－5,000局以上前年度実績値－3,000局未満	前年度実績値－5,000局未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値＋１%超	前年度実績値±１%以内	前年度実績値－５%以上前年度実績値－１%未満	前年度実績値－５%未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値＋１%超	前年度実績値±１%以内	前年度実績値－５%以上前年度実績値－１%未満	前年度実績値－５%未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の	前年度実績値を維持しているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がい	前年度実績値を大きく下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、⑴、⑵及び

別紙２

［同左］

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、⑴における総合通信局ごとの基準については、付表１のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑵　人口カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑶　面積カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑷　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

	評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ以上である。	ずれもＡである。	評価のうちいずれか１つがＢであり、その他の評価がＢ以上である。	⑶の評価のうちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上 前年度実績値 －205局未満	前年度実績値 －341局未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 －1,762局以上 前年度実績値 －1,057局未満	前年度実績値 －1,762局未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 －168局以上 前年度実績値 －101局未満	前年度実績値 －168局未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 －116局以上 前年度実績値 －70局未満	前年度実績値 －116局未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 －592局以上 前年度実績値 －355局未満	前年度実績値 －592局未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 －814局以上 前年度実績値 －488局未満	前年度実績値 －814局未満
中国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

付表１　総合通信局ごとの基準

［同左］

	＋173局超	±173局以内	－288局以上 前年度実績値 －173局未満	－288局未満
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

２　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値 未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑷　総合的な評	前年度実績値を	前年度実績値を	前年度実績値を	前年度実績値を

２　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、⑴における総合通信局ごとの基準については、付表２のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑵　人口カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑶　面積カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑷　総合的な評	前年度実績値を	前年度実績値を	前年度実績値を	前年度実績値を

価	大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

(1)における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値＋124局超	前年度実績値＋41局以上前年度実績値＋124局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋41局未満	前年度実績値未満
東北	前年度実績値＋205局超	前年度実績値＋68局以上前年度実績値＋205局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋68局未満	前年度実績値未満
関東	前年度実績値＋1,057局超	前年度実績値＋353局以上前年度実績値＋1,057局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋353局未満	前年度実績値未満
信越	前年度実績値＋101局超	前年度実績値＋34局以上前年度実績値＋101局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋34局未満	前年度実績値未満

価	非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢである。	下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがＣである。

付表２　総合通信局ごとの基準

［同左］

北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値 ＋70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値 ＋173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

［削除］

［削除］

３　基盤展開率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯に限る。）

基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値 ＋１％超	前年度実績値 ±１％以内	前年度実績値 －５％以上 前年度実績値 －１％未満	前年度実績値 －５％未満

３　無線局の行う無線通信の通信量

［削除］

評価	評価の基準
B	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

４　技術導入状況

［削除］

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和）、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和）、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM並びに(オ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和）、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和）、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

４　無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	［同左］
C	［同左］

５　技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない６GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ　(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)２MIMO、４MIMO、８MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

［削除］

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

地域ごとの基準については、一（６GHz以下の周波数帯）の２（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。））の付表２の基準を準用する。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯）の３（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙３

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針[40]、2.3GHz帯開設指針[41]又は4.9GHz帯開設指針[42]に基づき割り当てられた周波数帯を除く。）

［削除］

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している６GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、一（６GHz以下の周波数帯）の２（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯））の付表２の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

２　無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、一（６GHz以下の周波数帯）の４（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、一（６GHz以下の周波数帯）の５（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙３

［同左］

［同左］

１　電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設

[40] 第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）をいう。
[41] 2.3GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和４年総務省告示第51号）をいう。
[42] 4.9GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和６年総務省告示第295号）をいう。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2)　人口カバー率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
(3)　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

(1)における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満

指針により割り当てられた周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表１のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(2)　人口カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(3)　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

付表１　総合通信局ごとの基準

［同左］

		以下		
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満

２　電気通信業務用基地局の数（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2)　電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(3)　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

(1)及び(2)における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

２　電気通信業務用基地局の数（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表１の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数（屋外）	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(2)　電気通信業務用基地局の数（屋内）	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(3)　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

３　電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

評価及びその基準			
S	A	B	C
認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値＋1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

４　電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率[43]（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満

３　電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表１の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値＋1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

４　電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表１の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　電気通信業務用基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

[43] 4.9GHz帯開設指針第６項に規定する特定基地局の展開率をいう。

(2)　4.9GHz帯展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
(3)　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

(1)における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

５　５Ｇ高度特定基地局[44]の数及び５Ｇ基盤展開率[45]（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　５Ｇ高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満

[44] ５Ｇ普及開設指針第１項第18号に規定する５Ｇ高度特定基地局をいう。
[45] ５Ｇ普及開設指針第１項第19号に規定する５Ｇ基盤展開率をいう。

(2)　4.9GHz帯展開率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(3)　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

５　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表２のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　５Ｇ高度特定基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

		局以下		
⑵　５Ｇ基盤展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満

⑵　５Ｇ基盤展開率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑶　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

付表２　総合通信局ごとの基準

［同左］

		下		
信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満
東海	計画値＋73局超	計画値＋36局以上 計画値＋73局以下	計画値以上 計画値＋36局未満	計画値未満
近畿	計画値＋68局超	計画値＋34局以上 計画値＋68局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
中国	計画値＋86局超	計画値＋43局以上 計画値＋86局以下	計画値以上 計画値＋43局未満	計画値未満
四国	計画値＋56局超	計画値＋28局以上 計画値＋56局以下	計画値以上 計画値＋28局未満	計画値未満
九州	計画値＋136局超	計画値＋68局以上 計画値＋136局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋21局超	計画値＋10局以上 計画値＋21局以下	計画値以上 計画値＋10局未満	計画値未満

６　技術導入状況

［削除］

（１）　770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからエまでのうち３つ以上の技術の導入率が50%を超えている。

６　技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

（１）　［同左］

	ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
A	アからエまでのうち３つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
B	アからエまでのうち１つ以上２つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　２MIMO、４MIMO、８MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA

（２）　（１）以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
A	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
B	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

（２）　［同左］

C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　４MIMO又は８MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

７　総合的な評価

［削除］

（１）５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＳである。
A	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＡである。
B	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＢである。
C	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（２）５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。
A	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり他方がＢ、又は一方がＡであり他方がＡ若しくはＢである。
B	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価がいずれもＢである。
C	２（電気通信業務用基地局の数）、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（３）2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
A	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
B	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。

７　総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において、次の（１）から（４）に掲げる表のとおりとする。

（１）５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

［同左］

（２）５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯

［同左］

（３）2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

［同左］

C	３（電気通信業務用基地局の数）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（４）4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＳである。
A	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＡである。
B	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＢである。
C	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

別紙４

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値＋3,000局超	前年度実績値＋1,000局以上前年度実績値＋3,000局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋1,000局未満	前年度実績値未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイの	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	前年度実績値を上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がい	前年度実績値を下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のう

（４）4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

［同左］

別紙４

［同左］

［同左］

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、⑴における総合通信局ごとの基準については、付表１のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑵　人口カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑶　面積カバー率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
⑷　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

	いずれかを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がＳであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもＢ以上である。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	かを満たしている。 ア　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	ずれもＢである。	ちいずれかがＣである。

(1)における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ＋41局以上 前年度実績値 ＋124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ＋353局以上 前年度実績値 ＋1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

付表１　総合通信局ごとの基準

［同左］

		＋70局以下	＋23局未満	
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値 ＋173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

２　4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
4.9GHz帯展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満

３　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

［削除］

２　4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

4.9GHz帯展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。

［同左］

３　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

５Ｇ高度特定基地局数及び５Ｇ基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　５Ｇ高度特定基地局の数	前年度実績値＋1,000局超	前年度実績値＋500局以上前年度実績値＋1,000局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋500局未満	前年度実績値未満
(2)　５Ｇ基盤展開率	前年度実績値＋５％超	前年度実績値＋１％以上前年度実績値＋５％以下	前年度実績値以上前年度実績値＋１％未満	前年度実績値未満
(3)　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　(1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

(1)における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値＋204局超	前年度実績値＋102局以上前年度実績値＋204局以下	前年度実績値以上前年度実績値＋102局未満	前年度実績値未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

間中の周波数帯（５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表２のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1)　５Ｇ高度特定基地局の数	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(2)　５Ｇ基盤展開率	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
(3)　総合的な評価	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

付表２　総合通信局ごとの基準

［同左］

	＋167局超	＋84局以上 前年度実績値 ＋167局以下	以上 前年度実績値 ＋84局未満	未満
関東	前年度実績値 ＋92局超	前年度実績値 ＋46局以上 前年度実績値 ＋92局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋46局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋62局超	前年度実績値 ＋31局以上 前年度実績値 ＋62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋31局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋18局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋73局超	前年度実績値 ＋36局以上 前年度実績値 ＋73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋68局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋86局超	前年度実績値 ＋43局以上 前年度実績値 ＋86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 ＋56局超	前年度実績値 ＋28局以上 前年度実績値 ＋56局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋28局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋136局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋136局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋21局超	前年度実績値 ＋10局以上 前年度実績値 ＋21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋10局未満	前年度実績値 未満

4　技術導入状況

別紙２の一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙５

総務省令[46]に規定する事項に係る評価の基準

総務省令に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　総務省令に規定する事項

［削除］

評価項目	評価	評価の基準
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング[47]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保[48]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は、大規模な災害等において顕著な取組により障害等を最小限にとどめた。
	b	前年度に比べて見直しや強化が見られる。
	c	一定の取組を行っている。
	d	適切な対応を怠った結果、長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼした。
③ミリ波利用の普及等に向けた取組[49]	a	(1)及び(2)の評価のうち、一方がaであり、他方がb以上である。
	b	次のいずれかを満たしている。 ・　(1)及び(2)の評価がいずれもｂである。 ・　(1)及び(2)の評価のうち、一方がcであり、他方がa又はbである。
	c	(1)及び(2)の評価がいずれもcである。
(1) ミリ波帯・Sub6帯におけるエリア拡大等に	a	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る多様な新技術※1を積極的に導入している。（※1　中継局、リピータ、フェムトセル、HPUE[50]など。b、cにおいて同じ。）
	b	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術を導入又は導入に向けた実証を行っている。

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙２の一（６GHz以下の周波数帯）の５（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙５

［同左］

［同左］

１　総務省令に規定する事項

総務省令に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング	a	［同左］
	b	［同左］
	c	［同左］
	d	［同左］
②安全・信頼性の確保	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③データトラヒック	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

[46] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[47] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）

[48] 災害等~~、通信障害、セキュリティ~~に係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）

[49] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）

[50] High Power User Equipment：高出力端末をいう。

	資する技術の導入	c	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術の導入や導入に向けた実証の実績はないが、今後の計画を有している。
	(2) ミリ波帯の利活用等の促進	a	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組※2について、積極的に取り組んでいる。（※2 ユースケース・アプリケーション開発、イベント等のユーザー体験の提供、ユーザーへの周知の取組、自社の販路（ショップ、Web）によるミリ波対応端末の発売など。b、cにおいて同じ。）
		b	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組について、一定程度取り組んでいる。
		c	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組の実績はないが、今後の計画を有している。
④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ[51]）に対するサービス提供[52]		a	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
		b	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
		c	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
		d	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。
⑤上空利用への取組[53]		a	ｂに加えて、５Ｇの活用やサービスの多様化に積極的に取り組んでいる。
		b	実用化に積極的に取り組んでいる。
		c	実証段階に留まっている。
		d	自社として具体的な取組が行われていない。

２　総合的な評価

［削除］

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ）に対するサービス提供	a	［同左］
	b	［同左］
	c	［同左］
	d	［同左］
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	ｂに加えて、５Ｇの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

２　総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

［同左］

[51] ＭＮＯ（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。

[52] 総務省令第５条第１項第１号ヲ（接続・卸役務提供の状況）

[53] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）